

令和7年版

犯罪白書

—犯罪被害の実態—

(犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害)



令和7年版

犯罪白書

－ 犯罪被害の実態 －

(犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害)

法務総合研究所

本書は再生紙を利用しております。

はしがき

刑法犯の認知件数は、令和4年から3年連続で増加し、6年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の98.5%の水準に達した。少年による刑法犯の検挙人員は、元年よりも13.8%増加した。特別法犯を含む個別の犯罪を見ても、児童虐待に係る事件、ストーカー規制法違反、サイバー犯罪、特殊詐欺、大麻取締法違反等の検挙件数が増加傾向にある。犯罪被害の動向の側面から見ても、人が被害者となった刑法犯の認知件数は、令和4年以降増加している。言うまでもなく、犯罪被害については、警察等の公的機関に認知されていない犯罪の件数（暗数）もあり、我が国の犯罪情勢、それと表裏の関係にある犯罪被害の情勢は引き続き予断を許さない状況にある。

このような状況の中、令和7年6月1日、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が施行された。刑の種類の変更は、明治40年の刑法定定以来となる。改正後の刑法においては、拘禁刑の目的が受刑者の改善更生にあることが明記された。この目的の実現のため、刑事施設において、個々の受刑者の特性に応じた矯正処遇や社会復帰支援の充実等を図っている。受刑者の改善更生・再犯防止に向けた取組は、同時に、新たな犯罪被害者を生まないための取組である。

様々な犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、副次的な被害にも苦しめられることが少なくない。政府は、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、平成16年12月、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）を制定した。そして、同法に基づき、犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を進展させており、令和3年3月には、第4次犯罪被害者等基本計画を策定した。

同計画において、法務省は、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施することとされた。そこで、法務総合研究所では、同計画に沿って、令和5年、精神障害を有する者の性犯罪被害の実態を具体的に明らかにするため、精神障害を有する者等の性犯罪被害について、刑事事件の確定記録調査を実施した。そして、6年には、犯罪被害の動向等を明らかにするため、一般国民を対象としたアンケート調査である犯罪被害実態（暗数）調査を実施した。本白書では「犯罪被害の実態（犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害）」と題して特集を組み（第7編）、我が国における近年の犯罪被害の動向、犯罪被害者等施策の取組の現状等を紹介するとともに、両調査の結果を踏まえ、我が国における犯罪被害の実態等に関して総合的に考察し、犯罪被害者等の支援の在り方等について留意すべき点の検討を行った。

本白書の令和6年を中心とする最近の犯罪動向と拘禁刑の導入に係る体制整備を含む犯罪者処遇の実情を扱った部分が、犯罪情勢の定点観測を行い、刑事司法制度に対する理解を深めるための素材として、効果的な刑事政策の立案の基盤となるとともに、特集部分が、犯罪被害の実態のより正確な把握や、犯罪防止対策・被害者支援施策の充実・強化のための方策を検討する上での基礎資料として、広く活用されれば幸いである。

終わりに、前記犯罪被害実態（暗数）調査に御協力を頂いた国民の皆様にご心より謝意を表する次第である。また、本白書の作成に当たり、最高裁判所事務総局、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係各機関から多大な御協力を頂いたことに對し、厚く御礼を申し上げる。

令和7年12月

法務総合研究所長 森本加奈

凡 例

【定義・略称】

第1 刑の種類、罪名等の定義

刑の種類、罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による（特別法の略称は、第3の1参照）。

1 刑の種類

(1) **【懲役】** は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法12条に規定する刑をいう。

(2) **【禁錮】** は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法13条に規定する刑をいう。

2 刑法犯

【刑法犯】 は、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。ただし、後記3及び4に該当する刑法の罪を除く。〔注1〕(ア) ㉞、(イ) ㉞、(ウ) ㉞及び(エ) ㉞参照

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰法（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的犯罪処罰法（平成11年法律第136号）⑪性的姿態撮影等処罰法（令和5年法律第67号）

(1) 刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。〔注1〕(ア) ㉞～㉞及び(ウ) ㉞参照

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重減輕類型 ⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

(2) 次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。〔注1〕(ア) ㉞～㉞、(ウ) ㉞及び(エ) ㉞参照

①殺人（自殺関与、同意殺人）②強盗（事後強盗、昏酔強盗、強盗殺人、強盗・不同意性交等〔令和5年法律第66号による改正前の刑法241条1項に規定する罪及び平成29年法律第72号による改正前の同条前段に規定する罪を含む。〕）③傷害（現場助勢）④脅迫（強要）⑤窃盗（不動産侵奪）⑥公務執行妨害（封印等破棄）⑦偽造（刑法第2編第16章から第19章までの罪における文書等の各偽造（不実記載・不正作出等を含む。）及び同行使（供用等を含む。））⑧職権濫用（特別公務員暴行陵虐）⑨不同意性交等（強制性交等〔令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。〕、監護者性交等、強姦〔平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。〕）⑩強制性交等（監護者性交等、強姦〔平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。〕）⑪不同意わいせつ（強制わいせつ〔令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。〕、監護者わいせつ）

3 危険運転致死傷

【危険運転致死傷】 は、自動車運転死傷処罰法（平成25年法律第86号）2条、3条、6条1項及び2項に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。〔注1〕(イ) ㉞及び(ウ) ㉞参照

4 過失運転致死傷等

【過失運転致死傷等】 は、自動車運転死傷処罰法4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪をいう。以下同じ。）をいう。〔注1〕(ア) ㉞及び(イ) ㉞参照

5 特別法犯

【特別法犯】は、前記2ないし4以外の罪をいい、条例・規則違反を含む。〔注1〕(ア)㉞及び(エ)

㉞参照

- (1) 【道交違反】は、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び保管場所法（昭和37年法律第145号）の各違反をいう。
- (2) 【交通関係4法令違反】は、道交違反に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の各違反を加えたものをいう。
- (3) 【交通法令違反】は、交通関係4法令違反に、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路法（昭和27年法律第180号）、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の各違反を加えたものをいう。

6 大麻取締法

【大麻取締法】は、大麻草栽培規制法（昭和23年法律第124号）の令和5年法律第84号による改正前の法律及び令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法をいう。

〔注1〕各統計資料による場合の特則

(ア) 警察庁の統計による場合

- ㉞ 「刑法犯」は、刑法（後記㉞に該当するものを除く。）及び次の特別法に規定する罪をいう。
- ①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律 ⑤航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑥航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ⑦人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑧組織的犯罪処罰法 ⑨火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号） ⑩流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号） ⑪サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号） ⑫公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号） ⑬公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号） ⑭性的姿態撮影等処罰法

① 「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を、「傷害」は、同法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含み、「暴力行為等処罰法違反」は、同法2条及び3条に規定する罪をいう。

㉞ 「窃盗」は、不動産侵奪を含まない。

㉞ 「器物損壊」は、信書隠匿を含む。

㉞ 「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、過失致死傷及び業務上（重）過失致死傷をいう。

(イ) 検察統計年報による場合

㉞ 「刑法犯」は、前記2の罪に加え、危険運転致死傷を含む。

① 「過失運転致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車による交通犯罪であって、業務上（重）過失致死傷に係るものを含む。

(ウ) 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び保護統計年報による場合

㉞ 「刑法犯」は、前記2の罪に加え、危険運転致死傷を含む。

① 「暴行」は、凶器準備集合を含む。

(エ) 司法統計年報による場合

- ⑦ 「**刑法犯**」は、刑法及び次の特別法に規定する罪をいう。
 ①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律
 なお、自動車運転死傷処罰法違反及び性的姿態撮影等処罰法違反は、「特別法犯」に含まれる。
- ⑧ 「**偽造**」は、刑法第2編第16章の罪（通貨偽造の罪）及び同編第19章の罪（印章偽造の罪）を含まない。

第2 用語の定義

本白書における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

1 警察等

- (1) 「**認知件数**」 警察が発生を認知した事件の数をいう。[注2] 参照
- (2) 「**発生率**」 人口10万人当たりの認知件数をいう。
- (3) 「**検挙件数**」 警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。[注2] 参照
- (4) 「**検挙率**」 $\frac{\text{検挙件数}}{\text{認知件数}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
 なお、検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。
- (5) 「**検挙人員**」 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。[注2] 参照

2 検察・裁判

- (1) 「**検察庁新規受理人員**」 検察官認知又は直受の事件及び司法警察員（特別司法警察員及び国税庁監察官を含む。）から送致・送付された事件の人員をいう。
 なお、同一の被疑者に複数の罪があり、それらの罪に関する事件を時を異にして受理した場合は、受理ごとに1人として計算する。
- (2) 「**起訴率**」 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (3) 「**起訴猶予率**」 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (4) 「**公判請求率**」 $\frac{\text{公判請求人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (5) 「**通常第一審**」 地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいい、略式手続を含まない。
- (6) 「**終局処理**」 検察統計年報による場合は、検察庁間の移送及び中止によるものを、司法統計年報又は最高裁判所事務総局の資料による場合は、裁判所間の移送及び回付によるもの（第3編第2章においては、更に併合審理され、既済事件として集計しないもの）を、それぞれ除外した事件処理をいう。
- (7) 「**全部執行猶予率**」 $\frac{\text{全部執行猶予人員}}{\text{有期懲役} + \text{禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 矯正・更生保護

- (1) 「**入所受刑者**」 裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) 「**初入者**」 受刑のため入所するのが初めての者をいう。
- (3) 「**再入者**」 受刑のため入所するのが2度以上の者をいう。

(4) **「満期釈放等」** 出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。

(5) **「仮釈放率」** $\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{一部執行猶予の実刑部分の刑期終了者} + \text{仮釈放者}} \times 100$
の計算式で得た百分比をいう。

(6) **「全部（一部）執行猶予者の保護観察率」** $\frac{\text{保護観察付全部（一部）執行猶予言渡人員}}{\text{全部（一部）執行猶予言渡人員}} \times 100$
の計算式で得た百分比をいう。

4 少年

(1) **「少年」** 20歳に満たない者をいう。

(2) 非行少年

① **「犯罪少年」** 罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。

② **「触法少年」** 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

③ **「く犯少年」** 保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

(3) **「児童自立支援施設・児童養護施設送致」** 家庭裁判所終局処理における児童自立支援施設・児童養護施設送致には、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。

(4) **「少年院入院者」** 新たに少年院送致となった者及び第5種少年院への収容となった者をいい、少年矯正統計年報における「新収容者等」に相当する。

5 その他

(1) **「pt」** 「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。

(2) **「人口比」** 特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。

(3) **「女性比」** 又は **「女子比」** 男女総数のうち、女性又は女子（20歳未満の場合）の占める比率をいう。

(4) **「少年比」** 少年及び20歳以上の者の総数のうち、少年の占める比率をいう。

(5) **「高齢」・「高齢者」** 65歳以上の者をいう。

(6) **「来日外国人」** 令和4年以前は、我が国にいる外国人のうち、①特別永住者、②永住者、③アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族、④在留資格不明者以外の者をいい、5年以降は、我が国にいる外国人のうち、①特別永住者、②永住者、③アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族、④オーストラリア軍隊の構成員及び文民構成員、⑤グレートブリテン及び北アイルランド連合王国軍隊の構成員及び文民構成員、⑥在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。

(7) **「前科」** 有罪の確定裁判を受けたことをいう。

(8) **「処遇」** 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。

(9) **「全部執行猶予」** 刑法25条に規定する刑の全部の執行猶予をいう。なお、本白書では、平成25年法律第49号による改正前の刑法25条に規定する刑の執行猶予についても「全部執行猶予」という。

(10) **「一部執行猶予」** 刑法27条の2及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）3条に規定する刑の一部の執行猶予をいう。

(11) **「仮釈放」** 一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放を含む。

[注2]

特別法犯の「検挙件数」、「検挙人員」は、平成28年以前は「送致件数」、「送致人員」をいい、過失運転致死傷等（前記〔注1〕（ア）④参照）及び危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通事故に係るものに限る。）は、「送致件数」を「認知件数」及び「検挙件数」として、「送致人員」を「検挙人員」として、それぞれ計上している。

なお、「送致件数」とは、警察が送致・送付した事件の数をいい、「送致人員」とは、警察が送付・送致した事件の被疑者の数をいう。

第3 略称

1 特別法の略称

我が国の主な特別法の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

[略称]	[法令名]
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
海洋汚染防止法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
刑事収容施設法	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）
裁判員法	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）
再犯防止推進法	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）
私事性的画像被害防止法	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）
心神喪失者等医療観察法	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）
精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
性的姿態撮影等処罰法	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）
大麻草栽培規制法	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）
鳥獣保護管理法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）
毒劇法	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

特殊開錠用具所持禁止法…特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）
 独占禁止法……………私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
 特定商取引法……………特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）
 入管法……………出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
 入札談合等関与行為防止法…入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害す
 べき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
 廃棄物処理法……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 配偶者暴力防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律
 第31号）
 犯罪収益移転防止法…犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
 風営適正化法……………風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122
 号）
 不正アクセス禁止法…不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
 暴力行為等処罰法…暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
 暴力団対策法……………暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
 保管場所法……………自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）
 麻薬特例法……………国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を
 図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律
 第94号）
 麻薬取締法……………麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）
 酩酊防止法……………酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律
 第103号）
 労働者派遣法……………労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
 （昭和60年法律第88号）

2 国名の略称等

- (1) 国名の略称は、各統計資料における略称等を参考にした。
- (2) 「中国」は、特に断らない限り、台湾及び香港等を含む。

【資料源】

第1 資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の大臣官房司法法制部、刑事局、矯正局及び保護局並びに出入国在留管理庁から提供を受けたもの及び関係諸機関の調査等に基づくもののほか、以下の官庁統計によるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）
 検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
 司法統計年報（最高裁判所事務総局）
 矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
 少年矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
 保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注3]

- (1) 警察庁の統計は、「令和（昭和又は平成）〇年の犯罪（昭和38年まで「犯罪統計書」）」をいう。
- (2) 総務省統計局の人口資料は、国勢調査実施年は「国勢調査」、他の年は「人口推計」をいう。
- (3) 昭和47年以前の統計資料には、同年5月14日以前の沖縄県該当分の数値を含まない。

- (4) 平成元年の統計資料には、昭和64年1月1日から同月7日までの数値を含む。
- (5) 令和元年の統計資料には、平成31年1月1日から同年4月30日までの数値を、令和元年度の統計資料には、平成31年4月1日から同月30日までの数値をそれぞれ含む。

第2 資料の範囲

統計資料は、原則として、令和7年7月末日までに入手し得た範囲内で、令和6年分までを集録した。

令和6年までの統計の中で、後日、当該関係機関から異なる数値が公表される場合は、次年度以降の犯罪白書において適宜訂正する扱いとする。

【図表の表示方法】

第1 図表番号

図及び表の番号は、編、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、2-2-2-1図は、第2編第2章第2節の第1図を示す。）。

第2 数字等の表示

1 表中の数字等は、次のように表示している。

- (1) 「-」 該当数が0のとき又は非該当のとき
- (2) 「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
- (3) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき
- (4) 「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率

2 図中の数字は、次のように表示している。

- (1) 「0」 該当数が0のとき
- (2) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき

【その他】

第1 計数処理方法

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入した。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得られた数値を四捨五入する方法によっており、各数値を四捨五入した上で、和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を小数点以下第1位まで求めるとき

「12.76-7.53」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており、「12.8-7.5」で得られる「5.3」とは一致しない。

第2 本白書の「資料編」は、CD-ROM版にのみ掲載し、紙面からは省いている。

本白書にある「CD-ROM資料○-○参照」とは、CD-ROM版にある「資料編」のエクセルデータを参照という趣旨である。

また、「CD-ROM参照」とは、CD-ROM版にある図表のエクセルデータを参照という趣旨である。

CD-ROM版にある図表及び資料編のエクセルデータは、「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法について」（令和2年12月18日統計企画会議申合せ）に従って作成している。

目 次

はしがき

凡例

第1編 犯罪の動向

第1章 刑法犯	2
第1節 主な統計データ	2
1 認知件数と発生率	3
2 検挙件数と検挙率	5
3 検挙人員	5
* コラム1 刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み	8
第2節 主な刑法犯	11
1 窃盗	12
2 強盗	14
3 詐欺	15
4 不同意性交等・不同意わいせつ等	18
5 その他の刑法犯	20
第2章 特別法犯	23
第1節 主な統計データ	23
第2節 主な特別法犯	25
第3章 諸外国における犯罪動向	27
第1節 諸外国における犯罪	27
1 殺人	28
2 窃盗	28
3 性暴力	30
第2節 国外における日本人の犯罪	31

第2編 犯罪者の処遇

第1章 概要	34
1 新規立法の動向	35
2 法テラスの活動	36

第2章 検察	37
第1節 概説	37
第2節 被疑事件の受理	38
第3節 被疑者の逮捕と勾留	39
第4節 被疑事件の処理	40
第3章 裁判	43
第1節 概説	43
第2節 確定裁判	44
第3節 第一審	44
1 終局裁判	44
2 科刑状況	46
3 裁判員裁判	48
4 即決裁判手続	51
5 公判前整理手続	51
6 勾留と保釈	52
第4節 上訴審	53
第4章 成人矯正	55
第1節 概説	55
1 刑事施設等	55
2 刑事施設における処遇	55
第2節 刑事施設の収容状況	56
1 刑事施設の収容人員	56
2 刑事施設の収容率	57
3 入所受刑者	57
4 出所受刑者	59
第3節 受刑者の処遇等	61
1 処遇の概要	61
2 作業	65
3 矯正指導	67
4 社会復帰支援	69
5 受刑者の釈放等に関する情報の提供	70
第4節 刑事施設の運営等	71
1 刑事施設視察委員会	71
2 給養・医療・衛生等	71
3 民間協力	71
4 規律・秩序の維持	72
5 不服申立制度	72
第5節 未決拘禁者等の処遇	73
第6節 官民協働による刑事施設等の整備・運営	73
* コラム2 刑事施設改革の現状	74

第5章 更生保護	78
第1節 概説	78
1 更生保護における処遇	78
2 更生保護の機関	78
第2節 仮釈放等と生活環境の調整	79
1 仮釈放等	79
2 生活環境の調整	82
第3節 保護観察	84
1 保護観察対象者の人員等	84
2 保護観察対象者に対する処遇	88
3 保護観察対象者に対する措置等	94
4 保護観察の終了	95
第4節 応急の救護・更生緊急保護の措置等	96
第5節 恩赦	98
第6節 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動	98
1 保護司	98
2 更生保護施設	100
3 自立準備ホーム	102
4 民間協力者及び団体	103
5 更生保護協会等	104
6 犯罪予防活動	104
第6章 刑事司法における国際協力	105
第1節 刑事司法における国際的な取組の動向	105
1 京都コンGRESの成果の具体化	105
2 国際組織犯罪対策及びテロ対策	107
3 薬物犯罪対策	107
4 マネー・ローンダリング対策	108
5 汚職・腐敗対策	109
6 サイバー犯罪対策	109
7 国際刑事裁判所	109
第2節 犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し	110
1 犯罪者の国外逃亡	110
2 逃亡犯罪人の引渡し	110
第3節 捜査・司法に関する国際協力	111
1 捜査共助	111
2 司法共助	111
3 刑事警察に関する国際協力	112
第4節 矯正・更生保護分野における国際協力	112
1 国際受刑者移送	112
2 矯正・更生保護に関する国際会議	113
第5節 刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等	114
1 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力	114
2 法制度整備支援	114

第3編 少年非行の動向と非行少年の処遇

第1章 少年非行の動向	118
第1節 少年による刑法犯	118
1 検挙人員	118
2 属性による動向	120
3 罪名別動向	122
4 共犯事件	123
第2節 少年による特別法犯	125
1 検挙人員	125
2 薬物犯罪	126
3 交通犯罪	127
第3節 ぐ犯少年	128
第4節 不良行為少年	129
第5節 家庭と学校における非行	130
1 家庭内暴力	130
2 校内暴力	131
3 いじめ	131
第2章 非行少年の処遇	132
第1節 概要	132
1 少年法等の改正について	133
2 家庭裁判所送致までの手続の流れ	133
3 家庭裁判所における手続の流れ	134
4 保護処分に係る手続の流れ	135
第2節 検察・裁判	136
1 検察（家庭裁判所送致まで）	136
2 家庭裁判所	137
第3節 少年鑑別所	142
1 概説	142
2 入所・退所の状況	142
3 鑑別	145
4 観護処遇	147
5 非行及び犯罪の防止に関する援助	148
第4節 少年院	149
1 概説	149
2 少年院入院者	149
3 少年院における処遇	153
4 出院者	159
5 少年院の運営等	160

第5節	保護観察	161
1	概説	161
2	少年の保護観察対象者	161
3	少年の保護観察対象者に対する処遇	165
4	少年の保護観察対象者に対する措置	167
5	少年の保護観察の終了	167
第3章	少年の刑事手続	169
第1節	概要	169
1	起訴と刑事裁判	169
2	刑の執行	169
3	仮釈放	169
第2節	起訴と刑事裁判	170
1	検察庁での処理状況	170
2	通常第一審の科刑状況	171
第3節	少年の受刑者	172

第4編 各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇

第1章	交通犯罪	174
第1節	交通犯罪関係法令の改正状況	174
1	自動車運転死傷処罰法	174
2	道路交通法	174
第2節	犯罪の動向	175
1	交通事故の発生動向	175
2	危険運転致死傷・過失運転致死傷等	177
3	ひき逃げ事件	179
4	道交違反	180
第3節	処遇	181
1	検察	181
2	裁判	183
3	矯正	184
4	保護観察	185
第2章	薬物犯罪	186
第1節	犯罪の動向	186
1	覚醒剤取締法違反	186
2	大麻取締法違反等	188
3	危険ドラッグに係る犯罪	190
第2節	取締状況	191
1	覚醒剤等の押収量の推移	191
2	密輸入事案の摘発の状況	191

3	麻薬特例法の運用	193
第3節	処遇	194
1	検察・裁判	194
2	矯正	195
3	保護観察	197
第3章	組織的犯罪・暴力団犯罪	198
第1節	組織的犯罪	198
第2節	暴力団犯罪	198
1	組織の動向	198
2	犯罪の動向	200
3	処遇	204
第4章	財政経済犯罪	207
第1節	税法違反	207
第2節	経済犯罪	209
第3節	知的財産関連犯罪	211
第5章	サイバー犯罪	212
第1節	概説	212
第2節	不正アクセス行為等	213
第3節	その他のサイバー犯罪	214
*	コラム3 インターネットと犯罪	215
第6章	児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪	217
第1節	児童虐待に係る犯罪	217
第2節	配偶者からの暴力に係る犯罪	219
第3節	ストーカー犯罪等	221
1	ストーカー犯罪	221
2	私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）	223
第7章	男女別に見た犯罪	225
第1節	犯罪・非行の動向	225
第2節	処遇	228
1	検察	228
2	矯正	228
3	保護観察	231
第8章	年齢層別に見た犯罪	233
第1節	犯罪の動向	233
*	コラム4 世代別に見た刑法犯検挙人員の人口比の推移	237
第2節	処遇	240
1	検察	240
2	矯正	241

3	保護観察	243
第9章	外国人による犯罪・非行	245
第1節	外国人の在留状況等	245
1	外国人新規入国者等	245
2	不法残留者	245
3	退去強制	245
第2節	犯罪の動向	246
1	刑法犯	246
2	特別法犯	248
第3節	処遇	249
1	検察	249
2	裁判	251
3	矯正	252
4	保護観察	253
第4節	外国人非行少年の動向と処遇	253
1	外国人犯罪少年の動向	253
2	外国人非行少年の処遇	254
第10章	精神障害のある者による犯罪等	256
第1節	犯罪の動向	256
第2節	処遇	256
1	検察・裁判	256
2	矯正	256
3	保護観察	257
4	精神保健福祉法による通報	257
第3節	心神喪失者等医療観察制度	258
1	審判	258
2	指定入院医療機関による医療	259
3	地域社会における処遇	260
第11章	公務員による犯罪	261

第5編 再犯・再非行

第1章	検挙	264
1	刑法犯により検挙された再犯者	264
2	刑法犯により検挙された20歳以上の有前科者	265
3	特別法犯により検挙された20歳以上の有前科者	267
4	薬物犯罪により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者	267

第2章 検察・裁判	269
1 起訴人員中の有前科者	269
2 全部及び一部執行猶予の取消し	271
第3章 矯正	272
1 再入者	272
2 出所受刑者の再入所状況	274
3 出所受刑者の再入率の推移	278
4 再入者の再犯期間	280
第4章 保護観察	281
1 保護観察開始人員中の有前科者	281
2 保護観察対象者の再処分等の状況	282
第5章 少年の再非行・再犯	287
1 少年の再非行	287
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴	289
3 少年院出院者の再入院等の状況	290
4 少年の保護観察対象者の再処分の状況	292

第6編 犯罪被害者

第1章 統計上の犯罪被害	296
第1節 被害件数	296
第2節 生命・身体への被害	298
第3節 性犯罪被害	299
第4節 財産への被害	299
第5節 被害者と被疑者の関係	300
第6節 国外における日本人の犯罪被害	301
第2章 刑事司法における被害者への配慮	302
第1節 刑事手続における被害者の関与	302
1 被害申告及び告訴	302
2 起訴・不起訴等に関する被害者等への通知	302
3 不起訴処分に対する不服申立制度	302
4 公判段階における被害者等の関与	304
5 矯正・更生保護段階等における被害者等の関与	307
6 少年事件における被害者等への配慮	308
7 法テラスによる被害者等に対する支援	309
8 地方公共団体における被害者支援に向けた取組	310
第2節 犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等	311
1 犯罪被害給付制度	311

2	国外犯罪被害弔慰金等の支給制度	311
3	被害回復給付金支給制度	311
4	被害回復分配金支払制度	311
5	自動車損害賠償保障制度	311
6	地方公共団体による見舞金制度等	312
第3節	人身取引被害者保護	312

第7編 犯罪被害の実態 (犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害)

第1章	はじめに	314
第2章	被害者に着目した犯罪被害の動向	316
第1節	検挙	316
1	主な統計データ	316
2	被害者の年齢層	322
3	被害者と被疑者等の関係	328
第2節	検察	332
1	主な統計データ	332
2	不起訴率等	339
第3章	数値から見る犯罪被害者等施策	342
第1節	検察	342
1	検察庁における被害者等通知制度の実施状況	342
2	児童を対象とする代表者聴取の実施状況	343
3	精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施状況	345
4	通常第一審における被害者参加制度の実施状況	347
	* コラム5 代表者聴取を行う検察官の取組	348
第2節	矯正	351
1	矯正における被害者等通知制度の実施状況	351
2	矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況	354
	* コラム6 心情等の聴取・伝達制度の運用を支える被害者担当官の取組	356
第3節	更生保護	358
1	更生保護における被害者等通知制度の実施状況	358
2	更生保護における意見等聴取制度の実施状況	360
3	更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施状況	362
4	更生保護における相談・支援の実施状況	363
第4章	特別調査①(犯罪被害の暗数)	365
第1節	調査の概要	365
1	調査の意義	365
2	調査対象犯罪被害・調査回答者等	366
第2節	調査の結果(第6回調査)	369

1	調査対象犯罪被害の被害率	369
2	第6回新規調査（あおり運転）	371
3	第6回新規調査（インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布）	372
第3節	調査の結果（過去の調査との比較）	373
1	過去5年間の被害率・被害申告率	373
2	治安に関する認識	380
第4節	調査の結果（被害不申告の理由）	380
*	コラム7 被害率（暗数調査）と被害率（認知）の罪名別経年比較の試み	384
第5章	特別調査②（精神障害を有する者等の性犯罪被害）	387
第1節	調査の概要	387
1	調査対象事件・調査対象被害者	387
2	調査対象被害者の特徴	388
第2節	調査の結果	389
1	調査対象事件の特徴	389
2	加害者の属性等	391
3	被害申告の経緯等	393
4	司法面接的手法による取調べ	398
第6章	おわりに	401
第1節	被害者に着目した犯罪被害の動向	401
1	検挙	401
2	検察	402
3	考察	403
第2節	数値から見る犯罪被害者等施策	403
1	検察	404
2	矯正	404
3	更生保護	404
4	考察	404
第3節	特別調査から判明した犯罪被害者等が抱える困難な状況等	405
1	特別調査①（犯罪被害の暗数）	405
2	特別調査②（精神障害を有する者等の性犯罪被害）	406
第4節	犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した更なる支援のために	408
1	精神障害を有する者を中心とした性犯罪被害の防止に向けて	408
2	被害の顕在化に向けて	409
3	刑事司法の各段階における犯罪被害者等施策の活用・充実のための方策	411
4	まとめにかえて	412
事項索引		413

資料編目次 (※ CD-ROM 収録)

- 資料1-1 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙率・検挙人員
- 資料1-2 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙人員 (罪名別)
- 資料1-3 刑法犯 検挙率 (罪名別)
- 資料1-4 特別法犯 検察庁新規受理人員 (罪名別)
- 資料2-1 検察庁新規受理人員 (罪名別)
- 資料2-2 検察庁終局処理人員 (罪名別)
- 資料2-3 地方裁判所における死刑・懲役・禁錮の科刑状況 (罪名別)
- 資料2-4 刑事施設の一日平均収容人員
- 資料2-5 刑事施設の収容率の推移
- 資料2-6 年末在所懲役受刑者人員 (刑期別)
- 資料2-7 特別改善指導の受講開始人員の推移
- 資料2-8 仮釈放・少年院仮退院審理事件 審理開始・許可等人員
- 資料2-9 保護観察開始人員・全部又は一部執行猶予者の保護観察率
- 資料2-10 保護観察開始人員 (罪名別、男女別)
- 資料3-1 少年・20歳以上の者の刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員・人口比・少年比
- 資料3-2 少年による刑法犯 検挙人員・人口比 (年齢層別)
- 資料3-3 少年による刑法犯 検挙人員 (罪名別)
- 資料3-4 触法少年による刑法犯 補導人員 (非行名別)
- 資料3-5 少年による刑法犯 罪名別検挙人員 (男女別、年齢層別)
- 資料3-6 少年による特別法犯 検挙人員 (罪名別)
- 資料3-7 犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比 (年齢層別)
- 資料3-8 犯罪少年の検察官処遇意見・家庭裁判所終局処理結果の各構成比 (年齢層別)
- 資料3-9 少年保護事件 家庭裁判所終局処理人員 (処理区分別、非行名別)
- 資料3-10 少年鑑別所入所者の人員・一日平均在所人員 (男女別)
- 資料3-11 少年入所受刑者の人員 (男女別、年齢層別、刑期別)
- 資料4-1 交通事故 発生件数・死傷者数・死傷率等の推移
- 資料4-2 覚醒剤取締法違反等 検察庁終局処理人員
- 資料4-3 覚醒剤取締法違反等 通常第一審における有罪 (懲役) 人員 (刑期別)
- 資料4-4 財政経済犯罪 起訴・不起訴人員
- 資料4-5 サイバー犯罪 検察庁終局処理人員
- 資料4-6 外国人の検察庁終局処理人員
- 資料4-7 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員 (罪名別)
- 資料4-8 被告人通訳事件 通常第一審における有罪人員・科刑状況 (懲役・禁錮) の推移
- 資料4-9 F 指標入所受刑者人員 (国籍別)
- 資料4-10 外国人の保護観察開始人員 (国籍別)
- 資料5-1 再入者人員 (罪名別、男女別)
- 資料5-2 入所受刑者の入所度数別人員 (罪名別)
- 資料5-3 再入者の再犯期間別人員 (前刑罪名別)

第1編

犯罪の動向



法務省赤れんが棟

【写真提供：法務省大臣官房秘書課】

第1章 刑法犯

第2章 特別法犯

第3章 諸外国における犯罪動向

第1章 刑法犯

第1節 主な統計データ

令和6年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死傷等に係る数値も参考値として掲載している（交通犯罪については、第4編第1章参照）。

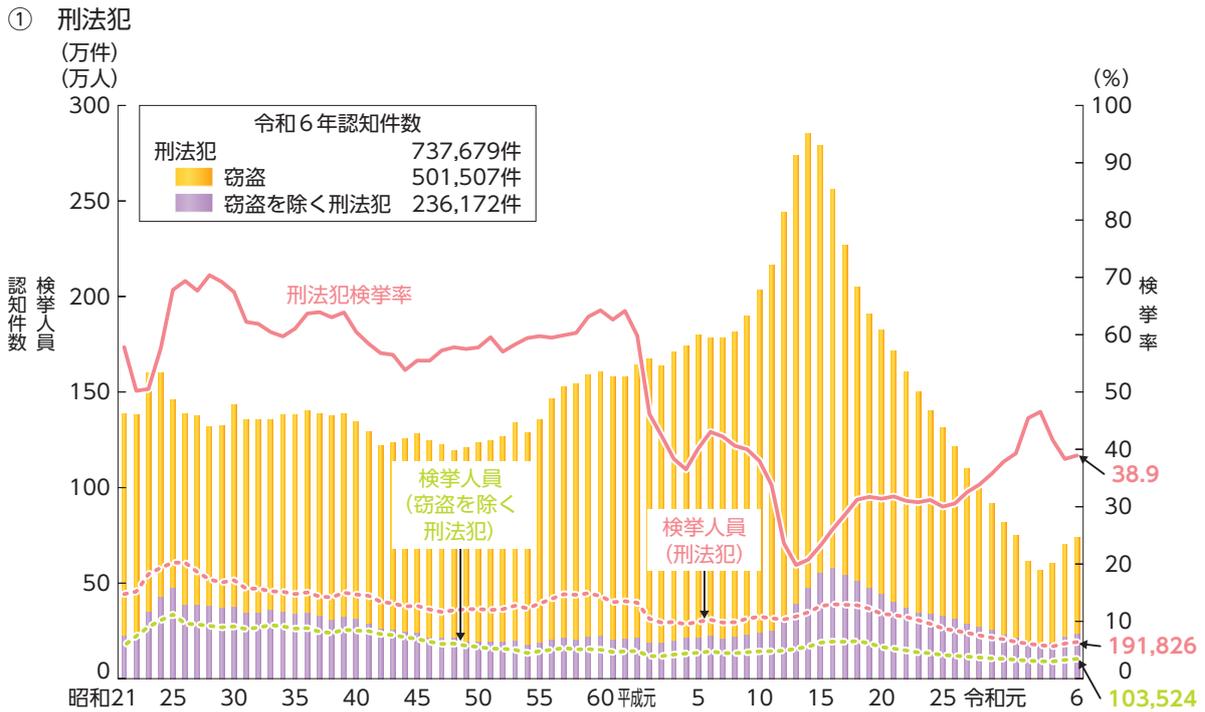
令和6年の主な統計データ（刑法犯）

		(前年比)	[平成17年比]
① 認知件数			
刑法犯	737,679件	(+34,328件、+4.9%)	[-67.5%]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	236,172件	(+16,516件、+7.5%)	[-56.6%]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	277,535件	(-13,844件、-4.8%)	[-67.6%]
うち危険運転致死傷	844件	(+61件、+7.8%)	[+202.5%]
うち過失運転致死傷等	276,691件	(-13,905件、-4.8%)	[-67.7%]
② 検挙件数			
刑法犯	287,273件	(+17,723件、+6.6%)	[-55.8%]
窃盗を除く刑法犯	121,224件	(+8,789件、+7.8%)	[-45.0%]
③ 検挙人員			
刑法犯	191,826人	(+8,557人、+4.7%)	[-50.4%]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	103,524人	(+5,790人、+5.9%)	[-46.3%]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	284,581人	(-13,619人、-4.6%)	[-68.1%]
うち危険運転致死傷	844人	(+66人、+8.5%)	[+202.5%]
うち過失運転致死傷等	283,737人	(-13,685人、-4.6%)	[-68.2%]
④ 発生率			
刑法犯	595.9	(+30.2)	[-1,180.2]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	190.8	(+14.1)	[-235.2]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	224.2	(-10.1)	[-445.7]
うち危険運転致死傷	0.7	(+0.1)	[+0.5]
うち過失運転致死傷等	223.5	(-10.2)	[-446.2]
⑤ 検挙率			
刑法犯	38.9%	(+0.6pt)	[+10.3pt]
窃盗を除く刑法犯	51.3%	(+0.1pt)	[+10.8pt]

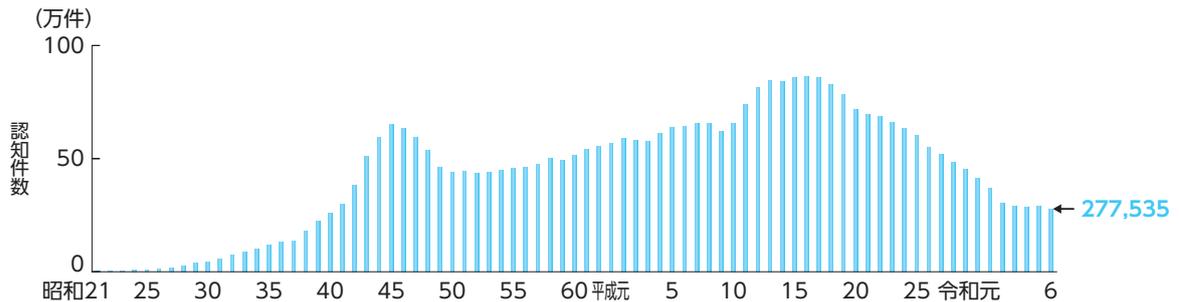
注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、[1-1-1-1図](#)のとおりである（CD-ROM 資料1-1参照）。

(昭和21年～令和6年)



② (参考値) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷は、昭和40年以前は「②(参考値)危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に、41年以降は「①刑法犯」にそれぞれ含まれる。

1 認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万3,739件にまで達した。15年以降は減少に転じ、27年から令和3年までは戦後最少を更新していたが、4年から3年連続で増加し、6年は73万7,679件(前年比3万4,328件(4.9%)増)であった。平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた(本章第2節1項参照)ことに伴うものである。

なお、刑法犯の認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた令和2年及び3年においては大きく減少したが、4年以降は増加しており、6年は、同感染症の感染拡大前である元年の98.5%の水準に達した。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成8年から毎年上昇し、14年には戦後最高の2,238.5を記録した後、15年から一貫して低下していたが、令和4年から3年連続で上昇し、6年は595.9(前年比30.2上昇)であった(1-1-1-1図 CD-ROM 参照)。

令和6年における刑法犯の認知件数・発生率等を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙率・検挙人員（罪名別）

(令和6年)

罪 名	認 知 件 数	発 生 率	検 挙 件 数	検 挙 率	検 挙 人 員
総 数	737,679 (+34,328)	595.9 (+30.2)	287,273 (+17,723)	38.9 (+0.6)	191,826 (+8,557)
殺 人	970 (+58)	0.8 (+0.1)	937 (+65)	96.6 (+1.0)	923 (+115)
強 盗	1,370 (+9)	1.1 (+0.0)	1,267 (+35)	92.5 (+2.0)	1,780 (+179)
放 火	758 (-8)	0.6 (-0.0)	648 (-7)	85.5 (-0.0)	511 (-65)
不同意性交等	3,936 (+1,225)	3.2 (+1.0)	3,376 (+1,303)	85.8 (+9.3)	3,086 (+1,211)
凶器準備集合	15 (+8)	0.0 (+0.0)	10 (+4)	66.7 (-19.0)	28 (+6)
暴 行	29,250 (-946)	23.6 (-0.7)	24,302 (-567)	83.1 (+0.7)	24,584 (-721)
傷 害	22,292 (+123)	18.0 (+0.2)	18,374 (+420)	82.4 (+1.4)	20,248 (+346)
脅 迫	4,502 (-33)	3.6 (-0.0)	3,712 (-44)	82.5 (-0.4)	3,253 (-1)
恐 喝	1,687 (+120)	1.4 (+0.1)	1,198 (+47)	71.0 (-2.4)	1,371 (+8)
窃 盗	501,507 (+17,812)	405.1 (+16.1)	166,049 (+8,934)	33.1 (+0.6)	88,302 (+2,767)
詐 欺	57,324 (+11,313)	46.3 (+9.3)	16,175 (-492)	28.2 (-8.0)	9,025 (-736)
横 領	16,710 (+915)	13.5 (+0.8)	11,444 (+642)	68.5 (+0.1)	10,629 (+565)
遺失物等横領	14,345 (+466)	11.6 (+0.4)	9,936 (+451)	69.3 (+0.9)	9,301 (+372)
偽 造	2,096 (+193)	1.7 (+0.2)	1,585 (+178)	75.6 (+1.7)	995 (+110)
贈 収 賄	31 (-11)	0.0 (-0.0)	34 (-5)	109.7 (+16.8)	54 (-21)
背 任	100 (-2)	0.1 (-0.0)	74 (-12)	74.0 (-10.3)	86 (-)
賭博・富くじ	266 (+125)	0.2 (+0.1)	244 (+144)	91.7 (+20.8)	586 (+164)
不同意わいせつ	6,992 (+896)	5.6 (+0.7)	5,857 (+1,044)	83.8 (+4.8)	4,450 (+646)
公然わいせつ	2,255 (-71)	1.8 (-0.0)	1,694 (-9)	75.1 (+1.9)	1,337 (+12)
わいせつ物頒布等	364 (-264)	0.3 (-0.2)	372 (-268)	102.2 (+0.3)	216 (-129)
性的姿態撮影等処罰法	8,436 (+5,898)	6.8 (+4.8)	6,867 (+5,571)	81.4 (+30.3)	4,429 (+3,493)
公務執行妨害	2,133 (-84)	1.7 (-0.1)	2,063 (-27)	96.7 (+2.4)	1,566 (-38)
失 火	198 (+11)	0.2 (+0.0)	112 (-5)	56.6 (-6.0)	105 (+2)
住 居 侵 入	10,175 (-452)	8.2 (-0.3)	5,422 (-32)	53.3 (+2.0)	3,393 (-81)
略取誘拐・人身売買	588 (+62)	0.5 (+0.1)	556 (+83)	94.6 (+4.6)	485 (+12)
盗品譲受け等	971 (-3)	0.8 (+0.0)	884 (+5)	91.0 (+0.8)	716 (-12)
器 物 損 壊	53,668 (-3,289)	43.3 (-2.5)	8,106 (-261)	15.1 (+0.4)	4,671 (+78)
暴力行為等処罰法	53 (+20)	0.0 (+0.0)	45 (+15)	84.9 (-6.0)	50 (+19)
そ の 他	9,032 (+703)	7.3 (+0.6)	5,866 (+962)	64.9 (+6.1)	4,947 (+628)

(参考値)

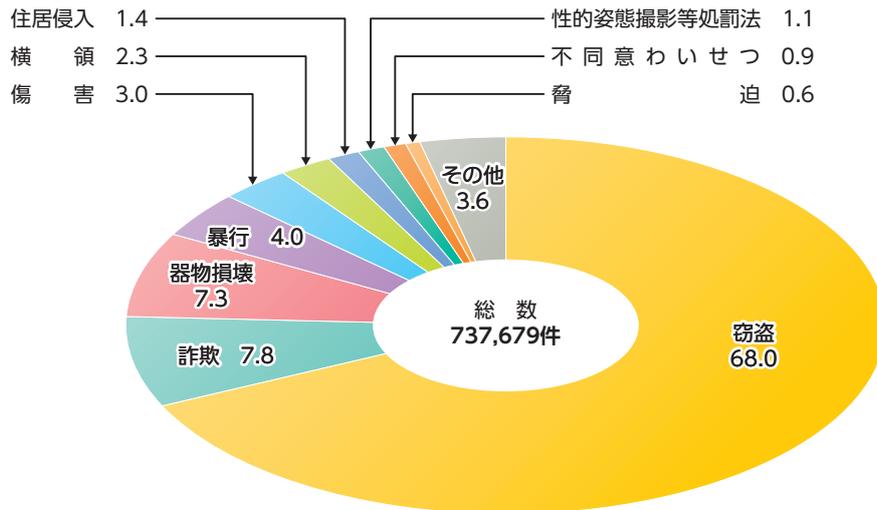
危険運転致死傷	844 (+61)	0.7 (+0.1)	844 (+61)	100.0 (-)	844 (+66)
過失運転致死傷等	276,691 (-13,905)	223.5 (-10.2)	276,691 (-13,905)	100.0 (-)	283,737 (-13,685)

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。
 3 () 内は、前年比である。

令和6年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、1-1-1-3図のとおりである。

1-1-1-3図 刑法犯 認知件数の罪名別構成比

(令和6年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

2 検挙件数と検挙率

刑法犯の検挙件数は、平成17年から減少し、22年からは毎年戦後最少を更新していたが、令和5年から2年連続で増加し、6年は28万7,273件（前年比1万7,723件（6.6%）増）であった。

刑法犯の検挙率は、平成7年から毎年低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録したが、14年から回復傾向にあり、令和3年には46.6%と平成元年以降で最高となった。令和4年から2年連続で低下したものの、6年は38.9%（前年比0.6pt上昇）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和6年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

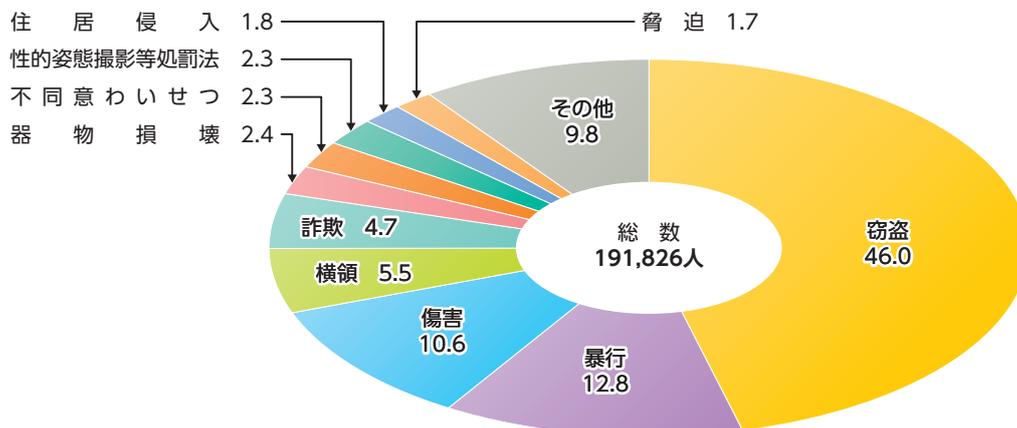
3 検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成16年には元年以降最多の38万9,027人を記録したが、17年から減少に転じ、25年から令和4年までは毎年戦後最少を更新したものの、5年から2年連続で増加し、6年は19万1,826人（前年比8,557人（4.7%）増）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和6年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4図のとおりである（罪名別の検挙人員については、1-1-1-2表参照）。

1-1-1-4図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和6年)

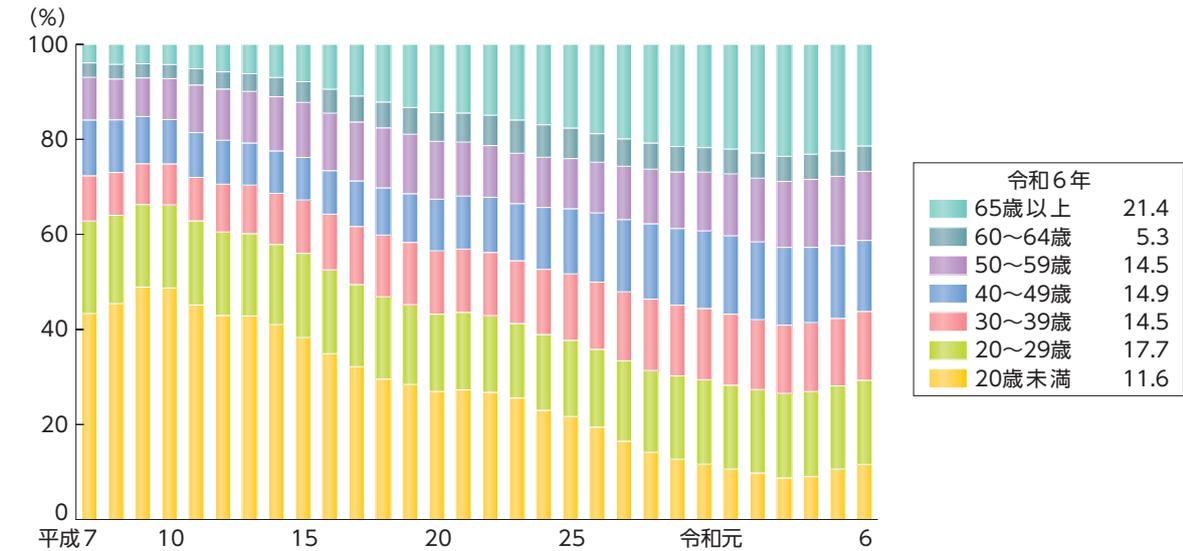


注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、1-1-1-5図のとおりである（男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM参照）。65歳以上の高齢者の構成比は、平成7年には3.9%（1万1,440人）であったが、令和6年は21.4%（4万1,070人）を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率は上昇傾向にある（年齢層別に見た犯罪の動向については、第4編第8章参照）。一方、20歳未満の者の構成比は、平成9年には48.9%（15万3,389人）であったが、その後低下傾向にあり、令和2年に9.8%（1万7,904人）と昭和48年以降初めて10%を下回ったところ、令和6年は11.6%（2万2,274人）であった（少年非行の動向については、第3編第1章参照）。

1-1-1-5図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成7年～令和6年)



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

令和6年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、1-1-1-6表のとおりである（男女別に見た犯罪の動向については、第4編第7章参照）。

1-1-1-6表 刑法犯 検挙人員（罪名別、男女別）

(令和6年)

罪 名	総 数	男 性	女 性	女性比
刑 法 犯	191,826 (100.0)	151,083	40,743	21.2
殺 人	923 (0.5)	708	215	23.3
〔 嬰 児 殺 〕	8 (0.0)	2	6	75.0
強 盗	1,780 (0.9)	1,597	183	10.3
放 火	511 (0.3)	378	133	26.0
不 同 意 性 交 等	3,086 (1.6)	3,065	21	0.7
暴 行	24,584 (12.8)	20,865	3,719	15.1
傷 害	20,248 (10.6)	18,066	2,182	10.8
恐 喝	1,371 (0.7)	1,259	112	8.2
窃 盗	88,302 (46.0)	60,719	27,583	31.2
〔 万 引 き 〕	51,588 (26.9)	30,742	20,846	40.4
詐 欺	9,025 (4.7)	7,203	1,822	20.2
横 領	10,629 (5.5)	9,125	1,504	14.1
遺 失 物 等 横 領	9,301 (4.8)	8,044	1,257	13.5
偽 造	995 (0.5)	740	255	25.6
不 同 意 わ い せ つ	4,450 (2.3)	4,415	35	0.8
性的姿態撮影等処罰法	4,429 (2.3)	4,408	21	0.5
そ の 他	21,493 (11.2)	18,535	2,958	13.8

注 1 警察庁の統計による。

2 () 内は、罪名別構成比である。

3 [] 内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。

4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

コラム1 刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み

犯罪白書では、我が国の犯罪情勢につき、刑法犯、特別法犯、危険運転致死傷・過失運転致死傷等といった分類に従い、その分類ごとに動向を概観・分析しているところ、令和4年版からは、我が国における刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試みを続けている。

図1は、法務総合研究所が資料を入手し得た数値に基づき、令和6年の司法警察職員（警察以外も含む。）による（ア）刑法犯、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等、（ウ）特別法犯（交通法令違反を除く。以下このコラムにおいて「特別法犯」という。）及び（エ）交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。以下このコラムにおいて「交通法令違反」という。）の検挙件数（一部については送致件数を検挙件数として計上している。）を横並びにし、その件数及び構成比を見ることで、我が国の検挙の状況を捉えようとするものである。6年の検挙件数の総数は、前年から約4,000件減少しており、各構成比を前年と比較すると、刑法犯の構成比が上昇している（CD-ROM 参照）。

次に、図2は、我が国における犯罪の全体像をできる限り把握するため、検挙には至らなかった犯罪についても考慮すべく、（ア）刑法犯については警察による認知件数を、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等については人身事故件数を、（ウ）特別法犯及び（エ）交通法令違反については図1の検挙件数を、それぞれ用いて合算したものである。

図1

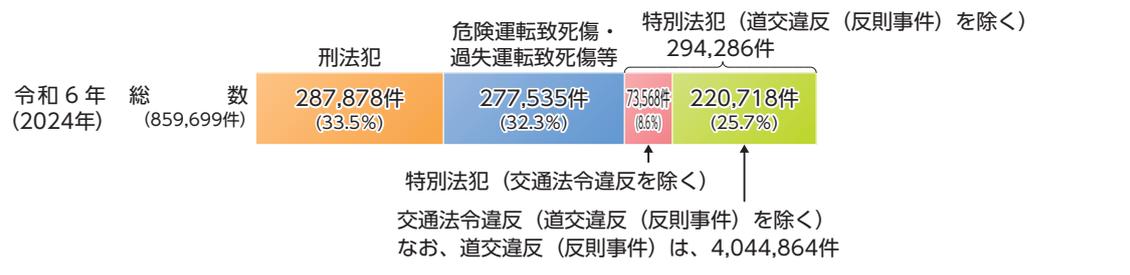


図2

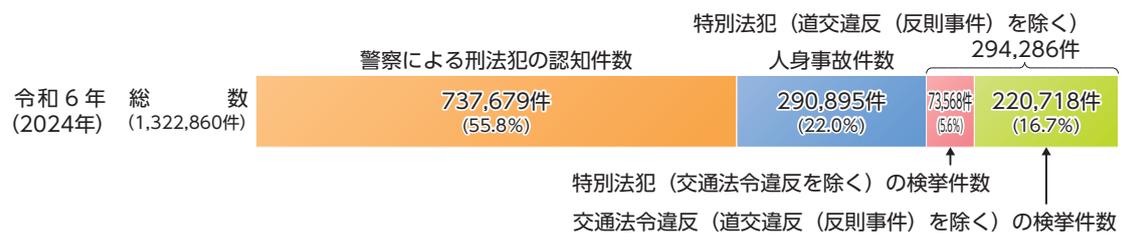


図2は、厳密には概念が一致しない数値を合算した図であるから、飽くまで検挙に至らなかった犯罪の存在をイメージするものであることに留意しつつ、これを見ると、総数は、令和4年から3年連続増加し、6年は、前年から約9,500件増加しており、我が国における犯罪を全体的に捉えると、その脅威が増大しつつあることがうかがえる（CD-ROM 参照）。その内訳を見ると、警察による刑法犯の認知件数は、前年よりも約3万4,000件増加しているのに対し、人身事故件数、特別法犯（交通法令違反を除く。）の検挙件数及び交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。）の検挙件数は、いずれも前年と比べて減少しており、警察による刑法犯の認

知件数の増加が、**図2**における総数を押し上げている。もともと、6年の警察による刑法犯の認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の約74万9,000件を超えるには至っていないことから（CD-ROM 参照）、今後、このまま増加が続いて同件数を超えるのか否か、その動向には注視が必要である。

警察等の司法警察職員が把握した犯罪のほか、被害者が犯罪被害に遭いながらも警察等への届出等を行わなかった、いわゆる暗数の存在についても留意が必要であり、我が国における犯罪の脅威は、これらも総合して考える必要がある（法務総合研究所が実施した犯罪被害の実態（暗数）に関する特別調査については第7編第4章参照）。

さらに、個別の犯罪類型として、令和4年版犯罪白書以来、その動向に着目してきた児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺、大麻取締法違反及び危険運転致死傷の検挙件数に加え、近年その動向が注目されている、ストーカー規制法違反、不同意性交等及び不同意わいせつの検挙件数についても見ることにする。

各犯罪類型の検挙件数について、その増加傾向等を捉えやすい平成23年以降の推移を見ると、**図3**のとおりである。

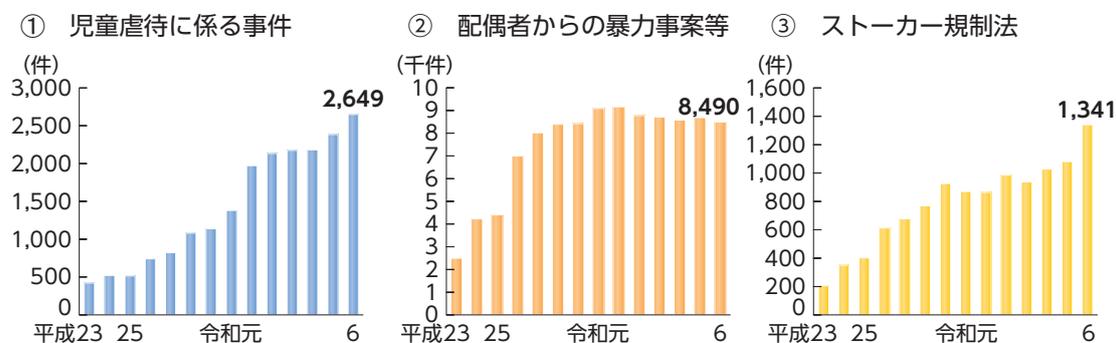
いずれの犯罪類型でも、検挙件数は増加傾向又は高止まりの状態が継続しているところ、とりわけ、④不同意性交等及び⑤不同意わいせつについては、いずれも刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）により対象が変更となった点及び刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により構成要件が変更となった点に留意する必要があるものの、令和6年の検挙件数は前年と比べて急増しており、特に留意が必要である。

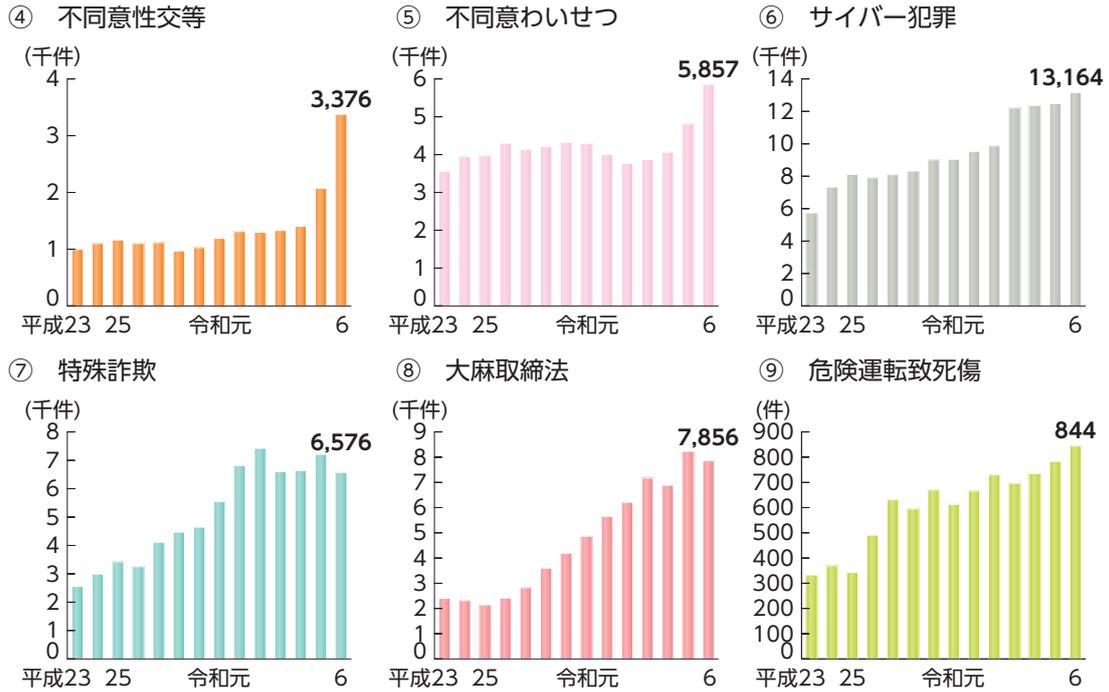
また、令和6年の各犯罪類型の件数を平成23年と比較すると、①児童虐待に係る事件は約6.3倍、②配偶者からの暴力事案等は約3.4倍、③ストーカー規制法違反は約6.5倍、④不同意性交等は約3.4倍、⑤不同意わいせつは約1.6倍、⑥サイバー犯罪は約2.3倍、⑦特殊詐欺は約2.6倍、⑧大麻取締法違反は約3.3倍、⑨危険運転致死傷は約2.5倍と、いずれも大幅に増加している（CD-ROM 参照）。

このように、個別の犯罪類型に関する検挙件数の推移等から見ても、我が国の犯罪情勢については、引き続き予断を許さない状況にあると思われる。

図3

(平成23年～令和6年)





注 図1 (1) 法務総合研究所が資料を入手し得た数値で作成した(詳細はCD-ROM参照)。(2) 警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医薬局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省商務情報政策局産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料及び水産庁資源管理部の資料による。(3) 水産庁資源管理部の資料による検挙件数は、令和5年の数値である。(4) 交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)の検挙件数は、送致件数を計上している。(5) 警察以外による検挙件数は、漁業監督官(吏員)によるものを除き、送致件数を計上している。

図2 (1) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等、特別法犯(交通法令違反を除く。)及び交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)については、警察庁交通局の統計及び警察庁の統計に認知件数がないことから、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる人身事故件数及び検挙件数をそれぞれ参考として用いた。(2) 「人身事故」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものをいう。(3) 「刑法犯の認知件数」及び「人身事故件数」は、警察において把握したものに限る。(4) 脚注図1(1)ないし(4)と同じ。

図3 (1) ①ないし③は警察庁生活安全局の資料、④、⑤及び⑨は警察庁の統計、⑥は警察庁サイバー警察局の資料、⑦は警察庁刑事局の資料、⑧は厚生労働省医薬局の資料に、それぞれよる。(2) 詳細については、①につき第4編第6章第1節、②につき同章第2節、③につき同章第3節、④及び⑤につき第1編第1章第2節4項、⑥につき第4編第5章、⑦につき第1編第1章第2節3項、⑧につき第4編第2章第1節2項、⑨につき同編第1章第1節2項を、それぞれ参照。(3) ⑧は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反並びに大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反の検挙件数を含む。

第2節 主な刑法犯

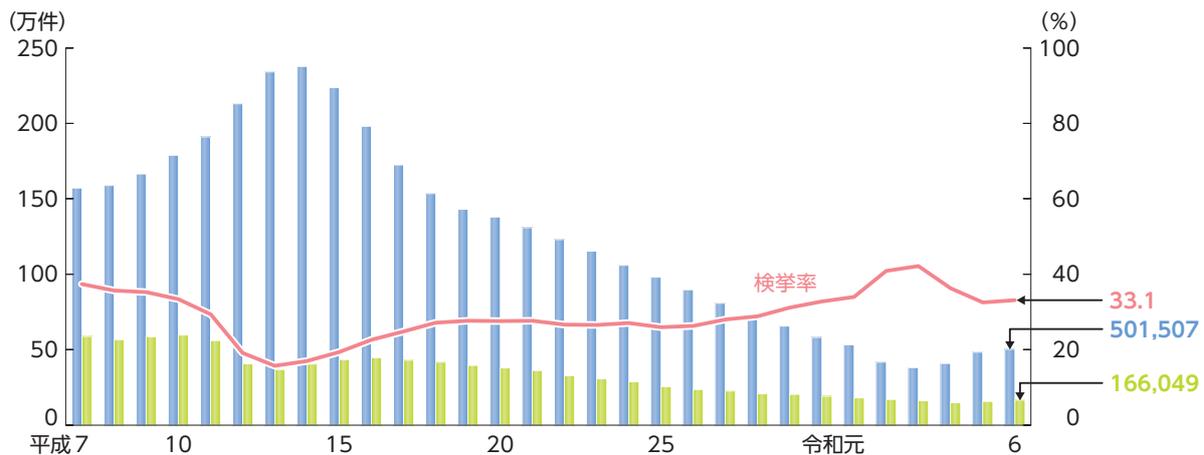
窃盗は、認知件数において刑法犯の7割近くを占める（1-1-1-3図参照）。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-1図①のとおりである。認知件数は、戦後最多を記録した平成14年（237万7,488件）をピークに15年から減少に転じ、26年以降令和3年まで、毎年戦後最少を更新し続けていたが、4年から3年連続で増加し、6年は50万1,507件（前年比1万7,812件（3.7%）増）であった。検挙件数は、平成17年から令和4年まで減少し続けていたが、5年から2年連続で増加し、6年は16万6,049件（同8,934件（5.7%）増）であった。検挙率は、平成26年から令和3年まで上昇し続け、4年から2年連続の低下を経て、6年は再び上昇し33.1%（同0.6pt上昇）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-1図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,193件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続けていたが、令和4年から3年連続で増加し、6年は23万6,172件（前年比1万6,516件（7.5%）増）であった。検挙率は、平成16年に37.8%と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあり、令和4年から2年連続の低下を経て、6年は51.3%（同0.1pt上昇）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

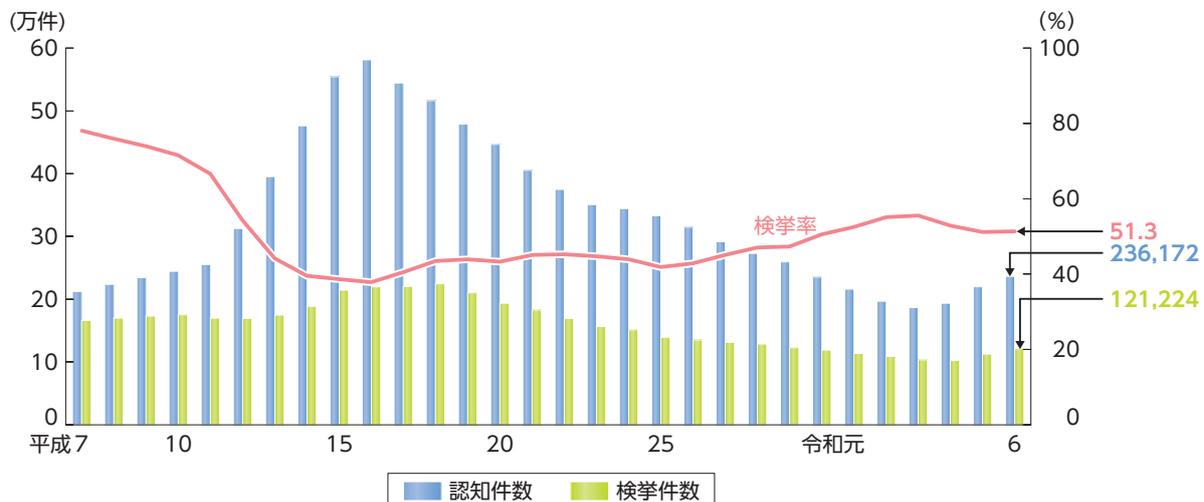
1-1-2-1図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（窃盗・窃盗を除く刑法犯別）

（平成7年～令和6年）

① 窃盗



② 窃盗を除く刑法犯



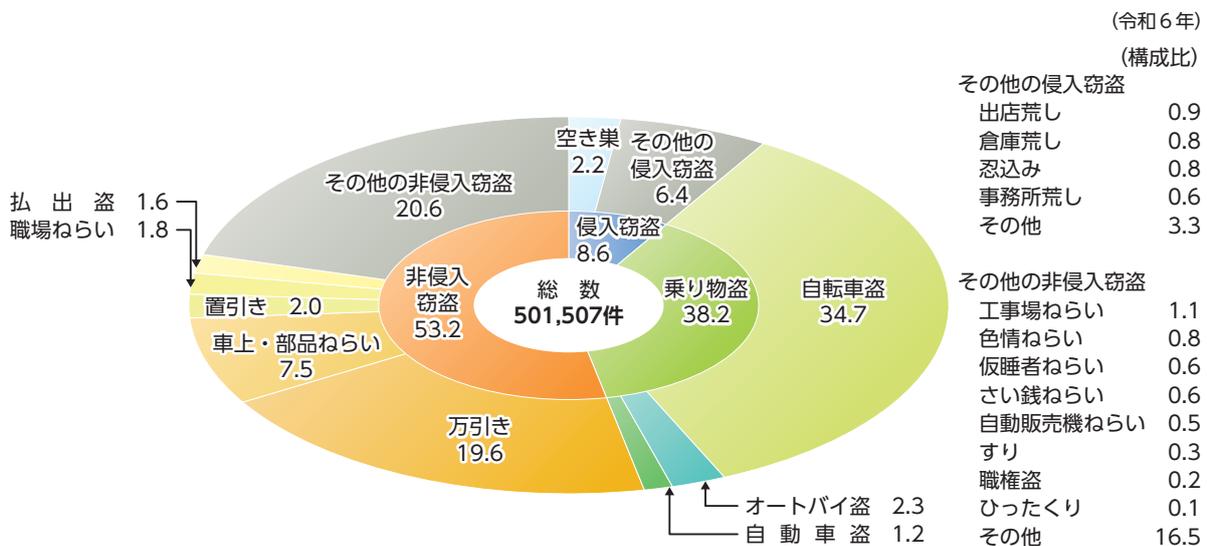
注 警察庁の統計による。

1 窃盗

令和6年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである（手口別の認知件数については、CD-ROM参照）。自転車盗の構成比が最も高く、次いで万引きの順であり、両手口の構成比の合計は、全体の5割を超えている。

また、特殊詐欺（本節3項参照）に係る手口である払出盗（不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM(CDを含む。)から現金を窃取するもの）及び職権盗（公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するもの）の認知件数は、近年増加傾向にあったところ、令和6年は、払出盗が8,030件（前年比2.8%減）、職権盗が1,176件（同25.5%減）と、いずれも減少した（警察庁の統計による。）（なお、SNS型ロマンス詐欺において、暗号資産が用いられていることについてコラム3参照）。

1-1-2-2図 窃盗 認知件数の手口別構成比



注 1 警察庁の統計による。
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM(CDを含む。)から現金を窃取するものをいう。
 3 「出店荒し」は、閉店中の店舗に侵入し、金品を窃取するものをいう。
 4 「忍込み」は、夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。
 5 「職権盗」は、公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するものをいう。
 6 その他の侵入窃盗の「その他」は、金庫破り、工場荒し等である。
 7 その他の非侵入窃盗の「その他」は、脱衣場ねらい、訪問盗等である。

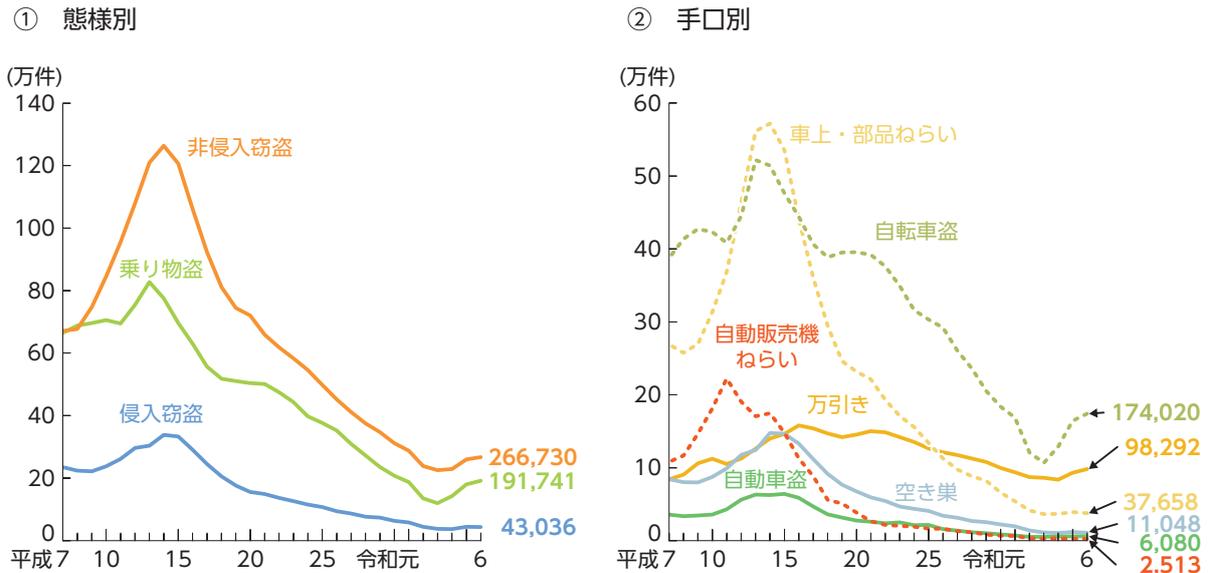
認知件数の推移（最近30年間）を態様別に見ると、1-1-2-3図①のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3図②のとおりである。

令和6年の認知件数を見ると、態様別では、前年と比べ、侵入窃盗が1,192件（2.7%）減少したのに対し、乗り物盗は1万1,853件（6.6%）増加し、非侵入窃盗は7,151件（2.8%）増加した。手口別では、自転車盗が17万4,020件（前年比9,840件（6.0%）増）であり、4年から3年連続で増加した。また、万引きも9万8,292件（同5,124件（5.5%）増）であり、5年から2年連続で増加した。

なお、近年、被害品が金属類（銅板、銅線等）に係る窃盗である金属盗の認知件数が増加傾向にあり、令和6年は2万701件（前年比27.2%増）であった（警察庁長官官房の資料による）。金属盗については、メンバーが流動的に入れ替わる外国人グループにより太陽光発電施設内の金属ケーブルが大量に盗み出され、金属くず買取業者に売却されるなど、窃盗等が組織的かつ計画的に行われている実態も確認されている。こうした状況を踏まえ、7年6月、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）が成立し、これにより、①盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置、②指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止、③特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知等の規定の整備が行われた（①は8年6月までに施行、②、③は7年9月1日施行）。

1-1-2-3図 窃盗 認知件数の推移（態様別、手口別）

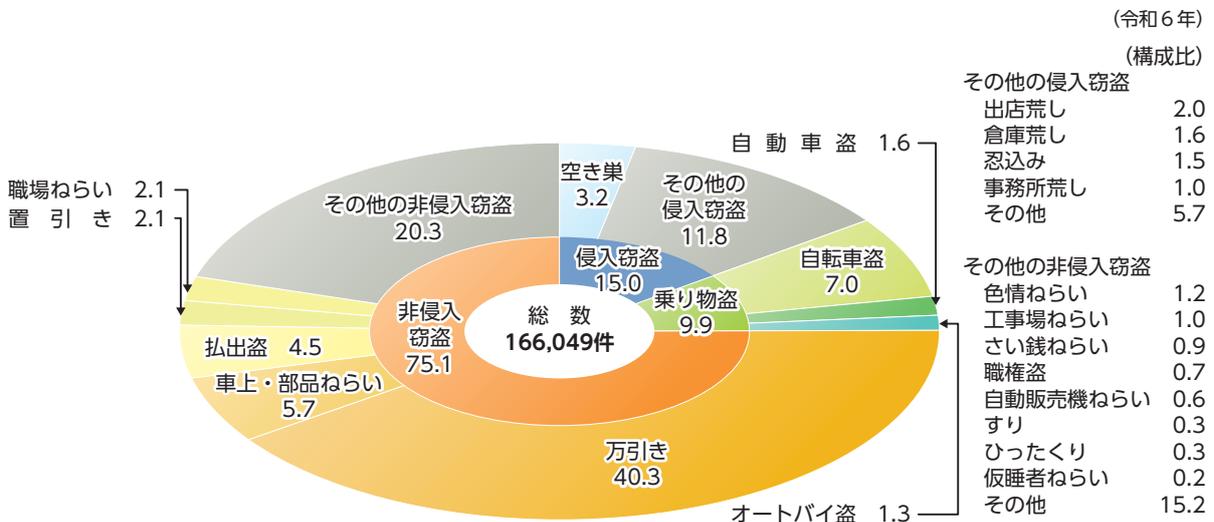
（平成7年～令和6年）



注 警察庁の統計による。

令和6年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、1-1-2-4図のとおりである（手口別の検挙件数については、CD-ROM 参照）。

1-1-2-4図 窃盗 検挙件数の手口別構成比



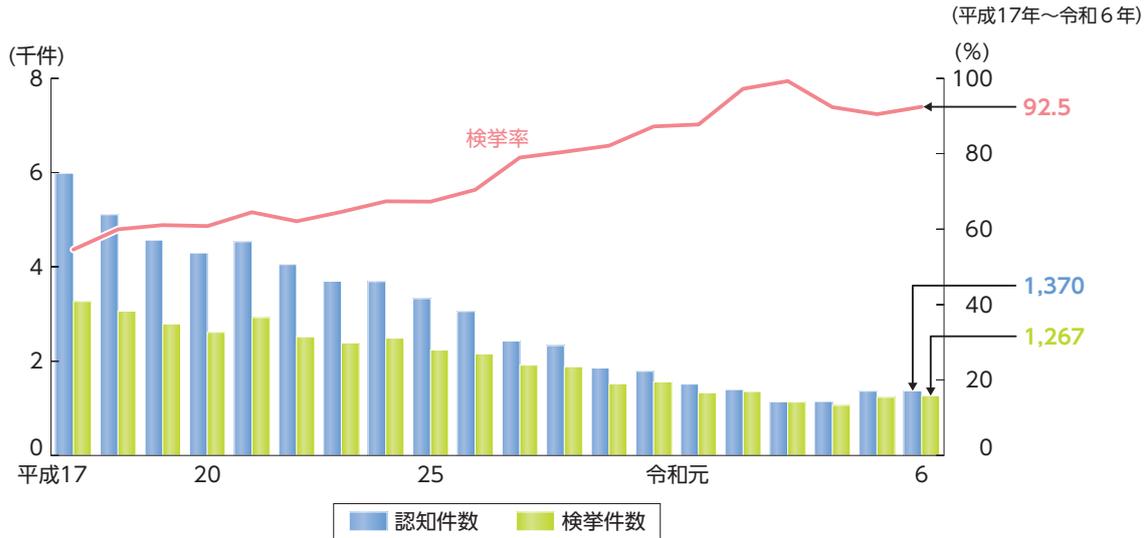
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM(CDを含む。)から現金を窃取するものをいう。
 3 「出店荒し」は、閉店中の店舗に侵入し、金品を窃取するものをいう。
 4 「忍込み」は、夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。
 5 「職権盗」は、公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するものをいう。
 6 その他の侵入窃盗の「その他」は、金庫破り、工場荒し等である。
 7 その他の非侵入窃盗の「その他」は、脱衣場ねらい、訪問盗等である。

令和6年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗（57.8%）、非侵入窃盗（46.7%）、乗り物盗（8.6%）の順であったところ、非侵入窃盗のうち万引きは68.1%、払出盗は93.6%、職権盗は98.4%であった（警察庁の統計による。）。

2 強盗

強盗の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、1-1-2-5図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照）。認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向となり、令和3年には戦後最少を更新したものの、翌年から3年連続で増加し、6年は1,370件（前年比9件（0.7%）増）であった。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和4年から2年連続で低下したものの、6年は上昇し92.5%（同2.0pt上昇）であった。

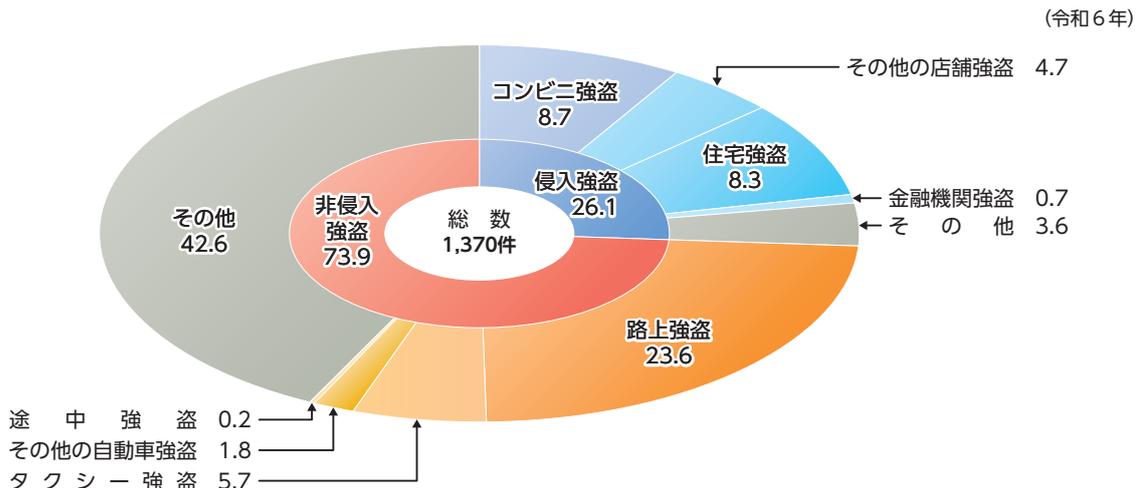
1-1-2-5図 強盗 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 警察庁の統計による。

令和6年における強盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-6図のとおりである。

1-1-2-6図 強盗 認知件数の手口別構成比



注 1 警察庁の統計による。

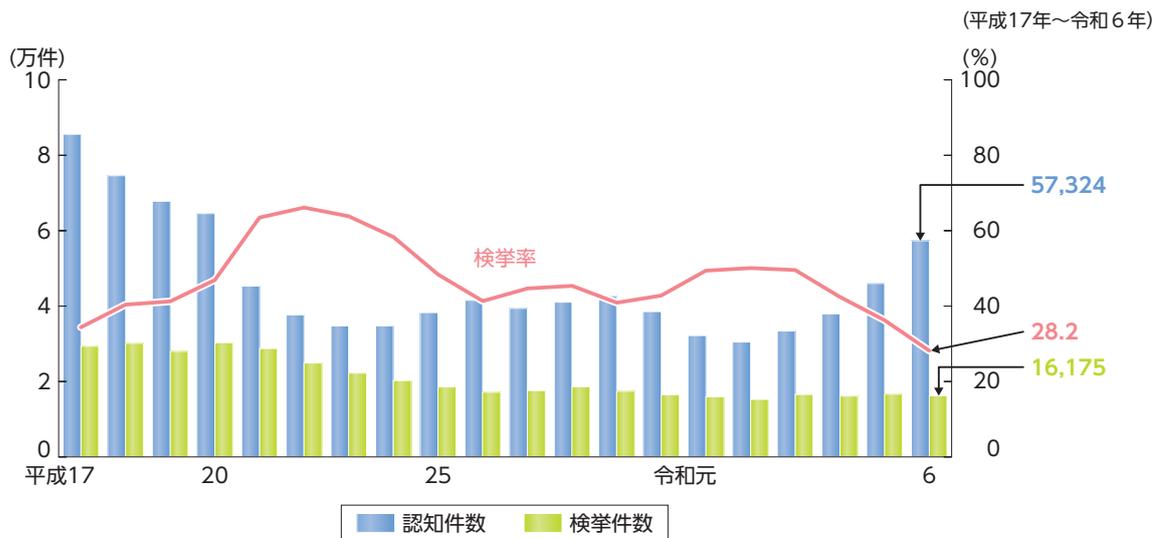
2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの（暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。）をいう。

3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

3 詐欺

詐欺の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、1-1-2-7図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照）。認知件数は、平成17年に昭和35年以降で最多の8万5,596件を記録した後、平成18年から減少に転じ、24年からは増加傾向を示していた。その後、30年から再び減少していたが、令和3年から増加しており、6年は5万7,324件（前年比1万1,313件（24.6%）増）であった。検挙率は、平成16年に32.1%と戦後最低を記録した後、17年から上昇に転じ、23年から26年までの低下を経て、その後は上昇傾向にあったが、令和3年から低下しており、6年は28.2%（同8.0pt低下）であった。

1-1-2-7図 詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

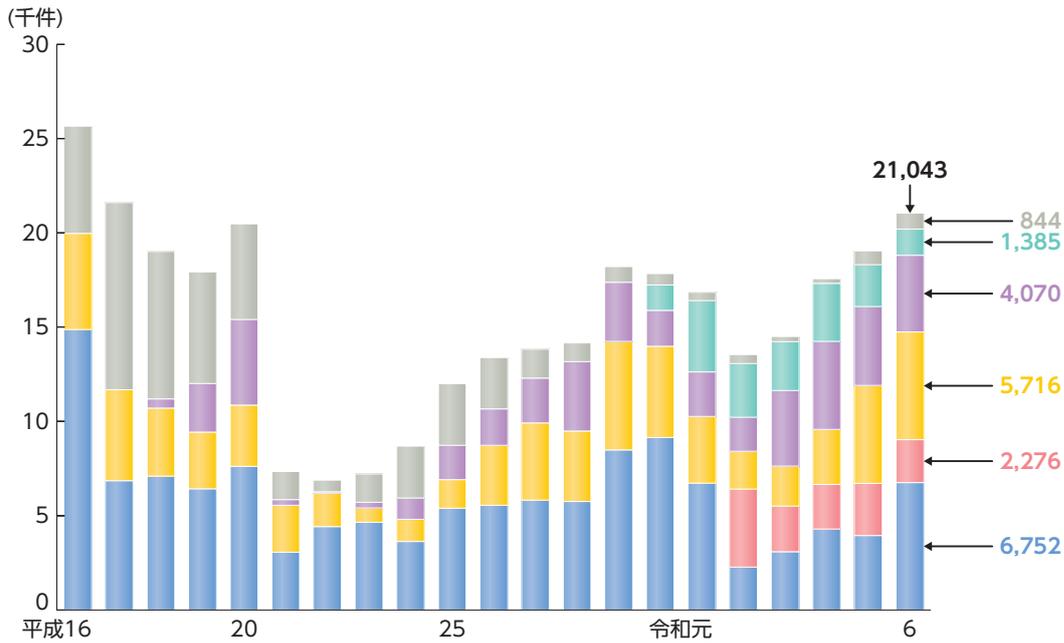


注 警察庁の統計による。

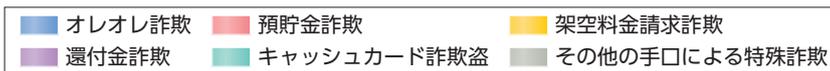
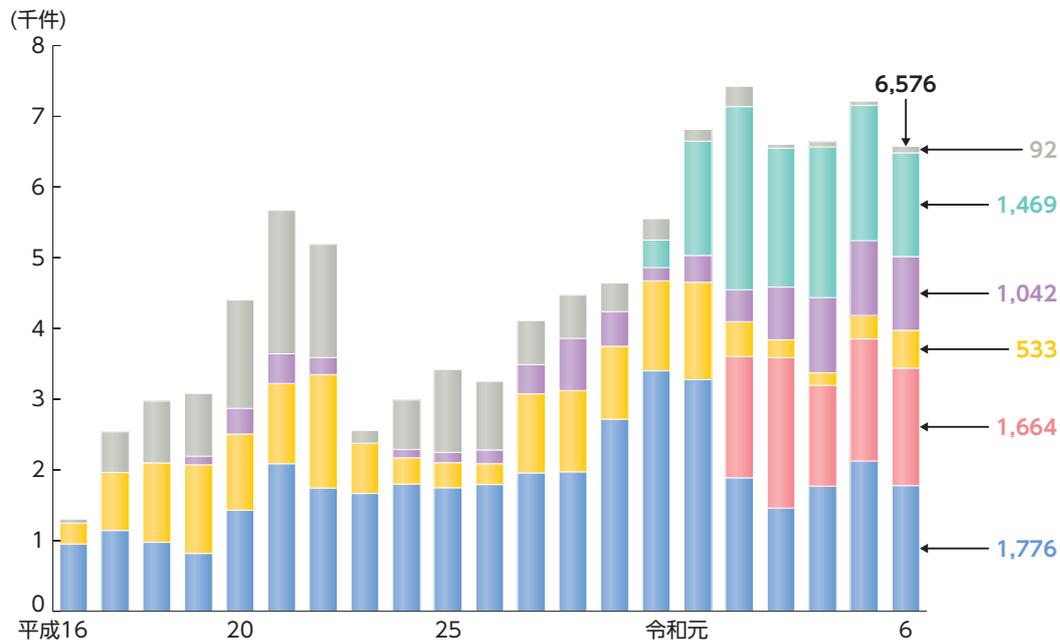
特殊詐欺（被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗（警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの）を含む。）の認知件数、検挙件数及び被害総額（現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額（以下「ATM引出し額」という。）の総額をいう。ただし、ATM引出し額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年までは、オレオレ詐欺に係るもののみを計上している。）の推移（統計の存在する平成16年以降）は、1-1-2-8図のとおりである（検挙人員及び検挙率については、CD-ROM参照）。主要な手口別で見ると、令和6年においては、オレオレ詐欺（親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。）の認知件数が6,752件（前年比70.7%増）と最も多く、特殊詐欺の認知件数に占める割合は32.1%（同11.3pt上昇）、被害額は前年の約3.4倍である約458億円となっている（警察庁刑事局の資料による。）。

(平成16年～令和6年)

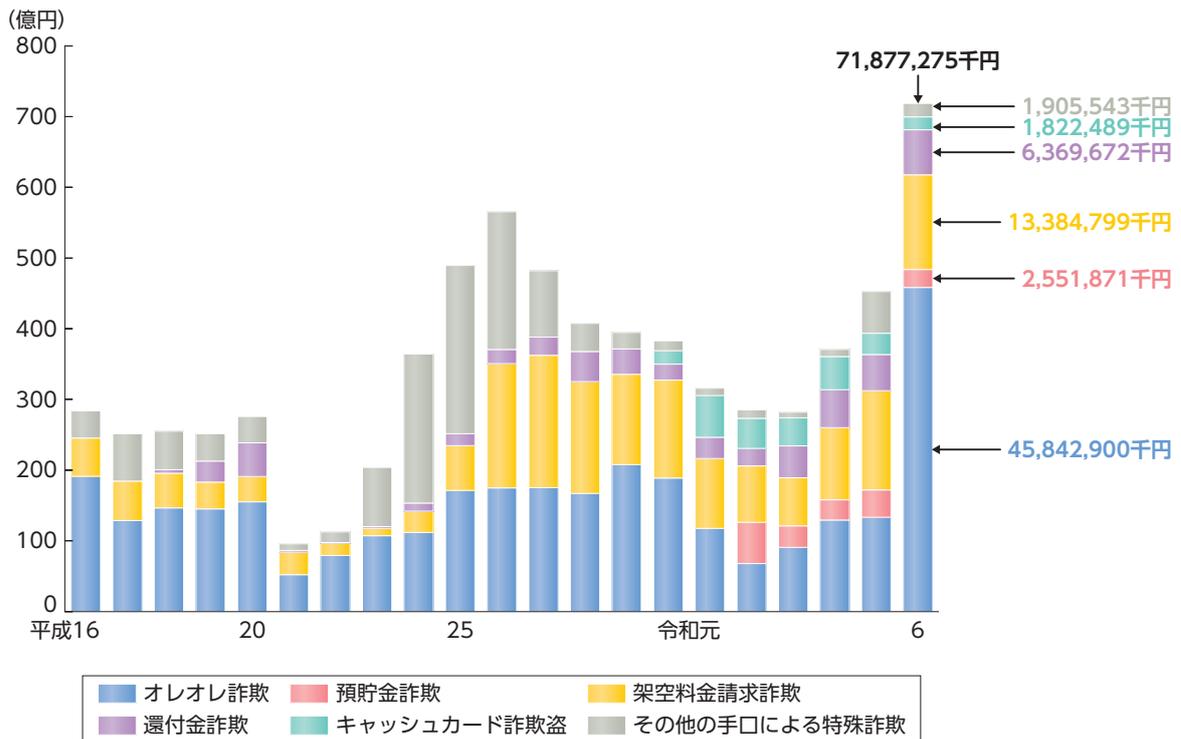
① 認知件数



② 検挙件数



③ 被害総額



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 「特殊詐欺」は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。

3 「オレオレ詐欺」は、親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、平成16年から計上している。

4 「預貯金詐欺」は、親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要である」等の名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を令和2年から新たな手口として分類し、計上している。

5 「架空料金請求詐欺」は、未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、平成16年から計上している。

6 「還付金詐欺」は、税金還付等に必要の手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいい、平成18年から計上している。

7 「キャッシュカード詐欺盗」は、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するものをいい、平成30年から計上している。

8 「その他の手口による特殊詐欺」は、平成16年から21年までは融資保証金詐欺であり、22年以降は融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺等である。ただし、融資保証金詐欺を除く手口については、①及び③は平成22年2月から、②は23年1月から計上している。

9 「被害総額」は、現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。ただし、同キャッシュカード等を使用してATMから引き出された額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。

10 金額については、千円未満切捨てである。

4 不同意性交等・不同意わいせつ等

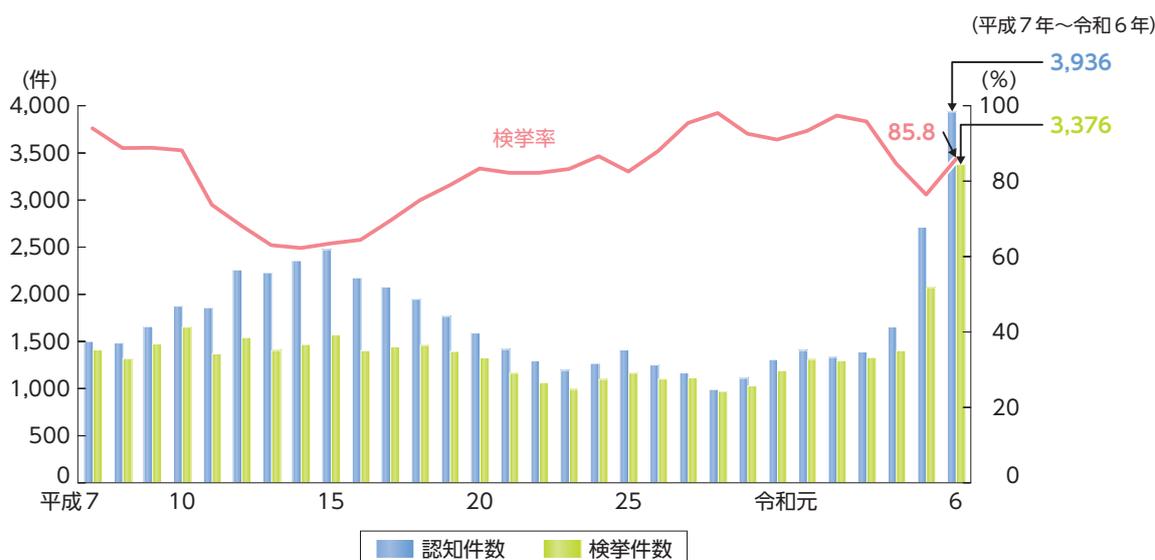
平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）は親告罪であったが、これらの罪は、改正時に、監護者わいせつ・監護者性交等と共に、非親告罪とされた。

さらに、令和5年6月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び**性的姿態撮影等処罰法**（令和5年法律第67号）が成立した。令和5年法律第66号により、強制わいせつ及び準強制わいせつ並びに強制性交等及び準強制性交等をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて**不同意わいせつ**及び**不同意性交等**とするとともに、13歳以上16歳未満の者に対してその者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ又は不同意性交等により処罰することを可能としたほか、16歳未満の者に対する**面会要求等**を新設するなどの処罰規定の整備等が行われた（同年7月13日施行。第2編第1章1項（3）参照）。

不同意性交等の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-9図**のとおりである。認知件数は、平成15年に2,472件を記録した後、減少傾向にあったが、29年からは増加傾向を示し、令和5年から大幅に増加して、6年は3,936件（前年比1,225件（45.2%）増。うち女性を被害者とするものは3,780件）であった（**6-1-3-1表**参照）。なお、平成29年法律第72号による改正によって対象が拡大した点及び令和5年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。6年の検挙件数は3,376件（同1,303件（62.9%）増）であり、検挙率は85.8%（同9.3pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

このうち、令和6年における、令和5年法律第66号による改正後の不同意性交等に限った認知件数は3,573件、検挙件数は2,846件（検挙率は79.7%）であった。また、監護者性交等の認知件数は75件、検挙件数は68件（検挙率は90.7%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-9図 不同意性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



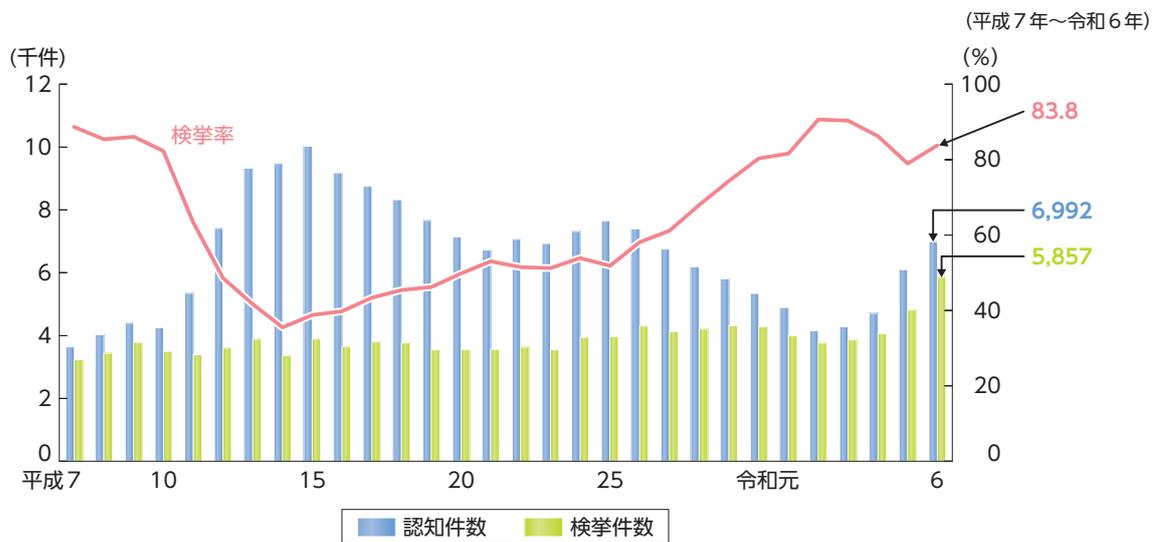
注 1 警察庁の統計による。

2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。

不同意わいせつの認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-10図のとおりである。認知件数は、平成15年に戦後最多の1万29件を記録した後、減少傾向にあったが、令和3年に増加に転じ、6年は6,992件（前年比896件（14.7%）増）であった（CD-ROM資料1-2参照）。なお、平成29年法律第72号による改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が強制性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点並びに令和5年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。6年の検挙件数は5,857件（同1,044件（21.7%）増）であり、検挙率は83.8%（同4.8pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

このうち、令和6年における、令和5年法律第66号による改正後の不同意わいせつに限った認知件数は6,442件、検挙件数は4,959件（検挙率は77.0%）であった。また、監護者わいせつの認知件数は107件、検挙件数は97件（検挙率は90.7%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-10図 不同意わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。

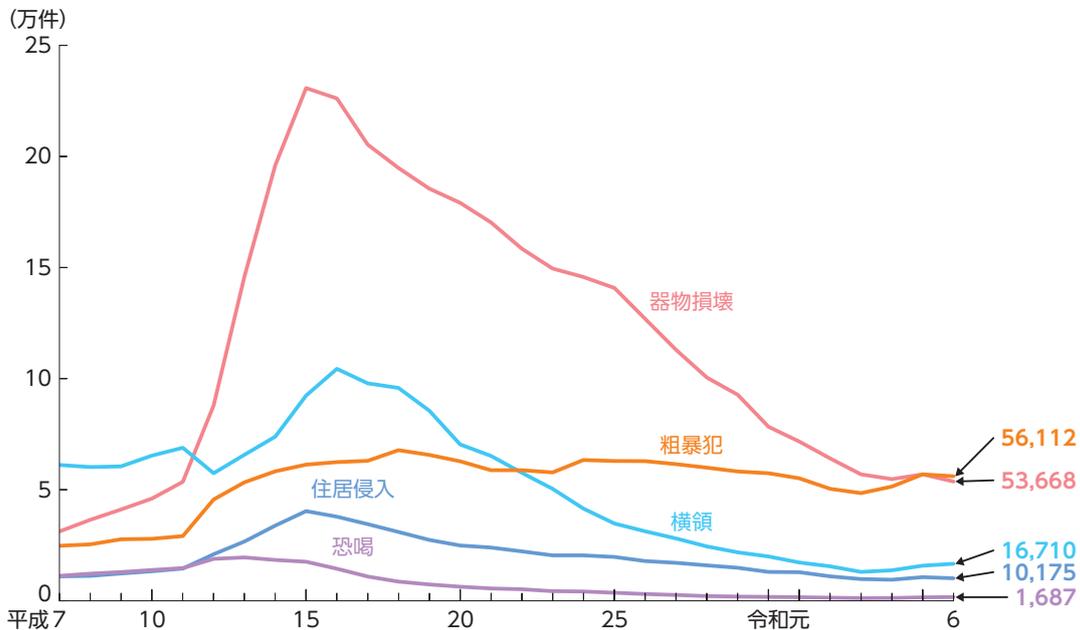
令和6年における、令和5年法律第66号による改正によって新設された16歳未満の者に対する面会要求等の認知件数は152件、検挙件数は134件であった（警察庁の統計による。）。また、6年における、令和5年法律第67号によって新設された性的姿態撮影等処罰法違反の認知件数は8,436件、検挙件数は6,867件であった（CD-ROM資料1-2参照。性的姿態撮影等処罰法については、第2編第1章1項（3）参照）。

5 その他の刑法犯

窃盗、強盗、詐欺及び不同意性交等・不同意わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-11図のとおりである。

1-1-2-11図 その他の刑法犯 認知件数の推移（罪名・罪種別）

（平成7年～令和6年）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、1-1-2-12図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照）。

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、その後はおおむね横ばいで推移し、令和3年から2年連続で戦後最少を更新したが、5年から2年連続して増加し、6年は970件（前年比58件（6.4%）増）であった。検挙率は、安定して高い水準にあり、6年は96.6%（同1.0pt上昇）であった。

暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、2万9,000件台から3万2,000件台で推移した後、令和元年から3年まで減少し、4年から2年連続して増加したものの、6年は2万9,250件（前年比946件（3.1%）減）であった。検挙率は、平成16年からおおむね上昇傾向にあり、令和6年は83.1%（同0.7pt上昇）であった。

脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたところ、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移していたが、令和4年は昭和43年以来54年ぶりに4,000件を上回り、令和6年は4,502件（前年比33件（0.7%）減）であった。検挙率は、平成26年から11年連続で8割を超えており、令和6年は82.5%（同0.4pt低下）であった。

略取誘拐・人身売買の認知件数は、平成16年に320件を記録した後、減少傾向にあったが、24年から増加傾向となり、令和5年に526件（前年比136件（34.9%）増）と大幅に増加し、6年は588件（同62件（11.8%）増）であった。検挙率は、おおむね8割から9割と安定して高い水準にあり、6年は94.6%（同4.6pt上昇）であった。

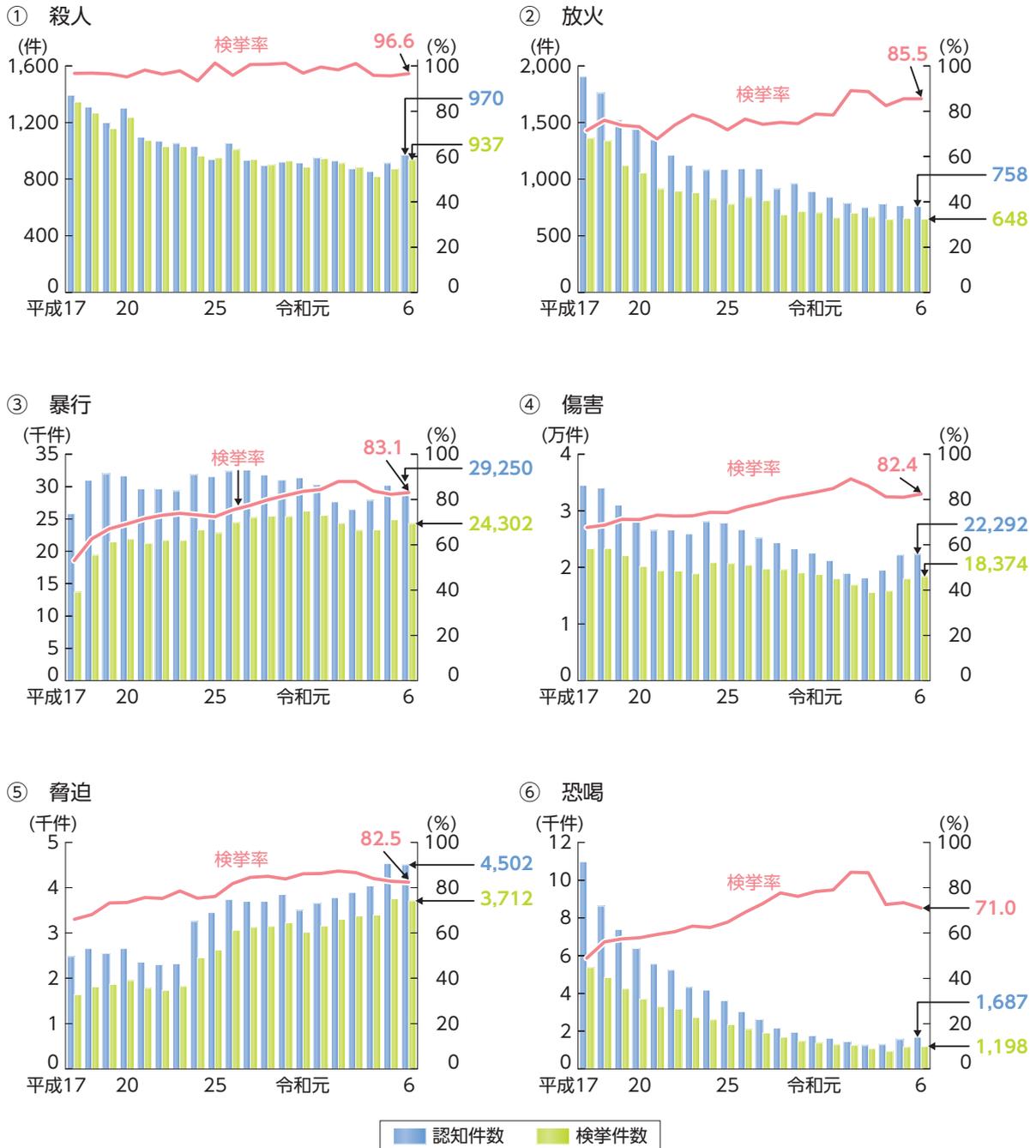
器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続け、令和5年は前年と比べて増加したものの、6年は5万3,668件（前年比3,289件（5.8%）減）であった。検挙率は、平成16年から上昇傾向にあり、令和6年は15.1%（同0.4pt上昇）であったが、依然として、刑法犯

全体と比べて著しく低い。

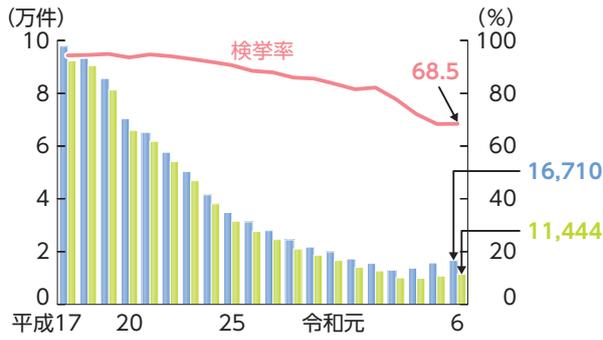
なお、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、通貨偽造、文書偽造等及び賭博・富くじの認知件数等については CD-ROM 参照。

1-1-2-12図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（罪名別）

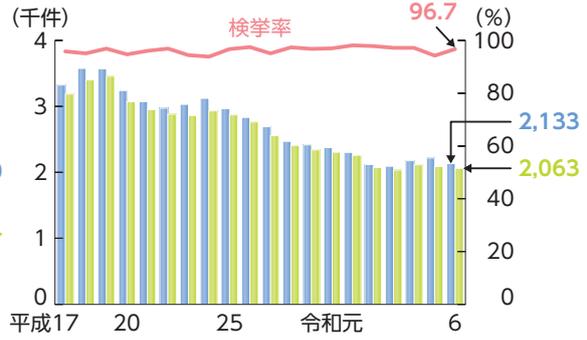
(平成17年～令和6年)



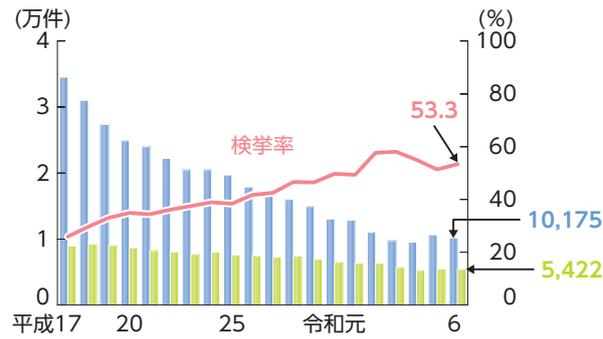
⑦ 横領（遺失物等横領を含む）



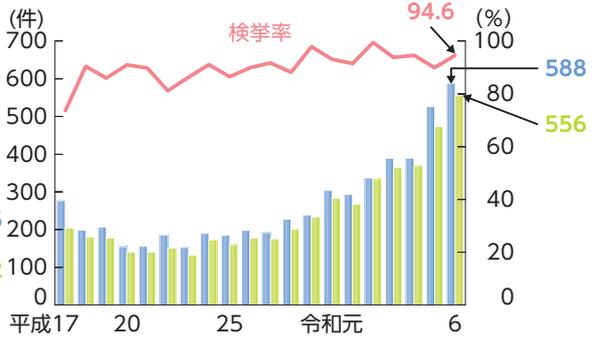
⑧ 公務執行妨害



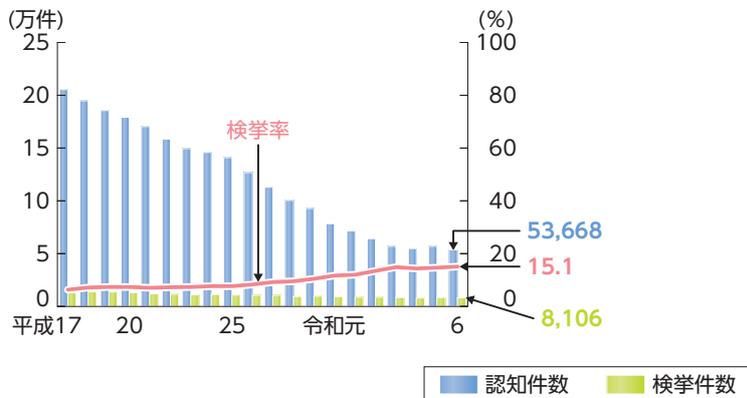
⑨ 住居侵入



⑩ 略取誘拐・人身売買



⑪ 器物損壊



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 警察庁の統計による。

第1節 主な統計データ

令和6年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

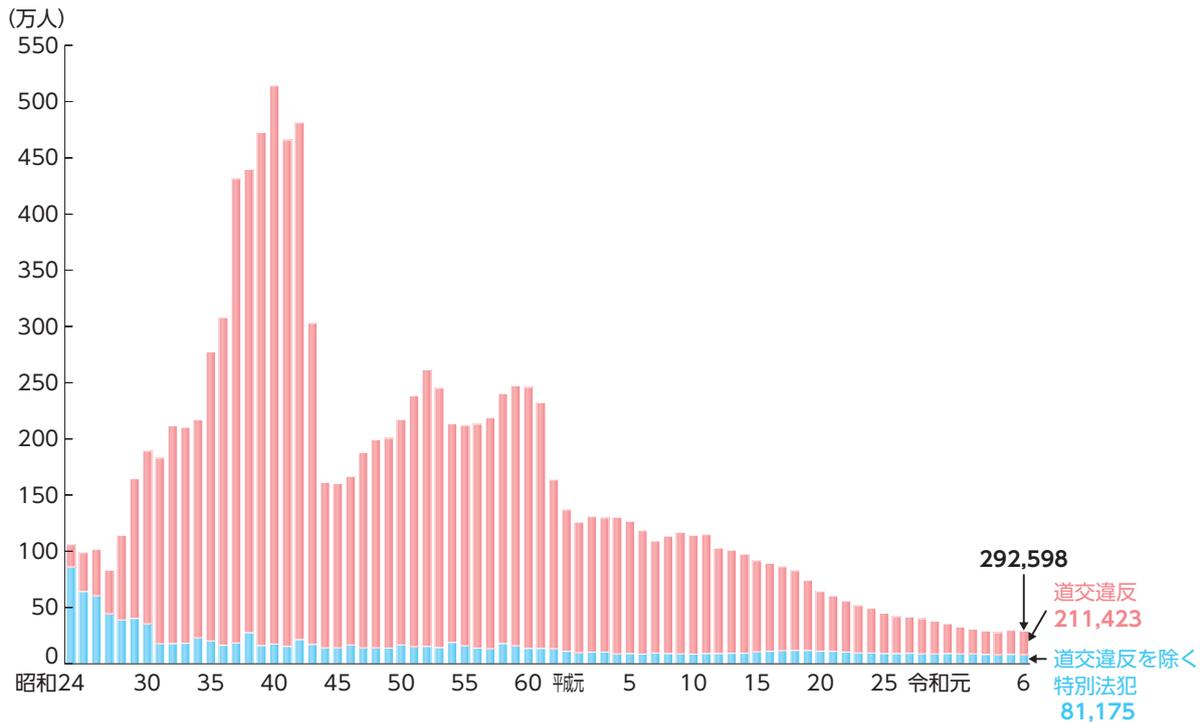
令和6年の主な統計データ（特別法犯）			
	検察庁新規受理人員	（構成比）	（前年比）
① 道路交通法違反	210,818人	(72.1%)	(-1,492人、 -0.7%)
② 覚醒剤取締法違反	10,427人	(3.6%)	(+744人、 +7.7%)
③ 大麻取締法違反	8,932人	(3.1%)	(-463人、 -4.9%)
④ 入管法違反	6,747人	(2.3%)	(+11人、 +0.2%)
⑤ 軽犯罪法違反	6,519人	(2.2%)	(-808人、 -11.0%)
⑥ 廃棄物処理法違反	5,998人	(2.0%)	(-386人、 -6.0%)
⑦ 銃刀法違反	4,960人	(1.7%)	(-269人、 -5.1%)
⑧ 犯罪収益移転防止法違反	3,922人	(1.3%)	(+844人、 +27.4%)
⑨ 自動車損害賠償保障法違反	2,805人	(1.0%)	(+135人、 +5.1%)
⑩ 麻薬取締法違反	2,509人	(0.9%)	(+739人、 +41.8%)
その他	28,961人	(9.9%)	
総数	292,598人	(100.0%)	(-4,909人、 -1.7%)
	【平成17年 総数】		【平成17年比】
	864,582人		[-571,984人、 -66.2%]

注 1 検察統計年報による。
 2 「大麻取締法違反」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、1-2-1-1図のとおりである（罪名別の人員については、CD-ROM資料1-4参照）。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。その後は減少傾向にあり、平成18年からは昭和24年以降における最少を記録し続けていたところ、令和5年は増加し、6年は再び減少した。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成20年から緩やかな減少傾向にあり、令和6年は8万1,175人（前年比3,156人（3.7%）減）であった（CD-ROM参照）。

1-2-1-1図 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(昭和24年～令和6年)

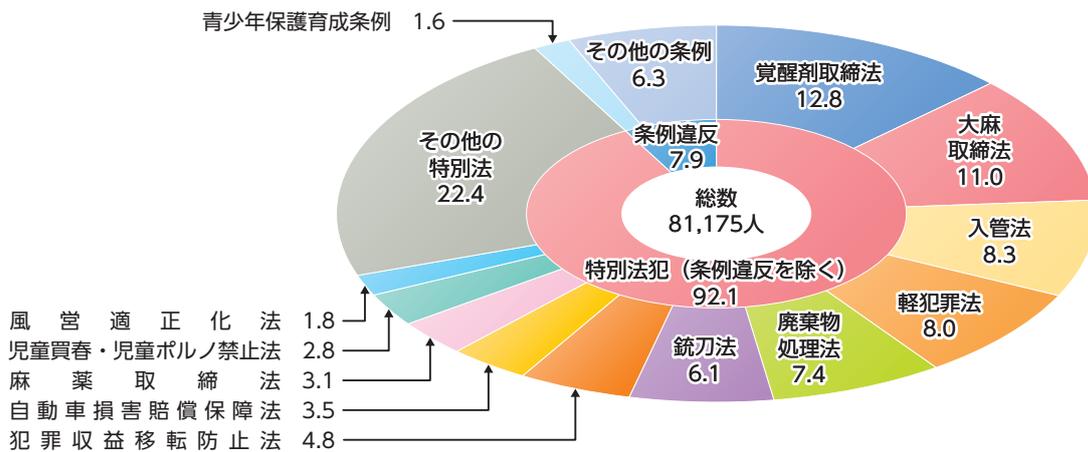


注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 2 「道交違反」は、道路交通法（昭和35年法律第105号）による廃止前の道路交通取締法（昭和22年法律第130号）及び同法施行令（昭和28年政令第261号）、同法による廃止前の自動車取締令（昭和8年内務省令第23号）並びに昭和28年総理府令第54号による廃止前の道路交通取締令（昭和22年内務省令第40号）の各違反を含む。

令和6年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の罪名別構成比は、1-2-1-2図のとおりである。

1-2-1-2図 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

(令和6年)



注 1 検察統計年報による。
 2 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 3 道交違反を除く。

なお、参考として、その他の条例違反に関し、各都道府県が「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」等の名称で制定している、いわゆる迷惑防止条例について、その中で禁止されている行為のうち痴漢事犯と盗撮事犯に着目し、その検挙件数を見る。

電車内等におけるいわゆる痴漢事犯は、迷惑防止条例に違反する痴漢行為や不同意わいせつ等として検挙される。迷惑防止条例違反に該当する痴漢行為の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）は、平成27年以降2,700～3,200件台で推移していたところ、令和2年及び3年は1,900件台に減少し、4年及び5年は2,200件台にまで増加したが、6年は再び減少し1,811件（前年比44.3%減）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

また、迷惑防止条例違反に該当する盗撮事犯の検挙件数は、令和2年は4,000件台、3年からは5,000件台と、増加傾向にあったところ、6年は2,013件（前年比37.1%減）と、大幅に減少した（警察庁生活安全局の資料による。）。なお、5年7月に施行された性的姿態撮影等処罰法により、性的姿態等撮影罪が規定された点には留意が必要である（本編第1章第2節4項及び第2編第1章1項（3）参照）。

第2節 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）は、1-2-2-1図のとおりである。なお、交通犯罪、薬物犯罪、財政経済犯罪及びサイバー犯罪については、第4編第1、2、4及び5の各章をそれぞれ参照。

銃刀法違反は、平成21年（6,989人）をピークに一時減少傾向となったが、24年以降はおおむね横ばいとなっており、令和6年は4,960人（前年比5.1%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。なお、同年6月、同法が改正され（令和6年法律第48号）、①拳銃等以外の銃砲等の発射及び所持に関する罰則を強化し、②電磁石銃（コイルガン）を銃砲に追加し、その所持を禁止し、③ライフル銃の範囲を拡大するなどの規定が整備された（①は同年7月14日施行、②及び③は7年3月1日施行）。

廃棄物処理法違反は、平成19年（8,879人）をピークに20年以降は7年連続で減少し、27年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和2年及び3年は7,600人台に増加し、4年からは再び7,000人を下回り、6年は5,998人（前年比6.0%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。

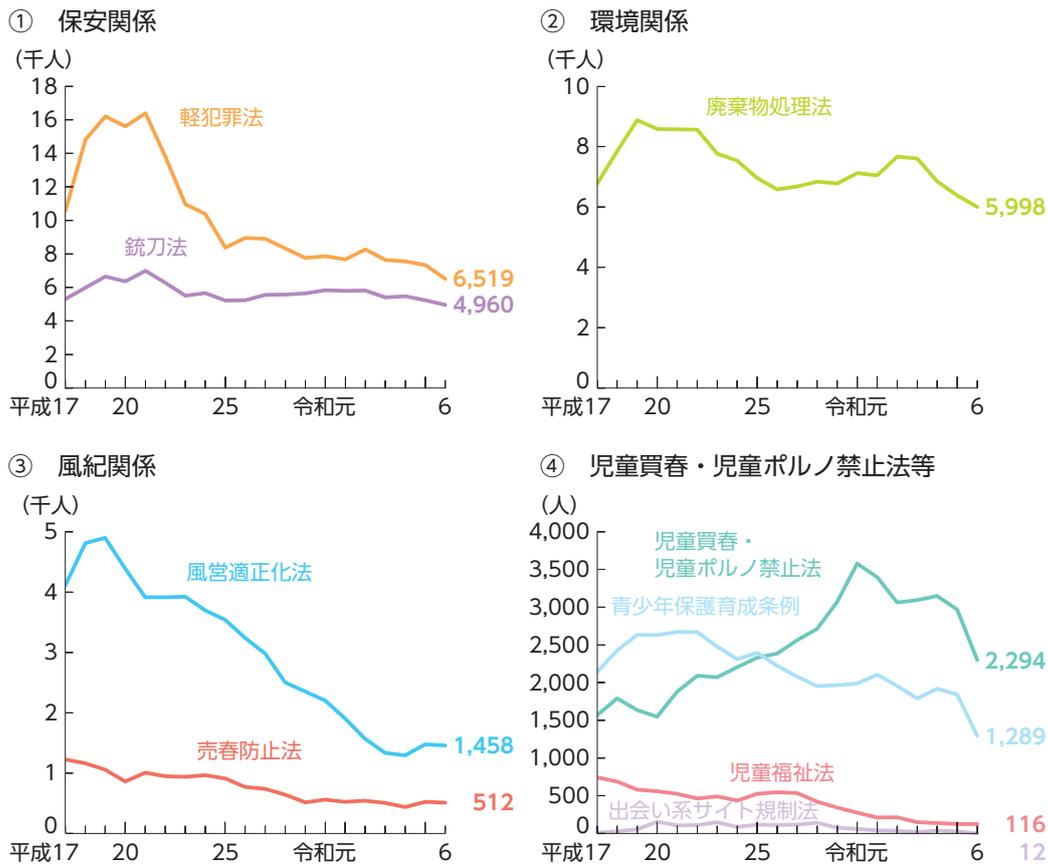
風営適正化法違反は、平成19年（4,900人）をピークに減少傾向にあり、令和6年は1,458人（前年比1.3%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。なお、7年5月、同法が改正され（令和7年法律第45号）、①接待飲食営業に係る禁止行為等を追加し、②性風俗店を営む者がスカウト等から求職者の紹介を受けた場合に紹介料を支払うことを禁止し、③風俗営業の無許可営業等に対する罰則を強化するなどの規定が整備された（一部を除き同年6月28日施行）。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成11年の同法施行後増加傾向にあり、29年以降は3,000～3,500人台で推移していたが、令和5年に3,000人を下回り、6年は2,294人（前年比22.7%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。

なお、配偶者暴力防止法違反については第4編第6章第2節、ストーカー規制法違反及びいわゆるリベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同章第3節をそれぞれ参照。

1-2-2-1図 主な特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(平成17年～令和6年)



注 検察統計年報による。

令和6年における**公職選挙法**（昭和25年法律第100号）違反の検察庁新規受理人員は、前年の479人から431人に減少した（CD-ROM資料1-4参照）。

令和6年における公職選挙法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、前年の349人から152人に減少した。違反態様別に見ると、「買収、利害誘導」が52人（34.2%）と最も多く、次いで、「選挙の自由妨害」、「文書図画に関する制限違反」及び「寄附に関する制限違反」がそれぞれ17人（11.2%）、「詐偽登録、虚偽宣言等、詐偽投票、投票の偽造・増減、代理投票における記載義務違反」が12人（7.9%）の順であった（警察庁の統計による。）。

なお、公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第19号）により、ポスター掲示場に掲示するポスターにおける営業宣伝に係る罰則が新設され、令和7年5月2日に施行された。

第 1 節 諸外国における犯罪

この節では、韓国、フランス、ドイツ、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。以下この節において同じ。）及び米国の 5 か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合（国連）薬物・犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）**（注 1）が実施し、公表しているデータ（dataUNODC）を使用する（注 2）。UNODC の犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS：United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTS で用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国が UN-CTS の犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTS の統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、窃盗及び性暴力（注 3）について、前記 5 か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する（なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTS の調査票では、各国は以前に回答した数値を修正することが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後も数値の変更があり得ることに留意する必要がある。）。

注 1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）（第 2 編第 6 章第 1 節参照）等の事務局を務めている。

注 2 dataUNODC から入手できなかった数値のうち日本の数値については、**1-3-1-2表**及び**1-3-1-3表**の各表の脚注 1 のとおりである。

注 3 従前掲載していた強盗については、dataUNODC から数値を入手できなかったため、掲載していない。

1 殺人

この項でいう「殺人」とは、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率（人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。）の推移（令和4年（2022年）までの最近5年間）を見ると、1-3-1-1表のとおりである。

1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移

(2018年～2022年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2018年	334	0.3
2019	319	0.3
2020	318	0.3
2021	285	0.2
2022	289	0.2

② 韓国

年次	発生件数	発生率
2018年	309	0.6
2019	297	0.6
2020	308	0.6
2021	245	0.5
2022	257	0.5

③ フランス

年次	発生件数	発生率
2018年	696	1.1
2019	753	1.1
2020	692	1.0
2021	734	1.1
2022	821	1.2

④ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2018年	788	0.9
2019	623	0.7
2020	782	0.9
2021	695	0.8
2022	686	0.8

⑤ 英国

年次	発生件数	発生率
2018年	728	1.1
2019	772	1.2
2020	637	0.9
2021	757	1.1
2022	…	…

⑥ 米国

年次	発生件数	発生率
2018年	16,374	4.9
2019	16,669	4.9
2020	21,570	6.4
2021	23,062	6.8
2022	22,243	6.5

注 1 dataUNODC（令和7年（2025年）7月1日確認）及び国連経済社会局人口部の世界人口推計2024年版（World Population Prospects 2024）による。
 2 「殺人」は、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。
 3 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
 4 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

2 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、dataUNODCにおける「Burglary」（「侵入盗」）と「Theft」（「侵入盗以外の窃盗」）の二つの類型をいう。各国における各類型の発生件数及び発生率の推移（令和4年（2022年）までの最近5年間）を手口別に見ると、1-3-1-2表のとおりである。

1-3-1-2表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2018年～2022年)

① 日本

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	62,745	(49.4)	519,396	(409.3)	23,920	(18.8)
2019	57,808	(45.6)	474,757	(374.7)	18,398	(14.5)
2020	44,093	(34.9)	373,198	(295.5)	14,228	(11.3)
2021	37,240	(29.6)	344,529	(274.1)	12,751	(10.1)
2022	36,588	(29.3)	371,323	(297.1)	13,647	(10.9)

② 韓国

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	32,710	(63.3)	176,809	(342.4)	2,707	(5.2)
2019	30,853	(59.6)	186,957	(361.1)	2,652	(5.1)
2020	25,675	(49.5)	179,517	(346.2)	2,771	(5.3)
2021	21,026	(40.6)	166,409	(321.0)	2,404	(4.6)
2022	19,582	(37.8)	182,270	(352.0)	2,435	(4.7)

③ フランス

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	355,283	(542.3)	859,978	(1,312.6)	...	
2019	334,519	(508.9)	1,440,130	(2,191.0)	...	
2020	279,437	(424.0)	1,144,181	(1,736.1)	...	
2021	269,431	(407.7)	1,180,970	(1,787.1)	...	
2022	296,218	(446.9)	1,333,128	(2,011.4)	...	

④ ドイツ

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	326,409	(391.5)	1,082,478	(1,298.4)	50,440	(60.5)
2019	311,231	(372.5)	1,025,321	(1,227.1)	48,557	(58.1)
2020	298,357	(356.8)	931,793	(1,114.2)	42,906	(51.3)
2021	243,174	(290.5)	835,368	(998.1)	39,172	(46.8)
2022	260,605	(309.9)	1,043,887	(1,241.4)	49,210	(58.5)

⑤ 英国

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	443,035	(663.7)	1,703,875	(2,552.5)	126,516	(189.5)
2019	403,071	(600.6)	127,385	(189.8)
2020	281,905	(418.6)	100,610	(149.4)
2021	278,497	(411.6)	120,215	(177.7)
2022

⑥ 米国

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	1,230,100	(367.1)	5,217,100	(1,557.1)	748,800	(223.5)
2019	1,117,700	(330.9)	5,086,100	(1,505.7)	721,900	(213.7)
2020
2021	906,944	(266.6)	4,636,575	(1,363.1)	907,601	(266.8)
2022	916,971	(268.5)	4,980,665	(1,458.3)	985,323	(288.5)

- 注 1 「発生件数」は、dataUNODC (令和7年(2025年)7月1日確認)による。ただし、dataUNODCから数値が入りできなかった2018年の「日本」の「発生件数」の数値は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2024年版 (World Population Prospects 2024) による。
- 3 dataUNODCによる場合、「侵入盗」は同資料における「Burglary」を、「侵入盗以外の窃盗」は同資料における「Theft」を、「自動車盗」は同資料における「Theft of a motorized vehicle」を、それぞれいう。
- 4 「日本」の「侵入盗以外の窃盗」は自転車盗を含み、「侵入盗」と「侵入盗以外の窃盗」の合計は、1-1-1-1図①の窃盗の認知件数と一致する。
- 5 「日本」の「自動車盗」はオートバイ盗を含み、車上・部品ねらいを含まない。
- 6 () 内は、発生率 (前記人口推計に基づく人口 (各年7月1日時点の推計値) 10万人当たりの発生件数) である。
- 7 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入り可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
- 8 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

3 性暴力

この項でいう「性暴力」とは、dataUNODCにおける「Sexual violence」をいう。各国における「性暴力」の発生件数及び発生率の推移（令和4年（2022年）までの最近5年間）を見ると、1-3-1-3表のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数（認知件数）の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-3表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2018年～2022年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2018年	6,647	5.2
2019	6,305	5.0
2020	5,486	4.3
2021	5,671	4.5
2022	6,363	5.1

② 韓国

年次	発生件数	発生率
2018年	23,478	45.5
2019	23,537	45.5
2020	21,717	41.9
2021	20,277	39.1
2022	22,503	43.5

③ フランス

年次	発生件数	発生率
2018年	47,475	72.5
2019	55,223	84.0
2020	56,376	85.5
2021	74,242	112.3
2022	83,553	126.1

④ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2018年	40,585	48.7
2019	40,724	48.7
2020	41,079	49.1
2021	41,790	49.9
2022	49,690	59.1

⑤ 英国

年次	発生件数	発生率
2018年	178,347	267.2
2019	180,385	268.8
2020	178,904	265.6
2021	165,949	245.2
2022	211,429	310.1

⑥ 米国

年次	発生件数	発生率
2018年	143,765	42.9
2019	143,224	42.4
2020	126,430	37.2
2021	140,776	41.4
2022	141,486	41.4

注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和7年（2025年）7月1日確認）による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかった2018年及び2019年の「日本」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。
 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2024年版（World Population Prospects 2024）による。
 3 「性暴力」は、dataUNODCによる場合は、同資料における「Sexual violence(Rape, Sexual assault and Other acts of sexual violence)」をいう。ただし、米国については、同資料における「Sexual violence(Rape)」のみのデータである。
 なお、「日本」の「性暴力」は、強制性交等（監護者性交等及び強姦を含む。）及び強制わいせつ（監護者わいせつを含む。）をいう。
 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
 5 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

第2節 国外における日本人の犯罪

日本人の出国者数は、令和6年（2024年）は1,300万7,282人（前年比35.2%増）であった（出入国在留管理庁の資料による）。

在外公館が邦人援護業務を通じて把握した国外における日本人による犯罪件数を罪名・罪種別に見ると、1-3-2-1表のとおりである。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

（令和元年（2019年）～令和5年（2023年））

年次	総数	殺人	薬物関係 法令違反	傷・害 ・暴行	不同意性交 等・不同意 わいせつ	窃盗	詐欺	外国為替 ・関税関係 法令違反	出入国 ・査証	道路交通 関係法令 違反	売買春	銃器等 関係法令 違反	その他
元年	418 (100.0)	3 (0.7)	31 (7.4)	41 (9.8)	26 (6.2)	22 (5.3)	16 (3.8)	13 (3.1)	126 (30.1)	31 (7.4)	7 (1.7)	3 (0.7)	99 (23.7)
2	173 (100.0)	3 (1.7)	14 (8.1)	20 (11.6)	2 (1.2)	12 (6.9)	9 (5.2)	4 (2.3)	59 (34.1)	7 (4.0)	1 (0.6)	—	42 (24.3)
3	144 (100.0)	2 (1.4)	8 (5.6)	24 (16.7)	5 (3.5)	2 (1.4)	11 (7.6)	1 (0.7)	58 (40.3)	4 (2.8)	2 (1.4)	2 (1.4)	25 (17.4)
4	116 (100.0)	—	12 (10.3)	23 (19.8)	5 (4.3)	6 (5.2)	4 (3.4)	2 (1.7)	30 (25.9)	4 (3.4)	1 (0.9)	—	29 (25.0)
5	273 (100.0)	2 (0.7)	15 (5.5)	31 (11.4)	16 (5.9)	9 (3.3)	18 (6.6)	6 (2.2)	96 (35.2)	9 (3.3)	8 (2.9)	—	63 (23.1)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 「出入国・査証」は、不法滞在等である。
 3 「その他」は、脅迫、恐喝等である。
 4 () 内は、構成比である。

第2編

犯罪者の処遇



刑事施設における多職種連携（ケース会議）の様子

【写真提供：法務省矯正局】



更生保護サポートセンターで協議する
保護司の様子

【写真提供：法務省保護局】

第1章 概要

第2章 検察

第3章 裁判

第4章 成人矯正

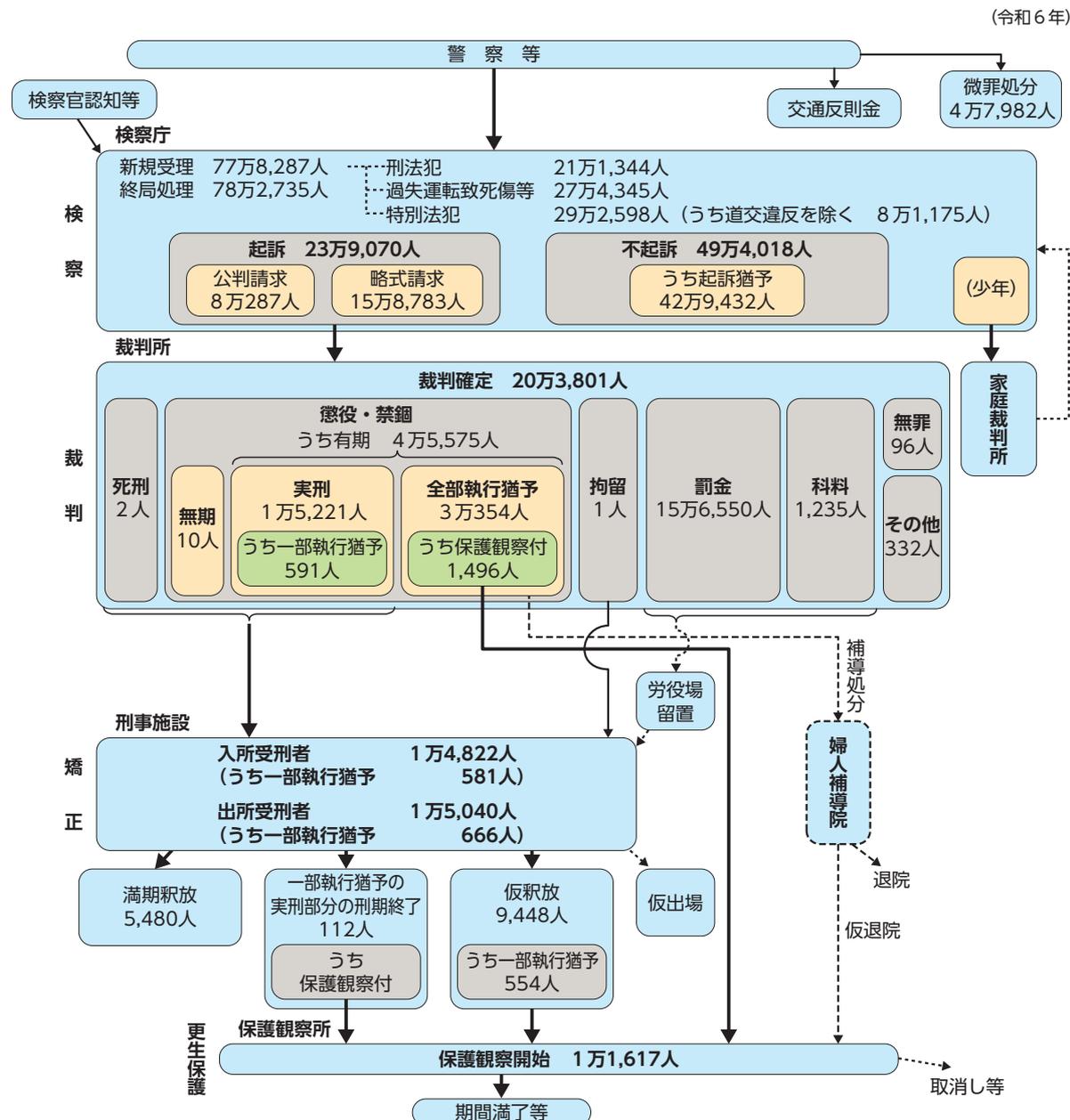
第5章 更生保護

第6章 刑事司法における国際協力

第1章 概要

警察等で検挙された者は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で処遇を受けるが、令和6年にこれらの各段階で処遇を受けた人員は、2-1-1図のとおりである（非行少年に対する処遇の概要については、3-2-1-1図参照）。

2-1-1図 犯罪者処遇の概要



注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 各人員は令和6年の人員であり、少年を含む。
 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察付一部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。
 7 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。
 8 「婦人補導院」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）により、令和6年4月1日、廃止された。

1 新規立法の動向

(1) 拘禁刑の創設等に関する刑法等の改正

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が成立した。これらにより、刑法の一部改正等が行われ、①懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとし、各法律の罰則の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改め、②刑の執行猶予制度の拡充として、再度の執行猶予を言い渡すことができる宣告刑の上限の引上げ、初度の保護観察付執行猶予中の再犯についての再度の執行猶予及び猶予期間中の再犯の判決確定前に猶予期間が経過した場合の刑の執行に関する規定が整備された。さらに、刑事収容施設法、更生保護法（平成19年法律第88号）、更生保護事業法（平成7年法律第86号）、少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の一部改正が行われ、③施設内・社会内処遇に関する規定が整備された（①及び②は令和7年6月1日施行、③は5年12月1日施行）。

(2) 公判期日への出頭等の確保及び犯罪被害者等の情報の保護に関する刑事訴訟法等の改正等

令和5年5月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）が成立した。これにより、公判期日への出頭及び裁判の執行の確保に関して、①公判期日への不出頭罪等の新設、②逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等、③保釈等をされている被告人に対する監督者制度の創設、④位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設等が行われ、犯罪被害者等の情報の保護に関して、⑤性犯罪の被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において個人特定事項を秘匿するための規定の整備が行われた（①は同年11月15日施行、②は同年6月6日施行、③は6年5月15日施行、④は10年5月までに施行、⑤は6年2月15日施行）。

(3) 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正等に関する刑法等の改正等

令和5年6月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び**性的姿態撮影等処罰法**（令和5年法律第67号）が成立した。令和5年法律第66号により、①強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて**不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪**とするとともに、13歳以上16歳未満の者に対して当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪により処罰することを可能とするなどの罰則の改正、②16歳未満の者に対する**面会要求等の罪**の新設、③性犯罪についての公訴時効期間の延長、④被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設等の規定の整備が行われ、令和5年法律第67号により、⑤特定の等方法により性的姿態等を撮影する行為、これにより生成された記録（性的影像記録）を提供又は公然陳列する行為、提供又は公然陳列の目的で性的影像記録を保管する行為、不特定・多数の者に性的姿態等の影像を送信する行為及びこれにより送信された影像を記録する行為を処罰する規定、⑥性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物を複製した物等の没収を可能とする規定、⑦押収物に記録された性的姿態等に係る電磁的記録等の行政手続としての消去・廃棄に関する規定の整備が行われた（①、②、⑤及び⑥は同年7月13日施行、③は同年6月23日施行、④は同年12月15日施行、⑦は6年6月20日施行）。

(4) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の改正

令和7年5月、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号）が成立した。これにより、刑事手続等において情報通信技術を活用することにより

手続の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るとともに、それらの技術の進展等に
伴う犯罪事象に適切に対処することにより、安全・安心な社会を実現するため、①刑事手続等におい
て取り扱う書類について電磁的記録をもって作成・管理・発受することを可能にするための規定の整
備（訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備、電磁的記録による令状に関する規定の整備、電
磁的記録を提供させる強制処分に関する規定の整備）、②刑事手続等において関係者が対面する形で
行われる手続についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備（ビデオリンク
方式による勾留質問・弁解録取の手続に関する規定の整備、ビデオリンク方式による裁判所の手続へ
の出頭・出席に関する規定の整備、ビデオリンク方式による証人尋問の実施に関する規定の整備）、③
情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備（電磁的記録をもって作成
される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の整備、電子計算機損壊等公務執行妨害の罪の
創設、特定電子移転財産権の没収の裁判の執行及び没収保全に関する規定の整備、通信傍受の対象犯
罪の追加）が行われた（①のうち電磁的記録を提供させる強制処分に関する規定については令和8年
5月までに施行、その他については9年3月までに施行、②のうちビデオリンク方式による証人尋問
の実施に関する規定については8年5月までに施行、その他については9年3月までに施行、③のう
ち特定電子移転財産権の没収の裁判の執行及び没収保全に関する規定については8年5月までに施
行、その他については7年6月12日施行）。

（5）自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正に関する検討

法務大臣は、令和7年2月、法制審議会に対し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰
に関する法律の一部改正に関する諮問を行い（諮問第128号）、同審議会は、刑事法（危険運転による
死傷事犯関係）部会において、調査審議を行っている。

（6）刑事再審手続の在り方に関する検討

法務大臣は、令和7年3月、法制審議会に対し、刑事再審手続の在り方に関する諮問を行い（諮問
第129号）、同審議会は、刑事法（再審関係）部会において、調査審議を行っている。

2 法テラスの活動

日本司法支援センター（通称「**法テラス**」。以下「法テラス」という。）は、被疑者・被告人に国選
弁護人を、少年に国選付添人を、それぞれ選任する必要がある場合に、裁判所等からの求めに応じ、
法テラスと契約している弁護士の中から、国選弁護人・国選付添人の候補を指名して裁判所等に通知
する業務等を行っている。令和6年度の法テラスにおける国選弁護人候補の指名通知請求等の受理件
数は、被疑者に関するものが8万1,893件（前年度比1,379件増）、被告人に関するものが5万664件
（同3,299件増）であり、国選付添人候補の指名通知請求の受理件数は3,952件（同321件増）であっ
た（法テラスの資料による。）。

第1節 概説

警察等が検挙した事件は、**微罪処分**（刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。）の対象となった事件や交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反事件を除き、全て検察官に送致される。なお、令和6年に微罪処分により処理された人員は、4万7,982人（刑法犯では、微罪処分により処理された人員は4万7,974人であり、全検挙人員に占める比率は25.0%）であった（警察庁の統計による。）。

検察官は、警察官（一般司法警察員）及び海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察員からの送致事件について捜査を行うほか、必要に応じて自ら事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行い、犯罪の成否、処罰の要否等を考慮して、起訴・不起訴を決める。

取調べの録音・録画制度は、平成28年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により令和元年6月から法律上導入されたが、検察庁では同改正法施行以前から、取調べの録音・録画を実施していた。5年度の検察庁における身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者取調べの録音・録画実施件数（前記改正法により録音・録画義務の対象とされた事件以外の身柄事件において実施したものを含む。）は、10万1,418件であり、平成27年度（5万9,411件）の約1.7倍の水準であった（最高検察庁の資料による。）。

さらに、検察庁では、平成27年10月以降、児童が被害者又は参考人である事件について、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所からの情報提供を受け、警察及び児童相談所の各担当者と検察官とが児童からの聴取方法等について協議を行って対応方針を検討し、これらの機関のうちの代表者が児童から聴取する取組（以下「**代表者聴取**」という。）を実施している。代表者聴取においては、児童の供述特性を踏まえた聴取の必要性等を考慮し、**司法面接的手法**が活用されており、誘導的な質問をできる限り避け、早期かつ短時間の面接等を内容とするプロトコルに沿った児童からの聴取が行われている（実施状況については、第7編第3章第1節2項参照）。

また、検察庁では、犯罪被害者保護施策のより一層の推進を図るため、平成11年度から被害者支援員制度を実施しており、各検察庁に配置されている被害者支援員は、被害相談専用電話であるホットラインによる電話対応を含む犯罪被害者相談、被害者等通知の補助、来庁した被害者等への対応や法廷等への案内・付添い、被害者等の行う刑事確定訴訟記録の閲覧や証拠品の還付請求等各種手続の支援、他の被害者支援機関・団体等の紹介又は連絡・調整等の職務を行っている。なお、被害者参加制度を始めとする刑事手続における被害者の関与については、第6編第2章第1節参照。

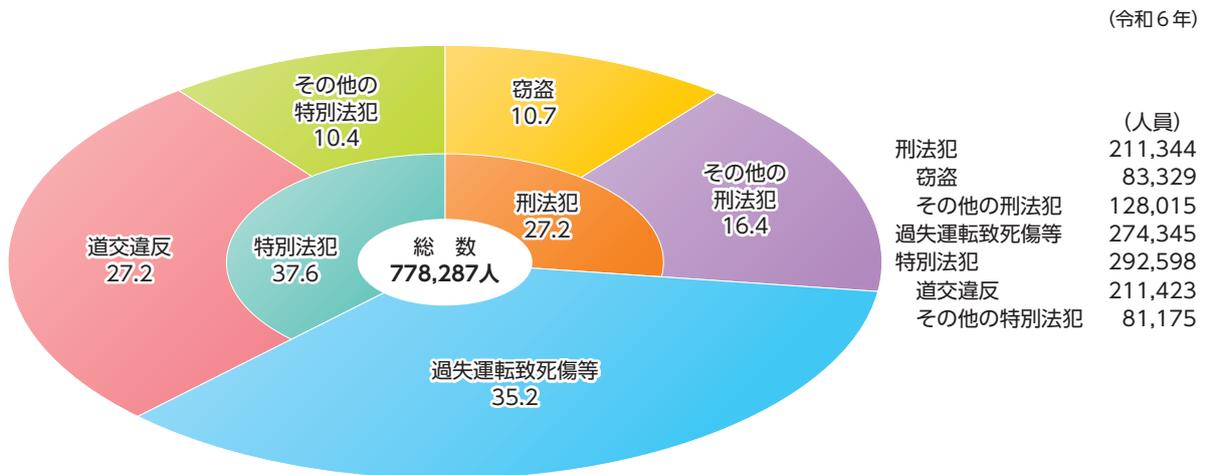
このほか、平成24年に犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、再犯防止に向けた取組の必要性が高まったことに加え、障害者・高齢者等の支援を必要とする者が起訴猶予・刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事手続を離れる場合についても福祉的支援を行うことの重要性が広く認識されるようになったことなどから、検察庁では、そうした者の身柄釈放時等に、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等の関係機関・団体等と連携し、福祉サービス等に橋渡しするなどの「入口支援」を積極的に実施している。

第2節 被疑事件の受理

令和6年における検察庁新規受理人員の総数は、77万8,287人であり、前年より8,420人（1.1%）減少した。刑法犯の検察庁新規受理人員は、平成19年から令和4年まで減少し続けていたが、5年から2年連続で増加し、6年は21万1,344人（前年比5.5%増）であった。過失運転致死傷等は、平成17年から減少し続け、令和5年には増加したが、6年は再び減少し、27万4,345人（同5.0%減）であった。特別法犯は、平成12年から減少し続け、令和5年には増加したが、6年は再び減少し、29万2,598人（同1.7%減）であった。そのうち道交違反を除く特別法犯は、8万1,175人（同3.7%減）であった（CD-ROM資料2-1参照）。

令和6年における検察庁新規受理人員の罪種別構成比は、2-2-2-1図のとおりである。

2-2-2-1図 検察庁新規受理人員の罪種別構成比



注 検察統計年報による。

令和6年における検察庁新規受理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、5,730人であった（検察統計年報による。）。

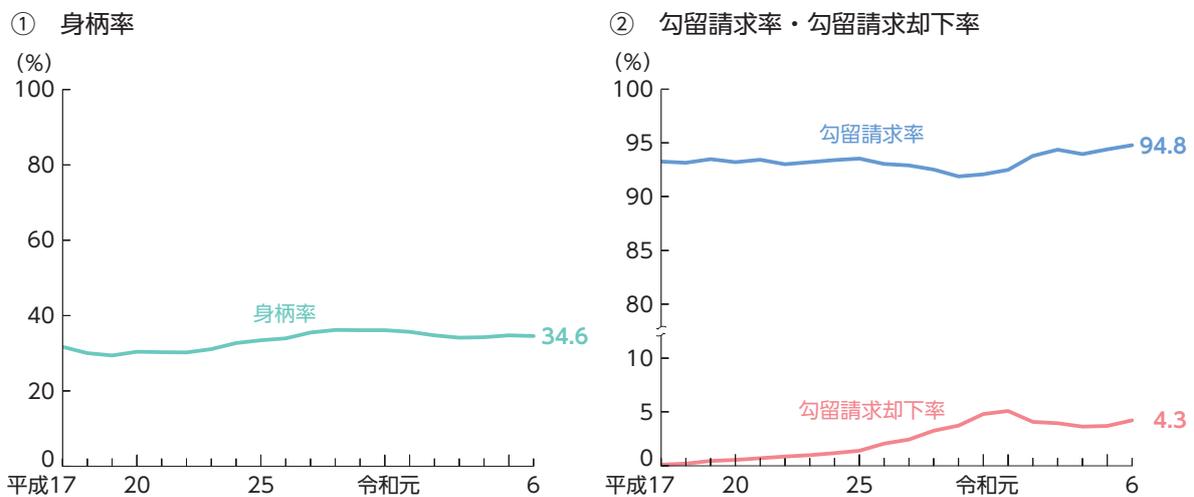
第3節 被疑者の逮捕と勾留

検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、全被疑者（法人を除く。）に占める身柄事件の被疑者人員の比率（身柄率）、**勾留請求率**（身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率）及び**勾留請求却下率**（検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率）の推移（最近20年間）は、**2-2-3-1図**のとおりである。

勾留請求率は、平成5年以降、90%台前半で推移している（CD-ROM参照）。勾留請求却下率は、18年以降、毎年上昇していたが、令和2年以降4%前後で推移しており、6年は4.3%（前年比0.5pt上昇）であった。

2-2-3-1図 検察庁既済事件の身柄率・勾留請求率・勾留請求却下率の推移

（平成17年～令和6年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「身柄率」は、検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率をいう。
 3 「勾留請求率」は、身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率であり、「勾留請求却下率」は、検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率をいう。
 4 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 5 時効再起事件、既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。

令和6年における検察庁既済事件について、被疑者の逮捕・勾留人員を罪名別に見ると、**2-2-3-2表**のとおりである。

2-2-3-2表 検察庁既済事件の身柄状況（罪名別）

(令和6年)

罪 名	総 数 (A)	逮 捕 関 係				勾 留 関 係			
		逮捕され ない者	警察等で 逮捕後 釈放	警察等で 逮捕・身 柄付送致	検 察 庁 で 逮 捕	認 容 却 下	勾 留 請 求 率	留 率	率
						$\frac{B+C}{A}$ (%)	(D)	(E)	$\frac{D+E}{B+C}$ (%)
総 数	291,555	185,011	5,809	100,600	135	34.6	91,358	4,154	94.8
刑 法 犯	210,803	131,556	5,179	73,993	75	35.1	66,368	3,320	94.1
放 火	615	200	7	407	1	66.3	407	-	99.8
不同意わいせつ	5,012	2,226	36	2,748	2	54.9	2,541	167	98.5
不同意性交等	3,484	1,461	3	2,015	5	58.0	1,995	6	99.1
殺 人	999	554	3	441	1	44.2	439	1	99.5
傷 害	21,770	10,653	922	10,189	6	46.8	8,843	558	92.2
暴 行	18,016	11,291	1,158	5,562	5	30.9	4,078	548	83.1
窃 盗	83,355	56,822	1,288	25,223	22	30.3	23,264	803	95.3
強 盗	1,644	599	5	1,040	-	63.3	1,027	4	99.1
詐 欺	16,288	7,463	131	8,680	14	53.4	8,552	71	99.2
恐 喝	2,038	544	6	1,488	-	73.0	1,445	9	97.7
性的姿態撮影等処罰法	5,028	3,464	198	1,365	1	27.2	897	226	82.2
そ の 他	52,554	36,279	1,422	14,835	18	28.3	12,880	927	93.0
特 別 法 犯	80,752	53,455	630	26,607	60	33.0	24,990	834	96.8
銃 刀 法	5,042	3,963	198	881	-	17.5	722	45	87.1
大麻取締法	9,125	4,496	37	4,591	1	50.3	4,398	101	98.0
覚醒剤取締法	10,136	2,976	25	7,131	4	70.4	7,100	10	99.6
入 管 法	6,673	1,822	24	4,825	2	72.3	4,814	3	99.8
地方公共団体条例	7,505	4,775	183	2,547	-	33.9	1,624	507	83.7
そ の 他	42,271	35,423	163	6,632	53	15.8	6,332	168	97.2

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 時効再起事件、既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
 4 「逮捕されない者」は、他の被疑事件で逮捕されている者等を含む。
 5 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 6 「地方公共団体条例」は、公安条例及び青少年保護育成条例を含む地方公共団体条例違反である。

第4節 被疑事件の処理

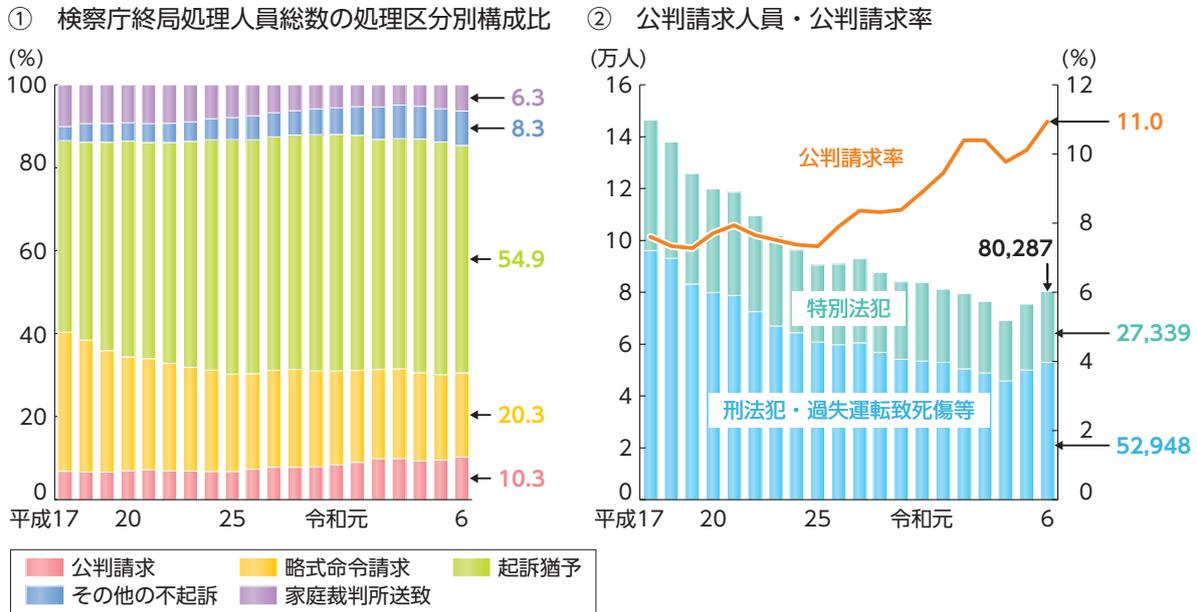
検察官が行う起訴処分には、公判請求と略式命令請求があり、不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪とならないことを理由とするもの（心神喪失を含む。）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）又は十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、④犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがある。

検察庁終局処理人員総数（過失運転致死傷等及び道交違反を含む。以下この節において同じ。）について、処理区分別構成比及び公判請求人員・公判請求率の推移（最近20年間）は、**2-2-4-1図**のとおりである。令和6年における検察庁終局処理人員総数は、78万2,735人（前年比8,722人（1.1%）減）であり、その内訳は、公判請求8万287人、略式命令請求15万8,783人、起訴猶予42万9,432人、その他の不起訴6万4,586人、家庭裁判所送致4万9,647人であった。公判請求人員は、平成17年から

減少傾向にあったが、令和6年は、前年より4,903人（6.5%）増加した。公判請求率は、平成14年から26年までは7%台で推移していたが、同年以降上昇傾向にあり、令和6年は11.0%（同0.8pt上昇）であった（CD-ROM参照。罪名別の検察庁終局処理人員については、CD-ROM資料2-2参照）。

2-2-4-1図 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比・公判請求人員等の推移

（平成17年～令和6年）

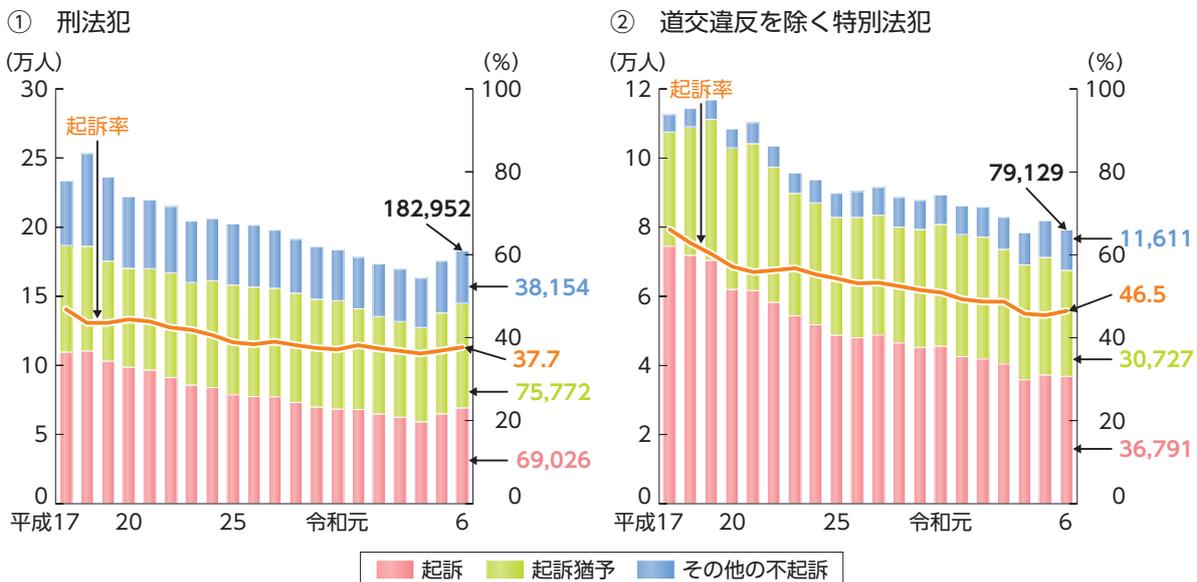


注 1 検察統計年報による。
2 「公判請求率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める公判請求人員の比率をいう。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率の推移（最近20年間）を、刑法犯、道交違反を除く特別法犯に分けて見ると、2-2-4-2図のとおりである（罪名別の起訴率については、CD-ROM資料2-2参照）。なお、令和6年における検察庁終局処理人員総数の起訴率は、32.6%であった（2-2-4-1図 CD-ROM参照）。

2-2-4-2図 起訴・不起訴人員等の推移

（平成17年～令和6年）



注 1 検察統計年報による。
2 「起訴率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める起訴人員の比率をいう。

令和6年における不起訴処分を受けた者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）の理由別人員は、**2-2-4-3表**のとおりである。平成17年と比較すると、起訴猶予により不起訴処分とされた者の構成比は、0.2pt上昇し、嫌疑不十分（嫌疑なしを含む。）により不起訴処分とされた者の構成比は、0.3pt上昇した（CD-ROM 参照）。

2-2-4-3表 不起訴人員（理由別）

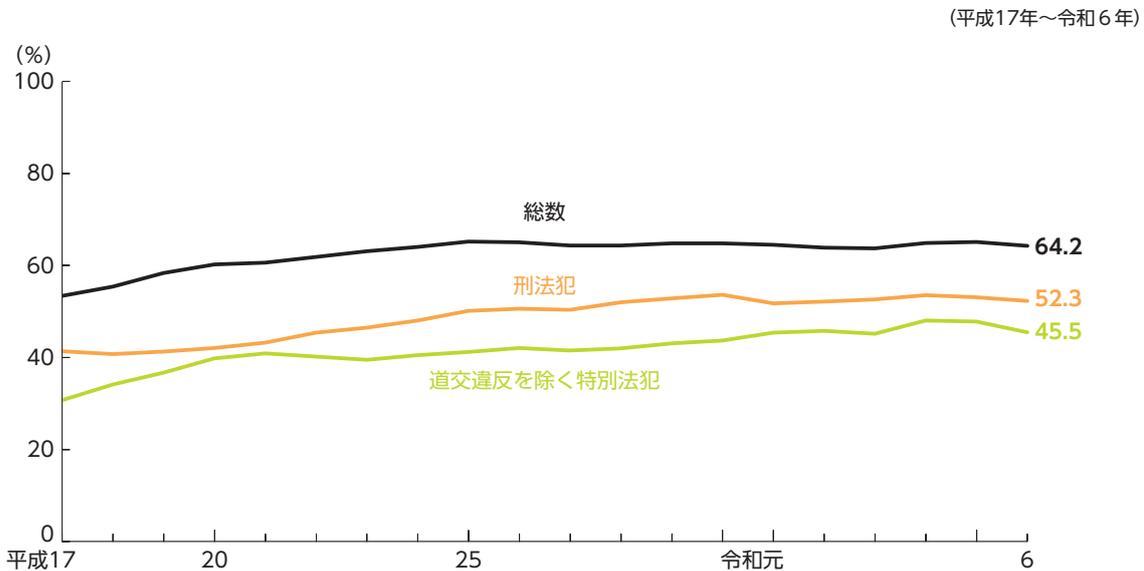
(令和6年)					
総数	起訴猶予	嫌疑不十分	告訴の取消し等	心神喪失	その他
156,264	106,499	38,072	5,896	296	5,501
(100.0)	(68.2)	(24.4)	(3.8)	(0.2)	(3.5)

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「嫌疑不十分」は、嫌疑なしを含む。
 4 「告訴の取消し等」は、親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消しである。
 5 「その他」は、時効完成、被疑者死亡等である。
 6 ()内は、構成比である。

検察庁終局処理人員総数、刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の**起訴猶予率**の推移（最近20年間）を見ると、**2-2-4-4図**のとおりである（過失運転致死傷等及び道交違反の起訴猶予率の推移については**4-1-3-2図** CD-ROM、罪名別・年齢層別の起訴猶予率については**4-8-2-1図**をそれぞれ参照）。

なお、検察庁と保護観察所等が連携して行う「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」については、本編第5章第4節参照。

2-2-4-4図 起訴猶予率の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、刑法犯、過失運転致死傷等及び特別法犯の総数をいう。
 3 「起訴猶予率」は、起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。

第1節 概説

刑事事件の第一審は、原則として、地方裁判所（罰金以下の刑に当たる罪及び内乱に関する罪を除き、第一審の裁判権を有する。）又は簡易裁判所（罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博罪等の一定の罪について、第一審の裁判権を有する。）で行われる。

通常、第一審の裁判は、公判廷で審理を行う公判手続により行われ、有罪と認定されたときは、刑の免除がされる場合を除き、死刑、拘禁刑、罰金、拘留又は科料の刑が言い渡される。なお、簡易裁判所は、原則として拘禁刑以上の刑を科することはできないが、窃盗等の一定の罪については、3年以下の拘禁刑を科することができる。3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を言い渡された者については、情状により、一定期間、刑の全部又は一部の執行が猶予されることがあり（罰金刑については全部執行猶予のみ）、事案によっては、その期間中、保護観察に付されることがある。また、死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる事件を除き、明白軽微な事件については、**即決裁判手続**によることができ、この手続では、拘禁刑の言渡しをする場合は、刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。簡易裁判所においては、**略式手続**による裁判を行うこともでき、その場合、書面審理に基づいて100万円以下の罰金又は科料の裁判を行う。略式命令を受けた者は正式裁判を請求することができ、その場合、公判手続による裁判に移行する。

地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対しては、高等裁判所に控訴をすることができ、控訴審判決に対しては、最高裁判所に上告をすることができる。

なお、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の成立により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたが、同法の施行日である令和7年6月1日より前に行った行為については同法施行前の刑が適用される。

第2節 確定裁判

裁判確定人員の推移（最近10年間）を裁判内容別に見ると、2-3-2-1表のとおりである。裁判確定人員総数は、平成12年（98万6,914人）から令和4年まで毎年減少していたところ、6年は20万3,801人（前年比0.9%増）であった。なお、平成27年（33万3,755人）と比べると、約5分の3に減少しており（CD-ROM 参照）、その減少は、道交違反の略式手続に係る罰金確定者の減少によるところが大きい（4-1-3-2図 CD-ROM 参照）。令和6年の無罪確定者は、96人であり、裁判確定人員総数の0.05%であった。

また、令和6年に一部執行猶予付判決が確定した人員は591人（前年比3.5%増）であり、その全員が有期の懲役刑を言い渡された者であった（CD-ROM 参照）。

2-3-2-1表 裁判確定人員の推移（裁判内容別）

（平成27年～令和6年）

年次	総数	有						罪			罰金	拘留	科料	無罪
		死刑	無期懲役	有期懲役	一部執行猶予	全部執行猶予	全部執行猶予率	有期禁錮	全部執行猶予	全部執行猶予率				
27年	333,755	2	27	53,710	…	31,620	58.9	3,141	3,068	97.7	274,199	5	2,247	88
28	320,488	7	15	51,824	855	30,837	59.5	3,193	3,137	98.2	263,099	6	1,962	104
29	299,320	2	18	49,168	1,525	29,266	59.5	3,065	2,997	97.8	244,701	5	1,919	130
30	275,901	2	25	47,607	1,567	28,831	60.6	3,159	3,099	98.1	222,841	1	1,834	123
元	245,537	5	16	46,086	1,452	28,044	60.9	3,076	3,021	98.2	194,404	3	1,556	96
2	221,057	2	19	44,232	1,298	27,163	61.4	2,738	2,691	98.3	172,326	5	1,366	76
3	213,315	4	18	43,556	1,015	26,905	61.8	2,670	2,624	98.3	165,276	5	1,390	94
4	200,572	—	10	38,910	723	24,069	61.9	2,630	2,580	98.1	157,394	6	1,231	60
5	201,990	3	17	39,220	571	24,789	63.2	2,703	2,660	98.4	158,336	5	1,264	79
6	203,801	2	10	42,443	591	27,260	64.2	3,132	3,094	98.8	156,550	1	1,235	96

- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除を含む。
 3 平成28年の「一部執行猶予」は、同年6月から12月までに一部執行猶予付判決が確定した人員である。

第3節 第一審

1 終局裁判

2-3-3-1表は、令和6年の通常第一審における終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。通常第一審における終局処理人員は、最近10年間では減少傾向にあるところ、6年は4万8,388人（前年比8.3%増）であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-1表 通常第一審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

(令和6年)

罪 名	総 数	有 罪							罰金等
		死 刑	懲 役・禁 錮						
			無 期	有 期	一部執行 猶 予	保 護 観 察 付	全部執行 猶 予	保 護 観 察 付	
総 数	48,388 (92)	3	22	45,896	597	593	30,401	1,470	2,083
地 方 裁 判 所	45,797 (85)	3	22	43,921	597	593	28,972	1,375	1,583
刑 法 犯	22,890	3	22	21,796	28	28	12,048	954	906
公 務 執 行 妨 害	237	-	-	181	-	-	131	11	53
放 火	193	-	-	187	-	-	96	41	-
住 居 侵 入	382	-	-	340	1	1	209	22	41
偽 造	407	-	-	405	-	-	327	1	-
わ い せ つ 等 人	1,926	-	-	1,902	3	3	1,060	176	4
殺 害	213	2	5	200	-	-	48	14	-
傷 害	2,178	-	-	1,877	5	5	1,220	125	277
窃 盗	11,391	-	-	10,972	18	18	5,625	393	362
強 盗	439	1	17	420	-	-	92	30	-
詐 欺	3,080	-	-	3,063	1	1	1,700	57	-
恐 喝	275	-	-	273	-	-	180	7	-
横 領	544	-	-	516	-	-	288	8	21
毀 棄・隠 匿	434	-	-	370	-	-	282	21	61
暴 力 行 為 等 処 罰 法	245	-	-	204	-	-	95	8	41
そ の 他	946	-	-	886	-	-	695	40	46
特 別 法 犯	22,907	-	-	22,125	569	565	16,924	421	677
公 職 選 挙 法	6	-	-	4	-	-	4	-	2
ス ト ー カ ー 規 制 法	143	-	-	118	-	-	85	12	24
銃 刀 法	74	-	-	48	-	-	15	1	25
性的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	442	-	-	427	4	4	292	34	15
児 童 福 祉 法	29	-	-	28	-	-	21	2	-
大 麻 取 締 法	2,330	-	-	2,326	32	32	1,959	60	-
覚 醒 剤 取 締 法	4,786	-	-	4,770	511	509	1,717	138	-
麻 薬 取 締 法	775	-	-	771	20	19	551	20	-
麻 薬 特 例 法	92	-	-	92	-	-	50	4	-
税 法 等	237	-	-	167	-	-	158	3	69
出 資 法	48	-	-	44	-	-	40	-	4
道 路 交 通 法	5,595	-	-	5,380	-	-	4,648	72	182
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	4,840	-	-	4,744	1	-	4,504	38	70
入 管 法	2,161	-	-	2,104	-	-	2,047	-	55
廃 棄 物 処 理 法	112	-	-	82	-	-	74	1	28
組 織 的 犯 罪 処 罰 法	122	-	-	113	-	-	81	-	5
そ の 他	1,115	-	-	907	1	1	678	36	198
簡 易 裁 判 所	2,591 (7)	1,975	-	-	1,429	95	500
刑 法 犯	2,348	1,975	-	-	1,429	95	326
住 居 侵 入	68	55	-	-	41	4	12
傷 害	94	-	-	-	-	-	79
窃 盗	2,089	1,880	-	-	1,368	89	188
横 領	44	36	-	-	17	2	8
盗 品 譲 受 け 等	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	53	4	-	-	3	-	39
特 別 法 犯	243	-	-	-	-	-	174
公 職 選 挙 法	2	-	-	-	-	-	2
ス ト ー カ ー 規 制 法	2	-	-	-	-	-	1
銃 刀 法	7	-	-	-	-	-	7
性的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	4	-	-	-	-	-	3
道 路 交 通 法	61	-	-	-	-	-	38
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	62	-	-	-	-	-	43
廃 棄 物 処 理 法	19	-	-	-	-	-	13
そ の 他	86	-	-	-	-	-	67

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げを含む。
 3 「罰金等」は、拘留、科料及び刑の免除を含む。
 4 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 5 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 6 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 7 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。
 8 「税法等」は、所得税法、法人税法、相続税法、地方税法、消費税法及び関税法の各違反をいう。
 9 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。
 10 () 内は、無罪人員で、内数である。

令和6年における有期の懲役刑又は禁錮刑を言い渡された総数に占める全部執行猶予率は66.2%であった。同年に一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は597人であり、罪名別では、覚醒剤取締法違反が511人（85.6%）と最も多く、次いで、大麻取締法違反（令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規正法違反を含まない。）32人（5.4%）、麻薬取締法20人（3.4%）の順であった。

なお、通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）については、3-3-2-2表参照。

2 科刑状況

(1) 死刑・無期懲役

通常第一審における死刑及び無期懲役の言渡人員の推移（最近10年間）を罪名別に見ると、2-3-3-2表のとおりである。

最近10年間における死刑の言渡しは、殺人（自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。）、強盗致死（強盗殺人を含む。以下この章において同じ。）及び強盗・不同意性交等致死（不同意性交等に係る法改正については、第1編第1章第2節4項及び第2編第1章1項（3）参照）に限られている。

2-3-3-2表 通常第一審における死刑・無期懲役言渡人員の推移（罪名別）

（平成27年～令和6年）

① 死刑

年次	総数	殺人	強盗致死及び強盗・不同意性交等致死
27年	4	2	2
28	3	1	2
29	3	3	—
30	4	2	2
元	2	2	—
2	3	2	1
3	3	3	—
4	—	—	—
5	1	—	1
6	3	2	1

② 無期懲役

年次	総数	殺人	強盗致死傷及び強盗・不同意性交等	その他
27年	18	7	10	1
28	25	9	16	—
29	21	7	13	1
30	15	8	6	1
元	18	5	13	—
2	12	3	8	1
3	18	8	9	1
4	19	9	10	—
5	13	6	5	2
6	22	5	17	—

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。
 3 「強盗致死（傷）」は、強盗殺人を含む。

(2) 有期懲役・禁錮

令和6年における通常第一審での有期の懲役・禁錮の科刑状況は、2-3-3-3表のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況については、CD-ROM資料2-3参照）。

なお、通常第一審における科刑状況に関し、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反については4-1-3-4表、覚醒剤取締法違反についてはCD-ROM資料4-3をそれぞれ参照。

2-3-3-3表 通常第一審における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況

(令和6年)

① 3年を超える科刑状況

罪名	総数	25年を超え 30年以下	20年を超え 25年以下	15年を超え 20年以下	10年を超え 15年以下	7年を超え 10年以下	5年を超え 7年以下	3年を超え 5年以下
地方裁判所	3,127	10	11	44	109	293	555	2,105
殺人	148	9	8	34	29	28	22	18
傷害	111	—	—	1	4	17	34	55
窃盗	704	—	—	—	—	8	36	660
強盗	285	—	1	5	22	58	91	108
詐欺	432	—	—	—	2	16	77	337
恐喝	12	—	—	—	—	—	1	11
不同意性交等・ 不同意わいせつ	557	—	1	3	11	65	166	311
銃刀法	7	—	—	—	1	2	3	1
薬物犯罪	670	—	1	1	32	79	97	460
自動車運転 死傷処罰法	30	—	—	—	6	6	4	14

② 3年以下の科刑状況

罪名	総数	2年以上3年以下			1年以上2年未満			6月以上1年未満			6月未満		
		実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予
地方裁判所	40,794	4,653	271	7,613	4,544	300	13,696	2,245	25	6,920	380	1	743
殺人	52	4	—	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	1,766	138	3	408	247	—	620	142	2	188	19	—	4
窃盗	10,268	1,710	5	1,871	2,022	11	3,221	891	2	531	20	—	2
強盗	135	43	—	90	—	—	1	—	—	1	—	—	—
詐欺	2,631	601	1	975	277	—	707	49	—	17	4	—	1
恐喝	261	36	—	115	42	—	65	3	—	—	—	—	—
不同意性交等・ 不同意わいせつ	1,243	163	2	686	68	—	321	4	—	1	—	—	—
銃刀法	41	3	—	4	6	—	1	12	—	9	5	—	1
薬物犯罪	7,289	1,588	259	1,008	1,205	284	1,878	184	19	1,389	35	1	2
自動車運転 死傷処罰法	4,714	79	—	706	60	—	2,731	66	1	1,050	5	—	17
簡易裁判所	1,975	33	—	198	352	—	1,026	159	—	205	2	—	—
窃盗	1,880	32	—	198	342	—	995	137	—	175	1	—	—

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

4 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法（令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。）、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反をいう。

(3) 罰金・科料

令和6年における第一審での罰金・科料の科刑状況は、2-3-3-4表のとおりである。

2-3-3-4表 第一審における罰金・科料科刑状況（罪名別）

(令和6年)

① 通常第一審

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円 以 上	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	2,082	122	225	715	607	333	63	16	1
公務執行妨害	56	-	2	43	8	2	-	1	...
傷 害	356	-	15	91	120	115	12	3	-
過 失 傷 害	16	1	6	1	4	2	2	-	-
窃 盗	550	-	23	208	289	29	-	1	...
公職選挙法	4	-	1	1	2	-	-	-	-
風営適正化法	10	2	8	-	-	-	-	-	...
銃 刀 法	32	-	-	5	6	21	-	-	...
道 路 交 通 法	220	-	40	110	11	6	44	9	-
自動車運転死傷処罰法	113	2	48	34	13	14	2	-	...
そ の 他	725	117	82	222	154	144	3	2	1

② 略式手続

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	156,521	277	15,978	41,230	17,984	20,698	46,892	12,393	1,069
過失運転致死傷等	36,455	89	7,299	13,729	6,940	8,379	16	3	...
道 交 違 反	84,138	4	4,207	16,150	2,040	2,933	46,394	12,298	112
公務執行妨害	428	-	31	253	131	13	-	-	...
窃 盗	5,087	-	390	1,970	2,454	273	-	-	...
そ の 他	30,413	184	4,051	9,128	6,419	9,100	482	92	957

- 注 1 司法統計年報による。
 2 ①は、懲役・禁錮と併科されたものを除く。
 3 ①は、略式手続から移行したものを含む。
 4 ①において、「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、傷害致死及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含まない。
 5 ①において、「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。
 6 ②において、「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条並びに6条3項及び4項に規定する罪を除く。

3 裁判員裁判

裁判員裁判（裁判員の参加する刑事裁判）の対象事件は、死刑又は無期の拘禁刑に当たる罪に係る事件及び法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる罪（強盗等を除く。))であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件である。ただし、被告人の言動等により、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあるため、そのために裁判員等が畏怖し裁判員の職務の遂行ができないなどと認められる場合には、裁判所の決定によって対象事件から除外される（令和6年において、同決定がなされた終局人員は4人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。また、審判に著しく長期間を要する事件等は裁判所の決定によって対象事件から除外される（同年にはそのような決定はなかった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。なお、対象事件に該当しない事件であっても、対象事件と併合された事件は、裁判員裁判により審理される。

裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理（移送等を含む。以下この節において同じ。）人員の推移（最近5年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-5表**のとおりである。令和6年の新規受理人員の総数は、前年から8.5%減少して889人であったところ、罪名別では、殺人が最も多く、前年から15.3%増加して233人であった。

2-3-3-5表 裁判員裁判対象事件 第一審における新規受理・終局処理人員の推移（罪名別）

(令和2年～6年)

区分	総数	殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗・不同意性交等	傷害致死	不同意性交等致死傷	不同意わいせつ致死傷	危険運転致死	現住建造物等放火	通貨偽造	銃刀法	覚醒剤取締法	麻薬特例法	その他
新規受理人員															
2年	1,004	217	33	304	28	57	47	90	22	97	6	9	77	—	17
3	793	220	12	136	25	82	47	69	25	87	15	5	28	—	42
4	839	228	18	133	15	85	50	74	23	80	32	9	60	1	31
5	972	202	25	259	15	73	51	88	8	100	8	2	123	1	17
6	889	233	21	217	20	64	57	53	19	94	4	1	82	1	23
終局処理人員															
2年	933	197	11	202	13	44	44	68	14	84	8	2	190	22	34
3	928	237	27	226	21	69	42	64	25	77	4	5	80	27	24
4	753	189	21	122	17	86	46	66	17	70	7	11	31	31	39
5	828	198	16	153	14	80	44	68	22	83	8	5	75	29	33
6	878	198	28	188	17	75	46	66	13	95	7	2	92	30	21

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 3 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、1通の起訴状で複数の異なる罪名の裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含み、裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。）であり、有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、移送等の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）にそれぞれ計上している。
 5 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 6 新規受理人員における「危険運転致死」は、自動車運転致死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。
 7 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 8 「その他」は、保護責任者遺棄致死、爆発物取締罰則違反等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

令和6年に第一審で判決等に至った裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合され、裁判員裁判により審理された事件。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったもの及び裁判員法3条1項の除外決定があったものは含まない。以下この節において同じ。）における審理期間（新規受理から終局処理までの期間をいう。以下この節において同じ。）の平均は14.2月（前年比1.0月増）であり、6月以内のものが7.5%（同4.5pt低下）、6月を超え1年以内のものが47.1%（同0.9pt低下）、1年を超えるものが45.4%（同5.4pt上昇）であった。また、開廷回数の平均は5.6回（同0.3回増）であり、5回以下が67.0%（同2.2pt低下）を占めた（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-6表は、令和6年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件について、無罪の人員及び有罪人員の科刑状況等を罪名別に見たものである。同年の裁判員裁判対象事件についての第一審における判決人員の総数は、848人（前年比41人増）であった。

2-3-3-6表 裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員（罪名別、裁判内容別）

(令和6年)

罪 名	総数	無罪	有 罪														禁錮	罰金	免訴	家裁へ移送
			死刑	懲 役									3年以下							
				無期	20年を超える	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	全 部								
												一部執行猶予	執行猶予	保護観察付						
総 数	848	7	3	22	19	43	94	177	165	140	35	-	143	72	-	-	-	-		
殺 人	192	2	2	5	17	34	28	28	22	18	3	-	33	11	-	-	-	-		
強盗致傷	171	-	-	-	-	1	10	41	60	44	2	-	13	9	-	-	-	-		
現住建造物等放火	92	1	-	-	-	-	-	8	13	26	6	-	38	25	-	-	-	-		
覚 醒 剤 取 締 法	92	1	-	-	1	-	28	43	16	1	2	-	-	-	-	-	-	-		
傷 害 致 死	74	-	-	-	-	1	4	14	22	18	6	-	9	1	-	-	-	-		
不同意いせつ致死傷	66	1	-	-	-	-	-	-	2	20	10	-	33	20	-	-	-	-		
不同意性交等致死傷	45	2	-	-	-	2	4	16	11	5	1	-	4	4	-	-	-	-		
麻薬特例法	30	-	-	-	-	1	1	7	14	5	-	-	2	-	-	-	-	-		
強盗致死	28	-	1	17	1	3	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
強盗・不同意性交等	16	-	-	-	-	1	7	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
危険運転致死	13	-	-	-	-	-	6	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通貨偽造	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	-	-	-	-		
保護責任者遺棄致死	5	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-		
銃 刀 法	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
そ の 他	16	-	-	-	-	-	1	1	3	3	4	-	4	-	-	-	-	-		

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 3 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。
 5 懲役・禁錮には、罰金が併科されたものを含む。
 6 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 7 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 8 「その他」は、傷害等の裁判員裁判対象事件ではない罪名を含む。

4 即決裁判手続

令和6年に即決裁判手続に付された事件の人員を罪名別に見ると、2-3-3-7表のとおりである。同年に地方裁判所において即決裁判手続に付された人員は16人（前年比1人減）、簡易裁判所においては0人（同1人減）であった。

2-3-3-7表 即決裁判手続に付された事件の人員（罪名別）

		(令和6年)								
区分	総数	公務執行妨害	住居侵入	窃盗	大麻取締法	覚醒剤取締法	麻薬取締法	道路交通法	入管法	その他
地方裁判所	16 (47,558)	— (241)	— (396)	1 (12,197)	3 (2,356)	1 (4,876)	— (782)	4 (5,659)	6 (2,176)	1 (18,875)
簡易裁判所	— (2,732)	— (7)	— (69)	— (2,165)	— (—)	— (—)	— (—)	— (65)	— (—)	— (426)

- 注 1 司法統計年報による。
 2 即決裁判手続により審判する旨の決定があった後に有罪陳述・即決裁判手続によることへの同意を撤回したことなどにより同決定が取り消された者を含まない。
 3 () 内は、通常第一審の終局処理総人員（移送等を含む。）である。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。

5 公判前整理手続

充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるときは、第一回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理する**公判前整理手続**が行われることがある。裁判員法により、裁判員裁判の対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。また、裁判所において、審理状況等を考慮して必要と認めるときは、第一回公判期日後に、公判前整理手続と同様の手続により事件の争点及び証拠を整理する**期日間整理手続**が行われることがある。

令和6年に地方裁判所で終局処理がされた通常第一審事件のうち、公判前整理手続に付された事件の人員は990人であり、期日間整理手続に付された事件の人員は127人であった（司法統計年報による。）。

令和6年に公判前整理手続に付された事件の地方裁判所における審理期間の平均は14.9月（前年比0.3月増）であり、平均開廷回数は5.8回（前年と同じ）であった（司法統計年報による。）。

また、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件となったものを除き、令和6年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）の平均は11.8月（前年比0.7月増）であり、公判前整理手続期日の回数については、平均は4.5回で、最も多い2回の割合は27.6%（同4.2pt低下）、6回以上の割合は22.4%（同0.8pt低下）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

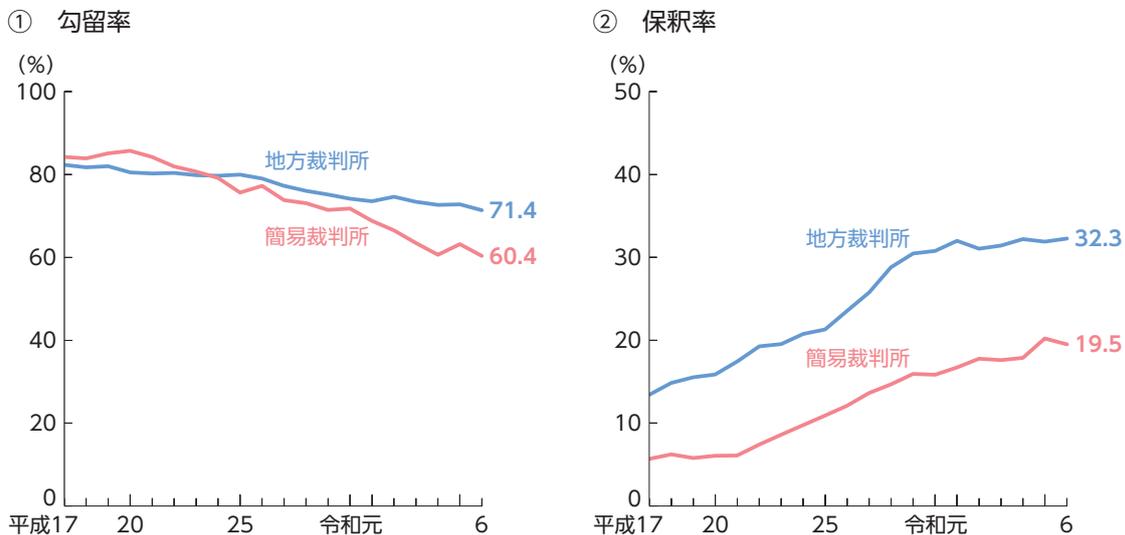
6 勾留と保釈

2-3-3-8図は、通常第一審における被告人の勾留率（終局処理総人員に占める勾留総人員の比率）・保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）の推移（最近20年間）を地方裁判所・簡易裁判所別に見たものである。勾留率については、地方裁判所では、平成17年（82.3%）をピークに26年まで80%前後で推移し、同年以降は低下傾向にあり、令和6年は71.4%（前年比1.4pt 低下）であった。簡易裁判所では、平成17年以降21年までは83～85%台で推移し、同年以降は低下傾向にあり、令和6年は60.4%（同2.8pt 低下）であった。簡易裁判所の勾留率は、平成24年以降一貫して地方裁判所の勾留率を下回っている。

保釈率については、地方裁判所の方が簡易裁判所よりも約7～15pt高い水準で推移している。地方裁判所では、平成15年（12.7%）を境に16年から上昇傾向にあり、令和6年は32.3%（前年比0.4pt 上昇）であった。簡易裁判所でも、平成16年（5.3%）を境に上昇傾向にあるところ、令和6年は19.5%（同0.7pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

2-3-3-8図 通常第一審における被告人の勾留率・保釈率の推移（裁判所別）

（平成17年～令和6年）



注 1 司法統計年報による。
 2 「勾留率」は、終局処理総人員（移送等を含む。）に占める勾留総人員の比率をいう。
 3 「保釈率」は、勾留総人員に占める保釈人員の比率をいう。

令和6年の通常第一審における終局処理人員について、被告人の勾留状況を見ると、2-3-3-9表のとおりである。

2-3-3-9表 通常第一審における被告人の勾留状況

（令和6年）

区 分	終局処理 総 人員	勾 留 総人員	勾 留 期 間			保釈人員
			1月以内	3月以内	3月を超える	
地方裁判所	47,558	33,947 (100.0)	8,042 (23.7)	15,910 (46.9)	9,995 (29.4)	10,956
簡易裁判所	2,732	1,650 (100.0)	291 (17.6)	1,198 (72.6)	161 (9.8)	322

注 1 司法統計年報による。
 2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。
 3 () 内は、構成比である。

第4節 上訴審

令和6年における通常第一審の終局裁判に対する上訴率（公訴棄却の決定、正式裁判請求の取下げ及び移送等による終局を除く終局処理人員に対する上訴（控訴及び跳躍上告）人員の比率）は、地方裁判所の裁判については11.0%、簡易裁判所の裁判については9.4%であった。同年の高等裁判所における控訴事件の終局処理人員を受理区分別に見ると、被告人側のみの控訴申立てによるものが4,870人（98.8%）、検察官のみの控訴申立てによるものが45人（0.9%）、双方からの控訴申立てによるものが12人（0.2%）、破棄差戻し・移送等によるものが1人（0.0%）であった（司法統計年報による。）。

令和6年における高等裁判所の控訴審としての終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見ると、**2-3-4-1表**のとおりである。高等裁判所の控訴審としての終局処理人員は、令和2年以降減少し続けていたが、6年は4,927人（前年比288人増）であった（司法統計年報による。）。

破棄人員417人について破棄理由を見ると、判決後の情状によるものが290人と最も多く、次いで、事実誤認（51人）、量刑不当（33人）の順であった（二つ以上の破棄理由がある場合は、それぞれに計上している。司法統計年報による。）。また、第一審の有罪判決が覆されて無罪となった者は12人であり（司法統計年報による。）、第一審の無罪判決が覆されて有罪となった者は、検察官が無罪判決を不服として控訴した20人のうち4人であった（検察統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の控訴事件について見ると、令和6年の終局処理人員は338人（前年比15.4%増）であり、そのうち控訴棄却が272人と最も多く、控訴取下げが26人、公訴棄却が1人であった。破棄人員は39人であり、破棄のうち自判が34人（自判内容は、有罪が33人、無罪が1人）、差戻し・移送が5人であった（司法統計年報による。）。

2-3-4-1表 控訴審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

(令和6年)

罪 名	総数	破 棄						差戻し・移送	控訴棄却	取下げ	公訴棄却
		自 判									
		計	有罪	一部有罪	無罪	免訴					
総 数	4,927	397	376	9	12	-	20	3,671	819	20	
刑 法 犯	3,117	334	317	7	10	-	17	2,277	475	14	
公務執行妨害	28	-	-	-	-	-	-	20	7	1	
放 火	32	5	5	-	-	-	2	22	3	-	
偽 造	41	2	2	-	-	-	1	34	3	1	
わ い せ つ 等	316	55	52	-	3	-	2	232	26	1	
殺 人	90	4	4	-	-	-	2	77	7	-	
傷 害	315	32	29	1	2	-	3	233	46	1	
窃 盗	1,362	114	111	3	-	-	1	979	260	8	
強 盗	131	12	12	-	-	-	2	98	18	1	
詐 欺	464	74	72	2	-	-	-	326	64	-	
恐 喝	30	1	1	-	-	-	-	24	5	-	
横 領	77	14	14	-	-	-	1	54	8	-	
毀 棄・隠 匿	46	1	1	-	-	-	-	41	3	1	
暴力行為等処罰法	22	1	1	-	-	-	-	18	3	-	
そ の 他	163	19	13	1	5	-	3	119	22	-	
特 別 法 犯	1,810	63	59	2	2	-	3	1,394	344	6	
公 職 選 挙 法	11	-	-	-	-	-	-	11	-	-	
ス ト ー カ ー 規 制 法	24	-	-	-	-	-	-	24	-	-	
銃 刀 法	10	-	-	-	-	-	-	9	1	-	
性的姿態撮影等処罰法	20	2	2	-	-	-	-	13	5	-	
大 麻 取 締 法	123	3	3	-	-	-	1	89	30	-	
覚 醒 剤 取 締 法	828	17	17	-	-	-	1	583	226	1	
麻 薬 取 締 法	59	4	3	-	1	-	-	45	10	-	
麻 薬 特 例 法	15	3	3	-	-	-	-	10	2	-	
出 資 法	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
道 路 交 通 法	337	8	7	1	-	-	-	296	30	3	
自動運転死傷処罰法	149	8	8	-	-	-	1	124	15	1	
入 管 法	30	2	2	-	-	-	-	23	5	-	
そ の 他	201	16	14	1	1	-	-	164	20	1	

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。
 6 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。

令和6年に言い渡された控訴審判決に対する上告率（控訴棄却の決定、控訴の取下げ、公訴棄却の決定及び移送・回付による終局を除く終局処理人員に対する上告人員の比率）は、45.0%であった。最高裁判所の上告事件の終局処理人員（第一審が高等裁判所であるものがある場合には、これを含む。）は、平成25年以降、1,800人台から2,100人台で推移していたが、令和4年に1,600人台に減少し、6年は1,608人（前年比1.1%増）であった。その内訳は、上告棄却が1,334人（同0.3%減）、上告取下げが266人（同9.0%増）であり、破棄は0人であった（司法統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の上告事件について見ると、令和6年の終局処理人員は127人で、その内訳は、上告棄却が113人、公訴棄却が2人、上告取下げが12人であった（司法統計年報による。）。

第1節 概説

刑を言い渡した有罪の裁判が確定すると、全部執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。拘禁刑及び拘留は、**刑事施設**に拘置して執行される。なお、拘禁刑の創設に係る刑法等の改正については、本章第3節参照。

罰金・科料を完納できない者は、刑事施設に附置された労役場に留置され、労役を課される（労役場留置）。法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）2条により監置に処せられた者は、監置場に留置される。

婦人補導院は、売春防止法（昭和31年法律第118号）5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女性を収容していたが、令和4年5月に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）により、売春防止法の補導処分に関する規定及び婦人補導院法（昭和33年法律第17号）等が廃止され、6年4月1日に廃止された。

1 刑事施設等

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所の3種類がある。**刑務所**及び**少年刑務所**は、主として受刑者を収容する施設であり、**拘置所**は、主として未決拘禁者を収容する施設である。令和7年4月1日現在、刑事施設は、本所が74庁（刑務所59庁（社会復帰促進センター4庁を含む。）、少年刑務所7庁、拘置所8庁）、支所が99庁（刑務支所8庁、拘置支所91庁）である（法務省矯正局の資料による。）。刑事施設には、労役場が附置されているほか、一部の刑事施設を除いて監置場が附置されている。

婦人補導院は、令和6年3月31日まで東京に1庁置かれていた。6年1月から3月までの間に、婦人補導院への入院はなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2 刑事施設における処遇

刑事施設に収容されている受刑者、未決拘禁者等の被収容者の処遇は、刑事収容施設法に基づいて行われている。受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行われる。未決拘禁者の処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意して行われる。

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し、刑事収容施設法の一部改正が行われた。同改正により、①処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領）を定めるに当たって、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び申出のあった被害者等から聴取した心情等を考慮すること、②釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対して円滑な社会復帰を図るための支援を行うことを、刑事施設の長の責務とすること、③処遇の原則及び処遇要領の考慮要素に「年齢」を追加することなどの規定が整備され、5年12月1日に施行された。

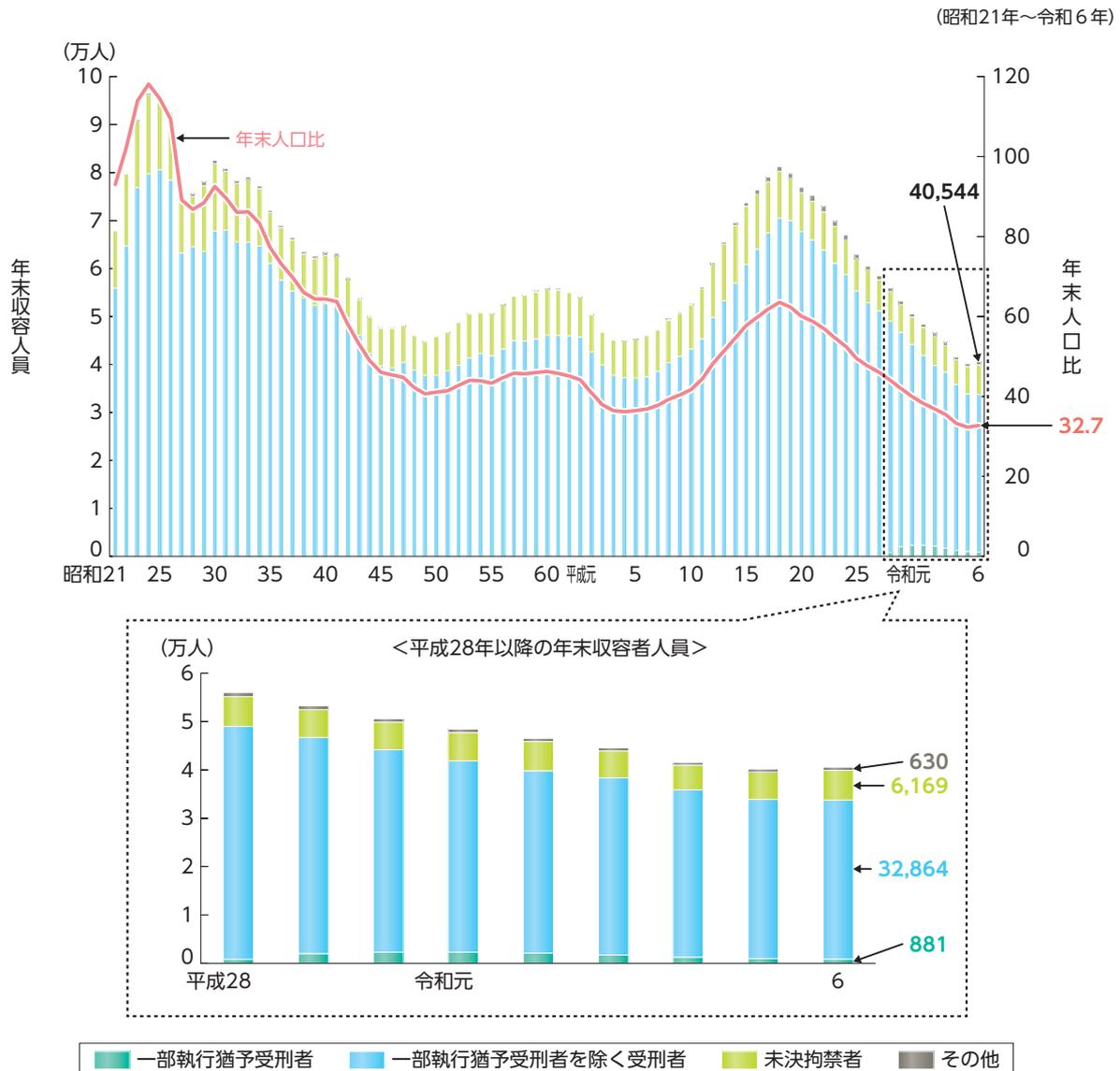
また、前記刑法等の一部を改正する法律により、拘禁刑が導入され、これまでの懲役のように作業の実施を前提とするのではなく、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業又は指導等を柔軟かつ適切に組み合わせた矯正処遇を実施する規定が整備され、令和7年6月1日に施行された（本章第3節参照）。

第2節 刑事施設の収容状況

1 刑事施設の収容人員

刑事施設の被収容者の年末収容人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、2-4-2-1図のとおりである（一日平均収容人員の推移については、CD-ROM資料2-4参照）。年末収容人員は、平成18年に8万1,255人を記録し、19年以降減少し続けたが、令和6年末現在は4万544人（前年末比0.9%増）であり、このうち、受刑者は3万3,745人（同0.4%減）であった。なお、6年における刑事施設の受刑者の年末収容人員のうち、**一部執行猶予受刑者**は、881人（同8.0%減）であった。

2-4-2-1図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移



- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「年末収容人員」は、各年末現在における収容人員である。
 3 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。
 4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年末現在における収容人員である。
 5 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

2 刑事施設の収容率

令和6年末現在において、収容定員8万1,204人（このうち既決の収容定員は6万3,923人、未決の収容定員は1万7,281人）であるところ、年末収容人員は4万5,444人であり、このうち、既決（労役場留置者及び被監置者を含む。）の人員は3万4,268人（前年末比0.4%減）、未決（死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。）の人員は6,276人（同8.4%増）であった。同年末の**収容率**（収容人員の収容定員に対する比率）は、全体で49.9%（同2.7pt上昇）であり、既決では53.6%（同2.7pt上昇）、未決では36.3%（同3.3pt上昇）であった。

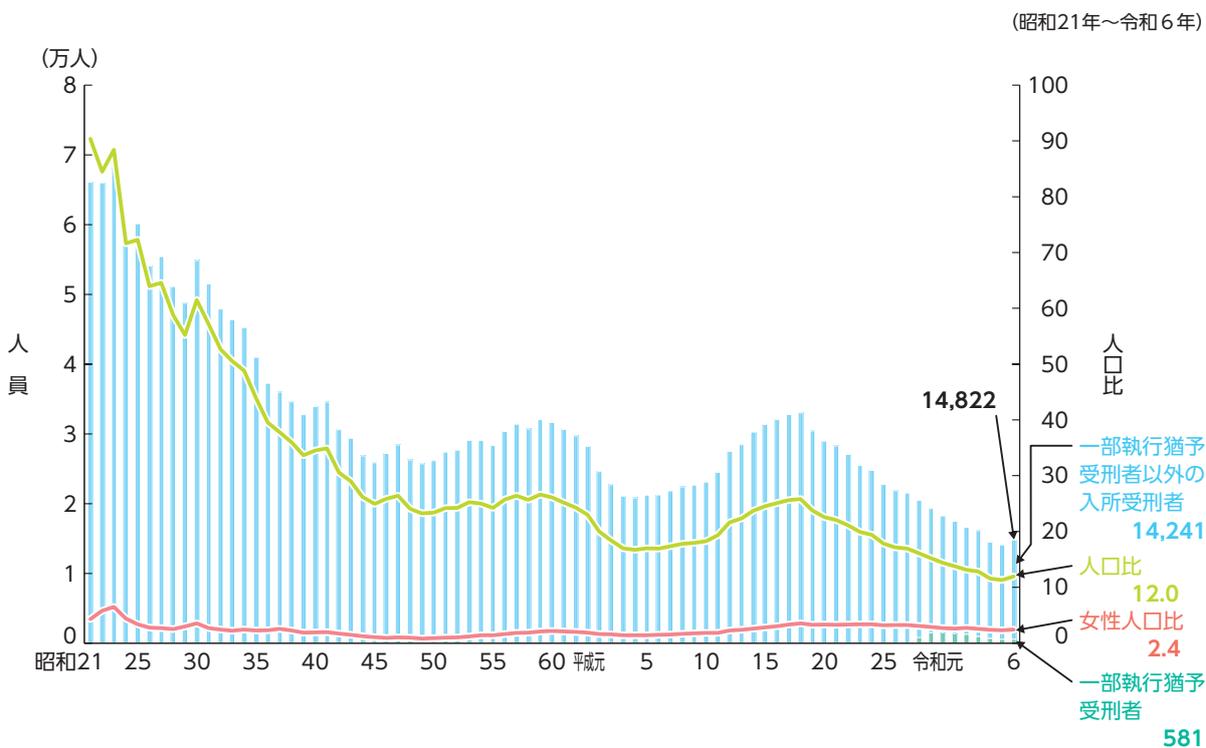
なお、女性被収容者について、令和6年末の収容定員が6,601人（このうち既決4,906人、未決1,695人）であるところ、年末収容人員は3,671人（前年末比4.8%増）であり、このうち、既決の人員は3,044人（同2.9%増）、未決の人員は627人（同15.5%増）であった。同年末の女性の収容率は、全体で55.6%（同2.5pt上昇）であり、既決では、62.0%（同1.7pt上昇）、未決では37.0%（同4.9pt上昇）であった（収容率の推移については、CD-ROM資料2-5参照）。

3 入所受刑者

(1) 人員

入所受刑者の人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、2-4-2-2図のとおりである。その人員は、平成19年から減少し続けたが、令和6年は1万4,822人（前年比5.2%増）と増加した（CD-ROM参照。男女別については4-7-2-3図、年齢層別及び高齢者率については4-8-2-2図をそれぞれ参照）。

2-4-2-2図 入所受刑者の人員・人口比の推移



注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。

注 2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

令和6年における受刑者の入所事由別人員は、**2-4-2-3表**のとおりである。

2-4-2-3表 受刑者の入所事由別人員

(令和6年)

総数	新入所	仮釈放の取消し		一部執行猶予の取消し	仮釈放及び一部執行猶予の取消し	刑執行停止の取消し	労役場からの移行	逃走者の連戻し	留置施設等からの移送
		一部執行猶予なし	一部執行猶予あり						
15,765 (100.0)	14,822 (94.0)	316 (2.0)	12 (0.1)	60 (0.4)	-	3 (0.0)	399 (2.5)	-	153 (1.0)

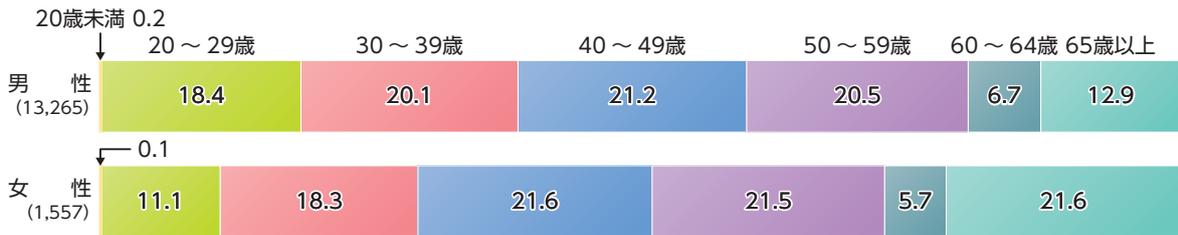
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「新入所」は、裁判が確定し、その執行を受けるため新たに入所した者をいう。死刑の執行を受けた者を含み、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）による受入受刑者及び少年処遇から成人処遇に移行した受刑者を含まない。
 3 「仮釈放の取消し」の「一部執行猶予あり」は、実刑期に係る仮釈放の取消しにより復所等した者（入所時に刑の一部執行猶予の取消しがなされている者を除く。）、「仮釈放及び一部執行猶予の取消し」は、実刑期に係る仮釈放及び刑の一部執行猶予の取消しにより復所等した者をいう。
 4 () 内は、構成比である。

(2) 特徴

令和6年における入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-4図**のとおりである（入所受刑者の年齢層別構成比の推移については、**4-7-2-4図**参照）。

2-4-2-4図 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）

(令和6年)

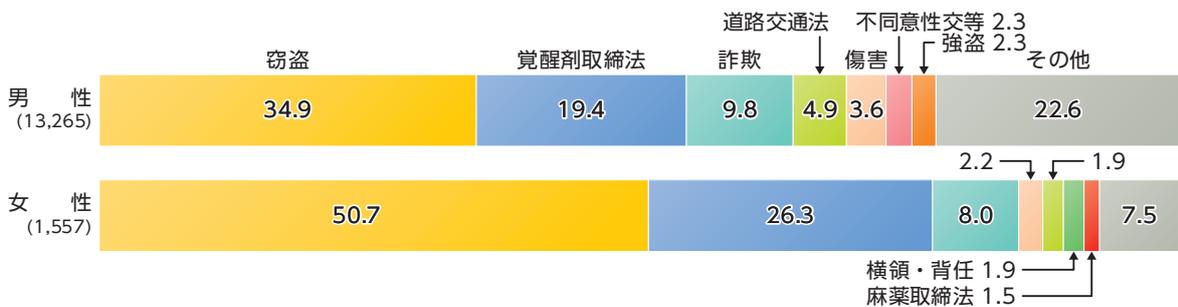


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、少年時に刑の言渡しを受けた者は、言渡し時の年齢によることとし、入所時に20歳以上であっても、20歳未満に計上している。
 3 () 内は、実人員である。

令和6年における入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-5図**のとおりである（入所受刑者の罪名別構成比（年齢層別）については、**4-8-2-3図**参照）。

2-4-2-5図 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

(令和6年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 () 内は、実人員である。

令和6年の入所受刑者について、刑の種類を見ると、懲役1万4,785人（99.8%）、禁錮36人（0.2%）、拘留1人（0.0%）であった（矯正統計年報による。）。懲役受刑者の刑期別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-6図**のとおりである（懲役受刑者の刑期別の年末収容人員の推移については、CD-ROM資料**2-6**参照）。

2-4-2-6図 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比（男女別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 4 「5年を超える」は、無期を含む。
 5 () 内は、実人員である。

4 出所受刑者

(1) 人員

令和6年における受刑者の出所事由別人員は、**2-4-2-7表**のとおりである。出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）に占める満期釈放者等の比率は、37.2%（前年比0.2pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

2-4-2-7表 受刑者の出所事由別人員

(令和6年)

総数	出所事由			仮釈放	一部執行猶予なし	一部執行猶予あり	不定期刑終了	恩赦	刑執行停止	労役場への移行	留置施設等への移送	逃走	死亡
	満期釈放等	満期釈放	一部執行猶予の実刑部分の刑期終了										
15,873	5,592 (37.2)	5,480	112	9,448 (62.8)	8,894	554	—	—	10	456	151	—	216 [-]

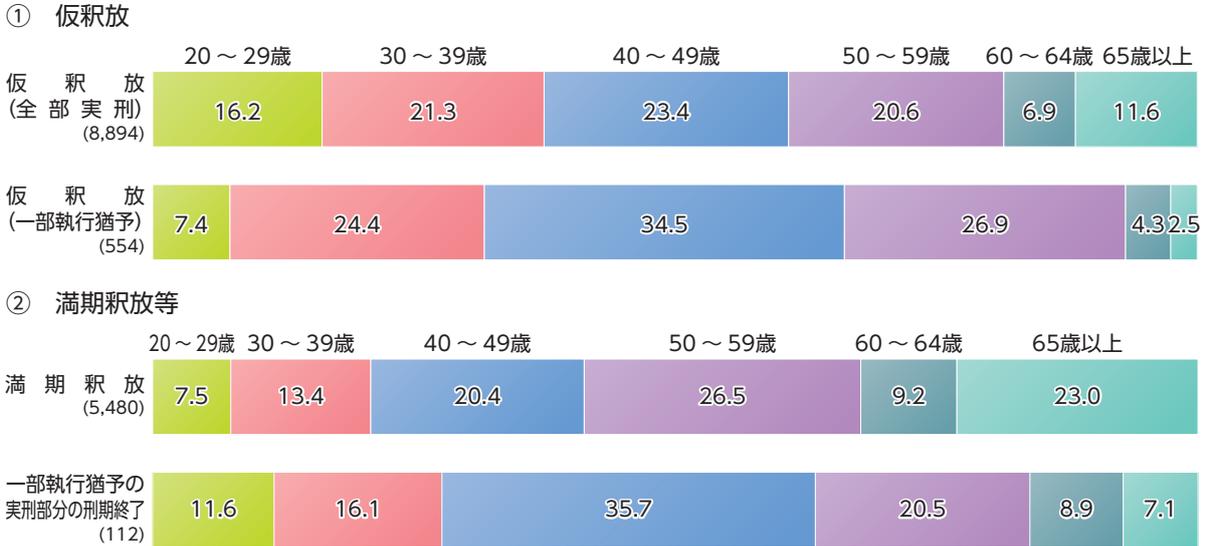
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 () 内は、「満期釈放等」と「仮釈放」の合計に対する比率である。
 3 [] 内は、死刑の執行を受けた者であり、内数である。

(2) 特徴

令和6年における出所受刑者の年齢層別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-8図のとおりである。

2-4-2-8図 出所受刑者の年齢層別構成比（出所事由別）

(令和6年)

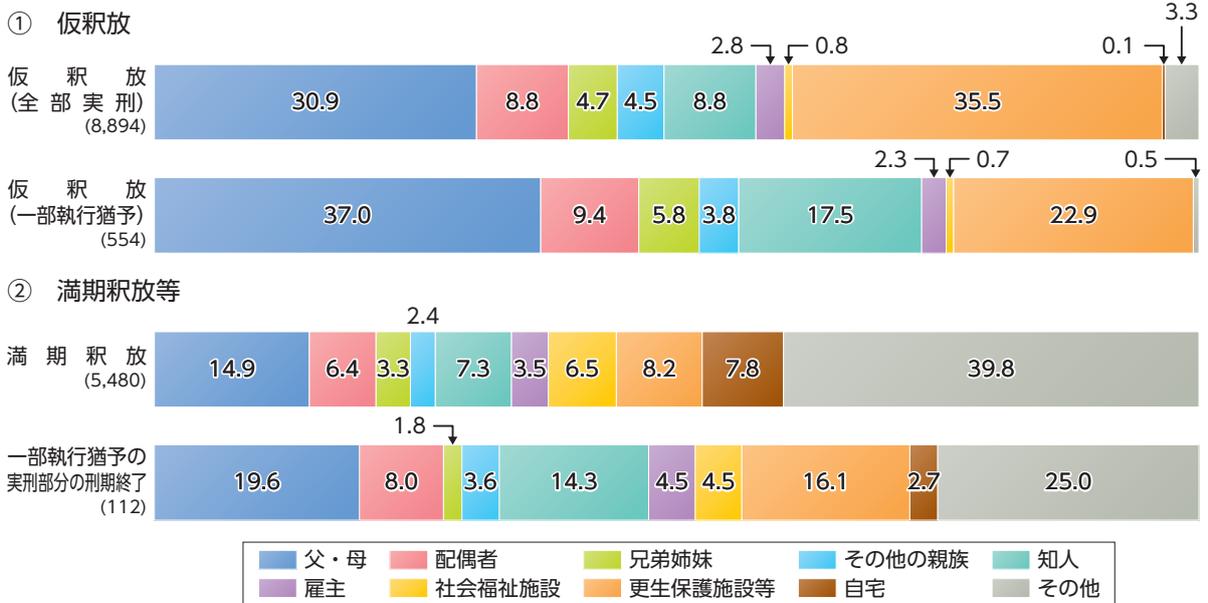


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

令和6年における出所受刑者の帰住先別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-9図のとおりである（男女別については、4-7-2-5図参照）。

2-4-2-9図 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

(令和6年)



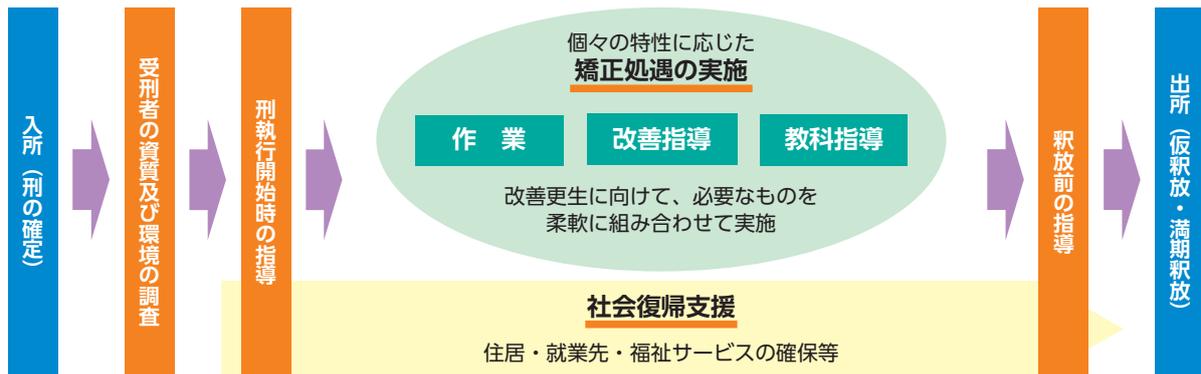
注 1 矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホーム（NPO法人などで、「自立準備ホーム」の指定を受けた場合も含む。）である。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 () 内は、実人員である。

第3節 受刑者の処遇等

1 処遇の概要

受刑者の処遇は、刑事収容施設法に基づき、受刑者の人権を尊重しつつ、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行う。その流れは、**2-4-3-1図**のとおりである。

2-4-3-1図 受刑者処遇の流れ



令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の成立により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設された。懲役は刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑であり、作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならなかった。受刑者の中には、改善更生や社会復帰を図るため、作業よりも指導を優先的に実施した方が有効と考えられる者や、医療や福祉の面から作業よりも支援に多くの時間を割く必要性のある者もいるところ、そうした者に対して、必要な指導や支援を行う時間を確保することが困難な場合があった。また、禁錮は刑事施設に拘置する刑であり、作業を行う刑法上の義務がないため、改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り作業を実施させることができなかった。そこで、刑事施設に拘置し、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる拘禁刑を創設した。これにより、全ての受刑者に一律に作業を行わせるのではなく、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇を実施することが可能となった。また、刑事施設に拘置（1日以上30日未満）される刑である拘留についても、拘禁刑と同様に、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとされた。（7年6月1日施行。第2編第1章第1項（1）参照）。

拘禁刑及び拘留に処せられるのは、改正後の刑法が施行された令和7年6月1日以降にした行為の処罰を受けた者であり、それ以前に確定している懲役、禁錮及び令和4年法律第67号による改正前の拘留（以下この節において「旧拘留」という。）の裁判の効力やその執行が影響を受けることはなく、また、同日より前に行った行為については令和4年法律第67号による改正前の刑が適用される。そのため、当分の間、刑事施設には、懲役受刑者、禁錮受刑者及び旧拘留受刑者（以下この節において「懲役受刑者等」という。）も収容されることとなるが、拘禁刑導入に伴う処遇の充実策は、懲役受刑者等についても、その刑の趣旨に反しない限り広く実施される。

(1) 処遇指標及び処遇要領

受刑者の処遇の中核となるのは、矯正処遇として行う作業（次項参照）、改善指導及び教科指導（本節3項参照）である。受刑者の処遇は、個々の受刑者の年齢、資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施することとされている（**個別処遇の原則**）。

そのため、各刑事施設では、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、面接、診察、検査その他の方法により、受刑者の資質及び環境の調査（**処遇調査**）を実施している。新たに刑が確定した受刑者で、26歳未満の者、特別改善指導（本節3項（2）参照）の受講に当たり特に調査を必要とする者等には、**調査センター**として指定されている特定の刑事施設で特に精密な処遇調査が行われている。拘禁刑下における処遇は、受刑者の資質面により踏み込み、きめ細かな調査による特性把握とそれに応じた処遇の実践が求められる。そのため、処遇調査は、心理専門官、刑務官のほか、必要に応じて福祉専門官、就労支援専門官等の多職種の職員が関与し、多角的・複層的な視点で行われている。

また、刑の執行開始時に行う処遇調査においては、原則として、受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握するために開発を進めている**受刑者用一般リスクアセスメントツール改訂試行版（Gツール改訂試行版）**を実施している。これにより、①これまでの受刑回数や犯罪の内容等、主に処遇によって変化しない要因（静的領域の要因）、②本人の価値観や認知の偏り等、刑事施設内における指導等を通じて今後も変化しうる要因（動的領域の要因）、③評価への意識や矯正処遇への動機付け、小児期逆境体験など、処遇の浸透のしやすさ等に関わる要因（個別特性領域の要因）を把握し、処遇の参考としている。

刑事施設では、刑の執行開始時の処遇調査（調査センターでの処遇調査を含む。）の調査結果を踏まえ、受刑者に**処遇指標**を指定する。拘禁刑導入前の処遇指標は、受刑者に実施すべき矯正処遇の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗から構成されていたが、拘禁刑の導入に伴い、①医療上の措置等の必要性の程度の別、②性別、③実施すべき**矯正処遇課程**の別、④実施すべき矯正処遇の種類別の別、⑤実施すべき特別コースの別について指定するものとなった。**2-4-3-2表**は、令和7年6月1日以降の受刑者の処遇指標を示したものである。処遇指標を指定されることで、処遇の内容と受刑者の収容される刑事施設等が定まる。

新たな処遇指標として導入された矯正処遇課程は、受刑者の年齢、心身の状況、執行すべき刑期、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情等に照らし、一定の共通する特性等を有する受刑者の類型ごとに、重点的に処遇すべき内容を備えたものである。合計24の矯正処遇課程が設けられており、受刑者にとって最も必要性が高い課程を一つ指定し、当該矯正処遇課程の内容を中心に処遇が実施される。また、従来の「犯罪傾向の進捗」に類似する概念である「再犯リスク」に加え、「矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度」を示す「処遇準備性」の評定を組み合わせ、個々の受刑者の特性に応じた処遇の在り方等を示す「処遇レベル」という新たな観点も取り入れられた。なお、懲役及び禁錮の受刑者に対しても、刑の趣旨に反しない限りにおいて、矯正処遇課程を指定し、処遇の充実を図っている。

受刑者に必要な矯正処遇及び社会復帰支援を集中的かつ効果的に実施するためのプログラムである「特別コース」は、五つのコースが設けられた。例えば、集中的な教科指導が必要と認められる者を教科指導集中処遇コースに指定し、松本少年刑務所内の公立中学校分校へ編入させる（本節3項（3）参照）。

2-4-3-2表 処遇指標の区分

① 矯正処遇課程（24課程）

種類	対象者	符号
拘留課程	拘留受刑者及び旧拘留受刑者	D
少年院在院受刑者処遇課程	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者	Jt
短期処遇課程	執行すべき刑期が6月未満の者	ST
外国人処遇課程（一般）	日本人と同一の処遇が困難な者	F
外国人処遇課程（特別）	外国人処遇課程対象者のうち、処遇上特別の配慮を要する者	FX
外国人処遇課程（条約）	外国人処遇課程対象者のうち、その処遇に当たって条約や協定に定めがある者	FZ
禁錮課程	禁錮受刑者	I
少年処遇課程	少年院収容を必要としない少年	J
高齢福祉課程	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者	DS
福祉的支援課程（知的障害・発達障害）	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者	DH
福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害）	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者	DM
長期処遇課程 1	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベル1の者	L1
長期処遇課程 2	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベル2の者	L2
長期処遇課程 3	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベル3の者	L3
長期処遇課程 4	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベル4の者	L4
依存症回復処遇課程	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者	A
開放的処遇課程	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者	O
若年処遇課程 1	20歳以上26歳未満の者で処遇レベルが1の者	Y1
若年処遇課程 2	20歳以上26歳未満の者で処遇レベルが2の者	Y2
若年処遇課程 3	20歳以上26歳未満の者で処遇レベルが3の者	Y3
一般処遇課程 1	他の課程に該当しない処遇レベル1の者	G1
一般処遇課程 2	他の課程に該当しない処遇レベル2の者	G2
一般処遇課程 3	他の課程に該当しない処遇レベル3の者	G3
一般処遇課程 4	他の課程に該当しない処遇レベル4の者	G4

【参考】旧処遇指標
（受刑者の属性及び犯罪傾向の進度）

属性及び犯罪傾向の進度	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする者	F
禁錮受刑者	I
おおむね26歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの	U
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満のもの	Yj
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満の者のうち、Yjに該当しないもの	Y
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 「処遇レベル」は再犯リスクと処遇準備性（矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度）の2軸で判定し、「処遇レベル1」は再犯リスクが低、処遇準備性が高、「処遇レベル2」は再犯リスク及び処遇準備性が低、「処遇レベル3」は再犯リスク及び処遇準備性が高、「処遇レベル4」は再犯リスクが高、処遇準備性が低のものである。

② 矯正処遇の種類

ア 作業

種類	符号
基礎的作業・機能別作業	V0
職業訓練	V1
作業非指定	V9

イ 改善指導

種類	符号	
一般改善指導	R0	
特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
	暴力団離脱指導	R2
	性犯罪再犯防止指導	R3
	被害者の視点を取り入れた教育	R4
	交通安全指導	R5
	暴力防止指導	R7

ウ 教科指導

種類	符号
補習教科指導	E1
特別教科指導	E2

③ 特別コース

種類	プログラムの内容（概要）	符号	
農業ビジネスコース	農業に関連する産業への就労に向けた処遇	ノビ	
サステナブル作業コース	社会に貢献する人材となるために必要な知識及び技能の習得	サス	
	サーキュラーエコノミークラス		資源の保全等、地域課題の解決に貢献
	ものづくり人材養成クラス		伝統工芸等、後継者不足が課題の地域作業
少年・若年ユニット型処遇コース	可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇	ユニ	
教科指導集中処遇コース	教科指導を集中的に実施	キヨ	
社会生活移行処遇コース	円滑な社会復帰への移行を目的に、開放的な環境下で処遇	イコ	

注 法務省矯正局の資料による。

受刑者には、刑執行開始時調査の結果に基づいて、矯正処遇の目標、作業、各指導等の内容・方法等が**処遇要領**として定められ、矯正処遇は、この処遇要領に従って計画的に実施される。また、矯正処遇の進展に応じて、定期的に又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、必要に応じ処遇指標及び処遇要領を変更する。

なお、令和4年法律第67号による刑事収容施設法の改正により、受刑に係る罪に被害者等が存在する受刑者に係る処遇要領を策定又は変更する際や、同受刑者に対し矯正処遇等を行うに当たって、被害者等の被害に関する心情や被害者等の置かれている状況、被害者等の心情等の聴取・伝達制度（第6編第2章第1節5項参照）により被害者等から聴取した心情等を考慮することが法定化された（令和5年12月施行）。

(2) 制限の緩和と優遇措置

受刑者の自発性や自律性を涵養^{かん}するため、受刑者処遇の目的（改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成）を達成する見込みが高まるに従い、順次、規律・秩序維持のための生活・行動の制限を緩和し、その制限が緩和された順に第1種から第4種までの制限区分を指定している。そして、定期的に、又は随時、前記見込みを評価し、その評価に応じて、制限区分の指定を変更している。各制限区分に指定された受刑者の制限の内容は、第4種では、原則として居室棟内で矯正処遇等

を行うこと、第3種では、主として刑事施設内の居室棟外（工場等）で矯正処遇等を行うこと、第2種では、刑事施設外での矯正処遇等が可能となること、第1種では、居室に施錠をしないことなどである。第1種の受刑者のうち一定の要件を満たす受刑者の処遇は、開放的施設（収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は講じない刑事施設の全部又は一部）で行う。開放的施設として6施設（旭川刑務所西神楽農場、網走刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、広島刑務所尾道刑務支所有井作業場、松山刑務所大井造船作業場及び鹿児島刑務所農場区）が指定されている。

また、受刑者に改善更生の意欲を持たせるため、刑事施設では、定期的に受刑態度を評価し、良好な順に第1類から第5類までの優遇区分に指定し、良好な区分に指定された受刑者には、外部交通の回数を増やしたり、自弁（自費購入又は差入れを受けること。以下この章において同じ。）で使用できる物品の範囲を広げたりするなどの優遇措置を行っている。

（3）外出・外泊

受刑者は、第1種の制限区分に指定され、開放的施設で処遇を受けており、仮釈放を許す決定がされている場合において、円滑な社会復帰を図る上で、釈放後の住居又は就業先の確保、家族関係の維持・調整等のために外部の者を訪問し、あるいは保護司その他の更生保護関係者を訪問するなどの必要があるときに、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設から外出し、又は7日以内の期間で外泊することを許されることがある。令和6年度の実績は、外出44件、外泊3件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 作業

（1）概況

拘禁刑導入後は、刑事施設の長は、拘禁刑受刑者及び拘留受刑者について、改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な場合には作業を行わせる。作業は、受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとされる。受刑者に作業を行わせるに当たっては、①処遇調査において受刑者個々の作業の必要性を判定し、②前記①で判定した必要性に応じた作業を指定し、③受刑者自身に作業の目的と目標を理解させる動機付けを行い、④目的とする能力等を身に付けさせる適切な作業を行わせ、指導を行う。作業の取組状況については評価を行い、必要に応じて、受刑者に対して評価結果を伝える。

令和6年度における受刑者（懲役受刑者並びに希望した禁錮受刑者及び旧拘留受刑者）の作業の一日平均就業人員は、2万5,456人であった。また、禁錮受刑者は、7年3月末現在で、82.4%が作業に従事していた（法務省矯正局の資料による。）。

（2）作業の内容等

拘禁刑導入以前は、受刑者は、作業として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業（物品を製作する作業及び労務を提供する作業で、木工、印刷、洋裁、金属等の業種がある。）、社会貢献作業（労務を提供する作業であって、社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認める作業）及び自営作業（刑事施設における炊事、清掃、介助、建物の修繕等の作業）の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて作業を指定されていた。なお、令和6年度において社会貢献作業を実施した施設数及び対象受刑者数は、50庁、675人であった（法務省矯正局の資料による。）。

拘禁刑導入後の作業については、受刑者自らが作業の必要性を理解し、社会復帰までに必要な能力を身に付けることを目的として取り組む必要があることから、作業の目的及び効果が明らかとなるように名称が変更され、職業訓練（後記（3）参照）が継続されたほか、**基礎的作業**（釈放後に自立した社会生活を営む上で、就労する必要がある者に対し、その特性に応じて、職業生活を円滑に営むた

めに必要となる職業上の基礎的な知識及び技能を身に付けさせる作業。自律性の度合い等によって3区分に分かれている。)及び**機能別作業**(改善更生及び円滑な社会復帰を図るため特定の機能及び能力の維持又は向上の必要がある者に対し、当該機能及び能力を維持又は向上させる作業)に整理された。機能別作業には、「コミュニケーション能力等向上作業」(出所後の就労、就労の定着のために必要なコミュニケーション能力、課題解決能力等の向上を図る。),「機能向上作業(基礎的作業移行課程)」(作業療法士による定期的な助言及び指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持又は向上を図る。),「機能向上作業(社会参画課程)」(福祉事務所その他の団体の支援を受けながら、農園芸その他の作業に従事させることにより、自信及び生きがいを感じさせるとともに、自己肯定感の向上を図り、円滑な社会参画を促す。),「チーム参加・管理能力等養成作業」(事業における課題の設定、商品等の企画、製造及び販売その他の業務の体験を通じて、自立した社会人として、組織における他者との協働の方法、組織の運営に資する知識及び技能等の習得を図る。)等があり、「**社会貢献作業**」は、公益性の高いボランティア的作業を通じて、社会に貢献していることを実感することで、社会的な孤立感の解消と愛他精神や幸福感の育成を図る作業として、機能別作業に含まれた。

作業は、刑事施設内で行うものが大部分であるが、刑事施設が管理する構外作業場で行うものもある。さらに、開放的施設において処遇を受けていることなどの要件を満たす受刑者については、刑事施設の外の外部民間企業等の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その事業所に通勤させて業務に従事させることもある(**外部通働作業**)。令和7年3月末現在、外部通働作業を実施しているのは、6庁9人であった(法務省矯正局の資料による。)。なお、前記の外出・外泊及び外部通働作業の運用に当たっては、必要に応じ、GPS機器が活用されている。

作業の収入は、全て国庫に帰属する。令和6年度における作業による歳入額は、約24億5,000万円であった(法務省矯正局の資料による。)。他方、受刑者には、従事した作業に応じ、作業報奨金が原則として釈放時に支給される。作業報奨金に充てられる金額(予算額)は、7年度は一人1か月当たり平均で4,556円である(法務省矯正局の資料による。)。また、6年の出所受刑者が出所時に支給された作業報奨金の金額を見ると、5万円を超える者が36.7%、1万円以下の者が15.9%であった(矯正統計年報による。)

(3) 職業訓練

刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、**職業訓練**を実施している。拘禁刑の導入に伴い、雇用ニーズに応じた職業訓練を効果的に実施できるよう見直しを行い、従前の専門職業訓練及び標準職業訓練に加えて、就労準備職業訓練を新設した。就労準備職業訓練の内容は、復習的訓練(釈放3か月前の者を対象とした実施済訓練の復習)、職場体験訓練(就労内定先企業等における講義の受講、就労体験等)及び就労移行訓練(実際の就労に必要な知識・技能の習得を協力雇用主等と協力して行う訓練)である。

職業訓練のうち、専門職業訓練及び標準職業訓練の実施形態には、総合訓練、集合訓練及び自庁訓練の三つの方法がある。総合訓練は全国の刑事施設から、集合訓練は主に各矯正管区単位で、自庁訓練は刑事施設ごとに、それぞれ適格者を選定して実施している。総合訓練は、総合訓練施設として指定された7庁(山形、福井、山口及び松山の各刑務所並びに函館、川越及び佐賀の各少年刑務所)で、男性の受刑者に対して実施している。女性の受刑者に対する職業訓練は、集合訓練又は自庁訓練の形態で実施している。就労準備職業訓練の実施形態は自庁訓練のみである。

令和6年度に実施した職業訓練の種目は、同年度に新たに開講されたクリーンスタッフ養成科を含めて合計60種目であり、受講者が多い上位3種目は、ビジネススキル科(2,148人)、情報処理技術科(1,014人)、キャリアガイダンス科(591人)であった。同年度における職業訓練の修了者は、7,804人であり、危険物取扱者、介護職員研修、ボイラー技士等の資格又は免許を取得した者は、延べ6,536人であった。また、同年度に、職業訓練の一環として、内定を受けた事業所等において一定期間就労

を体験させる職場体験を実施したのは33人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 矯正指導

刑執行開始時の指導、改善指導、教科指導及び釈放前の指導の四つを総称して**矯正指導**という。

(1) 刑執行開始時の指導

受刑者には、入所直後、原則として2週間の期間で、受刑の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項（矯正処遇の制度及び意義、処遇要領に定める個別の矯正処遇の目標並びにその達成のために実施する矯正処遇の内容・方法、社会復帰支援の内容・意義）、刑事施設における生活及び行動（刑事施設における生活上の心得、集団生活上必要な行動様式、起居動作の要領）等について指導が行われる。

(2) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもので、一般改善指導及び特別改善指導がある。

一般改善指導は、個別面接、グループワーク、視聴覚教材視聴、講話、体育、行事その他の方法により、①被害者及びその遺族等の心情等を理解させ、罪の意識を培わせること（**被害者心情理解指導**）、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること（行動適正化指導等）、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせること（社会復帰準備指導等）、④自己の過去の生活及び犯した罪、自己を取り巻く環境等を振り返るとともに、社会復帰に向けてすべきことその他自己の将来の展望について考えることを促すこと（**対話**）などの内容について行う。③については、高齢又は障害を有する受刑者のうち、特別調整等の福祉的支援を必要とする者又は受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対象に、出所後の円滑な社会生活を見据えた多様な指導を実施することを目的とした「社会復帰準備指導プログラム」が策定され、全国的に展開されている。また、④については、令和5年10月に一般改善指導の一つとして新設されたものであり、本指導は、拘禁刑下における受刑生活への動機付けの充実の必要性に加え、3年から4年にかけて発生した名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会提言書（5年6月21日法務大臣に提出）において、再発防止策の一つとして「処遇体制の充実」が挙げられ、その中で、刑務官と受刑者の対等な人間関係を基礎に対話を重視した処遇を展開すべきと指摘されたことなどを踏まえたものである。本指導の実施方法の一つである「対話実践」においては、オープンダイアログの手法や考え方を取り入れて実施している。

特別改善指導は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善を図る改善指導である。令和7年5月末日まで、①「**薬物依存離脱指導**」（薬物依存に至った自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせる。令和6年度の実施施設数は73庁、受講開始人員は6,826人）、②「**暴力団離脱指導**」（警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図る。同36庁、388人）、③「**性犯罪再犯防止指導**」（性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯に至らないための具体的な方法を習得させる。同20庁、544人）、④「**被害者の視点を取り入れた教育**」（自らの犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせる。同49庁、423人）、⑤「**交通安全指導**」（交通規範を遵守することの重要性、自ら犯した事故の責任や自己の問題性を認識させ、人命尊重の精神を身につけさせる。同52庁、1,382人）及び⑥「**就労準備指導**」（就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させる。同70庁、982人）の6類型の特別改善指導を実施していたが、7年6月1日からは、「就

「労働準備指導」を一般改善指導とし、これまで一般改善指導として実施されていた「暴力防止プログラム」を改訂して⑦「**暴力防止指導**」（暴力事犯につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題点を認識させ、その改善を図り、再犯しないための具体的な方法を習得させる。）を新設した（法務省矯正局の資料による。）。

薬物依存離脱指導については、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があると認められる者全員に対して実施する必修プログラム、より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施する専門プログラム、社会内の生活においても薬物依存に至らないための知識及びスキルを定着させるとともに、薬物依存からの回復に必要となる社会資源について理解させ、治療の継続等の動機付けを高める必要性が高いと認められる者に対して実施する移行プログラム及び選択プログラム（必修プログラム、専門プログラム又は移行プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の四つの指導科目について、処遇調査の段階で薬物依存の重症度及び再犯リスクによって密度別に受講すべきプログラムを指定する（複数指定する場合を含む。）ことを試行している（特別改善指導の受講開始人員の推移は、CD-ROM資料2-7参照）。

（3）教科指導

教科指導とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導（補習教科指導）のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導（特別教科指導）を行っており、令和6年度の教科指導の受講開始人員は、補習教科指導が768人、特別教科指導が291人であった（法務省矯正局の資料による。）。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）を実施し、また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。令和6年度の受験者数は276人であり、合格者数は、高卒認定試験合格者が122人、一部科目合格者が151人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち男性の受刑者であって希望する者を募集し、中学3年生に編入させ、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っているところ、令和6年度においては、これまでの男性の受刑者に加えて、初めて女性の受刑者の入学を認め、中学校教育の提供機会を拡大した。昭和30年度から令和6年度までに781人が卒業しており、7年6月からは、特別コース「教科指導集中処遇コース」として実施している（法務省矯正局の資料による。）。

また、近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施している刑事施設も2庁あり、所定の課程を修了したと認められた者には、当該高等学校の卒業証書が授与されている。このうち、全国の刑事施設から希望者を募集して実施している松本少年刑務所では、昭和41年度から令和6年度までに207人が卒業し、盛岡少年刑務所では、昭和51年度から令和6年度までに160人が卒業している。なお、同所は、7年度から、全国の



女性の受刑者の中学校入学式の様子
【写真提供：法務省矯正局】

刑事施設から希望者を受け入れるようになった（法務省矯正局の資料による。）。さらに、6年度、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的CBT(Computer Based Testing)プラットフォームである「文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)」を活用するための学習eポータル(L-Gate:エル・ゲイト)が整備された。

(4) 釈放前の指導

受刑者には、釈放前に、原則として2週間の期間で、社会復帰の心構えや釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与等の指導が行われる。

4 社会復帰支援

刑事施設では、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後を見据え、入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、住居、就業先、福祉サービスの確保等、社会生活を営むための支援を実施している。

(1) 就労支援

法務省は、受刑者等の出所時の就労の確保に向けて、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるが、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している（保護観察所における就労支援については、本編第5章第3節2項(9)参照）。同対策において、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、全国8か所の全ての矯正管区に**矯正就労支援情報センター室**（通称「コレワーク」）が設置されている。コレワークは、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を收容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。また、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等を刑務所出所者等雇用支援アドバイザーとして招へいし、刑務所出所者等の雇用前後における事業主の不安や疑問等の相談に応じられる体制を整備するとともに、同アドバイザーによる事業主への相談会を実施（令和6年度は7回実施し、延べ19人参加）したほか、事業主等に対する就労支援セミナーを開催（同年度は44回開催し、延べ610人参加）した（法務省矯正局の資料による。）。

このほか、日本財団及び関西の企業7社が発足させた日本財団職親プロジェクトは、少年院出院者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯者率の低下の実現を目指しており、令和7年5月末現在で、719社が参加している（日本財団の資料による。）。

なお、刑事施設及び少年院においては、就労支援体制の充実のため、キャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置しているほか、キャリアコンサルタント等の資格を有する常勤職員である就労支援専門官を配置している。令和7年度の刑事施設における就労支援スタッフの配置施設数は75庁（刑務支所を含む。）、就労支援専門官の配置施設数は32庁（刑務支所を含む。）である（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 福祉的支援

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることがで

きるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において**特別調整**を実施している（概要については、本編第5章第2節2項参照）。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、厚生労働省の地域生活定着促進事業により整備が進められ、各都道府県が設置した**地域生活定着支援センター**であり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている。

刑事施設においては、特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする者に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する非常勤職員を配置しているほか、**福祉専門官**（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している。令和7年度の社会福祉士の配置施設数は67庁（刑務支所を含む。）、精神保健福祉士の配置施設数は8庁、福祉専門官の配置施設数は61庁（刑務支所を含む。）である。また、認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し、専門的な知識・経験を有する者が介助を行うため、介護福祉士及び介護専門スタッフ（介護職員実務者研修又は介護職員初任者研修の修了者等）を配置している。同年度の配置施設数は、介護福祉士が8庁、介護専門スタッフが40庁（刑務支所を含む。）である（法務省矯正局の資料による。）。

平成30年4月から、一部の刑事施設において、高齢又は障害のある受刑者に対して、刑事施設在所中に福祉施設等において福祉サービスの体験等を行わせることにより、出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを図り、出所後の円滑な地域定着を促してきたところ、令和5年4月からは全国の刑事施設にその対象を拡大している。

令和7年6月以降、福祉的支援が必要な受刑者への矯正処遇課程として、高齢福祉課程（DS）、福祉的支援課程（知的障害・発達障害）（DH）及び福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害）（DM）が創設されたことにより、刑執行開始の段階から、福祉的支援が必要な対象者が特定され、特性に応じた処遇を行いながら福祉的支援を実施することが可能となった。

5 受刑者の釈放等に関する情報の提供

法務省は、警察において、再犯の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として、次のとおり、警察庁に対し、重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報を提供している。

平成17年6月から、刑事施設等の長は、警察庁に対し、16歳未満（令和5年7月13日より前から収容されている受刑者については、13歳未満）の者に対する不同意わいせつ、不同意性交等、強盗・不同意性交等、わいせつ目的略取誘拐等に係る受刑者について、釈放予定日のおおむね1か月前に、釈放予定年月日、入所年月日、帰住予定地等の情報を提供している。7年5月31日までに情報提供した対象者数は、2,808人であった（法務省矯正局の資料による。）。

これに加え、平成17年9月から、法務省は、警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結び付きやすいと考えられる侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者について、毎月、釈放（予定）年月日、入所年月日、出所事由等の情報を提供している。令和7年5月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約44万人であった（法務省矯正局の資料による。）。

第4節 刑事施設の運営等

1 刑事施設視察委員会

各刑事施設（本所）には、法務大臣が任命する10人以内の外部の委員で構成される刑事施設視察委員会が設置されており、同委員会は、刑事施設を視察するなどして、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとされている。名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会によって、刑事施設視察委員会の運用改善が提言されたことを受け、令和6年4月1日から、視察委員会の活動の実効性を高めるための措置として、視察の活発化、職員や被収容者等に対する活動状況の周知、一般職員との面談、実地監査における施設運営状況等に係るヒアリングへの協力等の活動の充実化が図られた。

令和6年度の活動状況は、会議の開催495回（前年度比50回増）、刑事施設の視察260回（同58回増）、被収容者との面接652件（同87件増）、一般職員との面談等306件（新たに導入）であり、刑事施設視察委員会が刑事施設の長に対して提出した意見は466件（前年度比6件減）であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 給養・医療・衛生等

被収容者には、食事及び飲料（湯茶等）が支給される。令和7年度の20歳以上の受刑者一人一日当たりの食費（予算額）は592.22円（主食費130.81円、副食費461.41円）である。高齢者、妊産婦、体力の消耗が激しい作業に従事している者、医療上必要がある者、宗教上の理由等から通常の食事を摂取できない者等に対しては、食事の内容や支給量について配慮している。また、被収容者には、日常生活に必要な衣類、寝具、日用品等も貸与又は支給されるが、日用品等について自弁のものを使用することも認めている。なお、同年度の刑事施設の被収容者一人一日当たりの収容に直接必要な費用（予算額）は、2,364円である（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設には、医師その他の医療専門職員が配置されて医療及び衛生関係業務に従事している。さらに、専門的に医療を行う刑事施設として、医療専門施設4庁（東日本成人矯正医療センター及び西日本成人矯正医療センター並びに岡崎及び北九州の各医療刑務所）を設置しているほか、医療重点施設9庁（札幌、宮城、府中、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各刑務所並びに東京拘置所）を指定し、これら13庁には、医療機器や医療専門職員を集中的に配置している。

矯正医官の人員は、令和7年4月1日現在で288人（前年比4人増）であり、定員の約9割となっている（法務省矯正局の資料による。）。

3 民間協力

(1) 篤志面接

刑事施設では、必要があるときは、**篤志面接委員**に、被収容者と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言指導を行うことを依頼している。その助言指導の内容は、被収容者の種々の悩みや、家庭、職業及び法律の相談に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々である。令和6年末現在、篤志面接委員は925人であり、その内訳は、教育・文芸関係者317人、更生保護関係者109人、法曹関係者82人、宗教・商工・社会福祉関係者204人、その他213人である。同年における篤志面接の実施回数は1万98回であり、その内訳は、趣味・教養の指導4,476回、家庭・法律・職業・宗教・保護に関する相談1,750回、悩み事相談1,465回、その他2,407回であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 宗教上の儀式行事・教誨

刑事施設では、**教誨師**（民間の篤志の宗教家）に宗教上の儀式行事や教誨（読経や説話等による精

神的救済)の実施を依頼し、被収容者がその希望に基づいてその儀式行事に参加し、教誨を受けられるように努めている。令和6年末現在、教誨師数は1,634人であり、同年における宗教上の儀式行事・教誨の実施回数は、集団に対して7,534回、個人に対して5,514回であった(法務省矯正局の資料による)。

4 規律・秩序の維持

被収容者の収容を確保し、刑事施設内における安全で平穏な生活と適切な処遇環境を維持するためには、刑事施設の規律・秩序が適正に維持されなければならない。そのために、刑事施設では、被収容者が遵守すべき事項を定めており、被収容者がこれを遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わないときは、懲罰を科することがある。令和6年に懲罰を科せられた被収容者は、延べ2万4,554人であり、懲罰理由別に見ると、怠役(正当な理由なく作業を怠ること。35.1%)が最も高い比率を占め、次いで、被収容者への暴行(4.8%)、物品不正授受(4.5%)及び抗命(4.5%)の順となっている(矯正統計年報による)。

令和6年に刑事施設で発生した逃走、殺傷等の事故の発生状況は、**2-4-4-1表**のとおりである。

2-4-4-1表 刑事施設における事故発生状況

(令和6年)

総数	逃走		自殺	被収容者 殺傷	作業上 死亡	事故死	火災	その他
	件数	人員						
17 (8)	-	-	8 (8)	6 (-)	-	-	-	3 (-)

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 「逃走」については、事故発生件数及び人員であり、「逃走」以外については、事故発生件数である。また、()内は、死亡人員である。

3 「被収容者殺傷」の傷害は、全治1か月以上のものである。

4 「その他」は、火災認定に至らなかった小火である。

5 不服申立制度

刑事施設の処置に対する被収容者の不服申立制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、被収容者は、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の長による一定の措置(信書の発受の差止めや懲罰等の処分等)については、その取消し等を求める審査の申請・再審査の申請を、刑事施設の職員による一定の事実行為(被収容者の身体に対する違法な有形力の行使等)については、その事実の確認を求める事実の申告をすることができる。いずれも、まず、矯正管区の長に対して申請・申告を行い、その判断に不服があるときは、法務大臣に対して、申請(再審査の申請)・申告を行うことができる。また、自己が受けた処遇全般について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができる。被収容者の不服申立件数の推移(最近5年間)は、**2-4-4-2表**のとおりである。

2-4-4-2表 被収容者の不服申立件数の推移

(令和2年～6年)

年次	審査の申請	再審査の申請	事実の申告		法務大臣に対する苦情の申出	訴訟	告訴・告発	その他
			管区長	大臣				
2年	5,591	2,489	1,415	504	4,560	170	685	990
3	4,117	1,729	1,393	606	4,040	168	623	827
4	5,657	1,580	1,858	885	5,252	124	595	904
5	4,681	2,156	1,360	790	5,528	127	397	965
6	4,704	2,435	1,027	517	5,261	198	411	993

- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「告訴・告発」の件数は、被収容者が捜査機関宛てに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。
 3 「その他」は、人権侵犯申告、付審判請求等であり、監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は含まない。

第5節 未決拘禁者等の処遇

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証隠滅を防止するとともに、被疑者又は被告人としての防御権を尊重しつつ、適正な収容を確保するよう配慮しながら行っている。昼夜、居室内で処遇を行うのが原則であり、居室は、できる限り単独室としている。

未決拘禁者は、受刑者と異なり、衣類・寝具は自弁のものを使用するのが一般的であり、飲食物・日用品も、規律・秩序の維持その他管理運営上の支障を及ぼすおそれがない限り、広範囲に自弁のものゝ摂取・使用が認められている。書籍等（新聞紙及び雑誌を含む。）の閲覧は、懲罰として書籍等の閲覧を停止されている場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならず、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときなどを除き、原則として、許される。面会及び信書の発受は、刑事訴訟法上の制限があるほか、懲罰として面会及び信書の発受の停止をされている場合、被収容者において負担すべき外国語の翻訳・通訳の費用を負担しない場合、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある場合又は刑事施設の規律・秩序の維持上やむを得ない場合にも、制限を受けることがある。また、面会は、弁護士等との場合を除いて、原則として職員が立ち会い、信書の内容については検査が行われる。

なお、被勾留者等は、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができる（代替収容）。被勾留者は、起訴前においては留置施設に収容される場合が多い。令和6年度に留置施設に代替収容された者の一日平均収容人員は、8,126人であった（法務省矯正局の資料による。）。

死刑の判決が確定した者は、その執行に至るまで他の被収容者と分離して刑事施設に拘置される。死刑確定者の処遇においては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話等を実施している。令和6年末現在、死刑確定者の収容人員は、106人であった（矯正統計年報による。）。

第6節 官民協働による刑事施設等の整備・運営

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、刑事施設の整備・運営にPFI(Private Finance Initiative)手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られ、令和7年3月現在、美祿社会復帰促進センター（収容定員1,296人、うち女性796人）及び島根あさひ社会復帰促進センター（収容定員2,000人）がPFI手法により運営されている。これらの社会復帰促進センターにおいては、民間のノウハウとアイデアを活用した各種の特色あるプログラムに基づく職業訓練や改善指導を実施している。

これらに加えて、矯正研修所、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所等が集約されている国際法務総合センターでは、それらの維持管理及び運営業務の一部について、PFI手法を活用した民間委託を行っている。さらに、被收容者の給食業務に係る運営事業について、令和7年3月現在、大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所においてPFI手法を活用して民間委託を行っている。

このほか、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、令和7年3月現在、静岡刑務所、笠松刑務所、喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターでは刑事施設の運営業務の一部の民間委託を行っている。

コラム2 刑事施設改革の現状

令和7年6月1日、拘禁刑の運用が開始された。刑事政策上大きな意義を持つこの新たな刑の導入において、刑事施設が果たす役割は極めて大きく、本章において紹介しているとおり、刑事施設においては、受刑者の改善更生・再犯防止を促進するための体制整備が行われている。受刑者の特性に応じた処遇を実現するための、アセスメント機能の強化、必要な者に必要な処遇を実施するための矯正処遇課程の創設、矯正処遇の内容・方法の充実等に加え、矯正処遇の実施に当たっては、自主的・意欲的に取り組めるよう動機付けのための働き掛けを強化することなど、従来の保安上のリスクの高い者に合わせた規律秩序の維持を過度に重視した処遇からの転換を図るものとなっている。

拘禁刑の理念の実現のためには、各種制度に加え、それを運用する組織の在り方も重要であるところ、刑事施設においては、令和4年12月に公表された名古屋刑務所における不適正処遇事案を受け、組織風土を含めた諸改革が進められている。法務大臣の指示により立ち上げられた「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」は、5年6月、「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」(以下このコラムにおいて「提言書」という。)を法務大臣に提出した。提言書では、不適正処遇事案の原因・背景事情や職員アンケートの結果の分析を踏まえて、再発防止策として七つの施策(①処遇体制の充実、②サポート体制・マネジメント体制の充実、③刑事施設視察委員会制度の運用改善、④不服申立制度の運用改善、⑤組織風土の変革、⑥人材の確保と育成の充実、⑦業務の効率化、合理化)を提言した(令和5年版犯罪白書コラム3参照)。法務省矯正局(以下このコラムにおいて「矯正局」という。)は、同年7月、提言書に盛り込まれた再発防止策を確実に実施し、拘禁刑時代にふさわしい処遇を実践することができる組織に生まれ変わることを目指し、「矯正改革推進プロジェクト」(以下このコラムにおいて「プロジェクト」という。)を開始した。

このコラムでは、プロジェクトの内容、実施状況等を中心に、刑事施設改革の現状を紹介する。

1 プロジェクトの推進体制

矯正局は、プロジェクト全体の統括や進捗管理をし、プロジェクト推進に関する企画立案を行うために、同局内に「拘禁刑時代の矯正に向けた改革推進会議」を発足させ、プロジェクトの取組を着実に進展させるための体制を整備した。同会議は、国民への説明責任の確保や取組の改善を図るため、第三者委員会の元構成員に対して毎年取組の進捗状況を報告し、助言を得ている。

2 アクションプラン

再発防止策の実現のため、矯正局は、プロジェクトの目的を以下の三つ（Ⅰ～Ⅲ）に定め、提言書で示された七つの施策に⑧「再発防止策の少年院・少年鑑別所への適用」を加えた八つを「テーマ」として設定し、各テーマについて具体的にを行うべき取組を盛り込んだアクションプランを作成した。具体的な取組は68項目に及んでいる。テーマ⑧は、テーマ①～⑦の取組を少年院・少年鑑別所の実情に応じて取り組んでいくこととされている。

テーマごとの取組（一覧）

処遇体制の充実	サポート・マネジメント体制の充実	刑事施設視察委員会制度の運用改善	不服申立制度の運用改善	組織風土の变革	人材の確保と育成の充実	業務の効率化、合理化
刑務官の職務に関する規定の見直し	休日・夜間の複数職員による勤務体制	委員会による資料閲覧	面接時に把握した不服に対応する仕組み	意見交換の場づくり	多様な職員の確保	決裁ライン・方法の見直し
チーム処遇の確立	ウェアラブルカメラの活用	管区による事案調査	外部協力者が把握した不服に対応する仕組み	職場内の心理的安全性の確保	社会福祉士等確保	作成すべき書類の見直し
処遇調査票・処遇要領票の見直し	映像解析技術等の活用	集団生活が難しい者へのアンケート調査	管理職による受刑者等との定期的な面接	俗語・隠語の廃止	管理職に対する研修	視察表等の記載内容の見直し
心理技官以外の専門職による処遇調査の実施	再発防止策の進捗管理	集団生活が難しい受刑者等との面接	デジタル技術を活用した申立て	職員に課された独特なルールの改廃	採用間もない時期からの集合研修の実施等	技術革新を踏まえた情報共有・効率化等
集団編成の見直し	管理職に対する多面観察	提案用紙等の居室への備付け	調査検討会の意見等の活用	受刑者の呼称の改善	研修内容の見直し	報告の内容・方法の見直し
オープンダイアログの導入	職員アンケートの見直し・活用	視察の活発化	不服申立制度の理解促進	職員識別票の導入	研修指導者の育成	保有情報の一元管理
	保安状況の把握	委員と職員との面接実施		保安概念の再構築	職員の他施設への異動の推進、他組織への出向の推進	電子決裁の促進
	リスク管理の研究	委員会の活動状況の周知		動作要領の改廃	施設内における配置転換の推進	
	内部監査の見直し	委員会活動の充実化		懲罰の運用改善	人間科学の知見がある者の管理職への登用	
	相談窓口の外部化	他施設の委員会との意見交換		所内内規の公開	総合職職員の事務・教育一括採用	
	人事評価の活用	不適正処遇事案等の公表時期等の見直し	委員長へのヒアリング	矯正広報の職員へのフィードバック		
	視察委員会に対する事案公表前の説明	施設における委員会への対応状況の公表				
	実地監査等における不適正処遇の発見	局・管区の体制構築				
	監査結果の公表					

Ⅰ 効果的な矯正処遇（再発防止）：多職種の職員が互いにその専門性を理解し合い、協働して、個々の受刑者の特性に応じた処遇を実施する。

テーマ①「処遇体制の充実」の取組

チーム処遇の確立、集団編成の見直し、オープンダイアログの導入等

Ⅱ 早期発見：不適正処遇事案の再発を防止し、仮に同種事案が発生した場合でも早期に見・対応する。

テーマ②「サポート体制・マネジメント体制の充実」の取組

休日・夜間の複数職員による勤務体制、ウェアラブルカメラの活用、職員アンケートの見直し・活用等

テーマ③「刑事施設視察委員会制度の運用改善」の取組

視察委員会による資料閲覧、矯正管区による事案調査、集団生活が難しい者へのアンケート調査・面接、委員と職員との面接等

テーマ④「不服申立制度の運用改善」の取組

面接時に把握した不服に対応する仕組み、外部協力者が把握した不服に対応する仕組み、制度の理解促進等

Ⅲ 組織風土の改革：人権意識の希薄さや規律秩序の維持を過度に重視するといった刑事施

設特有の組織風土を変える。

テーマ⑤「組織風土の変革」の取組

意見交換の場づくり、職場内の心理的安全性の確保、俗語・隠語の廃止、職員に課された独特なルールの改廃、受刑者の呼称の改善、動作要領の改廃等

テーマ⑥「人材の確保と育成の充実」の取組

多様な職員の確保、研修時期や内容の見直し等

テーマ⑦「業務の効率化、合理化」の取組

作成すべき書類の見直し、電子決裁の促進等

3 プロジェクトの実施状況

矯正局は、アクションプランの実施状況及び効果検証の結果を取りまとめ、令和7年7月、68の取組のほぼ全てが実現したことを公表した。以下に、その例を紹介する。

(1) チーム処遇の確立

令和5年10月から、知的能力の制約、認知機能の低下等があり、特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い受刑者に対して、刑務官のほかに福祉専門官等の多職種の職員によるチームを編成し、処遇を行うチーム処遇を順次実施している。

(2) 休日・夜間における複数職員による勤務体制の確立

昼夜間単独室など、困難な勤務が求められる場所において、休日・夜間は複数職員で勤務するなど、若手職員等のサポート体制を構築した。

(3) 視察委員会制度の運用改善

視察委員会の求めに応じた、矯正管区による矯正施設の調査や、視察委員会同士の意見交換等のための視察委員長連絡協議会の開催など、視察委員会の活動支援策を充実させた。

(4) 受刑者の呼称の改善

令和6年3月末までに、全ての被収容者に対して、呼ぶ際には姓に「さん」などを付けて呼称することとした。また、職員の呼称も、「先生」など上下関係を固定しやすいものは廃止した。

(5) 動作要領の改廃

令和6年3月から、職員や被収容者が歩調を唱えないなどの方法による行進要領を試行し、7年3月末までに、職員が掛ける号令を、行進の開始時、停止時、方向転換時等、必要最小限度のものとするよう各施設において行進要領を改正した。

(6) 「ミッション・ビジョン・バリュー」の策定

「ミッション・ビジョン・バリュー（以下このコラムにおいて「MVV」という。）」は、社会における組織の存在意義や使命、目指すべき方向性を、ミッション（組織の使命や果たす役割）、ビジョン（組織の実現したい未来）、バリュー（組織が大事にする価値観）として再定義するものであり、近年、民間企業や中央省庁において策定する動きが広がっている。矯正局においては、プロジェクトの目的の一つである「組織風土の改革」を検討する中で、職員の8割以上が「自分たちの仕事が社会から理解されていない」と感じている実情を把握し、令和6年6月から、職員自らの手でMVVを策定するプロジェクトを立ち上げた。

MVVを策定するに当たっては、刑事施設や少年施設など様々な組織に所属し、勤続年数や年齢も多様な職員がメンバーとなって、犯罪被害者や職場の同僚等に対し、「施設や職員との関係」、「これから期待すること」等についてインタビューを実施した。また、令和6年9月に府

中刑務所で開催したワークショップでは、公募で集まった一般参加者と受刑者処遇の最前線で働く職員が、「社会と刑務所」について一緒に考えるという初めての試みを行い、さらに、同年12月には、「20年後の矯正と社会の在るべき姿」について話し合いを実施した。



ワークショップの様子



ワークショップメンバーによる発表風景

こうした活動を通じて集められた多くの声を基に、令和7年2月に、矯正局は「矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー～社会の皆様への約束とお願い～」を策定し、職員及び国民に向けた今後の矯正行政の姿勢として、

ミッション（私たちの使命）

更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を

ビジョン（20年後に目指す姿）

罪と向き合い、社会とつながる場所

バリュー（私たちの行動規範）

- 1 犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪や非行をした人の過去にも目を向けて、真摯な反省と更生に向けた思いや行動が生まれるよう、対話を重ねます。
- 2 安全を守り、回復と更生を支援する対人援助職として、公平・公正に振る舞い、自らの責任を果たしていきます。このために常に学び、磨く姿勢を持ち、社会とつながりながら、創意工夫を重ねます。失敗を教訓と捉え、困難な課題にも挑戦していきます。
- 3 多様な価値観を受け入れ、それぞれの強みが発揮されるよう助け合い、共に成長し、共に幸福であらうとします。

を示した。

このように、刑事施設においては、拘禁刑時代に対応した諸改革が進められている。矯正局は、矯正行政を取り巻く動きに対応し、プロジェクトの目的を更に推し進めるため、令和7年7月、MVVで示されたミッションの実現に向けた今後5年間の取組方針を示す「運営戦略2030」を策定し、矯正行政の改革を続けている。



MVV ホームページ

(写真及び資料は矯正局提供)

第5章 更生保護

第1節 概説

1 更生保護における処遇

保護観察付全部・一部執行猶予者は、執行猶予の期間中、保護観察に付される。また、受刑者は、地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮釈放が許されることがあるが、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放期間中の保護観察が終了した後、執行猶予期間中の保護観察が開始される。保護観察に付された者は、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司の指導監督・補導援護を受ける。

犯罪をした者及び非行のある少年に対する更生保護における処遇は、更生保護法に基づいて行われている。

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し（本編第1章1項（1）参照）、更生保護法（平成19年法律第88号）及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）の一部改正が行われた。このうち、更生保護法については、5年12月、①保護観察対象者が守らなければならない**遵守事項**（本章第3節参照）のうち、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**の類型に、更生保護事業を営む者等が行う特定の犯罪的傾向を改善するための**専門的援助**（本章第3節2項（12）参照）を受けることを追加すること、②保護観察対象者が被害の回復・軽減に努めるよう必要な指示等の措置をとることを**指導監督**（本章第3節参照）の方法に明記すること、③**更生緊急保護**（本章第4節参照）について、対象の拡大、期間延長等により充実させること、④勾留中の被疑者に対し、その同意を得て、必要な**生活環境の調整**を行うことができることとすること、⑤刑執行終了者等に対し、その意思に反しないことを確認した上で、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報提供や助言等の援助を行うことができることとすること、⑥地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民や関係機関・団体からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報提供や助言等の援助を行うものとするなど、改正部分が施行された。そして、7年6月、前記一部改正の他の部分が施行され、再度の刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、再び保護観察に付された者（以下この項において「再保護観察付執行猶予者」という。）については、保護観察期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して保護観察を実施しなければならないこととされたことに加え、再度の保護観察の開始に際し、当該要因を的確に把握するため、原則として、少年鑑別所の長に対し、再保護観察付執行猶予者の鑑別を求めることとされた。更生保護事業法については、5年12月、更生保護事業の枠組み等を整理する改正部分が施行され、同事業のうち、宿泊を伴わない一時保護事業に関して、その名称を通所・訪問型保護事業に改めた上で、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助や生活指導等の継続的な保護を実施できることとされた。

2 更生保護の機関

更生保護の機関には、法務省に置かれている**中央更生保護審査会**（委員長及び委員4人で組織される合議制の機関）、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている**地方更生保護委員会**（3人以上15人以内の委員で組織する合議制の機関）及び地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている**保護観察所**がある。中央更生保護審査会は、法務大臣への個別恩赦の申出等の権限を有し、地方更生保護委員会は、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。保

保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助、犯罪予防活動の促進等の業務を行っている。

第2節 仮釈放等と生活環境の調整

1 仮釈放等

仮釈放は、拘禁刑の執行のため矯正施設に収容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとされる。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときはこの限りではない。仮釈放の審理は、地方更生保護委員会が行う。

仮釈放は、拘禁刑受刑者について、有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の法定期間を経過した後、許すことができる。

また、地方更生保護委員会は、保護処分の実行のため少年院に収容されている者（収容中の特定保護観察処分少年を除く。）について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、仮退院を許す（仮退院を許された者は、少年院仮退院者として保護観察に付される。）。**特定保護観察処分少年**（年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る少年法64条1項2号の保護処分に付されている者）のうち、第5種少年院（第3編第2章第4節3項参照）に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために相当であると認めるとき、その他退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、退院を許し、退院を許された特定保護観察処分少年に対して、収容により停止されていた保護観察が再開される。

地方更生保護委員会において、被害者等から申出があったときは、仮釈放等審理において、その意見等を聴取している（第6編第2章第1節5項参照）。

（1）仮釈放審理等

仮釈放審理を開始した人員（平成28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）は、20年から減少傾向にあり、令和6年は1万244人（前年比7.5%減）であった。このうち一部執行猶予者の人員は、551人（同22.8%減）であった（CD-ROM 資料2-8参照）。

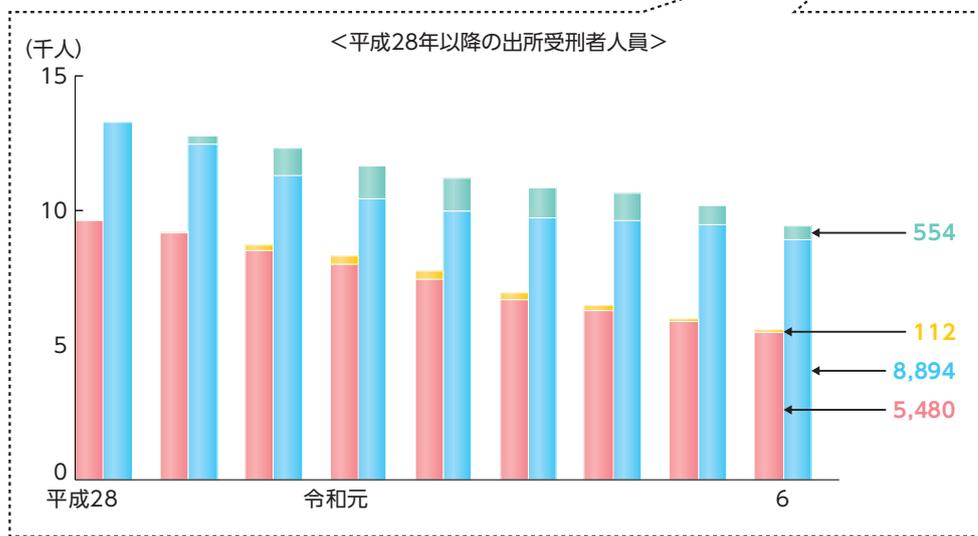
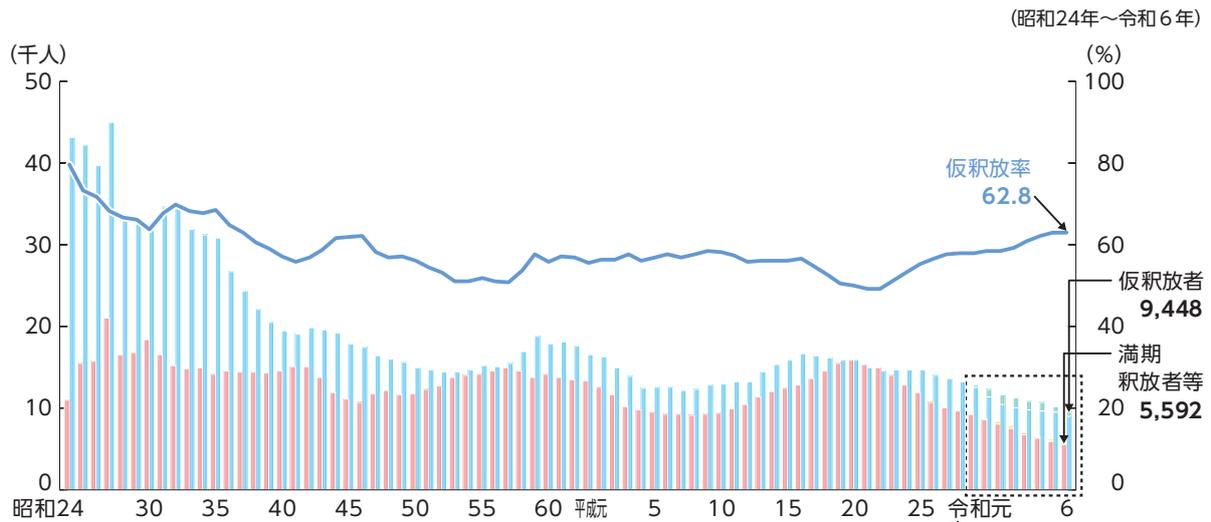
令和6年に、仮釈放が許可された人員と許可されなかった人員（仮釈放の申出が取り下げられた者を除く。）の合計に占める後者の比率は、4.0%（前年比0.3pt低下）であったところ、このうち一部執行猶予者について見ると0.8%であった（CD-ROM 資料2-8参照）。

少年院からの仮退院を許可された人員は、平成15年以降減少傾向にあったが、令和5年から連続して増加し、6年は1,663人（前年比21.5%増）であった（CD-ROM 資料2-8参照）。

（2）仮釈放者の人員

出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率の推移（昭和24年以降）は、2-5-2-1図のとおりである。仮釈放率は、平成17年から低下していたが、23年に上昇に転じ、令和6年は62.8%（前年比0.2pt低下）であった。これを男女別に見ると、男性が61.6%（同0.3pt上昇）、女性が74.2%（同3.2pt低下）であった（CD-ROM 参照）。

2-5-2-1図 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



■ 一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者） ■ 仮釈放者（一部執行猶予者）
 ■ 満期釈放者 ■ 仮釈放者（全部実刑者）

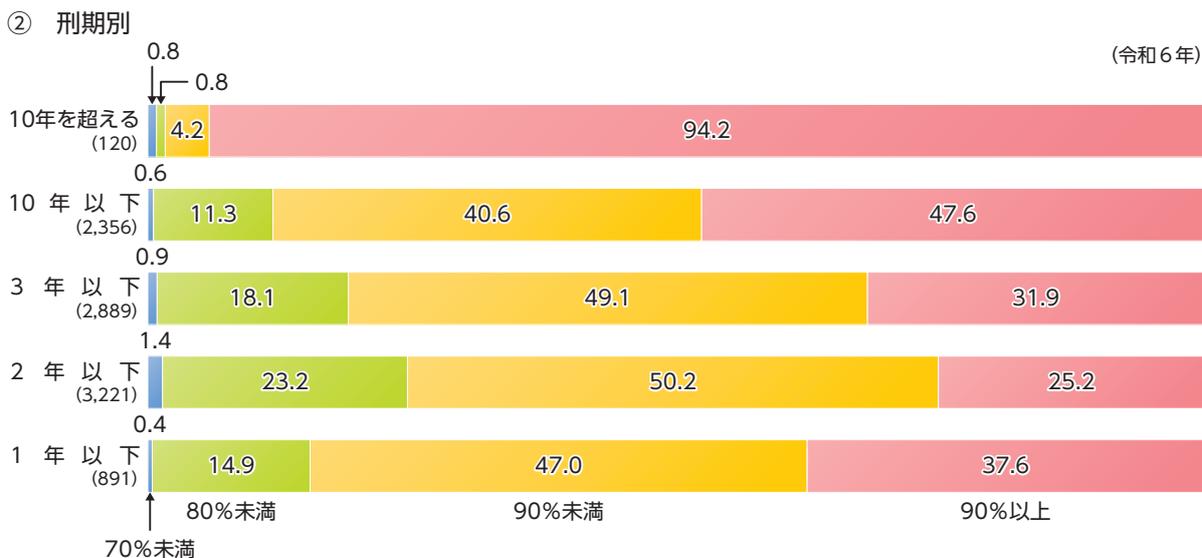
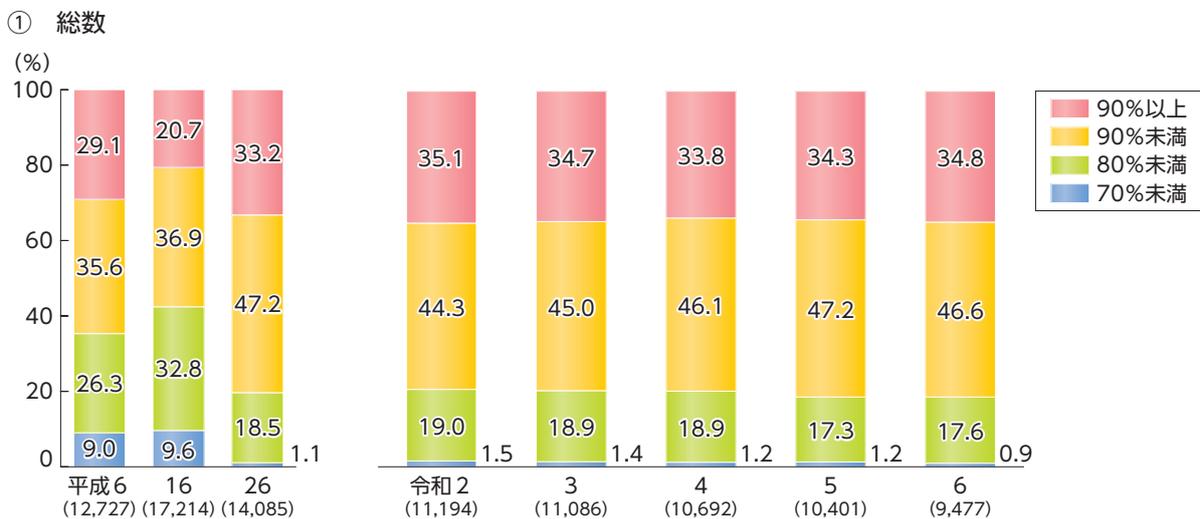
注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。
 2 「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

(3) 刑の執行率

2-5-2-2図は、定期刑受刑者の仮釈放許可人員について、**刑の執行率**（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）の区分別構成比の推移（平成6年・16年・26年・令和2年～6年）を見るとともに、同年の同人員の刑の執行率を刑期別に見たものである。

2-5-2-2図 定期刑の仮釈放許可人員における刑の執行率の区分別構成比の推移等

(平成6年・16年・26年・令和2年～6年)



注 1 保護統計年報による。
 2 定期刑の仮釈放許可人員のうち、一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放許可人員は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 3 一部執行猶予の場合、実刑部分の刑期に基づく。
 4 () 内は、実人員である。

(4) 無期刑受刑者の仮釈放

2-5-2-3表は、無期刑の仮釈放許可人員の推移（最近10年間）を刑の執行期間別に見たものである。

2-5-2-3表 無期刑の仮釈放許可人員の推移（刑の執行期間別）

(平成27年～令和6年)

年次	総数	20年以内	25年以内	30年以内	35年以内	40年以内	45年以内	50年以内	50年を超える
27年	11	－	－	－	11	－	－	－	－
28	6	－	－	－	5	1	－	－	－
29	9	－	－	－	7	2	－	－	－
30	10	－	－	－	10	－	－	－	－
元	15	－	－	－	9	4	－	－	2
2	9	－	－	－	3	4	1	－	1
3	6	－	－	－	3	2	－	1	－
4	5	－	－	－	3	－	－	－	2
5	5	－	－	－	1	3	1	－	－
6	2	－	－	－	－	2	－	－	－

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放を許された者を除く。

2 生活環境の調整

受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めるなどの方法により、釈放後の住居、就業先その他の**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。保護処分又は刑の執行のため少年院に収容されている者についても、同様の生活環境の調整を実施している。

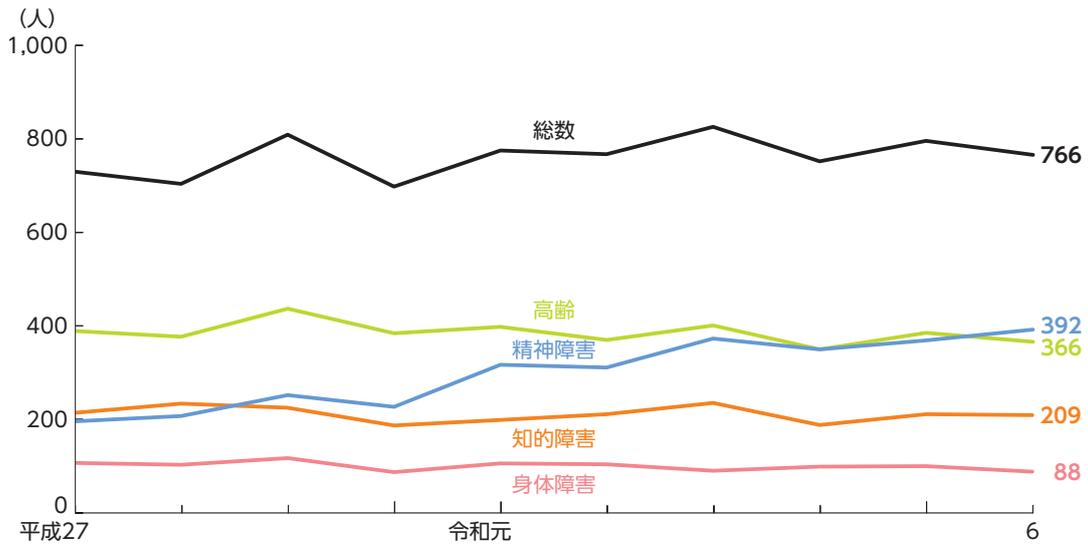
地方更生保護委員会は、保護観察所が行う生活環境の調整について、必要な指導・助言を行うほか、生活環境の調整が複数の保護観察所において行われる場合には当該保護観察所相互間の連絡調整を行う。これらの指導、助言、連絡調整の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、受刑者に対する調査を行うことが可能である。さらに、地方更生保護委員会は、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から猶予期間中の保護観察へ円滑に移行できるよう、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し（**住居特定審理**）、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができる。令和6年に住居特定審理を経て住居が特定された保護観察付一部執行猶予者は、73人（前年比23人減）であった（保護統計年報による。）。

令和6年に生活環境の調整を開始した人員は、受刑者は2万7,305人（前年比4.2%減）であり、このうち保護観察付一部執行猶予者は1,068人であった。また、少年院収容中の者は2,554人（同12.4%増）であった（保護統計年報による。）。

高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**（本編第4章第3節4項参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設等及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置）に保護観察所が依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員（少年を含む。）の推移（最近10年間）は、2-5-2-4図のとおりである。令和6年度の特別調整の終結人員は、766人であった（CD-ROM参照）。

2-5-2-4図 特別調整の終結人員の推移

(平成27年度～令和6年度)



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 終結人員は、少年を含む。
 3 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。

また、保護観察所は、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察を円滑に開始するために必要と認めるときは、その者の同意を得て、生活環境の調整を行っており、令和6年中にこの生活環境の調整を開始した人員は23人であった（保護統計年報による。）。

さらに、勾留されている被疑者又は被告人についても、釈放される場合に、保護観察所による更生緊急保護の措置に円滑につなぎ、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の支援をすることが、その社会復帰を円滑にするため必要と認めるとき、その者の同意を得て、生活環境の調整等を行うことができ、令和6年中にこの生活環境の調整等を開始した人員は765人（被疑者384人、被告人381人）であった（法務省保護局の資料による。）。

第3節 保護観察

保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する。事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示等の措置をとるほか、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとるなどの**指導監督**を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行う。

保護観察対象者は、①家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（**保護観察処分少年**）、②少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**少年院仮退院者**）、③仮釈放を許されて保護観察に付されている者（**仮釈放者**）及び④刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（**保護観察付全部執行猶予者**及び**保護観察付一部執行猶予者**）の4種類である。

なお、令和4年法律第52号による売春防止法の改正により、令和6年4月1日に婦人補導院が廃止（本編第4章第1節参照）され、婦人補導院からの仮退院を許された者を保護観察対象者とする制度も廃止された。

保護観察対象者は、保護観察期間中、**遵守事項**を遵守しなければならないが、これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして法律で規定されている**一般遵守事項**と、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**とがあり、特別遵守事項は、主として次の類型、すなわち、①犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止、②健全な生活態度を保持するための行動の実行又は継続、③指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項についての保護観察官又は保護司への事前申告、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの受講（本節2項（3）参照）、⑤自立更生促進センター（同項（10）参照）に一定期間宿泊して指導監督を受けること、⑥社会貢献活動を一定の時間行うこと（同項（11）参照）、⑦更生保護事業を営む者等が行う特定の犯罪傾向を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものの受講（同項（12）参照）等の中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる。また、保護観察対象者には、遵守事項のほか、改善更生に資する生活又は行動の指針となる**生活行動指針**が定められることがあり、遵守事項と共に、指導の基準とされる。

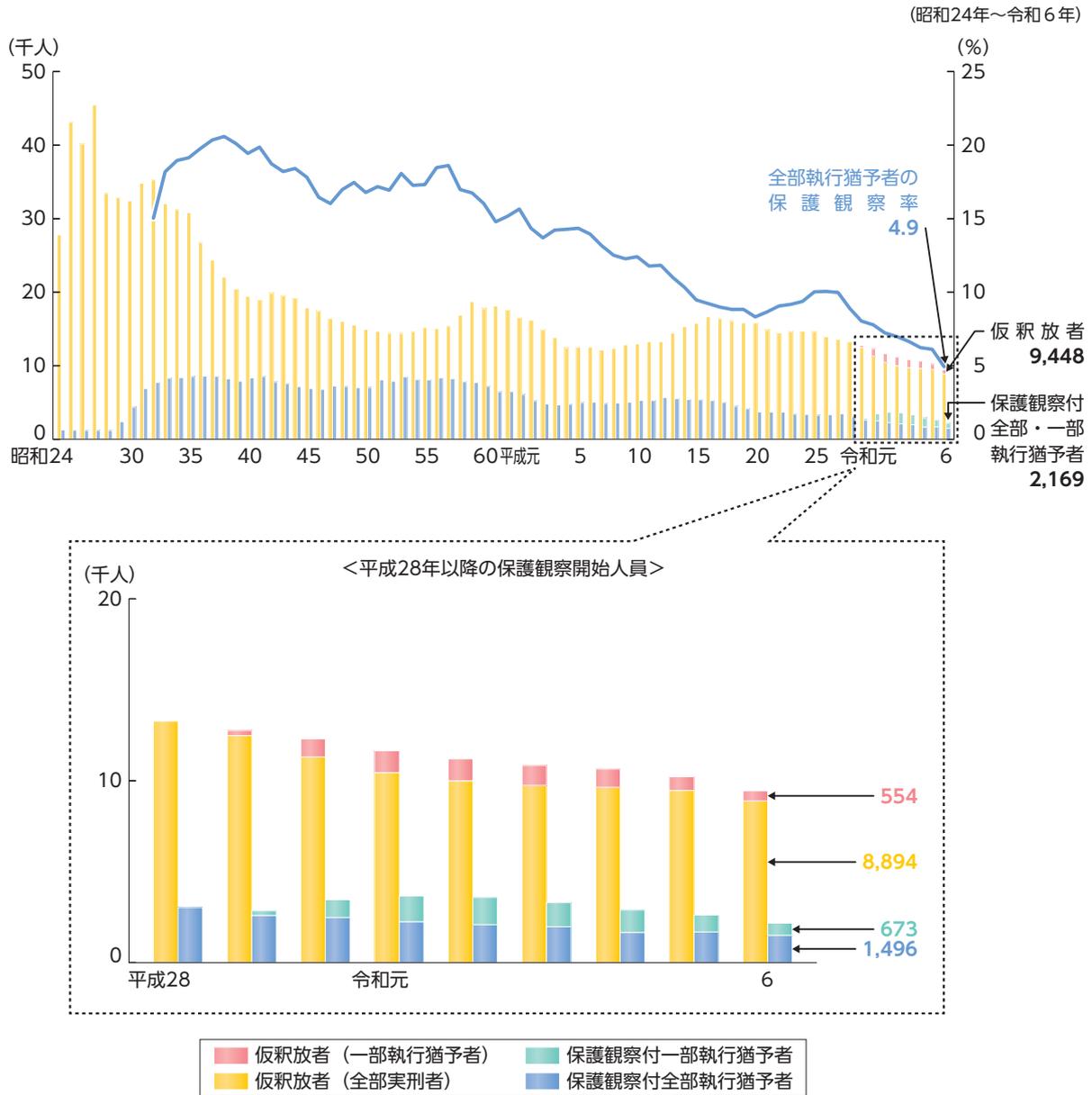
1 保護観察対象者の人員等

（1）保護観察開始人員の推移

2-5-3-1図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（昭和24年以降）並びに**全部執行猶予者の保護観察率**の推移（32年以降）を見たものである。なお、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、事件単位の延べ人員である（特に断らない限り、以下この項において同じ）。

令和6年の保護観察開始人員は、仮釈放者（全部実刑者）が8,894人（前年比6.1%減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が554人（同25.4%減）、保護観察付全部執行猶予者が1,496人（同11.1%減）、保護観察付一部執行猶予者が673人（同28.0%減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成28年以降低下し、令和6年は4.9%と、前年より1.2pt低下した（一部執行猶予者の保護観察率についてはCD-ROM資料**2-9**参照）。

2-5-3-1図 保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移



注 1 法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。
 2 「全部執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に全部執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。
 3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和6年末の保護観察対象者の人員は、仮釈放者（全部実刑者）が3,288人（前年末比9.8%減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が163人（同14.2%減）、保護観察付全部執行猶予者が5,510人（同7.6%減）、保護観察付一部執行猶予者が1,503人（同26.3%減）であった（保護統計年報による。）。

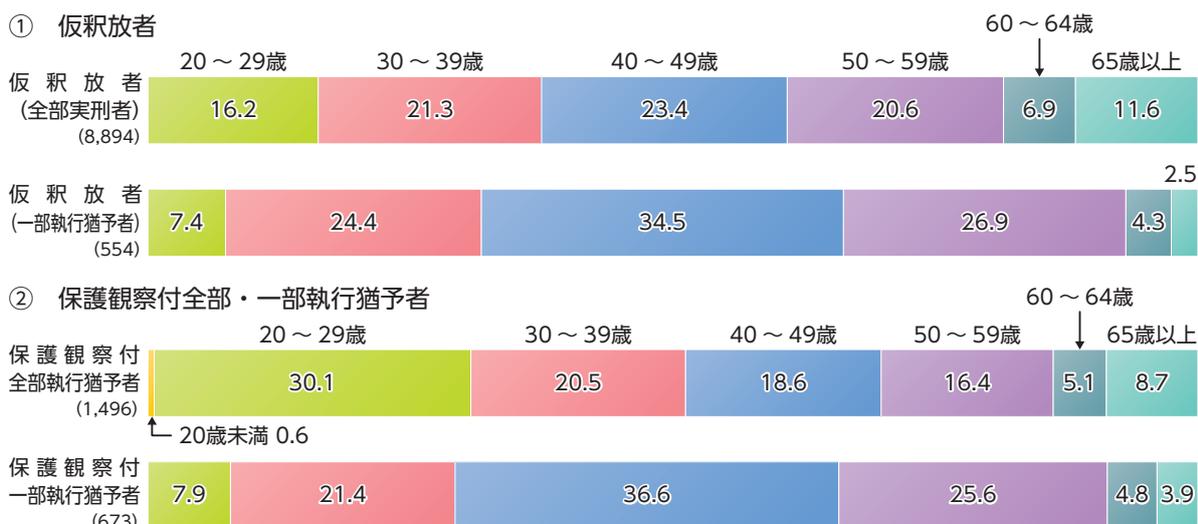
(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

2-5-3-2図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見たものである。

2-5-3-2図 保護観察開始人員の年齢層別構成比

(令和6年)



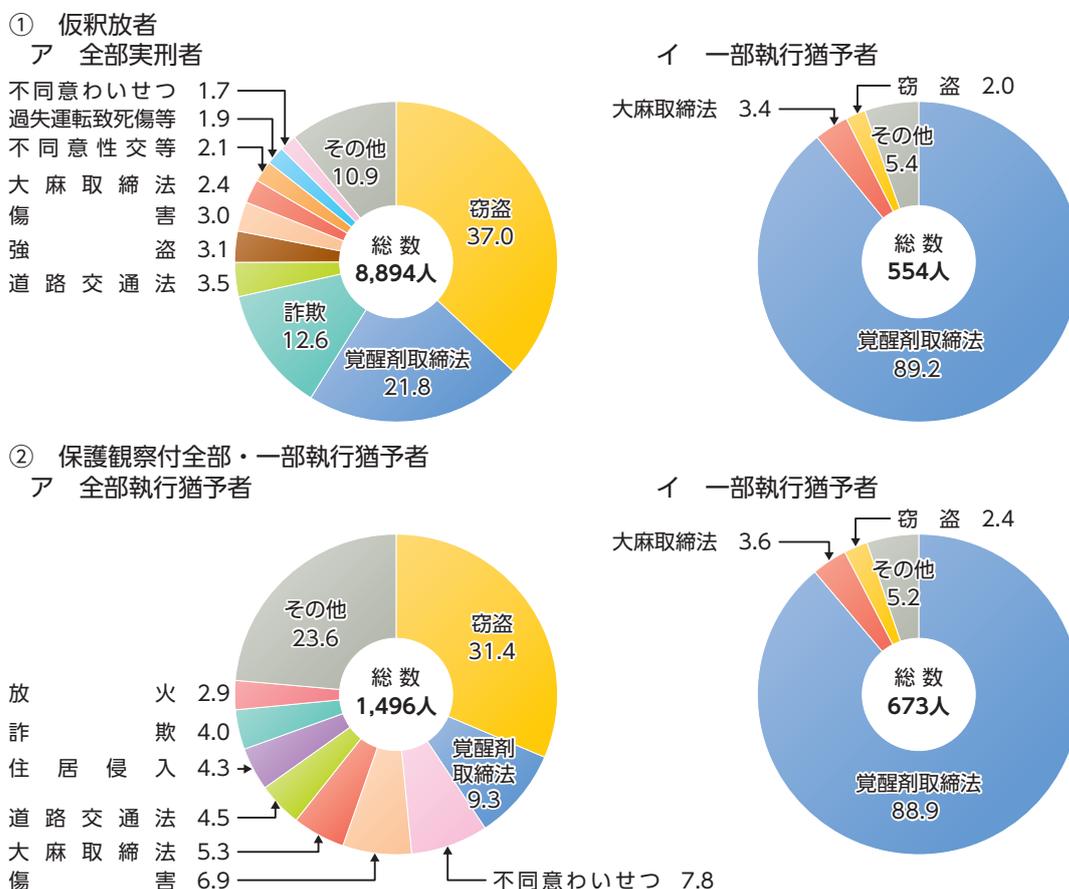
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

イ 罪名

2-5-3-3図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察開始人員の罪名別構成比を見たものである。

2-5-3-3図 保護観察開始人員の罪名別構成比

(令和6年)

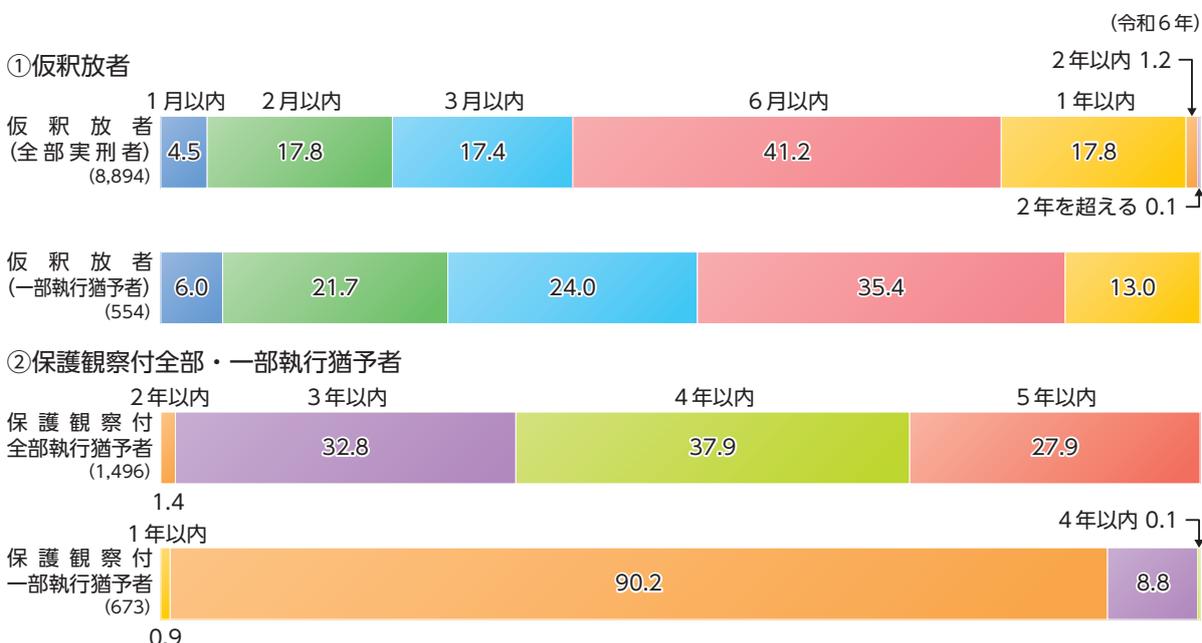


注 1 保護統計年報による。
 2 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻に係る麻薬取締法違反を含み、大麻草栽培規制法違反を含まない。

ウ 保護観察期間

2-5-3-4図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。

2-5-3-4図 保護観察開始人員の保護観察期間別構成比

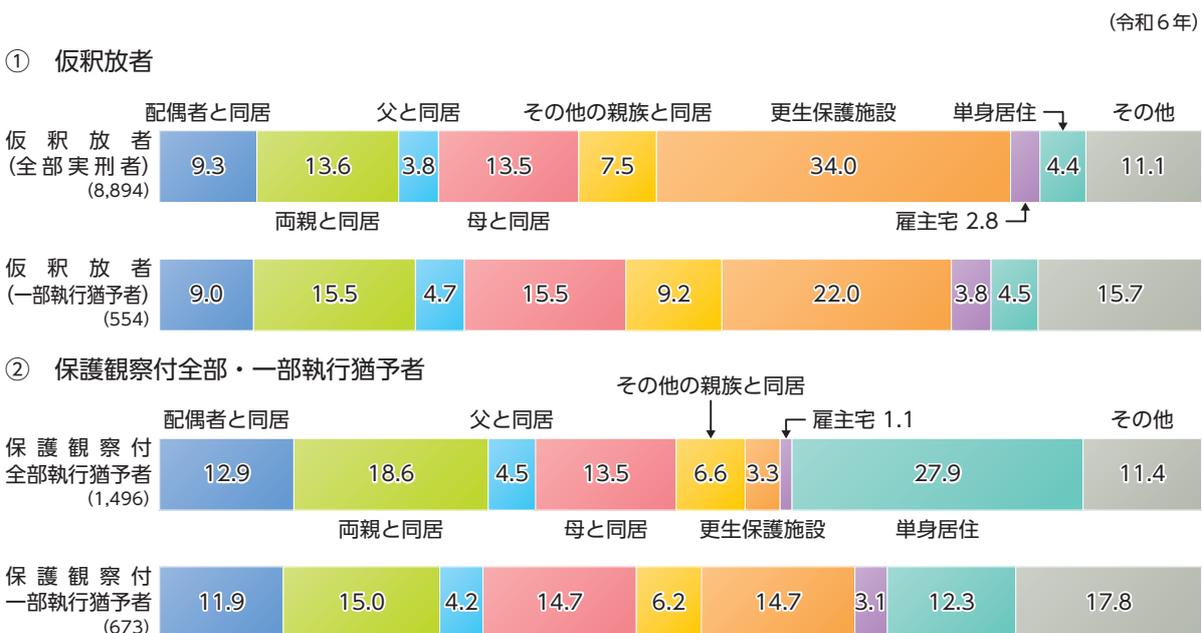


注 1 保護統計年報による。
 2 仮釈放者（全部実刑者）の「2年を超える」は、無期を含む。
 3 () 内は、実人員である。

エ 居住状況

2-5-3-5図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見たものである。

2-5-3-5図 保護観察開始人員の居住状況別構成比



注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
 5 () 内は、実人員である。

2 保護観察対象者に対する処遇

保護観察対象者の処遇は、原則として、保護観察官と保護司が協働して実施するほか、定期駐在制度（保護観察官が、市町村や公的機関、各更生保護施設等、あらかじめ定められた場所に、毎週又は毎月等定期的に出張し、保護観察対象者やその家族等関係者との面接等を行うもの）を併せて実施している。

(1) アセスメントに基づく保護観察の実施

保護観察対象者に対するより効果的な処遇を実施するため、令和3年1月から、CFP（Case Formulation in Probation/Parole）を活用した**アセスメントに基づく保護観察**を実施している。CFPは、再犯リスクの程度の評価や処遇方針の決定に資する情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールである。7年6月には、アセスメントの充実化を目的として、保護観察対象者の属性、犯罪歴等の静的リスクに加え、環境、行動及び心理・精神状態などの動的リスクも分析することとされた。

CFPによる分析では、保護観察開始時に、静的リスク及び動的リスクを分析することに加え、①家庭、②家庭以外の対人関係、③就労・就学、④物質使用、⑤余暇、⑥経済状態、⑦犯罪・非行等の状況、⑧心理・精神状態の八つの領域ごとに再犯又は再非行に結び付く要因（問題）及び改善更生に資する事項（強み）を抽出する要因分析を行い、これらの相互作用、因果関係等について要因関連性分析をして図示することなどにより、犯罪や非行に至る過程や、処遇による介入対象とすべき要因を明らかにし、保護観察開始後は、おおむね6月ごとに動的リスクの分析を行うなどしている。

保護観察の実施に当たっては、これらの分析結果等を踏まえて保護観察対象者ごとに接触頻度等の処遇密度（処遇区分）を設定するとともに、保護観察の実施計画の作成又は見直し、保護観察の実施状況に応じた指導監督・補導援護その他の措置を適期適切に行い、処遇の実効性を高めている。

なお、保護観察付全部執行猶予者については、令和7年6月から、開始当初のおおむね3か月間を「開始時重点的アセスメント期間」とし、保護観察官によるライフヒストリーの聴取を行い、少年鑑別所の協力を得て実施する心理検査等も活用して情報の収集・把握を行った上で、アセスメントを重点的に実施するとともに、これらの結果を踏まえ適当と認められる場合には、保護司との協働態勢による処遇に円滑に移行するための措置を講じるなどして、処遇の一層の強化が図られることとなった。

(2) 類型別処遇

類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇を実施するものである。令和6年末における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の類型認定状況は、**2-5-3-6表**のとおりである。

2-5-3-6表 保護観察対象者の類型認定状況

(令和6年末現在)

領域区分	類型	仮釈放者 (全部実刑者)		仮釈放者 (一部執行猶予者)		保護観察付 全部執行猶予者		保護観察付 一部執行猶予者	
関係性領域	児童虐待	13	(0.4)	—	—	98	(1.8)	2	(0.1)
	配偶者暴力	12	(0.4)	—	—	69	(1.3)	2	(0.1)
	家庭内暴力	9	(0.3)	1	(0.6)	82	(1.5)	3	(0.2)
	ストーカー	10	(0.3)	1	(0.6)	130	(2.4)	—	—
不良集団領域	暴力団等	27	(0.8)	1	(0.6)	25	(0.5)	24	(1.6)
	暴走族	4	(0.1)	—	—	4	(0.1)	—	—
	特殊詐欺	439	(13.4)	—	—	212	(3.8)	1	(0.1)
社会適応領域	就労困難	927	(28.2)	20	(12.3)	808	(14.7)	185	(12.3)
	就学	2	(0.1)	—	—	5	(0.1)	—	—
	精神障害	476	(14.5)	35	(21.5)	1,202	(21.8)	343	(22.8)
	発達障害	35	(1.1)	1	(0.6)	245	(4.4)	10	(0.7)
	知的障害	69	(2.1)	1	(0.6)	241	(4.4)	11	(0.7)
	高齢	427	(13.0)	1	(0.6)	457	(8.3)	53	(3.5)
嗜癖領域	薬物	914	(27.8)	156	(95.7)	972	(17.6)	1,349	(89.8)
	アルコール	363	(11.0)	7	(4.3)	524	(9.5)	62	(4.1)
	性犯罪	226	(6.9)	2	(1.2)	1,023	(18.6)	33	(2.2)
	ギャンブル	390	(11.9)	5	(3.1)	319	(5.8)	34	(2.3)
	嗜癖的窃盗	71	(2.2)	1	(0.6)	308	(5.6)	11	(0.7)

- 注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 「発達障害」及び「知的障害」は、精神障害の内数である。
 4 ()内は、令和6年末現在、保護観察中の仮釈放者(全部実刑者)、仮釈放者(一部執行猶予者)、保護観察付全部執行猶予者又は保護観察付一部執行猶予者の各総数(類型が認定されていない者を含む。)のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

(3) 専門的処遇プログラム

保護観察所においては、**専門的処遇プログラム**を実施しており、同プログラムにおいて、ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、指導監督の一環として、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法(自己の思考(認知)の偏りを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法)を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行っている。

専門的処遇プログラムとしては、**性犯罪再犯防止プログラム**、**薬物再乱用防止プログラム**、**暴力防止プログラム**及び**飲酒運転防止プログラム**の4種があり、その処遇を受けることを特別遵守事項として義務付けて実施している。

性犯罪再犯防止プログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、性犯罪に当たる行為に結び付くおそれのある認知の偏り及び自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪に当たる行為をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものであり、コアプログラムを中核として、導入プログラム、メンテナンスプログラム及び家族プログラムを内容とする。このうちコアプログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けている。

薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物(規制薬物等(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律2条1項に規定する規制薬物等)、指定薬物(医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物)及び危険ドラッグ(その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いのある物品)をいう。以下(3)及び(6)において同じ。)の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、コアプログラムの内容を定着・応用又は

実践させるためのステップアッププログラム及び簡易薬物検出検査を内容とする。令和5年12月から、増加する大麻事犯に対応するため、コアプログラムに大麻事犯の保護観察対象者の特性等を踏まえた課程を設けて実施している。なお、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）の規定により保護観察に付された者については、原則として、薬物再乱用防止プログラムを受けることを執行猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めている。また、令和4年法律第67号により改正された更生保護法の施行により、7年6月からは、薬物使用等の罪を犯して保護観察付執行猶予を受けている者が同様の罪を犯して再度の保護観察に付された場合についても、原則として、同プログラムを受けることを執行猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めることとされた。

暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）が試行されている。

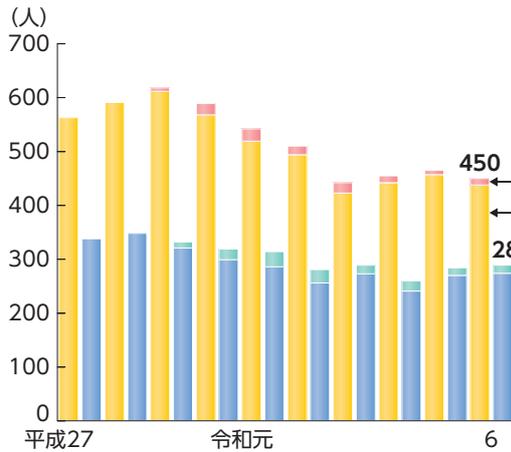
飲酒運転防止プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者に対し、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を認識させ、飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させるとともに、再び飲酒運転をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。

これらの専門的処遇プログラムは、特別遵守事項として義務付けて実施する以外に、必要に応じて生活行動指針として定めるなどして実施することもある。専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近10年間）は、[2-5-3-7図](#)のとおりである。

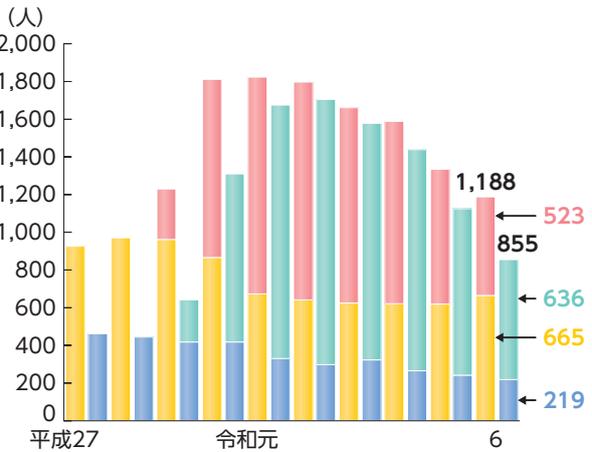
2-5-3-7図 専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移

(平成27年～令和6年)

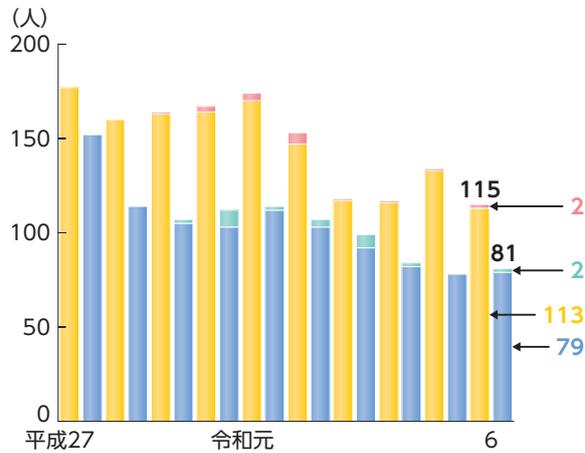
① 性犯罪再犯防止プログラム



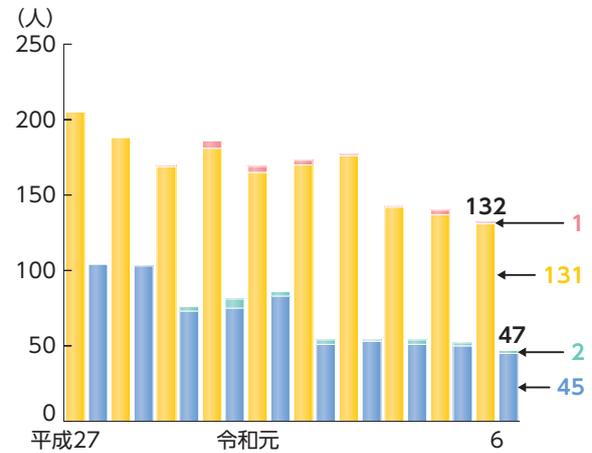
② 薬物再乱用防止プログラム



③ 暴力防止プログラム



④ 飲酒運転防止プログラム



■ 仮釈放者(一部執行猶予者) ■ 保護観察付一部執行猶予者
■ 仮釈放者(全部実刑者) ■ 保護観察付全部執行猶予者

- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 「性犯罪再犯防止プログラム」については、平成27年から令和4年3月までは、「性犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 3 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成27年から28年5月までは、「覚せい剤事犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 4 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
 5 「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 6 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

(4) しょく罪指導プログラム等

自己の犯罪により被害者を死亡させ若しくは重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者には、**しょく罪指導プログラム**による処遇を行うとともに、被害者等の意向に十分配慮しつつ、保護観察対象者が同プログラムにおいて作成した「しょく罪計画」を実行できるよう、継続的に指導している。令和6年にしょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は、1,726人(前年比224人増)であった(法務省保護局の資料による。)

また、法テラス(本編第1章2項及び第6編第2章第1節7項参照)と連携し、一定の条件に該当する保護観察対象者が被害弁償等を行う際の法的支援に関する手続が実施されている(令和6年度までの処理件数は32件であった(法テラスの資料による。))。

(5) 特定暴力対象者に対する処遇等

仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、暴力的性向があり処遇上特に注意を要する者で、児童虐待、配偶者暴力、家庭内暴力、ストーカー、暴力団等、精神障害、薬物、アルコールのいずれかの類型に認定された者等を**特定暴力対象者**とし、保護観察官の直接処遇又は保護観察官の直接的関与を強化した上で保護司との協働態勢によって、処遇を実施している。令和6年に特定暴力対象者として認定された人員（受理人員）は、仮釈放者（全部実刑者）が187人、仮釈放者（一部執行猶予者）が2人、保護観察付全部執行猶予者が36人、保護観察付一部執行猶予者が1人であった（法務省保護局の資料による。）。

このほか、保護観察所と警察との間において、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察実施上の特別遵守事項及びそれぞれが把握した当該対象者の問題行動等の情報を共有し、再犯を防止するための連携強化を図っている。

(6) 薬物事犯者に対する処遇

保護観察所においては、薬物事犯者の保護観察対象者に対し、薬物依存に関する専門的な知見に基づいて、薬物依存に関する専門的な処遇を実施する体制を整備し、薬物再乱用防止プログラム（本項(3)参照）に加えて、以下の処遇も行っている。

ア 自発的意思に基づく簡易薬物検出検査

依存性薬物の所持・使用により保護観察に付された者であって、薬物再乱用防止プログラムに基づく指導が義務付けられず、又はその指導を受け終わった者等に対し、必要に応じて、断薬意志の維持等を図るために、その者の自発的意思に基づいて**簡易薬物検出検査**を実施することがある。令和6年における実施件数は5,739件であった（法務省保護局の資料による。）。

イ 他機関等との連携による地域での薬物事犯者処遇

保護観察所は、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者及び更生緊急保護対象者について、**薬物依存回復訓練**を実施しており、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、依存性薬物の使用経験のある者のグループミーティングにおいて、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、依存性薬物に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得させている。令和6年度に同訓練を委託した施設数は44施設であり、委託した実人員は370人（更生保護施設に特定補導（本章第6節2項参照）として委託したものを除く。）であった（法務省保護局の資料による。）。

また、保護観察所は、規制薬物等又は指定薬物に対する依存があることにより、薬物使用等を反復する傾向がある保護観察対象者の改善更生を図るための**指導監督**（本節参照）の方法として、専門的援助（本項(12)参照）を受けるよう「**受講等指示**」を行っている。また、規制薬物等に対する依存の改善に資する医療や専門的援助を受けるよう「**通院等指示**」も実施している。薬物再乱用防止プログラムを受けることを特別遵守事項として定められている者が、受講等指示又は通院等指示に基づき専門的援助を受けたときは、薬物再乱用防止プログラムについて、コアプログラムの開始を延期若しくは一部免除し、又はステップアッププログラムの開始を延期若しくは一時的に実施しないことができる。令和6年において、コアプログラムの開始を延期した件数は42件、ステップアッププログラムを開始延期又は一時的に実施しないこととした件数は53件であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、薬物依存のある保護観察対象者については、保護観察終了後も地域で薬物依存からの回復のために必要な支援を受けられるよう、保護観察期間中からその橋渡しを行うことが重要であり、医療機関での治療や精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラム、薬物依存症リハビ

リテーション施設等におけるグループミーティング等を受けることを指示するなどしている。令和6年度において、治療・支援を受けた者は、精神保健福祉センター、医療機関等で308人、薬物依存症リハビリテーション施設等の民間団体で422人であった（法務省保護局の資料による。）。

（7）窃盗事犯者に対する処遇

窃盗事犯者は、保護観察対象者の多くを占め、再犯に至る者も多いことから、嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、その問題性に^し応じ、「窃盗事犯者指導ワークブック」や自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用して保護観察を実施している。

（8）中間処遇制度

無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる**中間処遇**を行っており、令和6年は27人に対して実施した（法務省保護局の資料による。）。

（9）就労支援

出所受刑者等の社会復帰には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、法務省は、厚生労働省と連携し、出所受刑者等の就労の確保に向けて、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。保護観察所では、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者である支援対象者に対し、保護観察官とハローワークの職員とが連携し、支援対象者との個別の面接を通じてハローワークにおける担当者制による職業相談・職業紹介、トライアル雇用等を活用した就労支援を行っている（刑事施設における就労支援については、本編第4章第3節4項（1）参照）。

また、保護観察所において、**更生保護就労支援事業**を実施している。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業のネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所からの委託を受けて、そのノウハウを活用して、出所受刑者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細やかな就労支援を行う「就職活動支援」及び就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主（本章6節4項（3）参照）と出所受刑者等の双方に行う「職場定着支援」の各取組を行っている。令和6年度において、28の保護観察所で実施しており、就職活動支援は2,177件、職場定着支援は1,132件を実施した（法務省保護局の資料による。）。

（10）自立更生促進センター

自立更生促進センターとは、親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない仮釈放者、少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に設立された国立の施設であり、全国に四つの施設がある。北九州自立更生促進センター（平成21年6月開所、定員男性14人）及び福島自立更生促進センター（22年8月開所、定員男性20人）は、仮釈放者等を対象とし、犯罪傾向等の問題性に^し応じた重点的・専門的な処遇を行っている。自立更生促進センターのうち、主として農業の職業訓練を実施する施設を**就業支援センター**といい、少年院仮退院者等を対象とする北海道の沼田町就業支援センター（19年10月開所、定員男性12人）、仮釈放者等を対象とする茨城就業支援センター（21年9月開所、定員男性12人）が、それぞれ運営されている。各施設における開所の日から令和7年3月末までの入所人員は、北九州自立更生促進センターが436人、福島自立更生促進センターが204人、沼田町就業支援センターが88人、茨城就業支援センターが228人である（法務省保護局の資料による。）。

(11) 社会貢献活動

保護観察対象者による**社会貢献活動**は、社会性の向上、自己有用感の向上、心理的安定、規範意識の強化を図るため、公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うことを内容とするものである。活動の実施においては、他者とのコミュニケーションによって活動効果を高めるため、更生保護女性会員やBBS会員等の協力を得て行われることが多い。令和元年に実施要領が改訂され、実施回数や対象者の選定がより柔軟に行われるようになった。

令和7年3月末現在、活動場所として2,035か所（うち、福祉施設1,005か所、公共の場所788か所）が登録されている。6年度の実施回数は343回、参加延べ人数は579人であり、参加延べ人数の内訳は、保護観察処分少年319人、少年院仮退院者32人、仮釈放者130人、保護観察付全部・一部執行猶予者98人であった（法務省保護局の資料による。）。

(12) 専門的援助

更生保護事業を営む者等において、近時、薬物依存からの回復を図るためのプログラム等、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を実施しているところ、令和5年12月に施行された更生保護法の一部改正に伴い、これら更生保護事業を営む者等が実施するプログラム等のうち法務大臣が定める基準（令和5年法務省告示第294号）に適合するものについては、**専門的援助**として、保護観察所の長が保護観察対象者に受講等を指示することが可能になった。受講を指示することが可能な専門的援助には、専門的処遇プログラム（本項（3）参照）として設けられている①性犯罪再犯防止、②薬物再乱用防止、③暴力防止、④飲酒運転防止の四つの種類の援助に加えて、⑤窃盗に当たる行為に対する依存があることにより当該行為を反復する傾向及び⑥ギャンブル等依存症であることにより、窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領の各罪に当たる行為を反復する傾向を改善するための二つの種類の援助があり、このうち、①から④までの援助については、一定の要件を満たす場合には、保護観察所の長（仮釈放者等については地方更生保護委員会）が、特別遵守事項に定めて受講を義務付けることができる。

3 保護観察対象者に対する措置等

(1) 良好措置

保護観察対象者が健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができる場合にとられる措置として、不定期刑の仮釈放者について刑の執行を受け終わったものとする**不定期刑終了**及び保護観察付全部・一部執行猶予者について保護観察を仮に解除する**仮解除**がある（少年の保護観察対象者に対する良好措置については、第3編第2章第5節4項（1）参照）。令和6年に、不定期刑終了が決定した仮釈放者はなく、仮解除となった保護観察付全部執行猶予者は76人、保護観察付一部執行猶予者は2人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

保護観察対象者に遵守事項違反又は再犯等があった場合にとられる措置として、仮釈放者に対する**仮釈放の取消し**及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する**刑の執行猶予の言渡しの取消し**がある（少年の保護観察対象者に対する不良措置については、第3編第2章第5節4項（2）参照）。

保護観察対象者が出頭の命令に応じない場合等には、保護観察所の長は、裁判官が発する引致状により引致することができ、さらに、引致された者のうち、仮釈放者及び少年院仮退院者については地方更生保護委員会が、保護観察付全部・一部執行猶予者については保護観察所の長が、それぞれ一定の期間留置することもできる。令和6年中に引致された者（保護観察処分少年及び少年院仮退院者を含む。）は132人で、そのうち留置された者は124人であった（保護統計年報による。）。

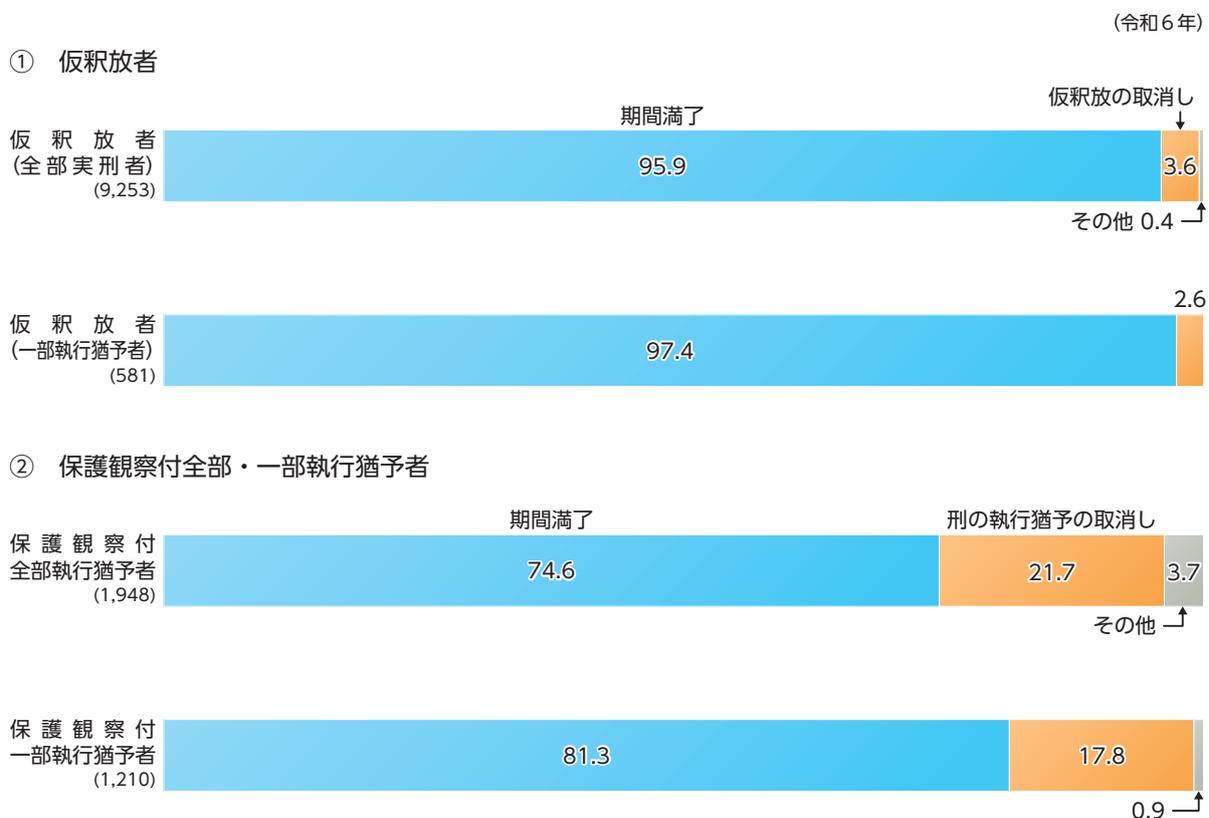
なお、所在不明になった仮釈放者については、刑期の進行を止める**保護観察の停止**をすることができる。令和6年にこの措置が決定した仮釈放者は155人であった（保護統計年報による）。また、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の所在を迅速に発見するために、保護観察所の長は、警察からその所在に関する情報の提供を受けているが、同年に、この情報提供により80人（仮釈放者（保護観察付一部執行猶予者であって仮釈放中の者を含む。）66人、保護観察付全部執行猶予者10人、保護観察付一部執行猶予者（仮釈放中の者を除く。）4人）、当該情報提供によらない保護観察所の調査により46人（同29人、13人、4人）の所在が、それぞれ判明した（法務省保護局の資料による）。

4 保護観察の終了

2-5-3-8図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者のうち、一部執行猶予者581人について、566人が仮釈放の期間を満了し、うち559人が引き続き保護観察付一部執行猶予者として保護観察を開始したが、15人が仮釈放の取消しで終了した。一方、保護観察付一部執行猶予者で執行猶予の期間を満了して保護観察を終了した者は984人で、刑の執行猶予の言渡しの取消しで終了した者は215人であった（CD-ROM 参照）。

取消しで保護観察が終了した者の割合について見ると、仮釈放者（仮釈放の取消し）よりも保護観察付全部執行猶予者（刑の執行猶予の言渡しの取消し）の方が著しく高い。しかしながら、保護観察開始時のその期間を見ると、仮釈放者は、6月以内である者が8割以上を占めている一方、保護観察付全部執行猶予者は、2年を超えて長期間にわたる者がほとんどである（2-5-3-4図 CD-ROM 参照）という保護観察期間の違いに留意する必要がある。

2-5-3-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比



注 1 保護統計年報による。

2 仮釈放者の「その他」は、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。

3 () 内は、実人員である。

第4節 応急の救護・更生緊急保護の措置等

保護観察所では、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合は、医療機関、福祉機関等から必要な援助を得るように助言・調整を行っているが、その援助が直ちに得られないなどの場合、保護観察対象者に対して、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置（**応急の救護**）を講じている。

また、満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者、罰金又は料金の言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対しても、その者の申出に基づいて、応急の救護と同様の措置である**更生緊急保護**の措置を講じている。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、更生保護法が改正され（令和5年12月1日施行）、更生緊急保護の措置を含めて、切れ目のない“息の長い”支援を行うための諸制度の拡充が図られた。具体的には、更生緊急保護の対象について、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが加わり（同法85条1項6号）、更生緊急保護の申出の時期について、刑事施設又は少年院に収容中の段階から更生緊急保護を申し出ることが可能となった（同法86条1項）。更生緊急保護の期間については、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内（最長1年））において措置をとることが可能とされていたところ、新たに、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与以外の措置については、特に必要があると認められるときは、1年6月を超えない範囲内（最長2年）において措置をとることが可能となった（同法85条4項）。さらに、更生緊急保護の措置を補完する制度として、「**刑執行終了者等に対する援助**」が新設され、拘禁刑又は拘留の刑の執行を終わった者や少年院退院者・仮退院期間満了者等を対象とし、その改善更生を図るため必要があると認めるときは、保護観察所において、その者の意思に反しないことを確認した上で、情報提供や助言等の援助を行うことが可能となった（同法88条の2）。これにより、期間の経過等によって更生緊急保護の措置を講ずることができない者に対しても、援助を行うことが可能となった。

2-5-4-1表は、令和6年における応急の救護等（補導援護としての措置を含む。以下この章において同じ。）及び更生緊急保護の措置の実施状況を見たものである。

2-5-4-1表 応急の救護等・更生緊急保護の措置の実施状況

(令和6年)

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護 施設等 への委託
	総数	主な措置別人員						
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	通所・訪問型保護 事業を営む者への あつせん	
応急の救護等	3,978	10	96	562	6	55	371	5,087 (547)
仮釈放者	3,510	10	57	500	4	10	135	4,334 (248)
全部実刑	3,361	10	57	480	4	10	132	4,166 (222)
一部執行猶予	149	-	-	20	-	-	3	168 (26)
保護観察付全部・ 一部執行猶予者	236	-	16	24	-	23	115	446 (168)
一部執行猶予	91	-	5	13	-	6	33	220 (70)
全部執行猶予	145	-	11	11	-	17	82	226 (98)
保護観察処分少年	109	-	11	11	-	12	58	98 (51)
少年院仮退院者	123	-	12	27	2	10	63	209 (80)
更生緊急保護	4,350	17	109	601	6	153	1,385	4,597 (1,274)
全部実刑の刑の執行終了	2,614	17	39	176	1	48	405	2,739 (604)
全部執行猶予	699	-	30	168	3	40	386	789 (281)
一部執行猶予	2	-	-	1	-	-	1	-
起訴猶予・処分保留	628	-	29	172	2	38	396	723 (259)
罰金・科料	271	-	11	73	-	21	155	259 (93)
労役場出場・仮出場	128	-	-	10	-	6	40	76 (31)
少年院退院・ 仮退院期間満了	8	-	-	1	-	-	2	11 (6)

- 注 1 保護統計年報による。
 2 「主な措置別人員」は、1人について2以上の保護の措置を実施した場合は、実施した保護の措置別にそれぞれ計上している。
 3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。
 4 ()内は、自立準備ホーム等の更生保護施設以外への委託であり、内数である。
 5 「応急の救護等」は、補導援護としての措置を含む。
 6 婦人補導院仮退院、刑の執行停止、刑の執行免除及び補導処分終了による対象者は、令和6年はいなかった。

起訴猶予者、保護観察に付されない全部執行猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者については、検察庁等と保護観察所が連携し、検察庁からの協議に基づき、保護観察所が、「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」として、更生保護施設又は自立準備ホームへの入所等の必要事項に係る調査及び調整を行うなど、必要性や相当性が認められる者を対象として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整や就労支援等の社会復帰支援を行ってきた。令和5年12月からは、前記改正後の更生保護法において新設された「**勾留中の被疑者に対する生活環境の調整**」(同法83条の2)等の措置として、勾留されている被疑者又は被告人に対して、同重点実施等と同様の調整が実施されている(本章第2節2項参照)。

地域生活定着支援センター(本章第2節2項参照)により、「被疑者等支援業務」として、高齢又は障害のある被疑者・被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等が実施されていることを踏まえ、保護観察所は、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の対象者のうち、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする者については、本人が支援を希望する場合に、地域生活定着支援センターと連携した支援を行っている。

満期釈放者については、保護観察所において、再犯防止対策の充実強化として、更生保護施設等の一時的な居場所の確保、更生保護施設を退所した者に対する相談支援の充実(本章第6節2項参照)

等の取組を進めている。さらに、帰住先の確保や地域への定住等に困難が見込まれる矯正施設被収容者については、地方更生保護委員会による指導・助言を受けながら、保護観察所において、生活環境の調整を行い、出所後、保護観察又は満期釈放となった場合の更生緊急保護を行っている。

加えて、保護観察所では、地域社会における犯罪をした者等の改善更生及び犯罪の予防に寄与するため、過去に保護観察を受けていた者等を含む地域住民又は関係機関・団体からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用して、情報提供や助言等の援助（更生保護に関する地域援助）を行っている（更生保護法88条の3）。令和6年に、更生保護に関する地域援助を実施した件数は4,007件であった（保護統計年報による。）。

第5節 恩赦

恩赦は、憲法及び恩赦法（昭和22年法律第20号）に基づき、内閣の決定によって、刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる制度であり、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の5種類がある。恩赦を行う方法については、恩赦法において、政令で一定の要件を定めて一律に行われる政令恩赦と、特定の者について個別に恩赦を相当とするか否かを審査する個別恩赦の2種類が定められている。個別恩赦には、常時行われる常時恩赦と、内閣の定める基準により一定の期間を限って行われる特別基準恩赦とがある。個別恩赦の審査は、中央更生保護審査会が行っている。

令和6年中に行われた恩赦は、常時恩赦だけであり、同年に恩赦となった者は、刑の執行の免除が1人、復権が10人であった（保護統計年報による。）。

第6節 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動

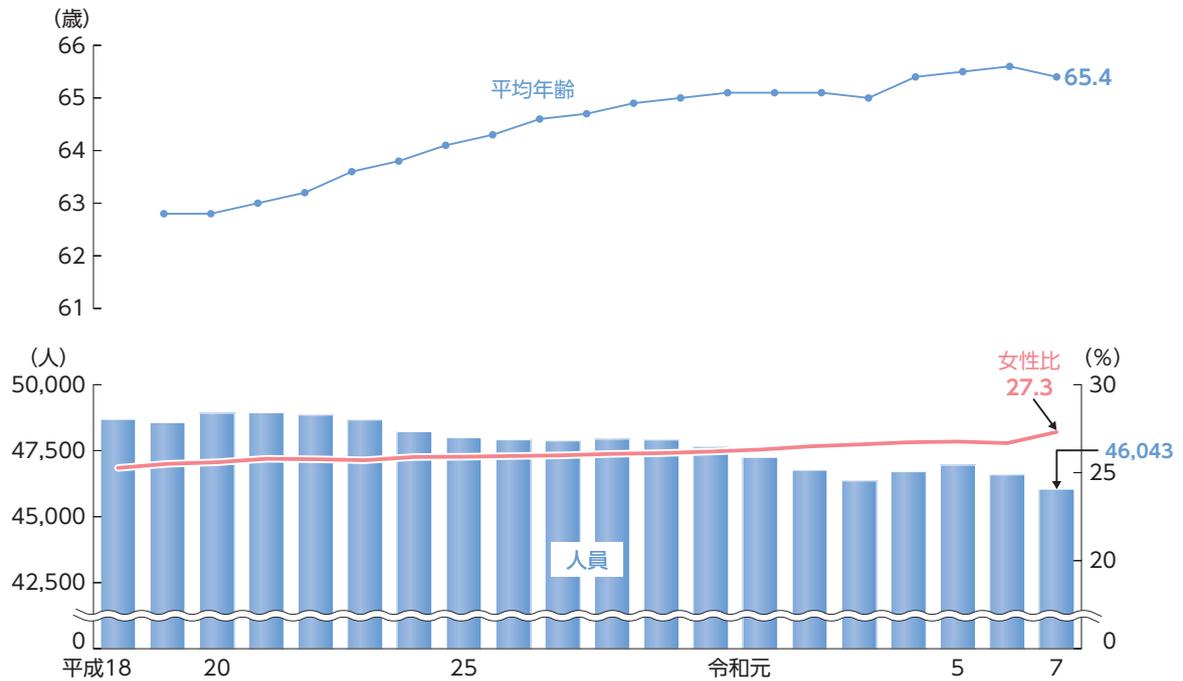
1 保護司

保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性をいかし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。

令和7年1月1日現在、保護司は、全国を882の区域に分けて定められた保護区に配属されている。各年1月1日現在における保護司の人員、女性比及び平均年齢の推移（最近20年間）を見ると、2-5-6-1図のとおりである。保護司の定数は、保護司法により5万2,500人を超えないものと定められているところ、保護司の人員は減少傾向にあり、令和7年は4万6,043人であった（CD-ROM 参照）。

2-5-6-1図 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移

(平成18年～令和7年)



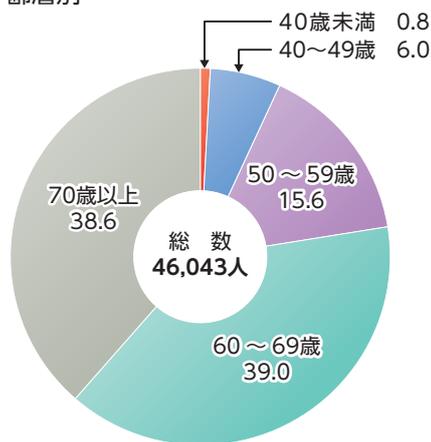
注 1 法務省保護局の資料による。
2 各年1月1日現在の数値である。

2-5-6-2図は、令和7年1月1日現在における保護司の年齢層別・職業別構成比を見たものである。

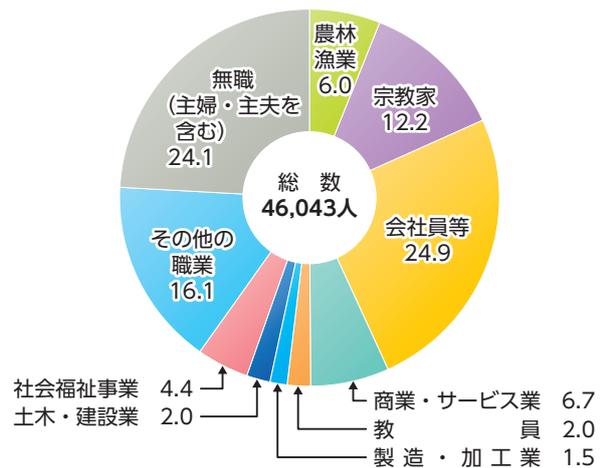
2-5-6-2図 保護司の年齢層別・職業別構成比

(令和7年1月1日現在)

① 年齢層別



② 職業別



注 1 法務省保護局の資料による。
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

保護司について、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる現状を踏まえ、第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）では、法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じることとされた。これに基づき、令和5年5月、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が法務省に設置された。同検討会において、①推薦・委嘱の手順、年齢条件、②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、③待遇、活動環境等の論点ごとに、今後講じていく施策等が議論されることとなっていたが、6年5月、滋賀県大津市の保護司が自宅において殺害され、同保護司が担当していた保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案が生じたことを受けて、保護司の安全確保についても議論が行われ、同年10月に報告書が取りまとめられた。同事案の発生や同報告書の提言を受けて、法務省は、保護司の不安解消・安全確保に関する対策として、担当保護司の複数指名の積極的運用、保護観察官による直接処遇などの直接関与の強化、自宅以外の面接場所の確保等の取組を実施している。

保護司会（保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織であり、保護司の犯罪予防活動の計画の策定等を行う。）がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や地域の関係機関・団体と連携した更生保護活動を行う拠点として、全国の保護司会に**更生保護サポートセンター**が設置されており、令和6年度の利用回数は9万598回であった（法務省保護局の資料による。）。

2 更生保護施設

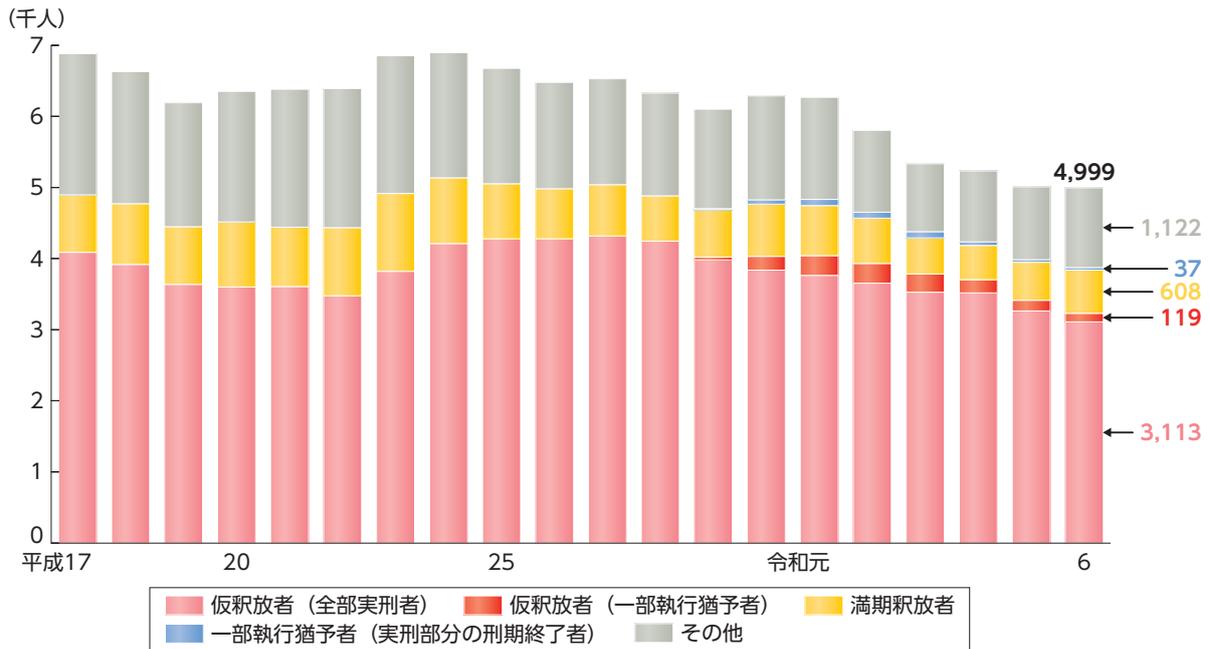
更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者等を宿泊させ、食事を給与するほか、就労支援、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。

令和7年4月1日現在、全国に102施設があり、更生保護法人により99施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性の施設86、女性の施設7及び男女の施設9である。収容定員の総計は2,382人であり、男性が2,182人（うち少年314人）、女性が200人（うち少年47人）である（法務省保護局の資料による。）。

令和6年における更生保護施設への宿泊を伴う保護の委託実人員は、6,497人（うち新たに委託を開始した人員4,999人）であった（保護統計年報による）。更生保護施設へ新たに委託を開始した人員の推移（最近20年間）は、**2-5-6-3図**のとおりである。

2-5-6-3図 更生保護施設への宿泊を伴う保護の委託開始人員の推移

(平成17年～令和6年)



- 注 1 保護統計年報による。
 2 種別異動の場合（仮釈放者（全部実刑者）において、仮釈放期間の満了後も引き続き刑の執行終了者として宿泊を伴う保護の委託を継続する場合等）を除く。
 3 「その他」は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、保護観察付全部執行猶予者、婦人補導院仮退院者、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者、保護観察の付かない全部執行猶予者、起訴猶予者等である。
 4 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和6年度における更生保護施設退所者（応急の救護等及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか、任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等、国からの委託によらず、被保護者の申出に基づき、更生保護事業を営む者が任意で保護すること）による者を含む。）の更生保護施設における在所期間は、3月未満の者が44.2%、3月以上6月未満の者が38.6%、6月以上1年未満の者が15.7%、1年以上の者が1.6%であり、平均在所日数は85.9日であった。退所先については、借家（35.7%）、就業先（15.9%）の順であった。退所時の職業については、労務作業（39.7%）、サービス業（10.7%）の順であり、無職は37.7%であった（法務省保護局の資料による。）。

更生保護施設では、生活技能訓練（SST）、酒害・薬害教育等を取り入れるなど、処遇の強化に努めており、令和6年度においては、SSTが46施設、酒害・薬害教育が44施設で実施されている（法務省保護局の資料による。）。

また、更生保護施設では、適当な帰住先がなく、かつ、高齢又は障害を有する者を一時的に受け入れ、その特性に配慮しつつ、社会生活に適応するための指導や退所後円滑に福祉サービスを受けるための調整等を行う**特別処遇**を実施している。特別処遇を行う施設（**指定更生保護施設**）として、主に少年を受け入れる更生保護施設を含めて全国で77施設が指定されている（令和7年4月1日現在）。6年度に特別処遇の対象となったのは、1,877人（前年度比17人増）であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、依存性薬物に対する依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する更生保護施設（**薬物処遇重点実施更生保護施設**）として、全国で25施設が指定されており（令和7年4月1日現在。法務省保護局の資料による。）、薬物処遇に関する専門職員が配置されている。

平成29年度からは、更生保護施設を退所するなどして地域に生活基盤を移した者に対し、更生保護施設に通所させて、同施設の職員が、継続的に生活相談に乗り、必要な指導や助言を実施したり、薬物依存からの回復支援などを実施したりする**フォローアップ事業**が行われている。令和3年度から

は、更生保護施設の職員が、施設退所者等の自宅を訪問するなどして継続的な支援を行う**訪問支援事業**が開始された。訪問支援事業を行う更生保護施設は、7年4月1日現在、全国19施設が指定されており、訪問等支援を行う専門職員が配置されている。6年度におけるフォローアップ事業の委託実人員は1,656人、訪問支援事業の委託実人員は654人であった（法務省保護局の資料による。）。

加えて、令和5年度から、保護観察所は、更生保護施設に対して、「**特定補導**」として、入所者や施設を退所した者等の特性に応じ、認知行動療法、依存回復訓練、社会適応訓練等の専門的な指導や支援を委託している。6年度における特定補導の委託実人員は6,799人であり、7年4月1日現在、98施設において実施している。

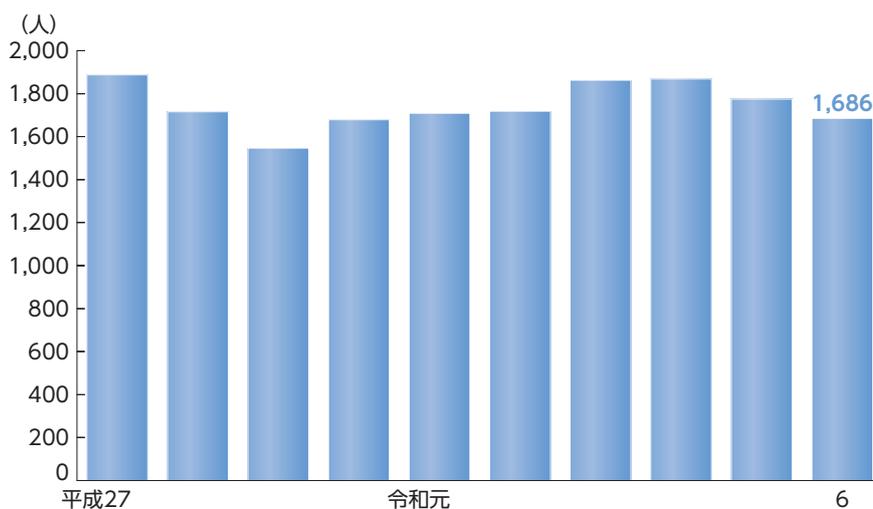
このほか、薬物依存のある受刑者について、**薬物中間処遇**として、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう、地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を試行的に実施しており、令和7年4月1日現在、9施設において実施している（法務省保護局の資料による。）。

3 自立準備ホーム

適当な住居の確保が困難な者について、更生保護施設のほかに、より多くの宿泊場所を確保し、社会の中に更に多様な受皿を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」が実施されている。これは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が、保護観察所から委託を受け、宿泊場所の供与と自立更生のための支援（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を行うものである。この宿泊場所を**自立準備ホーム**と呼ぶ。令和7年4月1日現在の登録事業者数は、562（前年同日比32（6.0%）増）となっている。自立準備ホームへの委託実人員の推移（最近10年間）は、**2-5-6-4図**のとおりである。6年度の委託実人員は1,686人、委託延べ人員は11万8,151人であった。自立準備ホームには、薬物依存症リハビリテーション施設も登録されており、薬物依存のある保護観察対象者を委託するなどしているところ、同年度の同施設への委託実人員は275人、委託延べ人員は1万6,327人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-4図 自立準備ホームへの委託実人員の推移

（平成27年度～令和6年度）



注 1 法務省保護局の資料による。
2 前年度からの繰越しを含む。

4 民間協力者及び団体

(1) 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。地域住民を対象に、子ども食堂の実施、子育て支援活動、近隣の更生保護施設に対する食事作り等の援助、社会貢献活動（本章第3節2項（11）参照）等の保護観察処遇への協力等を行っている。令和7年4月1日現在における更生保護女性会の地区会数は1,231団体、会員数は11万3,845人であった（法務省保護局の資料による。）。

(2) BBS会

BBS会は、非行のある少年や生きづらさを抱える子供・若者たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体であり、近年は学習支援等も行っている。令和7年1月1日現在におけるBBS会の地区会数は447団体、会員数は4,631人であった（法務省保護局の資料による。）。

(3) 協力雇用主

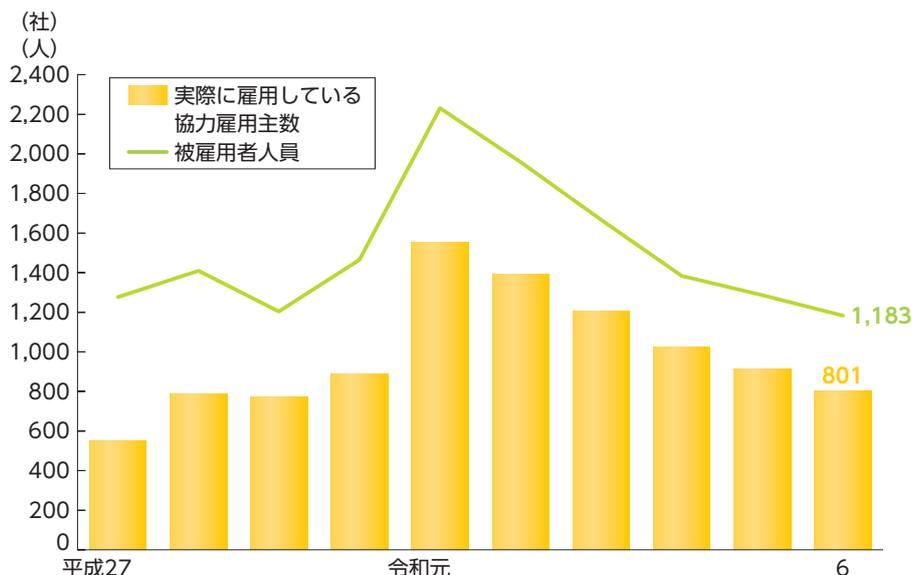
協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主である。

令和6年10月1日現在における協力雇用主は、2万5,164社（前年同日比195社（0.8%）増）であり、その業種は、建設業が過半数（57.9%）を占め、次いで、サービス業（15.8%）、製造業（8.0%）の順である（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-5図は、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の人員の推移（最近10年間）を見たものである。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は、令和6年10月1日現在、801社である。

2-5-6-5図 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数・被雇用者人員の推移

（平成27年～令和6年）



注 1 法務省保護局の資料による。

2 平成30年までは各年4月1日現在の数値であり、令和元年以降は各年10月1日現在の数値である。

第1節 刑事司法における国際的な取組の動向

国際連合（以下この章において「国連」という。）は、昭和30年（1955年）から5年ごとに、**国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）**を開催している。コンGRESSは、犯罪防止及び刑事司法分野における国連最大の国際会議で、この分野に関する政策の大綱の決定、意見交換等を目的として開催されており、令和3年（2021年）3月には、京都において第14回コンGRESS（**京都コンGRESS**）が開催され、我が国がホスト国を務めた。

また、平成4年（1992年）に、国連経済社会理事会の下に、機能委員会として**国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）**が設置され、毎年開かれる会合において犯罪防止及び刑事司法分野の政策決定が行われているところ、我が国は、コミッションの設立当初から、委員国として、毎年の会合に、決議案の提出などにより積極的に関与している。

さらに、法務省は、令和5年（2023年）7月、東京において、司法外交閣僚フォーラムを主催した。同フォーラムは、日ASEAN特別法務大臣会合、G7司法大臣会合及びASEAN・G7法務大臣特別対話の三つの閣僚級会合で構成され、同フォーラムにより、法の支配を通じたASEAN及びG7との連携の強化、司法外交の一層の推進が図られた。

同フォーラムの成果として、我が国の提案により、ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム及びウクライナ汚職対策タスクフォースの創設がそれぞれ合意された。ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムは、ASEANとG7の法務・司法分野の次世代を担う若手職員（ネクスト・リーダーズ）を対象とし、対話を通じた相互理解と信頼関係の構築及び法の支配の推進に貢献する国際法務人材の育成を目的としており、その第1回会合を令和6年（2024年）6月から7月にかけて東京において開催し、55名の参加を得て、各国が抱える政策的課題についての意見交換や法の支配に関する各国共通の課題についての協議を行うなどした。また、ウクライナ汚職対策タスクフォースは、G7司法大臣会合において、司法インフラ整備等を通じたウクライナ復興支援策として、各国の同意を得て設置された。2回のオンライン会合を経て、初めて対面方式で第3回会合を同年11月に東京において開催し、これまでに蓄積した情報を一元的に集積・分析することを通じて、効果的な汚職対策支援の在り方を議論した。

日ASEAN特別法務大臣会合では、共同声明が採択され、具体的な協力分野を取りまとめた日ASEAN法務・司法ワークプランが承認された。法務省では、このワークプランに掲げられた取組をASEANと協力しながら進めており、例えば、令和6年（2024年）12月には、ASEANの知的財産分野の実務家による情報共有を目的として、国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナーをインドネシアにおいて開催し、同年12月には、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）により、ASEAN各国等の捜査共助と犯罪者処遇等の能力構築のため、刑事司法実務家等を対象とする「第1回日ASEAN刑事司法セミナー」を日本において開催した。

1 京都コンGRESSの成果の具体化

我が国は、京都コンGRESSで採択された「**京都宣言**」の実施にリーダーシップを発揮すべく、「国際協力の促進のための各地域における実務家ネットワークの創設」、「刑事司法分野における次世代を担う若者の育成」及び「世界各国における再犯防止の推進」の三つを柱とした取組を積極的に進め、法の支配に裏打ちされた新たな国際秩序形成を主導している。

(1) アジア太平洋刑事司法フォーラム

京都宣言では、国際協力及び法執行機関等を対象とした地域ネットワーク構築等の重要性が確認された。我が国が属するアジア太平洋地域においては、捜査共助の制度・運用に対する各国相互の理解不足等により、同分野における国際協力にはなお改善の余地があるほか、我が国が積極的に進めている東南アジア諸国における刑事司法分野の技術支援についても、効率的な国際協力を推進するため、他の支援国との情報共有や意見交換をすることが有効である。

そこで、法務省は、アジア太平洋地域における刑事司法実務家による情報共有課題解決型プラットフォームとして国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との共催で「アジア太平洋刑事司法フォーラム（英語名：Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific 略称：Crim-AP）」を定期開催することとし、各国の刑事司法実務家による相互理解・信頼を促進し、知見を共有することなどにより、アジア太平洋地域における一層の国際協力を進めている。

同フォーラムについては、令和4年（2022年）2月に第1回を、令和5年（2023年）2月に第2回を、令和6年（2024年）6月に第3回をいずれも東京において開催した。また、令和7年（2025年）6月に第4回を東京において開催し、22の国・機関から刑事司法実務家の参加があった。参加者は、捜査共助作業部会において、過去3回のフォーラムの議論を踏まえ、各国の捜査共助に関する情報共有や総括を行い、矯正保護作業部会において、「多様なステークホルダーの協力と再犯を減らすための社会的アプローチ」のテーマについて、情報共有や意見交換を行った。

(2) 法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム

令和3年（2021年）2月に実施された京都 kongress・ユースフォーラムでは、安全・安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、京都 kongressに提出された。同勧告は、若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価の声が寄せられた。また、京都宣言では、ユースフォーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘された。

そこで、法務省では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期開催することとした。「法遵守の文化」とは、国民が、一般に、法及びその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化をいい、法の支配を支えるものである。法務省は、同フォーラムが、若者において法の支配や司法をめぐる現代の課題に関する理解を深め、互いのバックグラウンドや価値観を理解・共有し、多様性を許容してネットワークや友情を育む場となるよう、また、若者の声を国連に届けることができる場となるよう努めている。

同フォーラムについては、令和3年（2021年）10月に東京において第1回を、令和4年（2022年）12月に京都において第2回を、令和7年（2025年）2月に京都において第3回をそれぞれ開催し、各フォーラムで採択された勧告は国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）に提出された。また、令和5年（2023年）7月には、司法外交閣僚フォーラムの開催に併せて、タイ法務研究所（TIJ）との共催で、東京において、「法の支配推進のための日 ASEAN 特別ユースフォーラム」を開催した。同ユースフォーラムにおいては、日本、ASEAN 加盟国及び東ティモールから60名以上の若者が会場に集まり、「司法へのアクセスを強化するためのリテラシーの構築－デジタル時代における法の支配への鍵－」をテーマとして、活発で実りある議論が行われた。議論の成果は「勧告」として取りまとめられ、日 ASEAN 特別法務大臣会合に提出されたほか、同年開催のコミッションにも提出され、ユースフォーラムの共同議長によるスピーチが行われた。

(3) 再犯防止国連準則策定の主導

京都宣言では、マルチステークホルダー・パートナーシップを始めとする再犯防止施策の充実について詳細な記載が設けられるなど、同分野に対する高い関心が示された。

そこで、法務省においては、外務省と連携し、京都 kongressの成果の一つとして、「再犯防止に関

する国連準則」の策定を主導していくこととした。

国連準則は、各国における立法や施策立案の際に参照されることを通じ、各国の施策を充実させるために重要な役割を果たすものである。我が国は、再犯防止推進計画を策定し、国、地方公共団体、民間の団体等が相互に連携協力して取組を進め、着実にその効果を上げてきているところ、保護司制度に代表される地域ぐるみの再犯防止施策や、官民連携による社会復帰支援など、日本の強みを国連準則に最大限反映させるべく、国連準則策定に向けてリーダーシップを発揮している。

令和7年（2025年）4月の政府間専門家会合において、国連準則の内容につき実質的な合意に至ったことから、同年5月のコミッションに提出され、採択された。同年7月に国連経済社会理事会でも採択され、今後、成立に向けて、国連総会へと提出されることとなる。

2 国際組織犯罪対策及びテロ対策

(1) 国連における取組

国際組織犯罪対策について、国連は、平成12年（2000年）、**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）**を採択した。この条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ローンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものである。また、平成13年（2001年）までに、この条約を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）、「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（密入国議定書）及び「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」（銃器議定書）も採択された。我が国は、平成15年（2003年）に国際組織犯罪防止条約、平成17年（2005年）に人身取引議定書及び密入国議定書の締結について、それぞれ国会の承認を受け、同年6月に刑法等を、平成29年（2017年）6月に組織的犯罪処罰法等を、それぞれ改正して国内担保法を整備し、同年7月、同条約及び両議定書を締結した。

テロ対策については、従来から、国連等様々な国際機関において、テロリストをいずれかの国で処罰できるようにすることなどを目的とした国際条約等が作成され、我が国は、テロ防止対策に関する13の国際条約について締結済みである。

(2) G7/G8における取組

G7（フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア及びカナダ（議長国順）の総称。なお、平成10年（1998年）から平成26年（2014年）までは、前記7か国にロシアを加えた8か国について、「G8」と総称された。）において、昭和53年（1978年）、テロ対策専門家会合（通称ローマ・グループ）が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、平成7年（1995年）のG7サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合（通称リヨン・グループ）の設立が決定され、リヨン・グループでは、国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について議論等が行われている。平成13年（2001年）の米国における同時多発テロ事件以降は、これらは統合され、ローマ/リヨン・グループとなり、年数回程度継続的に会合が開催されている。

3 薬物犯罪対策

国連は、昭和63年（1988年）、**麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、この条約を締結し、国内法を整備している。

さらに、平成2年（1990年）、平成10年（1998年）及び平成28年（2016年）には、国連麻薬特別総会が開催されたほか、国連経済社会理事会の下部機関として設立された麻薬委員会（CND：Commission on Narcotic Drugs）が毎年開催され、我が国は、昭和36年（1961年）以降、平成22年（2010年）から平成23年（2011年）までを除き、継続して委員国を務めている。

平成3年(1991年)には、国連の麻薬関連部局等の機能を統合した国連薬物統制計画が設置された。国連薬物統制計画は、平成9年(1997年)、犯罪防止刑事司法計画と統合され、国連薬物統制犯罪防止事務所が設立された後、平成14年(2002年)に改称して現在の国連薬物・犯罪事務所(UNODC)となった。我が国は、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)が中心となって取り組んでいる国際的な薬物犯罪対策への協力にも力を入れている。

4 マネー・ローンダリング対策

平成元年(1989年)にG7サミットの宣言を受けて設立された**金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)**は、平成2年(1990年)にマネー・ローンダリング対策に関する40の勧告(平成8年(1996年)及び平成15年(2003年)に改訂)を、平成13年(2001年)にテロ資金供与に関する8の特別勧告(平成16年(2004年)に改訂され、9の特別勧告となった。)を、それぞれ採択し、平成24年(2012年)には、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、従来の40の勧告及び9の特別勧告を一本化し、新「40の勧告」を採択した。

我が国も、FATF参加国の一員として、**犯罪収益移転防止法**に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の本人特定事項等の確認や疑わしい取引の届出制度等の対策を実施し、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供するなどしているほか、FATFの政策企画部会やその他の作業部会において、暗号資産を始めとする新たな規範の策定及びその実施に向けた議論・検討において主導的な役割を果たすなどしており、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加している。

FATFは、各国における勧告の遵守状況の相互審査を行っている。令和3年(2021年)6月には、FATFの全体会合において、第4次対日相互審査報告書が採択され、同年8月30日に公表された。国内では、同報告書で指摘された事項に対応するべく、同月にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が設置され、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」が策定され、同行動計画に基づき、令和4年(2022年)5月に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定された。同基本方針では、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、対策の効果を高めてきた。

令和4年(2022年)12月、前記第4次対日審査報告書において、資産凍結措置の強化、暗号資産等への対応の強化及びマネー・ローンダリング対策等の強化のための法改正に取り組むべきであると勧告を受けたことなどを踏まえ、いわゆるFATF勧告対応法(令和4年法律第97号)が成立し、①国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)の改正により、大量破壊兵器関連計画等関係者について財産の凍結等の措置の対象とされるなどし(令和5年(2023年)6月施行)、②外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の改正により、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務が課されるなどし(令和5年(2023年)6月施行)、③組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の改正により、犯罪収益等隠匿罪、薬物犯罪収益等隠匿罪等の法定刑が引き上げられるとともに、犯罪収益等として没収することができる財産の範囲を拡大し(令和4年(2022年)12月施行)、④公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成14年法律第67号)の改正により、各処罰規定について、国際的に保護される者を殺害する行為その他の一定の犯罪行為のための資金等の提供等が処罰対象に加えられるとともに、法定刑が引き上げられ(令和4年(2022年)12月施行)、⑤犯罪収益移転防止法の改正により、⑦外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払又は移転の相手方の本人特定事項等を加えるなどの規定が整備されたほか、④法律・会計等の専門家が顧客等との間で特定取引を行う際の確認事項に取引目的等の事項が追

加されるとともに、これらの専門家が行う疑わしい取引の届出に関する規定が整備された（㉗は令和5年（2023年）6月施行、㉘は令和6年（2024年）4月施行）。

前記「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」に関して、第5次対日相互審査も見据え、国内マネロン等対策の実効性を高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、令和6年（2024年）4月、新たに「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」が策定された。

5 汚職・腐敗対策

平成9年（1997年）、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）において、**国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約**が採択された。我が国は、この条約を締結済みであり、その国内担保法として、平成10年（1998年）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の改正により外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設された（平成11年（1999年）2月施行）。同罪については、その後、国民の国外犯処罰規定の追加等を経て、令和5年（2023年）、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年法律第51号）により、自然人・法人に対する罰則強化等の改正がなされている（令和5年（2023年）7月施行）。

国連は、平成15年（2003年）、自国及び外国の公務員等に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗行為の犯罪化のほか、腐敗行為により得られた犯罪収益の他の締約国への返還の枠組み等について定めた**腐敗の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、平成18年（2006年）に同条約の締結について国会の承認を受け、平成29年（2017年）6月に組織的犯罪処罰法等を改正し、国内担保法を整備し、同年7月に同条約を締結した（本章第1節2項（1）参照）。

令和3年（2021年）には、国連腐敗特別総会が開催され、腐敗対策に関する政治宣言が採択された。

6 サイバー犯罪対策

平成13年（2001年）に欧州評議会において採択された**サイバー犯罪に関する条約**は、①コンピュータ・システムに対する違法なアクセス、コンピュータ・ウイルスの製造等の行為の犯罪化、②コンピュータ・データの捜索・押収手続の整備等、③捜査共助・犯罪人引渡し等について定めたものである。この条約の国内担保法として、平成23年（2011年）、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）が成立し、不正指令電磁的記録作成等の罪が新設されるなどし、我が国は、平成24年（2012年）、同条約を締結した。さらに、我が国は、令和5年（2023年）8月、より迅速かつ円滑な手続により、他の締約国から電子的形態の証拠を収集することを可能にすることなどを目的とする同条約の第二追加議定書を締結した。

7 国際刑事裁判所

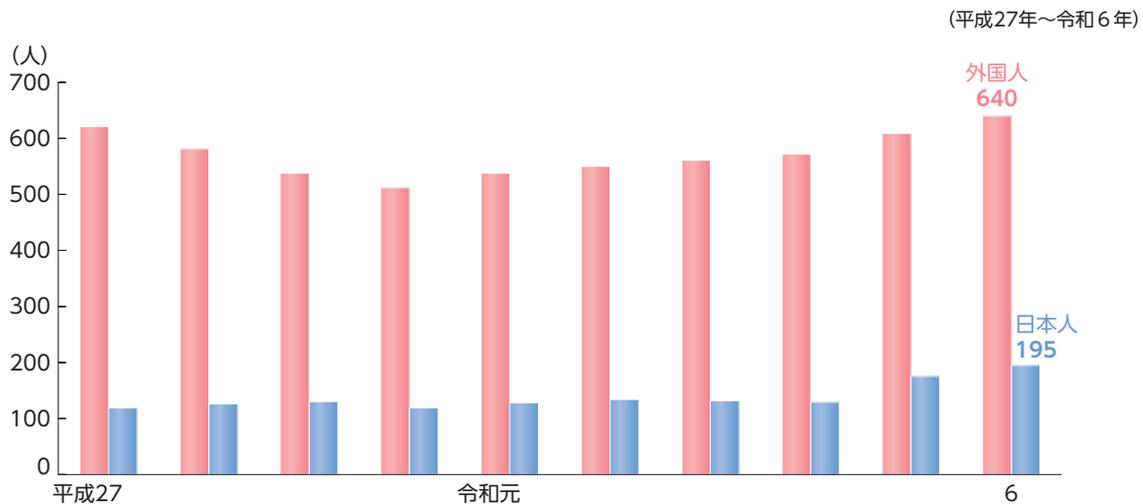
平成10年（1998年）、国連主催の外交会議において、**国際刑事裁判所に関するローマ規程**が作成され、平成14年（2002年）の発効を経て、オランダのハーグに国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）が設置された。我が国は、平成19年（2007年）に国際刑事裁判所に関するローマ規程の加盟国となり、これまで通算3人の日本人が裁判官に就任し、令和6年（2024年）には日本人（検事出身）が初めて所長に選出された。

令和4年（2022年）3月、我が国は、ロシアのウクライナへの侵略について、国際刑事裁判所に事態を付託した。我が国は、国際刑事裁判所に検事を継続的に派遣するなどして、国際刑事裁判所の活動を支援している。

1 犯罪者の国外逃亡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としているものの人員の推移（最近10年間）を日本人と外国人の別に見ると、2-6-2-1図のとおりである。

2-6-2-1図 国外逃亡被疑者等の人員の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。人員は、各年末現在のものである。
2 「外国人」は、無国籍・国籍不明の者を含む。

2 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、逃亡犯罪人引渡条約を締結していない外国との間で、**逃亡犯罪人引渡法**（昭和28年法律第68号）に基づき、相互主義の保証の下で、逃亡犯罪人の引渡しの請求に応ずることができるとともに、その国の法令が許す限り、逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。これに加えて、**逃亡犯罪人引渡条約**を締結することで、締約国間では、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付けることになるほか、我が国の逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図ることができる。我が国は、アメリカ合衆国（昭和55年（1980年）発効）及び大韓民国（平成14年（2002年）発効）との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

外国との間で逃亡犯罪人の引渡しを受け、又は引き渡した人員の推移（最近10年間）は、2-6-2-2表のとおりである。なお、我が国から外国に逃亡犯罪人の引渡しを要請する際には、検察庁が依頼する場合と警察等が依頼する場合とがある。

このほか、国外逃亡被疑者等に関し、逃亡先国に対する退去強制や国外犯処罰規定の適用の要請等の取組を進めている。

2-6-2-2表 逃亡犯罪人引渡人員の推移

(平成27年～令和6年)

区 分	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
外国から引渡しを受けた逃亡犯罪人	－	－	2	－	－	－	2	－	－	－
外国に引き渡した逃亡犯罪人	1	－	1	2	5	－	1	－	－	1

注 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

第3節 捜査・司法に関する国際協力

1 捜査共助

我が国は、**国際捜査共助等に関する法律**（昭和55年法律第69号）に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを通じて刑事事件の捜査に必要な証拠の提供等の共助を行い、逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国の捜査に必要な証拠の提供等を受けているほか、アメリカ合衆国（平成18年（2006年）発効）、大韓民国（平成19年（2007年）発効）、中華人民共和国（平成20年（2008年）発効）、中華人民共和国香港特別行政区（平成21年（2009年）発効）、欧州連合（平成23年（2011年）発効）、ロシア連邦（平成23年（2011年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和4年（2022年）発効）との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。

外国・地域との間で、我が国が捜査共助等を要請し、又は要請を受託した件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-1表**のとおりである。なお、捜査共助等について、我が国から要請する際には、検察庁からの依頼に基づく場合と警察等からの依頼に基づく場合とがある。

2-6-3-1表 捜査共助等件数の推移

(平成27年～令和6年)

区 分	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
捜査共助等を要請した件数	12 (6)	12 (8)	8 (4)	24 (9)	12 (7)	13 (6)	7 (4)	4 (1)	5 (4)	25 (14)
	54 (44)	85 (67)	110 (95)	156 (125)	186 (160)	169 (137)	199 (187)	208 (178)	332 (274)	627 (543)
捜査共助等の要請を受託した件数	70 (46)	79 (67)	54 (45)	94 (83)	64 (61)	81 (74)	113 (93)	70 (56)	88 (77)	151 (135)

注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

2 「捜査共助等を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるもの（警察が依頼した捜査共助の要請件数並びに特別司法警察職員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を経由して依頼した捜査共助等の要請件数）である。

3 ()内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間における共助の要請・受託の件数で、内数である。

2 司法共助

司法共助とは、我が国と外国との間で、裁判所の嘱託に基づいて、裁判関係書類の送達や証拠調べに関して協力することをいい、我が国の裁判所が外国の裁判所に対して協力する場合は、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法（明治38年法律第63号）に基づいてなされる。令和6年（2024年）において、我が国の裁判所から外国の裁判所に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が1件、在外領事等に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が1件、外国の裁判所から我が国の裁判所に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が17件であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

3 刑事警察に関する国際協力

国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）は、実用的な情報交換のための信頼性の高い情報ハブ機能を果たしており、加盟警察機関間での迅速かつ確実な情報交換を行うための独自の通信網を運用するほか、指紋、DNA、国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両等の各種データベースを整備している。また、各種の国際手配制度を通じ、被手配者である国外逃亡被疑者等の所在発見を求めたり（青手配書）、被手配者の犯罪行為につき警告を発し、各国警察に注意を促す（緑手配書）など、全加盟警察機関の組織力を活用して犯罪防止活動や捜査の進展を図っている。

ICPO 経由での国際協力件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-2表**のとおりである。

2-6-3-2表 ICPO 経由の国際協力件数の推移

（平成27年～令和6年）

① ICPO ルートによる捜査協力件数

区 分	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
捜査協力を要請した件数	318	294	327	445	424	385	414	472	749	1,169
捜査協力の要請を受けた件数	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181	981	956	874

② ICPO を通じた国際手配書の受理数

区 分	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
国際手配書の受理数	19,513	20,926	21,562	21,179	21,140	18,687	18,357	19,184	19,368	23,863

注 警察庁刑事局の資料による。

第4節 矯正・更生保護分野における国際協力

1 国際受刑者移送

我が国は、外国の刑務所等で拘禁されている者等をその本国に移送してその刑の執行の共助を行うため、平成15年（2003年）に多国間条約である**刑を言い渡された者の移送に関する条約**に加入したほか、タイ王国（平成22年（2010年）発効）、ブラジル連邦共和国（平成28年（2016年）発効）、イラン・イスラム共和国（平成28年（2016年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和2年（2020年）発効）との間で二国間条約を締結している。我が国は、これらの条約の下、締約国との間で、**国際受刑者移送法**（平成14年法律第66号）に基づき、受刑者移送を行っている。

令和6年（2024年）における我が国からの送出移送人員（執行国別、罪名別）は、**2-6-4-1表**のとおりである。令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置（検疫の強化等）、航空旅客便の減便等の影響により、外国の官憲への引渡しに困難となり、送出移送人員が前年より大幅に減少したものの、水際対策の緩和、関係省庁等との連携強化により、令和3年（2021年）には14人、令和4年（2022年）には27人、令和5年（2023年）には31人、令和6年（2024年）には28人の引渡しを実施した。

なお、令和6年における我が国への受入移送は0人であった（法務省矯正局の資料による。）。

2-6-4-1表 受刑者送出国別・罪名別

(令和6年)

執行国	人員	非現住 建造物 等放火	殺人	窃盗	強盗 致傷	遺失物 等横領	銃刀法	麻 薬 特例法	麻 薬 取締法	覚醒剤 取締法	関税法	入管法
総 数	28	1	3	1	1	1	1	1	2	23	25	2
韓 国	2	1	2	1	1	1	-	-	-	-	-	1
イ ラ ン	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1
英 国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
オーストリア	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
オ ラ ン ダ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
チ ェ コ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
ド イ ツ	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-
ベルギー	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
ラトビア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
米 国	4	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-
カ ナ ダ	7	-	-	-	-	-	-	1	-	7	7	-
メ キ シ コ	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-

注 1 法務省矯正局の資料による。
2 1人の受刑者につき複数罪名ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

2 矯正・更生保護に関する国際会議

(1) アジア太平洋矯正局長等会議

アジア太平洋矯正局長等会議 (APCCA : Asian and Pacific Conference of Correctional Administrators) は、アジア太平洋地域の矯正行政の責任者等が、意見交換及び情報共有を行う国際会議である。我が国は、過去3回(昭和57年(1982年)、平成7年(1995年)及び平成23年(2011年))にわたり会議を主催した。令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により開催されなかった。令和4年(2022年)は、シンガポールにおいて、APCCAとしては初めてオンライン会議システムを用いた方法により開催されたが、令和5年(2023年)以降は対面方式となった。令和7年(2025年)の開催地は、韓国である。

(2) 世界保護観察会議等

世界保護観察会議は、社会内処遇の発展や国際ネットワークの拡大を期して、世界各国の実務家や研究者等が意見交換等を行う会議である。我が国は、平成29年(2017年)に会議を主催した。第6回会議は、令和6年(2024年)、オランダで開催された。そのプログラムの一つとして我が国が中心となって第2回世界保護司会議が開催されたところ、同会議において、更生保護に関わる地域ボランティアの取組に対する認知の向上と国際的なネットワークの促進を図ることを目的として、同会議開催日である4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が承認された。第7回会議は、令和8年(2026年)に、インドネシア・バリ島で開催される予定である。また、令和5年(2023年)、第1回アジア太平洋保護観察会議 (APPC : Asian and Pacific Probation Conference) が韓国で開催された。

1 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）は、日本国政府と国連の協定に基づき、昭和37年（1962年）に設置された国連の地域研修所で、現在では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を中核とする**国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）**の一つであり、法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されている。

UNAFEIは、刑事司法分野における研修、研究及び調査を実施することにより、世界各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努めており、その活動は「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の実現に寄与している。

UNAFEIは、その主要な活動として、世界中の開発途上国の警察官、検察官、裁判官、矯正職員、保護観察官等を対象とした国際研修を毎年実施している。具体的には、刑事司法や犯罪者処遇分野の実務家を対象とした国際研修、政策形成に関与する高官を対象とした国際高官セミナー及び汚職犯罪対策に特化した「汚職防止刑事司法支援研修」である。また、世界各国や国連等の要請を受け、特定の地域や国を対象とする研修や共同研究等も行っており、仏語圏アフリカ諸国を対象とした刑事司法研修及びカンボジア、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア等の刑事司法関係機関を対象とした研修・共同研究等を実施している。これらの研修に加え、UNAFEIは、令和5年（2023年）7月に開催された日ASEAN特別法務大臣会合において採択された共同声明に基づく新たな取組として、令和6年度（2024年度）から、ASEAN各国及び東ティモールの刑事司法実務家を対象とし、捜査共助、犯罪者処遇等を主たるテーマとした「日ASEAN刑事司法セミナー」を開始した。

これまで、UNAFEIの研修には、日本を含めて144の国・地域から、6,600人以上の刑事司法関係者（日本人を含む。）が参加している（令和7年（2025年）3月現在）。

また、UNAFEIは、PNIの一員として、毎回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）や国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）に出席するとともに、他のPNIとも緊密な連携を取りながら、犯罪防止や刑事司法に関する国連の政策の立案・実施に協力している。

UNAFEIは、京都コンGRESSにおいて採択された京都宣言の内容、特に再犯防止施策の推進に向けた取組を積極的に実施している。

2 法制度整備支援

我が国による法制度整備支援は、その多くが政府開発援助（ODA）の枠組みで、法務省、外務省、最高裁判所、**独立行政法人国際協力機構（JICA）**や学識経験者等の関係者の協力により行われてきた。法務省は、平成13年（2001年）、これを所管する部署として法務総合研究所内に**国際協力部（ICD：International Cooperation Department）**を設置し、JICAプロジェクトへの専門家派遣、現地セミナーや支援対象国関係者の本邦における研修等の実施を通じ、支援対象国の実情を踏まえ、基本法令の起草、法律実務の運用改善、法律実務家の人材育成等の支援活動を活発に展開している。

我が国は、平成6年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、東ティモール、ネパール、バングラデシュ、スリランカ等のアジア諸国に対して支援を行ってきたが、令和6年度（2024年度）からは、ウクライナ、キルギス、フィジー及びタンザニアとの協力関係も開始し、その対象は拡大している。支援に係る法律分野は、民商事法分野を中心としているが、近時は支援対象国の要請に基づいて刑事法分野及び行政法分野の支援も行っており、支援は多様化している。

近年、法務総合研究所は、ラオス国立司法研修所（平成30年（2018年）12月）、ウズベキスタン最

高検察庁アカデミー（令和元年（2019年）7月。現「法執行アカデミー」）、カンボジア王立司法学院（令和2年（2020年）1月）、モンゴル国立法律研究所（令和3年（2021年）8月）等、複数国の研究機関等との間で協力覚書を交換しており、ICDが中心となり、同覚書に基づく共同研究活動を積極的に実施している。また、共通の課題について複数国で共に学ぶという視点から、ICDが法務総合研究所研究部と協力し、令和5年（2023年）3月には、モンゴルとウズベキスタンを対象とした司法統計を題材とする共同研究を実施した。さらに、令和6年（2024年）8月には、ASEAN諸国等から留学している法律実務家を対象とした共同研究を実施した。

これらの活動に加え、新たに協力関係を結んだ相手国との関係では、令和6年（2024年）12月に開催された「法整備支援連絡会」にウクライナ司法副大臣らを招へいするなどして、同国に対する法制度整備支援の協議を始め、令和7年（2025年）7月、犯罪の被害者や目撃者となった少年からの事情聴取の方法（司法面接）等に関する共同研究を実施し、同国に対する法制度整備支援を開始した。同年12月には、JICAと共にウクライナの汚職撲滅に向けた国別研修を実施予定である。また、同年2月には、キルギスを対象とした行政手続・司法手続のオンライン化等を題材とした共同研究、同年3月には、フィジーを対象とした民事裁判の長期化対策等を題材とした共同研究をそれぞれ実施した。さらに、タンザニアについては同年8月、同国憲法・司法省事務次官らを招へいし、同国に対する法制度整備支援の協議を開始した。

3 矯正建築分野における協力

アジア矯正建築会議（ACCFA：Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners）は、アジア諸国における矯正建築分野での最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的として、平成24年（2012年）に東京で開催された第1回会議以降、アジア各国で継続的に開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、会議の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしている。

令和元年（2019年）10月から11月にかけて再び東京で開催された第8回会議には、13か国及び国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）等4機関が参加し、矯正施設整備における設計者、企画者及び利用者の協働、矯正施設が処遇プログラムの遂行に果たす役割、矯正施設の維持管理等のための持続可能な環境の実現、矯正施設の特異性に対応する技術等について議論がなされた。第9回会議はタイで開催予定である。

第3編

少年非行の動向と 非行少年の処遇



少年院における薬物非行防止指導（模擬）の様子
【写真提供：法務省矯正局】



修学支援（BBS会による学習支援）の様子
【写真提供：法務省保護局】

第1章 少年非行の動向

第2章 非行少年の処遇

第3章 少年の刑事手続

この編において、非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、①犯罪少年、②触法少年及び③ぐ犯少年をいう（少年法3条1項）。

第1節 少年による刑法犯

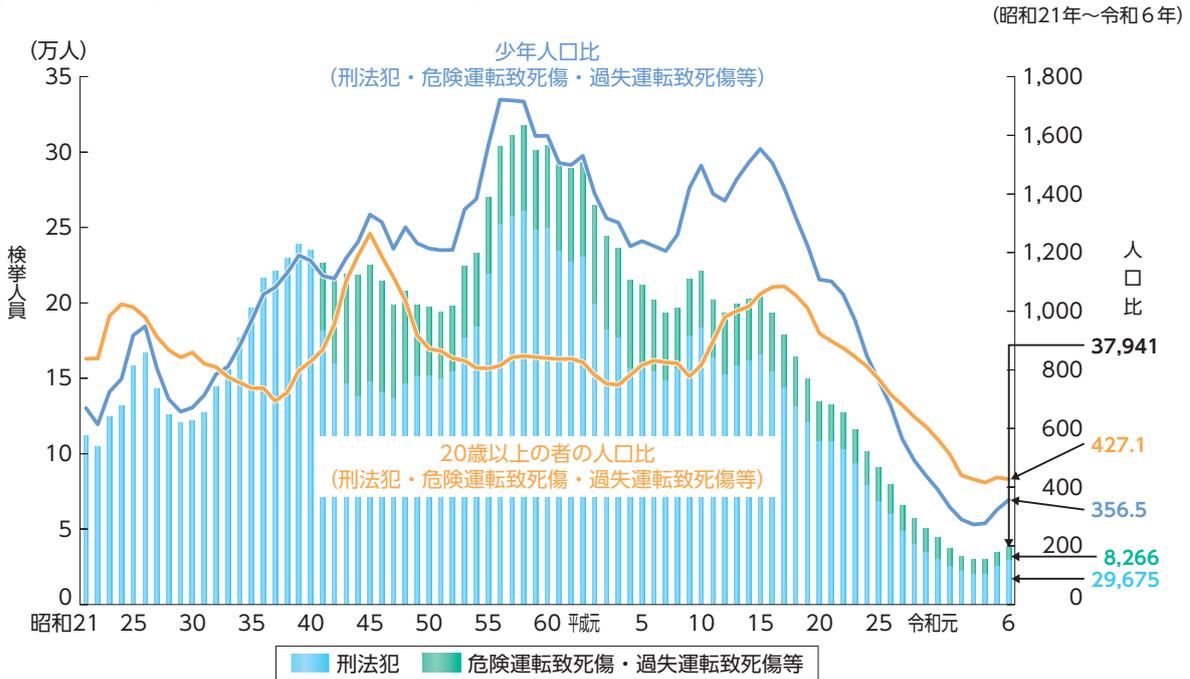
1 検挙人員

少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員（触法少年の補導人員を含む。特に断らない限り、以下この節において同じ。）並びに人口比の推移（昭和21年以降）は、**3-1-1-1図①**のとおりである（CD-ROM資料**3-1**参照）。少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員の推移には、昭和期において、26年の16万6,433人をピークとする第一の波、39年の23万8,830人をピークとする第二の波、58年の31万7,438人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。平成期においては、8年から10年及び13年から15年にそれぞれ一時的な増加があったものの、全体としては減少傾向にあり、24年以降戦後最少を記録し続けていた。令和に入ってから戦後最少を更新し続けていたが、4年から3年連続で増加し、6年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年（3万7,193人）の水準を超え、3万7,941人（前年比9.1%増）であった。

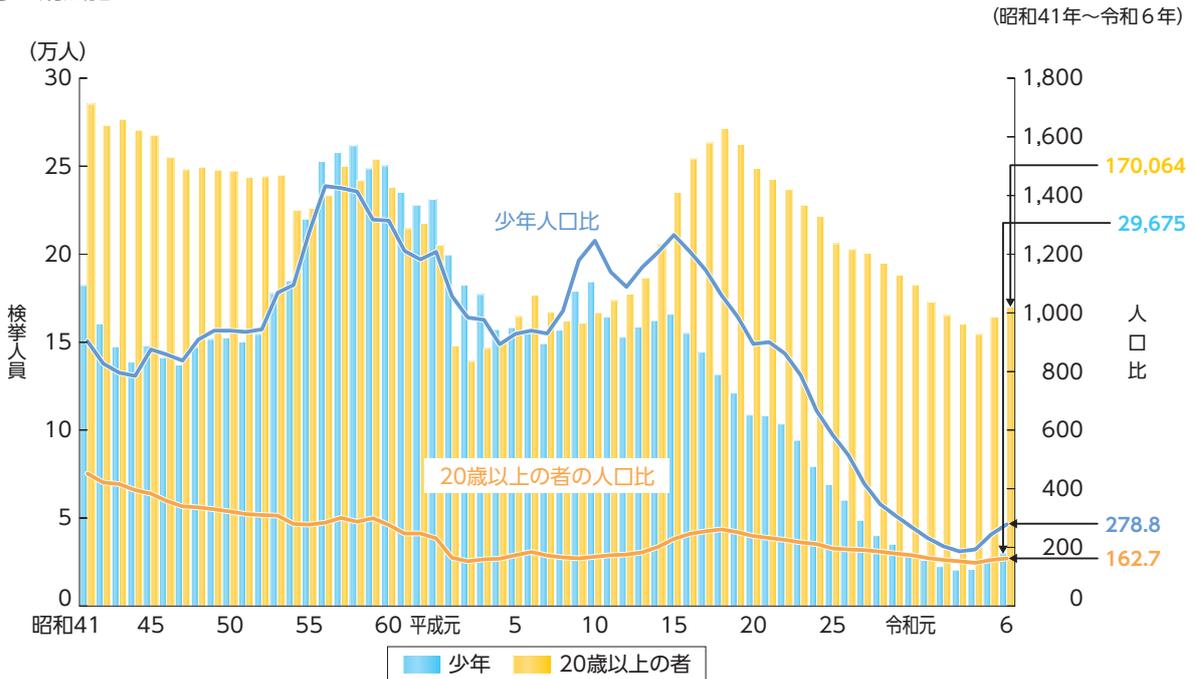
3-1-1-1図②は、少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を20歳以上の者と比較して見たものである。少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降、減少し続けていたが、令和4年から増加に転じ、5年（2万6,206人）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年（2万6,076人）の水準を超え、6年は更に増加して2万9,675人（前年比13.2%増、元年比13.8%増）であった。少年の人口比についても、昭和56年（1,432.2）をピークに低下傾向にあったが、令和4年から3年連続で上昇し、6年は278.8（前年比34.9上昇）であった。20歳以上の者の人口比と比較すると約1.7倍と高く、平成22年以降縮小し続けていた差が、令和4年から3年連続で拡大した。

3-1-1-1図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



② 刑法犯



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、20歳以上の者として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「20歳以上の者の人口比」は、20歳以上の者10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 ①において、昭和40年以前は、道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷はもとより、道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷についても、「刑法犯」に含めて計上している。
 6 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

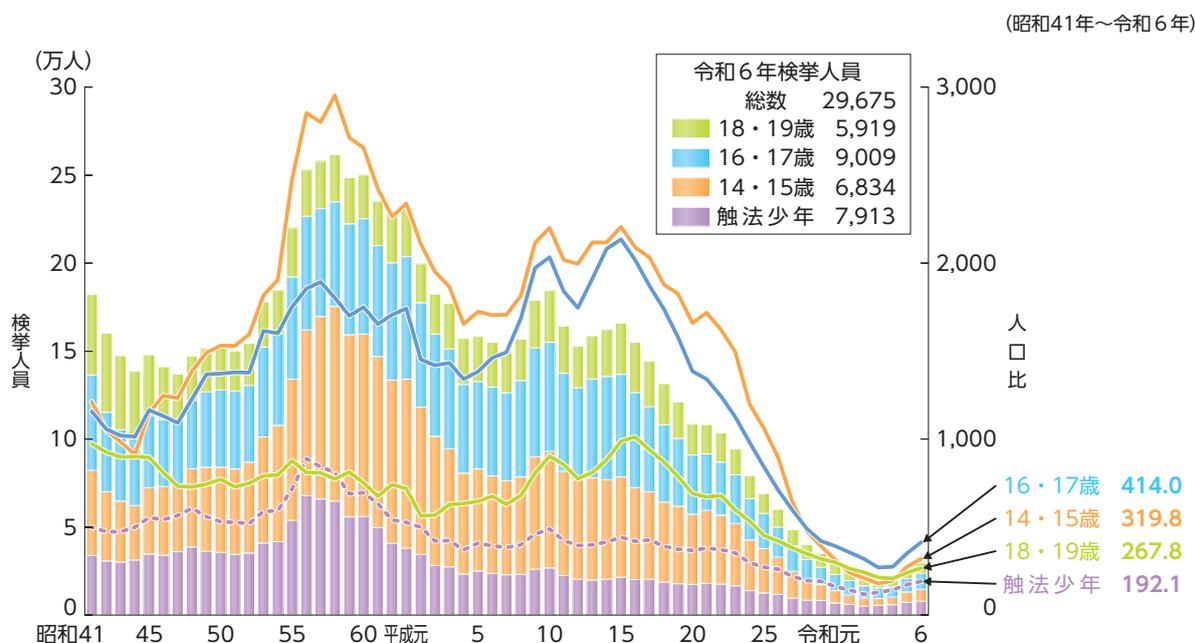
2 属性による動向

(1) 年齢層別動向

ア 年齢層別検挙人員・人口比の推移

少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を年齢層別に見ると、**3-1-1-2図**のとおりである（CD-ROM 資料**3-2**参照）。昭和46年から平成27年までは14・15歳の人口比が最も高かったが、28年以降は16・17歳の人口比が最も高い状況が続いている。

3-1-1-2図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

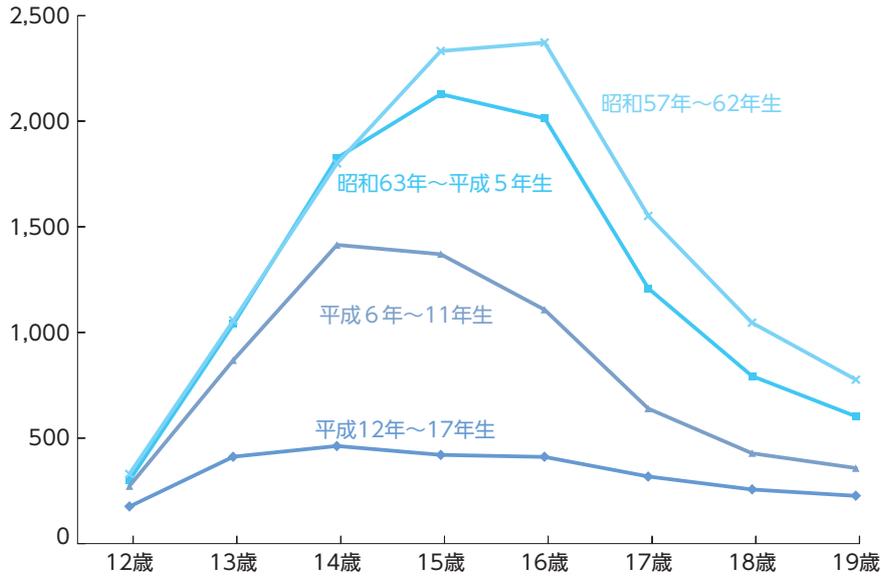


注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

イ 非行少年率

3-1-1-3図は、少年の成長に伴う非行率の変化を知るために、出生年（推計）が昭和57年から平成17年までの者について、6年ごとに世代を区分し、各世代について、12歳から19歳までの各年齢時における**非行少年率**（各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。以下この項において同じ。）の推移を見たものである。昭和57年～62年生まれの世界は、ピークが16歳の2,371.6となっている。昭和63年～平成5年生まれの世界は、ピークが15歳になり、2,128.2に低下している。平成6年～11年生まれの世界は、ピークが14歳になり、1,414.1に低下している。平成12年～17年生まれの世界も、ピークが14歳であるが、更に下がり、461.7となっている。同世代の非行少年率は、12歳から19歳までの各年齢時において、全世界の中で一貫して最も低い。

3-1-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移



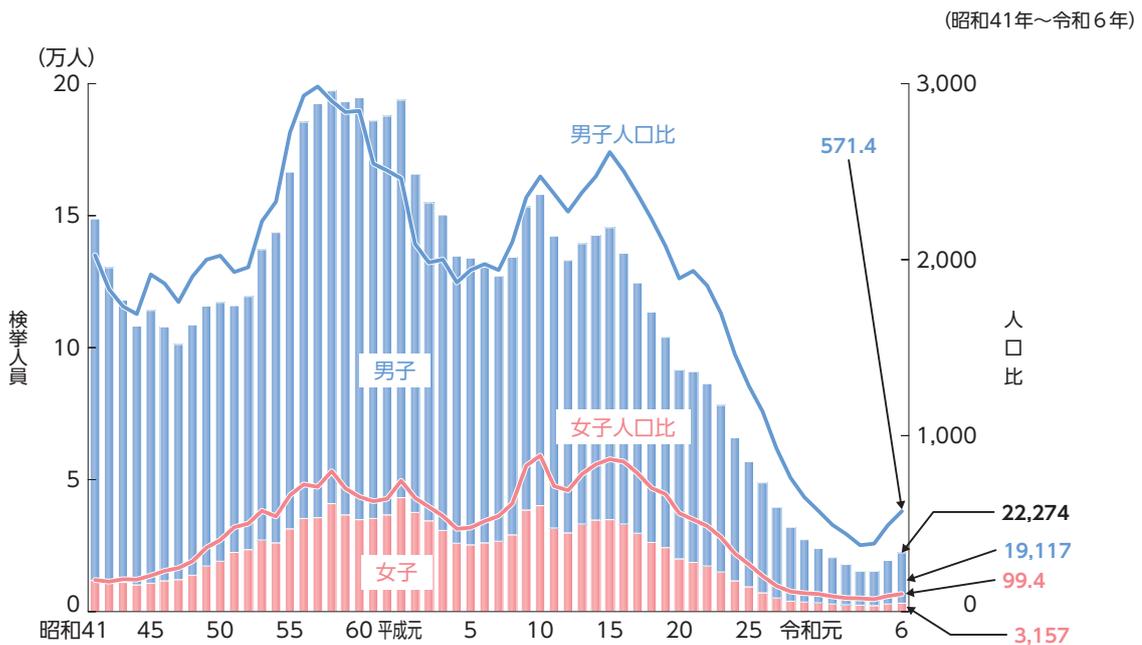
注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 「非行少年率」は、各世代について、各年齢時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。

(2) 男女別動向

3-1-1-4図は、犯罪少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を男女別に見たものである。

女子比は、平成10年（25.4%）のピーク後、20年から28年（12.4%）まで低下し続けていたが、29年からは13～15%台で推移しており、令和6年は14.2%（前年比0.6pt低下）であった（CD-ROM参照）。

3-1-1-4図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）



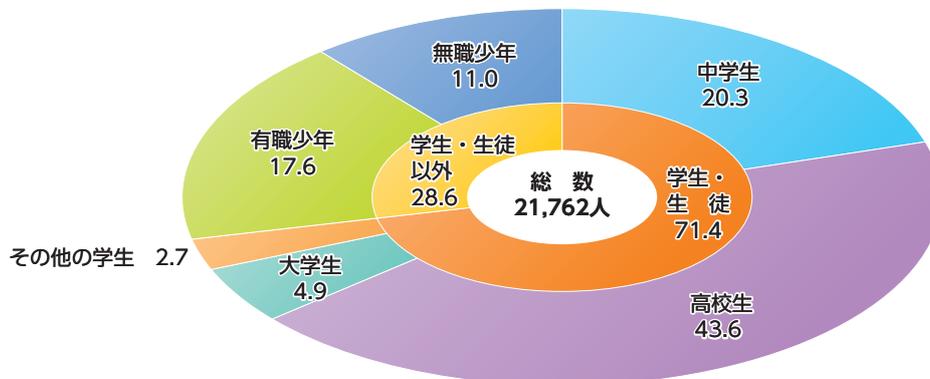
注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「男子人口比」は、14歳以上の男子少年10万人当たりの、「女子人口比」は、14歳以上の女子少年10万人当たりの、それぞれの刑法犯検挙人員である。

(3) 就学・就労状況

令和6年における犯罪少年による刑法犯の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、**3-1-1-5**図のとおりである。

3-1-1-5図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比

(令和6年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 4 触法少年の補導人員を含まない。

3 罪名別動向

令和6年における少年による刑法犯の検挙人員（男女別）及び少年比を罪名別に見ると、**3-1-1-6**表のとおりである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年と比べると、窃盗（元年比742人増）、傷害（同510人増）、暴行（同433人増）、器物損壊（同396人増）等、多くの罪名において検挙人員が増加している（令和2年版犯罪白書3-1-1-6表参照。検挙時に20歳以上であった者を除く罪名別検挙人員については、CD-ROM資料**3-3**及び**3-5**参照。触法少年の非行名別補導人員については、CD-ROM資料**3-4**参照）。なお、5年7月、性的姿態撮影等処罰法が施行されたことに留意が必要である（第1編第1章第2節4項及び第2編第1章1項（3）参照）。

特殊詐欺（第1編第1章第2節3項参照）による少年の検挙人員について見ると、令和6年は416人（前年比15人（3.5%）減）であり、特殊詐欺による検挙人員全体の18.3%を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別、男女別）

(令和6年)

罪 名	総 数		男 子	女 子	女子比	少年比
		(%)				
総 数	30,187	(100.0)	25,412	4,775	15.8	15.1
殺 人	59	(0.2)	46	13	22.0	6.4
強 盗	486	(1.6)	439	47	9.7	27.2
放 火	59	(0.2)	46	13	22.0	10.9
不同意性交等	357	(1.2)	354	3	0.8	11.4
暴 行	1,914	(6.3)	1,719	195	10.2	7.5
傷 害	2,915	(9.7)	2,648	267	9.2	14.0
恐 喝	479	(1.6)	433	46	9.6	33.7
窃 盗	15,648	(51.8)	12,329	3,319	21.2	16.9
詐 欺	902	(3.0)	706	196	21.7	10.0
横 領	2,012	(6.7)	1,811	201	10.0	18.5
遺失物等横領	1,989	(6.6)	1,794	195	9.8	20.8
不同意わいせつ	648	(2.1)	640	8	1.2	13.9
性的姿態撮影等処罰法	710	(2.4)	696	14	2.0	15.8
住 居 侵 入	1,113	(3.7)	1,026	87	7.8	30.3
器 物 損 壊	1,207	(4.0)	1,074	133	11.0	22.3
そ の 他	1,678	(5.6)	1,445	233	13.9	11.3

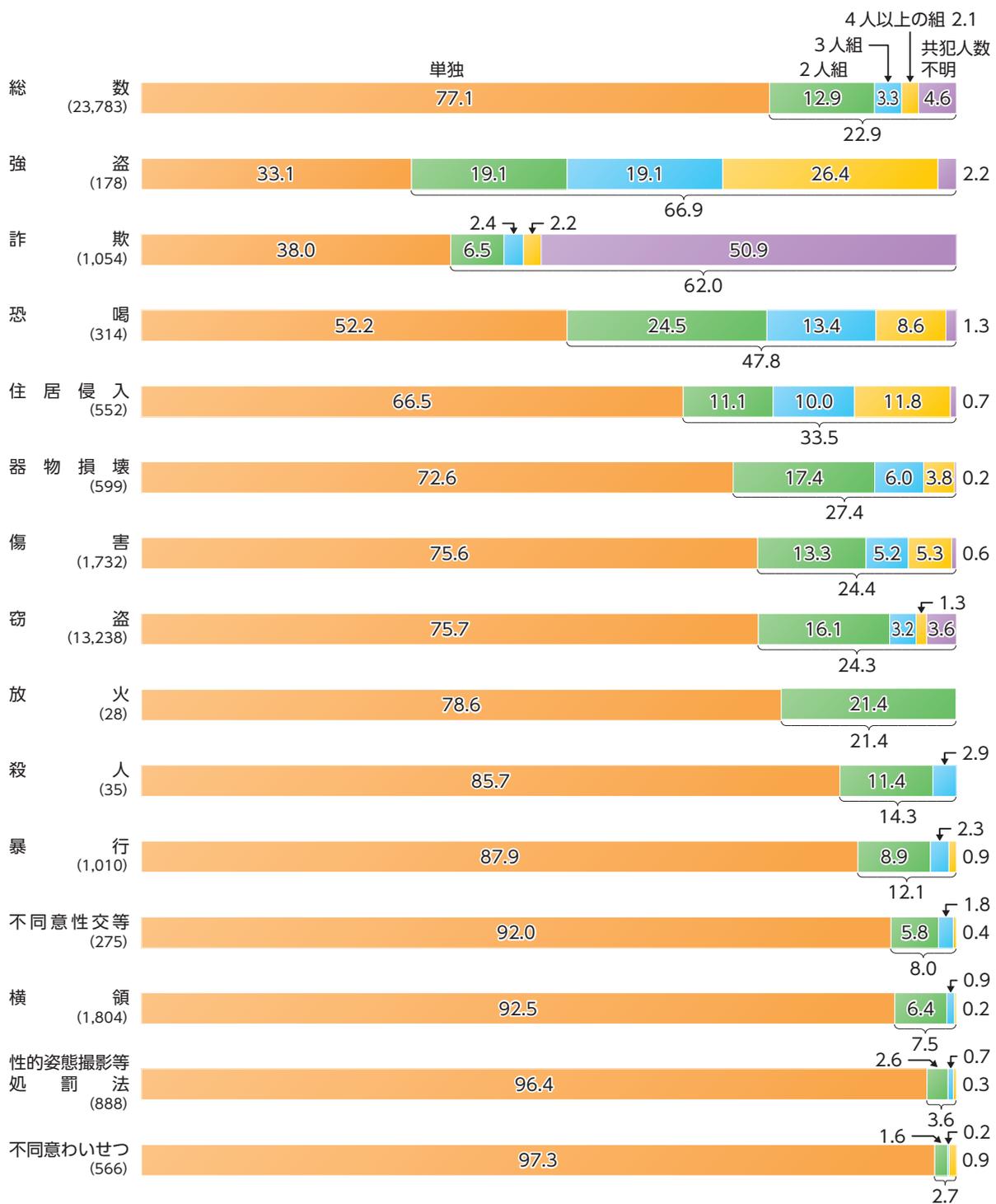
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。
 5 () 内は、構成比である。

4 共犯事件

令和6年における刑法犯の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）のうち、少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件）での共犯率（共犯による事件数（共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを含む。）の占める比率をいう）・共犯者数別構成比を主な罪名別に見ると、3-1-1-7図のとおりである。総数では、少年のみによる事件での共犯率は22.9%であり、20歳以上の者のみによる事件（20歳以上の者の単独犯又は20歳以上の者のみの共犯による事件）での共犯率（12.5%）と比べて高い（CD-ROM 参照）。

3-1-1-7図 少年のみによる刑法犯 検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比（罪名別）

(令和6年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 触法少年の補導件数を含まない。
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 5 「共犯人数不明」は、共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを計上している。
 6 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 7 () 内は、件数である。

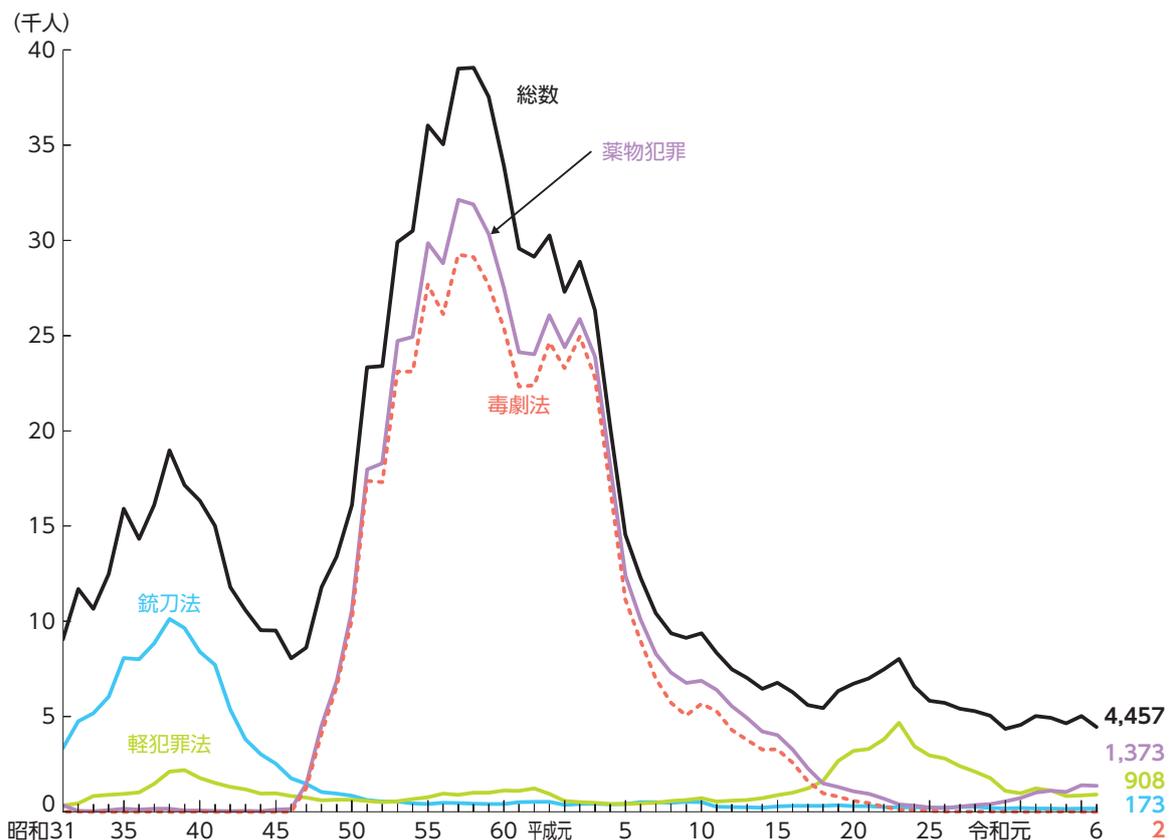
第2節 少年による特別法犯

1 検挙人員

犯罪少年による特別法犯（平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法（昭和22年法律第130号）違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（昭和31年以降）は、3-1-2-1図のとおりである（罪名別検挙人員については、CD-ROM資料3-6参照）。その総数は、38年（1万8,967人）と58年（3万9,062人）をピークとする大きな波が見られた後、平成3年から18年にかけて大きく減少した。19年以降は増減し、令和6年は4,457人（前年比11.4%減）であった。罪名別に見ると、薬物犯罪（覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。以下この節において同じ。）の人員は、昭和57年（3万2,129人）をピークとする大きな波が見られた後、平成26年（190人）を底として増加傾向にあったが、令和6年は1,373人（同2.0%減）であった。

3-1-2-1図 少年による特別法犯 検挙人員の推移

(昭和31年～令和6年)

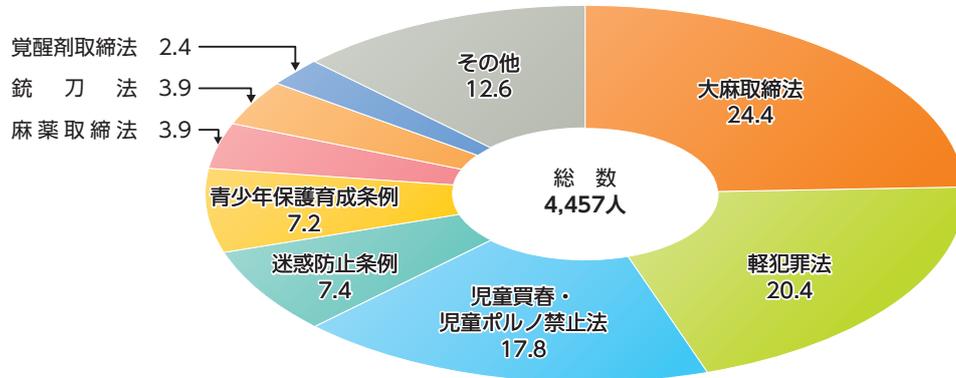


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法（令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。）、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。
 5 平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。

令和6年における犯罪少年による特別法犯の検挙人員の罪名別構成比は、3-1-2-2図のとおりである。

3-1-2-2図 少年による特別法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和6年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 交通法令違反を除く。
 5 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反及び大麻に係る麻薬取締法違反を含む。
 6 「麻薬取締法」は、大麻に係る麻薬取締法違反を除く。

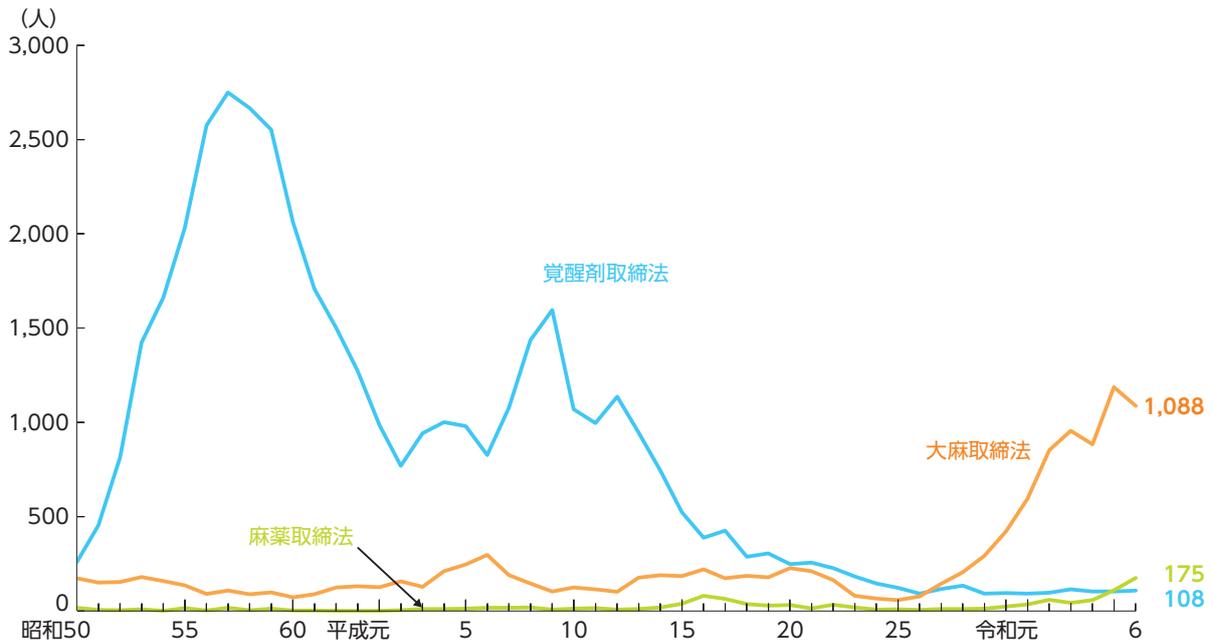
2 薬物犯罪

犯罪少年の薬物犯罪においては、昭和47年に毒劇法が改正されてシンナーの乱用行為等が犯罪とされた後、同法違反が圧倒的多数を占め、その検挙人員は、57年にピーク（2万9,254人）を迎え、その後は大きく減少し、令和6年は2人であった（3-1-2-1図及びCD-ROM資料3-6参照）。

犯罪少年による覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反（大麻取締法違反は、大麻に係る麻薬取締法違反を含み、麻薬取締法違反は、大麻に係る同法違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（昭和50年以降）は、3-1-2-3図のとおりである。覚醒剤取締法違反は、57年（2,750人）及び平成9年（1,596人）をピークとする波が見られた後、大きく減少し、27年からはおおむね横ばいであり、令和6年は108人（前年比4人増）であった。大麻取締法違反は、平成6年（297人）をピークとする波が見られた後、増減を繰り返していたが、26年から増加傾向にあり、27年以降は薬物犯罪の中で最多となり、令和6年は1,088人（同8.3%減）であった。麻薬取締法違反は、昭和50年以降、おおむね横ばいしないしわずかな増減を繰り返していたが、平成29年以降増加傾向にあり、令和6年は175人（同66人増）と、昭和31年以降で最多であった（CD-ROM資料3-6参照）。

3-1-2-3図 少年による覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

(昭和50年～令和6年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反及び大麻に係る大麻取締法違反を含む。
 5 「大麻取締法」は、大麻に係る大麻取締法違反を除く。

3 交通犯罪

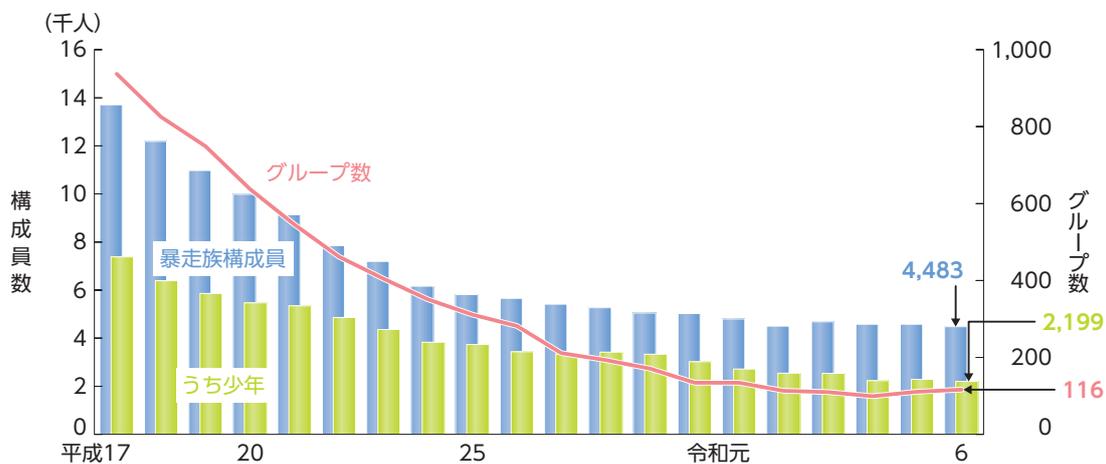
犯罪少年による道路交通法違反の取締件数（特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両等の運転によるものに限る。ただし、教唆・幫助犯は除く。）は、昭和60年に193万8,980件を記録した後、減少傾向が続き、令和6年は8万6,040件（前年比4.9%減）であった（警察庁交通局の資料による。）。

令和6年における犯罪少年による危険運転致死傷の検挙人員は64人（前年比7人増）であり、そのうち、致死事件の検挙人員は6人（同2人増）であった（警察庁の統計による。）。

暴走族の構成員数及びグループ数の推移（最近20年間）は、3-1-2-4図のとおりである。

3-1-2-4図 暴走族の構成員数・グループ数の推移

(平成17年～令和6年)

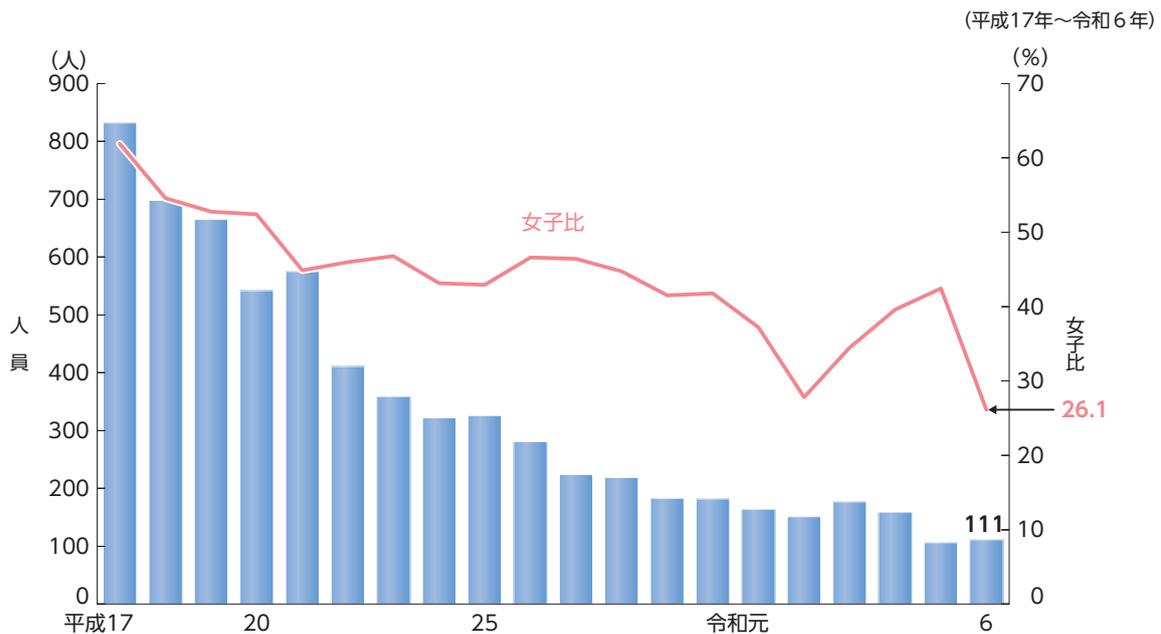


- 注 1 警察庁交通局の資料による。
 2 共同危険型暴走族（爆音を伴う暴走等を集団で行う暴走族をいう。）に限る。

第3節 ぐ犯少年

ぐ犯について、家庭裁判所終局処理人員及び女子比の推移（最近20年間）を見ると、3-1-3-1図のとおりである。令和6年におけるぐ犯の家庭裁判所終局処理人員（児童福祉法27条の3に規定する強制的措置許可申請を含み、所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。）は111人（前年比4.7%増）、女子比は26.1%であった。なお、令和3年法律第47号による少年法等の一部改正により、4年4月以降、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯がその対象から除外されたことに留意が必要である（同改正の詳細につき、本編第2章第1節1及び3項参照）。

3-1-3-1図 ぐ犯の家庭裁判所終局処理人員・女子比の推移



注 1 司法統計年報による。
2 児童福祉法27条の3に規定する強制的措置許可申請を含み、所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。

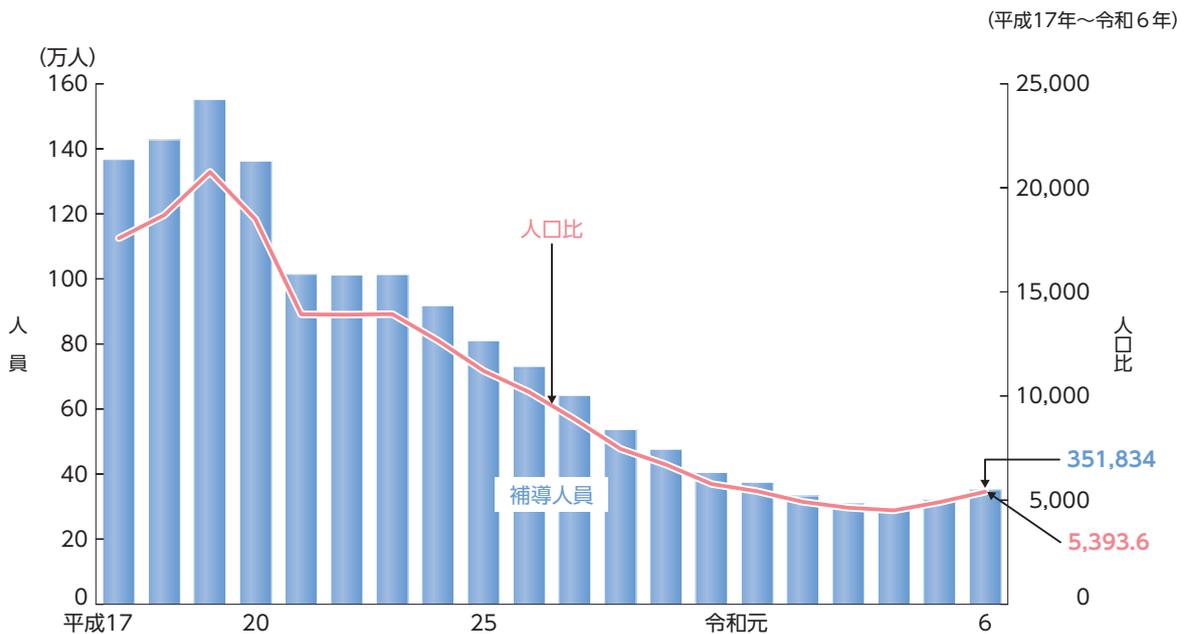
令和6年におけるぐ犯の家庭裁判所終局処理総人員について、少年法3条1項3号に規定されるぐ犯事由別に見ると、「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること」（同号イ）、「正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと」（同号ロ）、「犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入すること」（同号ハ）及び「自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること」（同号ニ）のうち、同号イ及びニのみに該当する者が25人で最も多かった。また、行為時の年齢別に見ると、14歳未満の者は20人であった（司法統計年報による。）。

第4節 不良行為少年

不良行為少年（犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。）の補導人員及び人口比の推移（最近20年間）を見ると、3-1-4-1図のとおりである。令和6年における補導人員は35万1,834人（前年比9.4%増）、人口比は5,393.6（同492.4上昇）であった。

また、令和6年における補導人員を態様別に見ると、深夜はいかい18万1,791人（51.7%）、喫煙11万6,564人（33.1%）の順に多く、この2態様で補導人員総数の約8割を占めた（警察庁生活安全局の資料による。）。

3-1-4-1図 不良行為少年 補導人員・人口比の推移



注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。

注 2 「不良行為少年」は、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

注 3 「人口比」は、14歳以上の少年10万人当たりの補導人員である。

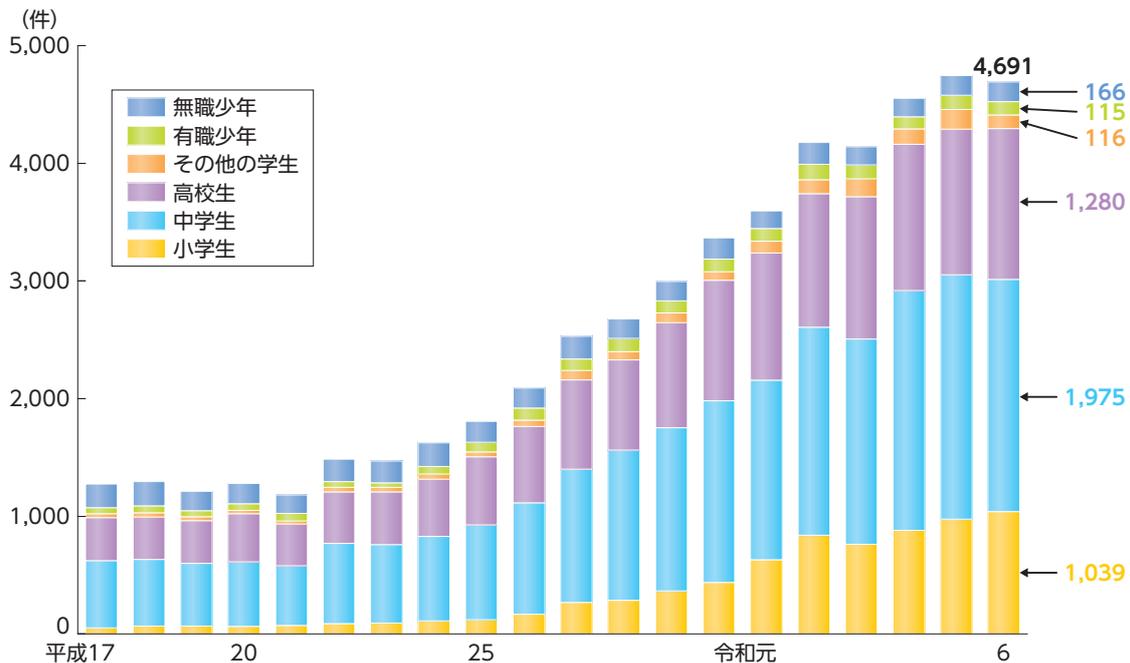
第5節 家庭と学校における非行

1 家庭内暴力

少年による家庭内暴力事案の認知件数の推移（最近20年間）を就学・就労状況別に見ると、**3-1-5-1図**のとおりである。認知件数の総数は、平成24年から増加傾向にあったが、令和6年は減少し、4,691件（前年比1.1%減）であった。特に、近年、小学生が大きく増加しており、6年は、平成17年（53件）の約20倍である1,039件（同6.6%増）であった。

3-1-5-1図 少年による家庭内暴力 認知件数の推移（就学・就労状況別）

（平成17年～令和6年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 行為時の就学・就労状況による。
 3 一つの事案に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
 4 「その他の学生」は、大学生、専修学校生等である。

令和6年における家庭内暴力事案の対象を見ると、母親が2,714件と最も多く、次いで、父親641件、兄弟姉妹466件、同居の親族193件の順であり、家財道具等が650件であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 校内暴力

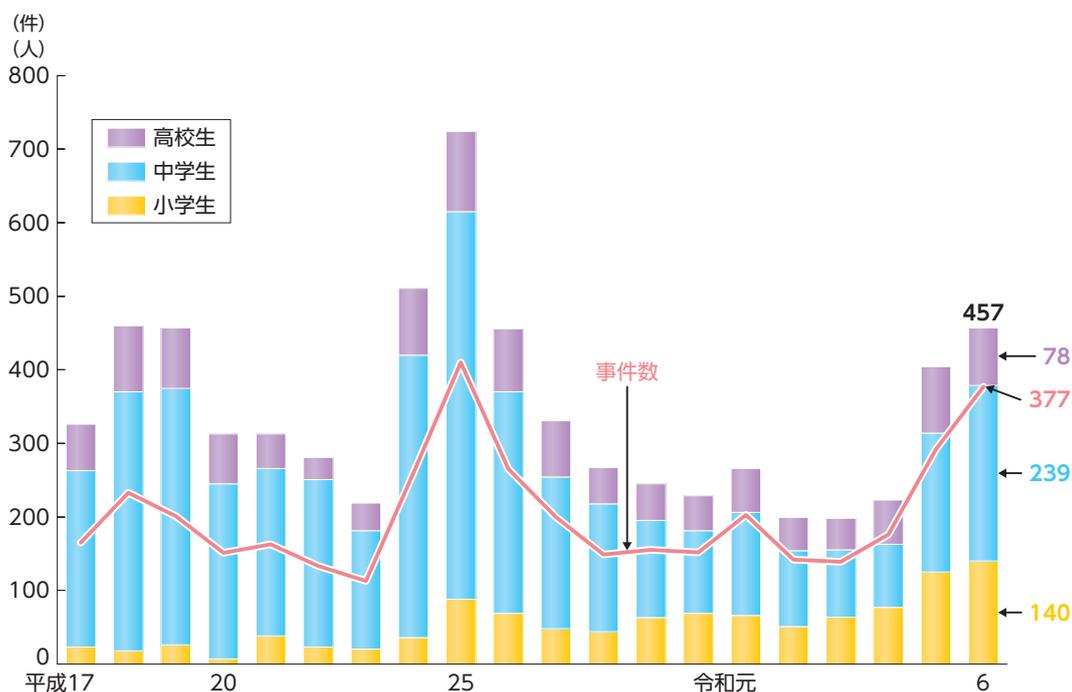
校内暴力事件の事件数及び検挙（補導）人員について見ると、事件数は昭和58年に2,125件を、検挙（補導）人員は56年に1万468人を、それぞれ記録した後は大きく減少し、その後の増減を経て、平成26年以降減少し続けていたが、令和3年以降は増加し続けており、6年はそれぞれ923件（前年比17.7%増）、997人（同17.0%増）であった。検挙（補導）された者の就学状況を見ると、6年は、中学生が557人（同20.8%増）、小学生が295人（同10.5%増）、高校生が145人（同16.9%増）であった。総数に占める中学生の構成比は、昭和57年以降9割前後を占めていたが、平成26年以降低下傾向にあり、令和6年は55.9%であった。また、小学生の補導人員は、平成24年から増加傾向にあり、28年以降は高校生の検挙人員を上回っている（警察庁生活安全局の資料による。）。

3 いじめ

警察において取り扱ったいじめに起因する事件の事件数及び検挙（補導）人員の推移（最近20年間）を見ると、3-1-5-2図のとおりである。事件数及び検挙（補導）人員は、昭和60年に638件、1,950人を記録して以降、63年の97件、279人まで大きく減少し、平成25年に元年以降のピーク（410件、724人）を迎えた後、令和3年の139件、198人まで減少したが、4年以降増加しており、6年は377件（前年比29.1%増）、457人（同13.1%増）であった（CD-ROM参照）。

3-1-5-2図 いじめに起因する事件 事件数・検挙（補導）人員の推移

（平成17年～令和6年）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。

注 2 「いじめに起因する事件」とは、いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

第2章

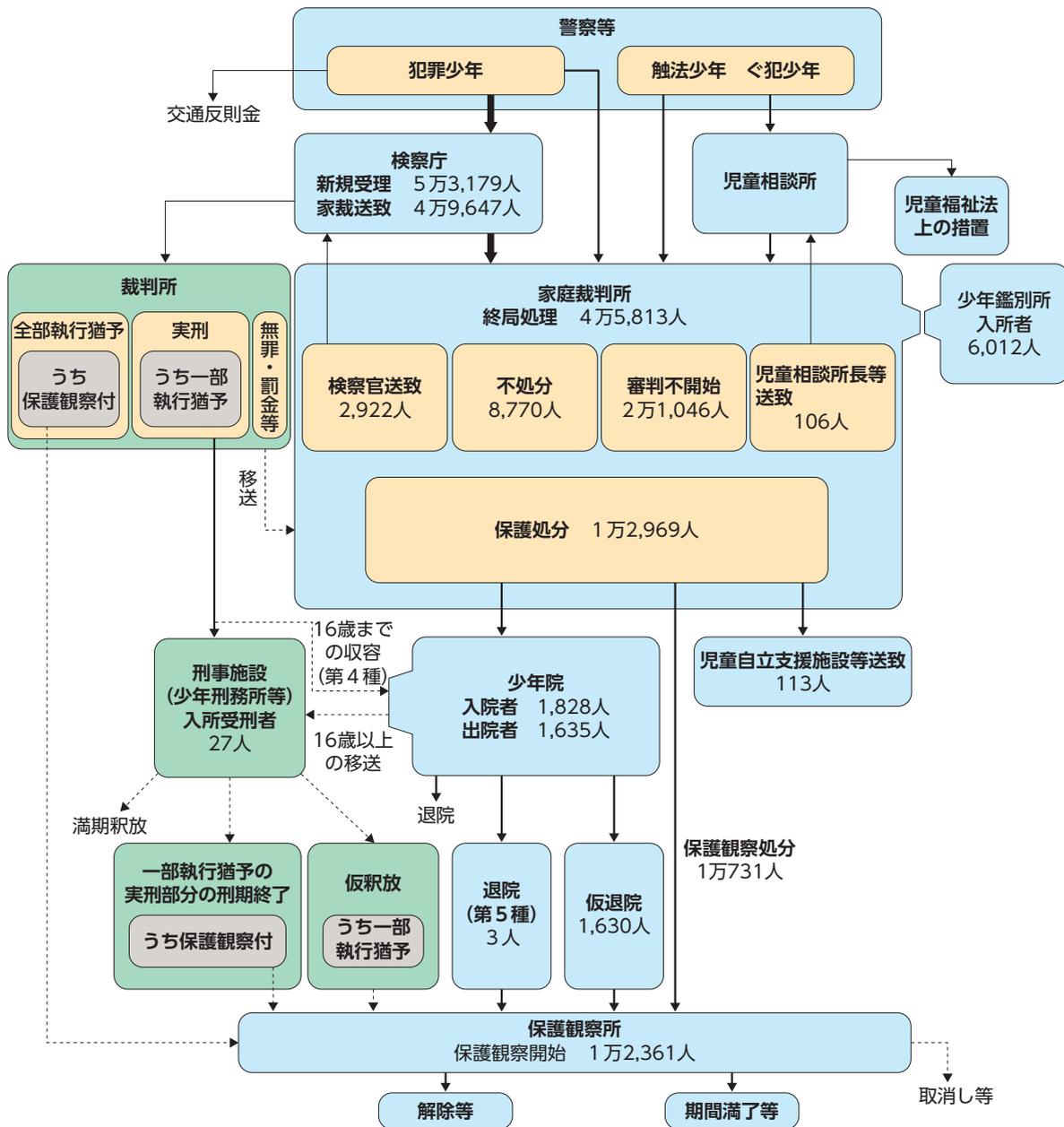
非行少年の処遇

第1節 概要

非行少年に対する手続の流れは、3-2-1-1図のとおりである（少年に対する刑事処分に係る手続（同図の緑色部分）については、本編第3章参照）。

3-2-1-1図 非行少年処遇の概要

(令和6年)



注 1 検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報、少年矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。

1 少年法等の改正について

令和3年5月、**少年法等の一部を改正する法律**（令和3年法律第47号。以下この編において「改正法」という。）が成立し、4年4月から施行された。改正法は、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になった一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であることなどに鑑み、18・19歳の者が罪を犯した場合に、その立場に応じた取扱いとするため、少年法を改正し、これらの者を「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めるなど、所要の規定を整備したものである。

具体的には、18歳以上の少年を**特定少年**と呼称することとした上で、①家庭裁判所が検察官に送致できる事件に、罰金以下の刑に当たる事件も含め、また、家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件の範囲を拡大し、②保護処分は、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないこととするとともに、ぐ犯をその対象から除外するなどの規定の整備が行われた（本節3項及び4項参照）。また、③特定少年について、刑事事件の特例に関する規定のうち、不定期刑、換刑処分（労役場留置の言渡し）の禁止の規定等を適用しないものとするなどの規定が設けられ（本編第3章第1節1項参照）、さらに、特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する規定を適用しないこととされた。

また、改正法により、更生保護法が改正され、前記②の保護処分に係る保護観察に付された特定少年を保護観察処分少年（本章第5節2項（1）参照）に加えるなどの規定の整備が行われた。

さらに、改正法により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第5種を追加する（本章第4節3項参照）などの規定の整備が行われた。

2 家庭裁判所送致までの手続の流れ

（1）犯罪少年

警察等は、少年（特定少年を除く。）の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、罰金以下の刑に当たる犯罪の被疑事件は家庭裁判所に送致し、それ以外の刑に当たる犯罪の被疑事件は検察官に送致する。特定少年の被疑事件については、警察等は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、罰金以下の刑に当たる犯罪も含めて、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、検察官に送致する。

検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、事件を家庭裁判所に送致する。検察官は、少年が既に満20歳に達している場合や、犯罪の嫌疑がなく、家庭裁判所の審判に付すべき事由もない場合などを除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

（2）触法少年及びぐ犯少年

触法少年及び14歳未満のぐ犯少年については、家庭裁判所は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、審判に付することができる。

14歳以上のぐ犯少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。ただし、警察官又は保護者は、ぐ犯少年について、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に委ねるのが適当であると認めるときは、児童相談所に通告することができる。

警察官は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者が発見した場合に、事件の調査をすることができるが、その結果、少年の行為が、一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料する場合又は家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料する場合には、事件を児童相談

所長に送致しなければならない。都道府県知事又は児童相談所長は、送致を受けた少年のうち一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れる行為を行った触法少年については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならない。それ以外の少年についても、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められた場合は、家庭裁判所に送致する。

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を発見した者は、これを都道府県等の福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。都道府県知事又は児童相談所長は、この通告を受けた触法少年及び14歳未満のぐ犯少年について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められた場合には、家庭裁判所に送致する。

3 家庭裁判所における手続の流れ

(1) 家庭裁判所の調査

家庭裁判所は、検察官等から事件の送致等を受けたときは、事件について調査しなければならない。家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。

(2) 少年鑑別所の鑑別

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、観護措置の決定により、少年を少年鑑別所に送致する。この場合、少年鑑別所は、送致された少年を収容して、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づいて、収容審判鑑別を行うとともに、必要な観護処遇を行う。

(3) 家庭裁判所の審判等

家庭裁判所は、調査の結果に基づき、審判不開始、審判開始等の決定をする。

少年やその保護者等は、付添人を選任することができるが、弁護士以外の者を選任するには、家庭裁判所の許可を要する。

審判は、非公開で行われるが、家庭裁判所は、一定の重大事件の被害者等から審判の傍聴の申出があった場合、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、傍聴を許すことができる（第6編第2章第1節6項参照）。

また、家庭裁判所は、犯罪少年の一定の重大犯罪に係る事件において、その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができる。家庭裁判所は、この場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人（国選付添人）を付さなければならない。

他方、家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官に直接観察させる試験観察に付することができる。

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分を付することができず、又はその必要がないと認めるときは、不処分の決定をする。他方、調査又は審判の結果、児童福祉法上の措置を相当と認めるときは、事件を都道府県知事又は児童相談所長に送致し、本人が20歳以上であることが判明したときは、事件を検察官に送致する。また、調査又は審判の結果、拘禁刑以上に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致する。ただし、特定少年については、検察官送致決定の対象となる事件は限定されず、罰金刑以下の刑に当たる罪の事件も対象になる。そして、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって犯行時に16歳以上の少年に係るものについては、原則として事件を検察官に送致しなければならない。また、死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる罪の事件であって犯行時に特定少年に係るもの及び選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件であって犯行時に特定少年に係るものについては、原則として事件を検察官に送致しなければならない（いわゆる**原則逆送**）。事件の送致を受けた検察官は、原則として当該事件を起訴しなければならない。家庭裁判所は、これらの場合以外は、**保護処分**をしなければならない。保護観察、児

童自立支援施設・児童養護施設送致（18歳未満の少年に限る。）又は少年院送致（おおむね12歳以上の少年に限る。）のいずれかの決定を行う。

特定少年に対する保護処分については、特例が設けられている。具体的には、ぐ犯を理由として保護処分をすることができず、保護処分をするときは、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、6月の保護観察、2年の保護観察又は少年院送致のいずれかをしなければならない（罰金以下の刑に当たる罪の事件については、6月の保護観察に限る。）。2年の保護観察においては、保護観察の遵守事項に違反した場合に、一定の要件の下で少年院に収容することができ、その場合に収容することができる期間は、裁判所が、保護観察の決定と同時に、1年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して定める。また、少年院送致の決定をするときは、その決定と同時に、3年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して収容する期間を定める。

少年、その法定代理人又は付添人は、保護処分の決定に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、高等裁判所に抗告をすることができる。他方、検察官は、検察官関与の決定があった事件について、保護処分に付きしない決定又は保護処分の決定に対し、非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。

4 保護処分に係る手続の流れ

(1) 家庭裁判所の決定による保護観察

家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年は、保護観察官又は保護司から、改善更生のために必要な指導監督及び補導援護を受ける。

保護観察に付された者（特定少年を除く。）の保護観察期間は、原則として20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間）又は保護観察が解除されるまでである（特定少年の保護観察期間については本節3項（3）、保護観察の概要については本章第5節をそれぞれ参照）。

(2) 児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定を受けた少年は、児童福祉法による施設である児童自立支援施設又は児童養護施設に入所措置される。

(3) 少年院収容と仮退院後の保護観察

家庭裁判所の決定により少年院送致とされた少年（以下（3）において、家庭裁判所の決定により少年院送致とされ、少年院に収容された者を「在院者」という。）は、少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受ける。

在院者（特定少年を除く。）の収容期間は、原則として20歳に達するまでであるが、家庭裁判所は、一定の場合には、少年院の長の申請により、23歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定をする。さらに、家庭裁判所は、在院者の精神に著しい障害があり、医療に関する専門的知識及び技術を踏まえて矯正教育を継続して行うことが特に必要な場合には、少年院の長の申請により、26歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定を行い、同決定を受けた在院者は、第3種の指定を受けた少年院に収容される（特定少年の収容期間については本節3項（3）、少年院処遇の概要については本章第4節3項をそれぞれ参照）。

他方、在院者については、生活環境の調整を行い、地方更生保護委員会の決定により、収容期間の満了前に**仮退院**を許される（第5種少年院に収容された者を除く。第2編第5章第2節1項参照）ことがある。この場合、仮退院を許された者は、仮退院の期間中、保護観察に付される。

第2節 検察・裁判

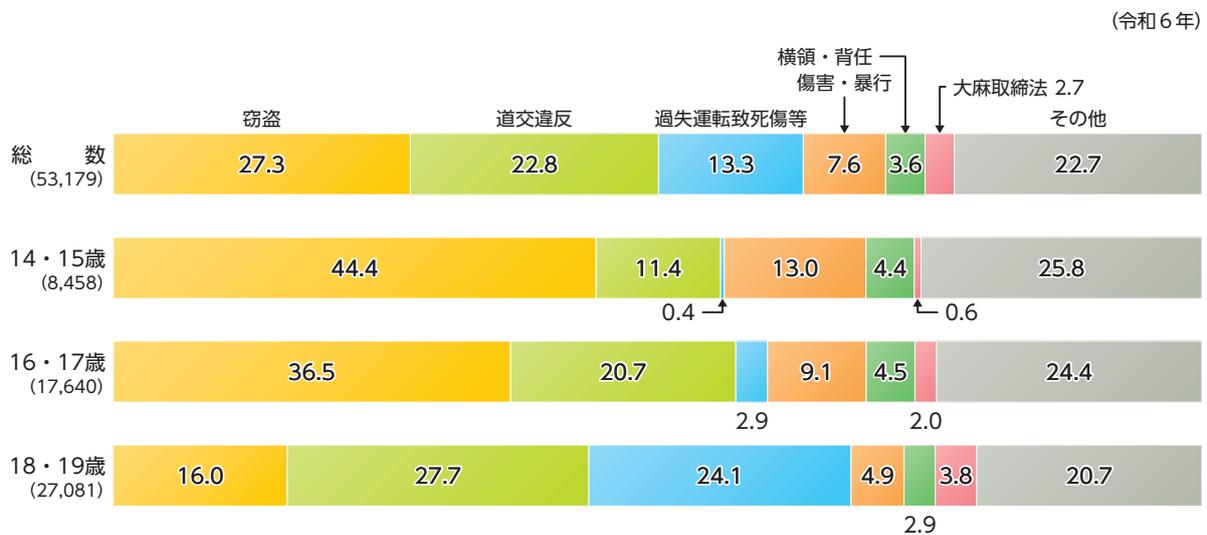
1 検察（家庭裁判所送致まで）

（1）受理状況

令和6年における犯罪少年の検察庁新規受理人員は、5万3,179人（少年比6.8%）であった。その内訳は、刑法犯が2万9,269人（同13.8%）、過失運転致死傷等が7,070人（同2.6%）、特別法犯が1万6,840人（同5.8%）であり、道交違反を除いた特別法犯は4,723人（同5.8%）であった（検察統計年報による。）。

3-2-2-1図は、令和6年における犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比を年齢層別に見たものである。犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比の推移については、CD-ROM資料3-7参照。

3-2-2-1図 犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比（年齢層別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 受理時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 5 () 内は、人員である。

（2）家庭裁判所への送致

検察官は、少年事件を家庭裁判所に送致するとき、どのような処分が相当であるかについて意見を付けることができる。令和6年における家庭裁判所の終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち18・19歳の少年（9,724人）について、検察官が刑事処分相当との意見を付けた割合は7.1%、家庭裁判所が検察官送致（刑事処分相当）の決定をした割合は7.1%であった（法務省刑事局の資料による。）。検察官処遇意見等の状況については、CD-ROM資料3-8参照。

2 家庭裁判所

(1) 受理状況

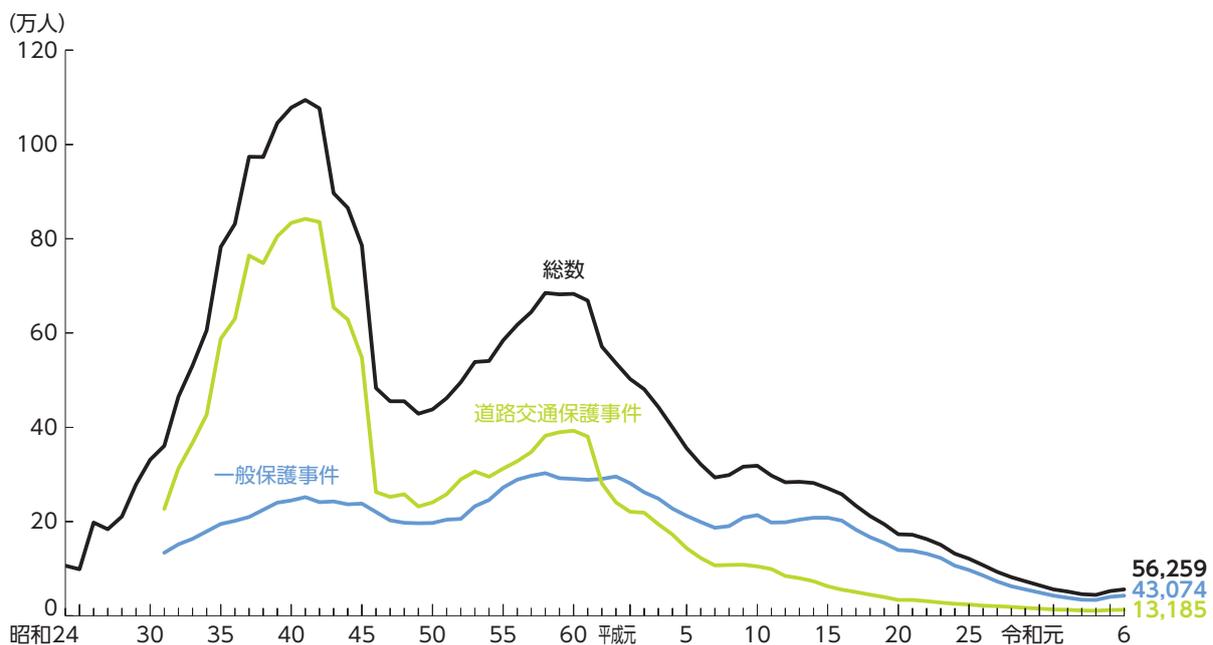
少年保護事件の家庭裁判所新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、**3-2-2-2図**のとおりである。

一般保護事件（道交違反に係るもの以外の少年保護事件）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和58年をピークとして減少傾向にあったが、令和5年から2年連続で増加し、6年は4万3,074人（前年比7.0%増）であった。

道路交通保護事件（道交違反に係る少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和45年の交通反則通告制度の少年への適用拡大、62年の同制度の反則行為の拡大により急減した後、減少傾向にあったものの、令和5年から2年連続で増加し、6年は1万3,185人（前年比6.4%増）であった。

3-2-2-2図 少年保護事件 家庭裁判所新規受理人員の推移

(昭和24年～令和6年)



注 1 司法統計年報による。

2 内数である一般保護事件と道路交通保護事件の区分については、統計の存在する昭和31年以降の数値を示した。

3 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。

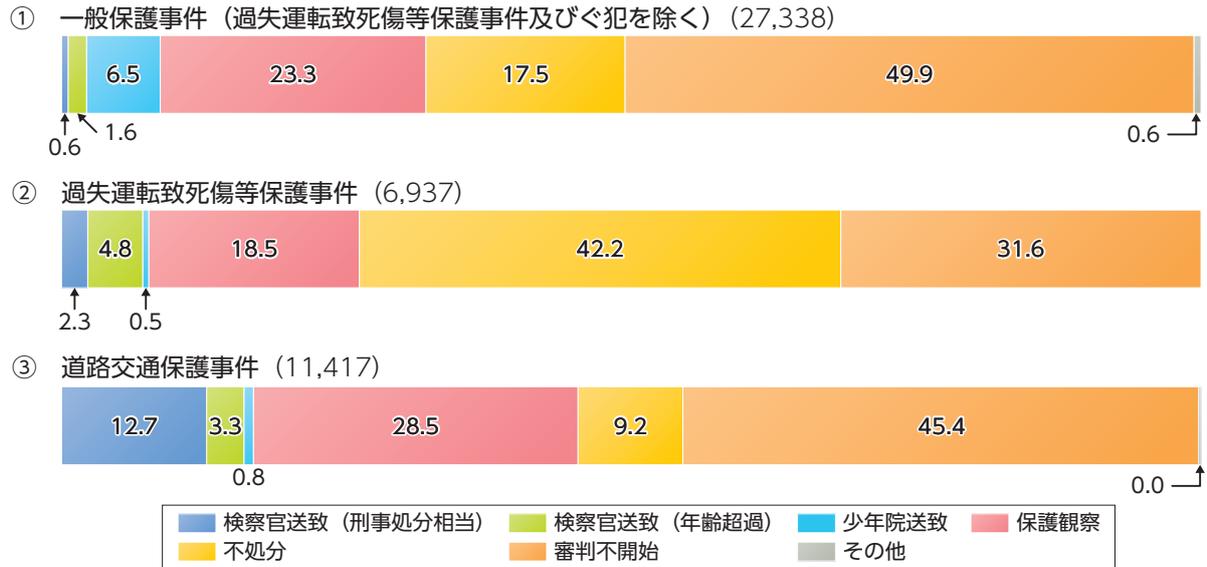
(2) 処理状況

ア 終局処理の概要

令和6年における少年保護事件について、①一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐ犯を除く。）、②過失運転致死傷等保護事件（過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件）、③道路交通保護事件の別に、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、3-2-2-3図のとおりである（処理区分別・非行名別の終局処理人員については、CD-ROM 資料3-9参照）。

3-2-2-3図 少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比

(令和6年)



注 1 司法統計年報による。
 2 「一般保護事件」は、児童福祉法27条の3に規定する強制的措置許可申請を含まない。
 3 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。
 4 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。
 5 「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致である。
 6 ()内は、実人員である。

イ 保護処分に付された特定少年の処理状況

令和6年における保護処分に付された特定少年の家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、3-2-2-4図のとおりである（特定少年の保護観察期間については本章第1節3項（3）、保護観察の概要については本章第5節をそれぞれ参照）。なお、家庭裁判所は、特定少年に対して少年院送致の保護処分をするとき、その決定と同時に、3年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して収容期間を定めるところ（本章第1節3項（3）参照）、6年における少年保護事件の終局処理人員のうち少年院に送致された特定少年815人について、収容期間の上限が1年以下であった者は19人（2.3%）、1年を超え2年以下であった者は591人（72.5%）、2年を超え3年以下であった者は205人（25.2%）であった（司法統計年報による。）。

3-2-2-4図 保護処分が付された特定少年の家庭裁判所終局処理区分別構成比

(令和6年)

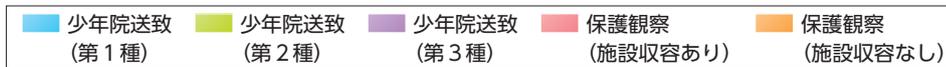
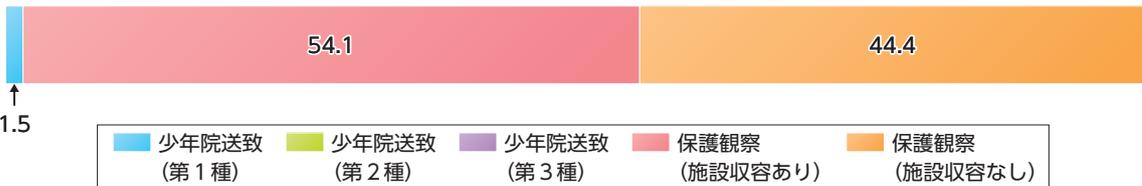
① 一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件を除く）(3,480)



② 過失運転致死傷等保護事件 (1,173)



③ 道路交通保護事件 (2,100)



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。
 3 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。
 4 「保護観察（施設収容あり）」は、少年法64条1項2号の決定があった者であり、「保護観察（施設収容なし）」は、同項1号の決定があった者である。
 5 ()内は、実人員である。

ウ 原則逆送事件の処理状況

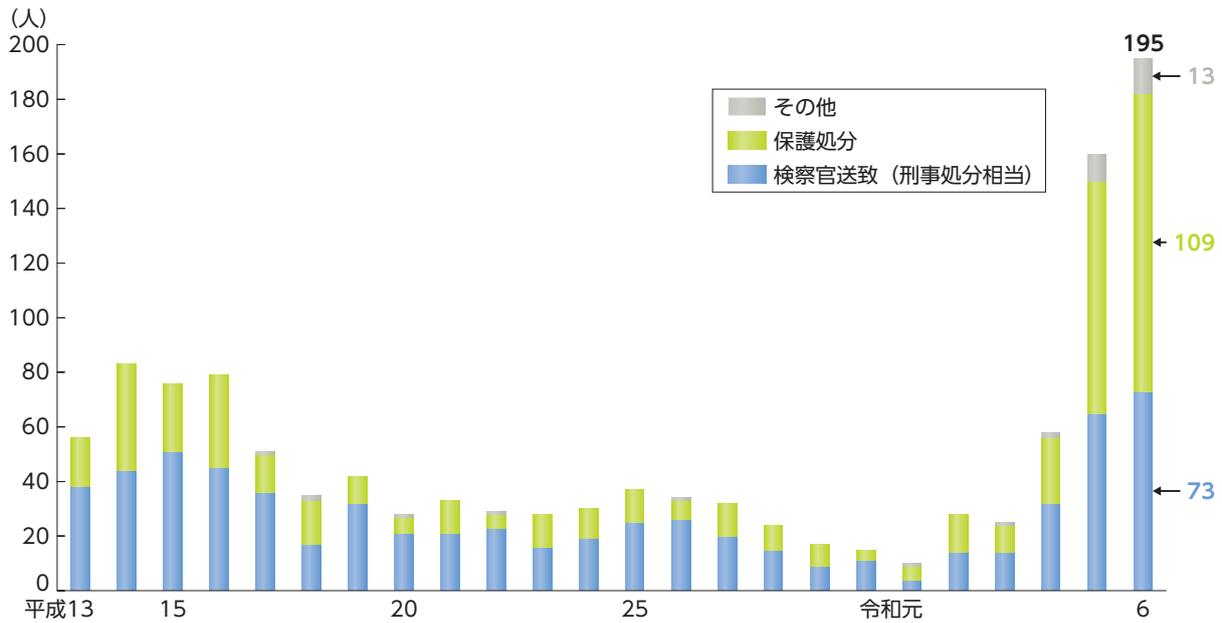
故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、犯行時16歳以上の少年に係るもの（以下この節において「故意致死」という。）及び死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる罪の事件（ただし、故意致死に該当する事件を除く。）であって、犯行時特定少年に係るもの（以下この節において「短期1年以上の罪」という。）については、家庭裁判所は、原則として検察官に送致しなければならないが、これらに該当する原則逆送事件の終局処理人員（年齢超過による検察官送致を除く。以下ウにおいて同じ。）の推移（原則逆送制度が開始された平成13年以降）は、3-2-2-5図①のとおりである。14年（83人）のピーク後は、減少傾向にあったが、原則逆送事件の対象が拡大した令和4年から増加に転じている。6年は、195人（前年比21.9%増）であり、前年と比べて検察官送致（刑事処分相当）は8人、保護処分は24人、それぞれ増加した（改正法及び家庭裁判所における手続の詳細については、それぞれ本章第1節1、3項参照）。

令和6年における原則逆送事件の家庭裁判所終局処理人員を処理区分別及び特定少年・特定少年以外の少年の別に見ると、3-2-2-5図②のとおりであり、特定少年は、検察官送致（刑事処分相当）73人、保護処分109人、その他13人であったのに対し、特定少年以外の少年は、いずれも0人であった。

3-2-2-5図 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員の推移（処理区分別）

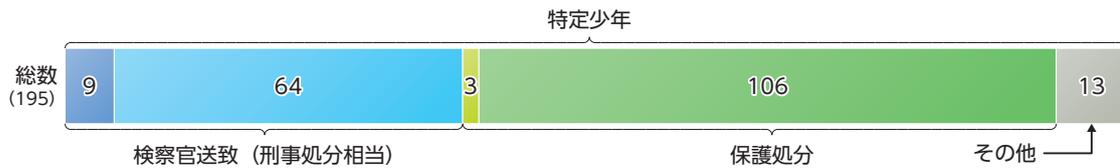
① 総数の推移

(平成13年～令和6年)



② 特定少年・特定少年以外の少年の別

(令和6年)



- 注 1 最高裁判所事務総局の資料及び司法統計年報による。
 2 年齢超過による検察官送致を除く。
 3 「その他」は、不処分及び審判不開始である。
 4 ①について、平成13年は、原則逆送制度が開始された同年4月1日以降の人員である。
 5 ①について、令和4年3月31日以前は、少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 6 ①について、令和4年4月1日以降は、特定少年の短期1年以上の罪（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るもの）による事件を含む。
 7 ②について、「故意致死」は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものをいう。
 8 ②について、特定少年以外の少年は、令和6年はいなかった。

令和6年における原則逆送事件の家庭裁判所終局処理人員を故意致死に該当する事件と短期1年以上の罪に該当する事件に分け、罪名別及び処理区分別に見ると、3-2-2-6表のとおりである。

3-2-2-6表 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和6年)

① 故意致死（特定少年及び特定少年以外の少年）

罪名	終局処理人員	検察官送致 (刑事処分相当)	保護処分	少年院送致			保護観察	施設収容		不処分	審判不開始
				第1種少年院	第2種少年院	第3種少年院		施設収容あり	施設収容なし		
総数	12 (12)	9 (9)	3 (3)	-	-	-	3 (3)	(3)	(-)	-	-
殺人	4 (4)	3 (3)	1 (1)	-	-	-	1 (1)	(1)	(-)	-	-
傷害致死	4 (4)	2 (2)	2 (2)	-	-	-	2 (2)	(2)	(-)	-	-
強盗致死	1 (1)	1 (1)	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	-
危険運転致死	3 (3)	3 (3)	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	-

② 短期1年以上の罪（特定少年）

罪名	終局処理人員	検察官送致 (刑事処分相当)	保護処分	少年院送致			保護観察		不処分	審判不開始
				第1種少年院	第2種少年院	第3種少年院	施設収容あり	施設収容なし		
総数	183	64	106	58	-	4	44	-	8	5
放火	7	1	5	1	-	2	2	-	1	-
偽造	10	1	3	-	-	-	3	-	3	3
不同意わいせつ致傷	5	1	4	2	-	-	2	-	-	-
不同意性交等	60	24	33	13	-	-	20	-	2	1
不同意性交等致傷	2	1	1	-	-	-	1	-	-	-
殺人未遂	3	-	3	2	-	1	-	-	-	-
営利目的等略取及び誘拐	3	-	3	-	-	-	3	-	-	-
強盗	22	4	17	14	-	-	3	-	1	-
強盗致傷	51	23	27	20	-	1	6	-	1	-
覚醒剤取締法	7	6	1	1	-	-	-	-	-	-
麻薬取締法	9	2	6	4	-	-	2	-	-	1
その他	4	1	3	1	-	-	2	-	-	-

注 1 最高裁判所事務総局の資料及び司法統計年報による。
 2 「故意致死」は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものをいう。
 3 「短期1年以上の罪」は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るものをいい、「故意致死」に該当するものを除く。
 4 年齢超過による検察官送致を除く。
 5 「保護観察」のうち、「施設収容あり」は、少年法64条1項2号の決定があった者であり、「施設収容なし」は、同項1号の決定があった者である。
 6 「殺人」は、既遂に限る。
 7 「不同意性交等」及び「強盗」は、結果的加重犯を含まない。
 8 ①について、()内は、特定少年の人員であり、内数である。

第3節 少年鑑別所

1 概説

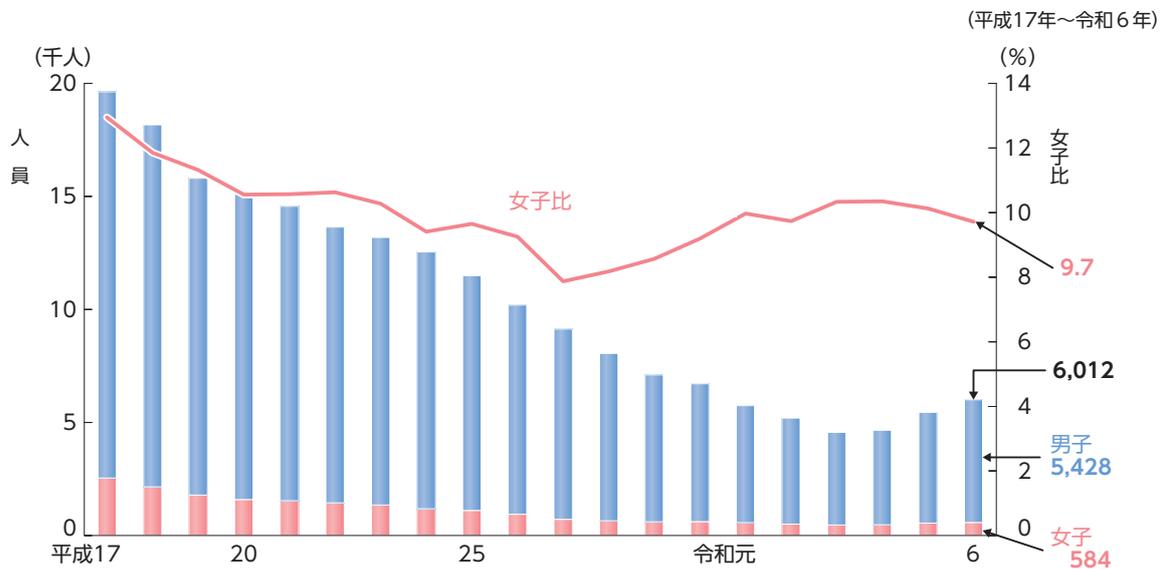
少年鑑別所の業務は、①鑑別対象者の鑑別を実施すること、②法令の規定により少年鑑別所に収容すべきこととされる者等を収容し、観護処遇を実施すること、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を実施することである。少年鑑別所は、令和7年4月1日現在、全国に52庁（分所8庁を含む。）が設置されている。

2 入所・退所の状況

(1) 入所人員の推移

少年鑑別所の入所者（観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。）の人員（男女別）及び女子比の推移（最近20年間）は、3-2-3-1図のとおりである。その人員は、平成8年から増加し、15年（2万3,063人）に昭和45年以降最多を記録した後、18年連続で減少していたが、令和4年から3年連続で増加し、6年は6,012人（前年比10.3%増）であった（CD-ROM資料3-10参照）。同年におけるその人員の主な内訳は、観護措置による者が87.0%、勾留に代わる観護措置による者が7.0%であった（少年矯正統計年報による。）。

3-2-3-1図 少年鑑別所入所者の人員（男女別）・女子比の推移



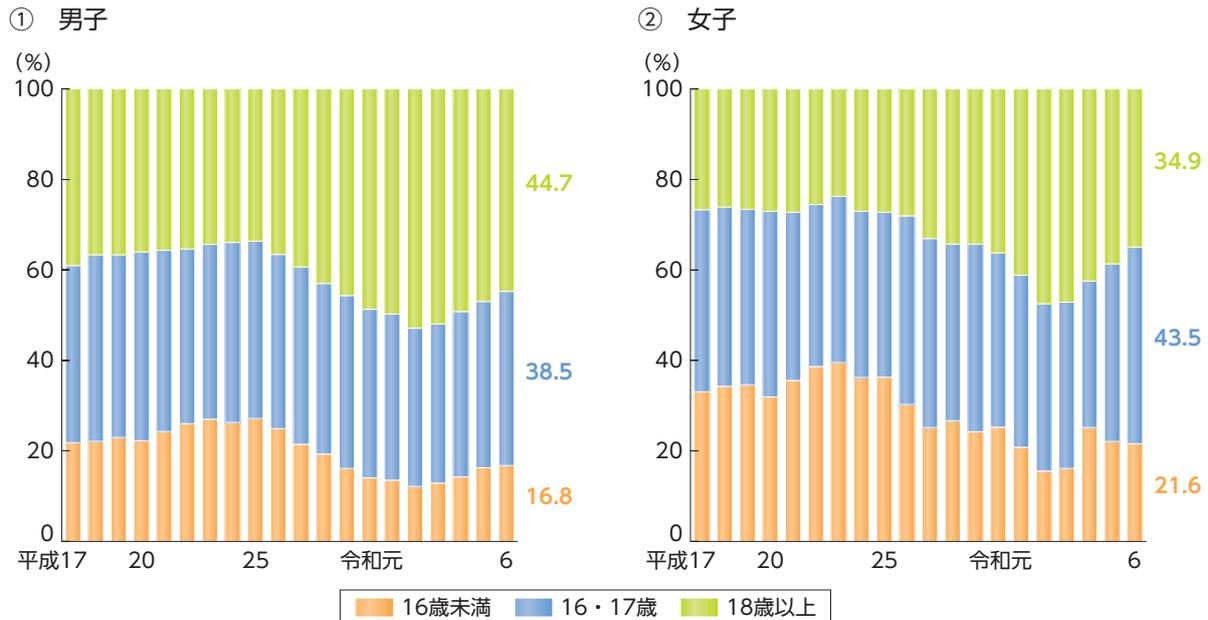
注 1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
2 「入所者」は、観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。

(2) 被收容者の特徴

3-2-3-2図は、少年鑑別所被收容者（観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。以下同じ。）の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである。年齢層の区分において、最も高い区分を「18歳以上」としているのは、退所時に20歳に達している者がいることによる（以下（2）において同じ。）。

3-2-3-2図 少年鑑別所被收容者の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成17年～令和6年)

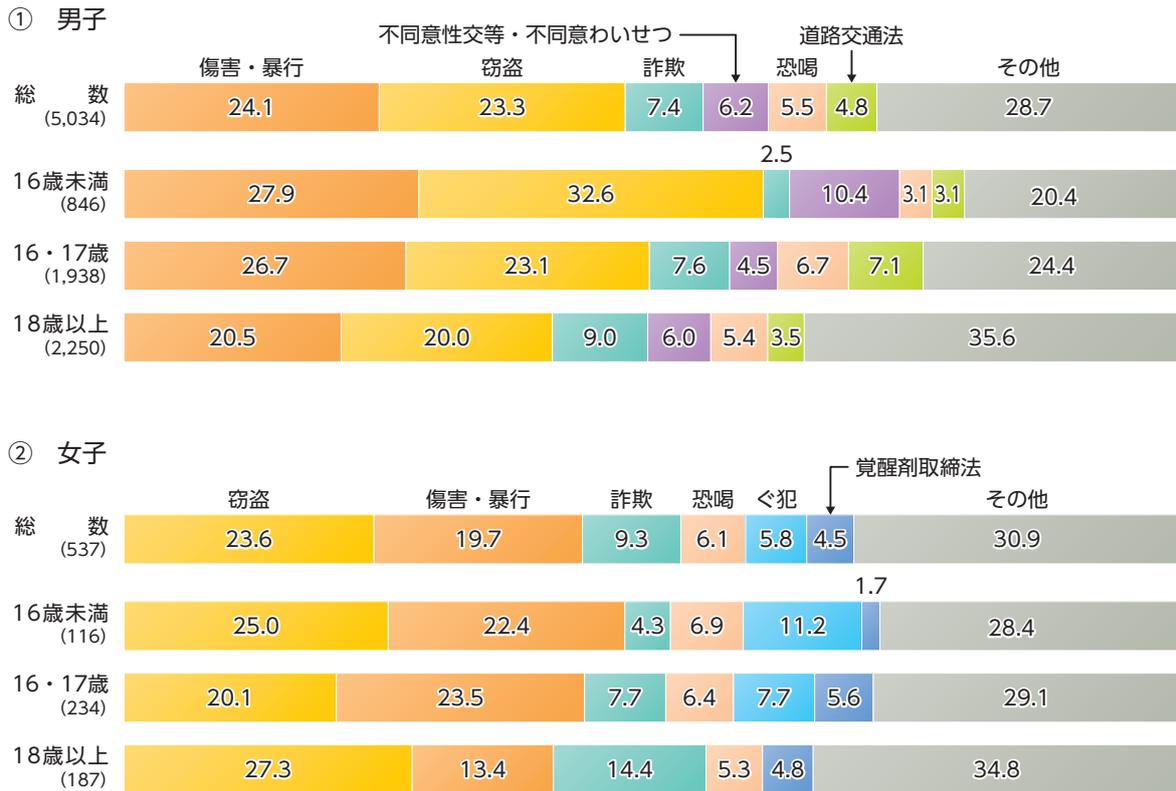


注 1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。

3-2-3-3図は、令和6年における少年鑑別所被收容者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子は、16歳未満では窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行の順であり、16・17歳及び18歳以上では、傷害・暴行が最も高く、次いで、窃盗の順であった。また、ぐ犯及び覚醒剤取締法違反の構成比が、女子と比べて顕著に低かった（男子におけるぐ犯は1.4%、覚醒剤取締法違反は0.8%。CD-ROM参照）。女子は、16歳未満及び18歳以上では、窃盗の構成比が最も高く、次いで、16歳未満では傷害・暴行、18歳以上では詐欺の順であり、16・17歳では、傷害・暴行が最も高く、次いで、窃盗の順であった。男女共に年齢層が上がるにつれて、詐欺の構成比が高くなっている。なお、4年4月以降、特定少年については、ぐ犯を理由として保護処分をすることができなくなったことについて留意が必要である。

3-2-3-3図 少年鑑別所被收容者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

（令和6年）



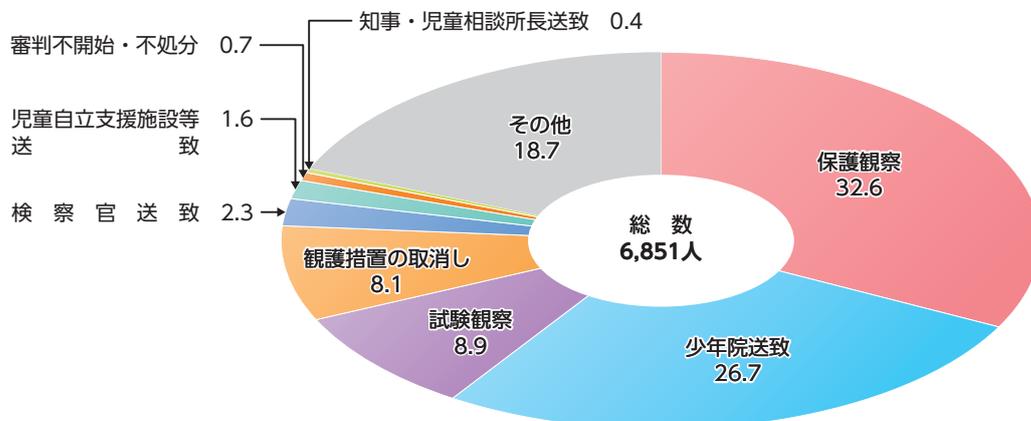
- 注 1 少年矯正統計年報による。
- 注 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、令和6年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
- 注 3 第5種少年院への收容決定に係る事件の手続により入所し、退所した者を除く。
- 注 4 少年鑑別所退所時の年齢による。
- 注 5 () 内は、実人員である。

(3) 退所事由

令和6年における少年鑑別所の退所者の退所事由別構成比は、3-2-3-4図のとおりである。

3-2-3-4図 少年鑑別所退所者の退所事由別構成比

（令和6年）



- 注 1 少年矯正統計年報による。
- 注 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
- 注 3 「その他」は、第5種少年院への收容、施設間の移送、少年院在院者の鑑別のための收容の終了、仮收容の終了、同行指揮等により退所した者である。

3 鑑別

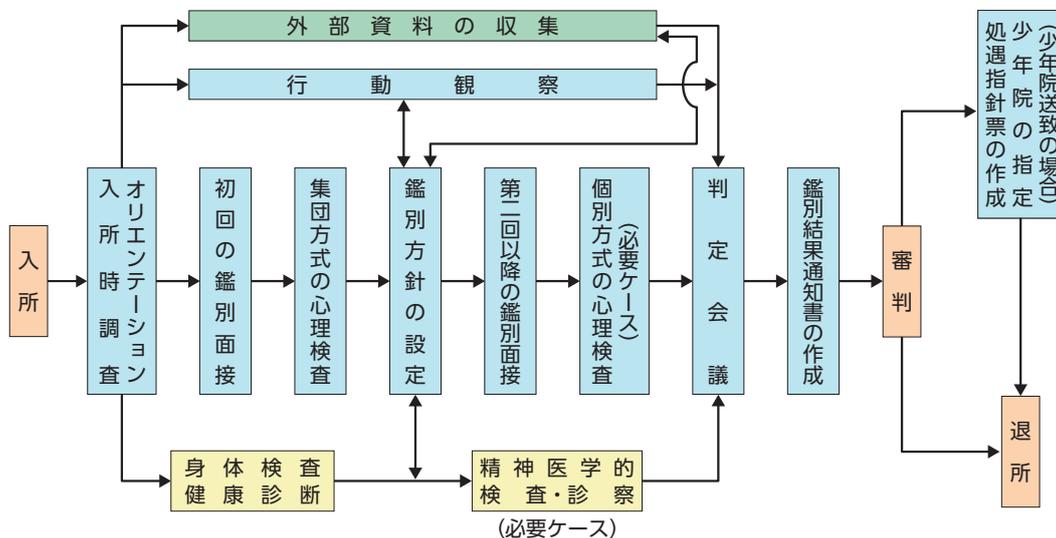
鑑別とは、専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。鑑別は、家庭裁判所の求めに応じて行う**審判鑑別**、家庭裁判所以外の関係機関の求めに応じて行う**処遇鑑別**に大別される。

(1) 審判鑑別

ア 収容審判鑑別

審判鑑別のうち、観護措置の決定により少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別を**収容審判鑑別**という。収容審判鑑別の標準的な流れは、**3-2-3-5図**のとおりである。少年鑑別所では、鑑別面接、心理検査、行動観察、医学的検査及び診察の結果に、外部から得られた情報を加えて検討し、在宅保護（保護観察等）、収容保護（少年院送致等）等の処遇に係る判定を行う。判定の結果は、非行の発生に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情、改善更生のための処遇指針、社会的予後等と共に鑑別結果通知書に記載されて家庭裁判所に送付され、審判の資料となる。審判の結果、保護観察や少年院送致の決定がなされた場合には、それぞれ、保護観察を行う保護観察所及び送致先の少年院に送付され、処遇の参考に供される。少年鑑別所では、少年の再非行防止に資するための調査ツールである**法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）**が運用されている。MJCAは、法務省矯正局が、心理学、犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、少年鑑別所における実証データに基づき、統計学的な分析を経て開発したもので、対象者の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するとともに、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上等、何を目標とした働き掛けを行えば再非行を防止できるのかを明らかにしようとするものである。

3-2-3-5図 少年鑑別所における収容審判鑑別の流れ



3-2-3-6表は、令和6年に収容審判鑑別を終了した者について、特定少年と特定少年以外の少年の別に、鑑別の判定と審判における決定等との関係を見たものである。

3-2-3-6表 収容審判鑑別の判定と審判決定等との関係

(令和6年)

① 特定少年以外の少年

鑑別の判定	総数	審判決定等								
		終局決定					未了			その他
		保護処分			知事・ 児童相談所長 送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	観護 措置の 取消し	試験観察	
		保護 観察	少年院 送致	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致						
総数	2,880 (100.0)	1,217 (42.3)	1,001 (34.8)	108 (3.8)	26 (0.9)	6 (0.2)	10 (0.3)	89 (3.1)	422 (14.7)	1 (0.0)
保護不要	12 (100.0)	9 (75.0)	1 (8.3)	-	-	-	1 (8.3)	-	1 (8.3)	-
在宅保護	1,029 (100.0)	829 (80.6)	12 (1.2)	3 (0.3)	16 (1.6)	-	2 (0.2)	38 (3.7)	129 (12.5)	-
収容保護 少年院	1,677 (100.0)	357 (21.3)	974 (58.1)	14 (0.8)	2 (0.1)	5 (0.3)	5 (0.3)	47 (2.8)	272 (16.2)	1 (0.1)
児童自立支援施設・ 児童養護施設送致	157 (100.0)	21 (13.4)	13 (8.3)	91 (58.0)	8 (5.1)	-	2 (1.3)	2 (1.3)	20 (12.7)	-
保護不適	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	-	1 (20.0)	-	2 (40.0)	-	-

② 特定少年

鑑別の判定	総数	審判決定等							
		終局決定				未了			その他
		保護処分		第5種 少年院への 収容	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	観護 措置の 取消し	試験観察	
		保護 観察	少年院 (第1~3種) 送致						
総数	2,156 (100.0)	992 (46.0)	802 (37.2)	2 (0.1)	87 (4.0)	25 (1.2)	60 (2.8)	186 (8.6)	2 (0.1)
保護不要	13 (100.0)	4 (30.8)	-	-	-	8 (61.5)	-	1 (7.7)	-
在宅保護	795 (100.0)	701 (88.2)	12 (1.5)	-	1 (0.1)	7 (0.9)	22 (2.8)	51 (6.4)	1 (0.1)
収容保護 少年院(第1~3種)	1,199 (100.0)	267 (22.3)	754 (62.9)	-	12 (1.0)	7 (0.6)	32 (2.7)	126 (10.5)	1 (0.1)
少年院(第5種)	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-	-	-	-	-
保護不適	147 (100.0)	20 (13.6)	36 (24.5)	-	74 (50.3)	3 (2.0)	6 (4.1)	8 (5.4)	-

注 1 少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 観護措置(少年鑑別所送致)又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和6年に退所した者(ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。)を計上している。
 3 ②は、特定少年として鑑別の判定を行った者を計上している。
 4 「その他」は、観護措置変更決定等であり、検察官送致決定後在所した者を含まない。
 5 ()内は、鑑別の判定ごとの審判決定等別構成比である。

イ 在宅審判鑑別

審判鑑別のうち、少年鑑別所に収容されていない者に対して、少年鑑別所に来所させて行う鑑別等、収容審判鑑別以外のものを**在宅審判鑑別**という。令和6年における在宅審判鑑別の受付人員は244人であった（少年矯正統計年報による。）。

(2) 処遇鑑別

地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めによる鑑別を処遇鑑別という。処遇鑑別では、対象者の特質、問題点の把握及びそれらを踏まえた処遇指針等について鑑別結果通知書を作成し、各機関における対象者の処遇に資することとしている。令和6年における処遇鑑別の受付人員の内訳は、少年院又は刑事施設が2,379人、地方更生保護委員会又は保護観察所が2,271人、児童自立支援施設又は児童養護施設が8人であった（少年矯正統計年報による。）。

少年院在院者に対する処遇鑑別については、令和4年4月から、原則として全ての少年院在院者を対象に実施していたところ、7年2月からは、運用を一部見直し、処遇鑑別を実施することが、少年院への適応、矯正教育又は社会復帰支援をより適切に実施する上で有効と認められる場合等に、処遇鑑別の対象とすることとなった。

令和5年12月から、受刑者に対する処遇鑑別の対象年齢の上限が撤廃され、若年受刑者等に対する処遇鑑別の充実化が図られたほか、処遇鑑別の対象として新たに仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者が増えられた。7年6月からは、保護観察付全部執行猶予期間中に再度の刑の全部の執行猶予の言い渡しを受け、再び保護観察に付された者（再保護観察付執行猶予者）に対して、再犯に結びついた要因を的確に把握するため、処遇鑑別を実施している（第2編第5章第1節1項参照）。

4 観護処遇

少年鑑別所では、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき、在所者の法的地位に応じて、在所者を分離して処遇している。観護処遇に当たっては、懇切にして誠意のある態度をもって接することにより在所者の情操の保護に配慮するとともに、その特性に応じた適切な働き掛けによってその健全な育成に努めることとされている。健全な育成のための支援としては、在所者の自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むことができるよう、その生活態度に関し必要な助言・指導を行うこと、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、学習や文化活動等の機会を与えるとともに、その活動の実施に関し必要な助言・援助を行うこととされている。各少年鑑別所においては、施設の実情に応じて、学習図書や教材の貸出、一般的教養及び社会的常識習得のための視聴覚教材の整備、情操の涵養を図るための行事や音楽鑑賞の実施、修学・就業等進路選択に資する情報の提供等を行っている。

5 非行及び犯罪の防止に関する援助

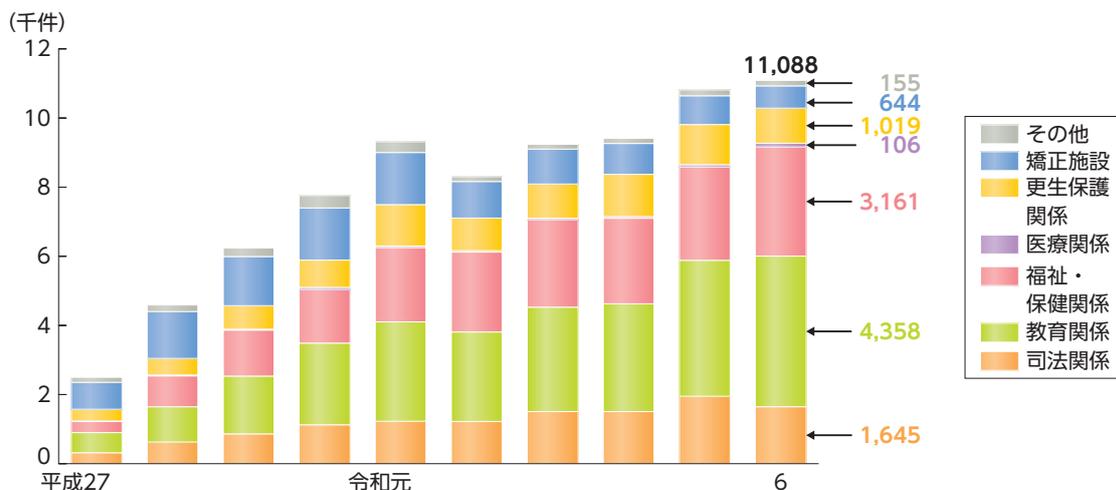
少年鑑別所は、「**法務少年支援センター**」という名称で、地域社会における**非行及び犯罪の防止に関する援助**（以下この項において「**地域援助**」という。）を行っている。少年鑑別所が有する非行・犯罪等に関する専門的知識や技術を活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談又は関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応している。

令和6年に実施した地域援助のうち、少年、保護者等の個人からの依頼に基づく援助の実施人員は、延べ7,354人（前年比637人増）であった（少年矯正統計年報による。）。

また、機関・団体からの依頼に基づく援助の実施状況の推移（地域援助が開始された平成27年以降）を依頼元機関等別に見ると、**3-2-3-7図**のとおりである。令和6年においては、依頼元機関等のうち、学校や教育委員会等の「**教育関係**」の構成比が最も高く、実施件数の約4割を占めているほか、児童相談所や地域生活定着支援センター等の「**福祉・保健関係**」、都道府県警察や検察庁等の「**司法関係**」といった多様な機関等に対して援助を実施している。実施件数の総数は、3年以降連続して増加し、6年は11,088件であった（前年比270件増）。依頼元機関等別では、「**教育関係**」、「**福祉・保健関係**」及び「**医療関係**」において、前年より増加した（それぞれ423件増、457件増、42件増。CD-ROM参照）。

3-2-3-7図 機関等からの依頼に基づく地域援助の実施状況の推移（依頼元機関等別）

（平成27年～令和6年）



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 機関又は団体からの依頼に基づく援助に限り、個人からの依頼に基づく相談等への対応は除く。
 3 「司法関係」は、都道府県警察、検察庁、裁判所その他司法に関する機関又は団体である。
 4 「教育関係」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に定める学校、都道府県及び市町村等の教育委員会その他教育に関する機関又は団体である。
 5 「福祉・保健関係」は、児童相談所、地域生活定着支援センター、児童自立支援施設、児童養護施設、保健所、精神保健福祉センターその他福祉・保健に関する機関又は団体である。
 6 「医療関係」は、医療法（昭和23年法律第205号）1条の5に定める病院及び診療所その他医療に関する機関又は団体である。
 7 「更生保護関係」は、地方更生保護委員会、保護観察所、保護司会、更生保護法人その他更生保護に関する機関又は団体である。
 8 「矯正施設」は、刑事施設、少年院及び婦人補導院である。
 9 「その他」は、非行及び犯罪の防止に資する活動、青少年の健全育成に資する活動等を実施する機関又は団体である。
 10 平成27年は、地域援助が開始された同年6月以降の数値を計上している。

第4節 少年院

1 概説

少年院は、主として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を收容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である。令和7年4月1日現在、全国に42庁（分院6庁を含む。）が設置されている。

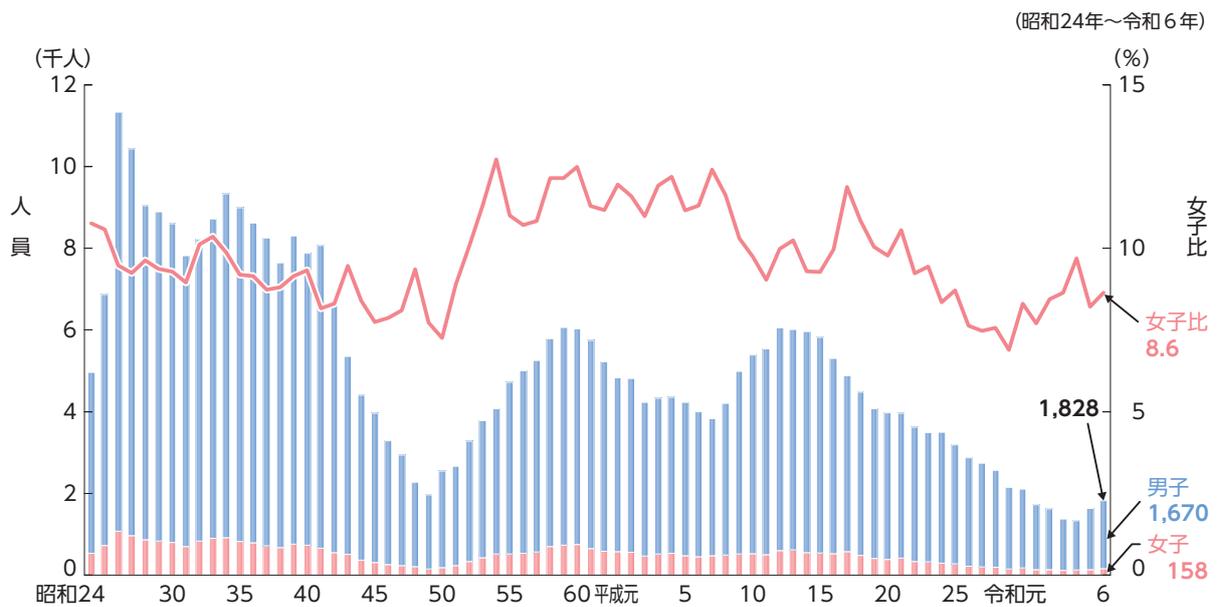
2 少年院入院者

(1) 少年院入院者の人員の推移

3-2-4-1図は、少年院入院者の男女別の人員及び女子比の推移（昭和24年以降）を見たものである。入院者の人員は、最近30年間では、平成12年（6,052人）をピークに減少傾向が続いており、令和元年からは、昭和24年以降最少を更新し続けていたが、令和5年から増加し、6年は1,828人（前年比12.0%増）であった。

女子の少年院入院者は、女子のみを收容する少年院（9庁（分院4庁を含む。))又は男女を分隔する施設がある第3種少年院（2庁）のいずれかに收容される。令和6年の女子比は、8.6%であり、前年より0.4pt上昇した。

3-2-4-1図 少年院入院者の人員（男女別）・女子比の推移



(2) 少年院入院者の特徴

ア 年齢

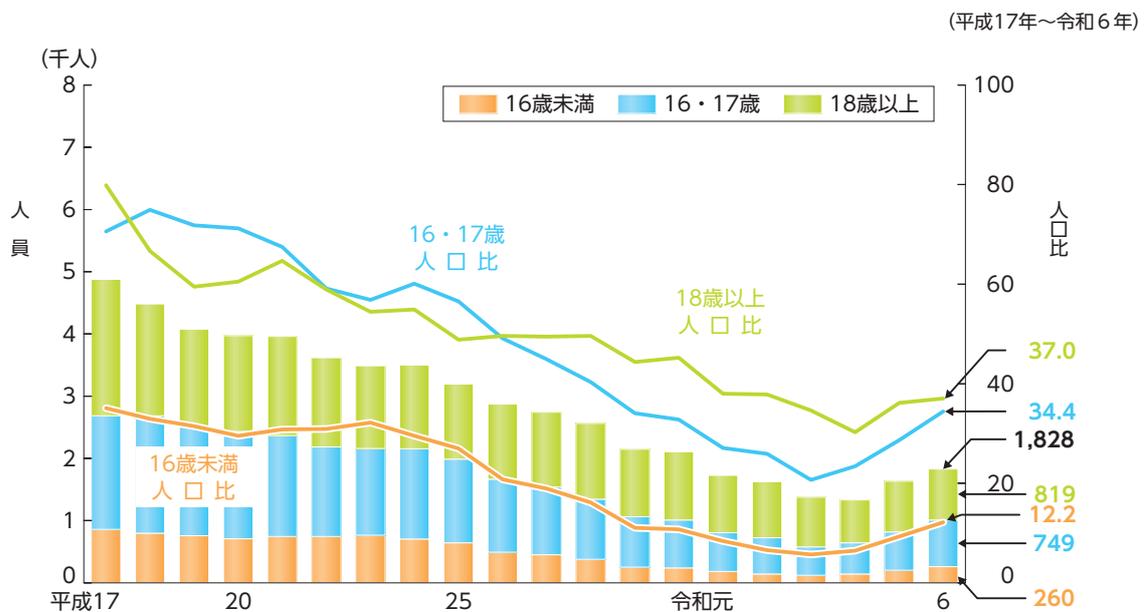
3-2-4-2図は、少年院入院者の人員及び人口比の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。年齢層の区分において、最も高い区分を「18歳以上」としているのは、入院時に20歳に達している者がいることによる（以下（2）において同じ。）。少年院入院者の人員は、18歳以上では、平成13年に2,560人を記録した後、減少傾向にあったが、令和5年から増加し、6年は819人（前年比0.9%増）であった。16・17歳では、18歳以上と同様に、平成13年に2,583人を記録した後、減少傾向にあったが、令和4年から増加に転じ、6年は749人（同21.0%増）であった。16歳未満も、平成24年から減少していたが、令和4年から増加に転じ、6年は260人（同29.4%増）であった。同年の年齢層別

構成比は、18歳以上（44.8%）が最も高く、次いで、16・17歳（41.0%）、16歳未満（14.2%）の順であった（CD-ROM 参照）。

令和6年における特定少年（審判決定時）の少年院入院者は、815人（男子765人、女子50人）であり、14歳未満の少年院入院者は、10人（男子9人、女子1人）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料及び少年矯正統計年報による。）。

令和6年における18歳以上、16・17歳及び16歳未満の人口比は、いずれも前年より上昇した。

3-2-4-2図 少年院入院者の人員・人口比の推移（年齢層別）



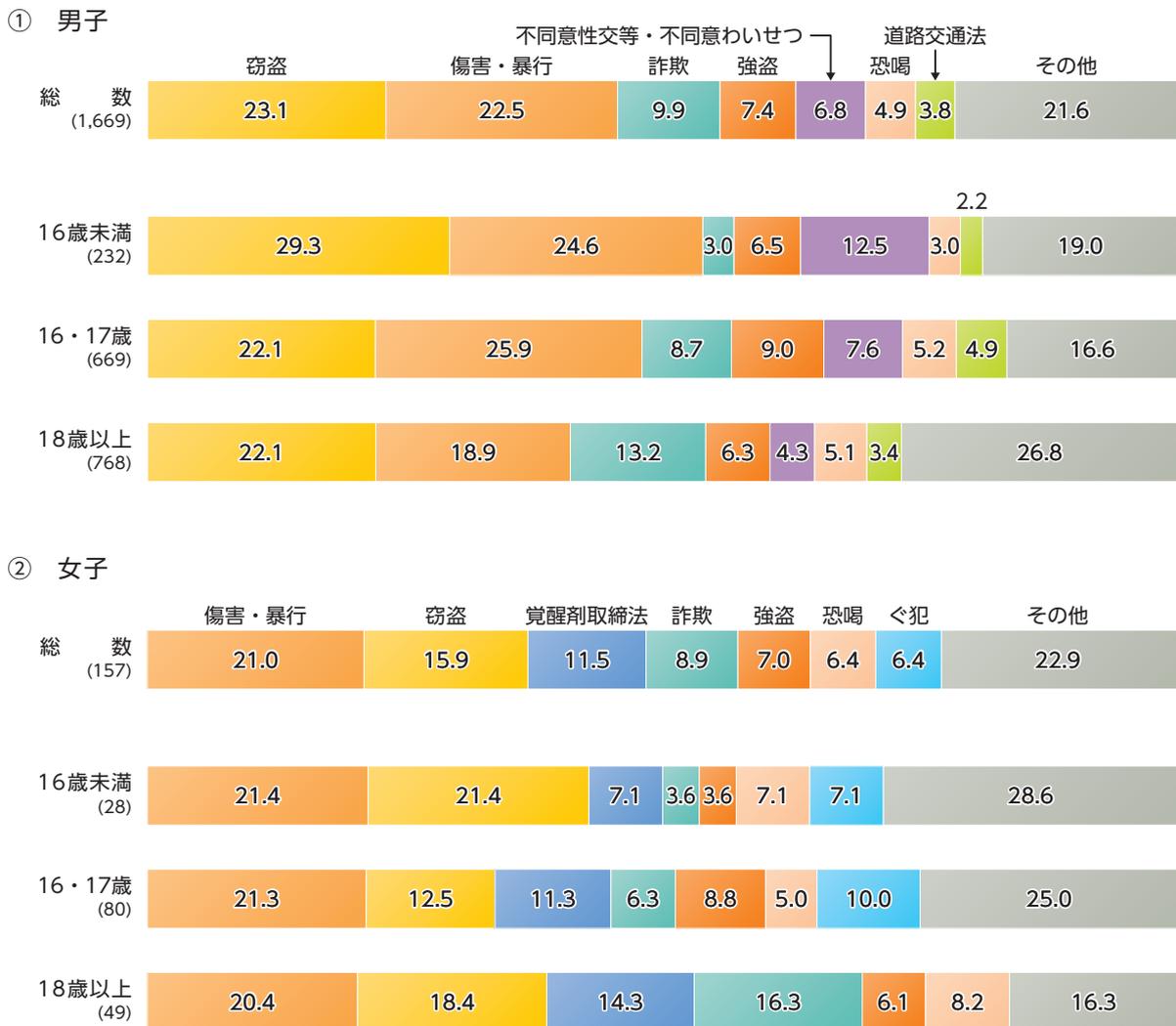
注 1 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 入院時の年齢による。ただし、在宅事件等で少年院送致決定を受けた者は、少年院送致決定時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの少年院入院者の人員である。

イ 非行名

3-2-4-3図は、令和6年における少年院入院者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子の構成比を見ると、総数では、窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、詐欺の順に高い。年齢層別の特徴を見ると、16歳未満及び18歳以上では窃盗、傷害・暴行の順に高く、16歳未満では不同意性交等・不同意わいせつ、18歳以上では詐欺がそれぞれ続く。一方、16・17歳では傷害・暴行が最も高く、次いで、窃盗、強盗の順となっている。女子の構成比を見ると、総数では、傷害・暴行が最も高く、次いで、窃盗、覚醒剤取締法違反の順に高い。年齢層別の特徴を見ると、16歳未満では傷害・暴行及び窃盗が同率で高い。16・17歳及び18歳以上では傷害・暴行、窃盗の順に高く、16・17歳では覚醒剤取締法違反、18歳以上では詐欺が続く。また、女子は、男子と比べ、覚醒剤取締法違反及びぐ犯の構成比が顕著に高い（男子における覚醒剤取締法違反は0.8%、ぐ犯は1.7%。CD-ROM 参照）。なお、4年4月以降、特定少年については、ぐ犯が保護処分の対象から除かれたことに留意を要する。

3-2-4-3図 少年院入院者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

（令和6年）



- 注 1 少年矯正統計年報による。
 2 第5種少年院に収容された者を除く。
 3 入院時の年齢による。ただし、在宅事件等で少年院送致決定を受けた者は、少年院送致決定時の年齢による。
 4 () 内は、実人員である。

ウ 教育程度、就学・就労状況

3-2-4-4図及び3-2-4-5図は、令和6年における少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を、いずれも男女別に見たものである。

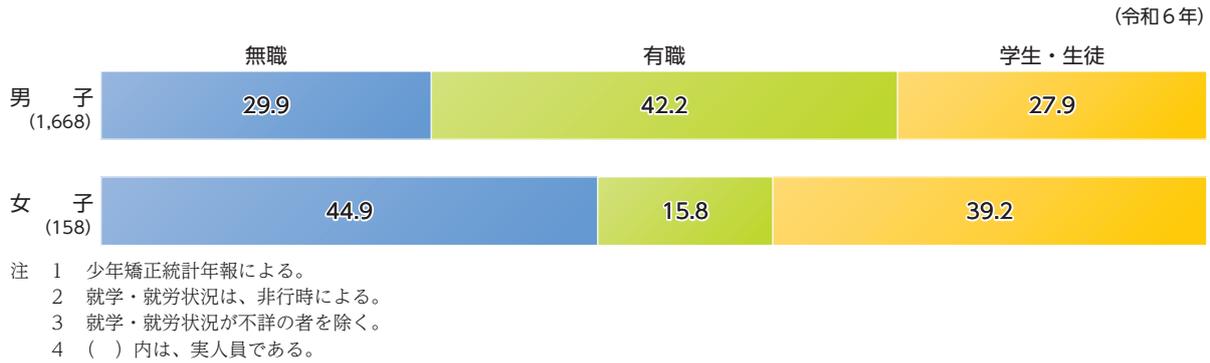
3-2-4-4図 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）

（令和6年）



- 注 1 少年矯正統計年報による。
 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就労状況である。
 3 「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業等である。
 4 () 内は、実人員である。

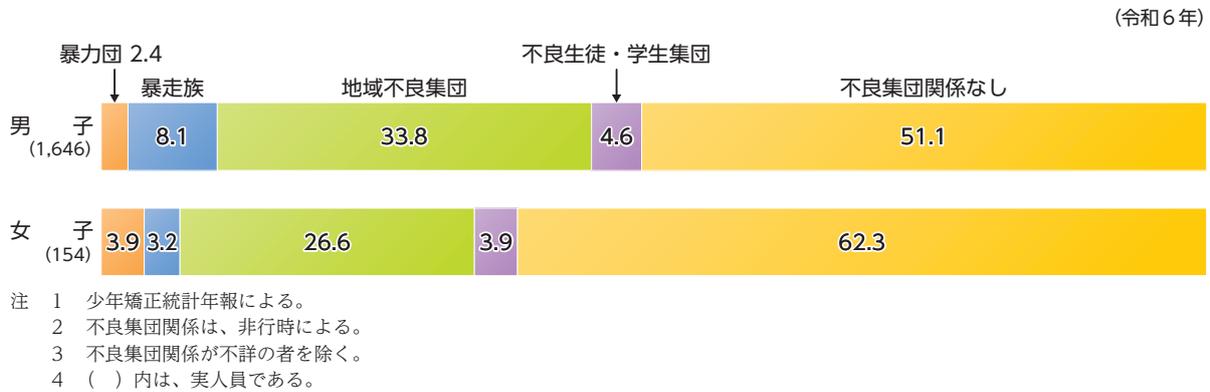
3-2-4-5図 少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）



エ 不良集団関係

3-2-4-6図は、令和6年における少年院入院者の不良集団関係別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-6図 少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別）



オ 保護者の状況

3-2-4-7図は、令和6年における少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別に見たものである。

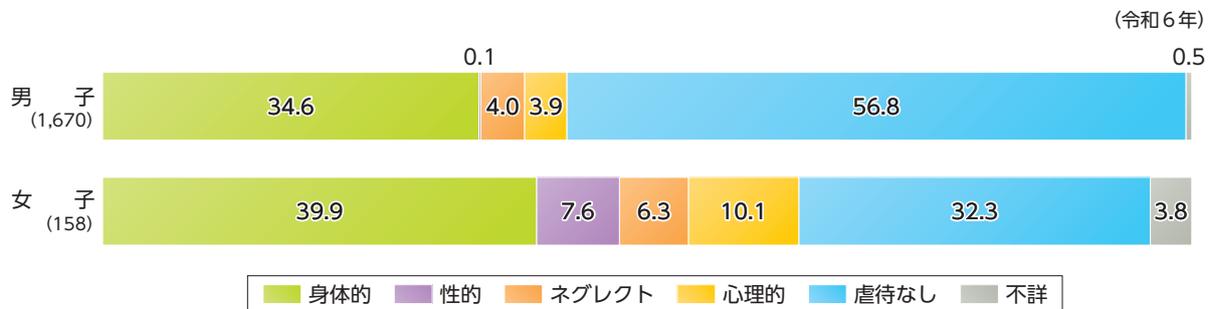
3-2-4-7図 少年院入院者の保護者状況別構成比（男女別）



カ 被虐待経験

3-2-4-8図は、令和6年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。ただし、ここでいう被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限られている点に留意する必要がある。

3-2-4-8図 少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）

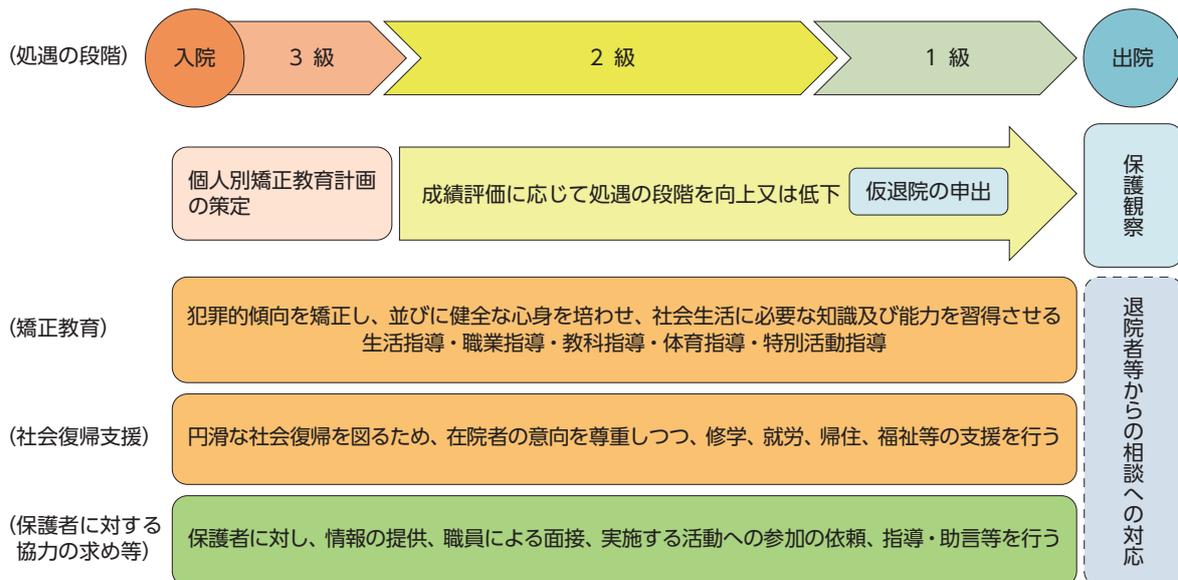


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
 3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
 4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 5 () 内は、実人員である。

3 少年院における処遇

少年院の処遇は、少年院法に基づき、その人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境の下で、その健全な心身の成長を図るとともに、その自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、自主、自律及び協同の精神を養うことに資するように行われる。その流れは、3-2-4-9図のとおりである。

3-2-4-9図 少年院における処遇の流れ



改正法（本章第1節1項参照）により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第5種を追加するなどの規定の整備が行われた（令和4年4月施行）ほか、同改正を踏まえて矯正教育に係る規程が見直され、第5種少年院における矯正教育課程や矯正教育の内容が新たに定められた。また、令和4年法律第67号による少年院法の改正により、少年院の長は、個人別矯正教育計画の策定・変更のほか、矯正教育及び社会復帰支援の実施に当たっては、被害者等の心情等を考慮するものとされた（5年12月施行）。

（1）処遇の概要

少年院には、次の①から⑤までの種類があり、それぞれ、少年の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、以下の者を収容している。

- ① 第1種 保護処分の執行を受ける者（⑤の者を除く。②及び③において同じ。）であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（②の者を除く。）
- ② 第2種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がなく、犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの
- ③ 第3種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの
- ④ 第4種 少年院において拘禁刑の執行を受ける者
- ⑤ 第5種 2年の保護観察に付されている特定少年であって、かつ、当該保護観察中に遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認められ、少年院に収容する旨の決定を受けた者

少年院においては、処遇の段階を設けており、在院者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、上位のものから順に1級、2級及び3級に区分されている。新たに入院した在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる（3-2-4-9図参照）。

在院者の特性に応じて体系的・組織的な矯正教育を実施するため、各少年院には、その少年院が実施すべき**矯正教育課程**が指定されている。矯正教育課程は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものである。矯正教育課程は、少年院の種類ごとに、**3-2-4-10表**のとおり定められており、令和6年における少年院入院者の矯正教育課程別人員は、同表の人員欄のとおりである。

少年院においては、矯正教育課程ごとに**少年院矯正教育課程**を策定し、処遇の段階ごとに、各少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間等を定めている。少年院の長は、個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた**個人別矯正教育計画**を策定し、矯正教育はこれに基づき実施される。

3-2-4-10表 矯正教育課程別人員

(令和6年)

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容	標準的な期間	人員
第1種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導	6月以内の期間	13 (0.7)
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導	2年以内の期間	-
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したものの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導		100 (5.5)
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導	6月以内の期間	177 (9.7)
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導	2年以内の期間	673 (36.8)
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		124 (6.8)
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導		4 (0.2)
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導	2年以内の期間	119 (6.5)
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導		139 (7.6)
	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		424 (23.2)
第2種	社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	2年以内の期間	16 (0.9)
	社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導		-
	支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		2 (0.1)
	支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導		-
第3種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導	-	35 (1.9)
第4種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別的事情を特に考慮した各種の指導	-	-
第5種	保護観察復帰指導課程Ⅰ	P1	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者の持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	保護観察を再開するための、短期間の集中した各種の指導	3月以内の期間	-
	保護観察復帰指導課程Ⅱ	P2	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者（保護観察復帰指導課程Ⅰに該当する者を除く。）	保護観察を再開するための、集中した各種の指導	6月以内の期間	2 (0.1)

注 1 少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。
 2 () 内は、矯正教育課程別の構成比である。

(2) 矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは**矯正教育**であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行われる。各分野における指導の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活指導

少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行う。生活指導は、全体講義、面接指導、作文指導、日記指導、グループワーク等の方法を用いて①基本的な生活訓練、②問題行動指導、③治療的指導、④被害者心情理解指導、⑤保護関係調整指導及び⑥進路指導が行われている。

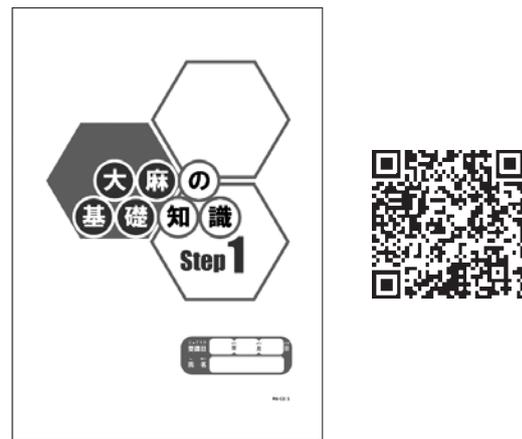
また、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、7種類の**特定生活指導**が実施されている。令和6年度における各特定生活指導の受講終了人員は、①**被害者の視点を取り入れた教育**が63人、②**薬物非行防止指導**が395人、③**性非行防止指導**が179人、④**暴力防止指導**が403人、⑤**家族関係指導**が293人、⑥**交友関係指導**が786人、⑦**成年社会参画指導**が924人であった（法務省矯正局の資料による。）。なお、成年社会参画指導は、成年に達した者を対象として、成年であることの自覚及び責任を喚起するとともに、社会参加に必要な知識を付与すること等を指導目標としており、4年度から実施されている。

このうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、**重点指導施設**が指定され、指導の充実が図られている。令和6年度は、薬物非行防止指導では11庁、性非行防止指導では2庁が重点指導施設に指定されており、これらの施設においては、他の少年院からも対象者を受け入れるなどして、グループワーク等による重点的かつ集中的な指導が実施されている。また、近年増加傾向にある大麻使用歴を有する在院者に対し、より効果的な指導を実施するため、5年度には、「少年院在院者向け大麻に関する指導教材」が配布された。

少年院在院者には、被虐待経験を有する者が少なくないところ（[3-2-4-8図](#)参照）、在院者の被虐待経験に由来するトラウマへの対応等について、正しい理解に基づいた処遇の充実を図るため、DVや虐待などによりトラウマを抱える人への支援を行う団体等から講師を招へいし、被虐待等による被害者としての傷付きやトラウマとの向き合い方などについて、被害者支援の観点から、在院者に対して講話等を実施している。

また、女子の在院者に対しては、「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム」を実施している。同プログラムには、①女子の在院者に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象として行う「基本プログラム」（[⑦](#)自他を尊重した自己表現を学ぶことで、より良い人間関係を築くことを目的とした「アサーション・トレーニング」及び[⑧](#)呼吸の観察等を通じて衝動性の低減や自己統制力の向上等を目的とした「マインドフルネス」によって構成）と、②特に自己を害する程度の深刻な問題行動を有する在院者を対象として行う「特別プログラム」（性、摂食障害及び自傷行為に関するプログラム）があり、基本プログラムに、個別の処遇の必要性に応じて特別プログラムを組み合わせるものとなっている。

第5種少年院在院者に対しては、少年院と保護観察所が一貫した方針の下で、矯正教育を行うことができるよう、令和3年度に保護局と矯正局が共同して開発した「**保護観察復帰プログラム**」を実施



少年院における指導教材を法務省ホームページで公開しています。

している。同プログラムは、保護観察を通じた更生に向け、在院者の動機付けを高めることを目的としており、ワークブック教材を用いた指導と、在院者、保護観察官、保護司、支援者、法務教官等で構成されるミーティングを組み合わせるものとなっている。

イ 職業指導

少年院においては、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要な職業指導を行っている。職業指導は、「職業生活設計指導」及び「職業能力開発指導」の二つに大別される。「職業生活設計指導」の職業生活設計指導科は、原則として全在院者に対して行うもので、受講者全員に対してビジネスマナー、パソコン操作能力、キャリアカウンセリング等の講座を行う必修プログラムと、受講者個々の必要性に応じて職場の安全衛生、接客の基本知識等の講座を選択的に行う選択プログラムを組み合わせるものとなっている。「職業能力開発指導」は、就業に必要な専門知識及び技能の習得を目的としており、製品企画から制作、展示、販売までを体験する製品企画科のほか、総合建設科、ICT技術科、介護福祉科等、実践・社会的視点を考慮した職業指導種目が設けられている。

令和6年における出院者（退院又は仮退院により少年院を出院した者に限る。以下この節において同じ。）のうち、在院中に指定された職業指導の種目において、溶接、土木・建築、ICT等の資格・免許を取得した者は延べ1,278人、それ以外の資格取得講座において、小型車両系建設機械運転、フォークリフト運転、危険物取扱者等の資格・免許を取得した者は延べ1,797人であった（法務省矯正局の資料による。）。

ウ 教科指導

少年院においては、義務教育未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行う。そのほか、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行うことができる。令和6年における出院者のうち、中学校又は高等学校への復学が決定した者は、それぞれ28人、62人であり、在院中に中学校の修了証明書を授与された者は、58人であった（少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、法務省と文部科学省の連携により、少年院内において、高卒認定試験を実施しており、同年度の受験者数は523人、合格者数は、高卒認定試験合格者が220人、一部科目合格者が288人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

また、効率的かつ効果的に在院者の学力のアセスメントを行うとともに、教科指導の充実強化を図るため、令和6年度から、文部科学省 CBT システム（MEXCBT：メクビット）（第2編第4章第3節3項（3）参照）や、ICT学習支援コンテンツといったオンライン教育システムの活用が進められている。

エ 体育指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため必要な体育指導が行われている。体育指導においては、各種スポーツ種目等を通じて、日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、遵法の内面や協調性を育むような指導に留意している。

オ 特別活動指導

特別活動指導においては、在院者の情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事及び社会貢献活動が行われている。このうち、社会貢献活動としては、社会に有用な活動を通じて規範意識、社会性の向上等を図ることを目的として、公共施設における清掃活動等が行われている。

(3) 保護者に対する協力の求め等

少年院においては、在院者の保護者等に対し、在院者の処遇に関する情報の提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する教育活動への参加依頼等を通じて、在院者の処遇への理解と協力を得るよう努めている。令和6年に保護者等の参加を依頼した少年院の主な教育活動としては、保護者等と在院者が共同で活動し、相互理解を深めさせることなどを目的とした**保護者参加型プログラム**を延べ207回（保護者等の参加人員は延べ1,371人）、保護者等に在院者の処遇や円滑な社会復帰に向けた支援内容に関する理解を深めさせることを目的とした**保護者会**を延べ994回（同2,657人）、家族間のコミュニケーション等に関する**講習会**を延べ170回（同732人）実施した（法務省矯正局の資料による。）。

また、少年院においては、家族関係を調整する上で必要があると認められる場合のほか、在院者と保護者等との間で、将来の進路や出院後の生活、被害弁償等の重要な問題について話し合う必要があると認められるなどの場合、在院者を少年院の特に区分した場所に収容し、同所にその保護者等を宿泊させる方法により面会をさせることができる（**宿泊面会**）が、令和6年に実施された宿泊面会は延べ24回であった（法務省矯正局の資料による。）。

(4) 関係機関等に対する協力の求め等

少年院においては、家庭裁判所等の関係機関を始めとして、学校、病院、民間の篤志家等に対して協力を求め、それらの専門的な知識・技術を活用して在院者の改善更生を図っている。

民間の篤志家として、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員、BBS 会員等が支援活動を行っている。**篤志面接委員**は、在院者に対し、種々の悩みについての相談・助言、教養指導等を行っており、令和6年末現在、329人を少年院の篤志面接委員として委嘱している（法務省矯正局の資料による。）。**教誨師**は、在院者の希望に応じて宗教上の教誨を行っており、同年末現在、274人を少年院の教誨師として依頼している（法務省矯正局の資料による。第2編第4章第4節3項参照）。**更生保護女性会員**、**BBS 会員**等は、定期的に少年院を訪問し、様々な形で少年院の処遇を支援している（同編第5章第6節4項（1）及び（2）参照）。

(5) 社会復帰支援

少年院は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先を確保すること、医療及び療養を受けることを助けること、修学又は就業を助けることなどの社会復帰支援を行っている。

法務省においては、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**の一環として、少年院在院者に対してハローワークの職員による職業相談等を実施しており（第2編第4章第3節4項（1）参照）、また、障害を有し、かつ、適当な帰住先がない在院者に対して、出院後速やかに福祉サービスを受けることができるようにするための**特別調整**を実施している（同項（2）及び同編第5章第2節2項参照）。令和6年における出院者のうち、就労支援の対象者に選定されて支援を受けた者は453人（27.7%）、そのうち就職の内定を得た者は164人（出院者の10.0%、就労支援を受けた者の36.2%）であった（少年矯正統計年報による。出院者の進路については、本節4項（1）参照）。

さらに、少年院においては、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために行う修学支援についても充実が図られている。全在院者に対し、「学ぶ」ことの意義、学校の種類、学校卒業後の進路等について情報提供することを目的とした**修学情報ハンドブック**が配布されているほか、転学又は入学が可能な学校や利用可能な経済的支援等に係る情報収集と提供を民間の事業者に委託する修学支援情報提供等請負業務（通称「**修学支援デスク**」）が整備され、在院者がこれを利用して転入学に関する具体的な情報を得ることができる。令和6年度においては、317件の情報提供依頼があり、902件の調査報告がなされた

(法務省矯正局の資料による。)。また、少年院在院者に高等学校の教育機会を提供するための方策として、通信制高校と少年院が連携し、少年院在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を実施している。

第5種少年院在院者について、保護観察所を始めとする関係機関との連携を強化し、社会内処遇と連続性をもった指導・支援等を効率的に行うため、ケース検討会等の実施に当たっては、全国の少年院等に整備されたオンライン会議用の端末を活用している。

4 出院者

(1) 出院状況・進路

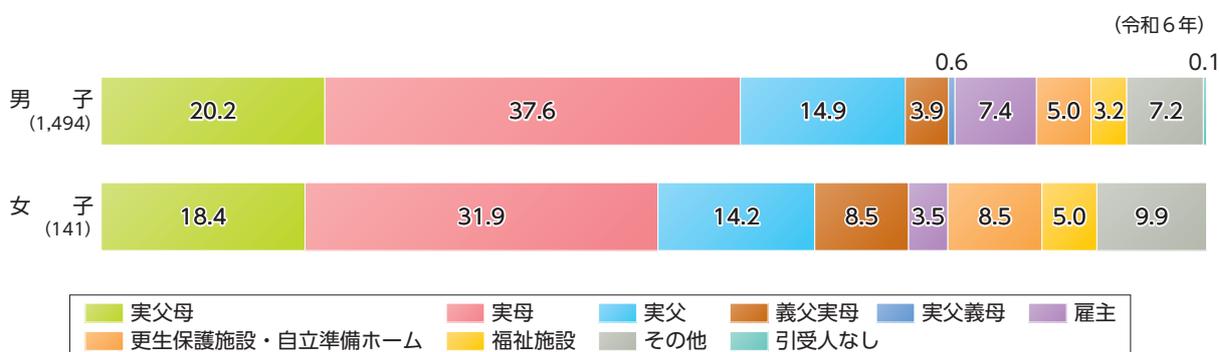
令和6年における少年院の出院者は1,635人であり、このうち1,630人が仮退院によるもので、第5種少年院からの退院(3人)を除くと、仮退院の割合は99.9%であった。仮退院者の平均在院期間を出院時の矯正教育課程別に見ると、短期義務教育課程(SE)又は短期社会適応課程(SA)の対象者では144日、SE及びSA以外の対象者では384日であった(少年矯正統計年報による。)

出院者の進路は、就職決定が36.5%、進学決定が1.3%、中学復学決定が1.7%、高等学校復学決定が3.8%、短期大学・大学・専修学校復学決定が0.7%、就職希望が37.4%、進学希望が14.6%、進路未定が1.7%であった(法務省大臣官房司法法制部の資料による。)

(2) 帰住先

令和6年における出院者の出院時引受人別構成比を男女別に見ると、**3-2-4-11**図のとおりである。

3-2-4-11 少年院出院者の出院時引受人別構成比(男女別)



- 注 1 少年矯正統計年報による。
 2 「その他」は、養父(母)等である。
 3 ()内は、実人員である。

(3) 出院者等からの相談

少年院においては、出院者又はその保護者等から、出院者の交友関係、進路選択等について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員がその相談に応じている。また、他の機関が対応をすることが適当である場合には、他の適切な機関を紹介するとともに、仮退院した者に係る相談を求められた場合には、保護観察所と連携して対応に当たっている。令和6年における出院者又はその保護者等からの相談件数は759件であり、そのうち主な相談内容の件数(重複計上による。)は、仕事関係が243件、交友関係が188件、家族関係が162件、進路選択が92件であった(法務省矯正局の資料による。)

5 少年院の運営等

(1) 少年院視察委員会

各少年院には、法務大臣が任命する7人以内の外部の委員で構成される少年院視察委員会が設置されており、同委員会は、少年院を視察するなどして、その運営に関し、少年院の長に対して意見を述べる。令和6年度における少年院視察委員会の活動状況は、会議の開催185回、少年院の視察76回、在院者との面接417件、一般職員との面談等152件であり、同委員会が少年院の長に対して提出した意見は277件であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 保健衛生・医療

在院者には、できる限り戸外で、健全な心身の成長を図るため適切な運動を行う機会が与えられている。運動においては、矯正教育における体育指導とは異なり、在院者の自主性が尊重されている。また、少年院の職員である医師等又は少年院の長が委嘱する医師等が、在院者の診療を行い、必要な医療上の措置を執っている（第2編第4章第4節2項参照）。

なお、令和7年4月1日現在、専門的に医療を行う少年院（第3種）として、東日本少年矯正医療・教育センター及び京都医療少年院の2庁が設置されている。

(3) 規律・秩序の維持

在院者の処遇の適切な実施を確保し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るのにふさわしい安全かつ平穏な共同生活を保持するためには、少年院の規律及び秩序は適正に維持されなければならない。そのため、少年院においては、少年院法により定められた要件や手続等に基づき、少年院の規律及び秩序を害する反則行為をした在院者に対して、不利益処分である懲戒を行うことがある。懲戒は、少年院の規律及び秩序の維持を主たる目的としつつ、当該在院者の規範意識を喚起する教育的機能を持つものであり、①厳重な訓戒（少年院の長が、反則行為をした在院者にその非を教え、今後を戒めるもの）、②20日以内の謹慎（反則行為をした在院者を集団処遇から離脱させ、居室内で処遇することで反省を促すもの）の2種類がある。令和6年における出院者（1,635人）のうち、在院中に、厳重な訓戒の処分を受けた者は182人、20日以内の謹慎の処分を受けた者は434人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

なお、令和5年6月に施行された刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）により、逃走罪の主体が「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」から「法令により拘禁された者」に改められ、これまで逃走罪の主体とされていなかった少年院の保護処分在院者等を含め、少年院を含む矯正施設に収容されている者は全て逃走罪の主体となった（第2編第1章1項（2）参照）。

(4) 不服申立制度

不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出の制度がある。救済の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について苦情があるときに、法務大臣に対して、救済を求める申出をすることができる制度であり、苦情の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、監査官及び少年院の長に対して申出をすることができる制度である。令和6年における救済の申出件数は、73件であった（法務省矯正局の資料による。）。

第5節 保護観察

1 概説

少年は、家庭裁判所の決定により保護観察に付される場合のほか、地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院が許された場合等にも、保護観察に付される。

家庭裁判所は、少年を保護観察に付する決定をする場合（ただし、特定少年については、2年の保護観察に付する決定をする場合に限る。）、短期保護観察又は交通短期保護観察が相当である旨の処遇勧告をすることがあり、その場合、この勧告に沿った保護観察が行われる。短期保護観察は、交通事故以外の非行少年であって、非行性の進度がそれほど深くなく、短期間の保護観察により更生が期待できる者を対象とするものである。交通短期保護観察は、交通事故による非行少年であって、一般非行性がないか又はその進度が深くなく、交通関係の非行性も固定化していない者を対象とするものであり、通常の処遇に代えて、集団処遇を中心とした処遇を集中的に実施している。特定少年を対象とする更生指導については、本節3項（7）参照。

2 少年の保護観察対象者

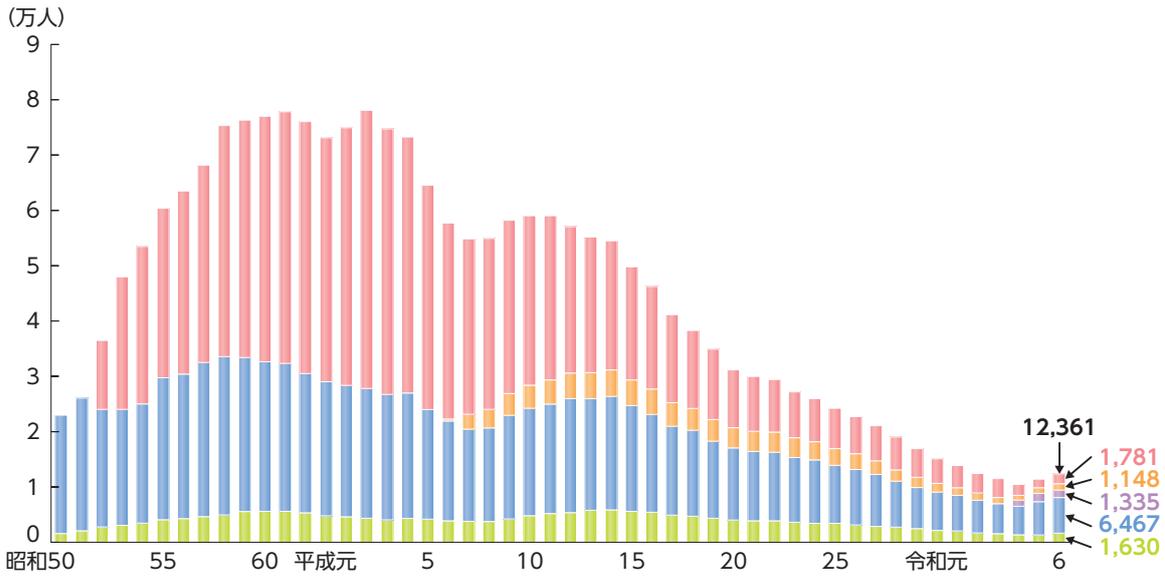
（1）保護観察開始人員の推移

保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）及び**少年院仮退院者**（少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）について、保護観察開始人員の推移（最近50年間）及び令和6年における特定少年の保護観察開始人員の保護観察種別構成比を見ると、**3-2-5-1図**のとおりである。保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成11年以降減少し続けていたが、令和6年は前年に引き続き増加し、1万731人（前年比649人（6.4%）増）であった。女子比（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）は、平成元年以降9～14%台で推移しており、令和6年は11.8%（同0.2pt低下）であった。少年院仮退院者の保護観察開始人員は、平成15年以降減少傾向にあったが、令和6年は前年と比べて増加し、1,630人（同303人（22.8%）増）であった。女子比は、平成元年以降9～12%台、24年以降は6～9%台で推移しており、令和6年は8.6%（同0.2pt低下）であった。また、特定少年について見ると、同年は、保護観察処分少年5,883人（うち更生指導1,335人）、少年院仮退院者783人であった（CD-ROM資料**2-9**参照）。

3-2-5-1図 少年の保護観察開始人員の推移・特定少年の保護観察開始人員の保護観察種別構成比

(昭和50年～令和6年)

① 少年の保護観察開始人員の推移



(令和6年)

② 特定少年の保護観察開始人員の保護観察種別構成比



- 保護観察処分少年のうち、交通短期保護観察の対象者
- 保護観察処分少年のうち、短期保護観察の対象者
- 保護観察処分少年のうち、更生指導の対象者
- 保護観察処分少年のうち、交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除いたもの
- 少年院仮退院者

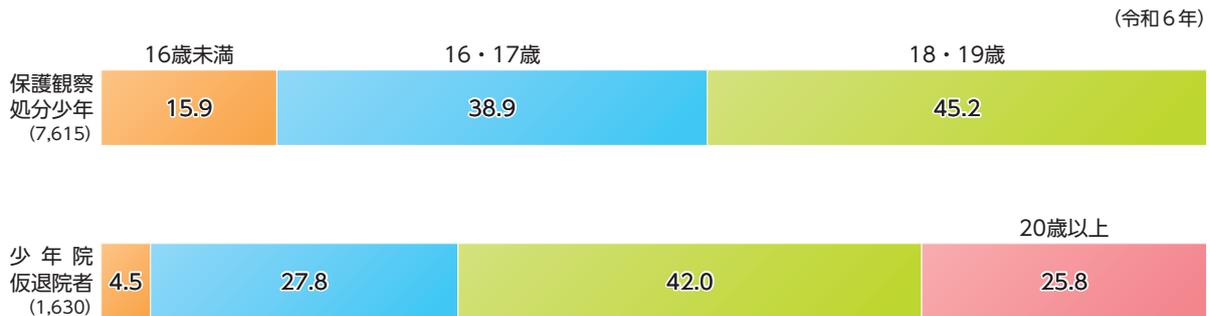
注 1 保護統計年報による。
 2 「交通短期保護観察」、「短期保護観察」及び「更生指導」については、それぞれ制度が開始された昭和52年、平成6年、令和4年以降の数値を計上している。
 3 ②は、①のうち、家庭裁判所の決定において、特定少年として保護処分に付された者の構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

保護観察処分少年(交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。)及び少年院仮退院者について、令和6年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見ると、3-2-5-2図のとおりである。

3-2-5-2図 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

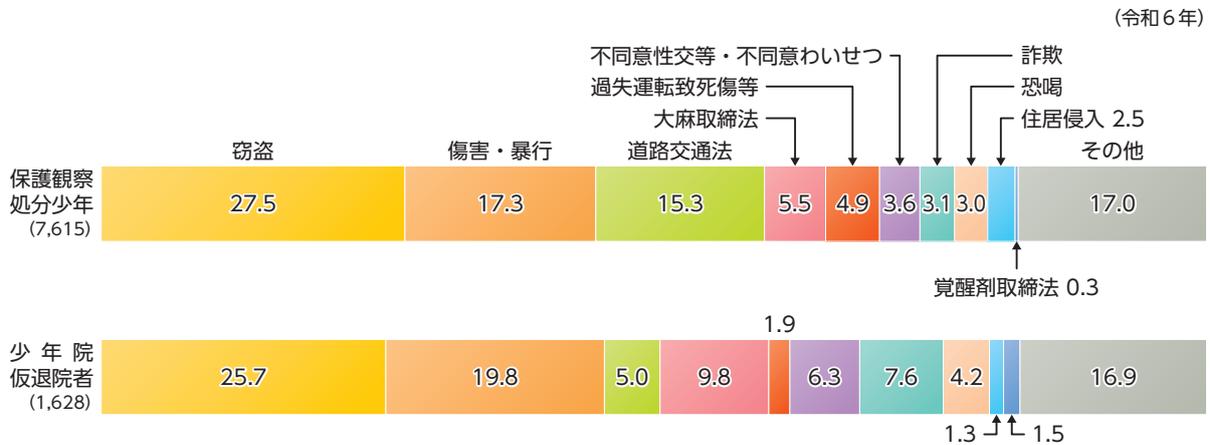


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

イ 非行名

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和6年における保護観察開始人員の非行名別構成比を見ると、3-2-5-3図のとおりである。保護観察処分少年では、男子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、道路交通法違反の順であり、女子は窃盗が最も高く、次いで、道路交通法違反、傷害・暴行の順であった。少年院仮退院者では、男子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、大麻取締法違反（令和5年法律第84号による改正後の大麻に係る麻薬取締法違反を含み、大麻草栽培規制法違反を含まない。）の順であり、女子は窃盗が最も高く、次いで、詐欺、傷害・暴行の順であった（CD-ROM 参照）。

3-2-5-3図 少年の保護観察開始人員の非行名別構成比

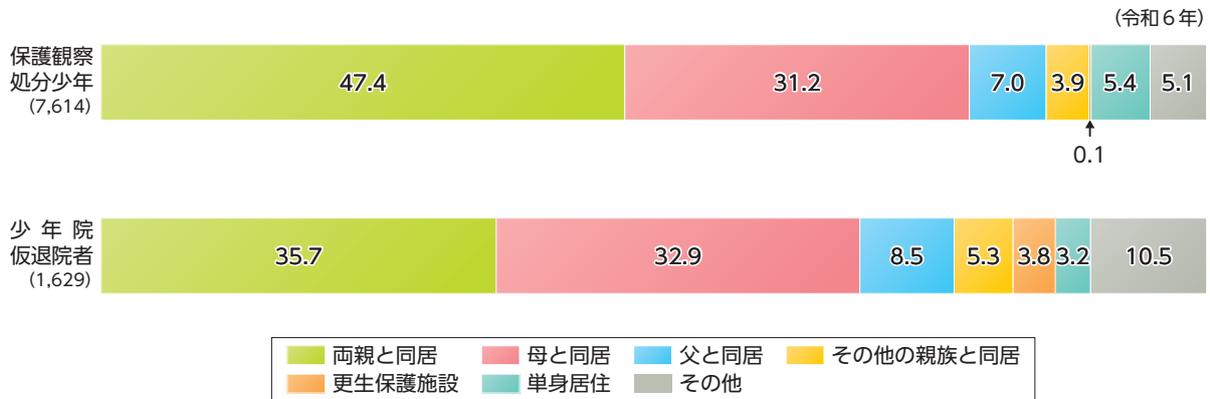


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 少年院仮退院者は、施設送致申請に基づき少年法26条の4第1項の決定により少年院に收容され仮退院した2人を除く。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻に係る麻薬取締法違反を含み、大麻草栽培規制法違反を含まない。
 5 () 内は、実人員である。

ウ 居住状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和6年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると、3-2-5-4図のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM 参照）。

3-2-5-4図 少年の保護観察開始人員の居住状況別構成比

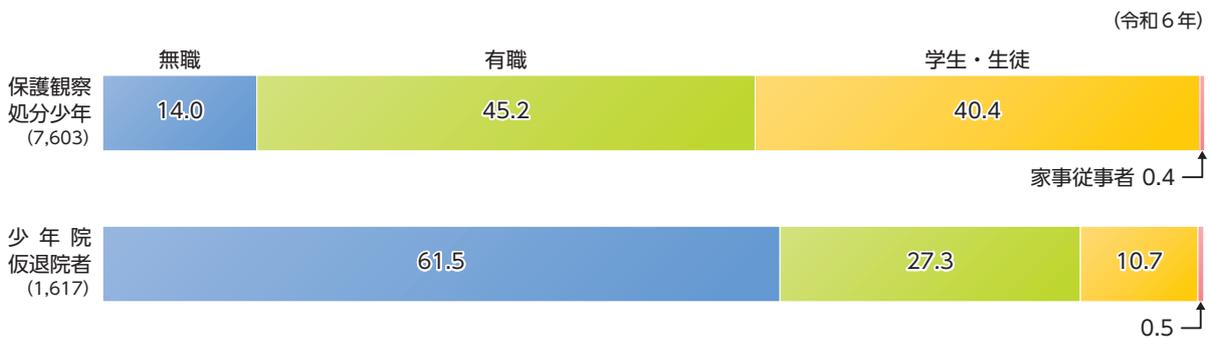


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 4 「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
 5 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅等である。
 6 居住状況が不詳の者を除く。
 7 () 内は、実人員である。

エ 就学・就労状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和6年における保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-2-5-5図のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM 参照）。

3-2-5-5図 少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の就学・就労状況による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 4 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

3 少年の保護観察対象者に対する処遇

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇は、特定暴力対象者に対する処遇及び中間処遇制度を除き、基本的に、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する処遇と同様である（第2編第5章第3節2項参照）。

(1) 類型別処遇

保護観察所においては、保護観察処分少年（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下（1）において同じ。）及び少年院仮退院者に対しても、**類型別処遇**（第2編第5章第3節2項（2）参照）を実施している。令和6年末現在における保護観察処分少年及び少年院仮退院者の類型の認定状況を見ると、**3-2-5-6表**のとおりである。

3-2-5-6表 少年の保護観察対象者の類型認定状況

（令和6年末現在）

領域区分	類 型	保護観察処分少年		少年院仮退院者	
関係性領域	児童虐待	2	(0.0)	—	
	配偶者暴力	14	(0.2)	1	(0.0)
	家庭内暴力	119	(1.4)	40	(1.8)
	ストーカー	55	(0.6)	10	(0.5)
不良集団領域	暴力団等	43	(0.5)	23	(1.0)
	暴走族	275	(3.2)	85	(3.8)
	特殊詐欺	228	(2.6)	259	(11.7)
社会適応領域	就労困難	941	(10.9)	572	(25.9)
	就学	2,114	(24.4)	269	(12.2)
	中学生	428	(4.9)	24	(1.1)
	精神障害	1,451	(16.8)	689	(31.1)
	発達障害	955	(11.0)	456	(20.6)
嗜癖領域	知的障害	474	(5.5)	225	(10.2)
	薬物	931	(10.8)	655	(29.6)
	アルコール	169	(2.0)	111	(5.0)
	性犯罪	932	(10.8)	241	(10.9)
	ギャンブル	37	(0.4)	29	(1.3)
	嗜癖的窃盗	36	(0.4)	6	(0.3)

- 注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 「中学生」は、「就学」の内数である。
 4 「発達障害」及び「知的障害」は、「精神障害」の内数である。
 5 ()内は、令和6年末現在、保護観察中の保護観察処分少年（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の各総数（類型が認定されていない者を含む。）のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

(2) 凶悪重大な事件を起こした少年に対する処遇

非行の態様が凶悪又は特異で、被害者が死亡し又はこれに準ずる重大な結果がもたらされるなどして、社会の耳目を集めた事件を起こし、保護観察の実施において特段の配慮を要すると認められる保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、重点的な処遇期間（保護観察開始後1年間）を定め、保護観察官の関与を深めるとともに、しよく罪指導プログラム（第2編第5章第3節2項（4）参照）を実施するなど、より適正かつ充実した処遇を行っている。

(3) 専門的処遇プログラム

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しては、その者の非行事実等に照らして必要と認められる場合、その特性等に十分配慮した上で、**専門的処遇プログラム**を受けることを生活行動指針として定め、当該プログラムを実施している（第2編第5章第3節2項（3）参照）。各専門的処遇プログラ

ムの対象者のうち、18歳以上で、その必要性が認められるものについては、当該プログラムを受けることを特別遵守事項として定めて受講を義務付けている。令和6年における各プログラムの開始人員（特別遵守事項により受講を義務付けられた者に限る。）は、性犯罪再犯防止プログラム136人、薬物再乱用防止プログラム311人、暴力防止プログラム78人、飲酒運転防止プログラム2人であった（法務省保護局の資料による。）。

（4）社会貢献活動

保護観察所においては、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、社会性の向上、自己有用感の涵養、規範意識の強化等を図るため、**社会貢献活動**を実施している（社会貢献活動の内容及び実施状況については、第2編第5章第3節2項（11）参照）。

（5）就労支援・修学支援等

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**に基づく計画的な就労支援及び**更生保護就労支援事業**による寄り添い型の就労支援が行われている（第2編第5章第3節2項（9）参照）。また、保護観察所では、保護処分時に特定少年であって、就労に係る遵守事項が設定された者のうち、就労意欲に乏しいものや、当面就労の見込みがないものなどに対して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことを目的とするジョブキャリア学習を実施している。さらに、沼田町就業支援センターでは、将来の就農に意欲を持つ保護観察処分少年、少年院仮退院者及び若年仮釈放者を宿泊させて、実習農場等において職業訓練を実施している（同項（10）参照）。

令和5年4月から、保護観察所では、修学の継続等のために支援が必要と認められる保護観察処分少年、少年院仮退院者等に対し、個々の対象者の抱える課題等に応じて、学習支援、学校等の関係機関とのケース会議の実施などを組み合わせた支援を行う修学支援パッケージを実施している。修学支援パッケージでは、修学・就労への動機付けを高めることを目的としたキャリア教育を積極的に実施することとしており、民間企業と共同で開発した保護観察処分少年、少年院仮退院者等を対象とするキャリア発達支援ツールである CANVAS (Career education for Appreciating New Values and Adventurously Sailing against the wind) が同年9月から一部の保護観察所で、7年5月からは全ての保護観察所で試行されている。

（6）保護者に対する措置

保護観察所においては、少年の保護観察対象者の保護者に対し、少年の生活実態等を把握して適切にその監護に当たるべきことや、少年の改善更生を妨げていると認められる保護者の行状を改めるべきことについて指導又は助言を行うほか、少年の非行に関連する問題の解消に資する知識等の提供を目的とする講習会や、保護者同士が子育てに関する経験、不安や悩みを話し合う**保護者会**を開催するなどしている。令和6年度においては、講習会・保護者会等を34回実施し、164人が参加した（法務省保護局の資料による。）。

（7）更生指導

特定少年に付される6月の保護観察は、比較的軽微な罪を犯し、その問題性が比較的小さく、遵守事項違反の場合の収容の仕組みがなくても改善更生を図ることができると認められた者に対して課すことが想定されており、不良措置（本節4項（2）参照）をとることができない枠組みで行う。この保護観察においては、毎月1回、保護観察官に対し自己の生活状況について報告させるとともに、個々の課題に応じて、期間中に1回から数回、交通講習や社会貢献活動等の必要な講習等を受けさせる処遇（**更生指導**）を行っている。ただし、生活環境の改善・調整など補導援護の措置を特に継続し

て行う必要があると認められ、家庭裁判所からその旨の処遇勧告がなされた場合などには、必要に応じて担当保護司を指名し、毎月1回以上、保護観察官又は保護司を訪問させて生活状況を報告させ、状況に応じて必要な補導援護の措置を行っている。

4 少年の保護観察対象者に対する措置

(1) 良好措置

保護観察処分少年は、原則として、20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間。保護処分時に特定少年であり、6月又は2年の保護観察に付された者については当該期間。）保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると認められるに至ったときは、保護観察所の長の判断により、**解除**の措置がとられて保護観察は終了する。また、保護観察所の長の判断により、一定期間、指導監督、補導援護等を行わず経過を観察する**一時解除**の措置がとられることもある。少年院仮退院者は、少年院の収容期間（収容すべきであった期間）の満了まで保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると認められるに至ったときは、保護観察所の長の申出に基づき地方更生保護委員会が退院を決定し、保護観察は終了する。令和6年に解除となった者（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）は4,632人、そのうち特定少年は2,261人であった。また、一時解除となった者は2人、退院となった者は83人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

保護観察所の長は、保護観察処分少年（保護処分時に特定少年であり、6月又は2年の保護観察に付された者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、これを遵守するよう**警告**を発することができる。なお遵守事項を遵守せず、その程度が重いときは、家庭裁判所に対し、新たな保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致又は少年院送致の決定をするように申請（**施設送致申請**）することができる。また、保護観察所の長は、新たにぐ犯事由があると認めるときは、家庭裁判所に**通告**することができる。令和6年に警告がなされた者は17人、施設送致申請がなされた者は3人、通告がなされた者は2人であった（保護統計年報及び法務省保護局の資料による。）。

保護観察所の長は、保護処分時に特定少年であり、2年の保護観察に付された者が遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、家庭裁判所に対し、少年院に収容する旨の決定（**収容決定**）を申請することができる（ただし、保護観察に付された際に1年以下の範囲内で定められた収容可能期間を満了していないときに限る。）、家庭裁判所の決定により、当該者は収容可能期間の範囲内で第5種少年院に収容される。その場合、家庭裁判所の決定があった時から保護観察は停止し、地方更生保護委員会の決定により退院が許され釈放された時又は収容可能期間が満了した時から保護観察の期間は再び進行する。令和6年に収容決定申請がなされた者は3人であった（保護統計年報による。）。

少年院仮退院者（保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、保護観察所の長の申出と地方更生保護委員会の申請を経て、家庭裁判所の決定により、少年院に再収容（**戻し収容**）することがある。令和6年に戻し収容となった者は2人であった（保護統計年報による。）。

保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときは、地方更生保護委員会の**仮退院の取消し**決定により、再び少年院に収容されることがある。令和6年に仮退院の取消し決定により再び少年院に収容された者は2人であった（保護統計年報による。）。

5 少年の保護観察の終了

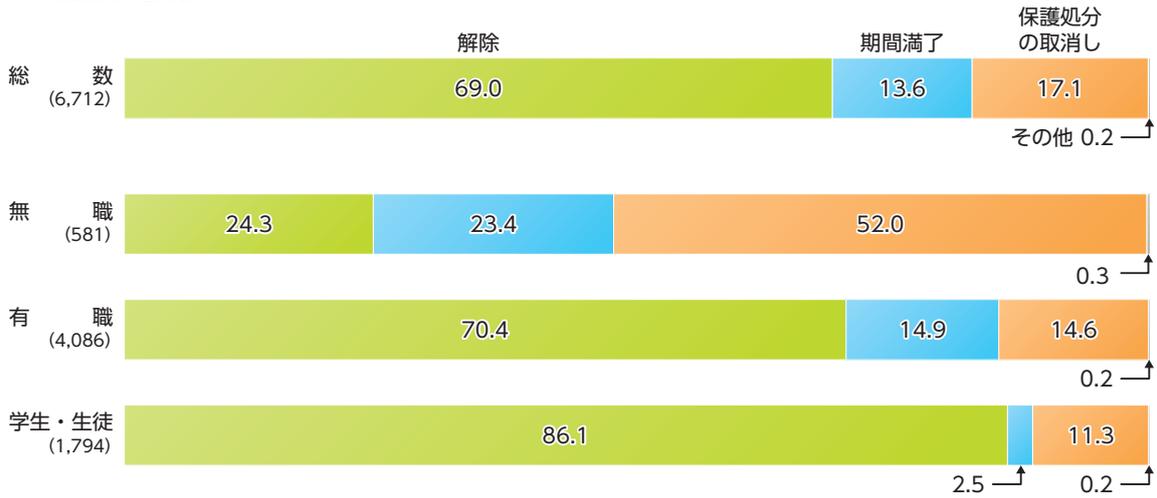
保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及

び少年院仮退院者について、令和6年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を総数及び保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、3-2-5-7図のとおりである。保護観察終了時に無職である者は、保護観察処分少年では52.0%、少年院仮退院者では39.3%が、保護処分の取消し（競合する新たな処分を受けたことなどにより、保護処分が取り消されること）で保護観察が終了している（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。

3-2-5-7図 少年の保護観察終了人員の終了事由別構成比（総数、終了時の就学・就労状況別）

(令和6年)

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
 4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 5 「その他」は、死亡等である。
 6 () 内は、実人員である。

第1節 概要

1 起訴と刑事裁判

検察官は、家庭裁判所から刑事処分相当として少年の事件の送致を受けた場合、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、原則として、公訴を提起しなければならない。

起訴された少年の公判の手続は、20歳以上の者の場合とほぼ同様である。ただし、裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定で、事件を家庭裁判所に移送する。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行（第2編第1章1項（1）参照）に伴い、少年の刑事裁判においても拘禁刑が言い渡されることとなった。少年を有期拘禁刑をもって処断すべきときは、刑の執行を猶予する場合を除き、処断すべき刑の範囲内において、長期（15年を超えることはできない。）を定めるとともに、長期の2分の1（長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間。以下この項において同じ。）を下回らない範囲内において短期（10年を超えることはできない。）を定めて、不定期刑を言い渡す。また、不定期刑の短期は、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の2分の1を下回らず、かつ、長期の2分の1を下回らない範囲内において、処断刑の下限を下回る期間を定めることができる。ただし、特定少年に対しては、20歳以上の者と同様に、不定期刑ではなく最長30年以下の範囲で定期刑を言い渡す。

犯行時18歳未満の者には、死刑をもって処断すべきときは無期拘禁刑を科さなければならず、無期拘禁刑をもって処断すべきときであっても、有期拘禁刑を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。

2 刑の執行

特定少年を除く少年の受刑者は、主として少年刑務所に収容され、20歳以上の受刑者と分離し、特に区画した場所でその刑の執行を受ける。18歳及び19歳の少年の受刑者と20歳以上の受刑者との接触については、個々の少年の受刑者の情操に配慮し、必要な措置を講ずることとされている。拘禁刑の言渡しを受けた16歳未満の少年に対しては、16歳に達するまでは、第4種少年院（本編第2章第4節3項（1）参照）において刑の執行をすることができる。

3 仮釈放

少年のとき拘禁刑の言渡しを受けた者については、無期拘禁刑の言渡しを受けた者は7年（ただし、犯行時18歳未満であったことにより死刑をもって処断すべきところを無期拘禁刑の言渡しを受けた者については10年）、犯行時18歳未満であったことにより無期拘禁刑をもって処断すべきところを有期拘禁刑の言渡しを受けた者はその刑期の3分の1、不定期刑の言渡しを受けた者はその刑の短期の3分の1の期間をそれぞれ経過した後、仮釈放を許すことができる。ただし、特定少年のときに刑の言渡しを受けた者については、この限りではなく、20歳以上のときに拘禁刑の言渡しを受けた者の仮釈放（第2編第5章第2節1項参照）と同様に扱われる。

第2節 起訴と刑事裁判

1 検察庁での処理状況

3-3-2-1表は、令和6年における逆送事件（少年法20条又は62条に基づき家庭裁判所から検察官に送致された事件）の検察庁処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見たものである。

3-3-2-1表 逆送事件 検察庁処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和6年)

罪 名	総 数	起 訴		家庭裁判所に 再 送 致	不起訴・中止
			公判請求		
総 数	1,429	1,396 (1,370)	272 (256)	7 (6)	26
刑 法 犯	159	154 (139)	147 (132)	1 (1)	4
放 火	—	—	—	—	—
不同意わいせつ・不同意性交等	28	24 (23)	24 (23)	1 (1)	3
殺 人	5	5 (3)	5 (3)	—	—
傷 害	17	17 (16)	14 (13)	—	—
危険運転致死傷	8	8 (8)	8 (8)	—	—
窃 盗	38	37 (34)	36 (33)	—	1
強 盗	35	35 (34)	35 (34)	—	—
詐 欺	14	14 (8)	14 (8)	—	—
恐 喝	2	2 (2)	2 (2)	—	—
そ の 他	12	12 (11)	9 (8)	—	—
過失運転致死傷等	77	71 (71)	39 (39)	3 (3)	3
特 別 法 犯	1,193	1,171 (1,160)	86 (85)	3 (2)	19
道交違反を除く特別法犯	50	47 (46)	40 (39)	—	3
大 麻 取 締 法	13	12 (12)	12 (12)	—	1
覚 醒 剤 取 締 法	5	5 (5)	5 (5)	—	—
そ の 他	32	30 (29)	23 (22)	—	2
道 交 違 反	1,143	1,124 (1,114)	46 (46)	3 (2)	16

- 注 1 検察統計年報による。
 2 移送及び年齢超過後の処分を除く。
 3 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 4 ()内は、特定少年の人員で、内数であり、資料を入手し得た数値を計上している。

2 通常第一審の科刑状況

3-3-2-2表は、令和6年における少年の通常第一審での科刑状況を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。

3-3-2-2表 通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）

(令和6年)

罪 名	有罪 総数	死刑	無期 懲役	有期懲役・禁錮						罰金	家裁 移送
				不定期刑	定 期 刑						
					一部執行猶予		全部執行猶予				
					保 護 観 察 付	保 護 観 察 付					
総 数	89	-	-	-	88	-	-	58	9	1	-
刑 法 犯	35	-	-	-	35	-	-	6	4	-	-
わいせつ等	9	-	-	-	9	-	-	2	1	-	-
殺 人	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
傷 害	3	-	-	-	3	-	-	2	2	-	-
窃 盗	2	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-
強 盗	20	-	-	-	20	-	-	1	1	-	-
詐 欺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐 喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 法 犯	54	-	-	-	53	-	-	52	5	1	-
大麻取締法	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-
覚醒剤取締法	3	-	-	-	3	-	-	2	2	-	-
道路交通法	22	-	-	-	21	-	-	21	1	1	-
自動車運転 死傷処罰法	27	-	-	-	27	-	-	27	2	-	-
そ の 他	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-

注 1 司法統計年報による。

2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。

3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいう。

4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。

5 裁判時20歳未満の者に限る。

第3節 少年の受刑者

懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年であって、その刑の執行のため入所した受刑者（以下この節において「少年入所受刑者」という。）の人員は、昭和41年には1,000人を超えていたが、その後、大幅に減少し、63年以降は100人未満で推移し、令和6年は27人（前年比2人増）であった。同年における少年入所受刑者の人員を刑期（不定期刑は、刑期の長期による。）別に見ると、無期が0人、5年を超える者が10人、3年を超え5年以下の者が13人、3年以下の者が4人であった（CD-ROM資料3-11参照）。なお、同年は、少年入所受刑者中、一部執行猶予受刑者はいなかった（矯正統計年報による）。

少年の受刑者については、心身が発達段階にあり、可塑性に富んでいることから、刑事施設ではその特性に配慮した処遇を行っている。すなわち、矯正処遇課程として少年処遇課程を指定し、心身の発達段階を十分に考慮した処遇を通じて、社会常識を身に付けさせ、規範を遵守する習慣を養わせることなどを目指した矯正処遇を実施している。処遇要領の策定（第2編第4章第3節1項（1）参照）に関しては、導入期、展開期及び総括期に分けられた処遇過程ごとに、矯正処遇の目標及びその内容・方法を定めている。矯正処遇の実施に関しては、教科指導を重点的に行い、職業訓練を受けさせるなどの配慮をしている。さらに、改善指導の実施においても、犯した罪と向き合わせ、被害者等の心情等を認識させるとともに、出所後の進路選択や生活設計を具体的に検討させ、社会復帰に対する心構えを身に付けさせるよう配慮している。加えて、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、18歳以上の少年の受刑者については、民法上成年として扱われる年齢であることに鑑み、各種法令上の成年としての権利とそれに伴う責任等について理解させ、成年としての自覚を促すよう配慮している。

このほか、少年の受刑者ごとに1人以上の職員を指定し（個別担任制）、その個別担任において、他の職員と緊密な連携を図りつつ、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施している。

なお、16歳未満の少年のうち、義務教育未修了のため、主として教科指導を必要とするもの、心身に著しい障害があり、専門的医療措置を必要とするものその他少年院における矯正教育の効果が期待できるものについては、少年院在院受刑者処遇課程を指定し、同課程が指定された少年院において、矯正処遇ではなく、矯正教育を行う（3-2-4-10表参照）。

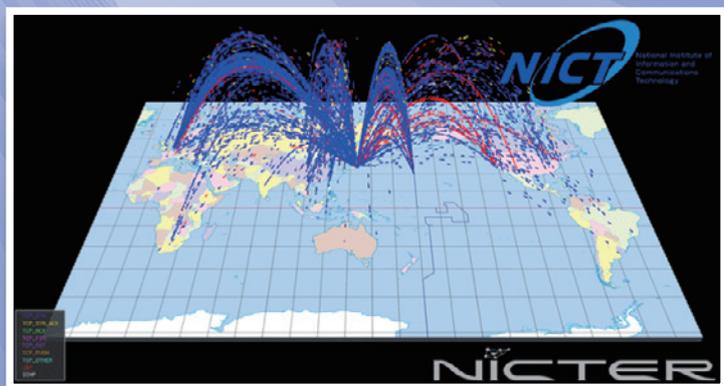
第4編

各種犯罪の動向と 各種犯罪者の処遇



令和6年度オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンポスター

【画像提供：こども家庭庁】



サイバー攻撃関連通信の観測状況

【画像提供：国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）】

- 第1章 交通犯罪
- 第2章 薬物犯罪
- 第3章 組織的犯罪・暴力団犯罪
- 第4章 財政経済犯罪
- 第5章 サイバー犯罪
- 第6章 児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪
- 第7章 男女別に見た犯罪
- 第8章 年齢層別に見た犯罪
- 第9章 外国人による犯罪・非行
- 第10章 精神障害のある者による犯罪等
- 第11章 公務員による犯罪

第1章 交通犯罪

第1節 交通犯罪関係法令の改正状況

1 自動車運転死傷処罰法

平成25年11月、自動車の運転による死傷事件に対して、運転の悪質性や危険性等の実態に応じた処罰ができるようにするため、**自動車運転死傷処罰法**が成立し、26年5月に施行された。この法律において、①従来の危険運転致死傷罪が刑法から移されて規定されるとともに（当時の第2条1から5号）、危険運転致死傷罪の新たな類型として、通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して人を死傷させた場合が追加され（当時の同条6号）、②アルコール、薬物又は病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合について、従来の危険運転致死傷罪より刑の軽い、新たな危険運転致死傷罪として新設された（第3条）。また、③従来の自動車運転過失致死傷罪が刑法から移されて過失運転致死傷罪として規定されるとともに（第5条）、④アルコール又は薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転して過失により人を死傷させ、その運転のときのアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為をした場合について、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設され（第4条）、⑤危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪及び過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪を犯した時に無免許運転であったときは、刑を加重する規定が新設された（第6条）。

さらに、令和2年法律第47号による改正では、いわゆるあおり運転（あおり運転については、本節2項参照）に関し、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転して人を死傷させた場合（第2条5号）、②高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせて人を死傷させた場合（同条6号）が、危険運転致死傷罪の新たな類型として追加された（令和2年7月施行）。なお、本改正により、改正前の第2条5号は7号、同条6号は8号となった。

2 道路交通法

道路交通法については、令和元年法律第20号による改正で、①自動車の自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定が整備されるとともに、②自動車等を運転中に携帯電話等を使用する行為等の法定刑が引き上げられた（①は令和2年4月施行、②は元年12月施行）。

令和2年法律第42号による改正では、①他の車両等の通行を妨害する目的で、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反（通行区分、急ブレーキ禁止、車間距離保持等の規定違反）行為をした者を妨害運転（あおり運転）として処罰する規定や、妨害行為により高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者を加重処罰する規定等を新設し、②一定の違反行為をした75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合、運転免許証の更新期間満了日の前6か月以内に、運転技能検査を受けなければならないが、公安委員会は、運転技能検査の結果が、一定の基準に達しない者には運転免許証の更新をしないことができるとするなどの高齢運転者対策を充実・強化した（①は令和2年6月施

行、②は4年5月施行)。

令和4年法律第32号による改正では、①特定自動運行に係る許可制度が創設され、②新たな交通主体である㊦電動キックボード等の特定小型原動機付自転車や㊧自動配送ロボット等の遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備されるとともに、③運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定が整備されるなどした(①及び②㊦は令和5年4月施行、②㊧は同年7月施行、③は7年3月施行)。

令和6年法律第34号による改正では、自転車等の交通事故防止のため、①自転車運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転が禁止され、罰則規定が整備されるとともに、②車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するための新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、自動車等は自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行し、自転車等はできる限り道路の左側端に寄って通行する規定が創設され、③自転車等の運転者(16歳未満の者を除く。)がした一定の違反行為を交通反則通告制度の対象とする規定が整備されるなどした(①は令和6年11月1日施行、②及び③は8年4月1日施行)。

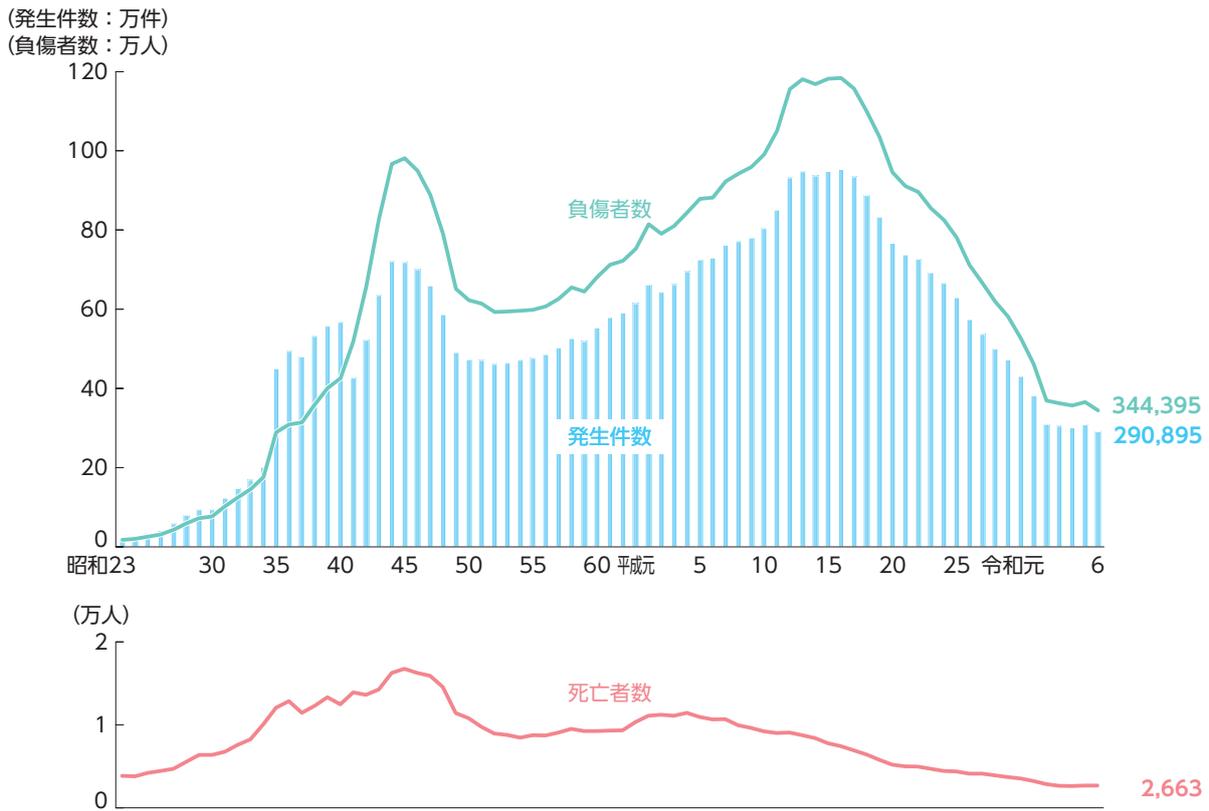
第2節 犯罪の動向

1 交通事故の発生動向

交通事故(道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。以下この節において同じ。)の発生件数及び交通事故による死傷者数の推移(23年以降)は、[4-1-2-1図](#)のとおりである。発生件数及び負傷者数は、平成17年以降減少傾向にあり、令和6年はそれぞれ29万895件(前年比5.5%減)、34万4,395人(同5.8%減)であった。死亡者数は、平成元年以降で見ると4年(1万1,452人)をピークに減少傾向にあり、令和6年は2,663人(同15人減)であった(CD-ROM資料[4-1](#)参照)。

4-1-2-1図 交通事故 発生件数・死傷者数の推移

(昭和23年～令和6年)

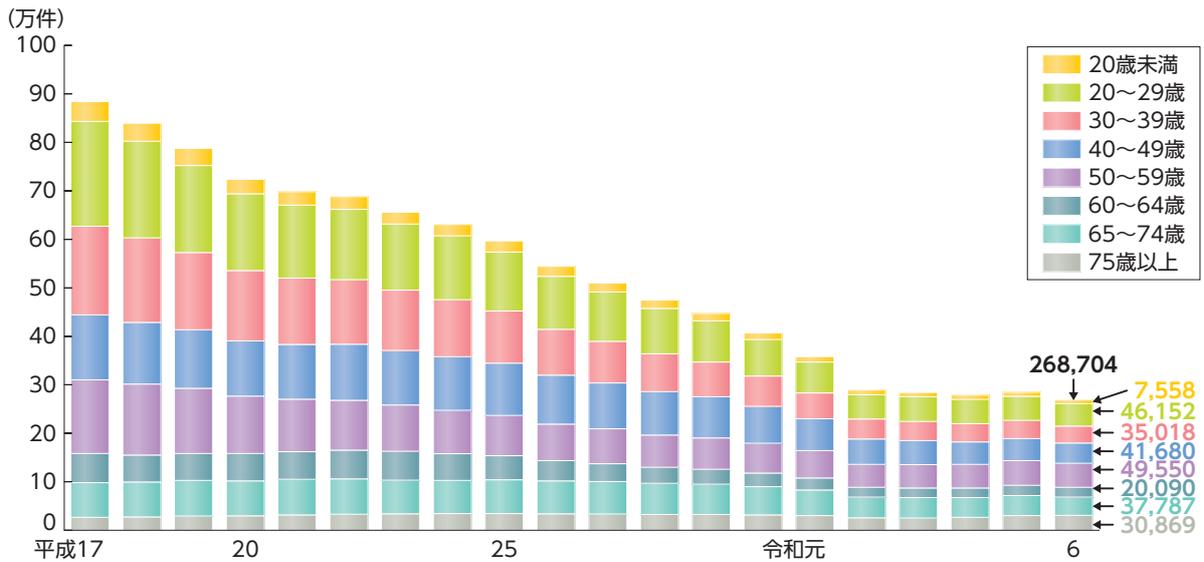


- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「発生件数」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。
 3 「発生件数」及び「負傷者数」は、昭和34年以前は、2万円以下の物的損害及び1週間以下の負傷の事故を除く。
 4 「死亡者」は、交通事故により発生から24時間以内に死亡した者をいう。

交通事故の発生件数（第一当事者（事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。以下この項において同じ。）が自動車、自動二輪車及び一般原動機付自転車の運転者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を第一当事者の年齢層別に見ると、4-1-2-2図のとおりである。20歳未満は、平成13年から減少し続けており、令和6年は7,558件（前年比7.5%減）であった。また、20～29歳も、平成13年から減少傾向にあり、令和6年は4万6,152件（同6.8%減）であった。65～74歳は、平成19年（7万3,609件）まで増加し続けた後は減少傾向にあり、令和6年は3万7,787件（同8.6%減）であった。75歳以上は、平成25年（3万4,759件）まで増加し続けた後は減少傾向にあったが、令和4年から3年連続で増加し、6年は3万869件（同1.8%増）であった。交通事故の発生件数における高齢者率（第一当事者が高齢者であるものが占める比率をいう。）は、上昇し続けており、同年は25.6%（同0.4pt上昇）であった（CD-ROM参照）。なお、交通事故による死亡者数を年齢層別に見ると、そのうちの高齢者が占める比率は、同年は56.8%（同2.1pt上昇）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-2図 交通事故 発生件数の推移（第一当事者の年齢層別）

(平成17年～令和6年)



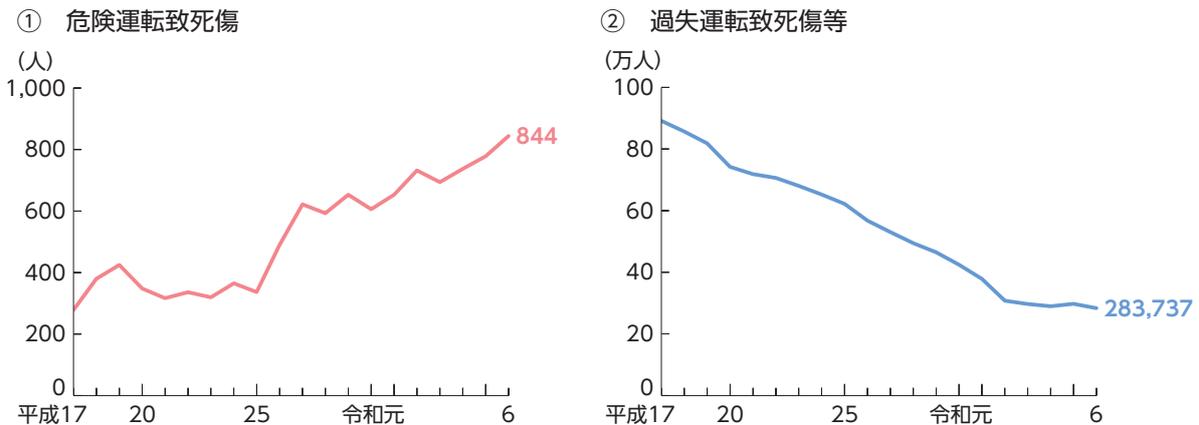
- 注 1 警察庁交通局の統計及び資料による。
 2 「第一当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。
 3 第一当事者が自動車、自動二輪車及び一般原動機付自転車の運転者に係るものに限る。
 4 事故発生時の年齢による。

2 危険運転致死傷・過失運転致死傷等

危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員の推移（最近20年間）を見ると、4-1-2-3図のとおりである。危険運転致死傷の検挙人員は、自動車運転死傷処罰法（本章第1節1項参照）が施行された平成26年以降は増加傾向にあり、令和6年は844人（前年比8.5%増）であった。過失運転致死傷等の検挙人員は、平成16年（90万119人）をピークにその後は減少傾向にあり、令和6年は28万3,737人（同4.6%減）であった（CD-ROM資料1-2参照）。

4-1-2-3図 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員の推移

(平成17年～令和6年)



注 警察庁の統計による。

令和6年における危険運転致死傷・過失運転致死傷等の罪名別検挙人員は、4-1-2-4表のとおりである。両罪名については、自動車運転死傷処罰法（本章第1節1項参照）又は刑法が適用されるところ、危険運転致死傷（同表中自動車運転死傷処罰法における①～④及び刑法における⑨）の検挙人員は844人（前年比66人増）であり、うち致死事件の検挙人員は42人（同9人増）であった。過失運転致死傷等（同表中自動車運転死傷処罰法における⑤～⑧及び刑法における⑩～⑫）の検挙人員は28万3,737人（同1万3,685人減）であり、うち致死事件の検挙人員は2,186人（同24人減）であった（CD-ROM参照）。

なお、犯罪少年による危険運転致死傷の検挙状況については、第3編第1章第2節3項参照。

4-1-2-4表 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員

(令和6年)

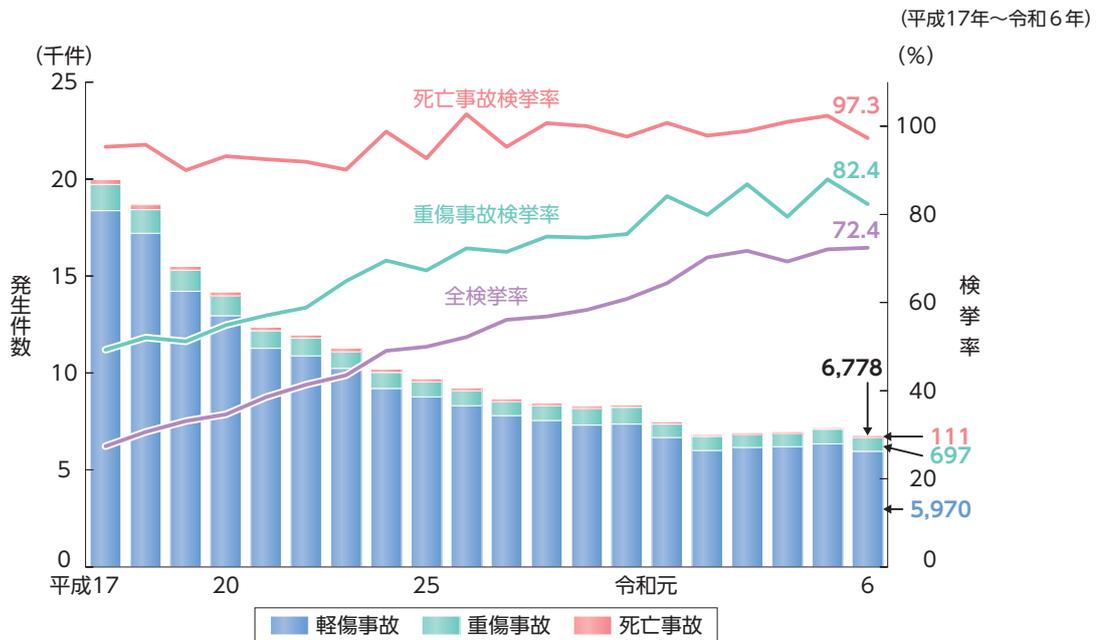
罪 名	検 挙 人 員	致 傷 致 死	
		致 傷	致 死
自動車運転死傷処罰法	277,920	275,726	2,194
①危険運転致死傷（2条）	499	463	36
②危険運転致死傷（3条）	298	292	6
③無免許危険運転致死傷（6条1項）	37	37	...
④無免許危険運転致死傷（6条2項）	10	10	-
⑤過失運転致死傷	275,835	273,705	2,130
⑥過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	96	93	3
⑦無免許過失運転致死傷	1,141	1,122	19
⑧無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	4	4	-
刑 法	6,661	6,627	34
⑨危険運転致死傷	-	-	-
⑩自動車運転過失致死傷等	205	190	15
⑪重過失致死傷	4,751	4,745	6
⑫過失致死傷	1,705	1,692	13

注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「刑法」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係る事案に限る。
 3 「⑨危険運転致死傷」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。
 4 「自動車運転過失致死傷等」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条1項前段及び2項に規定する罪をいう。

3 ひき逃げ事件

ひき逃げ事件（人の死傷を伴う交通事故に係る救護措置義務違反）の発生件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、4-1-2-5図のとおりである。発生件数は、平成12年以降急増した後、17年から減少傾向にあり、令和6年は6,778件（前年比405件（5.6%）減）であった（CD-ROM参照）。全検挙率は、平成16年に25.9%を記録した後、翌年から上昇傾向にあり、令和6年は72.4%（同0.3pt上昇）であった。死亡事故に限ると、検挙率は、おおむね90%を超える高水準で推移している。

4-1-2-5図 ひき逃げ事件 発生件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「全検挙率」は、ひき逃げの全事件の検挙率をいう。
 3 「重傷」は交通事故による負傷の治療を要する期間が1か月（30日）以上のもの、「軽傷」は同未満のものをいう。

4 道交違反

道交違反の取締件数は、告知事件（交通反則通告制度に基づき反則事件として告知された事件をいう。以下この項において同じ。）と送致事件（非反則事件として送致される事件をいう。以下この項において同じ。）を合わせた件数であり、平成15年以降800万件台で推移していたが、23年に800万件を下回ると、それ以降は減少傾向を示し、令和6年は425万8,504件（前年比27万3,365件（6.0%）減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

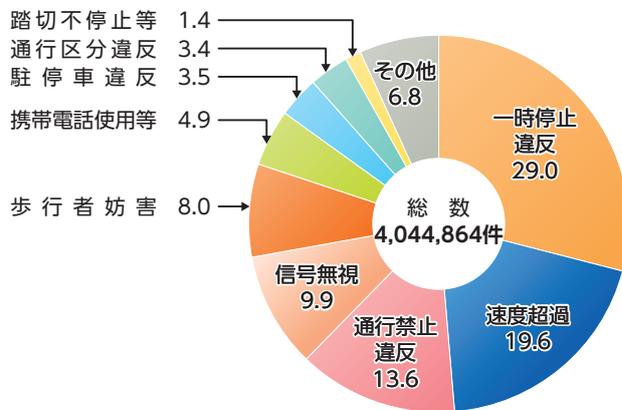
令和6年における道交違反の告知事件及び送致事件について、違反態様別構成比を見ると、**4-1-2-6図**のとおりである。

なお、犯罪少年による道路交通法違反の取締状況については、第3編第1章第2節3項参照。

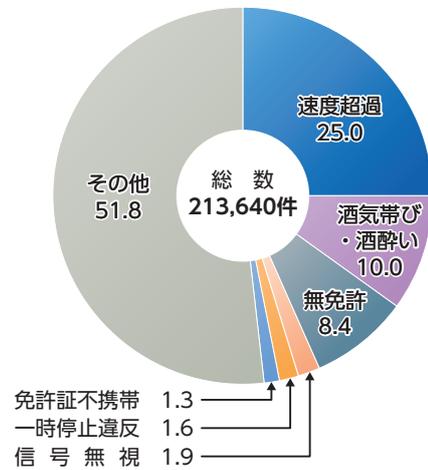
4-1-2-6図 道交違反 取締件数（告知事件・送致事件）の違反態様別構成比

（令和6年）

① 告知事件



② 送致事件



注 1 警察庁交通局の統計による。
2 ②において、軽車両等による違反は「その他」に計上している。

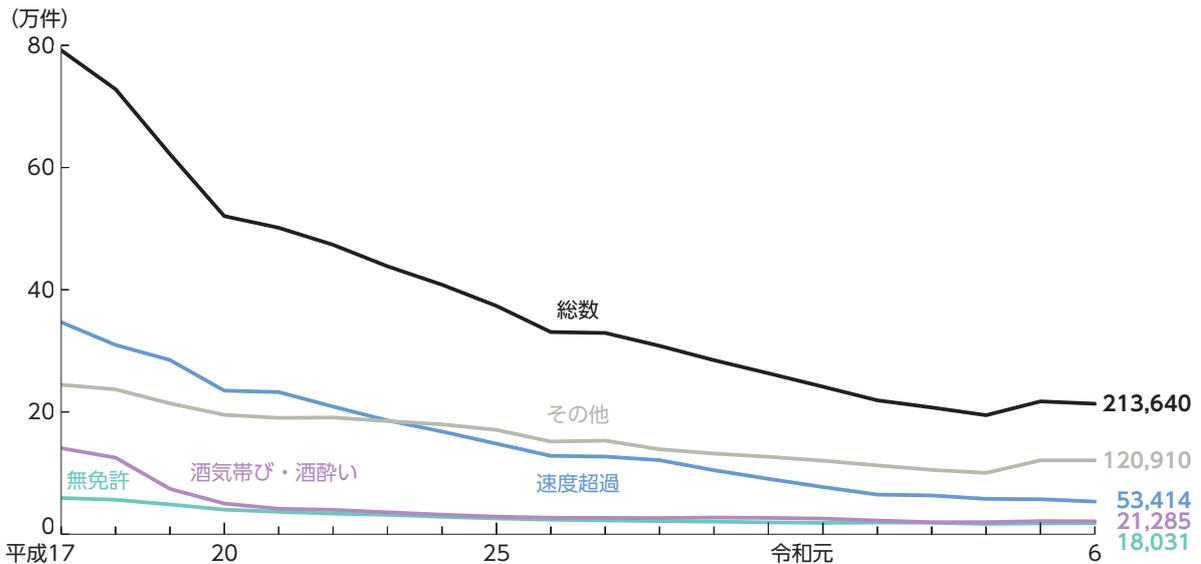
告知事件については、平成17年には816万5,633件まで増加したが、22年からは減少傾向にあり、令和6年は404万4,864件（前年比26万9,652件（6.2%）減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

送致事件の取締件数の推移（最近20年間）を見ると、**4-1-2-7図**のとおりである。その総数は、平成12年から減少傾向にあり、令和6年は21万3,640件（前年比1.7%減）であった。違反態様別に見ると、無免許運転は、平成10年以降減少傾向にあるが、令和5年から2年連続で増加し、6年は1万8,031件（同2.5%増）であった。速度超過は、平成14年以降減少し続けている。酒気帯び・酒酔いは、9年（34万3,593件）に平成期最多を記録したが、12年以降は、同年、19年及び20年の急減を含み減少傾向にあるところ、令和6年は2万1,285件（同0.8%減）であり、平成9年の約16分の1の水準であった（CD-ROM参照）。令和6年における妨害運転（妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合の加重処罰規定を含む。）は146件（同44件増）であった（警察庁交通局の資料による。）。

なお、近年、自転車を含む軽車両の違反に係る送致事件が増加傾向にあり、令和6年の送致件数は5万1,562件（前年比16.6%増）であった。また、5年7月から取締の対象となった特定小型原動機付自転車（本章第1節2項参照）の6年の取締件数は4万1,246件であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-7図 道交違反 取締件数（送致事件）の推移

(平成17年～令和6年)



注 1 警察庁交通局の統計による。
2 軽車両等による違反は、「その他」に計上している。

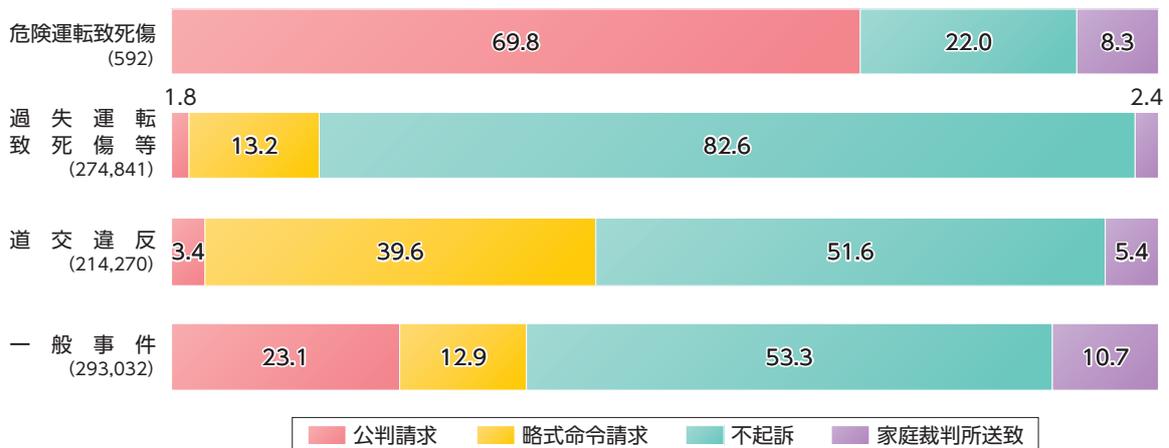
第3節 処遇

1 検察

4-1-3-1図は、令和6年における交通事件（危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道交違反の事件をいう。以下この節において同じ。）の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、それ以外の事件（以下この項において「一般事件」という。）と比較して見たものである。

4-1-3-1図 交通事件 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

(令和6年)



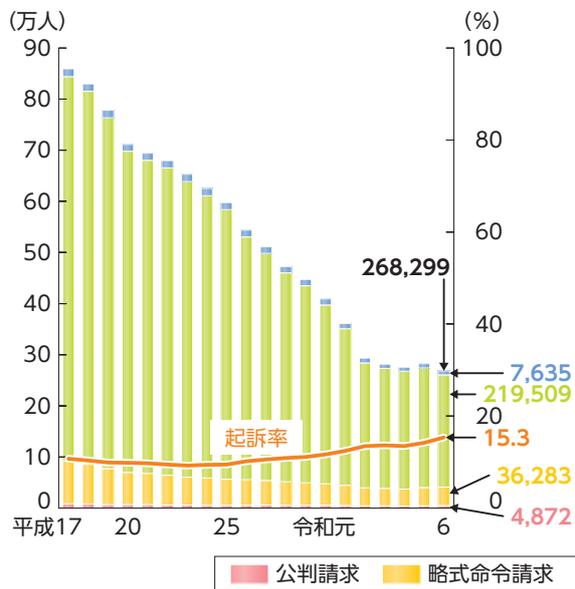
注 1 検察統計年報による。
2 「一般事件」は、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道交違反以外の事件である。
3 () 内は、人員である。

4-1-3-2図は、過失運転致死傷等及び道交違反の検察庁終局処理人員について、起訴・不起訴人員（処理区分別）及び起訴率の推移（最近20年間）を見たものである。過失運転致死傷等では、起訴猶予人員が、平成17年以降減少傾向にあるところ、起訴率は、昭和62年に大幅に低下して以降、平成23年までは低下傾向にあったが、24年からは緩やかな上昇傾向にあり、令和6年は15.3%（前年比1.2pt上昇）であった。一方、起訴猶予率は、平成23年（90.5%）をピークに低下傾向にあり、令和6年は84.2%であった。道交違反では、略式命令請求人員は、平成10年以降減少傾向にある。起訴・不起訴人員に占める略式命令請求人員の割合は、平成22年以降低下傾向にあり、令和6年は41.8%（同1.6pt低下）であった。起訴率も、昭和60年以降低下傾向にあり、令和6年は45.4%と、平成17年（81.7%）と比べて36.2pt低下した（CD-ROM参照）。

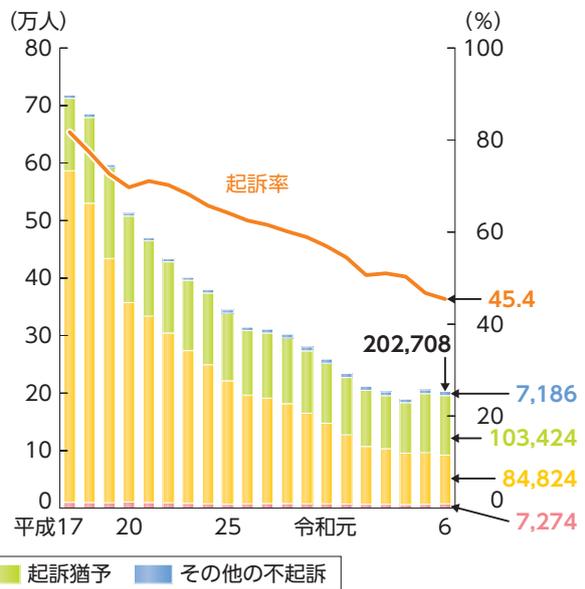
4-1-3-2図 過失運転致死傷等・道交違反 起訴・不起訴人員（処理区分別）等の推移

（平成17年～令和6年）

① 過失運転致死傷等



② 道交違反



注 検察統計年報による。

令和6年における危険運転致死傷の公判請求人員について、態様別に見ると、**4-1-3-3表**のとおりである。なお、「無免許」の者（16人）の内訳は、無免許運転で、「飲酒等影響」（6人）、「赤信号無視」（5人）、「飲酒等影響運転支障」（2人）、「高速度」（1人）、「妨害行為」（1人）又は「病気影響運転支障」（1人）の各態様による危険運転致死傷を犯した者である（検察統計年報による。）。

4-1-3-3表 危険運転致死傷による公判請求人員（態様別）

(令和6年)							
総数	飲酒等影響	高速度等	妨害行為	赤信号無視	通行禁止道路進行	飲酒等影響運転支障等	無免許
413	163	22	13	82	2	115	16

- 注 1 検察統計年報による。
 2 「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法2条1号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項前段に規定する罪をいう。
 3 「高速度等」は、自動車運転死傷処罰法2条2号及び3号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項後段に規定する罪をいう。
 4 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法2条4号、5号及び6号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項前段に規定する罪をいう。
 5 「赤信号無視」は、自動車運転死傷処罰法2条7号に規定する罪、令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条5号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項後段に規定する罪をいう。
 6 「通行禁止道路進行」は、自動車運転死傷処罰法2条8号に規定する罪及び令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条6号に規定する罪をいう。
 7 「飲酒等影響運転支障等」は、自動車運転死傷処罰法3条に規定する罪をいう。
 8 「無免許」は、自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪をいう。

2 裁判

令和6年に交通事件（保管場所法違反を除く。以下この項において同じ。）により通常第一審で懲役又は禁錮を言い渡された者について、これらの罪名ごとの科刑状況を見ると、**4-1-3-4表**のとおりである。危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では8.5%だったのに対し、同致死事件では94.4%であった。同致死事件では、言渡しを受けた者18人のうち14人の刑は5年を超えている。無免許危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪）事件について見ると、同致死事件の言渡し人員は該当がなく、同致傷事件で言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は33.3%であった。過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。以下この項において同じ。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では1.7%だったのに対し、同致死事件では4.7%であった。無免許過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法6条4項に規定する罪）事件については、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では16.4%、同致死事件では66.7%であった。道路交通法違反について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は13.6%であった。道路交通法違反では、言渡しを受けた者のうち1年未満の刑の者の割合は76.0%であったが、3年を超える刑の者も6人いた。

令和6年に交通事件で一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、過失運転致傷につき1人であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、自動車運転死傷処罰法違反及び道交違反について、第一審における罰金・科料の科刑状況は、**2-3-3-4表**参照。

4-1-3-4表 交通事故 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の科刑状況

(令和6年)

罪名	総数	10年を超える	10年以下	7年以下	5年以下	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
						実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予
危険運転致傷	342	-	-	1	6	6 (-)	9	9 (-)	65	3 (-)	200	4 (-)	39	-	-
危険運転致死	18	6	6	2	1	1 (-)	1	1 (-)	-	-	-	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条1項)	7	-	-	-	-	1 (-)	2	1 (-)	-	1 (-)	2	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条2項)	5	-	-	-	-	-	-	1 (-)	-	-	4	-	-	-	-
無免許危険運転致死(6条2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致傷	2,761	-	-	-	-	-	27	9 (-)	175	11 (-)	1,700	26 (1)	804	1 (-)	8
過失運転致死	1,058	-	-	-	1	7 (-)	123	29 (-)	256	13 (-)	618	-	11	-	-
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	43	-	-	-	-	-	1	2 (-)	9	1 (-)	29	1 (-)	-	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	3	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷	499	-	-	-	3	1 (-)	11	8 (-)	25	31 (-)	176	35 (-)	196	4 (-)	9
無免許過失運転致死	6	-	-	-	1	1 (-)	2	2 (-)	-	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法	5,380	-	-	1	5	2 (-)	29	17 (-)	67	112 (-)	1,059	416 (-)	2,855	179 (-)	638

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。
 3 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。
 4 罪名区分の()内は、自動車運転死傷処罰法の該当条文である。
 5 刑期区分の()内は、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員で、内数であり、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 矯正

令和6年における交通犯罪（危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この節において同じ。）の入所受刑者人員は900人（前年比8.7%減）であり、その内訳は危険運転致死傷が40人、過失運転致死傷等が177人、道路交通法違反が683人であった。なお、同年における交通犯罪の入所受刑者人員のうち、懲役受刑者の占める比率は96.6%であった。禁錮受刑者は31人であり、その内訳は全て過失運転致死傷等であった（矯正統計年報による。）。

4 保護観察

令和6年における交通犯罪の保護観察開始人員は、保護観察処分少年（更生指導（第3編第2章第5節3項（7）参照）の対象者を除く。）が3,342人（うち、交通短期保護観察の対象者は1,781人（**3-2-5-1**図参照）。なお、交通短期保護観察の対象者には、交通犯罪以外の非行名（保管場所法、道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）によるものを含む。）、少年院仮退院者が119人、仮釈放者が517人、保護観察付全部・一部執行猶予者が108人（うち一部執行猶予者が2人）であった。同年の保護観察開始人員について、罪名・非行名が危険運転致死傷の者は、保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）が27人、少年院仮退院者が6人、仮釈放者が44人、保護観察付全部・一部執行猶予者が7人（うち一部執行猶予者が1人）であった（保護統計年報による。）。

第2章 薬物犯罪

第1節 犯罪の動向

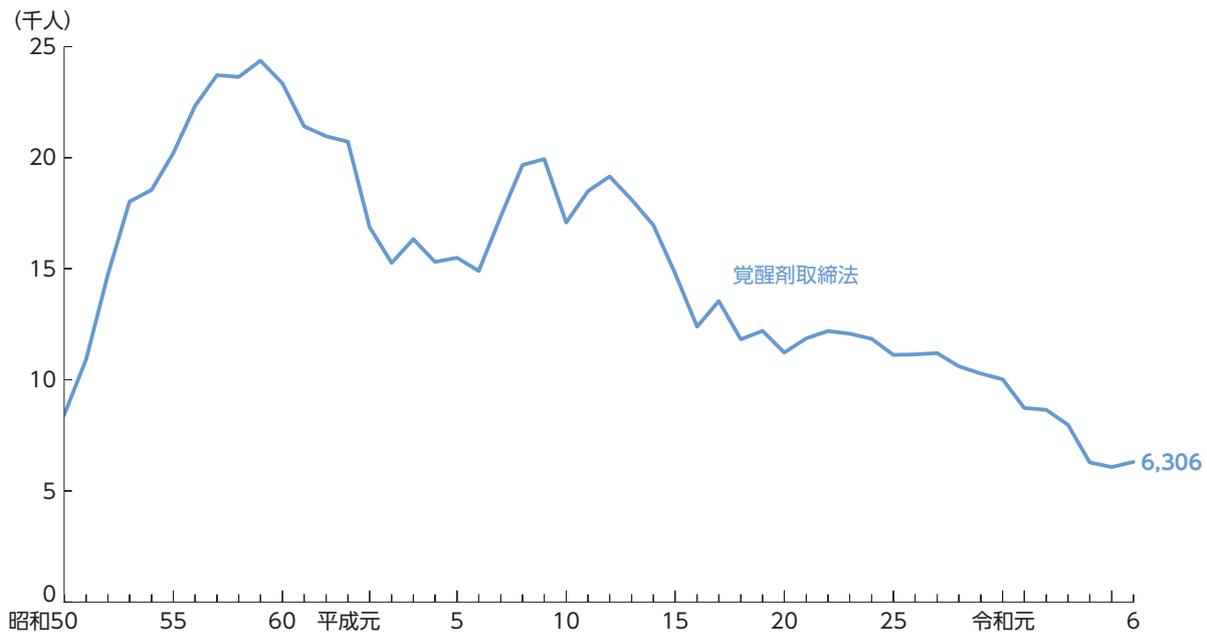
1 覚醒剤取締法違反

覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、**4-2-1-1図**のとおりである。29年（5万5,664人）をピークとして減少した後、45年から増加傾向となり、59年には2万4,372人を記録した。その後、増減を繰り返し、平成9年には1万9,937人に達したが、13年からは減少傾向にあり、令和6年は6,306人（前年比3.8%増）であった（CD-ROM参照。なお、検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、20歳以上につき**5-1-5図**①、20歳未満につき**5-5-2図**①を、それぞれ参照。

4-2-1-1図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

(昭和50年～令和6年)

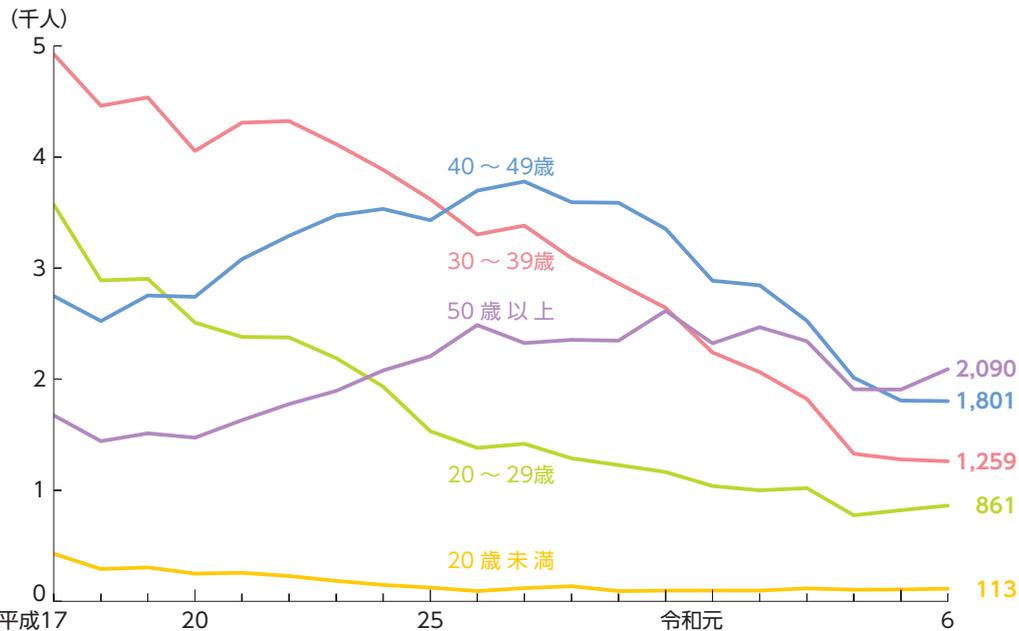


- 注 1 厚生労働省医薬局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

覚醒剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近20年間）は、**4-2-1-2図**のとおりである。平成29年以降、20歳未満はおおむね横ばいで推移しており、それ以外の年齢層ではおおむね減少傾向にある。令和6年の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、20歳未満が1.8%、20歳代が14.1%、30歳代が20.6%、40歳代が29.4%、50歳以上が34.1%であり、50歳以上が最も高い。

4-2-1-2図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成17年～令和6年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

4-2-1-3表は、令和6年に覚醒剤取締法違反により検挙された者（警察が検挙した者に限る。）のうち、営利犯で検挙された者及び暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下この項において同じ。）の各人員を違反態様別に見たものである。同年の営利犯で検挙された者の比率は8.4%であり、暴力団構成員等の比率は28.3%であった。

4-2-1-3表 覚醒剤取締法違反 営利犯・暴力団構成員等の検挙人員（違反態様別）

（令和6年）

区分	総数	密輸入	所持	譲渡し	譲受け	使用	その他
総数	6,124	138	2,013	243	80	3,483	167
営利犯	516 (8.4)	125 (90.6)	288 (14.3)	93 (38.3)	6 (7.5)	—	4 (2.4)
暴力団構成員等	1,736 (28.3)	23 (16.7)	626 (31.1)	107 (44.0)	8 (10.0)	941 (27.0)	31 (18.6)

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 () 内は、各違反態様による検挙人員総数に「営利犯」又は「暴力団構成員等」の人員がそれぞれ占める比率である。

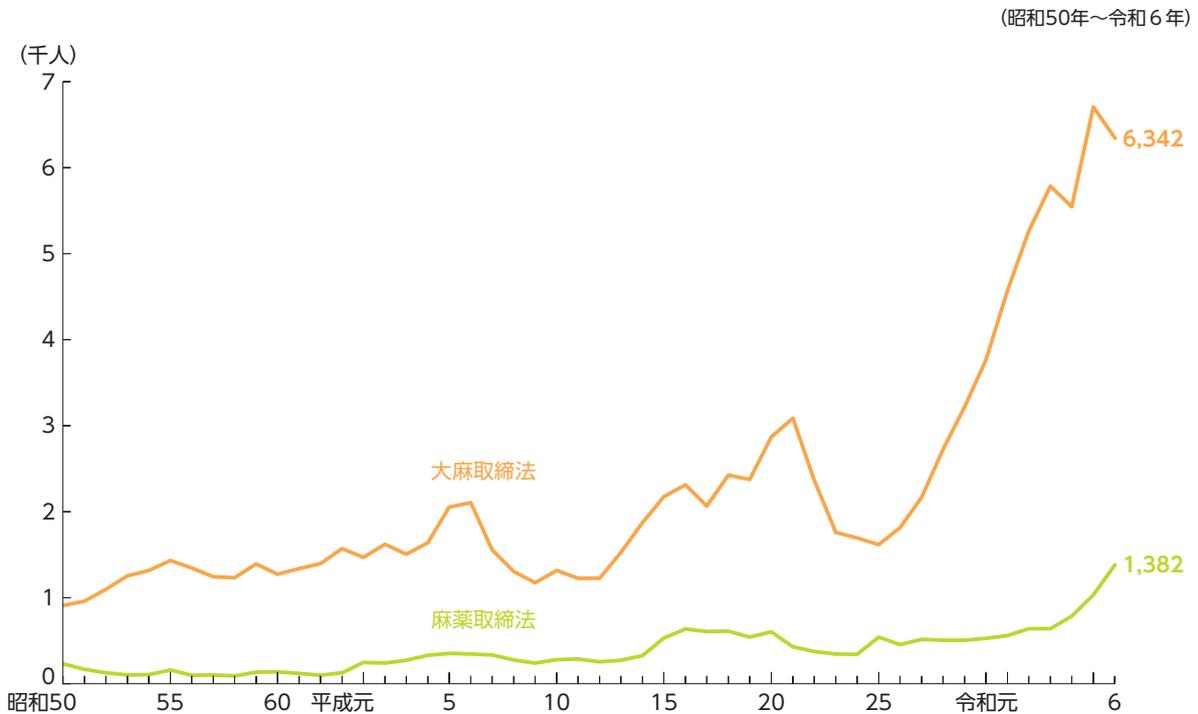
覚醒剤取締法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、外国人の比率は、平成20年以降、5～8%台で推移していたが、令和6年は9.5%（579人）であった。国籍等別に見ると、ブラジル（85人、14.7%）が最も多く、次いで、韓国・朝鮮（84人、14.5%）、ベトナム（71人、12.3%）、フィリピン（56人、9.7%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。なお、これら国籍等別の検挙人員を見るに当たっては、各国籍等別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある（本編第9章第1節参照）。

2 大麻取締法違反等

大麻取締法及び麻薬取締法の各違反（それぞれ、大麻及び麻薬・向精神薬に係る麻薬特例法違反を含む。大麻取締法違反は、大麻に係る麻薬取締法違反を含み、麻薬取締法違反は、大麻に係る同法違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、4-2-1-4図のとおりである（検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料1-4参照）。大麻取締法違反は、平成6年（2,103人）と21年（3,087人）をピークとする波が見られ、26年から増加傾向にあり、令和6年は6,342人（前年比5.4%減）であった（CD-ROM参照）。なお、5年12月、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）が成立し、これにより、大麻等の不正な施用、所持、譲渡、譲受、輸入等についても、他の規制薬物と同様に、麻薬取締法における麻薬として禁止規定及び罰則が適用されることとなったことに留意が必要である（6年12月12日施行）。

なお、大麻取締法違反の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、20歳以上につき5-1-5図②、20歳未満につき5-5-2図②を、それぞれ参照。

4-2-1-4図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）



注 1 厚生労働省医薬局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。

2 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

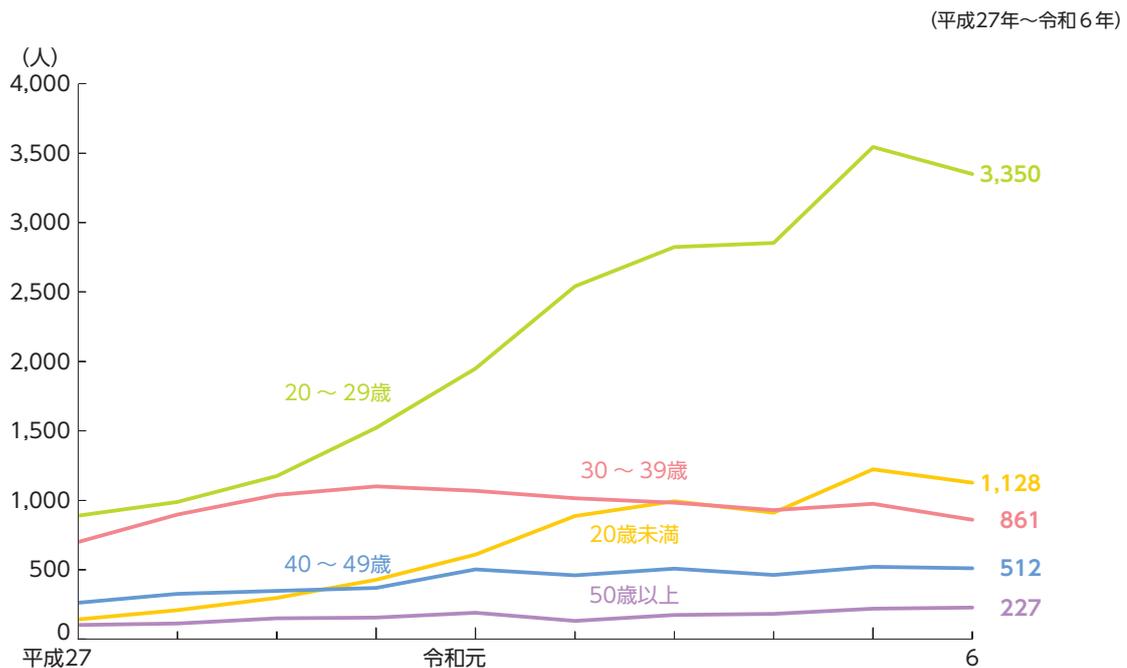
3 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反並びに大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反を含む。

4 「麻薬取締法」は、麻薬・向精神薬に係る麻薬特例法違反を含み、大麻に係る麻薬取締法違反を除く。

大麻取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近10年間）は、**4-2-1-5図**のとおりである。20歳代の検挙人員は、平成26年から増加し続けていたが、令和6年は3,350人（前年比5.5%減）と減少した。20歳未満の検挙人員も、平成26年以降増加傾向にあったが、令和6年は1,128人（同7.7%減）と減少した（CD-ROM参照）。同年の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、20歳未満が18.6%、20歳代が55.1%、30歳代が14.2%、40歳代が8.4%、50歳以上が3.7%であり、30歳未満が全体の約7割を占めている。

なお、令和6年の大麻取締法違反の検挙人員（29歳以下の就学者に限る。）を就学状況別に見ると、大学生等が229人、高校生が206人、中学生が26人であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-5図 大麻取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 犯行時の年齢による。

3 令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反並びに大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

毒劇法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、昭和50年代後半は3万人台で推移し、60年代以降も2万7,000人台から3万1,000人台で推移していたが、平成3年からは減少傾向が続き、令和6年は85人（前年比26.7%減）であった（警察庁の統計による。）。

あへん法（昭和29年法律第71号）違反（あへんに係る麻薬特例法違反を含む。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）は、昭和46年以降、100人台から400人台で推移していたが、60年（443人）をピークとして、その後大きく減少し、平成20年以降は30人未満で推移しており、令和6年は10人（前年比4人増）であった（**4-2-1-4図** CD-ROM参照）。

3 危険ドラッグに係る犯罪

いわゆる**危険ドラッグ**（規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下この項において同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。以下この項において同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下この項において同じ。）に係る犯罪の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）の推移（最近5年間）を適用法令別に見ると、**4-2-1-6表**のとおりである。

指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は、令和4年から3年連続で増加し、6年は398人（前年比78人増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-6表 危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（適用法令別）

		(令和2年～6年)				
適用法令		2年	3年	4年	5年	6年
総	数	150	145	279	424	657
	医薬品医療機器等法(薬事法)	131	111	242	320	398
	麻薬取締法	19	34	37	104	259
	交通関係法令	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 警察が検挙した人員に限る。
 3 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 「危険ドラッグ」は、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
 5 「医薬品医療機器等法（薬事法）」は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙人員である。
 6 「麻薬取締法」は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙人員である。
 7 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反である。

令和6年における危険ドラッグ乱用者の検挙人員（危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員のうち、危険ドラッグの販売等により検挙された供給者側の検挙人員を除いたものをいう。）は、615人（前年比55.7%増）であり、同年の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、20歳未満が14.0%（86人）、20歳代が52.7%（324人）、30歳代が19.2%（118人）、40歳代が9.4%（58人）、50歳以上が4.7%（29人）であり、30歳未満が全体の約7割を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

第2節 取締状況

1 覚醒剤等の押収量の推移

覚醒剤等の薬物の押収量（警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した薬物の合計量）の推移（最近5年間）は、**4-2-2-1表**のとおりである（あへんについては、CD-ROM 参照）。覚醒剤の押収量は、令和2年（824.4kg）に前年の3分の1以下に急減して以降、1,000kg未滿で推移していたところ、5年（1,601.6kg）は前年の約3.4倍に増加し、6年は1,473.3kg（前年比8.0%減）であった（CD-ROM 参照）。

4-2-2-1表 覚醒剤等の押収量の推移

年次	覚醒剤	乾燥大麻	大麻樹脂	コカイン	ヘロイン	(令和2年～6年)
						MDMA等錠剤型合成麻薬
2年	824.4	299.1	3.6	821.7	14.8	106,308
3	998.7	377.2	2.9	15.1	0.0	80,623
4	475.3	330.7	5.6	42.8	0.0	95,614
5	1601.6	850.0	1.0	56.2	0.0	169,743
6	1473.3	452.3	11.8	301.4	0.0	232,509

（単位はkg。ただし、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠）

- 注 1 厚生労働省医薬局の資料による。
 2 押収量は、警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した合計量である。
 3 「乾燥大麻」は、大麻たばこを含み、「大麻樹脂」は、大麻リキッドを含まない。
 4 「MDMA等錠剤型合成麻薬」は、1錠未滿切捨てである。

2 密輸入事案の摘発の状況

覚醒剤（覚醒剤原料を含む。以下この項において同じ。）及び大麻の密輸入事案（税関が関税法（昭和29年法律第61号）違反で摘発した事件に限る。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。以下この項において同じ。）の摘発件数の推移（最近5年間）を形態別に見ると、**4-2-2-2表**のとおりである。覚醒剤の「航空機旅客（航空機乗組員を含む。以下この項において同じ。）による密輸入」は、令和元年（229件）の約10分の1に急減した2年に引き続き、3年も大きく減少し、4年から2年連続増加したが、6年は60件（前年比29件減）であった。同年においては、覚醒剤の「国際郵便物を利用した密輸入」（32件）及び「航空貨物（別送品を含む。）を利用した密輸入」（39件）は、前年より大きく減少した（同70件減、同60件減）。大麻の「航空機旅客による密輸入」も、元年（60件）の約3分の1に急減した2年に引き続き、3年も大きく減少したが、4年からは3年連続増加し、6年は88件（同21件増）であった。大麻の「国際郵便物を利用した密輸入」は、3年の159件から2年連続減少したが、6年は213件（同165件増）と大幅に増加した（CD-ROM 参照）。

航空機旅客による覚醒剤及び大麻の密輸入事案の摘発件数は、いわゆるコロナ禍において入国者数が減少した影響を受けて（本編第9章第1節1項参照）、令和2年に急減した可能性が考えられるが、4年からはいずれも増加傾向にある。

4-2-2-2表 覚醒剤等の密輸入事案の摘発件数の推移（形態別）

（令和2年～6年）

① 覚醒剤

形態	2年	3年	4年	5年	6年
総数	72 (811)	95 (1,014)	301 (665)	297 (2,246)	139 (1,761)
航空機旅客による密輸入	23 (54)	5 (35)	43 (108)	89 (420)	60 (311)
国際郵便物を利用した密輸入	23 (14)	33 (62)	128 (154)	102 (140)	32 (41)
商業貨物を利用した密輸入	26 (743)	57 (917)	130 (402)	105 (1,686)	44 (1,409)
航空貨物	20 (103)	50 (266)	127 (375)	99 (737)	39 (394)
海上貨物	6 (639)	7 (650)	3 (28)	6 (949)	5 (1,015)
船員等による密輸入	- (-)	- (-)	- (-)	1 (0)	3 (0)

② 大麻

形態	2年	3年	4年	5年	6年
総数	204 (126)	199 (153)	138 (473)	135 (171)	390 (344)
航空機旅客による密輸入	21 (0)	6 (10)	25 (3)	67 (111)	88 (72)
国際郵便物を利用した密輸入	144 (77)	159 (80)	76 (68)	48 (40)	213 (194)
商業貨物を利用した密輸入	39 (48)	34 (63)	37 (401)	20 (20)	82 (78)
航空貨物	36 (48)	27 (63)	32 (101)	20 (20)	78 (77)
海上貨物	3 (0)	7 (0)	5 (301)	- (-)	4 (1)
船員等による密輸入	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (0)

- 注 1 財務省関税局の資料による。
 2 税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3 「覚醒剤」は、その原料を含み、「大麻」は、大麻リキッド等の大麻製品を含む。
 4 ()内は押収量であり、単位はkgである。
 5 「航空機旅客」は、航空機乗組員を含む。
 6 「商業貨物」は、別送品を含む。
 7 「船員等」は、洋上取引及び船舶旅客を含む。

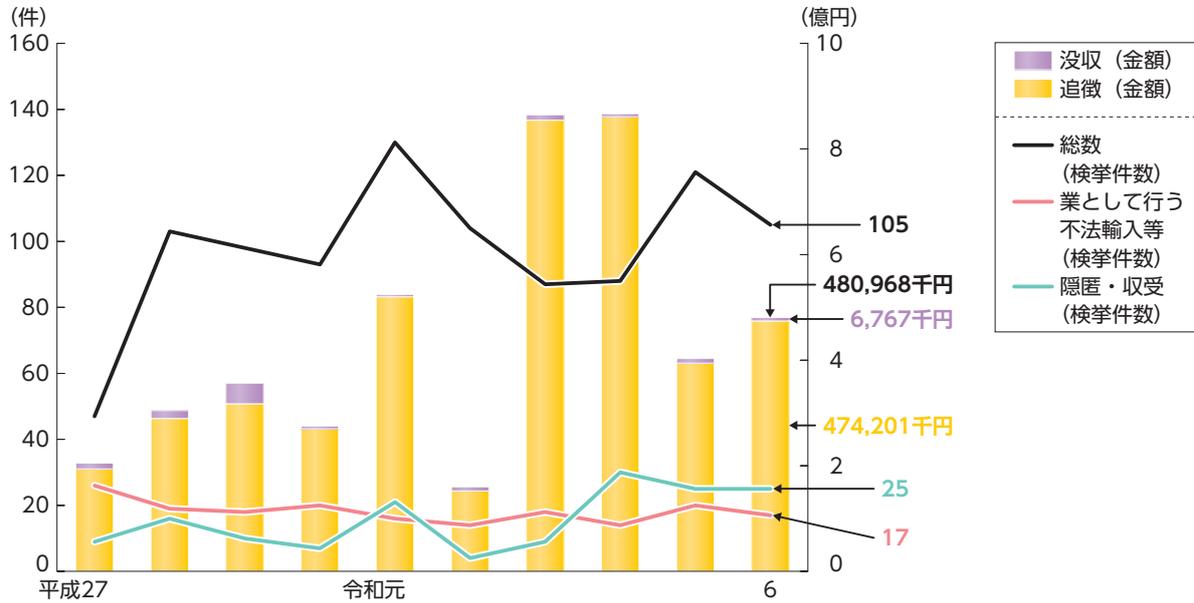
令和6年における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数を仕出地別に見ると、地域別では、北米（55件）が最も多く、次いで、アジア（47件）、中南米（18件）の順であり、国・地域別では、米国（32件）が最も多く、次いで、カナダ（23件）、メキシコ（17件）、タイ（14件）の順であった（財務省関税局の資料による。）。

3 麻薬特例法の運用

麻薬特例法違反の検挙件数及び第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-2-2-3図のとおりである。

4-2-2-3図 麻薬特例法違反 検挙件数・没収・追徴金額の推移

(平成27年～令和6年)



- 注 1 検挙件数は、厚生労働省医薬局の資料による。
 2 没収・追徴金額は、法務省刑事局の資料による。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「総数」は、麻薬特例法5条（業として行う不法輸入等）、6条（薬物犯罪収益等隠匿）、7条（薬物犯罪収益等收受）及び9条（あおり又は唆し）の各違反の検挙件数の合計である。
 5 「没収」及び「追徴」は、第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。
 6 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 7 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

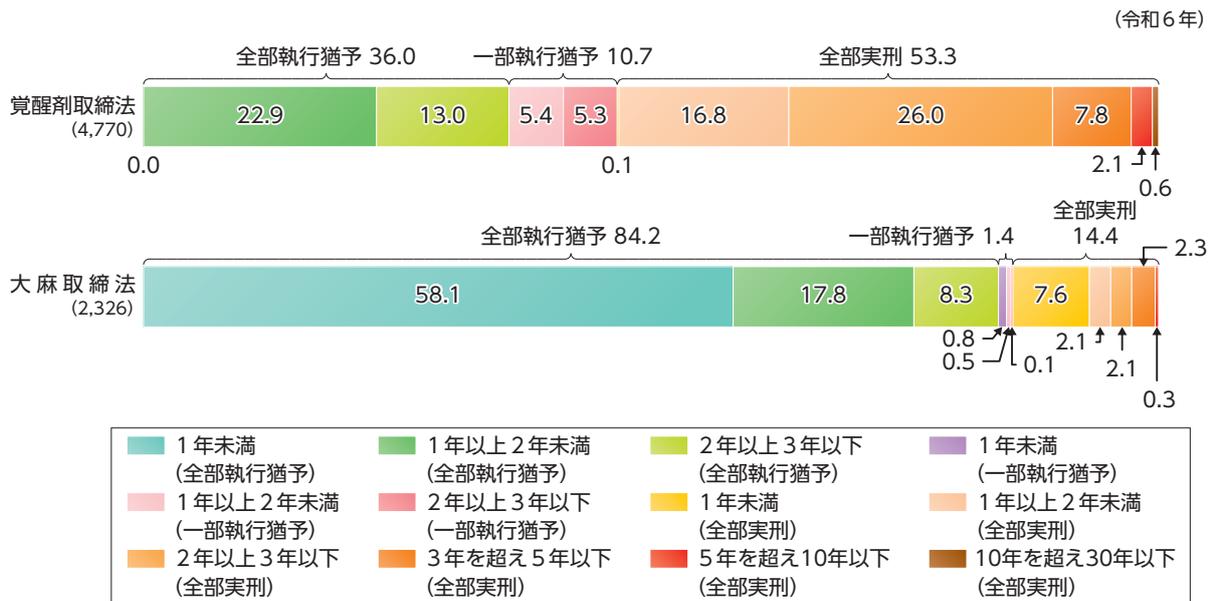
第3節 処遇

1 検察・裁判

令和6年における起訴率及び起訴猶予率は、それぞれ覚醒剤取締法違反では74.2%、8.5%、大麻取締法違反では44.1%、35.5%、麻薬取締法違反では57.5%、15.9%であり、覚醒剤取締法違反及び麻薬取締法違反の起訴猶予率は、道交違反を除く特別法犯全体（同年は45.5%。2-2-4-4図参照）と比較して顕著に低かった（起訴・不起訴人員等については、CD-ROM資料4-2参照）。なお、同年における麻薬特例法違反の起訴率は36.8%、起訴猶予率は52.5%であった。もっとも、同法違反のうち、「業として行う不法輸入等」について見ると、起訴率は55.3%（起訴26人、起訴猶予8人及びその他の不起訴13人）であった。同年において、あへん法違反で起訴された者はいなかった（検察統計年報による。）。

覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反について、令和6年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、4-2-3-1図のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況についてはCD-ROM資料2-3を、覚醒剤取締法違反の科刑状況の推移についてはCD-ROM資料4-3をそれぞれ参照）。

4-2-3-1図 覚醒剤取締法違反等 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比



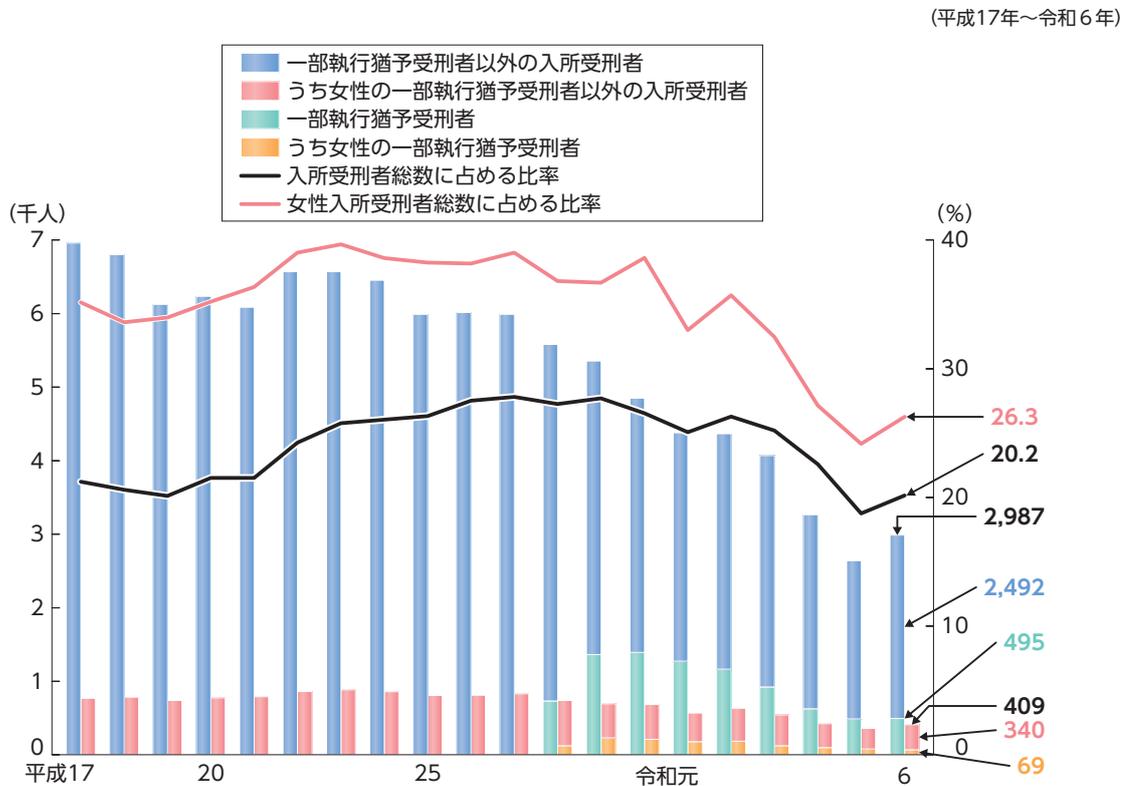
- 注 1 司法統計年報による。
 2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。
 4 ()内は、実人員である。

令和6年における覚醒剤取締法違反の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を処理区別に見ると、少年院送致が36人（47.4%）と最も多く、次いで、保護観察21人（27.6%）、審判不開始7人（9.2%）、検察官送致（刑事処分相当）6人（7.9%）、不処分4人（5.3%）、検察官送致（年齢超過）2人（2.6%）の順であった。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致はいなかった（司法統計年報による。）。

2 矯正

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、4-2-3-2図のとおりである。令和6年における同法違反の入所受刑者人員は、2,987人（前年比346人増）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は495人（同6人増）であった（CD-ROM 参照）。

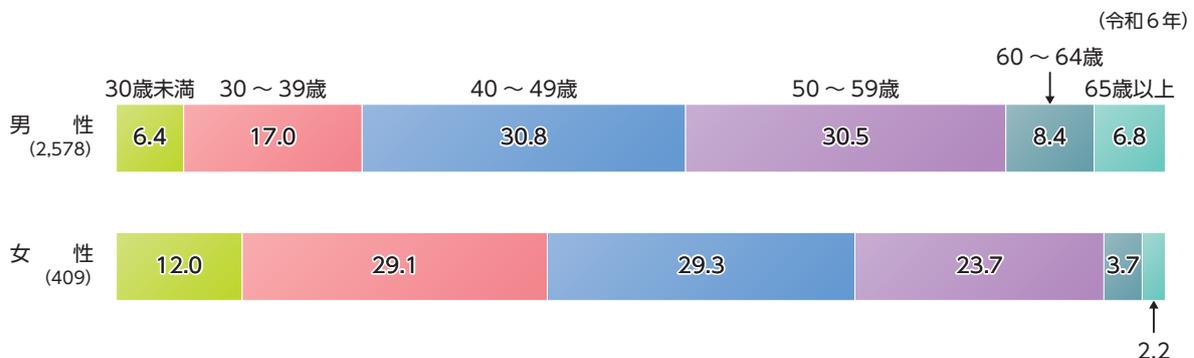
4-2-3-2図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移



注 1 矯正統計年報による。
 2 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和6年における覚醒剤取締法違反の入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、4-2-3-3図のとおりである。

4-2-3-3図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）



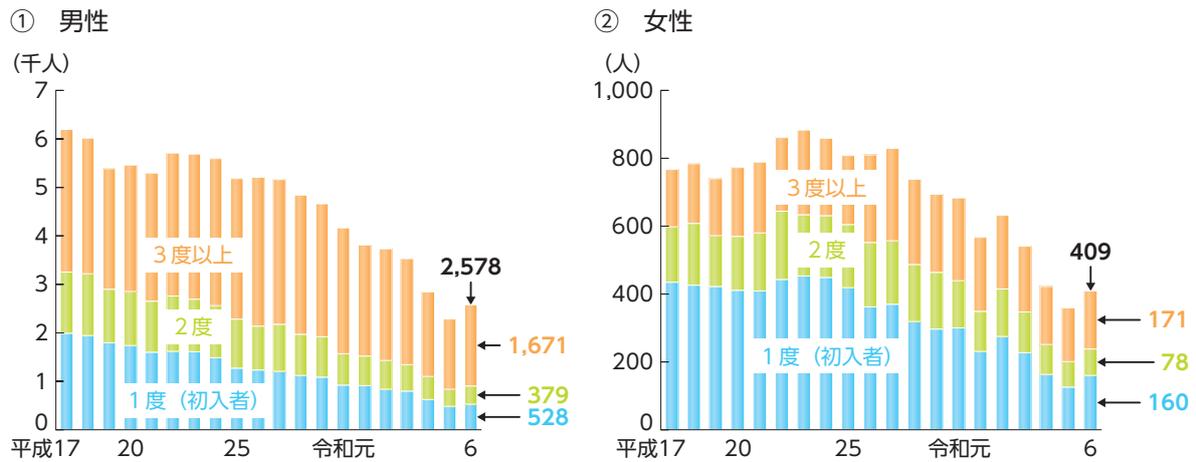
注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見ると、**4-2-3-4図**のとおりである。令和6年の男性の入所受刑者は、2,578人（前年比296人増）であり、3度以上の者が64.8%を占め、同年の女性の入所受刑者は、409人（同50人増）であり、3度以上の者が41.8%を占めた。男性は、入所受刑者全体のうち入所度数が3度以上の者の割合が一貫して最も高いのに対し、女性は、3年までは初入者の割合が一貫して最も高かったが、4年以降は3度以上の者の割合が最も高い（CD-ROM 参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の出所事由別5年以内再入率については**5-3-8図**⑧を、2年以内再入率の推移については**5-3-10図**③をそれぞれ参照。

4-2-3-4図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移（男女別、入所度数別）

（平成17年～令和6年）



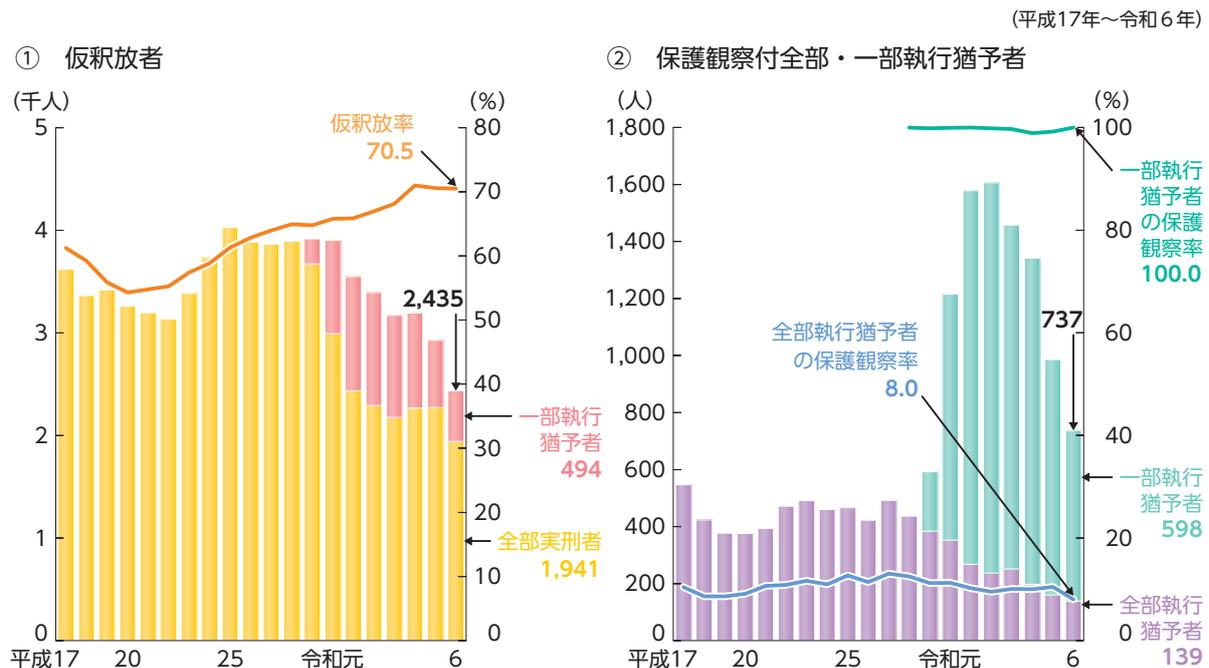
注 矯正統計年報による。

3 保護観察

覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（最近20年間）は、4-2-3-5図のとおりである。平成30年から、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）の保護観察開始人員は減少傾向にあり、令和6年は2,435人（前年比492人減）であった。仮釈放率は、平成21年から上昇傾向が続いていたところ、令和5年は、前年より低下し、6年は70.5%（同0.1pt 低下）であったが、出所受刑者全体の仮釈放率（2-5-2-1図参照）と比べると7.7pt 高かった。保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、平成28年から減少傾向にあり、令和6年は139人（同21人減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成29年以降10%前後で推移しており、令和6年は8.0%であった。保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された翌年の平成29年（208人）から増加し続けていたが、令和3年から減少に転じ、6年は598人（同228人減）であった。

令和6年の保護観察終了者のうち、覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の取消率（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部・一部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）は、それぞれ4.1%、2.5%、23.5%、18.0%であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、取消・再処分率の推移等については、5-4-3図 CD-ROM 参照）。

4-2-3-5図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員等の推移



注 1 保護統計年報、検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

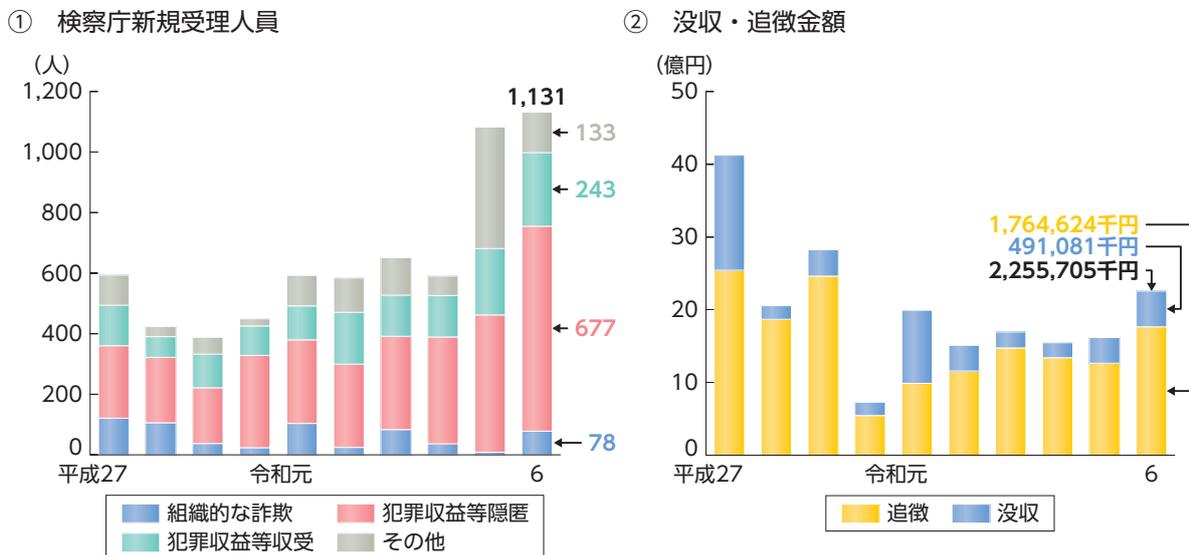
第1節 組織的犯罪

組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員及び通常第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-3-1-1図のとおりである。

令和6年における組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員のうち、暴力団関係者（集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）は67人（5.9%）であった（検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

4-3-1-1図 組織的犯罪処罰法違反 検察庁新規受理人員・没収・追徴金額の推移

（平成27年～令和6年）

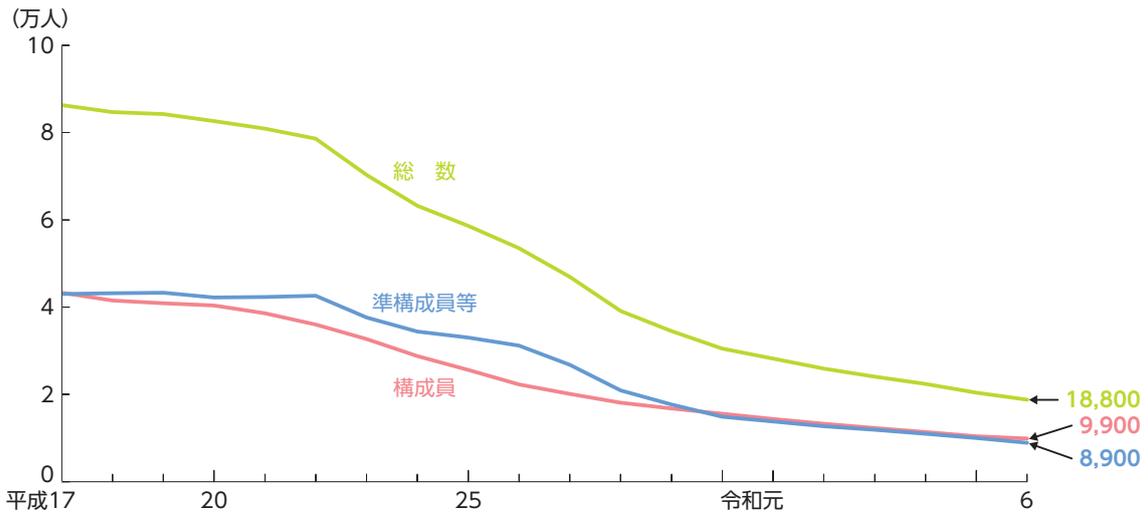


注 1 検察統計年報及び法務省刑事局の資料による。
 2 「没収」及び「追徴」は、通常第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。共犯者に重複して言い渡された没収・追徴については、重複部分を控除した金額を計上している。
 3 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

第2節 暴力団犯罪

1 組織の動向

暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の人員の推移（最近20年間）は、4-3-2-1図のとおりである。



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 人員は、各年末現在の概数であり、「構成員」と「準構成員等」の合計は「総数」と必ずしも一致しない。

3 「準構成員等」は、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

暴力団対策法により、令和6年末現在、25団体が**指定暴力団**として指定されており、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会に所属する暴力団構成員は、同年末現在、約7,300人（前年末比約400人減）であり、全暴力団構成員の約4分の3を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

令和6年に暴力団対策法に基づき発出された中止命令は1,118件（前年比154件増）、再発防止命令は52件（同22件増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

また、平成24年法律第53号による暴力団対策法の改正により導入された、特定抗争指定暴力団等の指定や特定危険指定暴力団等の指定を含め、市民生活に対する危険を防止するための規定に基づき、令和7年6月30日現在、4団体が特定抗争指定暴力団等に指定され、1団体が特定危険指定暴力団等として指定されている（官報による。）。

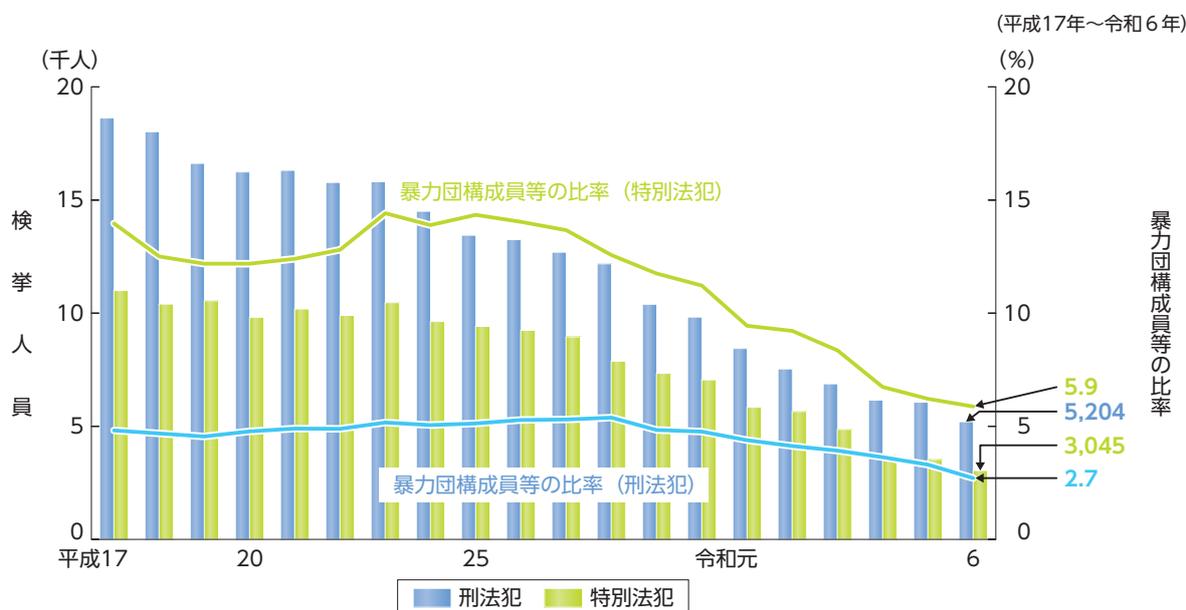
従来から、集团的又は常習的に暴行、傷害等の事件を起こしている集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、こうした集団は、暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付けられている。また、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域に敢行する集団も存在している。同集団は、特殊詐欺をはじめ、組織的な窃盗や強盗、薬物密売等の違法な各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、実行犯はSNS等でその都度募集され流動化しているなどの特徴を有しており、準暴力団を含むこうした集団は「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付けられている。同グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員が同グループの首領やメンバーとなっているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものもある（警察庁刑事局の資料による。）。

2 犯罪の動向

(1) 検挙人員

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（1）において同じ。）の検挙人員等の推移（最近20年間）を刑法犯と特別法犯（交通法令違反を除く。）の別に見ると、**4-3-2-2図**のとおりである。

4-3-2-2図 暴力団構成員等 検挙人員等の推移（刑法犯・特別法犯別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

令和6年における暴力団構成員等の検挙人員及び全検挙人員に占めるその比率を罪名別に見ると、4-3-2-3表のとおりである。

4-3-2-3表 暴力団構成員等 検挙人員（罪名別）

(令和6年)

罪 名	全 検 挙 人 員	暴 力 団 構 成 員 等	
		数	比率
総 数	243,658	8,249	(3.4)
刑 法 犯	191,826	5,204	(2.7)
殺 人	923	79	(8.6)
強 盗	1,780	208	(11.7)
不 同 意 性 交 等	3,086	37	(1.2)
暴 行	24,584	389	(1.6)
傷 害	20,248	1,071	(5.3)
脅 迫	3,253	278	(8.5)
恐 喝	1,371	384	(28.0)
窃 盗	88,302	713	(0.8)
詐 欺	9,025	1,103	(12.2)
賭 博	586	100	(17.1)
公 務 執 行 妨 害	1,566	77	(4.9)
逮 捕 監 禁	327	50	(15.3)
器 物 損 壊	4,671	106	(2.3)
暴力行為等処罰法	50	7	(14.0)
特 別 法 犯	51,832	3,045	(5.9)
暴力団対策法	11	10	(90.9)
暴力団排除条例	83	77	(92.8)
競 馬 法	1	—	
風 営 適 正 化 法	1,048	105	(10.0)
売 春 防 止 法	381	6	(1.6)
児 童 福 祉 法	68	9	(13.2)
銃 刀 法	3,929	48	(1.2)
麻 薬 取 締 法	1,232	117	(9.5)
大 麻 取 締 法	5,855	464	(7.9)
覚 醒 剤 取 締 法	5,968	1,707	(28.6)
職 業 安 定 法	77	12	(15.6)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反及び大麻に係る麻薬取締法違反を含む。
 5 「麻薬取締法」は、大麻に係る麻薬取締法違反を除く。
 6 () 内は、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

(2) 銃器犯罪

ア 対立抗争事件

暴力団相互の対立抗争事件数及び銃器（拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃。以下（2）において同じ。）の使用率（対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率）の推移（最近10年間）は、4-3-2-4表のとおりである。

4-3-2-4表 暴力団対立抗争事件 事件数・銃器使用率の推移

(平成27年～令和6年)

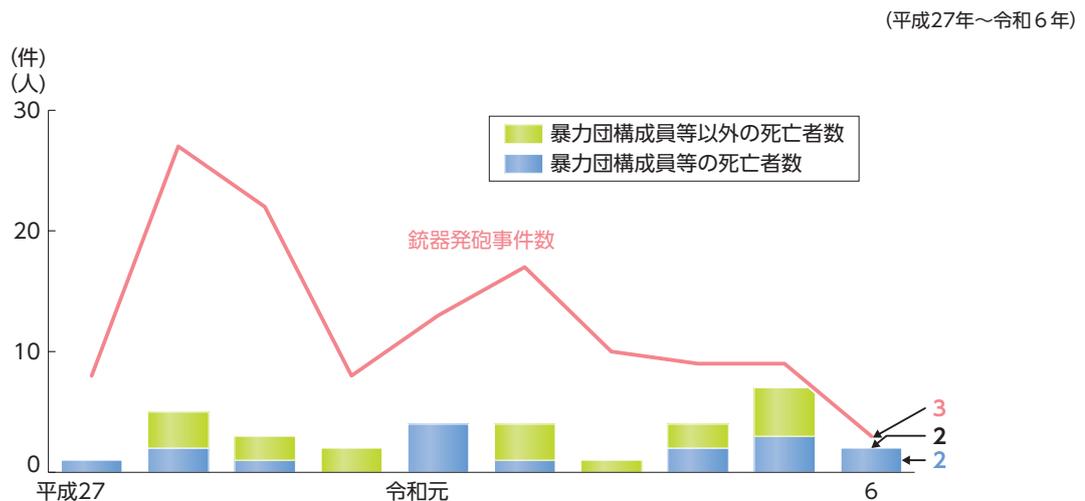
年次	対立抗争事件数		銃器使用率
	対立抗争事件数	銃器使用事件数	
27年	—	—	…
28	42	6	14.3
29	9	1	11.1
30	8	1	12.5
元	14	3	21.4
2	10	5	50.0
3	3	1	33.3
4	21	4	19.0
5	6	1	16.7
6	3	1	33.3

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「対立抗争事件数」は、暴力団間の対立抗争に起因するとみられる事件を計上している。
 3 「銃器使用率」は、対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率をいう。

イ 銃器使用事件

銃器発砲事件数及びこれによる死亡者数の推移（最近10年間）は、4-3-2-5図のとおりである。

4-3-2-5図 銃器発砲事件 事件数・死亡者数の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

銃器使用犯罪の検挙件数の推移（最近10年間）を拳銃とそれ以外の銃器の別に見ると、4-3-2-6表のとおりである。

4-3-2-6表 銃器使用犯罪 検挙件数の推移（使用銃器別）

(平成27年～令和6年)

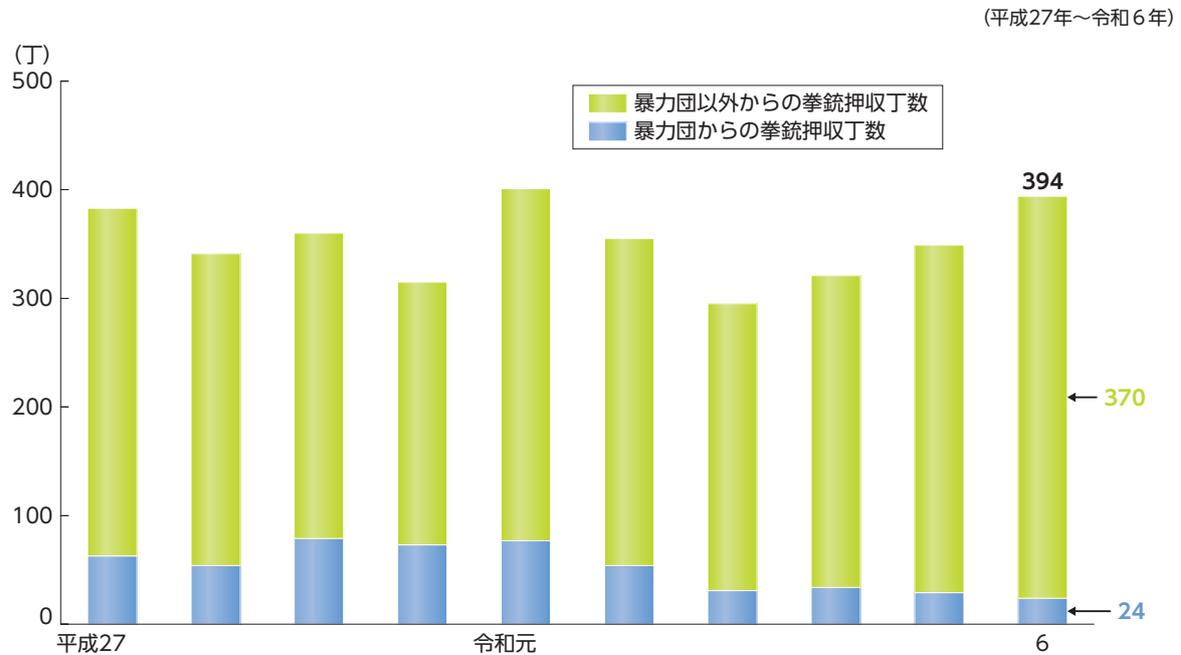
年次	総数	拳銃使用		その他の銃器使用	
		暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの
27年	25	13	15	10	—
28	27	11	14	13	—
29	28	14	16	12	—
30	22	8	12	10	—
元	25	12	14	11	—
2	21	12	10	9	3
3	20	10	14	6	1
4	18	9	9	9	1
5	29	3	12	17	—
6	21	9	11	10	1

注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯罪供用物として銃器を使用した事件を計上している。ただし、模造拳銃等によるものを除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

ウ 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数の推移（最近10年間）は、4-3-2-7図のとおりである。

4-3-2-7図 拳銃押収丁数の推移



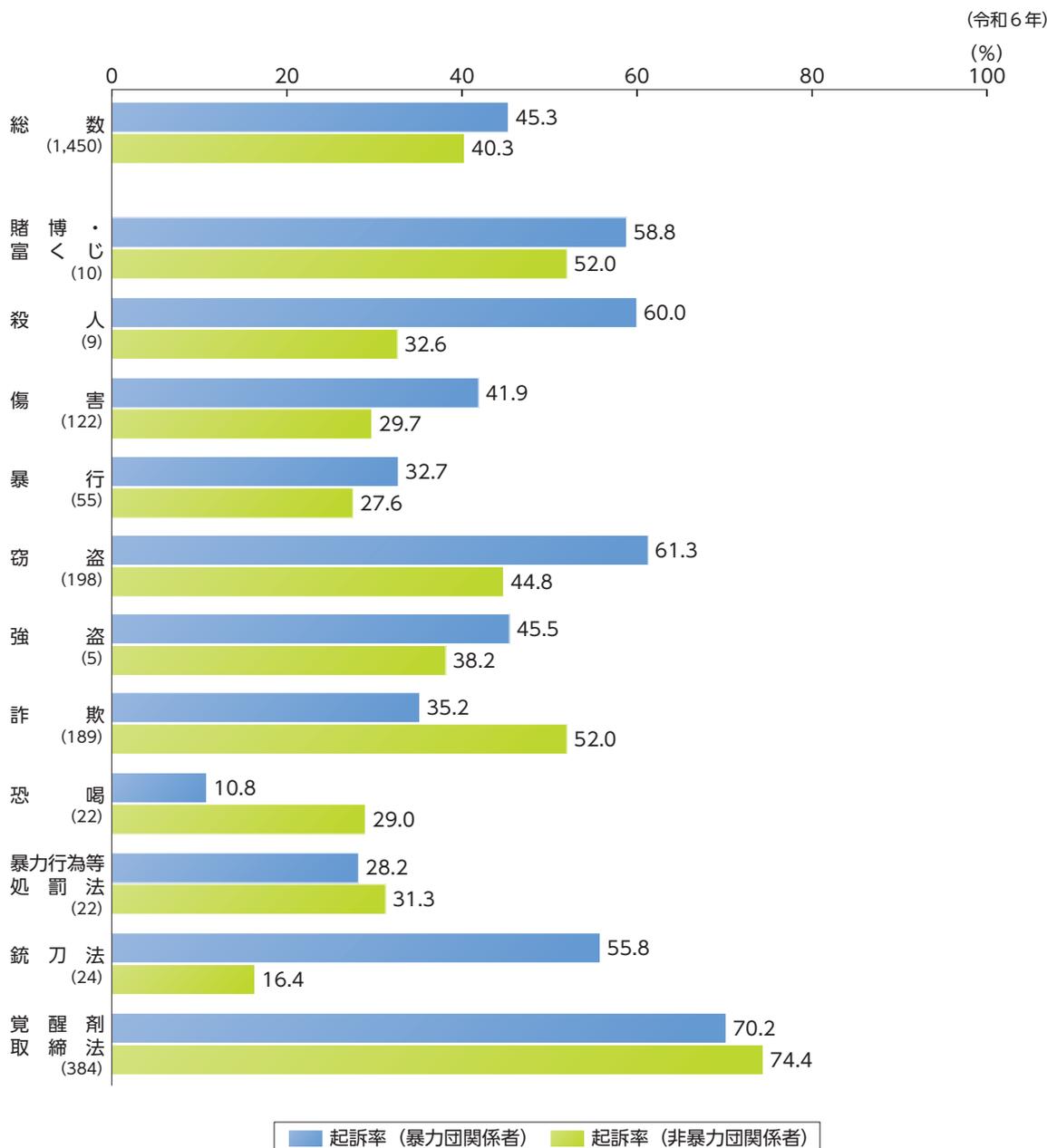
注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団からの拳銃押収丁数」は、暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数をいう。
 3 「暴力団以外からの拳銃押収丁数」には、被疑者が特定できないものを含む。

3 処遇

(1) 検察

令和6年における暴力団関係者（集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）の起訴率を罪名別に見ると、4-3-2-8図のとおりである。

4-3-2-8図 暴力団関係者の起訴率（罪名別）



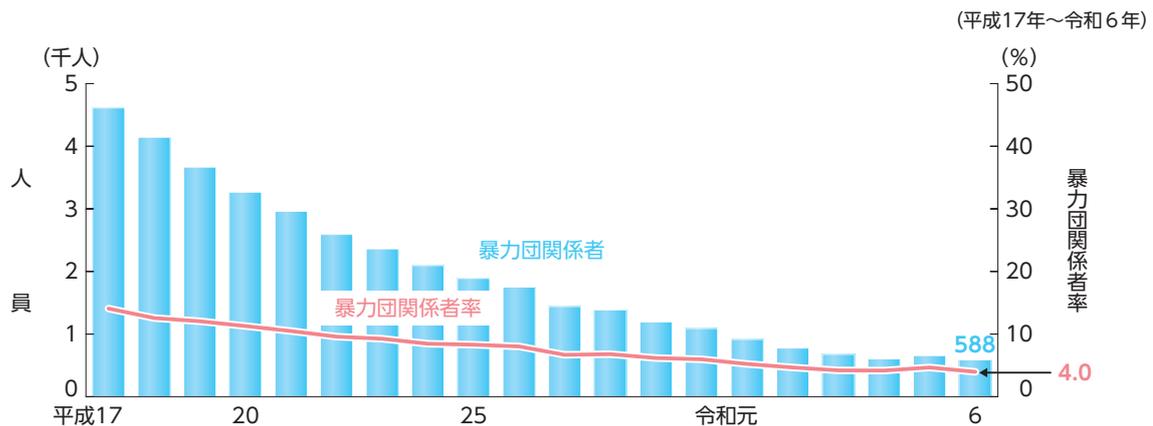
- 注 1 検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「暴力団関係者」は、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。
 3 「総数」は、過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 () 内は、暴力団関係者に係る起訴人員である。

(2) 矯正

ア 暴力団関係者の入所受刑者人員の推移

暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。以下（2）において同じ。）の入所受刑者人員及び暴力団関係者率（入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**4-3-2-9図**のとおりである。暴力団関係者の入所受刑者人員は、平成18年以降一貫して減少していたが、令和5年は前年と比べて増加し、6年は588人（前年比66人減）であった。同年の入所受刑者中の暴力団関係者について、その地位別内訳を見ると、幹部177人、組員333人、地位不明の者78人であった（矯正統計年報による。）。

4-3-2-9図 暴力団関係者の入所受刑者人員・暴力団関係者率の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 「暴力団関係者率」は、入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。

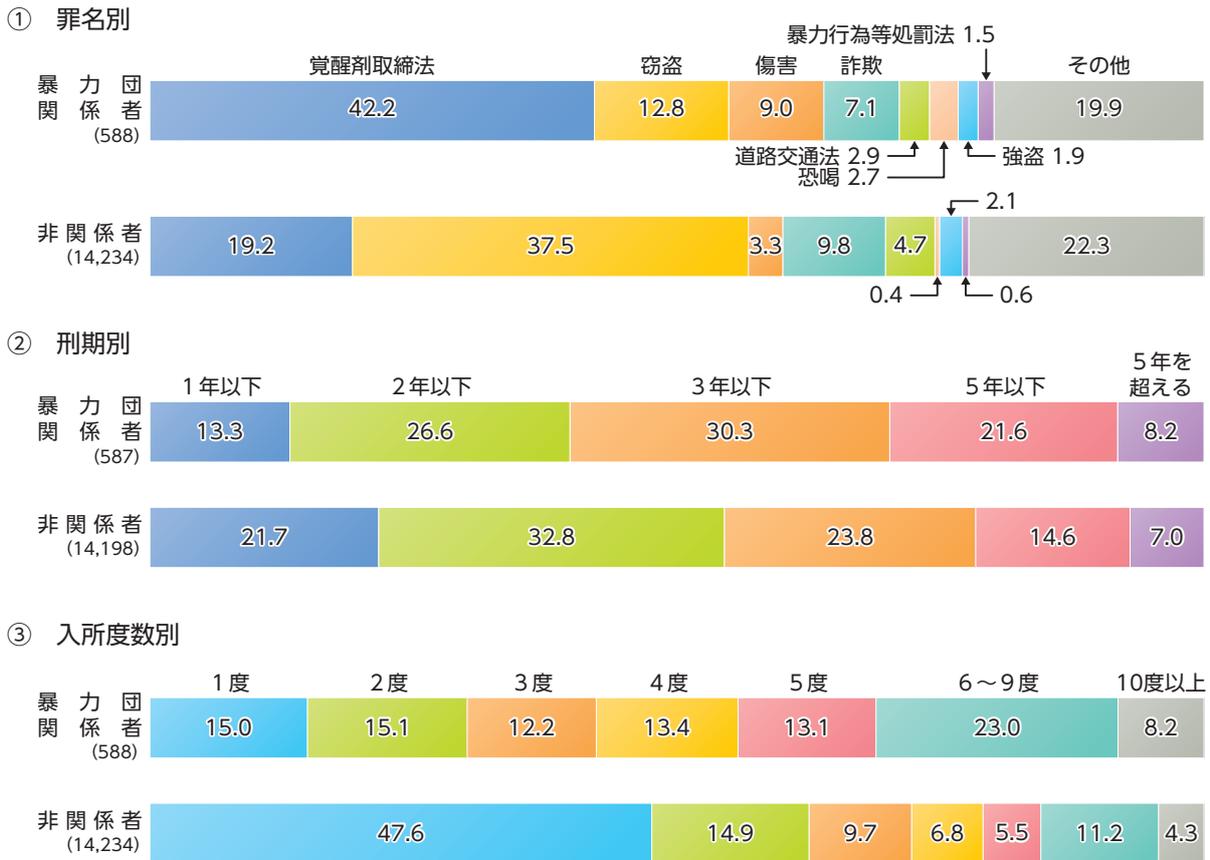
イ 入所受刑者中の暴力団関係者の特徴

令和6年における入所受刑者のうち、暴力団関係者の年齢層別構成比を見ると、50歳代が32.1%と最も高く、次いで、40歳代（26.4%）、30歳代（15.1%）、60歳代（11.9%）、20歳代（11.2%）、70歳以上（3.2%）の順であった（矯正統計年報による。）。

令和6年における入所受刑者の罪名別・刑期別・入所度数別の構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-3-2-10図**のとおりである。

4-3-2-10図 入所受刑者の構成比（暴力団関係者・非関係者別）

(令和6年)



注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 「②刑期別」について、入所受刑者は、懲役刑の者に限る。
 4 「②刑期別」について、不定期刑は、刑期の長期による。
 5 「②刑期別」について、一部執行猶予の場合、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 6 「②刑期別」について、「5年を超える」は、無期を含む。
 7 () 内は、実人員である。

(3) 保護観察

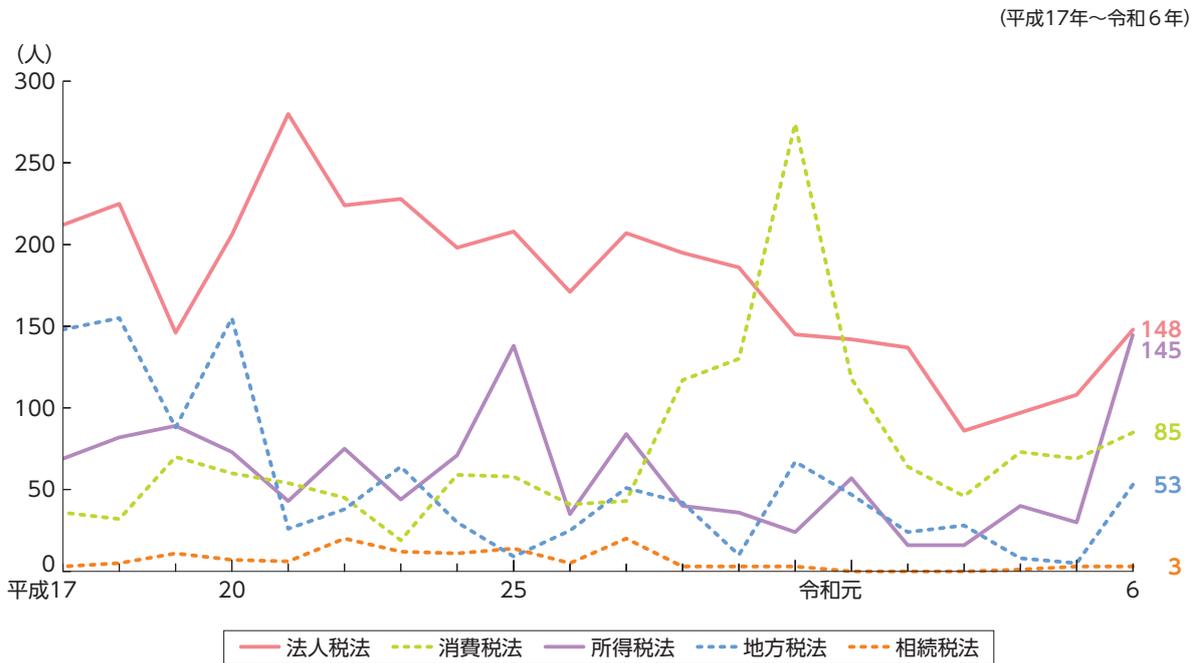
令和6年の仮釈放者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者（保護観察開始時まで暴力団対策法に規定する指定暴力団等との交渉があったと認められる者をいう。以下（3）において同じ。）の人員及び仮釈放者の総数に占める比率は、663人、7.0%（前年比0.0pt 低下）であり、そのうち、一部執行猶予者の暴力団関係者は58人であった。同年の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者の人員及び保護観察付全部・一部執行猶予者の総数に占める比率は、96人、4.4%（同0.4pt 低下）であり、そのうち、保護観察付一部執行猶予者の暴力団関係者は75人であった（保護統計年報による。）。

この章で取り上げる財政経済犯罪の起訴・不起訴の人員は、CD-ROM資料4-4参照。税法等の違反について、通常第一審における終局処理人員は2-3-3-1表参照、地方裁判所における科刑状況はCD-ROM資料2-3参照。

第1節 税法違反

相続税法（昭和25年法律第73号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-1-1図のとおりである。消費税法違反については、金の密輸入事件の増加の影響もあり、平成28年から30年にかけて急増したが、同年3月の関税法改正（平成30年法律第8号）及び消費税法改正（平成30年法律第7号）により、無許可輸出入罪等に対する罰則及び不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れた者等に対する罰則が強化され（いずれも同年4月施行）、令和元年から減少に転じた。その後、4年には再び増加し、6年は85人（前年比23.2%増）であった。

4-4-1-1図 税法違反 検察庁新規受理人員の推移



注 検察統計年報による。

国税当局から検察官に告発された税法違反事件の件数及び1件当たりの脱税額の推移（最近5年間）を見ると、4-4-1-2表のとおりである。

4-4-1-2表 税法違反 告発件数・1件当たりの脱税額の推移

(令和2年度～6年度)

年 度	所得税法		法人税法		相続税法		消費税法	
	件 数	1件当たりの脱税額						
2年度	10	107	55	70	—	…	18	113
3	11	82	43	82	—	…	21	79
4	20	122	47	91	2	144	34	89
5	14	87	59	97	1	152	27	68
6	19	104	48	88	2	312	29	48

(金額の単位は、百万円)

- 注 1 国税庁の資料による。
 2 「脱税額」は、加算税額を含む。
 3 「所得税法」は、源泉所得税に係る違反を含む。

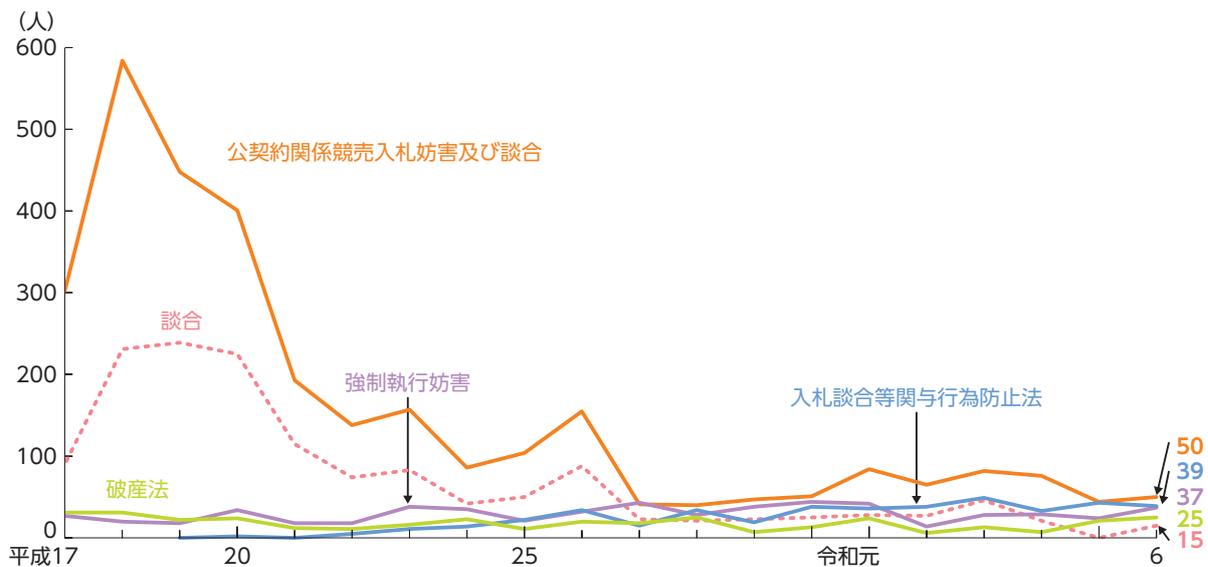
金の密輸入事件について、令和5事務年度（令和5年7月1日から6年6月30日まで）における処分（税関長による通告処分又は税関長等による告発）件数は、前事務年度（125件）から減少し、102件であった（財務省関税局の資料による。）。

第2節 経済犯罪

強制執行妨害（刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。）、**公契約関係競売入札妨害**（刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。）、**談合、破産法**（平成16年法律第75号。同法による廃止前の大正11年法律第71号を含む。）違反及び**入札談合等関与行為防止法**違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-1図**のとおりである。

4-4-2-1図 強制執行妨害等 検察庁新規受理人員の推移

(平成17年～令和6年)



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「公契約関係競売入札妨害」は、刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。
 3 「談合」は、「公契約関係競売入札妨害及び談合」の内数である。
 4 「強制執行妨害」は、刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。
 5 「破産法」(平成16年法律第75号)は、同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)違反を含む。

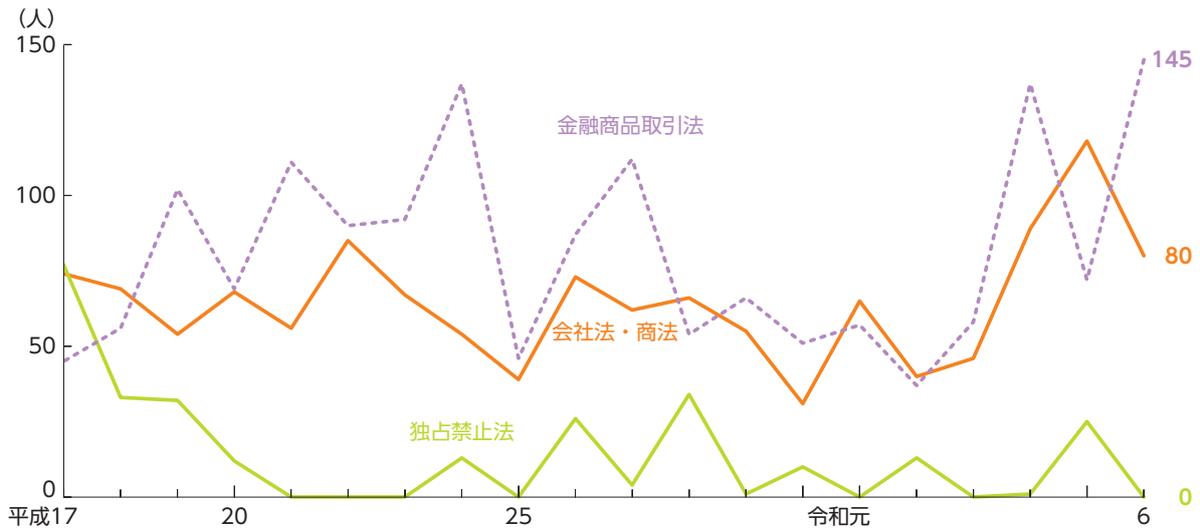
会社法（平成17年法律第86号）・平成17年法律第87号による改正前の**商法**（明治32年法律第48号）、**独占禁止法**及び**金融商品取引法**（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号による改正前の題名は「証券取引法」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-2図**のとおりである。

独占禁止法違反について、令和6年度において、**公正取引委員会**による同法違反の告発はなかった（公正取引委員会の資料による。）。

金融商品取引法違反について、令和6年度において、**証券取引等監視委員会**による同法違反の告発は、7件・8人であり、その内訳は全て「インサイダー取引」であった（証券取引等監視委員会の資料による。）。

4-4-2-2図 会社法・商法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成17年～令和6年)



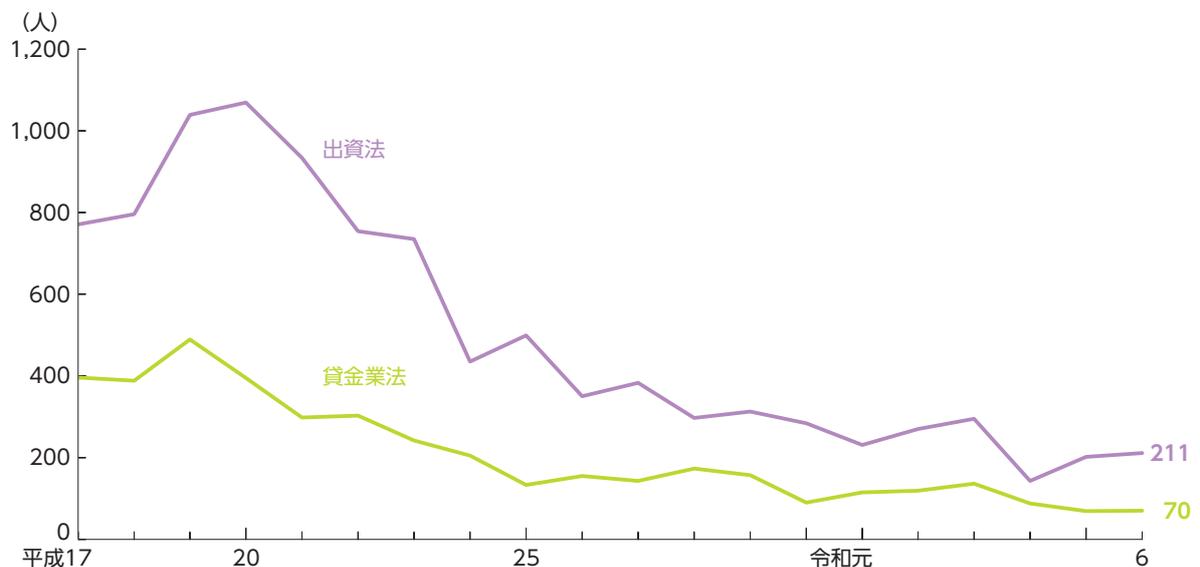
注 1 検察統計年報による。
 2 「会社法・商法」は、会社法（平成17年法律第86号）違反及び平成17年法律第87号による改正前の商法（明治32年法律第48号）違反である。

不正競争防止法について、令和5年6月の改正により、①不正競争行為として規制されている商品形態の模倣行為に関して、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為を規制対象行為として追加し、②外国公務員に対する贈賄に関して、自然人及び法人に対する法定刑を引き上げ、③日本国内に主たる事務所を有する法人に所属する外国人従業員が海外において単独で外国公務員贈賄罪に該当する行為を行った場合に、その所属する法人にも両罰規定を適用できることを明確化するなどの規律の強化等が行われた（令和5年法律第51号。6年4月施行）。

出資法及び貸金業法（昭和58年法律第32号。平成18年法律第115号による改正前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-2-3図のとおりである。

4-4-2-3図 出資法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成17年～令和6年)

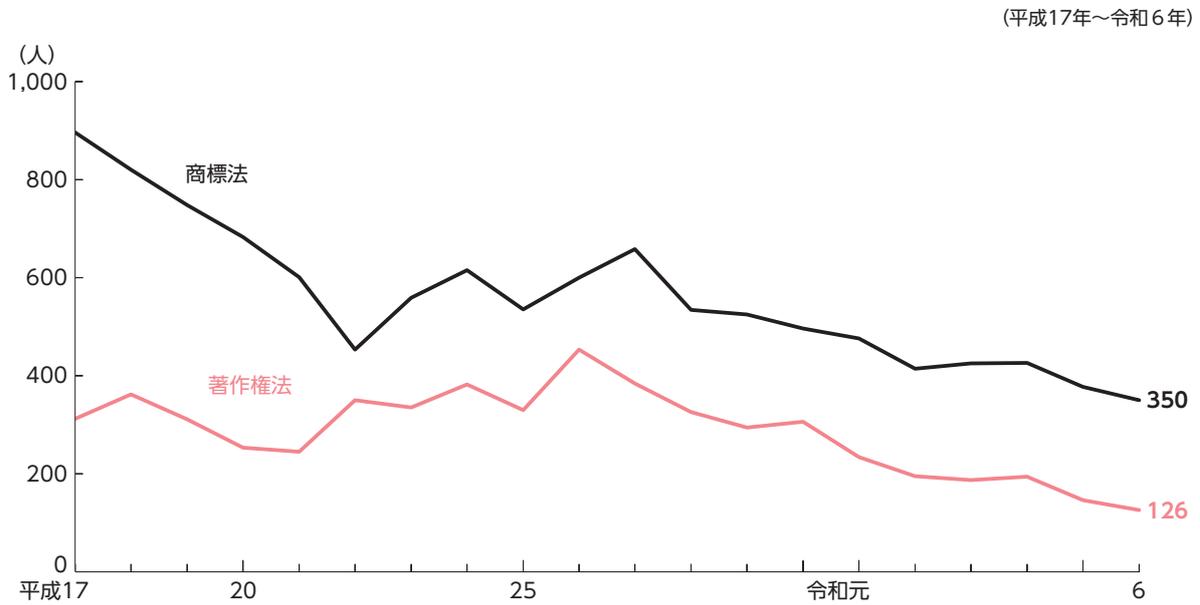


注 検察統計年報による。

第3節 知的財産関連犯罪

商標法（昭和34年法律第127号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-3-1図のとおりである。

4-4-3-1図 商標法違反等 検察庁新規受理人員の推移



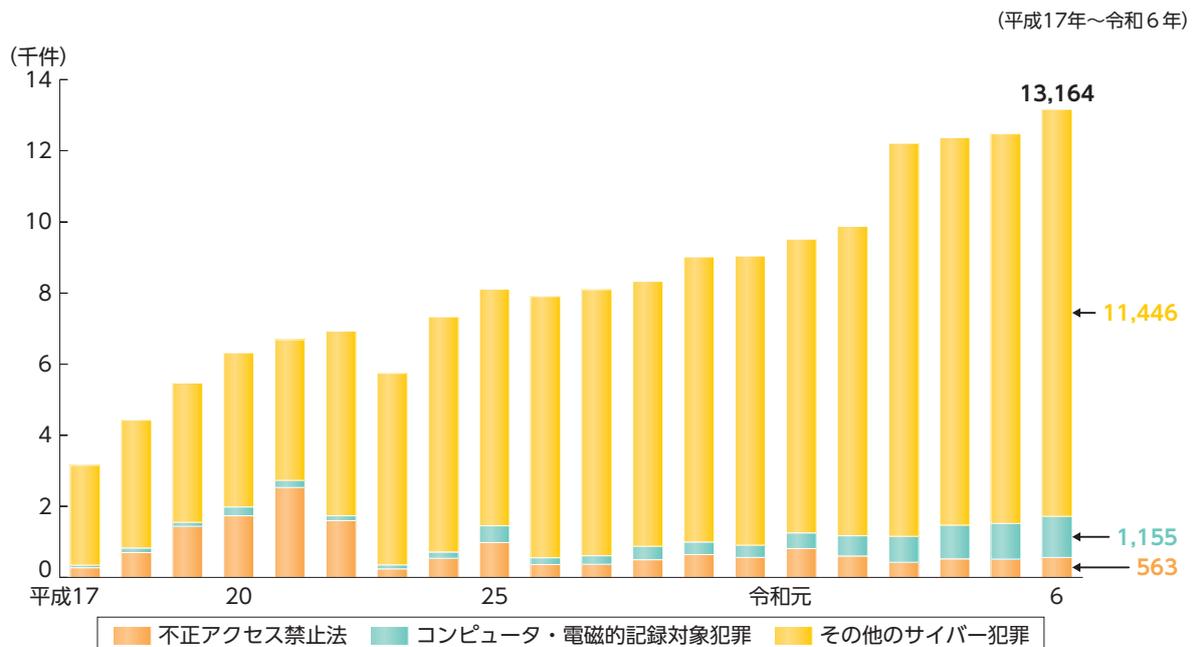
注 検察統計年報による。

第1節 概説

サイバー犯罪（不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（電磁的記録不正作出・毀棄等（支払用カード電磁的記録不正作出を含む。）、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び刑法第2編第19章の2の罪をいう。以下この章において同じ。）、その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。）の検挙件数の推移（最近20年間）は、**4-5-1-1図**のとおりである。サイバー犯罪の検挙件数は、この20年間増加傾向にあり、令和6年は1万3,164件（前年比685件（5.5%）増）であった。

令和6年においては、政府機関、交通機関、金融機関等の重要インフラ事業者等において、DDoS（Distributed Denial of Service）攻撃（攻撃者等が不正に操作した多数のパソコン等から、攻撃目標に一斉に多量の問合せ等を行い、攻撃対象の反応が追いつかず利用できない状況にする攻撃）による被害とみられる閲覧障害や情報窃取を目的としたサイバー攻撃等が複数発生した。また、インターネットバンキングに係る不正送金事案のみならず、SNS型投資詐欺（SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺）・SNS型ロマンス詐欺（SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺）等においても、暗号資産によるマネー・ローンダリングが行われるなど、インターネット上のサービス悪用が深刻化している（警察庁サイバー警察局の資料による。）。なお、近年におけるインターネットを利用した犯罪の動向については、コラム3参照。

4-5-1-1図 サイバー犯罪の検挙件数の推移

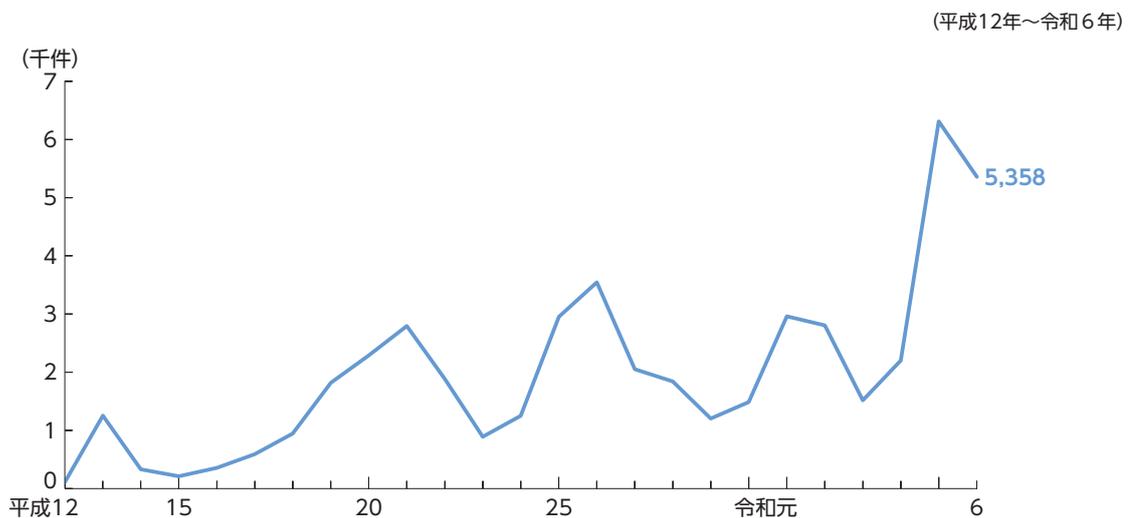


注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」は、電磁的記録不正作出・毀棄等（支払用カード電磁的記録不正作出を含む。）、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び刑法第2編第19章の2の罪をいう。
 3 「その他のサイバー犯罪」は、詐欺、犯罪収益移転防止法違反等のサイバー犯罪である。

第2節 不正アクセス行為等

4-5-2-1図は、不正アクセス行為（不正アクセス禁止法11条に規定する罪をいう。）の認知件数の推移（同法が施行された平成12年以降）を見たものである。不正アクセス行為の認知件数については、増減を繰り返しながら推移し、令和5年は前年の約3倍と大きく増加したが、6年は減少し、5,358件（前年比954件（15.1%）減）であった。

4-5-2-1図 不正アクセス行為 認知件数の推移



- 注 1 警察庁サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
 2 認知件数は、不正アクセス被害の届出を受付して確認した事実のほか、余罪として新たに確認した不正アクセス行為の事実、報道を踏まえて事業者等から確認した不正アクセス行為の事実その他関係資料により確認した不正アクセス行為の事実中、犯罪構成要件に該当する被疑者の行為の数である。
 3 平成12年は、不正アクセス禁止法の施行日である同年2月13日以降の件数である。

令和6年の不正アクセス行為の認知件数について、不正アクセス後に行われた行為別に内訳を見ると、「インターネットバンキングでの不正送金等」が最も多く（4,342件）、次いで、「メールの盗み見等の情報の不正入手」（193件）、「インターネットショッピングでの不正購入」（180件）、「知人になりすましての情報発信」（69件）の順であった。「インターネットバンキングでの不正送金等」は前年から大きく減少（前年比1,256件（22.4%）減）したが、依然として全体の8割以上を占めている（警察庁サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。）。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、不正アクセス禁止法違反等の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-5-2-2表のとおりである。電子計算機使用詐欺の検挙件数は、令和元年から6年連続で増加し、6年は1,096件（前年比15.4%増）と、平成12年以降最多であった（CD-ROM 参照）。

なお、罪名ごと（罪名別の統計が存在するものに限る。）の検察庁終局処理人員は、CD-ROM 資料4-5参照。

4-5-2-2表 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等 検挙件数の推移

(令和2年～6年)

年次	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	コンピュータ・電磁的記録不正				不正指令電磁的記録作成等	支払用カード電磁的記録に関する罪	不正アクセス禁止法
		電磁的記録不正作出・毀棄等	電子計算機損壊等業務妨害	電子計算機使用詐欺	不正指令電磁的記録作成等			
2年	563	15	17	511	20	91	609	
3	729	14	13	692	10	61	429	
4	948	12	11	918	7	—	522	
5	1,000	20	16	950	14	4	521	
6	1,155	13	28	1,096	18	16	563	

- 注 1 警察庁の統計及び警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「電磁的記録不正作出・毀棄等」は、「支払用カード電磁的記録に関する罪」の検挙件数のうち、支払用カード電磁的記録不正作出の検挙件数を合わせて計上している。
 3 「不正指令電磁的記録作成等」は、刑法第2編第19章の2の罪をいう。

第3節 その他のサイバー犯罪

サイバー犯罪のうち、不正アクセス禁止法違反及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪以外の犯罪（インターネットを利用した詐欺、脅迫及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪）の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-5-3-1表のとおりである。検挙件数は、平成29年から増加傾向にあり、令和6年は1万1,446件（前年比4.5%増）であった（CD-ROM 参照）。同年の検挙件数を罪名別に見ると、前年と比べ、犯罪収益移転防止法違反は109.8%、ストーカー規制法違反は12.0%増加した。一方、青少年保護育成条例違反は43.7%、わいせつ物頒布等は42.7%、児童買春・児童ポルノ禁止法違反は17.9%減少した。

4-5-3-1表 その他のサイバー犯罪 検挙件数の推移（罪名別）

(令和2年～6年)

区分	2年	3年	4年	5年	6年
総数	8,703	11,051	10,899	10,958	11,446
詐欺	1,297	3,457	3,304	2,854	2,682
脅迫	408	387	410	460	465
名誉毀損	291	315	286	361	387
わいせつ物頒布等	803	859	782	569	326
児童買春・児童ポルノ禁止法	2,015	2,009	2,113	1,915	1,572
児童買春	577	544	553	498	338
児童ポルノ所持、提供等	1,438	1,465	1,560	1,417	1,234
青少年保護育成条例	1,013	952	781	666	375
商標法	306	344	297	…	…
著作権法	363	…	…	…	…
ストーカー規制法	347	325	364	465	521
犯罪収益移転防止法	…	350	584	1,089	2,285
不正作出私電磁的記録供用	…	…	…	313	339
その他	1,860	2,053	1,978	2,266	2,494

- 注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「その他」は、売春防止法違反等であり、令和2年は犯罪収益移転防止法違反を、3年以降は著作権法違反を、5年以降は商標法違反を含む。

令和6年における SNS(通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除く。)に起因する事犯(SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯であって、対象犯罪は児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等)の被害児童数の総数は1,486人(前年比10.8%減)であり、主な罪名別に見ると、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうちの児童ポルノ所持、提供等(414人)が最も多く、次いで、青少年保護育成条例違反(345人)、不同意性交等(287人)、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうちの児童買春(174人)の順であった(警察庁生活安全局の資料による。)

コラム3 インターネットと犯罪

現在では、インターネットが広く普及し、多くの個人に利用されているが、そこで提供されている技術・サービスの中には、犯罪の実行の各段階において、犯罪インフラとして悪用されているものもある。

匿名・流動型犯罪グループ(本編第3章第2節1項参照)は、SNSを悪用しており、SNSを通じるなどしてメンバー同士が緩やかに結び付いており、実行犯の募集の段階では、SNSを用いて、「ホワイト案件」等の表現を用いたり、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆するなどして、実行犯を募集している。特殊詐欺等の犯罪を敢行する段階では、首謀者、指示役、実行役の間の連絡手段として、①通信が暗号化されており、送信者と受信者以外はメッセージを確認できず、②設定した時間でメッセージを自動的に消去できる機能を備えているといった、匿名性の高いメッセージングアプリを使用するなどしている(警察庁サイバー警察局の資料による。)

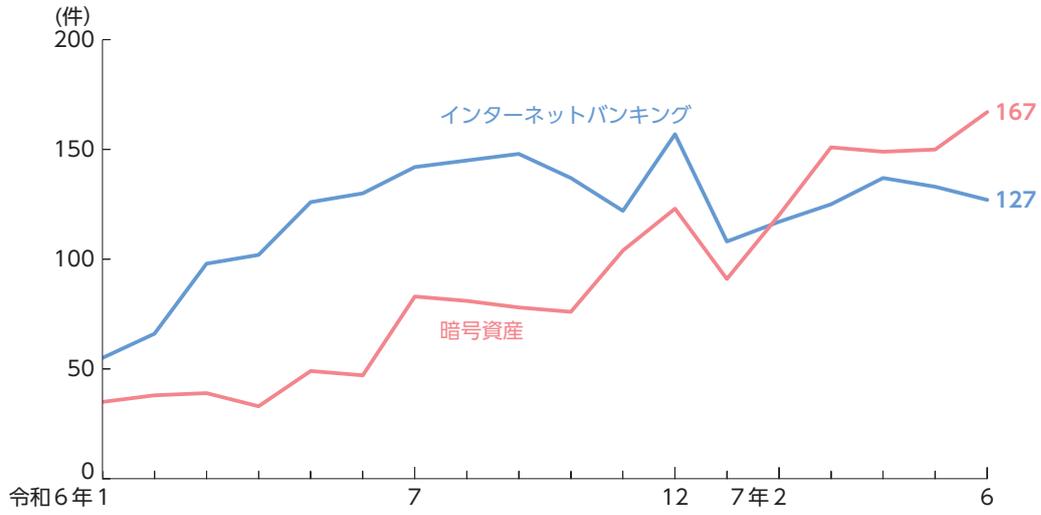
暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転がサイバー空間において瞬時に行われるという性質から、犯罪の実行の段階のみならず犯罪収益等の隠匿の段階でも悪用されており、本文で述べたとおり、SNS型投資詐欺やSNS型ロマンス詐欺における資金洗浄(マネー・ローンダリング)にも用いられている。

SNS型ロマンス詐欺における主な被害金等交付形態には、インターネットバンキングにより被害金を振り込ませる形態や、指定した暗号資産アドレスに被害者が元々保有していた又は犯人の指示で購入し保有した暗号資産を送信させる形態があるところ、その推移(令和6年1月から7年6月まで)は、4のとおりである。6年1月から7年1月までの間は、インターネットバンキングによる形態が暗号資産による形態を上回っていたが、同年2月には、暗号資産による形態が120件(SNS型ロマンス詐欺全体の31.8%)となり、インターネットバンキングによる形態の117件(同31.0%)を上回るに至った(警察庁刑事局の資料による。)。インターネットバンキングに係る不正送金を実行した後の資金洗浄・現金化の段階では、いわゆる「出し子」がATMから現金を引き出すという従来の手口に代わり、暗号資産に変える手口が主流となっている。6年におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は4,369件、被害総額は約86.9億円であったが、そのうちの約32.1億円(36.9%)が暗号資産交換業者名義の金融機関口座へ送金されており、送金後は、そのほとんどが暗号資産に変えられているものと考えられている(警察庁サイバー警察局の資料による。)

こうした事態を背景とし、令和7年4月に犯罪対策閣僚会議が決定した「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」においては、各種サービスの不正利用を防止するため、SNS事業者に対し、アカウント開設時の本人確認の厳格化を含む措置の検討を働き掛けること、SNS事業者及び雇用仲介業者における犯罪実行者募集情報の削除及び掲載防止等の取組を促進すること、被害を未然に防止し、被害の拡大を防止するため、暗号資産交換業者に対し、顧客の依頼により暗号資産を送金した後も当該送金に係る取引の流れを適切にモニタリングするなど、取引モニタリングの強化を要請することなどが盛り込まれており、民間事業者等とも連携・協力しながら各種施策を一層強力に推進することとされている。

図4 SNS型ロマンス詐欺 主な被害金等交付形態の推移

(令和6年1月～7年6月)



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 令和7年の数値は、暫定値である。

第1節 児童虐待に係る犯罪

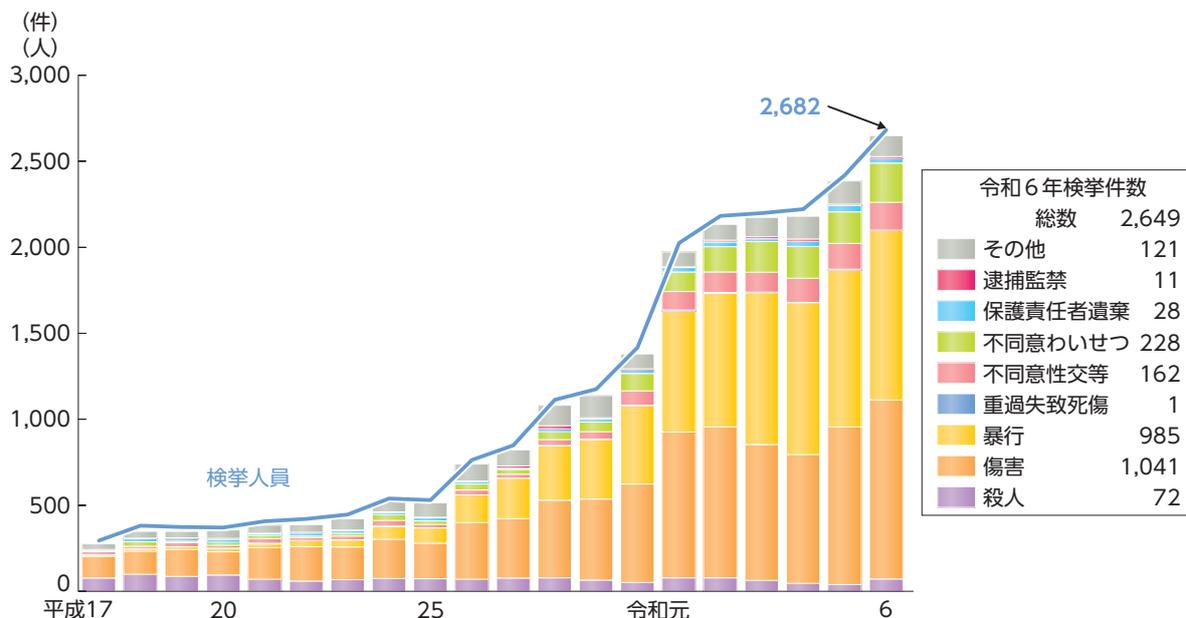
児童虐待（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為。児童虐待防止法2条参照）については、従来から、**児童虐待防止法**を始めとする関係法令の整備等によって、これを防止するための制度の充実が図られてきた。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は依然として多く、令和5年度は22万5,509件（前年度比5.0%増）であった（厚生労働省政策統括官の資料（令和7年3月25日付け公表データ）による）。

4-6-1-1図は、児童虐待に係る事件（刑法犯等として検挙された事件のうち、児童虐待防止法2条に規定する児童虐待が認められたものをいう。以下この節において同じ。）について、罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移（最近20年間）を見たものである（罪名別の検挙人員については、CD-ROM参照）。検挙件数及び検挙人員は、平成26年以降大きく増加し、令和6年は2,649件（前年比11.1%増）、2,682人（同10.9%増）であり、それぞれ平成17年（275件、295人）の約9.6倍、約9.1倍であった。その中で、罪名別では、特に、傷害、暴行、不同意性交等及び不同意わいせつが顕著に増加している。なお、不同意性交等及び不同意わいせつについては、平成29年法律第72号による刑法の改正によって対象が拡大（監護者性交等及び監護者わいせつが新設された。）した点に留意する必要がある（第1編第1章第2節4項参照）。

4-6-1-1図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）

（平成17年～令和6年）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 3 「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも出産直後の事案を含む。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「その他」は、暴力行為等処罰法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、性的姿態撮影等処罰法違反、未成年者拐取等である。

4-6-1-2表は、令和6年の児童虐待に係る事件の検挙人員について、被害者と加害者の関係別及び罪名別に見たものである。総数では、父親等の割合が72.2%を占めたが、罪名別に見ると、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等の割合がそれぞれ62.7%、75.8%であった。また、加害者別に罪名の内訳を見ると、父親等のうち、実父では傷害及び暴行が8割強を占め、不同意性交等及び不同意わいせつは1割強（なお、両罪名における実父の割合は、それぞれ約4割）であったが、実父以外では傷害及び暴行が6割強であり、不同意性交等及び不同意わいせつが3割強を占めた。

4-6-1-2表 児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別、罪名別）

(令和6年)

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	不同意性交等	不同意わいせつ	児童買春・児童ポルノ禁止法	保護責任者遺棄	未成年者拐取	その他
			傷害	傷害致死								
総数	2,682	75	1,057	12	987	13	164	230	23	33	16	84
父親等	1,937	28	767	7	672	9	160	221	14	8	11	47
実父	1,233	25	501	3	514	4	64	84	4	4	11	22
養父・継父	438	—	165	—	90	4	65	87	8	2	—	17
母親の内縁の夫	140	—	67	3	32	1	17	19	1	—	—	3
その他(男性)	126	3	34	1	36	—	14	31	1	2	—	5
母親等	745	47	290	5	315	4	4	9	9	25	5	37
実母	704	46	273	4	297	4	4	9	9	22	5	35
養母・継母	17	1	8	1	6	—	—	—	—	1	—	1
父親の内縁の妻	4	—	1	—	3	—	—	—	—	—	—	—
その他(女性)	20	—	8	—	9	—	—	—	—	2	—	1

- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 3 「保護責任者遺棄」は、出産直後の事案を含む。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 加害者の「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 6 罪名の「その他」は、暴力行為等処罰法違反、性的姿態撮影等処罰法違反、重過失致死傷等である。

第2節 配偶者からの暴力に係る犯罪

配偶者暴力防止法は、被害者からの申立てを受けて裁判所が加害者に対して発した、被害者の身辺へのつきまといをすることなどを禁止する保護命令に違反する行為（保護命令違反行為）等に対して罰則を設けている。令和5年法律第30号による改正では、保護命令制度が拡充されるとともに、保護命令違反行為に対する法定刑の引上げが行われた。具体的には、①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者として、配偶者からの身体に対する暴力や生命又は身体に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加え、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加するとともに、②接近禁止命令及び電話等禁止命令による対象行為の禁止期間を6か月間から1年間に伸ばし、③電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得等を追加し、④被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令を可能とするなど、所要の規定が整備された（一部を除き令和6年4月施行）。

なお、令和5年法律第66号による刑法の一部改正では、配偶者間において不同意性交等罪などが成立することが明確化された（令和5年7月施行。同改正の詳細については、第2編第1章1項（3）参照）。

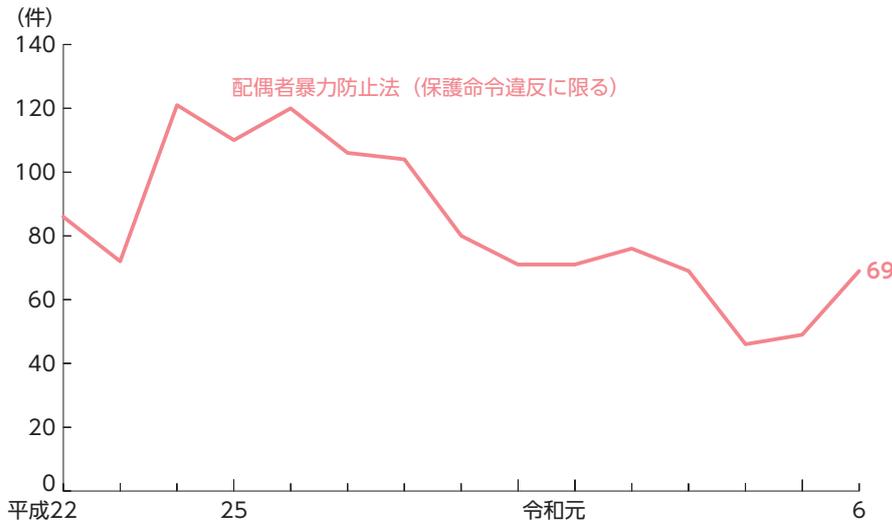
配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（平成22年以降）は、[4-6-2-1図](#)のとおりである。配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数は、27年以降減少傾向にあったが、令和6年は増加し、69件（前年比20件増）であった。その一方、刑法等の他法令による検挙件数の総数は、平成23年以降増加しており、近年は高止まりの状態にある。令和6年は8,421件（同215件減）であり、平成22年の約3.6倍であった。罪名別では、特に、暴行及び傷害の検挙件数が大きく増加している。また、令和6年における不同意性交等の検挙件数は、24件（同12件増）であった（警察庁生活安全局の資料による）。

なお、令和6年における配偶者からの暴力事案等に関する相談等件数（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。）は、9万4,937件（前年比7.1%増）と配偶者暴力防止法の施行後最多であり、被害者の性別の内訳を見ると、女性が6万6,723件（70.3%）、男性が2万8,214件（29.7%）であった。被害者と加害者の関係別に見ると、婚姻関係が6万9,496件（73.2%）と最も多く、次いで、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいて、生活の本拠を共にする交際をする関係1万9,148件（20.2%）、内縁関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。）6,293件（6.6%）の順であった（いずれも、元々その関係にあったものを含む。警察庁生活安全局の資料による）。配偶者からの暴力事案等に関する相談等件数の推移については、[7-2-1-3図](#)①、[7-2-1-6図](#)①及び[7-2-1-9図](#)①参照。

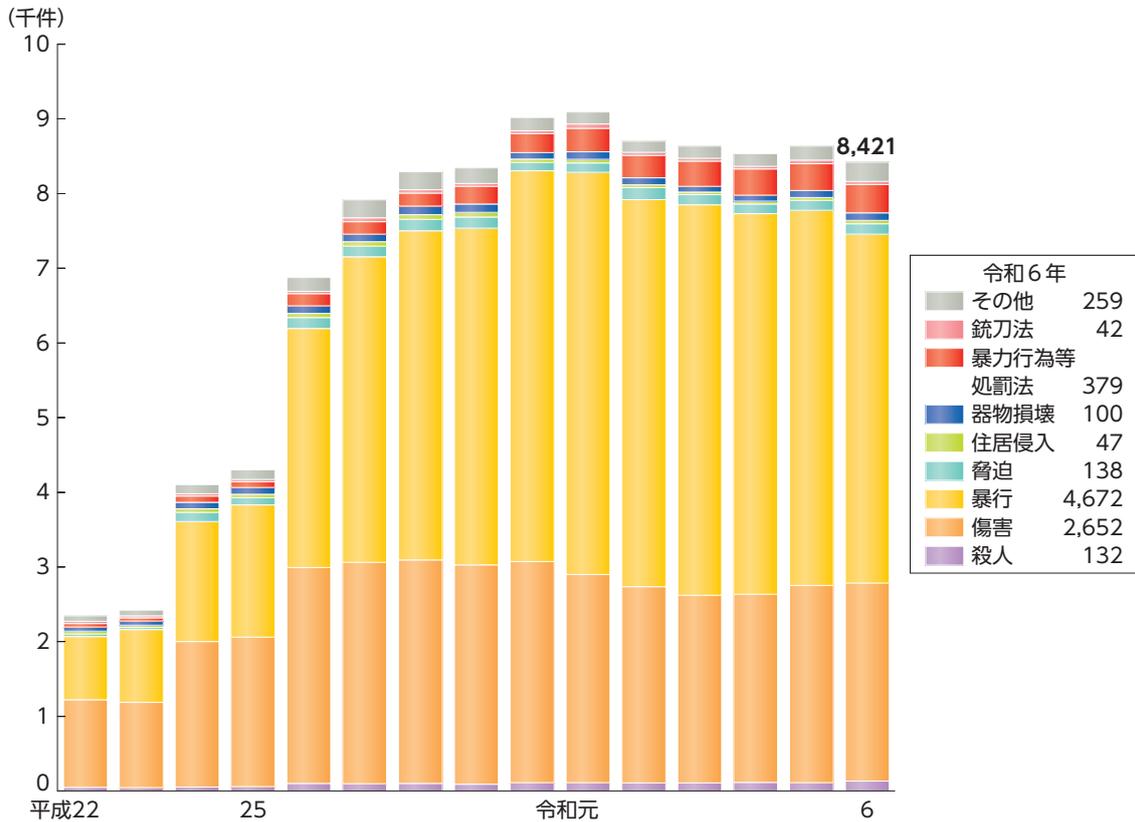
4-6-2-1図 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（罪名別）

（平成22年～令和6年）

① 配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）



② 他法令



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に検挙した件数を全て計上している。
 3 「①配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」による検挙件数は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数を全て計上している。
 4 「②他法令」による検挙件数は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法に係る保護命令違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 「②他法令」について、未遂のある罪は未遂を含む。
 6 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 7 「その他」は、公務執行妨害、不同意性交等、現住建造物等放火等である。

第3節 ストーカー犯罪等

ストーカー犯罪等には、加害者と被害者とが配偶者や交際相手等の一定の関係にない事案も含まれるが、再被害の防止等に特段の配慮を要するなどの配偶者からの暴力に係る犯罪等との共通点に鑑み、この章で取り上げる。

1 ストーカー犯罪

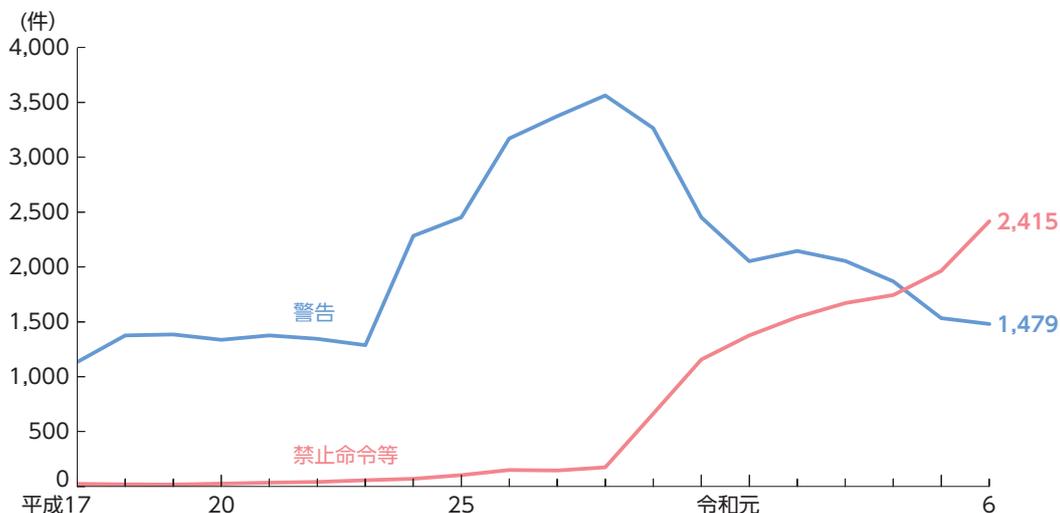
ストーカー規制法は、ストーカー行為（同一の者に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、同法に規定された「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすること）を処罰するなどストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めている。

警察署長等は、警告を求める旨の申出を受けた場合に、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、かつ、更に反復のおそれがあると認めるときには、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を**警告**することができる。また、都道府県公安委員会は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、更に反復のおそれがあると認めるときには、その相手方の申出により、又は職権で、更に反復して当該行為をしてはならないこと等を命じる**禁止命令等**をすることができる。都道府県公安委員会が禁止命令等をする場合、原則として、聴聞を行う必要があるが、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方の身体の安全等が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、事前の聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、禁止命令等を行うことができる（緊急禁止命令等）。

ストーカー規制法による警告等の件数の推移（最近20年間）は、**4-6-3-1図**のとおりである。警告の件数は、平成29年から減少傾向にあり、令和6年は1,479件（前年比3.6%減）であった。禁止命令等の件数は、平成28年法律第102号による改正により、警告がなくても禁止命令等を行うことができるようになったことなどから、29年から急増し、令和6年は2,415件（同23.0%増。うち緊急禁止命令等は1,466件）と、ストーカー規制法施行後最多であった。

4-6-3-1図 ストーカー規制法による警告等の件数の推移

（平成17年～令和6年）



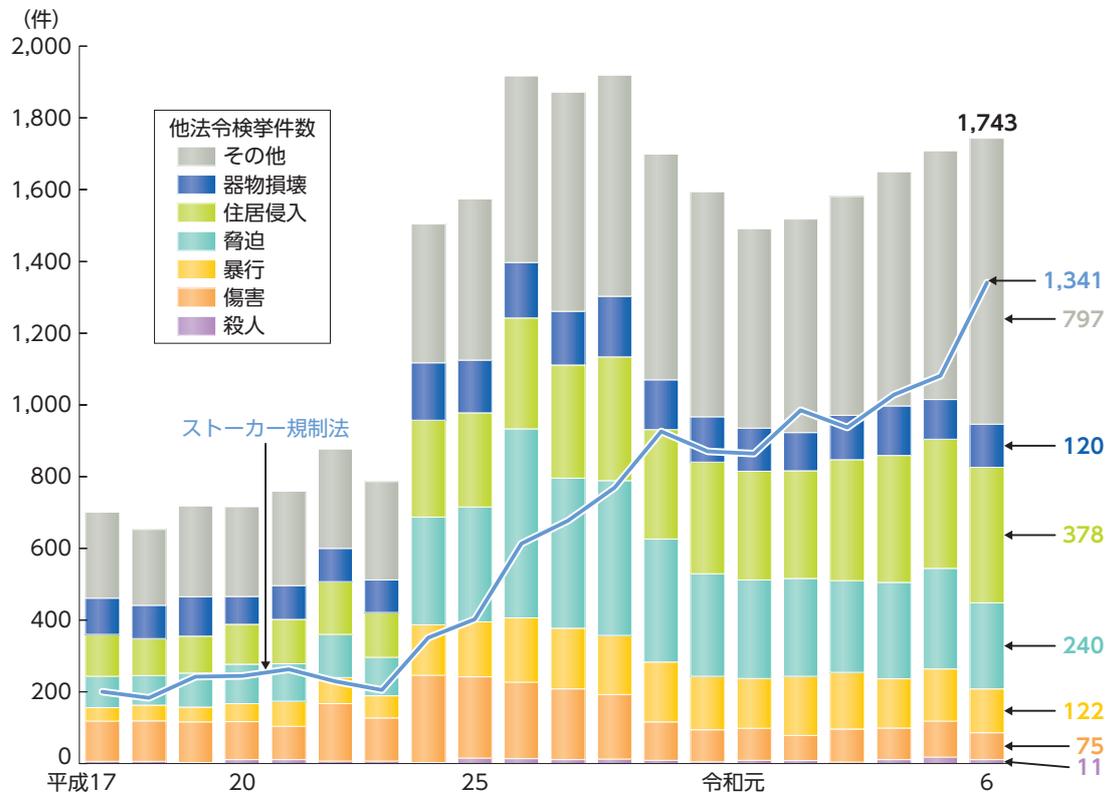
注 1 警察庁生活安全局の資料による。

2 令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に実施した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に実施した件数を全て計上している。

ストーカー規制法違反として、ストーカー行為又は禁止命令等違反行為が処罰対象であるほか、ストーカー行為をしている者による行為が殺人、傷害等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。ストーカー事案の検挙件数の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、4-6-3-2図のとおりである。ストーカー規制法違反の検挙件数は、平成24年から増加傾向にあり、令和6年は1,341件（前年比24.1%増）で、著しく増加した平成24年の前年である23年の約6.5倍であった。また、刑法等の他法令による検挙件数の総数も、24年に著しく増加し、同年以降は1,490件台から1,910件台で推移しており、令和6年は1,743件（同2.0%増）で、同様に平成23年と比べると約2.2倍であった。なお、令和2年以降は、その他の検挙件数が増加しているところ、その内訳を見ると、特に、不同意性交等及び不同意わいせつが大きく増加しており、6年の検挙件数は、それぞれ63件（2年の約2.3倍）及び107件（同約1.9倍）であった。

4-6-3-2図 ストーカー事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成17年～令和6年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に検挙した件数を全て計上している。
 3 「ストーカー規制法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数を全て計上している。
 4 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 未遂のある罪は未遂を含む。
 6 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 7 「その他」は、迷惑防止条例違反、窃盗、不同意性交等、不同意わいせつ等である。

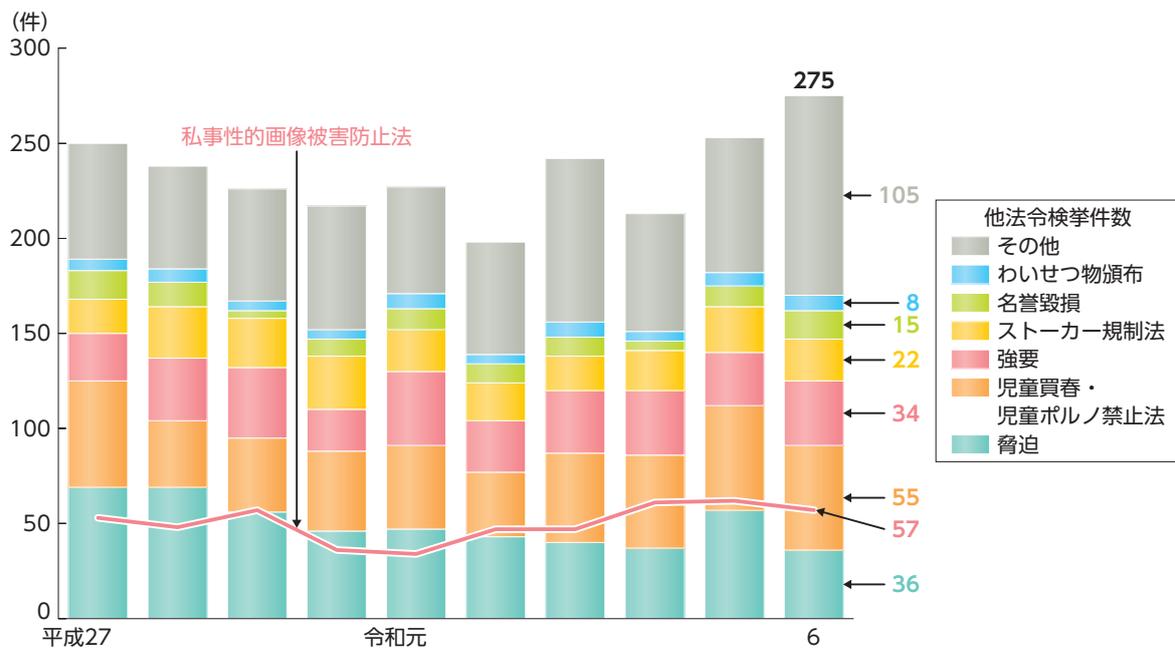
なお、令和6年におけるストーカー事案に関する相談等件数（ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1万9,567件（前年比1.4%減）であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が7,258件（37.1%）と最も多く、次いで、知人・友人2,623件（13.4%）、勤務先同僚・職場関係2,459件（12.6%）、関係（行為者）不明2,102件（10.7%）、面識なし1,722件（8.8%）、その他（芸能人とファン、医者と患者、従業員と客、近隣住民等）1,681件（8.6%）、配偶者（内縁関係及び元配偶者を含む。）1,333件（6.8%）、密接関係者（恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者（家族、友人等））389件（2.0%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。ストーカー事案に関する相談等件数の推移については、7-2-1-3図②、7-2-1-6図②及び7-2-1-9図②参照。

2 私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）

私事性的画像被害に係る事案は、**私事性的画像被害防止法**違反で処罰されるほか、脅迫、強要等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。平成27年以降の私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移を罪名別に見ると、4-6-3-3図のとおりである。

4-6-3-3図 私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成27年～令和6年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に検挙した件数を全て計上している。
 3 「私事性的画像被害防止法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数を全て計上している。
 4 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（私事性的画像被害防止法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 「脅迫」は、強要を含まない。また、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を含まない。
 6 「その他」は、暴行、傷害、恐喝、不同意性交等である。
 7 私事性的画像被害防止法は、平成26年11月27日に施行され、同法3条の規定（第三者が撮影対象者を特定することができる方法で私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供する行為等に対する罰則）は同年12月17日に施行されており、同年における検挙件数は、同法違反0件、他法令7件であった。

なお、令和6年における私事性的画像被害に係る事案に関する相談等件数（私事性的画像被害防止法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、2,128件（前年比17.4%増）であり、私事性的画像被害防止法の施行後最多であった。被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が1,047件（49.2%）と最も多く、次いで、知人・友人（インターネット上のみの関係）530件（24.9%）、知人・友人（インターネット上のみの関係以外）294件（13.8%）、関係（行為者）不明114件（5.4%）、配偶者（元配偶者を含む。）61件（2.9%）、職場関係者34件（1.6%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

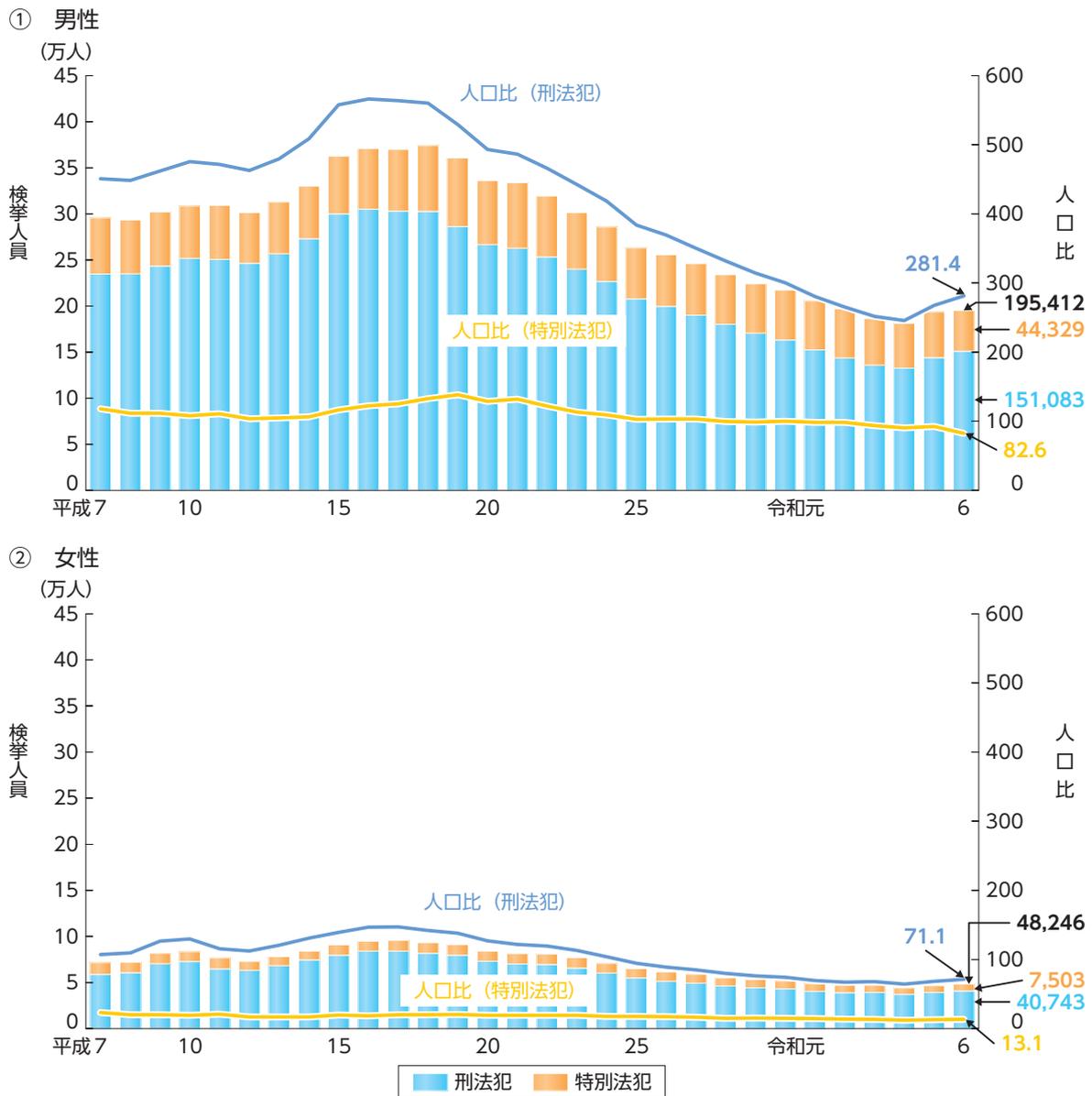
本章では、犯罪について男女別に見るとともに、女性については、第二次再犯防止推進計画において女性の抱える困難に応じた指導・支援の充実が掲げられているなど、刑事政策上着目すべき属性の一つであることから、女性による犯罪の特徴及び女性の犯罪者に対する処遇について概観する（女子による非行については、第3編参照）。

第1節 犯罪・非行の動向

刑法犯及び特別法犯の検挙人員並びに人口比の推移（最近30年間）を男女別に見ると、**4-7-1-1**図のとおりである。刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数は、男性では平成18年（37万4,125人）、女性では17年（9万5,760人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるところ、令和6年は、男性では19万5,412人、女性では4万8,246人と、いずれもピーク時の約2分の1であった。女性は、一貫して男性より検挙人員総数が少なく、6年の男女を合わせた検挙人員総数（24万3,658人）のうち、女性の占める比率は19.8%と、約5分の1であった（CD-ROM参照）。また、検挙人員の人口比（14歳以上の男女別10万人当たりの検挙人員をいう。）も、女性は、男性より一貫して低い（少年による刑法犯検挙人員の女子人口比については**3-1-1-4**図、少年による刑法犯の罪名別検挙人員及び女子比については**3-1-1-6**表をそれぞれ参照）。

4-7-1-1図 刑法犯・特別法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）

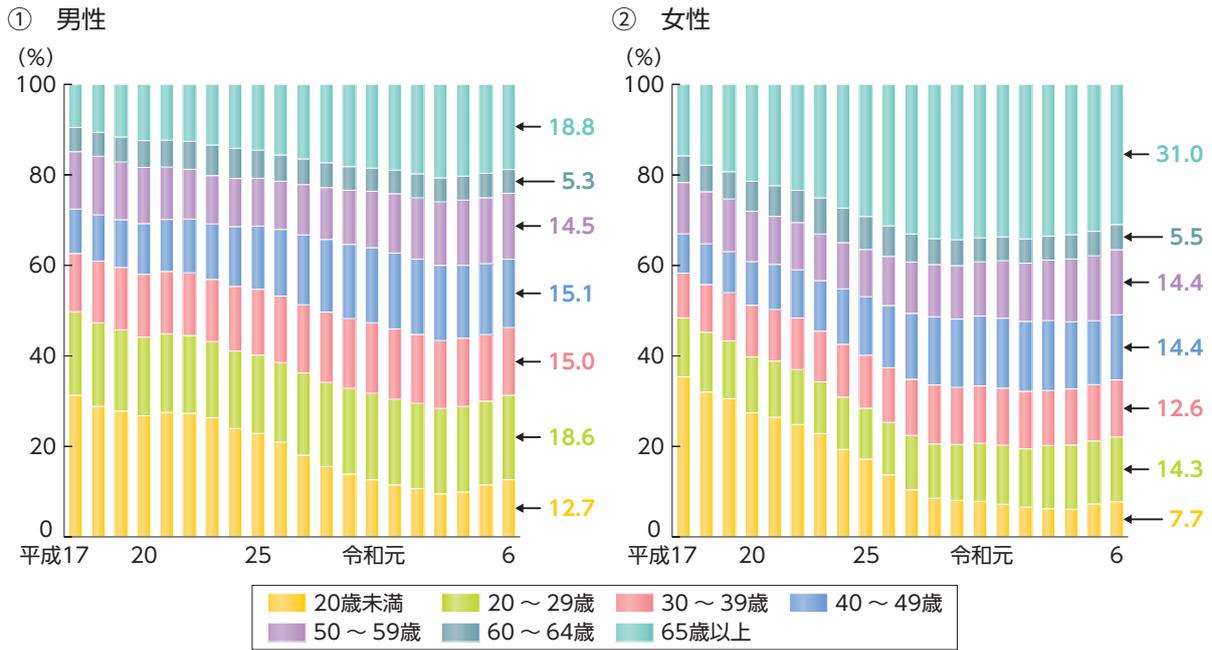
（平成7年～令和6年）



4-7-1-2図は、刑法犯の検挙人員について、年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである。65歳以上の高齢者の構成比は、男性では、平成2年以降上昇傾向にあったが、令和3年に20.7%に達した後、4年から3年連続低下し、6年は18.8%（前年比0.9pt低下）であった。女性では、平成14年（10.9%）以降急激に上昇し続け、29年に34.3%に達した後、30年から緩やかな低下傾向にあり、令和6年は31.0%（同1.5pt低下）であった（1-1-1-5図 CD-ROM 参照）。

4-7-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成17年～令和6年)



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

4-7-1-3図は、令和6年における刑法犯検挙人員について、罪名別構成比を男女別に見たものである。男女共に、窃盗の構成比が最も高いが、女性は約7割を占め、男性と比べて顕著に高く、特に、万引きによる者の構成比が高い。中でも、女性高齢者については、その傾向が顕著である（高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、4-8-1-3図参照）。

4-7-1-3図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和6年)



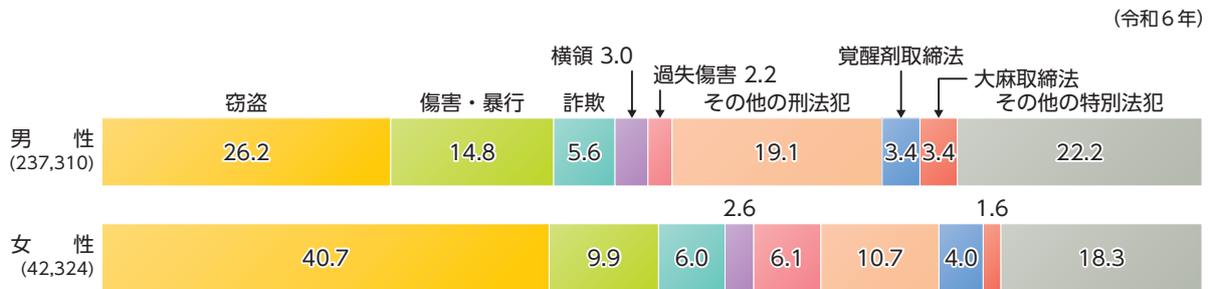
注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
3 ()内は、人員である。

第2節 処遇

1 検察

4-7-2-1図は、令和6年における検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の罪名別構成比を、男女別に見たものである。

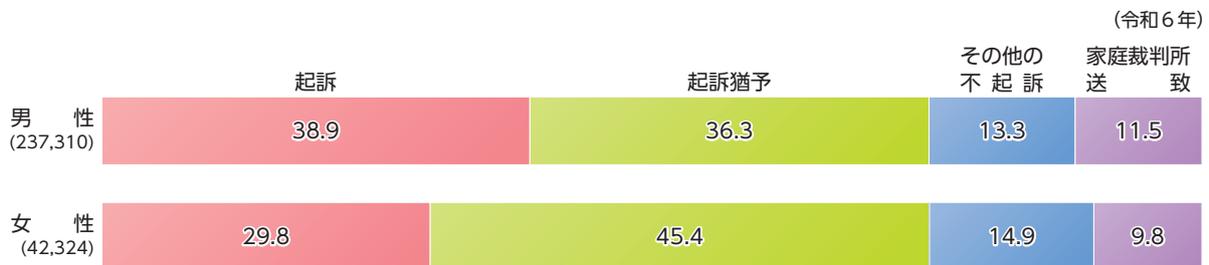
4-7-2-1図 検察庁終局処理人員の罪名別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 5 () 内は、人員である。

4-7-2-2図は、令和6年における検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、男女別に見たものである。同年の起訴猶予率は、男性が48.3%、女性が60.4%であった（CD-ROM 参照）。

4-7-2-2図 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 () 内は、人員である。

2 矯正

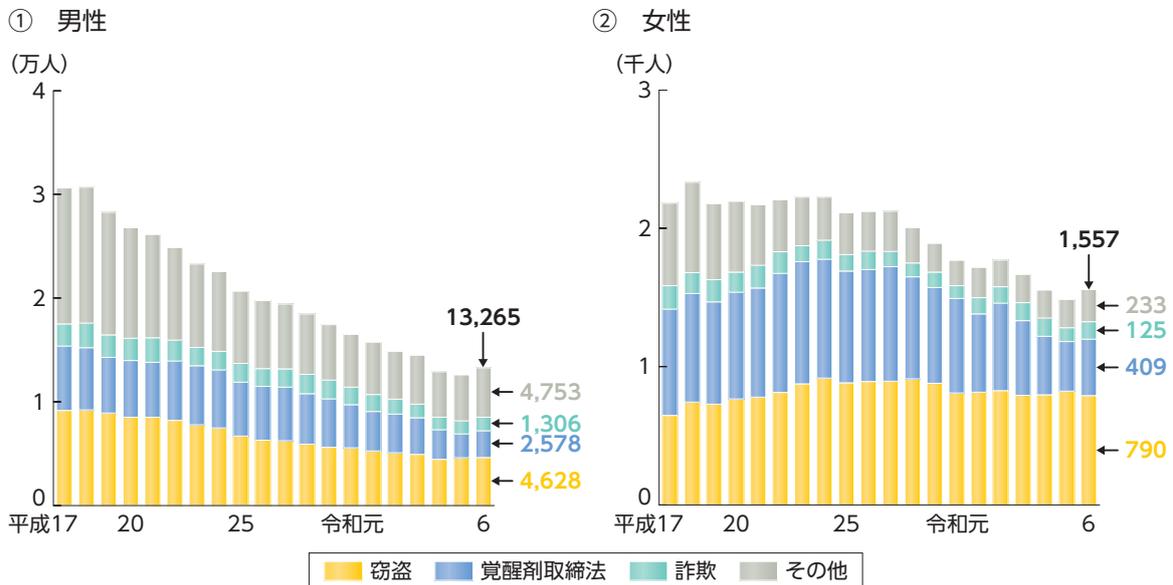
(1) 受刑者の状況

入所受刑者の罪名別人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、4-7-2-3図のとおりである。入所受刑者総数は、男性では、平成18年の3万699人をピークに翌年から減少し続けていたが、令和6年は1万3,265人（前年比666人（5.3%）増）であった。他方、女性では、平成18年の2,333人をピークに翌年からおおむね横ばいで推移した後、28年からは減少傾向にあったが、令和6年は1,557人（同71人（4.8%）増）であった。入所受刑者の人員を比較すると、平成元年以降、女性は、男性よりも一貫して少ない（女性比については、CD-ROM 参照）。入所受刑者総数に占める窃盗及び覚醒剤取締法違反の人員の合計の割合は、男性では、平成元年以降一貫して6割未満にとどまっているのに対し、女性では、同年以降一貫して6割を超えており、23年以降は8割前後となっている。また、男性では、10年以降、一貫して窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っているのに対し、女性では、

元年から23年まで覚醒剤取締法違反の人員が最も多かったものの、24年以降、窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っている（CD-ROM 参照。令和6年における入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、2-4-2-5図参照）。

4-7-2-3図 入所受刑者の罪名別人員の推移（男女別）

(平成17年～令和6年)

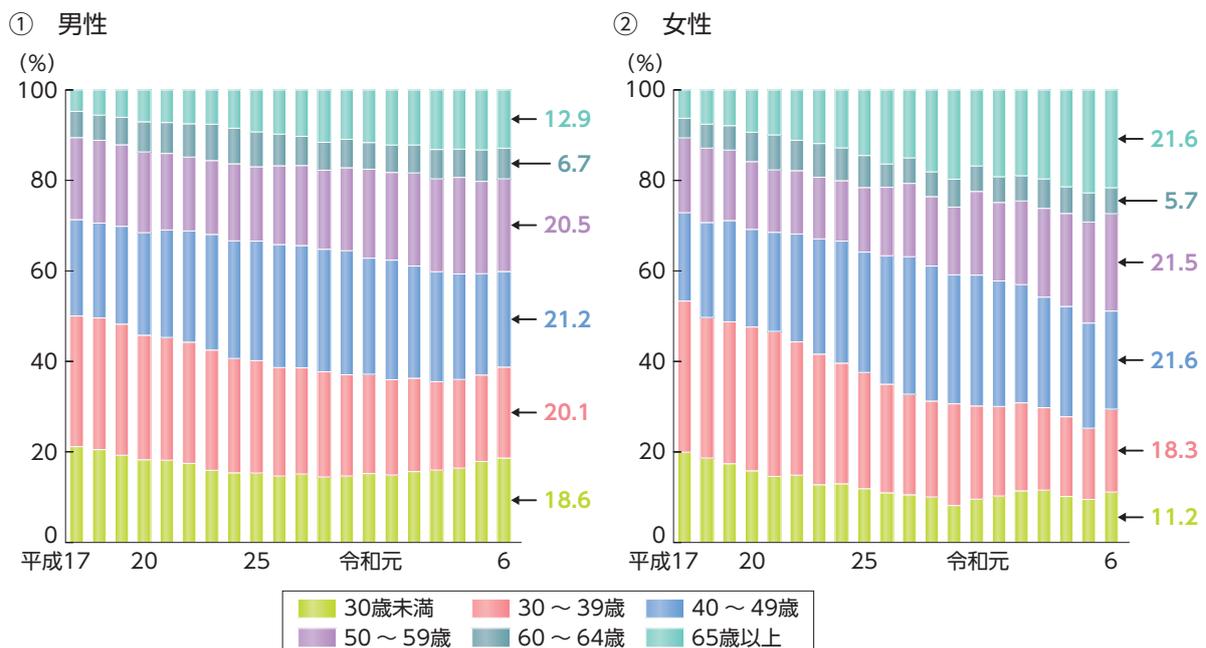


注 矯正統計年報による。

入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、4-7-2-4図のとおりである。30歳未満の構成比は、男性では、低下傾向にあったものの、令和2年以降は緩やかな上昇傾向にあり、女性では、平成12年以降低下傾向にある。65歳以上の構成比は、男女共に上昇傾向にあるが、女性は、男性よりも総じて高く、その差は拡大傾向にある（CD-ROM 参照）。

4-7-2-4図 入所受刑者の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成17年～令和6年)

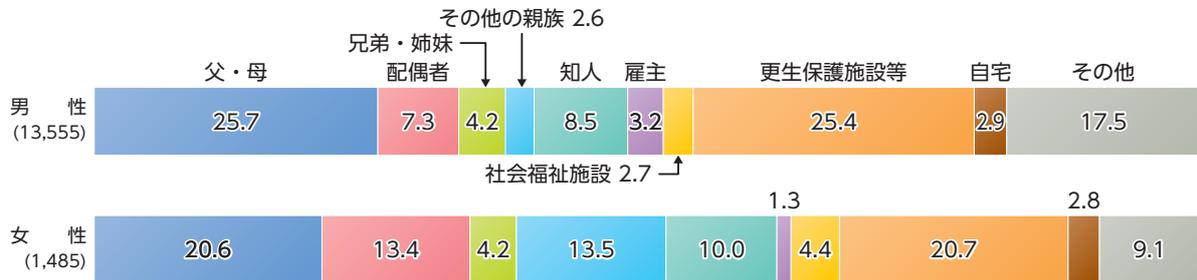


注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

4-7-2-5図は、令和6年における出所受刑者（出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。）の帰宅先別構成比を男女別に見たものである。

4-7-2-5図 出所受刑者の帰宅先別構成比（男女別）

（令和6年）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。
 3 「帰宅先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 5 「更生保護施設等」は、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームを含む。
 6 「自宅」は、帰宅先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰宅する場合である。
 7 「その他」は、帰宅先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 8 () 内は、実人員である。

(2) 受刑者の処遇

令和7年4月1日現在、女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘留所を除く。以下この項において「女性刑事施設」という。）は、栃木、笠松、和歌山、岩国及び麓の各刑務所、札幌、福島、豊橋及び西条の各刑務支所並びに喜連川社会復帰促進センター、加古川刑務所及び美祢社会復帰促進センターの各女性収容棟である。

女性の受刑者については、その特性に応じた処遇の充実を図るため、「女子施設地域連携事業」、「女子依存症回復支援事業」のほか、女性の受刑者特有の課題に係る処遇プログラムが実施されるなどしている。

女子施設地域連携事業は、各女性刑事施設において、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、当該女性刑事施設が所在する地域の医療、保健、福祉、介護等の専門家とネットワークを作り、各専門家の助言・指導を得て女性の受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものである。令和7年1月1日現在、喜連川社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

女子依存症回復支援事業は、薬物犯罪の女性の受刑者に対する処遇の取組として、札幌刑務支所において実施されているものであり、令和元年度から5か年の事業計画により試行された女子依存症回復支援モデル事業での成果を踏まえ、同モデル事業を移行する形で6年4月1日から開始された。女子依存症回復支援事業では、同刑務支所に設置された女子依存症回復支援センターにおいて、女子依存症回復支援プログラムを実施している。同プログラムでの指導は、薬物依存及び薬物使用に係る自己の問題・背景について理解させた上、薬物に対する欲求に対処するために必要な知識及びスキルを習得させ、薬物依存からの回復に向けた意欲や自信を醸成することを目標としている。

女性刑事施設においては、女性の受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとして、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類のプログラムの中から施設において選択の上、実施している。

なお、摂食障害を有する受刑者のうち、医療を主として行う必要がある者については、東日本成人矯正医療センター、西日本成人矯正医療センター又は北九州医療刑務所の各医療専門施設に移送・収

容されるところ、一部の医療専門施設では、摂食障害を有する受刑者に対し、行動療法、心を育てる医療、チーム医療といった要素を組み合わせた摂食障害治療プログラムに基づく処遇を行っている。

3 保護観察

(1) 保護観察対象者の状況

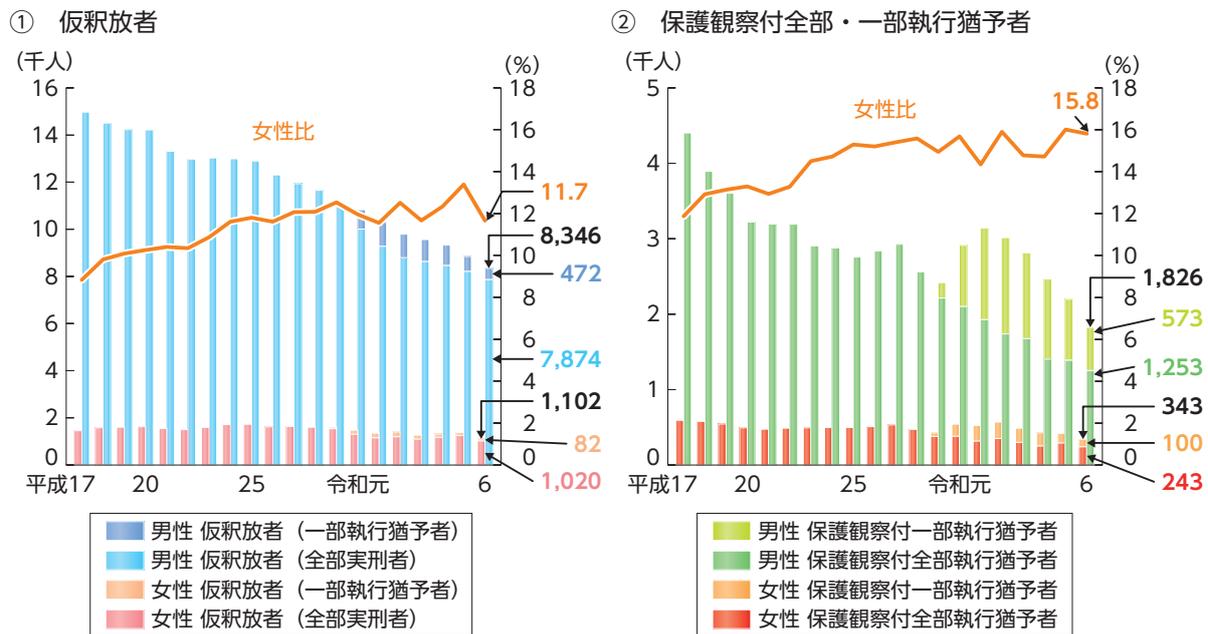
保護観察開始人員を男女別に見るとともに女性比の推移（最近20年間）を見ると、4-7-2-6図のとおりである。平成17年以降、男性の仮釈放者の人員は、減少傾向にあり、女性の仮釈放者の人員は、若干の増減を経て、25年をピークに翌年以降減少傾向にある。女性比は、29年（12.5%）まで上昇傾向にあったものの、その後は11~13%台で推移している。

男性の保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成12年をピークに翌年以降29年まで減少傾向にあったが、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加に転じ、令和2年以降減少し続けている。女性の保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成12年をピークに翌年以降増減を繰り返し、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加した後、令和2年まで500人台で推移していたが、3年以降減少し続けている。女性比は、平成23年以降14~16%台で推移している（CD-ROM 参照）。

なお、平成28年以降、男性の仮釈放率は、50~60%台で推移しているのに対し、女性の仮釈放率は70%台で推移している（2-5-2-1図 CD-ROM 参照）。

4-7-2-6図 保護観察開始人員（男女別）・女性比の推移

(平成17年~令和6年)



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

(2) 保護観察対象者の処遇

令和6年の保護観察開始人員を罪名別に見ると、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のいずれにおいても、窃盗及び覚醒剤取締法違反の構成比の合計が、男性は6割未満であるのに対し、女性は8割近くを占めているところ（CD-ROM資料2-10参照）、保護観察所においては、窃盗事犯者及び薬物事犯者に対する処遇として、以下のような取組を行っている。

嗜癖的な窃盗事犯者に対し、保護観察所は、「窃盗事犯者指導ワークブック」を活用するなどして保護観察を実施している。なお、保護観察所における「嗜癖的な窃盗事犯者」とは、処分の罪名に窃盗が含まれ、かつ、窃盗を繰り返してきた者のうち、所持金があるのに窃盗をした者、窃盗に至った経緯を自覚していなかった者、窃盗に伴う満足感や感情の高揚を得ていた者、ストレス解消のために窃盗をした者など、財物そのものを得ることのみを目的とせずに犯行に及んだ者をいう（第2編第5章第3節2項（7）参照）。

依存物質の使用を反復する傾向を有する者に対し、保護観察所は、**薬物再乱用防止プログラム**（第2編第5章第3節2項（3）参照）を実施しているほか、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、**薬物依存回復訓練**（同項（6）参照）を実施している。また、法務省及び厚生労働省は、平成27年に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、保護観察所と地方公共団体、保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関とが定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っており、例えば精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラムや薬物依存症リハビリテーション施設等におけるグループミーティング等の支援につなげるなどして、保護観察対象者が保護観察を終了した後も、薬物依存からの回復のための必要な支援を受けることができるようにしている（同項（6）参照）。

嗜癖的窃盗事犯者や薬物事犯者の女性の中には、過去の傷付き体験から、心理的な問題や対人関係の葛藤を抱える者も少なくない。そこで、保護観察所は、処遇の実効性を高めるため、**CFP**を活用した**アセスメントに基づく保護観察**（第2編第5章第3節2項（1）参照）を実施している。アセスメントの結果、専門医による治療が必要と考えられる保護観察対象者については、必要に応じて精神科医療機関や福祉関係機関との連携を図り、治療を受けさせるなどの支援等を行っている。

本章では、犯罪について年齢層別に見るとともに、高齢化が進展する我が国の現状に鑑み、高齢者による犯罪の特徴について概観する。

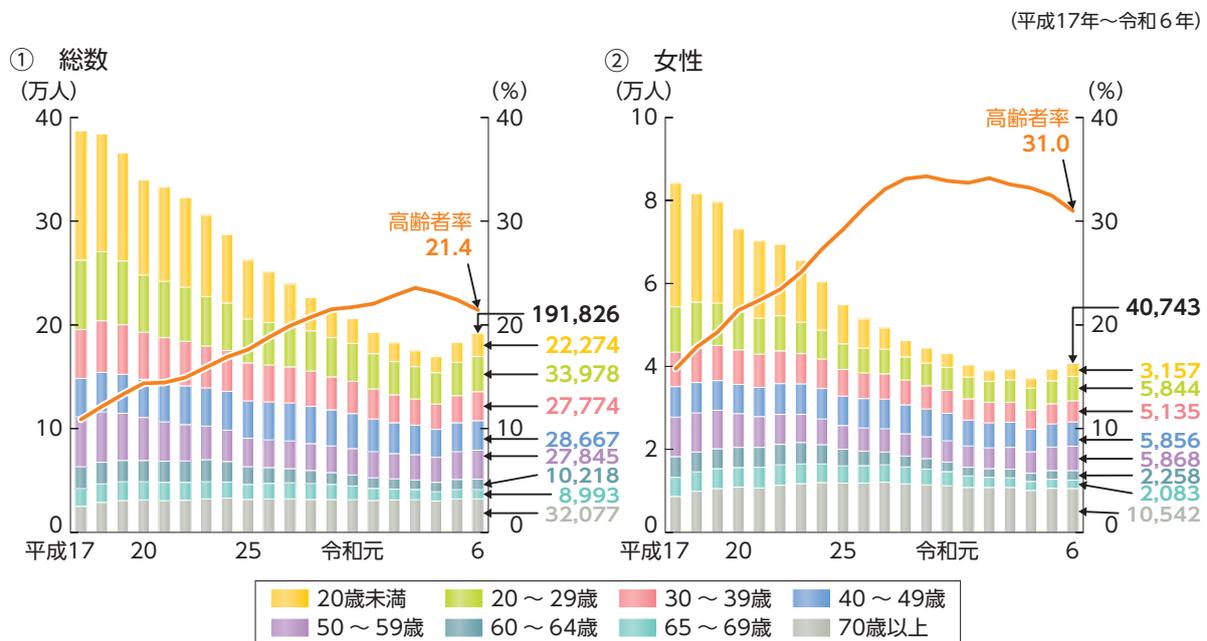
第 1 節 犯罪の動向

年齢層別の刑法犯検挙人員及び高齢者率（刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。以下この節において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、4-8-1-1図のとおりである。

高齢者の検挙人員は、平成20年（4万8,786人）をピークとして高止まりの状況が続いた後、28年以降減少傾向にあり、令和6年は4万1,070人（前年比0.1%減）であった。高齢者率について見ると、他の年齢層の検挙人員の減少傾向が高齢者層と比べて大きいことから、平成28年以降も上昇傾向にあったが、令和4年から3年連続で低下しており、6年は、他の年齢層の検挙人員が増加（同6.0%増）したことから、前年と比べて1.0pt低下し、21.4%であった。

女性高齢者の検挙人員は、平成24年（1万6,502人）をピークとして高止まりの状況が続いた後、28年以降減少傾向にあり、令和6年は1万2,625人（前年比1.2%減）であった。女性の高齢者率は、平成10年から29年（34.3%）まで上昇し続けた後は、緩やかな低下傾向にあり、令和6年は31.0%（同1.5pt低下）であった（1-1-1-5図 CD-ROM 参照）。

4-8-1-1図 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性）



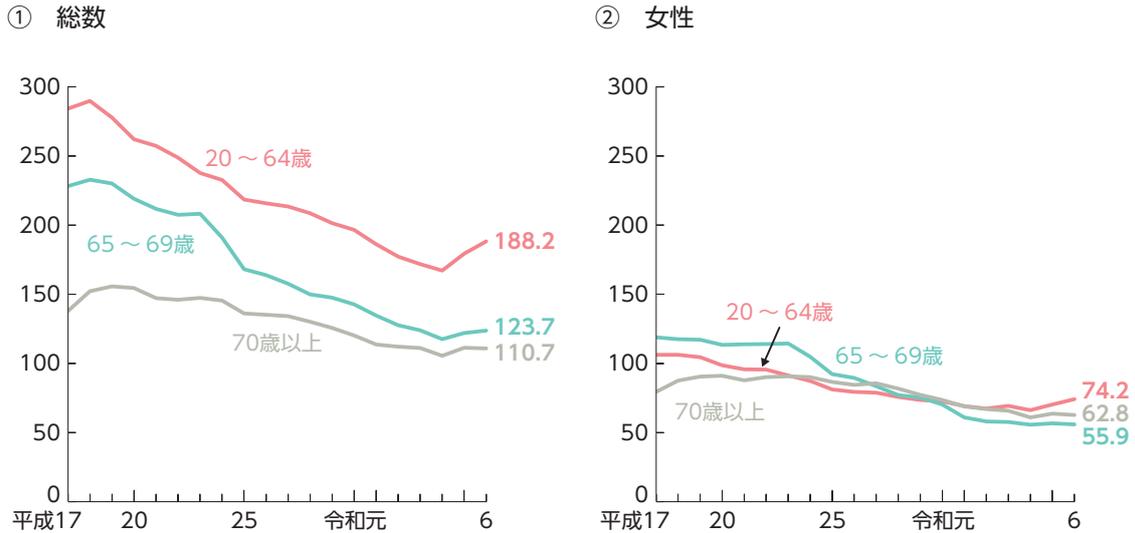
注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

刑法犯検挙人員の年齢層別人口比の推移（最近20年間）を見ると、**4-8-1-2図**のとおりである。

平成23年以降、高齢者の検挙人員のうち70歳以上は65%以上を占めているが（**1-1-1-5図** CD-ROM参照）、人口比では一貫して65～69歳を下回っており、令和6年は110.7（前年比0.6低下）であった。一方、70歳以上の女性の検挙人員は、平成17年以降女性高齢者の検挙人員の65%以上を占め（**1-1-1-5図** CD-ROM参照）、人口比でも27年以降65～69歳を上回っており、令和6年は62.8（同0.8低下）であった。

4-8-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性）

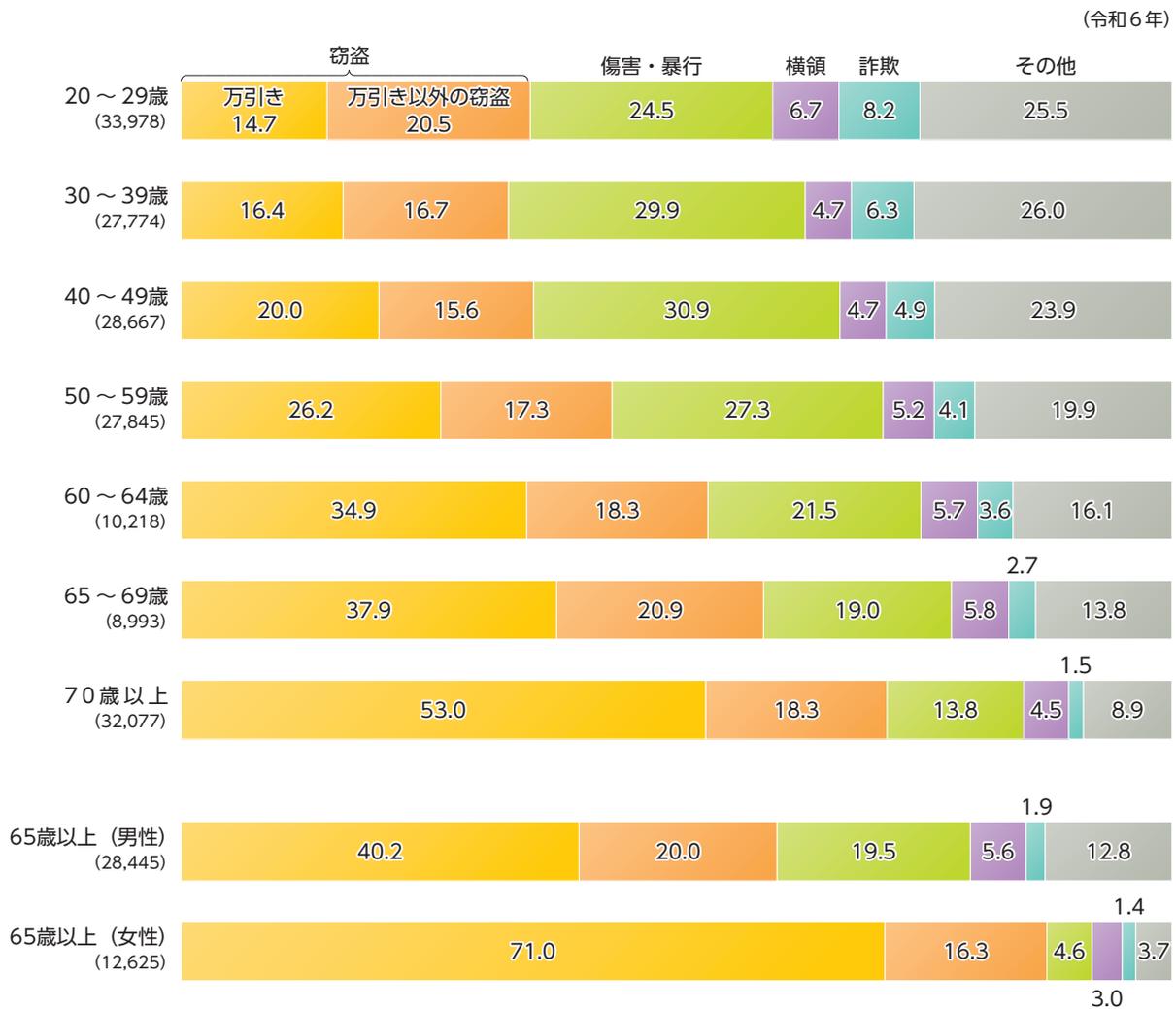
（平成17年～令和6年）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。

4-8-1-3図は、令和6年における刑法犯検挙人員の罪名別構成比を年齢層別に見たものであり、高齢者についてさらに男女別に見たものである。年齢層が上がるにつれて窃盗の構成比が高くなっており、特に、女性高齢者は、約9割が窃盗であり、窃盗に占める万引きの割合は約8割と顕著に高い。

4-8-1-3図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（年齢層別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

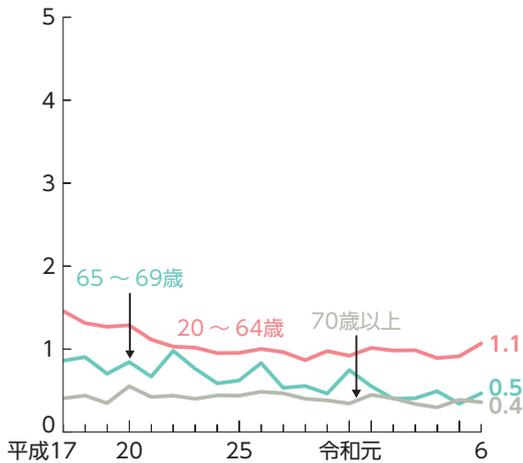
刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を主な罪名別で見るとともに、これを年齢層別で見ると、4-8-1-4図のとおりである。

殺人、傷害及び暴行について見ると、人口比は20～64歳、65～69歳、70歳以上の順で高い傾向にあるが、窃盗について見ると、人口比は平成26年以降一貫して70歳以上が最も高い。

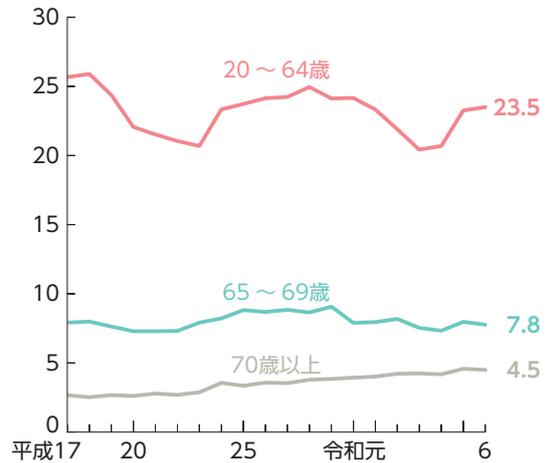
4-8-1-4図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

(平成17年～令和6年)

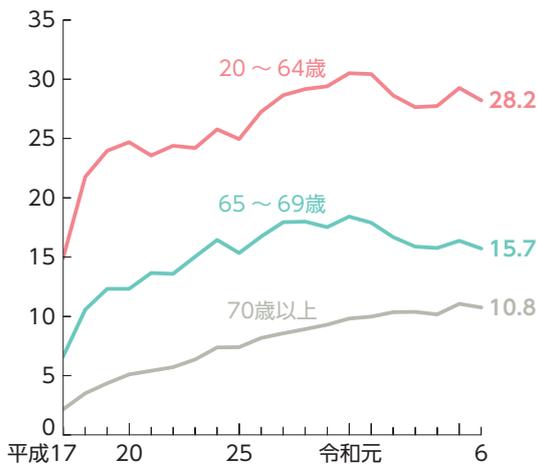
① 殺人



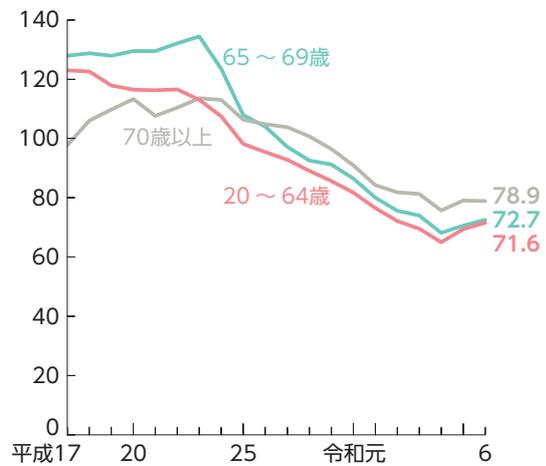
② 傷害



③ 暴行



④ 窃盗



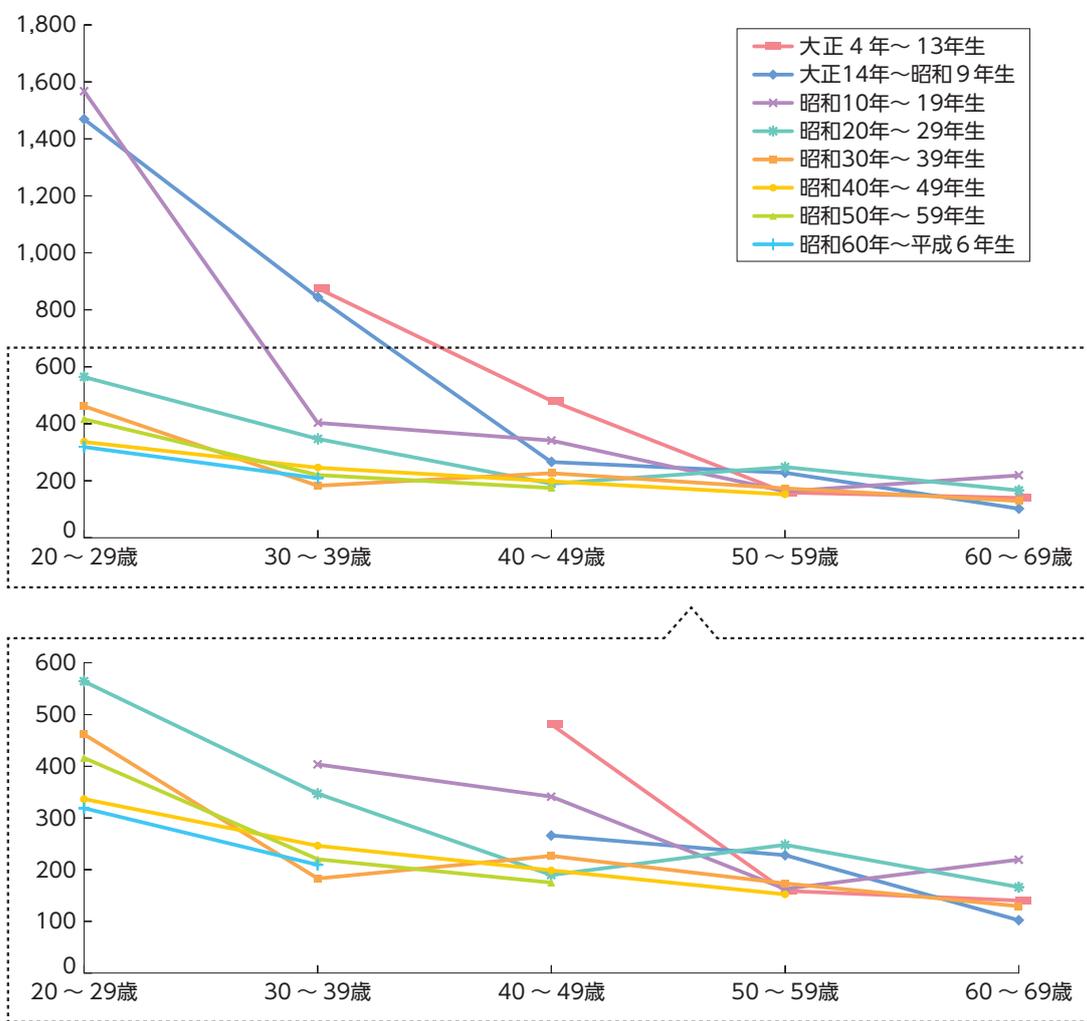
注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの各罪名の検挙人員をいう。

コラム4 世代別に見た刑法犯検挙人員の人口比の推移

本章では、年齢層別の犯罪の特徴について扱ってきたところであるが、本コラムでは、一つの試みとして、出生時期を同じくする世代グループに着目した分析を行う。すなわち、出生年（推計）について10年ごとに区分した世代グループ（以下「世代」という。）、つまり、大正4年～13年生まれ、大正14年～昭和9年生まれ、昭和10年～19年生まれ、昭和20年～29年生まれ、昭和30年～39年生まれ、昭和40年～49年生まれ、昭和50年～59年生まれ及び昭和60年～平成6年生まれの八つの世代間で、昭和29年、39年、49年、59年、平成6年、16年、26年及び令和6年の各調査年における刑法犯の検挙人員の人口比（以下このコラムにおいて「人口比」という。）を比較し、その傾向や特徴について見ていく。

図5は、横軸を年齢層とし、各世代がそれぞれ20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳又は60～69歳であったときの人口比を比較できるようにしたものである。

図5 刑法犯検挙人員の人口比（世代別）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、当時における各年齢層の者10万人当たりの刑法犯検挙人員である。

分析1として、世代別に、加齢によって人口比がどのように変化するかを見ていく。大正4年～13年生まれについて見ると、横軸の各目盛りを右に追って行くにつれ、つまり、年齢層

が高くなるにつれ、人口比は一貫して低下している。同様に、大正14年～昭和9年生まれ、昭和40年～49年生まれ、昭和50年～59年生まれ及び昭和60年～平成6年生まれについても、年齢層が高くなるにつれ、人口比は一貫して低下している。他方、他の世代については、年齢層が高くなるにつれて人口比が低下するという傾向は同じであるものの、昭和10年～19年生まれでは60～69歳において、昭和20年～29年生まれでは50～59歳において、昭和30年～39年生まれでは40～49歳において、それぞれ人口比が上昇している。これらのことから、いずれの世代も、加齢によって人口比が低下する傾向にある一方、一部の世代では人口比が上昇する年齢層もあることが見て取れる。

分析2として、**図5**について、各年齢層における世代別の人口比を縦に比較して見ていく。20～29歳、30～39歳及び40～49歳について見ると、大正4年～13年生まれ、大正14年～昭和9年生まれ及び昭和10年～19年生まれの各人口比が他の各世代と比べて高い傾向にあるが、50～59歳及び60～69歳について見るとその傾向はあまり見られなくなる。つまり、50～59歳及び60～69歳について見ると、人口比が高いのは、大正4年～13年生まれ、大正14年～昭和9年生まれ又は昭和10年～19年生まれのいずれかであるとは限らず、また、各世代間の差は比較的小さくなる。

以上から、他の世代と比べて一貫して人口比が高い特定の世代はないことや、年齢層が低いほど世代間の人口比のばらつきが大きいことがうかがわれる。

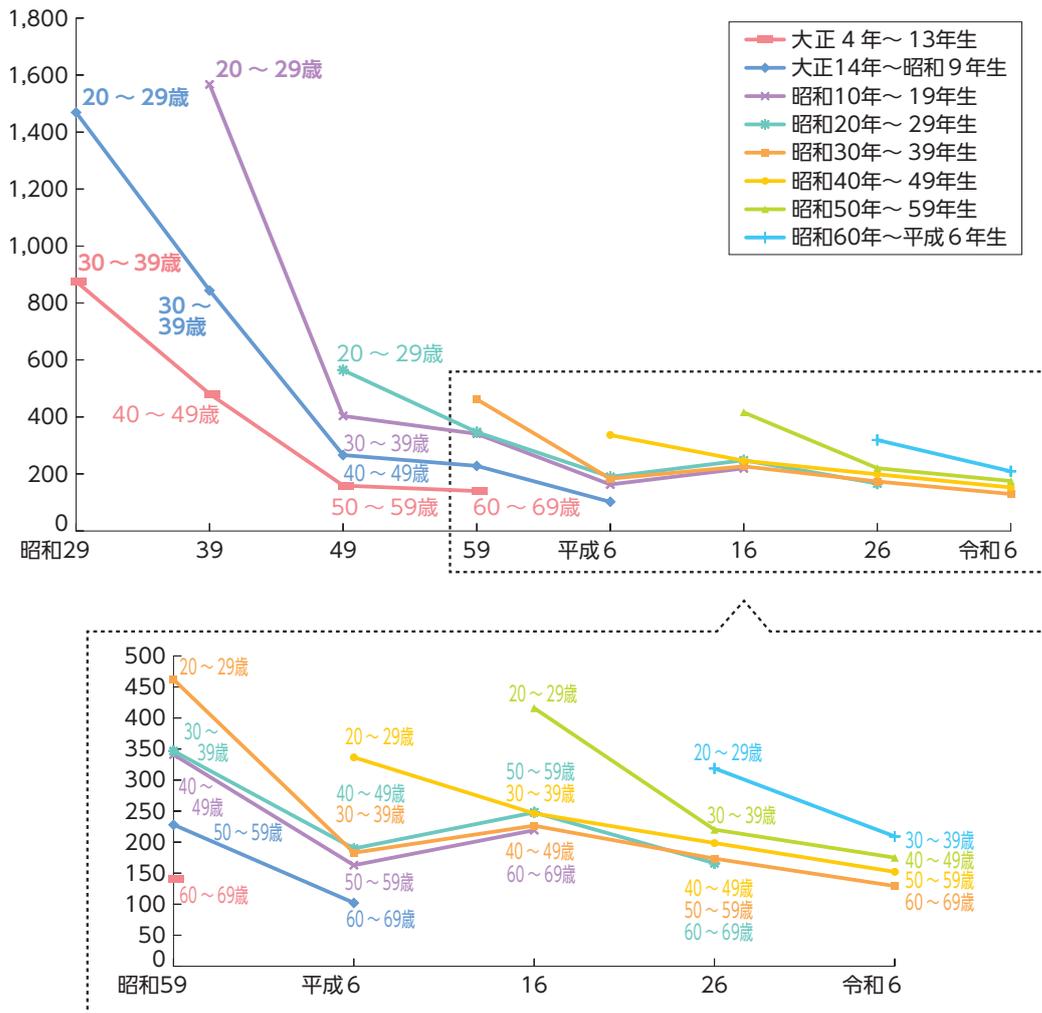
次に、これまで見てきた世代別の傾向や特徴について、時期に着目してその背景を探る。**図6**は、横軸を調査年とし、同一年における各世代の人口比を縦に比較できるようにしたものである。

分析2では、複数の世代で、他の世代と比べて人口比が高い年齢層があることを指摘したが、**図6**を見ると、大正4年～13年生まれが30～39歳であり、大正14年～昭和9年生まれが20～29歳であった昭和29年、大正14年～昭和9年生まれが30～39歳であり、昭和10～19年生まれが20～29歳であった昭和39年は、いずれの世代もその後の年に比べて人口比が高いが、これらの昭和29年及び昭和39年は、高度成長期と称される時期が含まれる。

また、分析1では、いずれの世代も加齢によって人口比が低下する傾向にある一方、複数の世代において、人口比が上昇する年齢層があることを指摘したが、昭和10年～19年生まれが60～69歳であり、昭和20～29年生まれが50～59歳であり、昭和30～39年生まれが40～49歳であった平成16年は、これらの世代の人口比が平成6年及び平成26年に比べて高いところ、平成16年は、失われた20年と称される、バブル崩壊後に続いた日本経済の低迷期が含まれる。

犯罪情勢には数多くの要因が複雑に絡み合っていると考えられるところ、**図6**で見てきたように、特定の年に複数の世代の人口比が上昇していることは、特定の年齢層や世代の傾向ではない社会的な要因が犯罪情勢に影響を与えている可能性を示唆する。また、複数の世代及び年齢層で人口比が上昇していた平成16年において、30～39歳であった昭和40年～49年生まれは人口比が低下していることから、たとえ社会的な動きが人口比に影響を与えている場合であっても、その影響の有り様は、年齢層又は世代によって異なることも示唆される。

図6 刑法犯検挙人員の人口比の推移（世代別）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、当時における各年齢層の者10万人当たりの刑法犯検挙人員である。

以上のとおり、人口比は、20～29歳が他の年齢層に比べて高く、世代を通じて加齢によって低下する傾向があることがうかがわれた一方、社会的な動きの影響を受けることも示唆された。今後も社会情勢の変化等に伴い年齢層や世代ごとに犯罪の発生状況がどのように推移するのかを注視していく必要がある。

第2節 処遇

1 検察

令和6年の起訴猶予率を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、**4-8-2-1図**のとおりである。

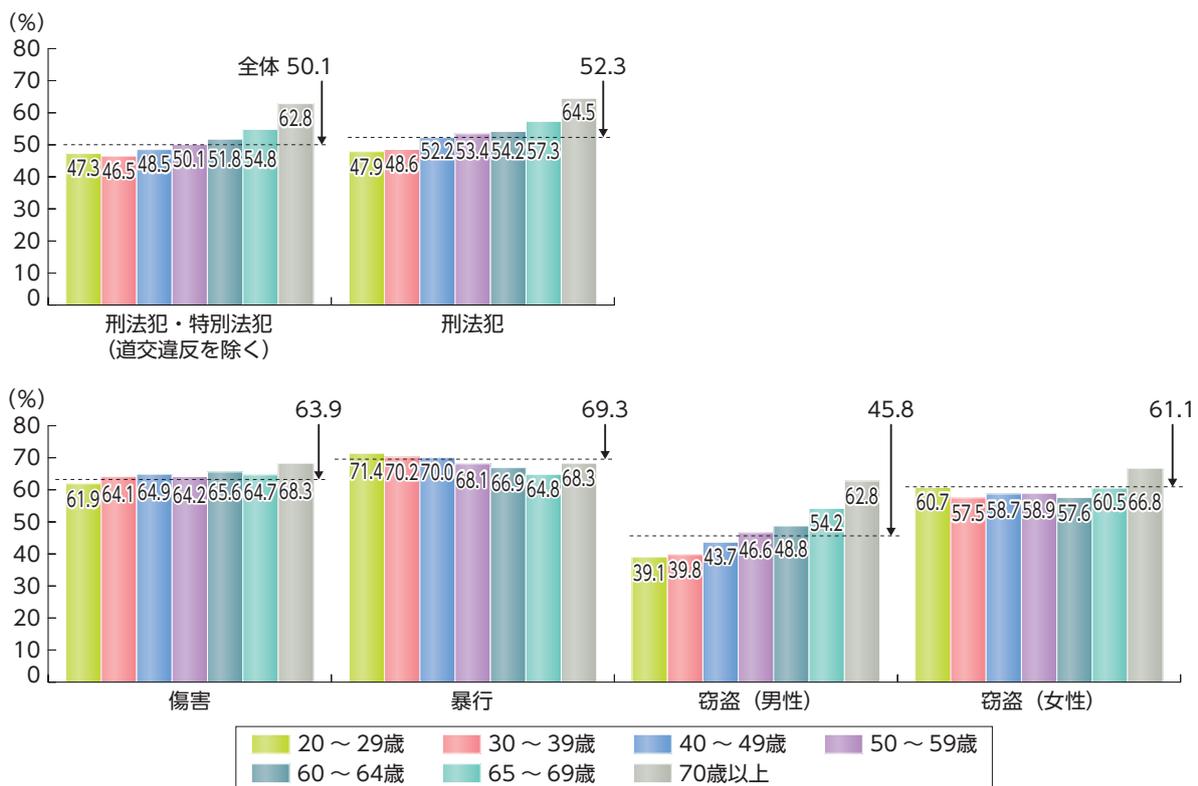
刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）における65～69歳及び70歳以上の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上では全体の起訴猶予率よりも12.7pt高い。

このうち刑法犯で見ると、高齢者の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上では全体の起訴猶予率よりも12.2pt高い。

罪名別で見ると、傷害では、70歳以上の起訴猶予率は、他の年齢層よりも高い。また、窃盗について、男女別に見ると、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高く、女性の起訴猶予率は、年齢層による差が男性ほど大きくないものの、70歳以上は他の年齢層よりも高い。窃盗は、65～69歳及び70歳以上の刑法犯検挙人員の、それぞれ約6割、約7割を占める罪名であり（**4-8-1-3図**参照）、高齢者の起訴猶予率が他の年齢層と比べて高いのは、こうした状況を反映したものであると考えられる。

4-8-2-1図 起訴猶予率（罪名別、年齢層別）

（令和6年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 被疑者が法人である事件を除く。
 4 年齢が不詳の者を除く。
 5 各グラフ上の点線は、全体（20歳未満の者を含む。）の起訴猶予率である。

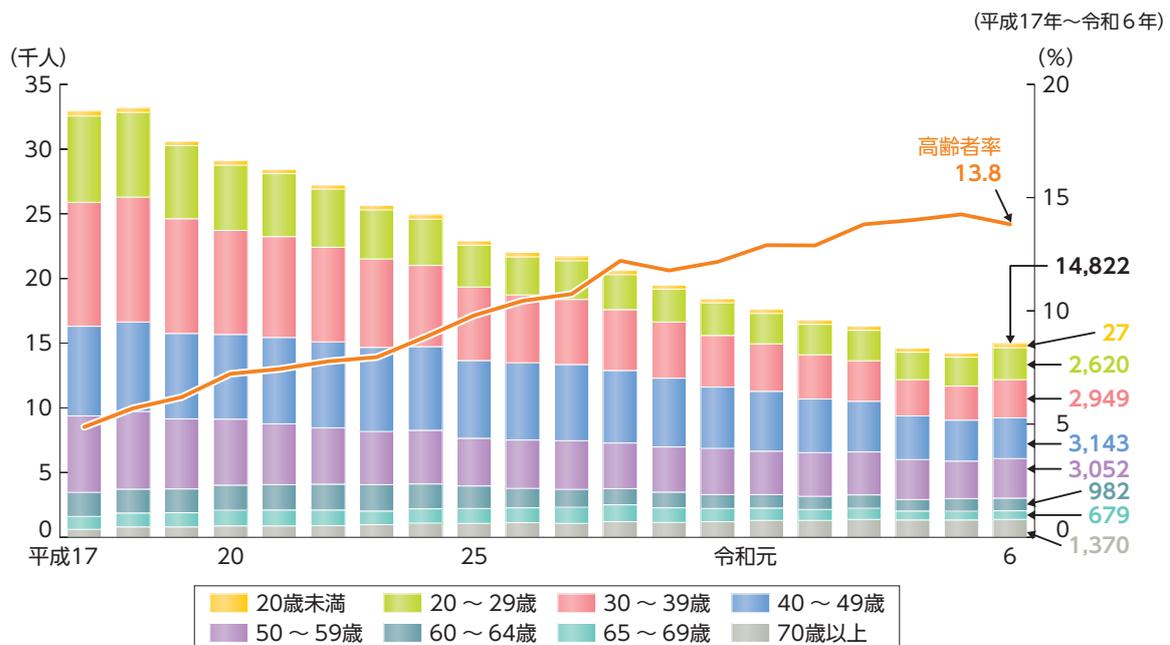
2 矯正

4-8-2-2図は、年齢層別の入所受刑者人員及び高齢者率（入所受刑者に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。

高齢入所受刑者の人員は、平成28年（2,498人）に元年以降で最多となった後、29年以降は2,000人台から2,200人台で推移し、令和6年は2,049人（前年比2.0%増）であった。70歳以上の入所受刑者人員は、平成29年以降一貫して65～69歳の入所受刑者人員を上回っており、令和6年は、1,370人（同2.9%増）で、平成17年（597人）の約2.3倍であった。高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることから上昇傾向にあり、令和6年は13.8%であり、前年と比べて0.4pt低下したものの、平成17年と比べると9.0pt上昇している（CD-ROM参照）。

女性の高齢入所受刑者の人員は、平成29年（373人）に元年以降で最多となった後、30年以降は290人台から330人台で推移し、令和6年は337人（前年比0.3%減）であった。70歳以上の女性の入所受刑者人員は、平成22年以降一貫して65～69歳の入所受刑者人員を上回っており、令和6年は253人（同0.4%増）で、平成17年（55人）の4.6倍であった。女性の高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることから上昇傾向にあり、令和6年は21.6%であり、前年と比べて1.1pt低下したものの、平成17年と比べると15.4pt上昇している（2-4-2-4図 CD-ROM参照）。

4-8-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移

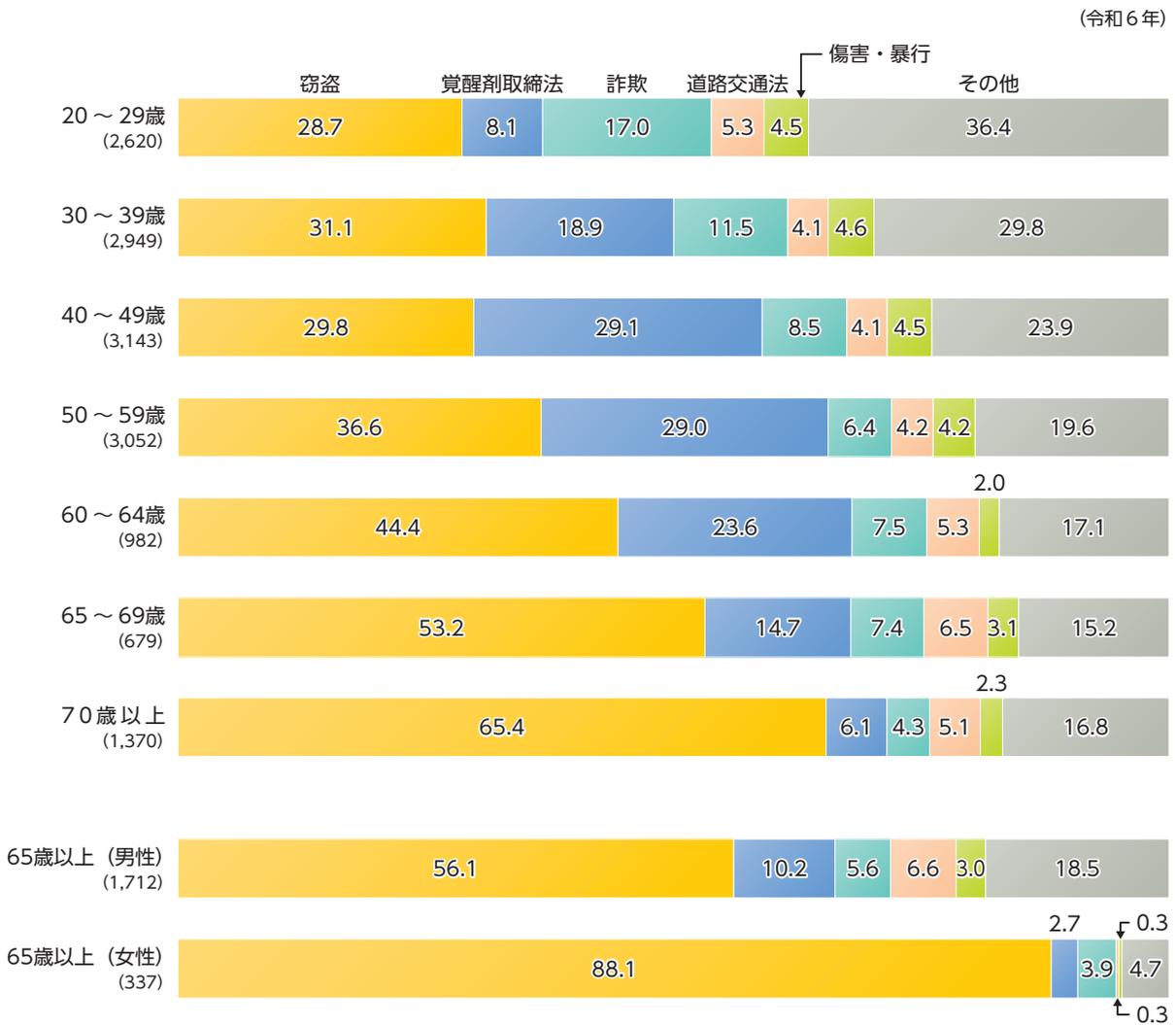


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、少年時に刑の言渡しを受けた者は、言渡し時の年齢によることとし、入所時に20歳以上であっても、20歳未満に計上している。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

令和6年における入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が18.7であったのに対し、65～69歳は9.3、70歳以上は4.7であった。同年における女性の入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が3.6であったのに対し、65～69歳は2.3、70歳以上は1.5であった（矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

4-8-2-3図は、令和6年における入所受刑者の罪名別構成比を年齢層別に見たものであり、高齢者について更に男女別に見たものである。20～29歳は、他の年齢層と比べて詐欺の構成比が高く、約2割を占めており、40～49歳及び50～59歳は、覚醒剤取締法違反の構成比が高く、約3割を占めている。高齢者は、他の年齢層と比べて窃盗の構成比が高く、65歳以上の女性は、65歳以上の男性と比べて窃盗の構成比が顕著に高い（男女別の入所受刑者の罪名別人員の推移については、4-7-2-3図参照）。

4-8-2-3図 入所受刑者の罪名別構成比（年齢層別）



注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 () 内は、人員である。

刑事施設（市原青年矯正センターを除く。）においては、高齢受刑者等に対する特性を踏まえた処遇及び福祉的支援を推進するため、入所受刑者のうち、刑執行開始時の年齢が65歳以上の者等に対して、認知症スクリーニング検査を実施し、認知症が疑われると判定された者には医師による診察を実施する取組を行っている。令和6年においては、2,086人に対して検査を実施し、そのうち、医師による診察を受けた者が284人、認知症と診断された者が132人であった（法務省矯正局の資料による。）。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による拘禁刑の導入に伴い、高齢福祉課程（第2編第4章第3節1項（1）参照）が新設され、対象者には、高齢等の自己の特性を理解させるとともに、社会生活に必要な心身の健康保持を行わせることを目指した矯正処遇を実施している。

3 保護観察

高齢の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察開始人員及び高齢者率（保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、[4-8-2-4図](#)のとおりである（仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、一部執行猶予者の人員の動向については、CD-ROM 参照）。

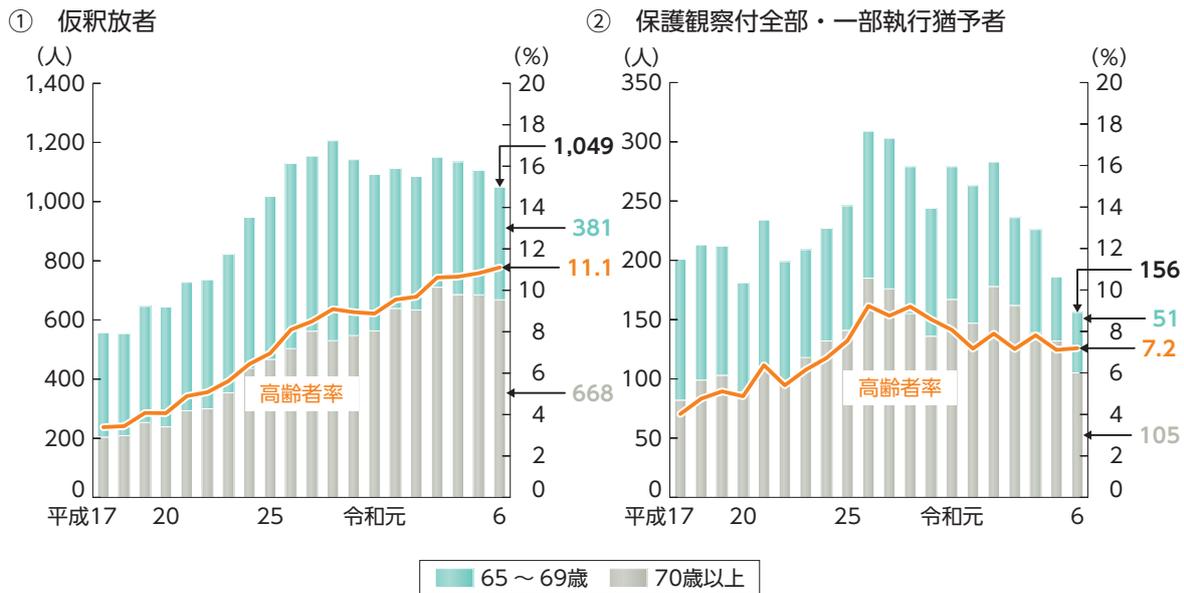
高齢の仮釈放者の保護観察開始人員については、平成28年（1,206人）に元年以降で最多となった後、29年以降は1,000人から1,100人台で推移している。令和6年は1,049人（前年比5.2%減）で、平成17年の約1.9倍であり、特に70歳以上については、同年の約3.3倍に増加している。高齢者率については上昇傾向にあり、令和6年は11.1%（同0.3pt 上昇）で、平成17年と比べると7.7pt 上昇している。

高齢の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員については、平成26年（309人）に元年以降で最多となった後、減少傾向にあり、令和6年は156人（前年比16.1%減）であった。高齢者率については、平成26年及び28年に9.2%に達した後、令和元年以降は7%台で推移しており、6年は7.2%（同0.1pt 上昇）で、平成17年と比べると3.2pt 上昇している。

令和6年における保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員を年齢層別に見ると、20～64歳は647人、65～69歳は13人、70歳以上は13人となっている（CD-ROM 参照）。

4-8-2-4図 高齢者の保護観察開始人員・高齢者率の推移

(平成17年～令和6年)



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 「高齢者率」は、保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。
 4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和6年における仮釈放による出所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が12.3であったのに対し、65～69歳は5.2、70歳以上は2.3であった（保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

令和6年の高齢出所受刑者の仮釈放率は、45.2%（前年比0.1pt 上昇）であり、出所受刑者全体の仮釈放率（62.8%）よりも17.6pt 低い（出所受刑者全体の仮釈放率については、2-5-2-1図参照）。年齢層別に見ると、65～69歳は50.5%（同1.0pt 低下）、70歳以上は42.7%（同0.7pt 上昇）であった。同年の女性の高齢出所受刑者の仮釈放率は、67.8%（同2.7pt 低下）であり、高齢出所受刑者全体の仮釈放率よりも22.6pt 高く、年齢層別に見ると、65～69歳は69.1%（同7.4pt 低下）であり、70歳以上は67.3%（同0.8pt 低下）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

第1節 外国人の在留状況等

1 外国人新規入国者等

外国人新規入国者数は、平成25年以降急増し、令和元年には約2,840万人に達したが、2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域の指定を始めとした水際対策が開始されたことにより、同年は約358万人（前年比87.4%減）、3年は約15万人（同95.8%減）と2年連続で大幅に減少した。4年3月以降、水際対策の段階的な緩和等により、同年は前年の約22.6倍に増加し、5年は前年の約6.9倍に増加した。6年は前年の約1.4倍である3,401万5,766人に増加し、過去最多となったが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の約1.2倍の水準である。6年における外国人新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が862万9,184人と最も多く、次いで、台湾が569万4,938人、中国（台湾及び香港等を除く。）が548万5,052人の順であった。在留資格別の構成比は、観光等を目的とする短期滞在が98.1%と最も高く、次いで、留学（0.5%）、技能実習（0.4%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在留外国人の年末人員（中長期在留者と特別永住者の合計数）は、平成27年以降過去最多を更新し続けた後、令和2年から2年連続で減少したが、4年から増加し、6年は376万8,977人（前年比10.5%増）となり、過去最多を更新した。同年における在留外国人の人員を国籍・地域別に見ると、中国（台湾を除く。87万3,286人）が最も多く、次いで、ベトナム（63万4,361人）、韓国（40万9,238人）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

2 不法残留者

我が国の不法残留者（在留期間を経過して我が国に滞在している者）数（平成3年から8年までは各年5月1日現在の、9年以降は各年1月1日現在の各推計値）は、5年に過去最多の29万8,646人を記録した後、徐々に減少し、その後も厳格な入国審査や関係機関の連携による摘発等の総合的対策の効果もあって、26年には6万人を下回り、5年の5分の1未満にまで減少した。27年からは6年連続で増加した後、令和3年から2年連続で減少し、5年からは2年連続で増加したものの、7年は7万4,863人（前年比5.4%減）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

3 退去強制

不法残留等の入管法違反者に対しては、我が国から退去させる退去強制手続（平成16年12月2日以降は出国命令手続を含む。以下この項において同じ。）が執られることになる。令和6年に入管法違反により退去強制手続が執られた外国人は、1万8,908人（前年比3.9%増）であった。これを違反事由別に見ると、不法残留が1万7,746人（93.9%）と最も多く、次いで、刑罰法令違反384人（2.0%）、不法入国188人（1.0%）、不法上陸146人（0.8%）、資格外活動90人（0.5%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

第2節 犯罪の動向

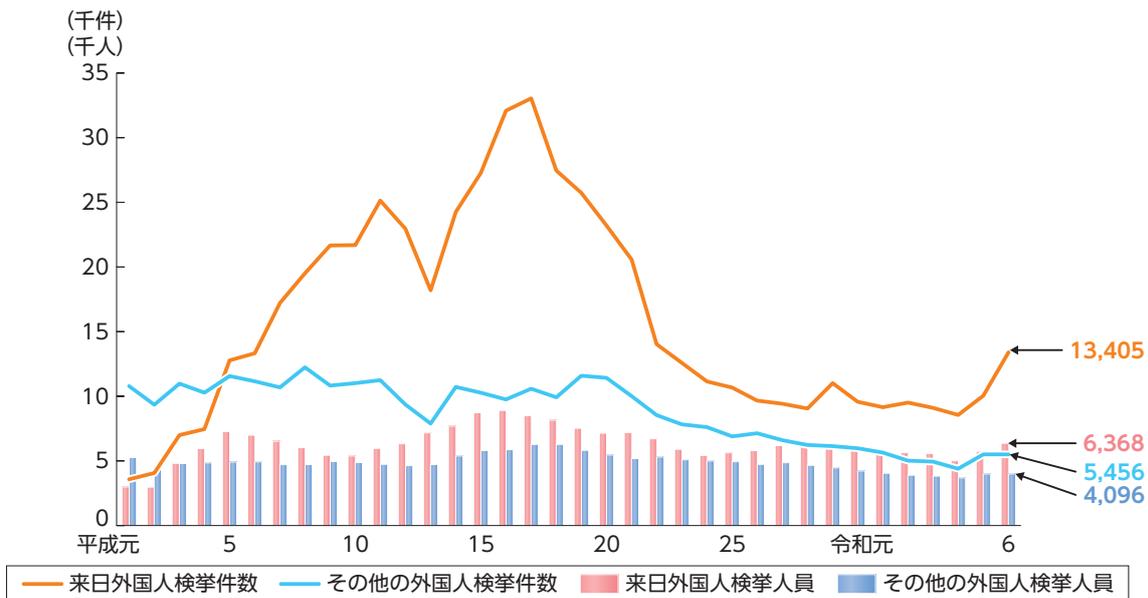
1 刑法犯

外国人による刑法犯の検挙件数は、平成17年（4万3,622件）をピークに18年からは減少傾向にあったが、令和5年から2年連続で増加し、6年は1万8,861件（前年比21.4%増）であった。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成17年に1万4,786人を記録した後、18年からは減少傾向にあったが、令和5年から2年連続で増加し、6年は1万464人（同7.6%増）であった（4-9-2-1図 CD-ROM 参照）。同年における刑法犯検挙人員総数（19万1,826人）に占める外国人の比率は、5.5%であった（警察庁の統計による）。

4-9-2-1図は、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による刑法犯の検挙件数は、5年からその他の外国人を上回って、17年（3万3,037件）をピークに減少傾向にあったが、令和5年から2年連続で増加し、6年は1万3,405件（前年比3,365件（同33.5%）増）であった。来日外国人による刑法犯の検挙人員は、平成16年（8,898人）をピークに24年まで減少傾向にあったが、25年からは増減を繰り返しており、令和6年は6,368人（同11.0%増）であった。

4-9-2-1図 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移

(平成元年～令和6年)

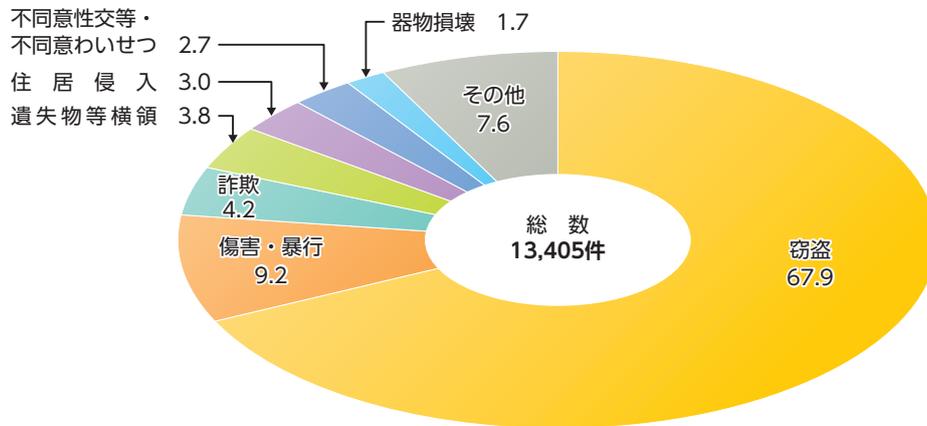


注 警察庁の統計による。

4-9-2-2図は、令和6年における来日外国人による刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見たものである。なお、殺人は0.4%（60件）、強盗は0.6%（81件）であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-2図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の罪名別構成比

(令和6年)



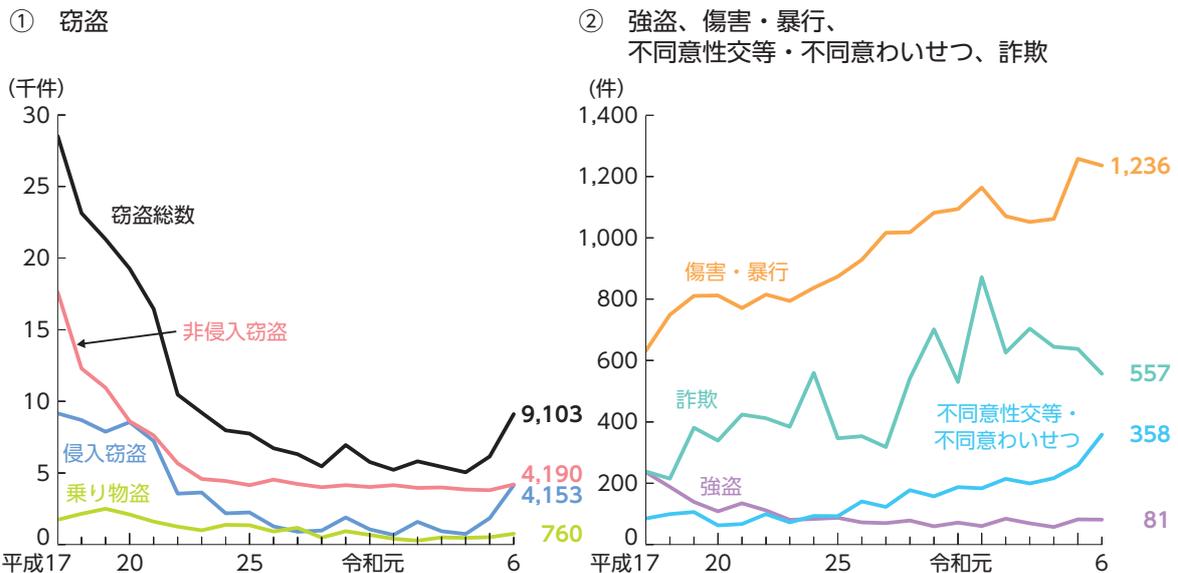
注 警察庁の統計による。

4-9-2-3図は、来日外国人による窃盗、強盗、傷害・暴行等について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

令和6年における来日外国人による窃盗及び傷害・暴行の検挙件数を国籍別に見ると、窃盗は、ベトナムが4,964件（検挙人員834人）と最も多く、次いで、中国938件（同553人）、カンボジア603件（同43人）の順であった。傷害・暴行は、中国が280件（同306人）と最も多く、次いで、ベトナム166件（同193人）、フィリピン99件（同120人）、ブラジル99件（同114人）の順であった（警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-2-3図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の推移（罪名別）

(平成17年～令和6年)



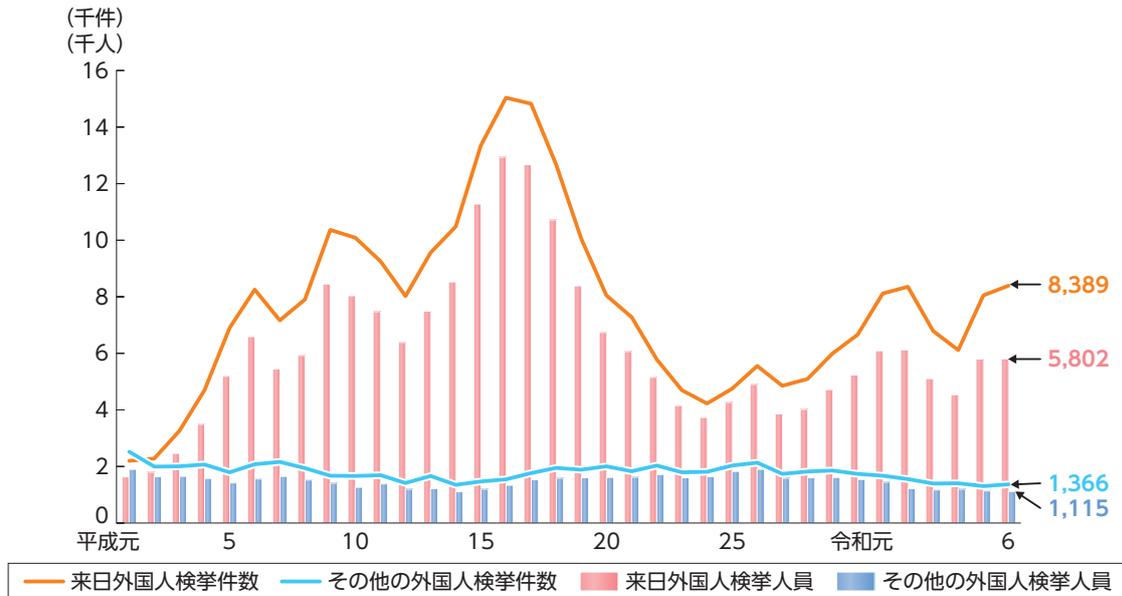
注 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。

2 特別法犯

4-9-2-4図は、外国人による特別法犯（交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による特別法犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも、16年をピークに24年まで減少した後、25年からの増減を経て、令和5年から2年連続で増加し、6年は検挙件数8,389件（前年比4.2%増）、検挙人員5,802人（同0.1%増）であった。

4-9-2-4図 外国人による特別法犯 検挙件数・検挙人員の推移

(平成元年～令和6年)



注 1 警察庁の統計による。
2 交通法令違反を除く。

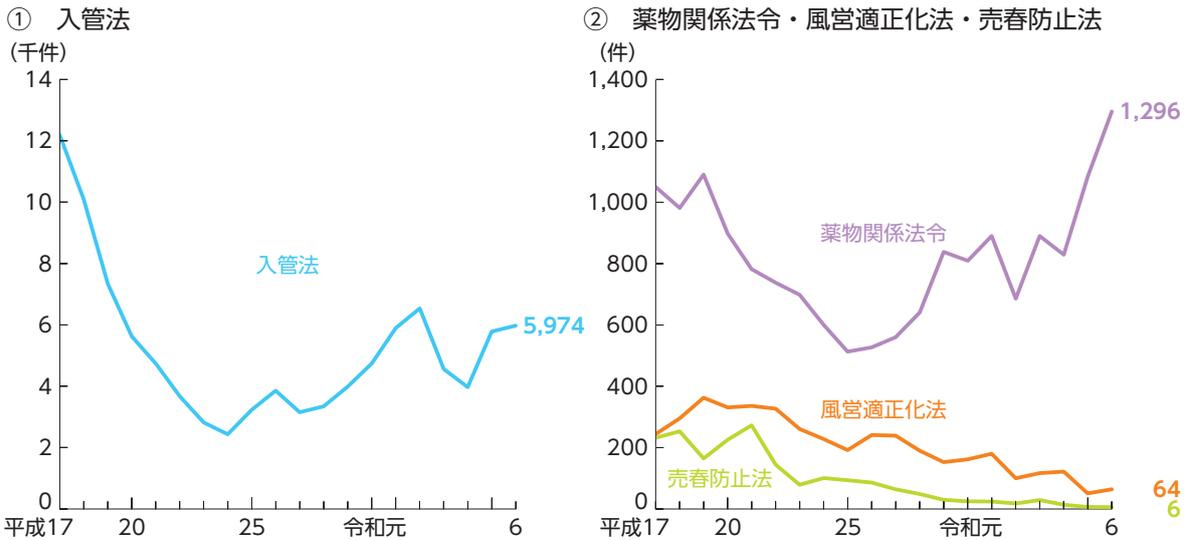
4-9-2-5図は、来日外国人による特別法犯の主な罪名・罪種について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

入管法違反の検挙件数は、平成17年から減少していたところ、25年以降増加傾向にあり、令和3年から2年連続で減少したものの、5年から再び増加し、6年は5,974件（前年比3.3%増）であった。6年における入管法違反の検挙件数を違反態様別に見ると、不法残留が3,930件と最も多く、次いで、旅券等不携帯・提示拒否（在留カード不携帯・提示拒否及び特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。）1,139件、偽造在留カード所持等（偽造在留カード行使及び提供・収受を含む。）401件の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

令和6年における来日外国人による入管法違反及び覚醒剤取締法違反の検挙件数を国籍別に見ると、入管法違反は、ベトナムが3,047件（検挙人員1,874人）と最も多く、次いで、中国751件（同490人）、タイ626件（同476人）の順であった。覚醒剤取締法違反は、総数が582件であり、ベトナムが91件（同69人）と最も多く、次いで、ブラジル86件（同61人）、カンボジア86件（同51人）の順であった（警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-2-5図 来日外国人による主な特別法犯 検挙件数の推移

(平成17年～令和6年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
 2 「薬物関係法令」は、覚醒剤取締法、大麻取締法（令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。）、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反である。

第3節 処遇

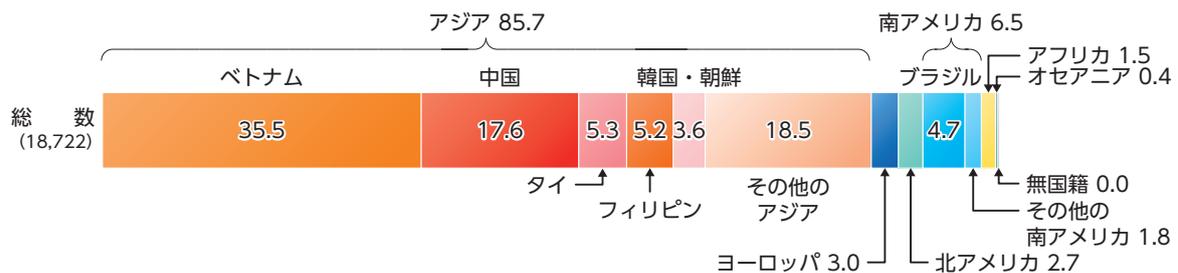
1 検察

(1) 受理状況

令和6年における来日外国人被疑事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比は、4-9-3-1図のとおりである。統計の存在する平成5年以降一貫して最も高かった中国の構成比を、令和元年にベトナムが上回り、6年も引き続き、ベトナムが35.5%と最も高く、次いで、中国（17.6%）、タイ（5.3%）の順であった。罪名を国籍別に見ると、ベトナムは、入管法違反が3,149人と最も多く、次いで、窃盗（1,475人）、詐欺（253人）の順であり、中国は、入管法違反が795人と最も多く、次いで、窃盗（676人）、傷害（317人）の順であり、タイは、入管法違反が633人と最も多く、次いで、窃盗（130人）、覚醒剤取締法違反（105人）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら地域・国籍別の検察庁新規受理人員を見るに当たっては、各地域・国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-3-1図 来日外国人被疑事件 検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比

(令和6年)



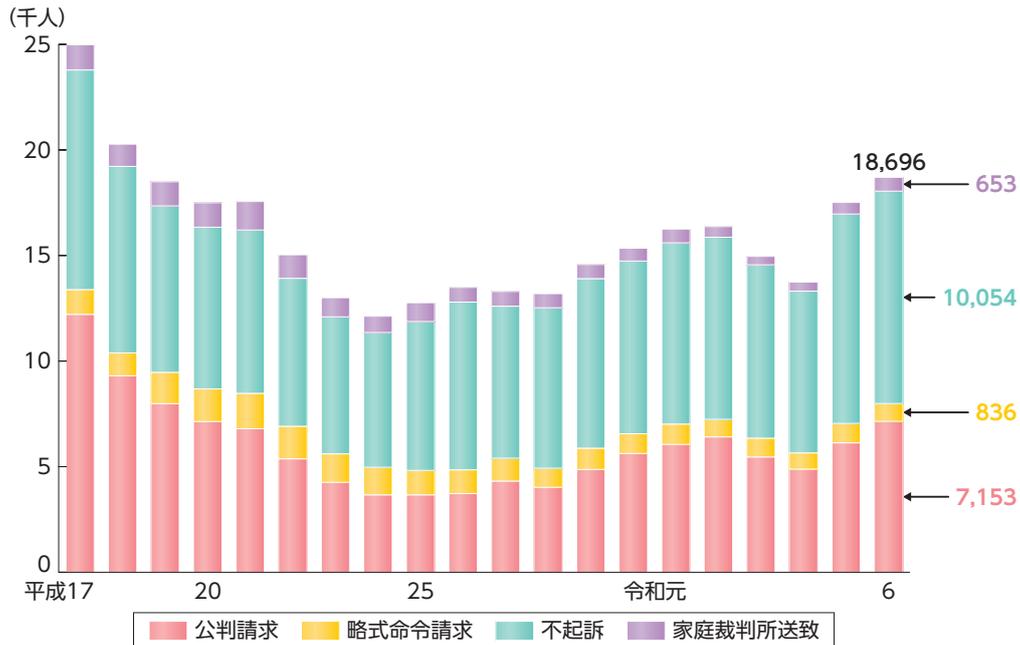
注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 国籍不詳の者を含まない。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 処理状況

4-9-3-2図は、来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員の推移（最近20年間）を処理区分別に見たものである。その人員は、平成17年から減少傾向にあった後、23年以降はおおむね横ばいで推移し、29年から増加しており、令和3年及び4年は減少したものの、5年から再び増加し、6年は、1万8,696人（前年比6.8%増）であった（CD-ROM資料4-6参照）。なお、同年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含めた全終局処理人員総数（29万3,624人）の6.4%、外国人被疑事件の終局処理人員（2万3,528人）の79.5%を占めている（CD-ROM資料4-7参照）。

4-9-3-2図 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（処理区分別）の推移

（平成17年～令和6年）



注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和6年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況を罪名別に見ると、4-9-3-3表のとおりである。来日外国人の起訴率は、日本人を含めた全終局処理人員と比較すると、刑法犯では2.8pt、特別法犯では1.0pt、入管法違反を除いた特別法犯では0.6pt高い（CD-ROM資料2-2及び4-7参照）。

4-9-3-3表 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理状況（罪名別）

（令和6年）

罪 名	全 終 局 処 理 人 員	[起訴率]	来日外国人終局処理人員		[起訴率]
			人数	(%)	
総 数	293,624	[40.4]	18,696	(100.0)	[44.3]
刑 法 犯	210,581	[37.7]	8,807	(47.1)	[40.5]
住 居 侵 入	6,121	[40.1]	330	(1.8)	[27.4]
文 書 偽 造	2,254	[33.7]	152	(0.8)	[59.2]
不 同 意 わ い せ つ	5,003	[33.7]	220	(1.2)	[36.0]
不 同 意 性 交 等	3,482	[35.5]	138	(0.7)	[32.4]
殺 人	900	[33.1]	42	(0.2)	[65.9]
傷 害	39,868	[28.9]	1,519	(8.1)	[25.7]
窃 盗	83,296	[44.8]	3,890	(20.8)	[52.5]
強 盗	1,642	[38.2]	83	(0.4)	[56.6]
詐 欺	16,275	[51.4]	698	(3.7)	[53.4]
横 領	8,259	[22.2]	254	(1.4)	[4.6]
毀 棄・隠 匿	7,622	[23.5]	284	(1.5)	[24.4]
特 別 法 犯	83,043	[46.5]	9,889	(52.9)	[47.5]
風 営 適 正 化 法	1,535	[47.6]	128	(0.7)	[31.3]
銃 刀 法	5,047	[16.7]	216	(1.2)	[20.6]
売 春 防 止 法	529	[40.6]	6	(0.0)	[33.3]
大 麻 取 締 法	9,123	[44.1]	513	(2.7)	[45.2]
覚 醒 剤 取 締 法	10,135	[74.2]	728	(3.9)	[71.9]
関 税 法	528	[66.9]	248	(1.3)	[76.2]
入 管 法	6,795	[47.7]	6,295	(33.7)	[47.8]

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「来日外国人」は、無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
 4 「文書偽造」は、刑法第2編第17章の罪をいい、「毀棄・隠匿」は、同編第40章の罪をいう。また、「傷害」は、暴行及び凶器準備集合を含み、「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 6 () 内は、構成比である。

2 裁判

令和6年における外国人事件（外国人が被告人となった事件）の通常第一審での有罪人員は、5,316人（前年比18.6%増）であり、有罪人員総数に占める比率は、11.1%であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和6年における被告人通訳事件（被告人に通訳・翻訳人の付いた外国人事件をいう。以下この項において同じ。）の終局人員は、4,649人（前年比20.7%増）であった。通訳言語は41に及び、内訳を見ると、ベトナム語が1,794人（38.6%）と最も多く、次いで、中国語726人（15.6%）、タイ語375人（8.1%）、タガログ語255人（5.5%）、ポルトガル語237人（5.1%）、英語198人（4.3%）、インドネシア語182人（3.9%）の順であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和6年における被告人通訳事件の通常第一審での有罪人員（懲役・禁錮に限る。）は、4,388人（前年比23.3%増）であり、全部執行猶予率は、全罪名では85.3%、入管法違反を除くと74.8%であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。なお、同年における被告人通訳事件で、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は、1人であった（CD-ROM資料4-8参照）。

3 矯正

令和6年における外国人の入所受刑者は、851人（前年比16.9%増）であった（矯正統計年報による。）。

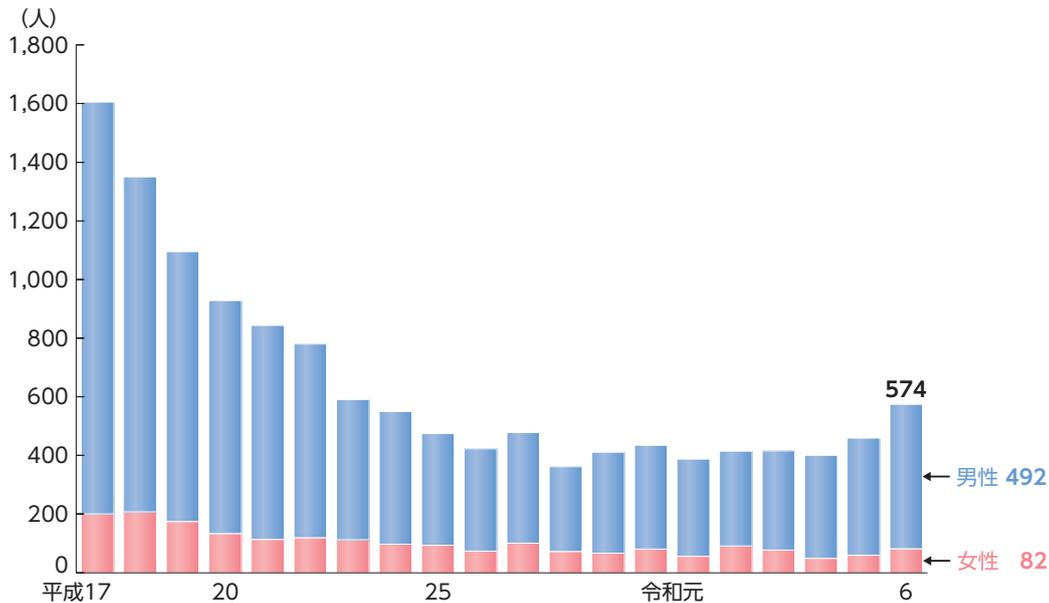
日本人と異なる処遇を必要とする者は、令和7年6月に拘禁刑を創設するなどした刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が施行されるまで、**F指標受刑者**として、その文化、生活習慣等に応じた処遇が行われていた。F指標入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、**4-9-3-4図**のとおりである。その人員は、平成17年から減少傾向にあり、近年は400人台で推移していたところ、令和6年は574人（前年比25.1%増）であった（CD-ROM参照）。同年におけるF指標入所受刑者を国籍別に見ると、ベトナムが169人と最も多く、次いで、中国80人、ブラジル60人の順であった（CD-ROM資料**4-9**参照）。罪名別に見ると、窃盗が165人と最も多く、次いで、覚醒剤取締法違反が114人であった（矯正統計年報による。）。なお、これらF指標入所受刑者人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和6年末現在、F指標受刑者の収容人員は、1,460人（男性1,249人、女性211人）であり、前年末比で5.2%増加した（矯正統計年報による。）。

拘禁刑の導入に伴い、外国人処遇課程（第2編第4章第3節1項（1）参照）が新設され、対象者には、勤労の意欲及び習慣を培わせ、円滑な社会復帰に向けて、出所後の生活環境に係る各種課題を整理させることなどを目指した矯正処遇を実施している。

4-9-3-4図 F指標入所受刑者人員の推移（男女別）

（平成17年～令和6年）



注 矯正統計年報による。

4 保護観察

令和6年における外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、519人（前年比6.1%増）であった（うち、保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は12人であった。）。国籍別に見ると、韓国・朝鮮が126人と最も多く、次いで、ベトナム99人、中国81人の順であった（CD-ROM資料4-10参照）。来日外国人に限ると、386人（同27.4%増）であり、その内訳は、仮釈放者が371人、保護観察付全部執行猶予者が10人、保護観察付一部執行猶予者が5人であった（保護統計年報による。）。なお、外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和6年末現在、外国人（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、仮釈放者207人、保護観察付全部執行猶予者36人、保護観察付一部執行猶予者8人の合計251人（前年末比13.6%増）であった（法務省保護局の資料による。）。外国人の保護観察係属人員の仮釈放者のうち、178人は退去強制事由に該当し、そのうち、国外退去済みの者が124人、退去強制手続により収容中の者が44人、監理措置中の者が8人、仮放免中の者が2人であった（法務省保護局の資料による。）。

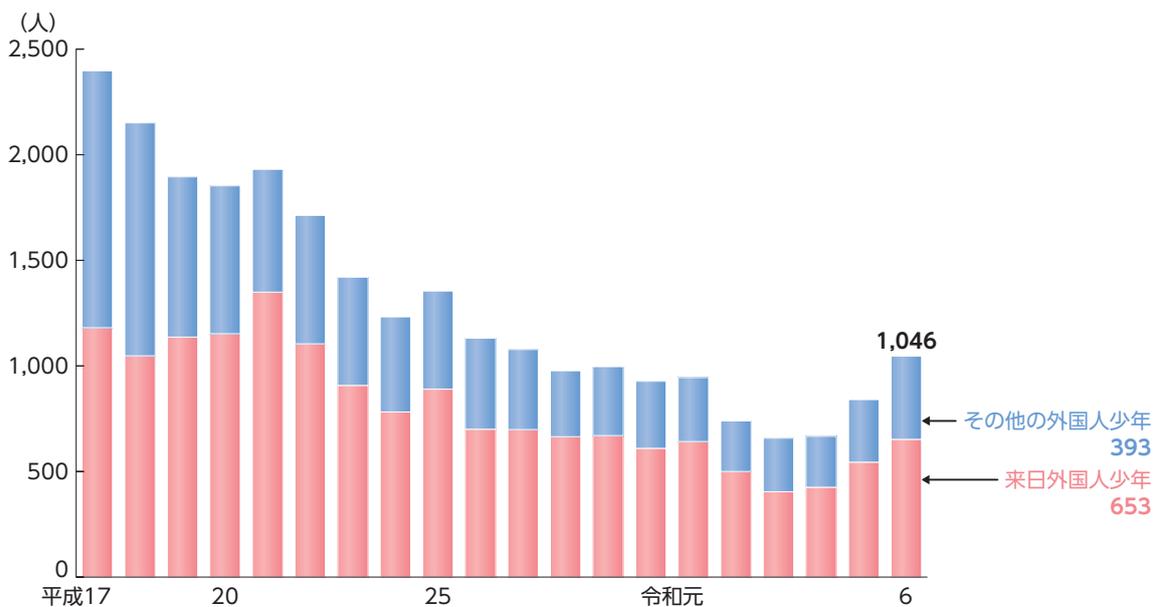
第4節 外国人非行少年の動向と処遇

1 外国人犯罪少年の動向

4-9-4-1図は、検察庁における外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を来日外国人少年とその他の外国人少年の別に見たものである。

4-9-4-1図 外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員の推移

（平成17年～令和6年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 検察官の送致に係るものに限る。
 3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和6年における来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見ると、フィリピンが134人（20.5%）と最も多く、次いで、ブラジル117人（17.9%）、中国88人（13.5%）、ベトナム81人（12.4%）、ペルー34人（5.2%）の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗が277人（42.4%）と最も多く、次いで、傷害（暴行及び凶器準備集合を含む。）79人（12.1%）、横領（遺失物等横領を含む。）37人（5.7%）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

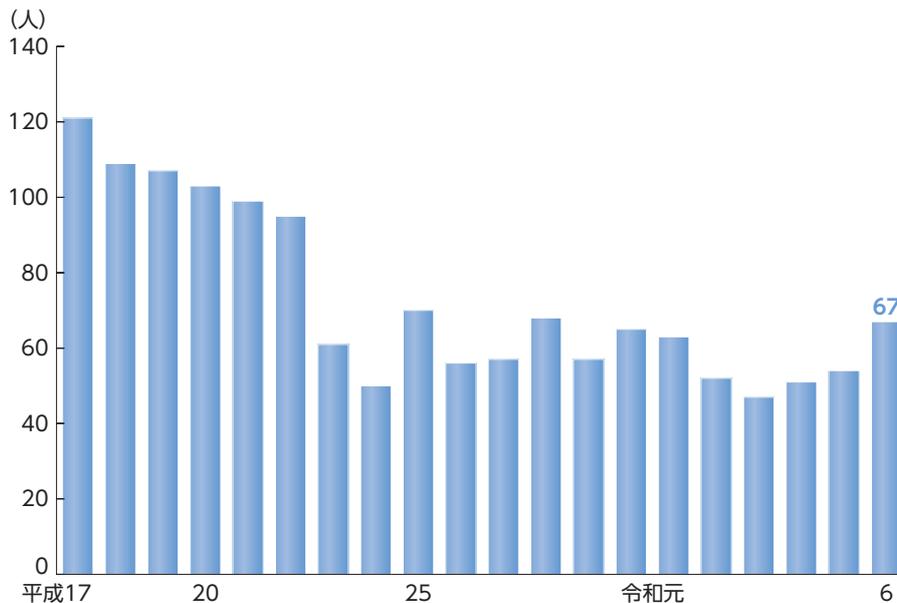
2 外国人非行少年の処遇

(1) 矯正

外国人の少年院入院者の人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-9-4-2図**のとおりである。令和6年における外国人の少年院入院者を国籍別に見ると、ブラジルが17人と最も多く、次いで、フィリピン13人、中国7人の順であった（CD-ROM参照）。なお、これら外国人の少年院入院者の人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-4-2図 外国人の少年院入院者の人員の推移

（平成17年～令和6年）



注 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。

少年院では、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者を、社会適応課程Ⅲ（A3）又は社会適応課程Ⅴ（A5）に編入し、日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種指導を行っている（3-2-4-10表参照）。

（2）保護観察

令和6年における外国人の保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員は、262人であった。その内訳は、保護観察処分少年207人、少年院仮退院者55人であった。国籍別に見ると、ブラジルが69人と最も多く、次いで、フィリピン56人、中国36人の順であった（CD-ROM資料4-10参照）。なお、これら外国人の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和6年末現在、外国人少年（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、保護観察処分少年132人、少年院仮退院者35人であった（法務省保護局の資料による。）。

第1節 犯罪の動向

4-10-1-1表は、令和6年における精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者をいう。以下この節において同じ。）による刑法犯の検挙人員と、検挙人員総数に占める精神障害者等の比率を罪名別に見たものである。同年における刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障害者等の比率は、0.7%であったが、罪名別で見ると、放火（12.3%）及び殺人（7.2%）において高かった。

4-10-1-1表 精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）

（令和6年）

区分	総数	殺人	強盗	放火	不同意性交等・不同意わいせつ	傷害・暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
検挙人員総数 (A)	191,826	923	1,780	511	7,536	44,832	3,253	88,302	9,025	35,664
精神障害者等 (B)	1,418	66	15	63	40	461	80	264	50	379
精神障害者	1,086	56	11	53	29	349	58	189	33	308
精神障害の疑いのある者	332	10	4	10	11	112	22	75	17	71
B/A(%)	0.7	7.2	0.8	12.3	0.5	1.0	2.5	0.3	0.6	1.1

注 1 警察庁の統計による。

2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。

第2節 処遇

1 検察・裁判

令和6年に検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分に付された被疑者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）は、296人であった（2-2-4-3表参照）。また、同年に、通常第一審において心神喪失を理由に無罪となった者は、1人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2 矯正

令和6年における入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の人員と、入所受刑者及び少年院入院者の人員の総数に占める比率を精神障害の種別ごとに見ると、4-10-2-1表のとおりである（矯正施設被収容者に対する福祉的支援については、第2編第4章第3節4項（2）及び第3編第2章第4節3項（5）参照）。

4-10-2-1表 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

(令和6年)

種別	総数	うち精神障害を有する者	精神障害の種類							
			知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	統合失調症	気分障害	その他の精神障害
入所受刑者	14,822	3,266 (22.0)	333 (2.2)	65 (0.4)	235 (1.6)	81 (0.5)	366 (2.5)	209 (1.4)	304 (2.1)	1,673 (11.3)
少年院入院者	1,828	648 (35.4)	163 (8.9)	4 (0.2)	10 (0.5)	371 (20.3)	31 (1.7)	4 (0.2)	16 (0.9)	49 (2.7)

- 注 1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
 2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害及びその他の精神障害を有すると診断された者をいう。
 3 「その他の精神障害」は、認知症、摂食障害、行為障害等である。
 4 () 内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

3 保護観察

保護観察対象者のうち、類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）及び第3編第2章第5節3項（1）参照）における「精神障害」の類型に認定された者は、令和6年末現在、4,196人（このうち、「発達障害」は1,702人、「知的障害」は1,021人）であり、保護観察対象者全体（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）に占める比率は19.7%である（2-5-3-6表 CD-ROM 及び3-2-5-6表 CD-ROM 参照）。保護観察所では、この類型の保護観察対象者について、必要に応じ適切な医療や福祉上の措置が受けられるように、対象者に助言するほか、医療・福祉機関や家族との連携も図っている（保護観察対象者等に対する福祉的支援については、第2編第5章第2節2項及び第6節2項参照）。

4 精神保健福祉法による通報

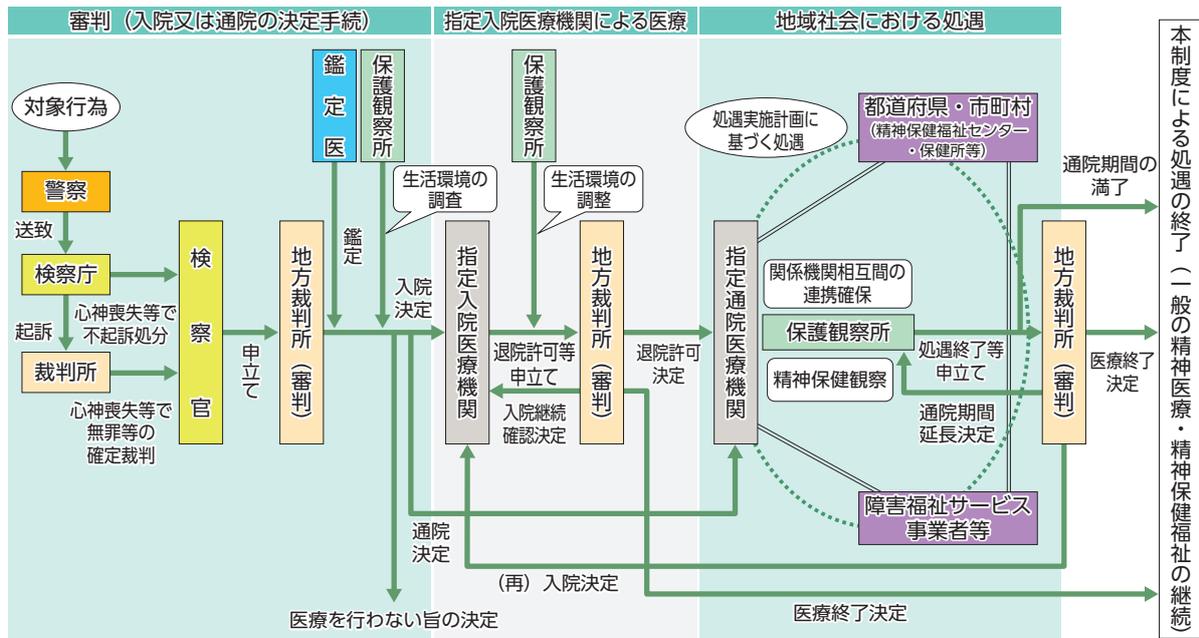
精神障害者に適時適切な医療及び保護を提供する趣旨で、警察官、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長は、精神保健福祉法により、通報義務が課せられている。すなわち、①警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、②検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。）が確定したときは、心神喪失者等医療観察制度（本章第3節参照）の申立てをしない限り、速やかに、その旨を、③保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、速やかに、その旨を、④矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、本人の居住地、氏名等を、それぞれ都道府県知事に（警察官は最寄りの保健所長を経て。矯正施設の長は本人の居住地（居住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に。）通報しなければならない。

令和5年度における精神保健福祉法に基づく都道府県知事への通報件数は、警察官の通報が1万8,089件、検察官の通報が2,874件、保護観察所の長の通報が4件、矯正施設の長の通報が5,171件であった（厚生労働省政策統括官の資料（令和6年10月29日付け公表データ）による。）。

第3節 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、心神喪失者等医療観察法に基づいて運用されている。その手続の流れは、4-10-3-1図のとおりである。

4-10-3-1図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ



1 審判

心神喪失者等医療観察制度の対象となるのは、①対象行為（放火（刑法108条から110条まで又は112条）、不同意わいせつ・不同意性交等（同176条、177条、179条又は180条）、殺人（同199条、202条又は203条）、強盗（同236条、238条又は243条）及び傷害（同204条））を行い、心神喪失又は心神耗弱であることが認められ、不起訴処分となった者、②対象行為について、心神喪失を理由に無罪の確定裁判を受けた者、又は、心神耗弱を理由に刑を減輕する旨の確定裁判（拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者である。これらの対象者については、原則として、検察官の申立てにより審判が行われる。その審判は、地方裁判所において、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体により行われ、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の要否・内容が決定される。審判に当たり、裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の**生活環境の調査**を求めることができる。令和6年における生活環境の調査の開始件数は、262件であった（保護統計年報による。）。

令和6年における検察官申立人員及び審判の終局処理人員を対象行為別に見ると、4-10-3-2表のとおりである。

対象行為	検察官申立人員				終局処理人員							
	総数	不起訴	確定裁判		総数	入院決定	通院決定	医療を行わない旨の決定	却下		取下げ	申立て不適法による却下
			無罪	全部執行猶予等					対象行為を行ったとは認められない	心神喪失者等ではない		
総数	262	245	—	17	274	235	6	27	1	5	—	—
放火	66	59	—	7	64	56	4	4	—	—	—	—
不同意性交等	4	2	—	2	9	5	—	4	—	—	—	—
殺人	67	63	—	4	71	59	2	9	—	1	—	—
傷害	117	113	—	4	124	110	—	10	—	4	—	—
強盗	8	8	—	—	6	5	—	—	1	—	—	—

- 注 1 司法統計年報、法務省刑事局及び最高裁判所事務総局の各資料による。
 2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法2条1項参照）。
 3 「放火」は、現住建築物等放火、非現住建築物等放火及び建築物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、消火妨害に当たる行為を含まない。
 4 「不同意性交等」は、不同意わいせつに当たる行為を含む。
 5 「殺人」は、殺人予備に当たる行為を含まない。
 6 「傷害」は、現場助勢に当たる行為を含まない。
 7 「強盗」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏酔強盗に当たる行為を含まない。
 8 「全部執行猶予等」は、懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期がないものを含む。
 9 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。

2 指定入院医療機関による医療

(1) 入院による医療

裁判所の入院決定を受けた者は、指定入院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和7年4月1日現在、全国に35の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。））に入院し、心神喪失者等医療観察制度に基づく専門的で手厚い医療を受ける。

保護観察所は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、入院当初から、退院に向けた**生活環境の調整**を行う。令和6年における生活環境の調整の開始件数（移送によるものを除く。）は239件、同年末現在の生活環境の調整の係属件数は784件であった（保護統計年報による。）。

(2) 退院又は入院継続

指定入院医療機関の管理者は、対象者について、入院を継続させて医療を行う必要があると認める場合は、6月ごとに、入院継続の確認の申立てをしなければならず、他方、入院を継続させて医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、直ちに退院の許可の申立てをしなければならぬ。対象者又はその保護者若しくは弁護士である付添人は、いつでも、退院の許可又は医療の終了の申立てをすることができる。これらの申立てを受けて、裁判所は、医療継続の要否等を審判により決定する。令和6年には、指定入院医療機関の管理者による退院許可の申立て（回付によるものを除く。）が238件、対象者等による退院許可・医療終了の申立て（回付によるものを除く。）が109件受理された。また、同年における退院許可決定（退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定をいう。以下この節において同じ。）は211件、医療終了決定は28件であった（司法統計年報による。）。

3 地域社会における処遇

裁判所の通院決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）又は退院許可決定を受けた者は、原則として3年間、指定通院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和7年4月1日現在、全国に4,300の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。）による、入院によらない医療を受けるとともに、その期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所による**精神保健観察**に付される。

精神保健観察の実施に当たって、保護観察所は、指定通院医療機関や都道府県、市町村等の精神保健福祉関係機関の関係者と協議の上、対象者ごとに処遇の実施計画を定める。各関係機関は、これに基づき、相互に連携を図りながら地域社会における処遇を実施する。処遇の経過に応じて、保護観察所は、処遇に携わる関係機関の参加を得て「ケア会議」を開催し、処遇の実施状況等の情報を共有して処遇方針の統一を図るとともに、処遇の実施計画についても必要な見直しを行う。

令和6年における精神保健観察の開始件数（移送によるものを除く。）は211件（このうち退院許可決定によるものは205件）、終結件数（移送によるものを除く。）は222件（このうち通院期間の満了によるものは148件）、同年末現在の精神保健観察の係属件数は598件であった（保護統計年報による。）。入院によらない医療を受けている者の医療の終了（ただし、通院期間の満了を除く。）や指定入院医療機関への（再）入院についても、裁判所が審判により決定する。同年における医療終了決定は60件、（再）入院決定は4件であった（司法統計年報による。）。)

保護観察所に置かれた社会復帰調整官は、生活環境の調査及び調整、精神保健観察の実施、関係機関相互の連携確保等の事務に従事している。

公務員による犯罪には、収賄のように公務員の職務に関してなされるものと、勤務時間外における過失運転致死傷等のように職務に関係なくなされるものがあるが、この章では、両者を併せて扱う。

令和6年における公務員による犯罪の罪名別の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、4-11-1表のとおりである。

4-11-1表 公務員による犯罪 検察庁新規受理・終局処理人員（罪名別）

(令和6年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命令	不起訴	起訴猶予	その他	家庭裁判所所致
総数	13,834	11,889	1,945	13,907	2,050	514	1,536	11,744	8,334	3,410	113	
窃盗	457	446	11	437	81	66	15	344	312	32	12	
詐欺	97	82	15	108	23	22	1	84	35	49	1	
横領	76	71	5	79	5	5	—	73	58	15	1	
収賄	80	77	3	78	18	18	—	60	1	59	—	
文書偽造	388	182	206	418	13	13	—	405	65	340	—	
職権濫用	941	262	679	926	2	2	—	924	16	908	—	
その他の刑法犯	2,709	2,017	692	2,733	501	227	274	2,196	872	1,324	36	
過失運転致死傷等	7,829	7,829	—	7,840	1,074	61	1,013	6,716	6,533	183	50	
特別法犯	1,257	923	334	1,288	333	100	233	942	442	500	13	

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 法令により公務に従事する職員とみなされる者は含まない。
 3 道交違反を除く。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含み、「文書偽造」は、刑法第2編第17章の罪をいう。

令和6年における収賄の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、4-11-2表のとおりである。

4-11-2表 収賄 検察庁新規受理・終局処理人員

(令和6年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命令	不起訴	起訴猶予	その他	家庭裁判所所致
総数	85	82	3	83	23	23	—	60	1	59	—	
国会議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体の議会の議員	1	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	
国家公務員	2	2	—	1	—	—	—	1	1	—	—	
地方公共団体職員	77	74	3	76	17	17	—	59	—	59	—	
みなす公務員	5	5	—	5	5	5	—	—	—	—	—	

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 罪名に「収賄」を含む全ての事件を計上している。
 3 「地方公共団体職員」は、地方公共団体の首長を含む。
 4 警察職員は、国家公務員である者も含め「地方公共団体職員」に計上している。
 5 「みなす公務員」は、法令により公務に従事する職員とみなされる者をいう。

第5編

再犯・再非行



令和6年版再犯防止推進白書の表紙
【画像提供：法務省大臣官房秘書課】



再犯防止推進白書特設ページ



再犯防止シンポジウムの様子
【写真提供：法務省保護局】

第1章 検挙

第2章 検察・裁判

第3章 矯正

第4章 保護観察

第5章 少年の再非行・再犯

第1章 検挙

政府は、平成28年12月に成立した**再犯防止推進法**やこれを受けた**再犯防止推進計画**（平成29年12月閣議決定。以下「第一次計画」という。）等に基づき、様々な再犯防止施策を実施してきたところ、令和5年3月には、第一次計画下の取組についての成果と課題を踏まえ、5年度から9年度までの5年間の計画期間とする第二次再犯防止推進計画を閣議決定した。この編では、我が国における再犯の現状を把握するため、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における再犯・再非行の動向について概観する。

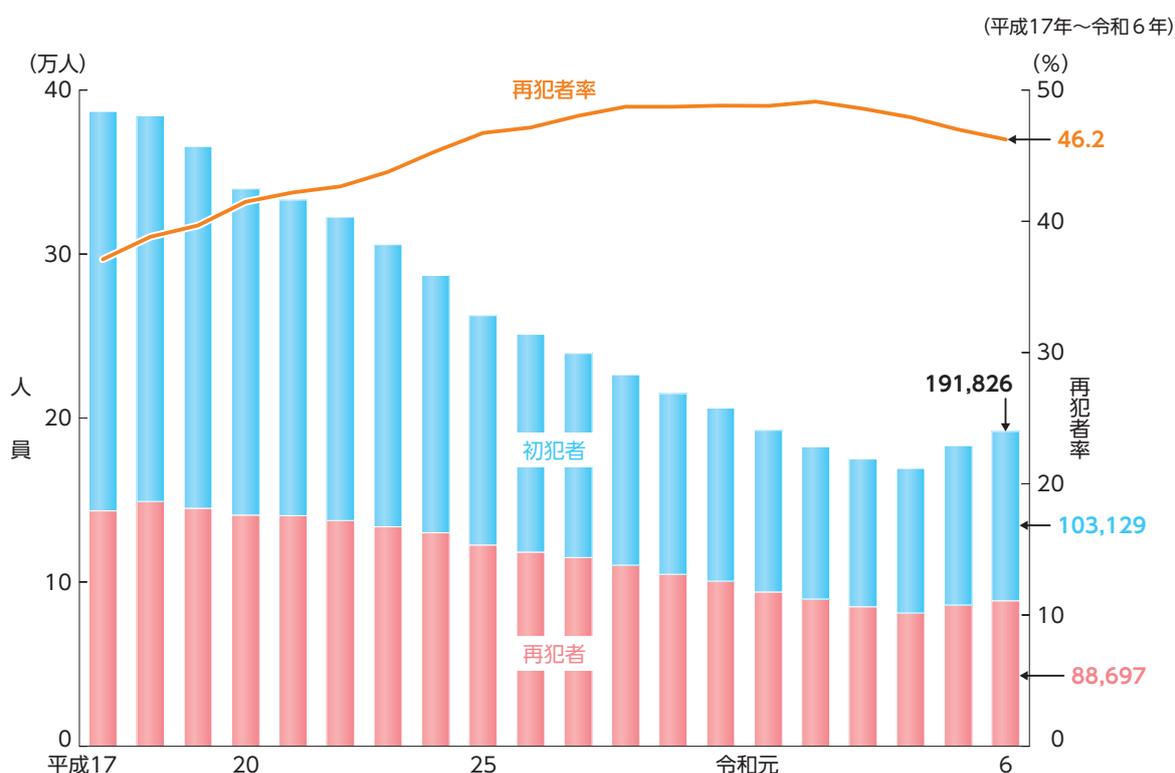


【再犯防止推進計画
特設ページ】

1 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この章において同じ。）の人員及び**再犯者率**（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、**5-1-1図**のとおりである（再非行少年については、本編第5章1項参照）。再犯者の人員は、平成8年（8万1,776人）を境に増加し、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあったが、令和5年から2年連続で増加し、6年は8万8,697人（前年比3.0%増）であった。他方、初犯者の人員は、平成12年（20万5,645人）を境に増加し、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けていたが、令和5年から2年連続で増加し、6年は10万3,129人（同6.1%増）であった。再犯者率は、再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、平成9年以降上昇傾向にあったが、令和3年から4年連続で低下し、6年は46.2%（同0.7pt低下）であった（CD-ROM参照）。

5-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



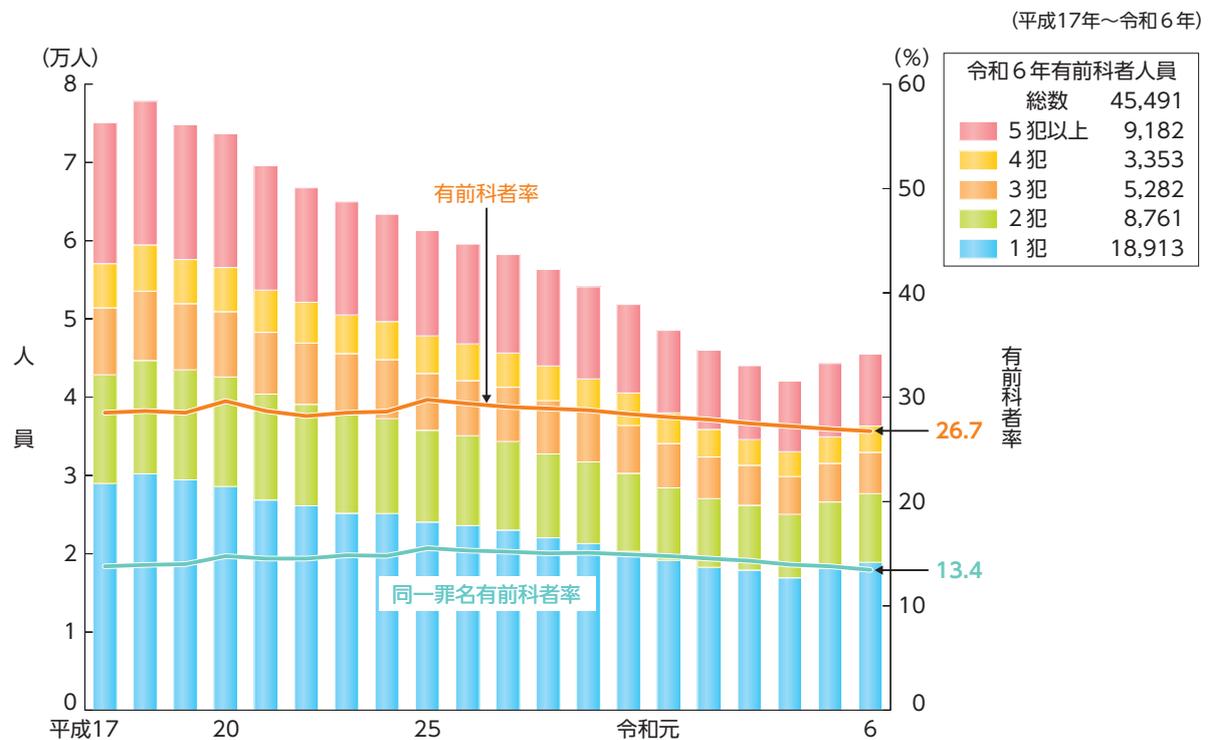
注 1 警察庁の統計による。
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 刑法犯により検挙された20歳以上の有前科者

刑法犯により検挙された20歳以上の者のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-1-2図のとおりである。有前科者の人員は、平成18年（7万7,832人）をピークに令和4年まで減少し続けた後、5年から2年連続で増加し、6年は4万5,491人（前年比2.7%増）であった。有前科者率は、20歳以上の刑法犯検挙人員総数が有前科者の人員と同様に増減していることもあり、平成8年以降26～29%台で推移している。令和6年の有前科者を見ると、前科数別では、有前科者の人員のうち、前科1犯の者の構成比が最も高いが、前科5犯以上の者も20.2%を占め、また、同一前科の有無別では、有前科者のうち、同一罪名の前科を有する者は50.3%であった（CD-ROM参照）。

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。）について、令和6年における20歳以上の刑法犯検挙人員の有前科者率を見ると、71.5%と相当高い（警察庁の統計による。）。なお、暴力団関係者・非関係者別に見た入所受刑者の入所度数別構成比については、4-3-2-10図③参照。

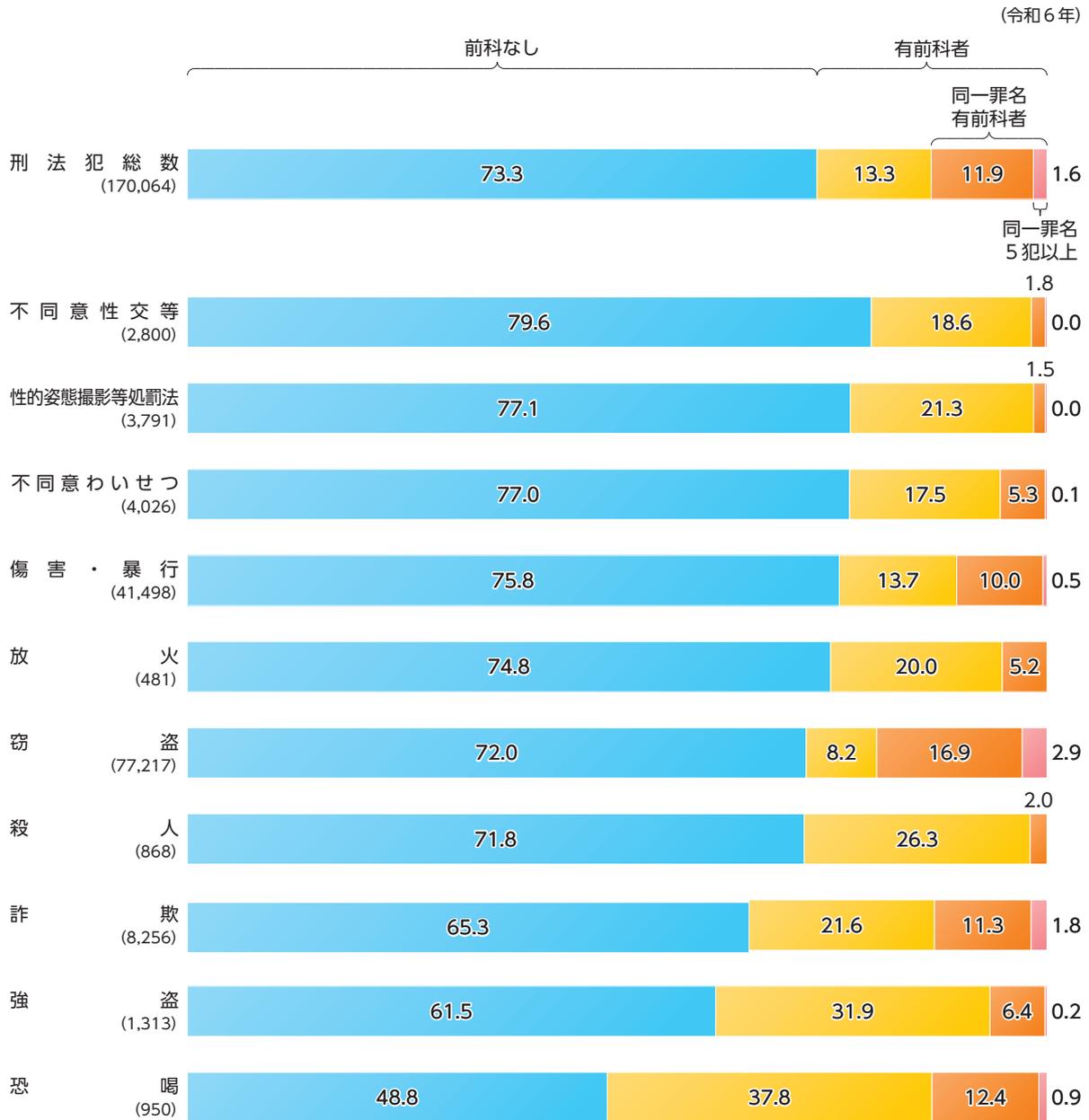
5-1-2図 刑法犯 20歳以上の検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める、同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

5-1-3図は、令和6年における20歳以上の刑法犯検挙人員の前科の有無別構成比を罪名別に見たものである。

5-1-3図 刑法犯 20歳以上の検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）

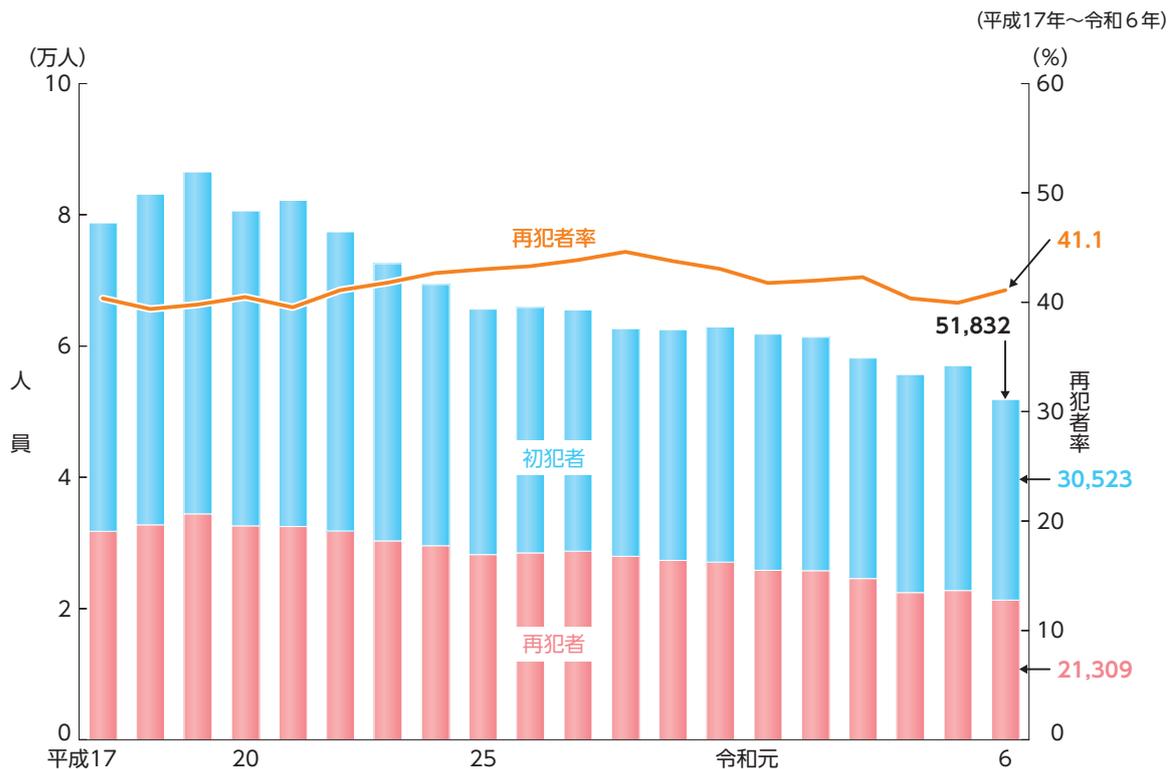


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「同一罪名有前科者」は、同一罪名の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、同一罪名の前科を5犯以上有する者をいう。
 5 ()内は、人員である。

3 特別法犯により検挙された20歳以上の有前科者

特別法犯（交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）により検挙された者のうち、再犯者の人員及び再犯者率（特別法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-1-4図のとおりである。再犯者の人員は、平成20年以降緩やかな減少傾向にあり、令和6年は、前年と比べて1,463人（6.4%）減少した。また、初犯者の人員についても、平成20年以降同様の減少傾向にあり、令和6年は、前年と比べて3,721人（10.9%）減少した。再犯者率について見ると、おおむね横ばいであり、6年は41.1%（前年比1.2pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

5-1-4図 特別法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 「再犯者」は、交通法令違反を除く特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法令違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、交通法令違反を除く特別法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

4 薬物犯罪により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

(1) 覚醒剤取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

5-1-5図①は、20歳以上の覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下（1）において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の覚醒剤取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである（同一罪名再非行少年については、5-5-2図①参照）。同一罪名再犯者率は、平成19年以降上昇傾向にあり、令和2年に70.1%を記録した後、翌年以降は60%台で推移し、6年は67.6%（前年比0.6pt上昇）であった。一方、同一罪名再犯者の人員は、平成元年以降では12年（9,335人）をピークとして、その後は減少傾向にあり、令和6年は4,065人と、ピーク時の4割程度となっている。同一罪名再犯者の人員そのものが減少しているにもかかわらず同一罪名再犯者率が上昇しているのは、同一罪名再犯者の人員の減少幅が同一罪名検挙歴のない者の人員の減少幅に比べて小さいことなどによる（CD-ROM参照）。

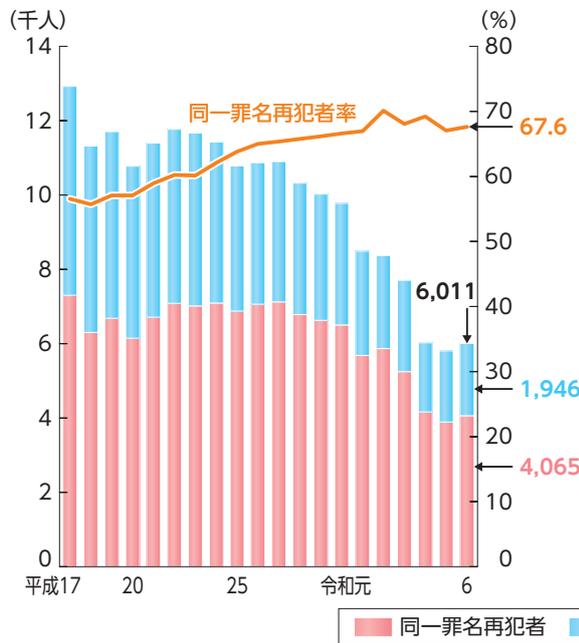
(2) 大麻取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

5-1-5図②は、20歳以上の大麻取締法違反（大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反を含む。以下（2）において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（2）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の大麻取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである（同一罪名再非行少年については、5-5-2図②参照）。同一罪名再犯者率は、平成17年（13.3%）から上昇傾向にあり、令和6年は29.5%（前年比2.7pt上昇）であった。同一罪名再犯者の人員を見ると、6年は1,459人と、平成17年の6倍程度まで増加しているが、それが同一罪名再犯者率の大幅な上昇につながっていないのは、同一罪名検挙歴のない者の人員も相当増加していることなどによる（CD-ROM参照）。

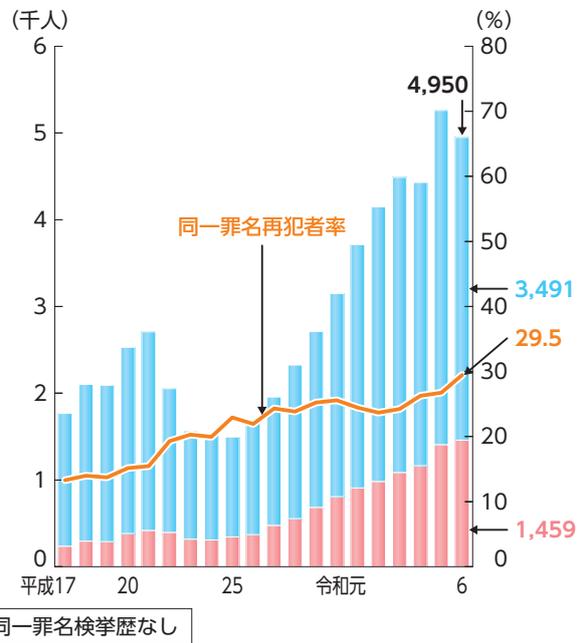
5-1-5図 薬物犯罪 20歳以上の検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移

(平成17年～令和6年)

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。
 4 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反並びに大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

1 起訴人員中の有前科者

5-2-1表は、令和6年に起訴された者（過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。以下この項において同じ。）のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。以下この項において同じ。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）を起訴罪名別に見たものである。

5-2-1表 起訴人員中の有前科者の人員・有前科者率（罪名別）

(令和6年)

罪 名	起訴人員	有前科者の人員	前科の処分内容				有前科者率
			懲役・禁錮			罰金	
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予		
総数	104,908	43,682	17,667	117	12,858	13,040	41.6
刑法犯	69,013	30,122	11,879	38	9,187	9,018	43.6
放火	218	77	30	—	20	27	35.3
住居侵入	2,015	859	367	3	254	235	42.6
不同意わいせつ	1,544	455	146	1	127	181	29.5
不同意性交等	1,165	310	81	—	97	132	26.6
贈収賄	57	7	2	—	1	4	12.3
殺人	291	76	29	—	20	27	26.1
傷害	5,701	2,191	710	8	641	832	38.4
暴行	4,614	1,764	499	3	478	784	38.2
脅迫	837	381	135	—	108	138	45.5
窃盗	31,013	16,413	7,169	14	5,045	4,185	52.9
強盗	501	163	81	—	60	22	32.5
詐欺	7,826	2,837	1,166	3	1,070	598	36.3
恐喝	397	179	77	—	62	40	45.1
横領	1,417	532	202	—	164	166	37.5
暴力行為等処罰法	568	288	144	—	61	83	50.7
性的姿態撮影等処罰法	2,982	855	169	1	214	471	28.7
その他	7,867	2,735	872	5	765	1,093	34.8
道交違反以外の特別法犯	35,895	13,560	5,788	79	3,671	4,022	37.8
公職選挙法	82	18	5	—	2	11	22.0
軽犯罪法	914	289	52	—	75	162	31.6
風営適正化法	637	220	24	—	72	124	34.5
銃刀法	808	347	150	1	82	114	42.9
売春防止法	186	60	8	—	32	20	32.3
児童福祉法	48	14	4	—	6	4	29.2
医薬品医療機器等法	123	29	4	—	12	13	23.6
大麻取締法	3,628	1,105	342	4	544	215	30.5
麻薬取締法	1,365	441	157	2	213	69	32.3
覚醒剤取締法	7,448	5,601	4,018	66	1,260	257	75.2
毒劇法	78	64	29	—	17	18	82.1
その他	20,578	5,372	995	6	1,356	3,015	26.1

注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者、法人及び前科の有無が不詳の者を除く。
 3 「有前科者」は、前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。
 4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 複数の前科がある場合は、懲役・禁錮（実刑）、懲役・禁錮（一部執行猶予）、懲役・禁錮（全部執行猶予）、罰金の順序により、最初に該当する刑名をその者の前科として計上している。
 6 「実刑」には「一部執行猶予」を含まない。
 7 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 8 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。

5-2-2表は、令和6年に起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であつた者の人員を起訴罪名別に見たものである。全部執行猶予中の犯行により起訴された者の人員は、5,942人（前年比295人増）であり、保釈中の犯行により起訴された者の人員は、175人（同30人増）であつた（CD-ROM参照）。

5-2-2表 起訴人員中の犯行時の身上別人員（罪名別）

（令和6年）

罪 名	犯 行 時 の 身 上								
	全部執行猶予中		保 護 観 察 中	一部執行猶予中		保 護 観 察 中	仮 釈 放 中		保釈中
総 数	5,942	(13.6)	734	339	(0.8)	333	538	(1.2)	175
刑 法 犯	4,447	(14.8)	562	89	(0.3)	85	381	(1.3)	120
放 火	9	(11.7)	1	—	—	—	—	—	1
住 居 侵 入	133	(15.5)	23	1	(0.1)	1	14	(1.6)	8
不 同 意 わ い せ つ	47	(10.3)	16	2	(0.4)	2	4	(0.9)	—
不 同 意 性 交 等	33	(10.6)	2	3	(1.0)	3	—	—	1
贈 収 賄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
殺 人	8	(10.5)	2	—	—	—	—	—	—
傷 害	204	(9.3)	27	11	(0.5)	11	13	(0.6)	10
暴 行	127	(7.2)	15	8	(0.5)	8	7	(0.4)	3
脅 迫	31	(8.1)	6	—	—	—	1	(0.3)	1
窃 盗	2,757	(16.8)	308	44	(0.3)	41	246	(1.5)	69
強 盗	36	(22.1)	4	1	(0.6)	1	1	(0.6)	—
詐 欺	559	(19.7)	78	3	(0.1)	3	62	(2.2)	10
恐 喝	32	(17.9)	3	—	—	—	1	(0.6)	1
横 領	82	(15.4)	10	—	—	—	5	(0.9)	2
暴力行為等処罰法	23	(8.0)	6	1	(0.3)	—	3	(1.0)	1
性的姿態撮影等処罰法	106	(12.4)	27	—	—	—	6	(0.7)	2
そ の 他	260	(9.5)	34	15	(0.5)	15	18	(0.7)	11
道交違反以外の特別法犯	1,495	(11.0)	172	250	(1.8)	248	157	(1.2)	55
公 職 選 挙 法	1	(5.6)	—	—	—	—	—	—	—
軽 犯 罪 法	15	(5.2)	4	—	—	—	—	—	—
風 営 適 正 化 法	19	(8.6)	—	—	—	—	1	(0.5)	—
銃 刀 法	28	(8.1)	3	3	(0.9)	3	2	(0.6)	1
売 春 防 止 法	7	(11.7)	—	—	—	—	—	—	—
児 童 福 祉 法	5	(35.7)	1	—	—	—	—	—	—
医 薬 品 医 療 機 器 等 法	3	(10.3)	—	—	—	—	—	—	—
大 麻 取 締 法	277	(25.1)	17	11	(1.0)	11	6	(0.5)	7
麻 薬 取 締 法	133	(30.2)	15	4	(0.9)	4	2	(0.5)	6
覚 醒 剤 取 締 法	579	(10.3)	68	222	(4.0)	220	131	(2.3)	23
毒 劇 法	10	(15.6)	2	2	(3.1)	2	1	(1.6)	1
そ の 他	418	(7.8)	62	8	(0.1)	8	14	(0.3)	17

注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 5 () 内は、犯行時に全部若しくは一部執行猶予中又は仮釈放中であつた者の人員の、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員に対する比率である。

2 全部及び一部執行猶予の取消し

5-2-3表は、全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に全部執行猶予を取り消された者は、平成5年以降毎年増加し、19年から減少に転じていたところ、令和6年は増加して2,846人（前年比73人増）であり、全部執行猶予取消人員の94.2%を占めている（CD-ROM参照）。同年における再犯を事由とする全部執行猶予取消人員の全部執行猶予言渡人員に対する比率は、9.4%であった。なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。

5-2-3表 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成27年～令和6年）

年次	全部執行猶予の言渡人員			全部執行猶予の取消人員	取消事由					D/A (%)	E/B (%)	F/C (%)
	保護観察付	単純執行猶予	再犯		再犯		余罪	遵守事項違反	その他			
					保護観察中	その他						
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)							
27年	34,692	3,462	31,230	4,478	763	3,490	163	52	10	12.9	22.0	11.2
28	33,975	3,023	30,952	4,346	696	3,397	162	73	18	12.8	23.0	11.0
29	32,266	2,591	29,675	4,135	689	3,222	155	59	10	12.8	26.6	10.9
30	31,937	2,484	29,453	3,957	600	3,160	127	63	7	12.4	24.2	10.7
元	31,068	2,244	28,824	3,695	541	2,950	117	73	14	11.9	24.1	10.2
2	29,858	2,086	27,772	3,458	494	2,768	121	68	7	11.6	23.7	10.0
3	29,531	1,967	27,564	3,357	451	2,731	117	49	9	11.4	22.9	9.9
4	26,650	1,661	24,989	2,949	436	2,364	99	45	5	11.1	26.2	9.5
5	27,451	1,677	25,774	2,952	372	2,401	122	52	5	10.8	22.2	9.3
6	30,357	1,497	28,860	3,020	337	2,509	117	50	7	9.9	22.5	8.7

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役、禁錮及び罰金の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「保護観察」は、令和4年法律第52号による改正前の売春防止法17条1項の規定による補導処分を含む。
 6 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 7 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合も1人として計上している。
 8 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

一部執行猶予を言い渡された者のうち、令和6年に同猶予を取り消された者は、225人（前年比56人減）であった。このうち、再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は、164人（同34人減。うち保護観察中の者は156人（同34人減））、余罪により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は、7人（同2人減）であった（検察統計年報による。）。

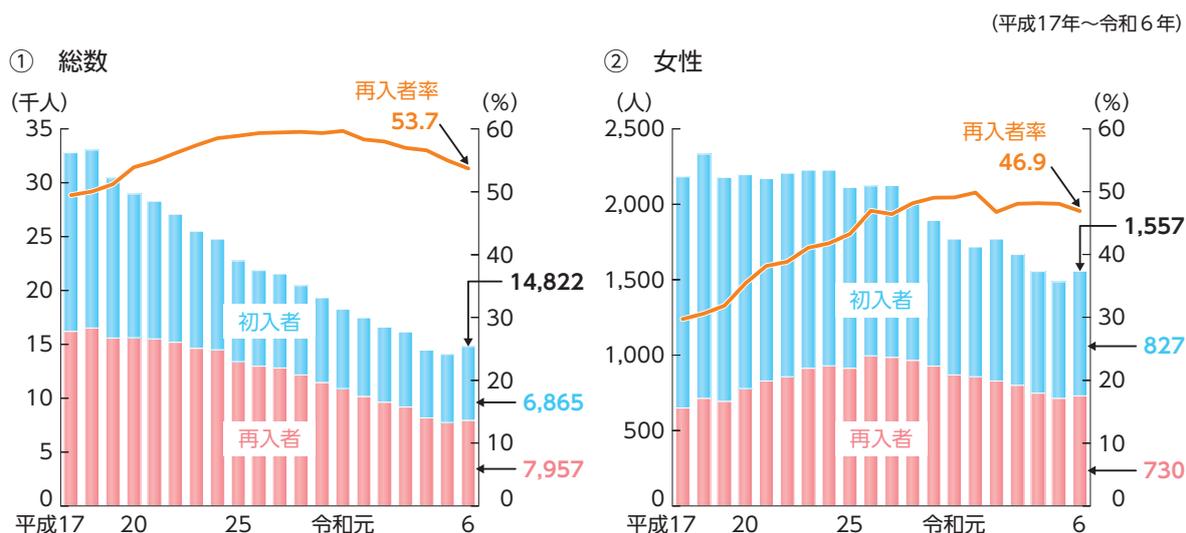
第3章 矯正

1 再入者

5-3-1図は、入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び**再入者率**（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークに21年以降減少し続けていたが、令和6年は16年ぶりに増加し、7,957人（前年比2.7%増）であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続けた後、低下傾向にあり、令和6年は、初入者が増加（同8.3%増）したことから引き続き低下して53.7%（同1.3pt低下）であった（CD-ROM参照）。

女性について見ると、再入者の人員は、平成11年以降増加傾向にあったところ、26年（996人）をピークにその後は減少していたが、令和6年は10年ぶりに増加し、730人（前年比2.2%増）であった（CD-ROM参照）。同年における再入者率は、46.9%（同1.2pt低下）であり、男性と比べると低い（罪名別・男女別の再入者人員については、CD-ROM資料5-1参照）。

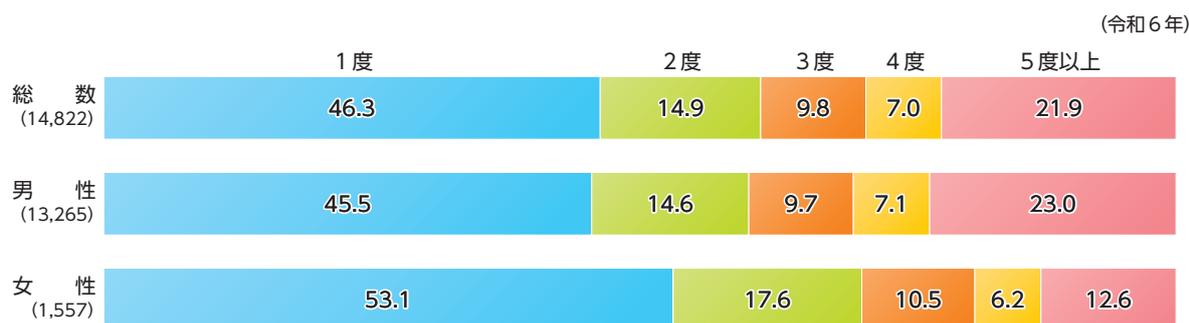
5-3-1図 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性）



注 矯正統計年報による。

5-3-2図は、令和6年における入所受刑者の入所度数別構成比を総数・男女別に見たものである（罪名別・入所度数別の入所受刑者の人員については、CD-ROM資料5-2参照）。

5-3-2図 入所受刑者の入所度数別構成比（総数・男女別）



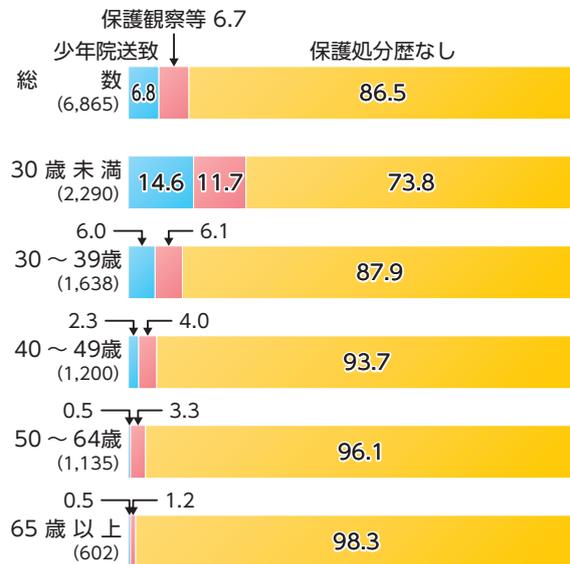
注 1 矯正統計年報による。
2 () 内は、実人員である。

5-3-3図は、令和6年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。

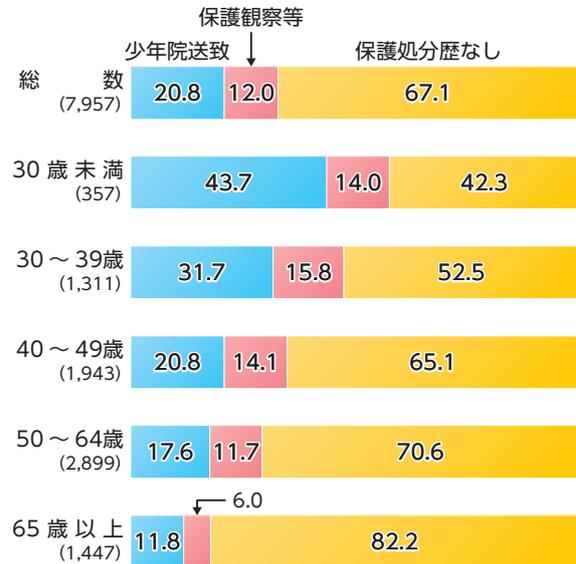
5-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別、年齢層別）

(令和6年)

① 初入者



② 再入者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
 5 ()内は、実人員である。

5-3-4図は、令和6年における入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-3-4図 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

(令和6年)

① 男性



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 ()内は、実人員である。

5-3-5図は、令和6年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-3-5図 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

(令和6年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

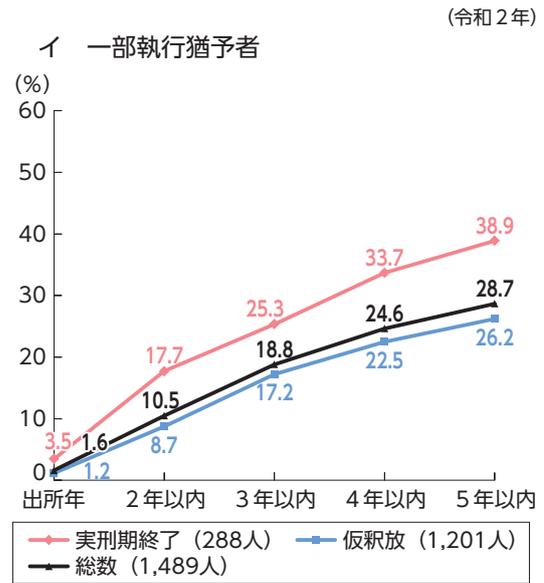
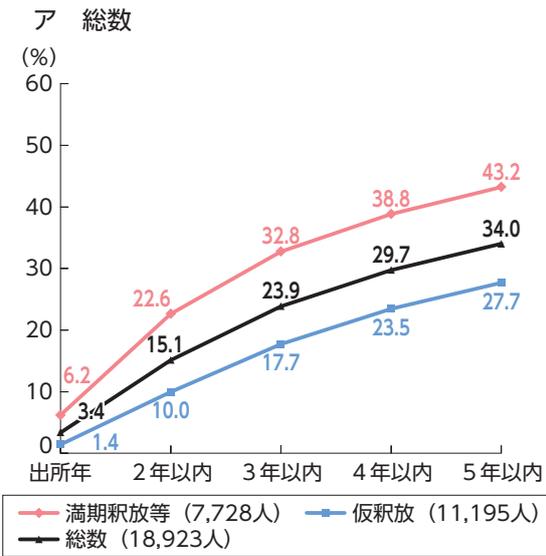
2 出所受刑者の再入所状況

この項では、出所受刑者（平成27年以前は、満期釈放又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の再入所状況について概観する。出所受刑者の**再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。**2年以内再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。5年以内及び10年以内の各再入率も、同様に、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ5年目及び10年目の各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

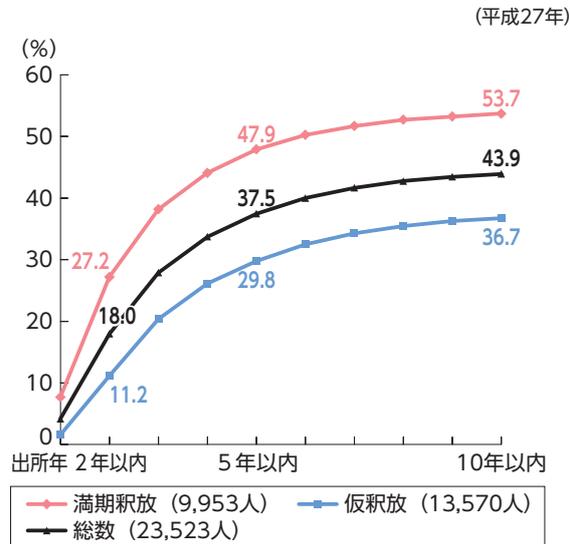
5-3-6図は、令和2年及び平成27年の各出所受刑者について、5年以内（総数・一部執行猶予者）又は10年以内の再入率を出所事由別（満期釈放等又は仮釈放の別をいう。以下この節において同じ。）に見たものである。いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。以下この節において同じ。）は、仮釈放者よりも再入率が高い。また、一部執行猶予者の5年以内再入率についても同様の傾向が見られ、いずれの出所年の出所受刑者においても、実刑期終了者（一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者をいう。以下この節において同じ。）は、仮釈放者よりも再入率が高い。令和2年の出所受刑者について見ると、総数の2年以内再入率は15.1%、5年以内再入率は34.0%と、3割を超える者が5年以内に再入所し、そのうち半数近くの者が2年以内に再入所している。平成27年の出所受刑者について見ると、10年以内再入率は、満期釈放者では53.7%、仮釈放者では36.7%であるが、そのうちそれぞれ約9割、約8割の者が5年以内に再入所している。

5-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内



② 10年以内

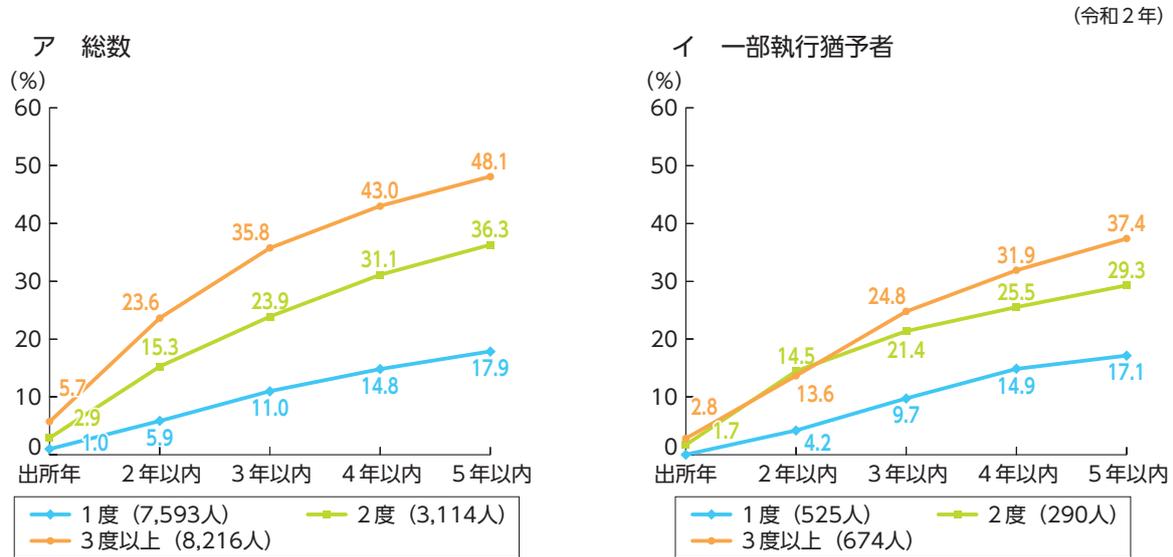


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、①では令和2年の、②では平成27年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和6年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

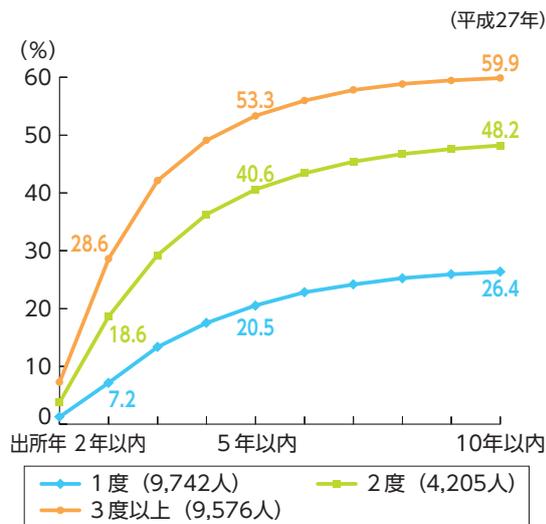
5-3-7図は、令和2年及び平成27年の各出所受刑者について、5年以内（総数・一部執行猶予者）又は10年以内の再入率を入所度数別に見たものである。いずれも入所度数が多いほど再入率は高い傾向にあり、入所度数が1度の者（初入者）と2度の者の差が顕著である。

5-3-7図 出所受刑者の入所度数別再入率

① 5年以内



② 10年以内



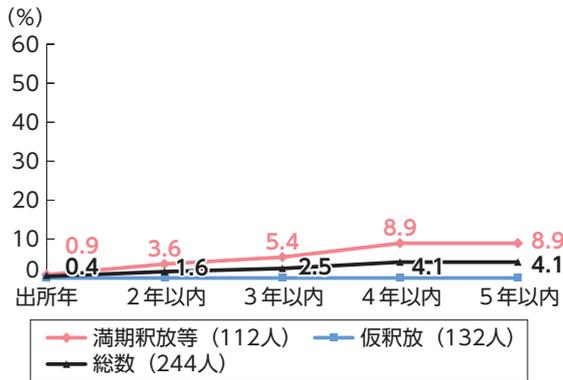
注 1 5-3-6図の脚注に同じ。
2 入所度数が1度の一部執行猶予者については、令和2年に出所した者のうち、同年末までに再入所した者はいなかった。

5-3-8図は、令和2年の出所受刑者について、出所事由別の5年以内再入率を罪名別に見たものである。満期釈放者等は、覚醒剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行、詐欺、強盗、強制性交等・強制わいせつの順に、仮釈放者は、窃盗、覚醒剤取締法違反、傷害・暴行、詐欺、強盗、強制性交等・強制わいせつの順にそれぞれ5年以内再入率が高い。

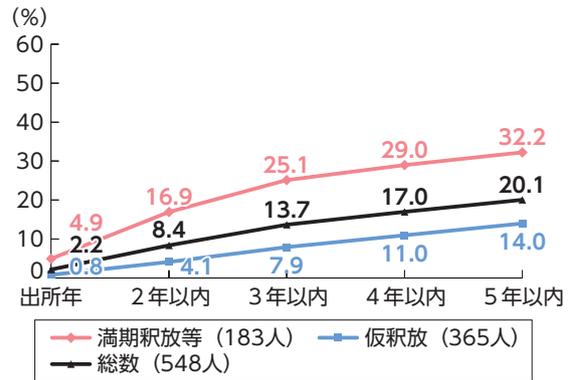
5-3-8図 出所受刑者の出所事由別5年以内再入率（罪名別）

（令和2年）

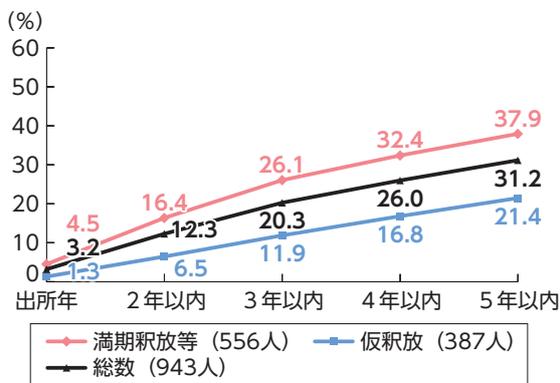
① 殺人



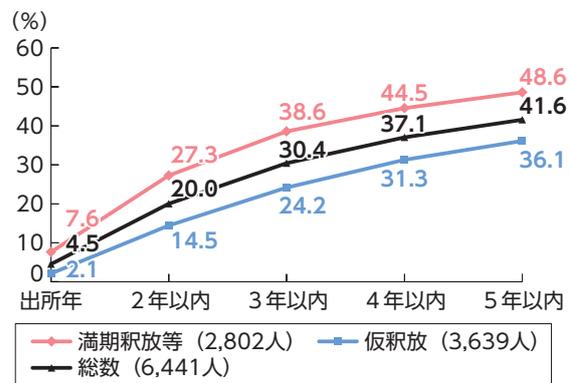
② 強盗



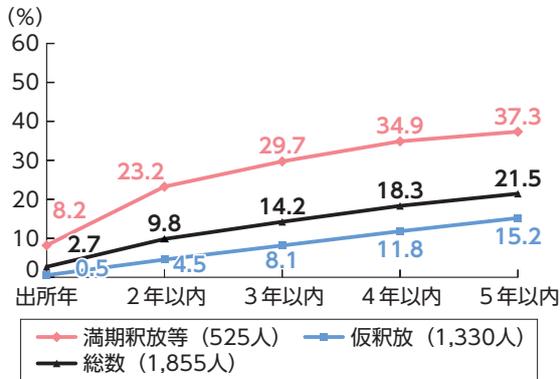
③ 傷害・暴行



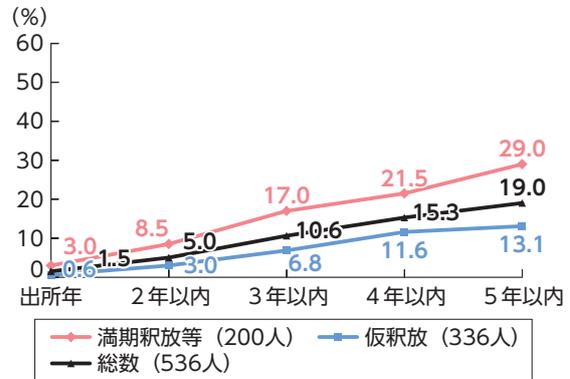
④ 窃盗



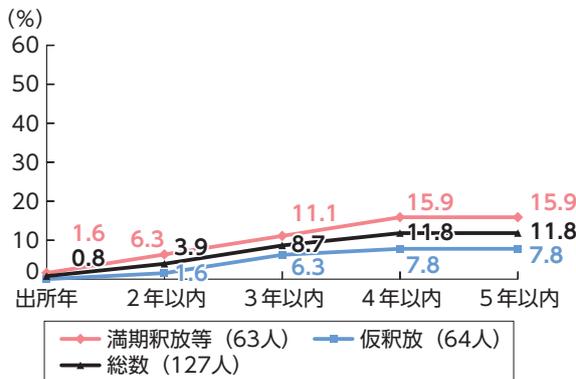
⑤ 詐欺



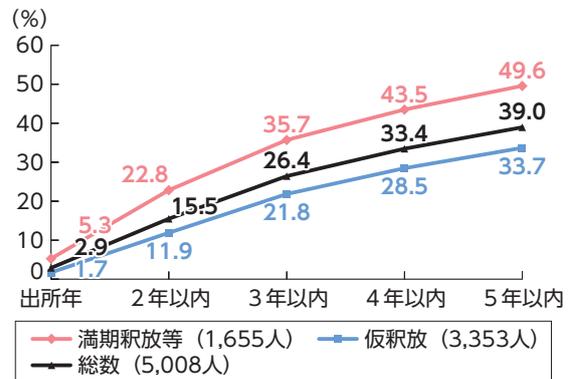
⑥ 強姦性交等・強制わいせつ



⑦ 放火



⑧ 覚醒剤取締法



注 1 5-3-6図の脚注1及び2と同じ。

2 「再入率」は、令和2年の出所受刑者の人員に占める、同年から6年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

3 殺人については、令和2年に仮釈放により出所した者のうち、6年末までに再入所した者はいなかった。また、放火については、2年に仮釈放により出所した者のうち、同年末までに再入所した者はいなかった。

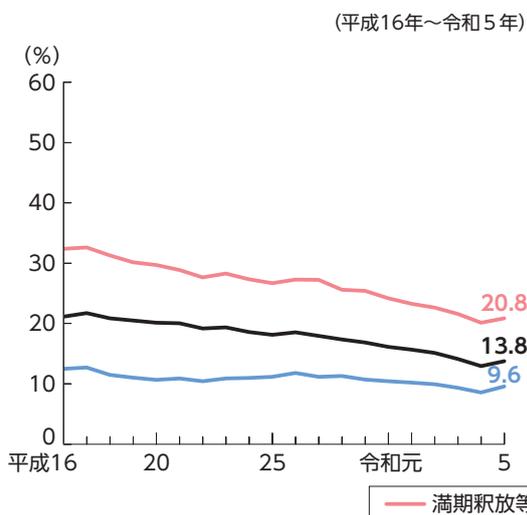
3 出所受刑者の再入率の推移

5-3-9図①は、平成16年から令和5年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。総数の2年以内再入率は、平成11年に23.4%を記録した後、低下傾向にあり、令和元年に15.7%と初めて16%を下回り、5年は13.8%（前年比0.8pt上昇）であった。満期釈放者等も、平成11年に33.9%を記録した後、低下傾向にあったが、令和5年は20.8%（同0.7pt上昇）であった。仮釈放者の2年以内再入率も、平成11年に15.6%を記録した後、低下傾向にあったが、令和5年は9.6%（同1.0pt上昇）であった。5年の出所受刑者の2年以内再入率を、平成16年の出所受刑者と比べると、総数では7.4pt、満期釈放者等では11.5pt、仮釈放者では2.9pt、いずれも低下している（CD-ROM参照）。

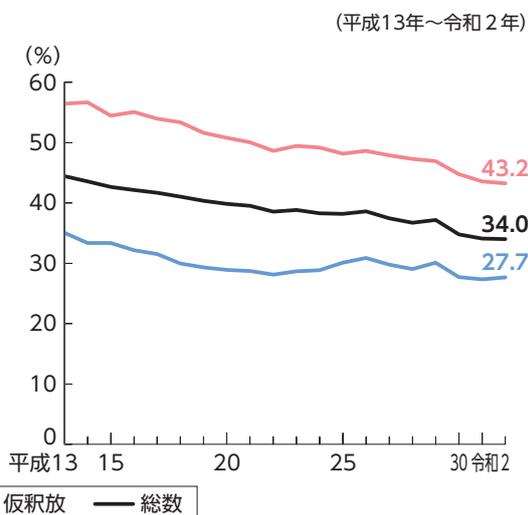
5-3-9図②は、平成13年から令和2年の各年の出所受刑者について、5年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。総数、満期釈放者等、仮釈放者のいずれも平成11年をピークに低下傾向にあり、令和2年の出所受刑者の5年以内再入率は、平成13年の出所受刑者と比べ、総数では10.4pt、満期釈放者等では13.2pt、仮釈放者では7.4pt、それぞれ低下している（CD-ROM参照）。

5-3-9図 出所受刑者の出所事由別再入率の推移

① 2年以内



② 5年以内



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-3-10図は、平成16年から令和5年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を男女別、年齢層別及び罪名別に見たものである。

男性の2年以内再入率は、女性と比べて一貫して高いものの、最近20年間では緩やかに低下しており、令和5年は14.1%と、前年より0.9pt上昇したが平成16年と比べると7.6pt低下している。一方、女性の2年以内再入率は、21年に16年以降で最も高い14.4%を記録したものの、令和5年は10.8%（前年比0.1pt低下）と、平成21年に次いで高かった28年（14.2%）と比べて3.4pt低下しており、出所年によって変動がある。

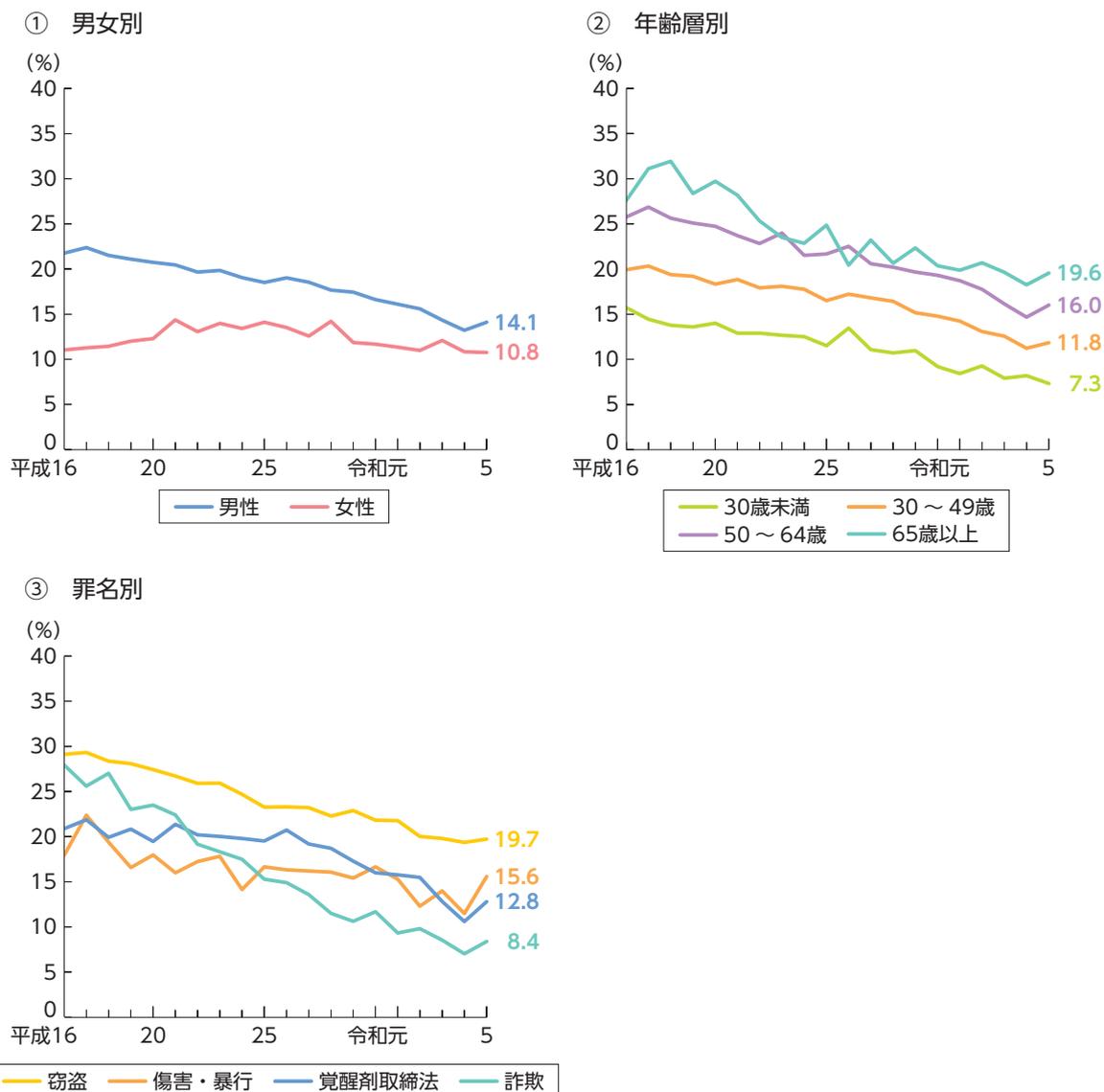
年齢層別の2年以内再入率は、30歳未満が一貫して最も低く、50～64歳及び65歳以上は、30歳未満及び30～49歳と比べると一貫して高い。いずれの年齢層も低下傾向にあるものの、令和5年は、30歳未満を除く全ての年齢層で前年と比べて上昇した（30歳未満は、0.9pt低下、30～49歳は、0.6pt上昇、50～64歳及び65歳以上は、それぞれ1.3pt上昇。なお、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳の各年齢層の2年以内再入率の推移については、CD-ROM参照）。

罪名別の2年以内再入率は、最近20年間では、窃盗が他の罪名と比べて一貫して最も高いものの、

全体としては低下傾向にあり、令和5年は19.7%（前年比0.3pt上昇）と、平成16年と比べて9.4pt低下している。傷害・暴行は、出所年によって変動が大きく、令和5年は15.6%と、前年と比べて4.1pt上昇したが、平成16年と比べると2.4pt低下している。覚醒剤取締法違反は、27年まで20%前後で推移していたが、以降は低下傾向を示し、令和5年は12.8%と、前年と比べて2.2pt上昇したが、平成16年と比べると8.1pt低下している。詐欺は、低下傾向にあり、令和5年は8.4%と、前年と比べて1.4pt上昇したが、平成16年と比べると19.5pt低下している。

5-3-10図 出所受刑者の2年以内再入率の推移（男女別、年齢層別、罪名別）

（平成16年～令和5年）



注 1 5-3-9図の脚注1及び2に同じ。

2 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

3 ②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

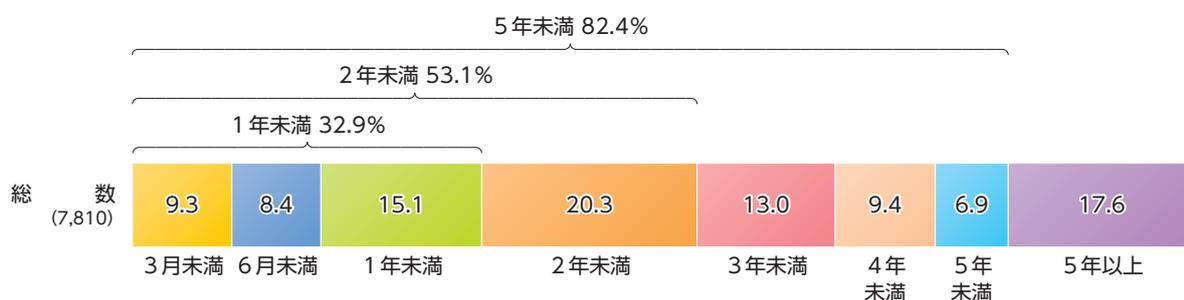
4 再入者の再犯期間

5-3-11図は、令和6年の入所受刑者のうち、再入者（前刑出所後の犯罪により再入所した者に限る。以下この項において同じ。）の**再犯期間**（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比を見たものである。再入者のうち、前刑出所日から2年未満で再犯に至った者が5割以上を占めている。出所から1年未満で再犯に至った者は32.9%であり、3月未満というごく短期間で再犯に至った者も9.3%いる。また、再入者のうち、前回の刑において一部執行猶予者で仮釈放となった者は292人、実刑部分の刑期終了により出所した者は78人であり、そのうち出所から1年未満で再犯に至った者は、それぞれ58人（19.9%）、23人（29.5%）であった（矯正統計年報による。）。

なお、再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）については、CD-ROM資料5-3参照。

5-3-11図 再入者の再犯期間別構成比

(令和6年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 () 内は、実人員である。

1 保護観察開始人員中の有前科者

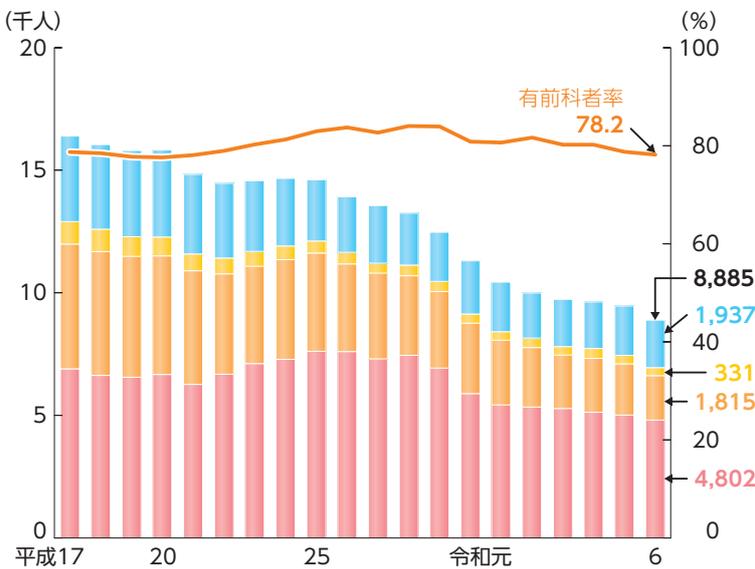
平成17年から令和6年までの間に保護観察を開始した仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）と前科のない者の別に、保護観察開始人員の推移を見るとともに、有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移を見ると、5-4-1図のとおりである。

5-4-1図 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

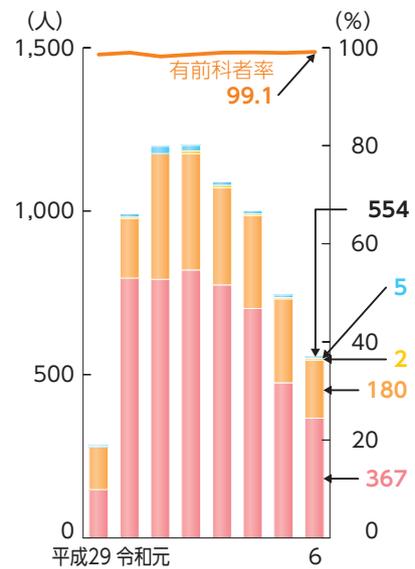
（平成17年～令和6年）

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

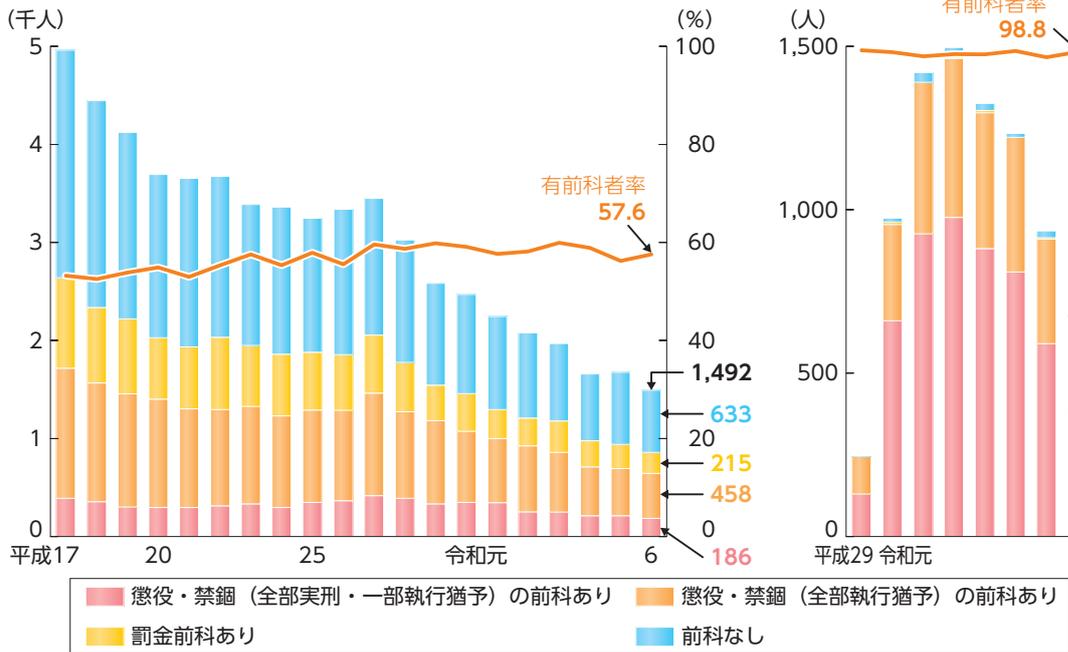


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

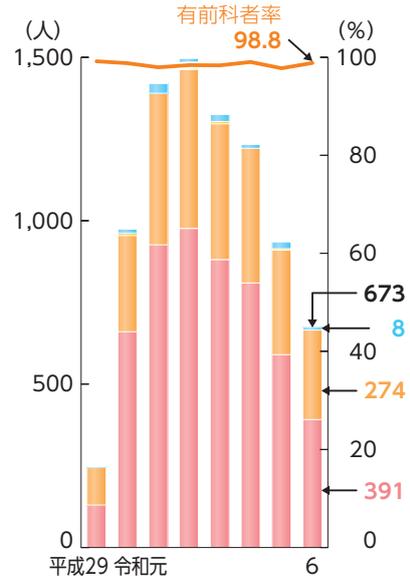


■ 懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり
 ■ 懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり
■ 罰金前科あり
 ■ 前科なし

② 保護観察付全部・一部執行猶予者
ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「有前科者」は、今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 4 前科の有無が不詳の者を除く。
 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
 6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

2 保護観察対象者の再処分等の状況

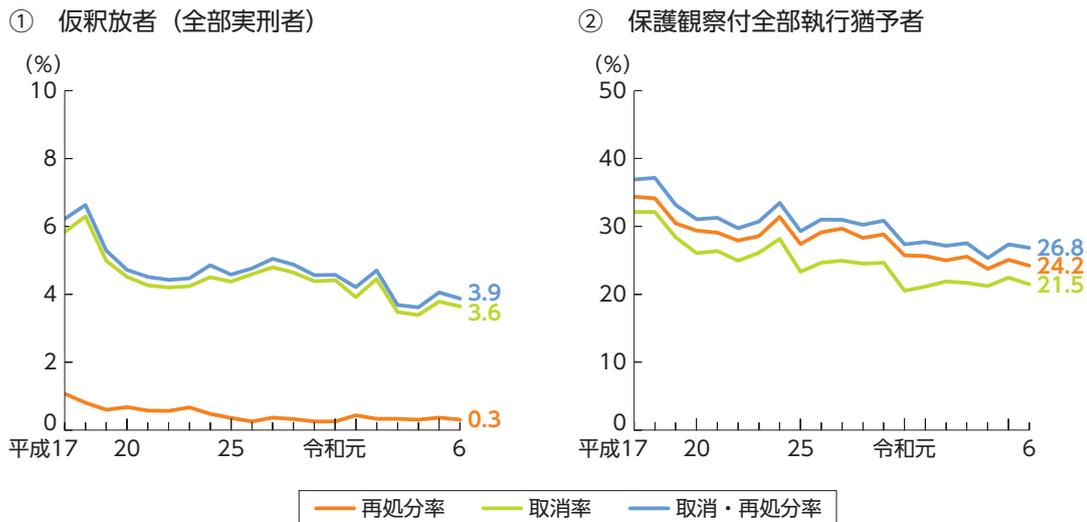
平成17年から令和6年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、①再処分率（保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の占める比率をいう。）、②取消率（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の占める比率をいう。）及び③取消・再処分率（取消又は再処分のいずれかに該当する者（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。）の推移を見ると、5-4-2図のとおりである。

取消率は、仮釈放者（全部実刑者）、保護観察付全部執行猶予者共に、平成15年以降低下傾向にある（CD-ROM 参照）。仮釈放者（全部実刑者）の取消率は、20年に4.5%に低下した後、3～4%台で推移しており、令和6年は3.6%であった。保護観察付全部執行猶予者の取消率は、平成30年に20.5%に低下した後、21～22%台で推移しており、令和6年は21.5%であった。なお、仮釈放者の再処分率が極めて低いのは、仮釈放者が再犯に及んで刑事裁判を受けることになった場合であっても、仮釈放期間中には刑事裁判が確定しないことが多いことなどが関係していると考えられる。

令和6年に保護観察が終了した仮釈放者（一部執行猶予者）の取消率は2.6%であり、保護観察付一部執行猶予者の取消率は17.6%であった（CD-ROM 参照）。

5-4-2図 保護観察終了者の再処分率・取消率等の推移

(平成17年～令和6年)



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 3 「取消率」は、保護観察終了人員のうち、再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員の占める比率をいう。
 4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。

仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率の推移を、男女別・年齢層別・罪名別・就労状況別に見ると、5-4-3図のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者についてはCD-ROM参照）。

仮釈放者（全部実刑者）を男女別に見ると、おおむね男性の方が高く、令和6年は男性が4.0%、女性が2.9%であった。年齢層別に見ると、近年いずれも同程度の水準で推移しており、4年に30歳未満が平成10年以降で初めて3%を下回ったが、6年は3.2%であった。罪名別に見ると、窃盗は、近年7%前後で推移していたが、3年に6%を下回り、6年は5.2%であった。覚醒剤取締法違反は、近年4%前後で推移しており、6年は4.2%であった。また、就労状況別に見ると、一貫して有職より無職が高く、6年は有職が1.8%、無職が7.8%であった。

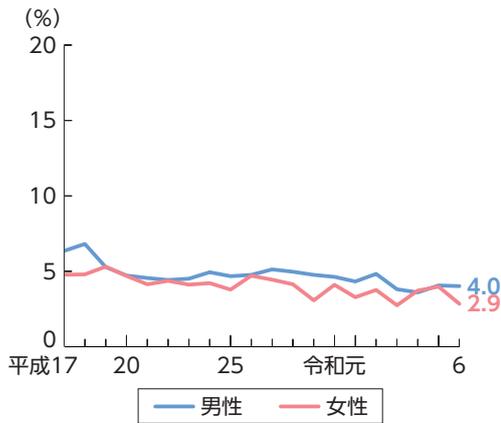
保護観察付全部執行猶予者は、男女別に見ると、近年おおむね同程度の水準で推移しており、令和6年は男性が26.6%、女性が28.2%であった（保護観察付一部執行猶予者について見ると、6年は男性が22.0%、女性が11.2%であった（CD-ROM参照））。年齢層別に見ると、30歳未満の取消・再処分率が一貫して高い。また、就労状況別に見ると、一貫して有職より無職が高く、6年は有職が18.3%、無職が42.1%であった。

5-4-3図 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別、年齢層別、罪名別、就労状況別）

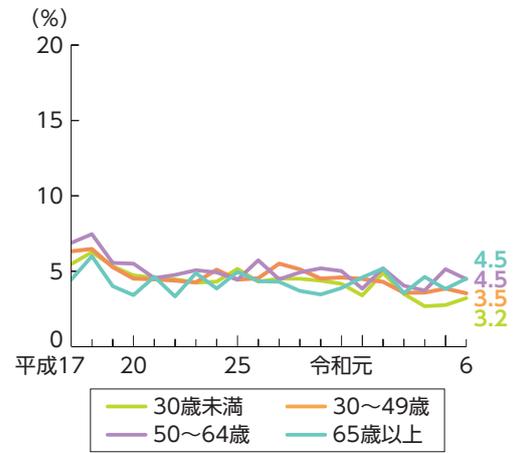
（平成17年～令和6年）

① 仮釈放者（全部実刑者）

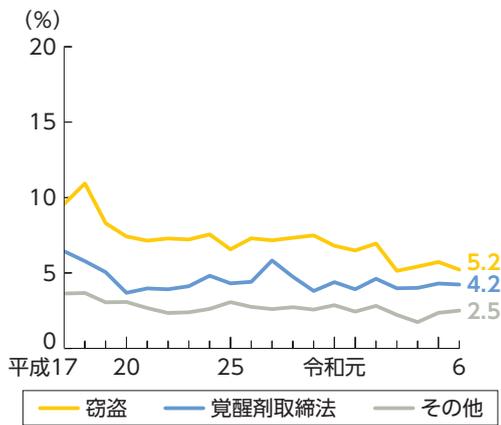
ア 男女別



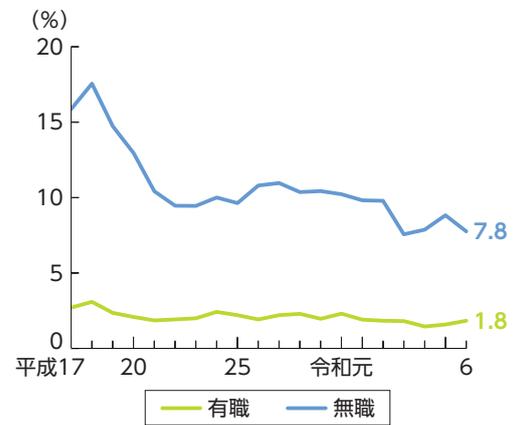
イ 年齢層別



ウ 罪名別

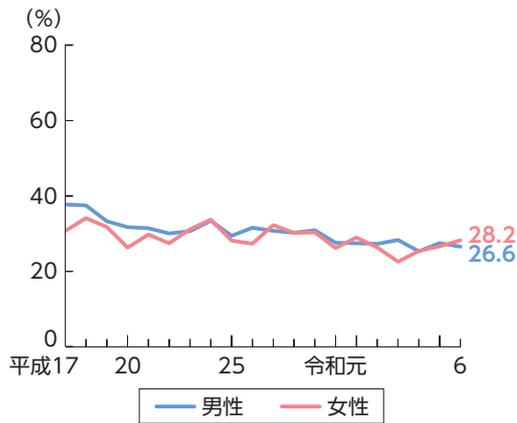


エ 就労状況別

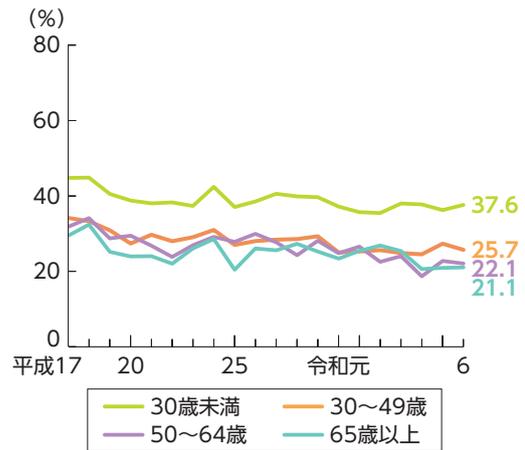


② 保護観察付全部執行猶予者

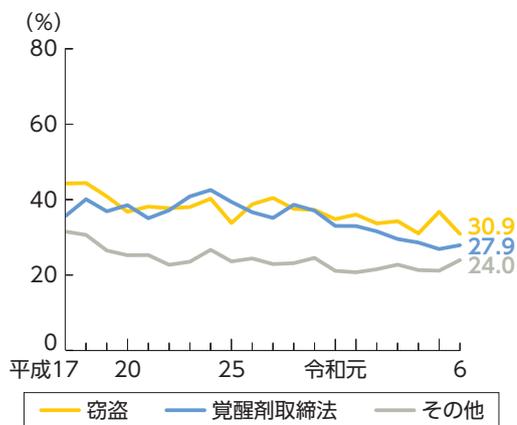
ア 男女別



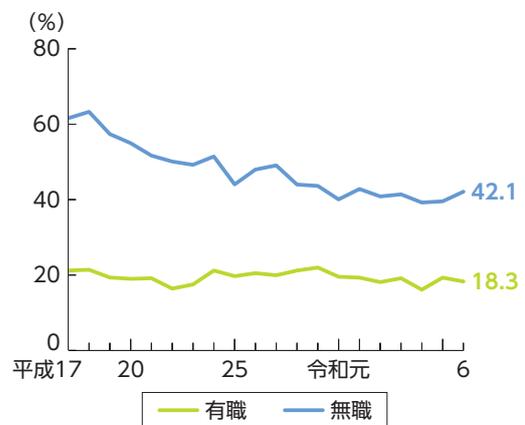
イ 年齢層別



ウ 罪名別



エ 就労状況別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。
 3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。
 4 エの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

5-4-4表は、平成27年から令和6年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである。平成27年から令和元年の各年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について見ると、各年とも、保護観察が開始された日から5年以内に仮釈放又は刑の全部執行猶予の言渡しを取り消された者の比率は、それぞれ4%台、23~25%台であった。

5-4-4表 仮釈放・保護観察付全部・一部執行猶予の取消状況

(平成27年～令和6年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者 (全部実刑者)

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											B (%) A
		27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	計 (B)	
27年	13,570	445	176	11	6	—	2	…	…	…	…	640	4.7
28	13,260	…	416	172	12	3	1	—	…	…	…	604	4.6
29	12,477	…	…	364	148	13	5	3	1	…	…	534	4.3
30	11,307	…	…	…	341	136	11	1	—	—	…	489	4.3
元	10,442	…	…	…	…	267	152	10	2	3	1	435	4.2
2	9,994	…	…	…	…	…	281	116	9	2	4	[412]	[4.1]
3	9,740	…	…	…	…	…	…	211	97	11	4	[323]	[3.3]
4	9,635	…	…	…	…	…	…	…	223	103	8	[334]	[3.5]
5	9,468	…	…	…	…	…	…	…	…	241	94	[335]	[3.5]
6	8,894	…	…	…	…	…	…	…	…	…	224	[224]	[2.5]

イ 仮釈放者 (一部執行猶予者)

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											B (%) A
		27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	計 (B)	
28年	—	…	—	—	—	—	—	—	…	…	…	—	…
29	283	…	…	3	1	—	—	—	—	…	…	4	1.4
30	992	…	…	…	20	9	—	—	1	—	…	30	3.0
元	1,198	…	…	…	…	16	9	—	—	2	—	27	2.3
2	1,201	…	…	…	…	…	29	8	1	—	—	[38]	[3.2]
3	1,090	…	…	…	…	…	…	20	8	—	—	[28]	[2.6]
4	1,001	…	…	…	…	…	…	…	13	6	—	[19]	[1.9]
5	743	…	…	…	…	…	…	…	…	16	5	[21]	[2.8]
6	554	…	…	…	…	…	…	…	…	…	10	[10]	[1.8]

② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員 (A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											B (%) A
		27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	計 (B)	
27年	3,460	112	331	232	130	53	14	…	…	…	…	872	25.2
28	3,034	…	106	303	198	116	51	5	…	…	…	779	25.7
29	2,595	…	…	70	236	159	115	46	15	…	…	641	24.7
30	2,481	…	…	…	66	232	170	110	46	14	…	638	25.7
元	2,248	…	…	…	…	69	181	141	84	34	17	526	23.4
2	2,088	…	…	…	…	…	48	172	153	68	38	[479]	[22.9]
3	1,976	…	…	…	…	…	…	51	161	140	90	[442]	[22.4]
4	1,660	…	…	…	…	…	…	…	33	153	99	[285]	[17.2]
5	1,682	…	…	…	…	…	…	…	…	47	142	[189]	[11.2]
6	1,496	…	…	…	…	…	…	…	…	…	32	[32]	[2.1]

イ 保護観察付一部執行猶予者

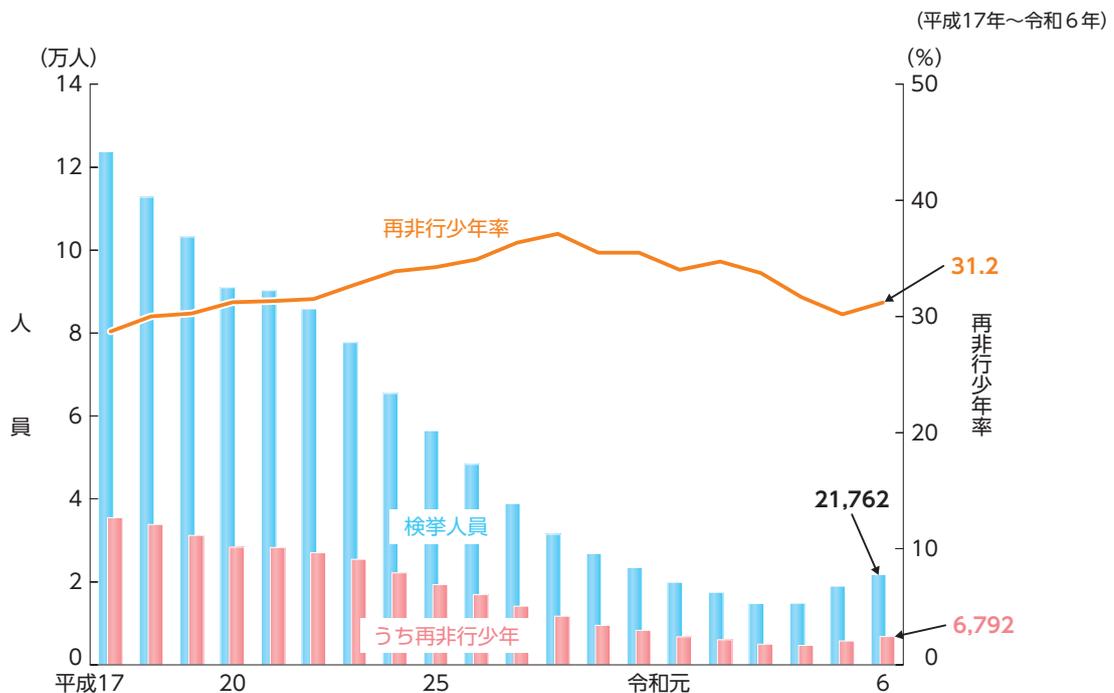
年次	保護観察 開始人員 (A)	一部執行猶予を取り消された者の人員											B (%) A
		27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	計 (B)	
28年	—	…	—	—	—	—	—	—	…	…	…	—	…
29	248	…	…	—	34	25	—	—	—	…	…	59	23.8
30	974	…	…	…	24	141	113	9	—	—	…	287	29.5
元	1,419	…	…	…	…	46	163	148	12	1	—	370	26.1
2	1,496	…	…	…	…	…	45	186	136	7	—	[374]	[25.0]
3	1,325	…	…	…	…	…	…	46	157	123	5	[331]	[25.0]
4	1,233	…	…	…	…	…	…	…	32	112	89	[233]	[18.9]
5	935	…	…	…	…	…	…	…	…	17	107	[124]	[13.3]
6	673	…	…	…	…	…	…	…	…	…	12	[12]	[1.8]

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条2項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。
 3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。
 4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号又は27条の4第2号・3号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

1 少年の再非行

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。以下この段落において同じ。）の人員及び**再非行少年率**（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。以下この段落において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-5-1図のとおりである。再非行少年の人員は、平成9年から増加傾向にあり、16年以降は毎年減少していたところ、令和5年から2年連続して増加し、6年は6,792人（前年比18.7%増）であった。再非行少年率は、再非行少年の人員が減少に転じた後も、初めて検挙された少年の人員がそれを上回るペースで減少し続けたこともあり、平成10年から28年まで上昇し続けたが、29年以降は低下傾向にあり、令和6年は31.2%（同1.0pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

5-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



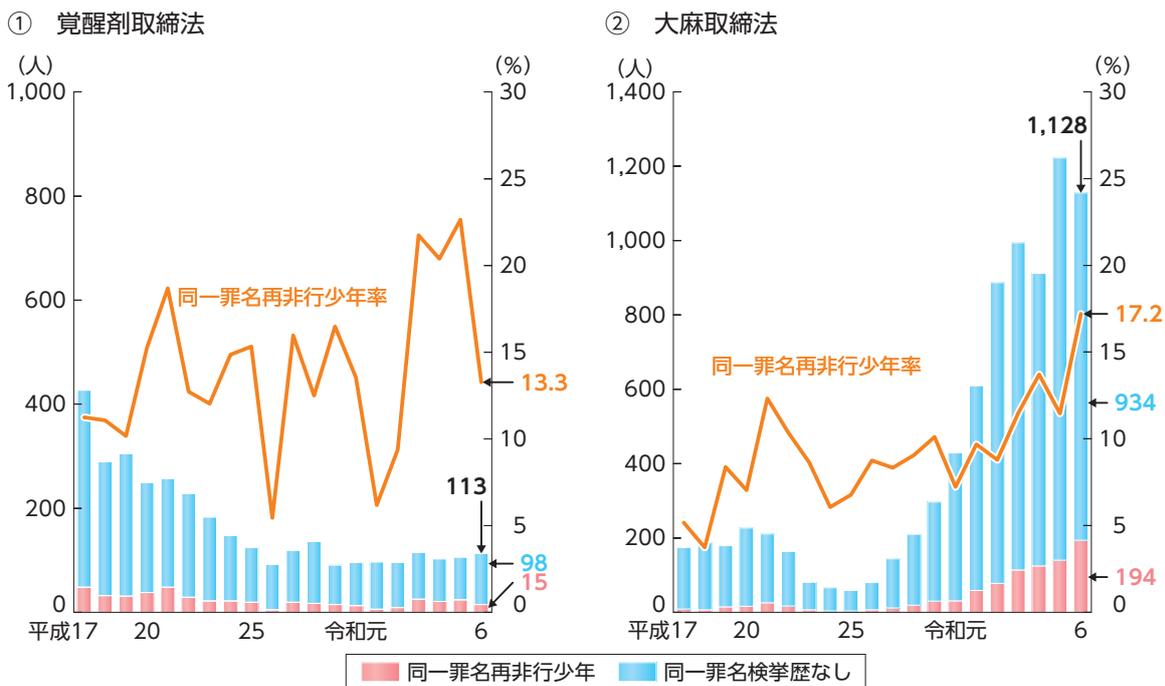
注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

5-5-2図①は、20歳未満の覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この段落において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再非行少年（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された少年をいう。以下この段落において同じ。）の人員及び同一罪名再非行少年率（20歳未満の覚醒剤取締法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。以下この段落において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再非行少年率は、短期間に増減を繰り返しており、令和5年には22.6%を記録したが、6年は前年比で9.4pt 低下した13.3%であった。

5-5-2図②は、20歳未満の大麻取締法違反（大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反を含む。以下この段落において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再非行少年（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された少年をいう。以下この段落において同じ。）の人員及び同一罪名再非行少年率（20歳未満の大麻取締法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。以下この段落において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再非行少年率は、平成21年まで上昇傾向にあった後、24年まで低下し、その後は再び上昇傾向となり、令和6年は前年比で5.7pt 上昇した17.2%であった。

5-5-2図 薬物犯罪 20歳未満の検挙人員中の同一罪名再非行少年の人員等の推移

(平成17年～令和6年)



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 ①の「同一罪名再非行少年」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された少年をいい、「同一罪名再非行少年率」は、20歳未満の同法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。
 4 ②の「同一罪名再非行少年」は、前に大麻取締法違反（令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反並びに大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された少年をいい、「同一罪名再非行少年率」は、20歳未満の同法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。

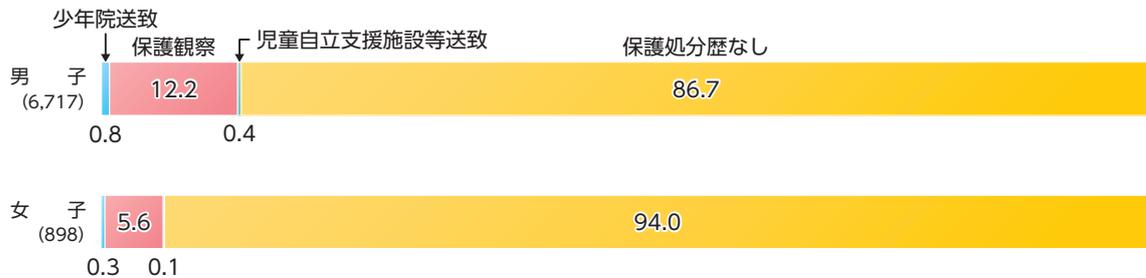
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴

令和6年における保護観察処分少年（同年中に保護観察が開始された者に限り、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると、5-5-3図のとおりである。

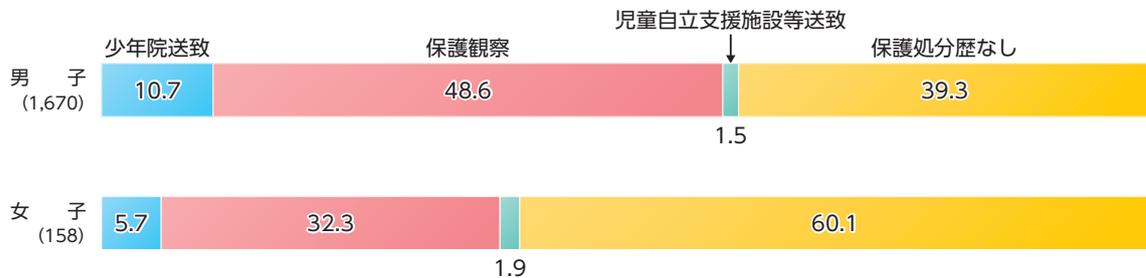
5-5-3図 保護観察処分少年・少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和6年）

① 保護観察処分少年



② 少年院入院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 () 内は、実人員である。

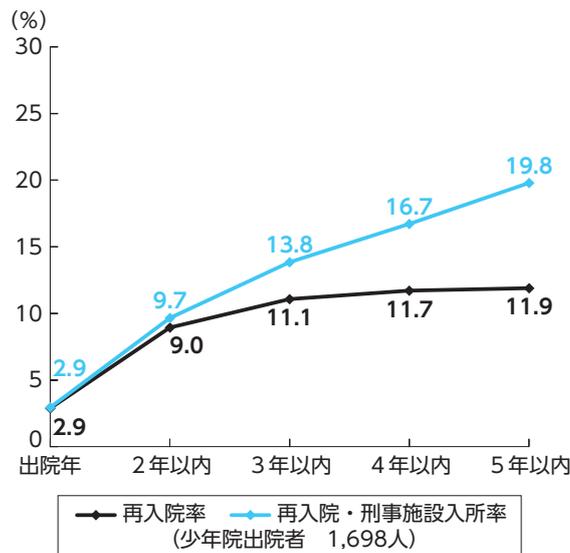
3 少年院出院者の再入院等の状況

この項では、少年院出院者の再入院又は刑事施設への入所の状況について概観する。ここで、**再入院率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいい、**再入院・刑事施設入所率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率をいう（以下この項において同じ）。例えば、2年以内再入院・刑事施設入所率とは、各年の少年院出院者人員のうち、出院年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入院した者又は初入者として刑事施設に入所した者の人員の比率をいい、このうち再入院した者に限ったものを2年以内再入院率という。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-5-4図は、令和2年の少年院出院者について、6年までの各年における再入院率及び再入院・刑事施設入所率を見たものである。再入院率は、2年以内では9.0%、5年以内では11.9%であり、5年以内に再入院した者のうち、75.2%の者が2年以内に再入院している（CD-ROM参照）。もっとも、一定の期間が経過した後の再入院率に関しては、出院後の期間の経過に伴い、20歳に達する者が多くなり、そのような者が再犯（再非行）に及んだとしても、通常は保護処分ではなく、刑事処分の対象となるため、再入院には至らないことがある点に留意する必要がある。そこで、再入院・刑事施設入所率を見ると、2年以内では9.7%であるが、その後も上昇しており、5年以内では19.8%であった。

5-5-4図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(令和2年)



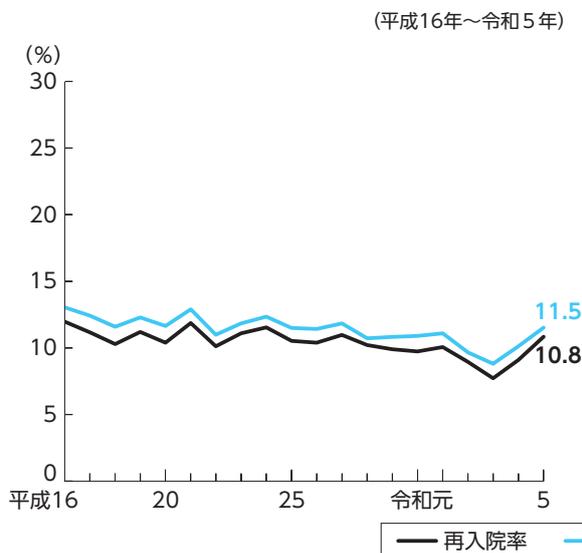
- 注 1 少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、令和2年の少年院出院者の人員に占める、同年から6年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、令和2年の少年院出院者の人員に占める、同年から6年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-5-5図①は、平成16年から令和5年までの各年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率及び再入院・刑事施設入所率は緩やかな低下傾向にあったが、4年から2年連続して上昇した。なお、5年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が11.7%、12.5%、女子がいずれも1.7%であった（少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

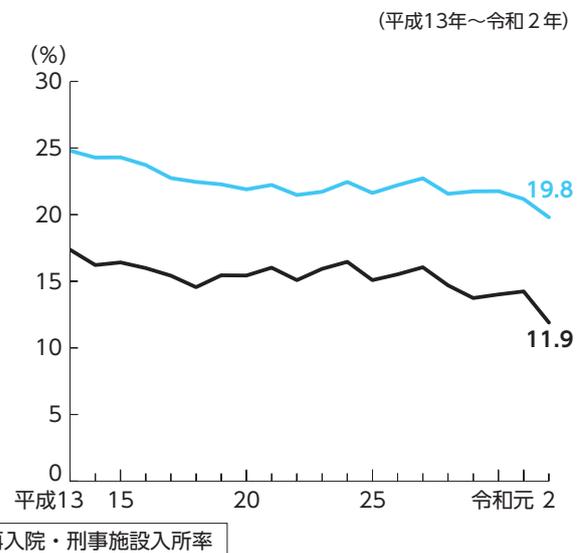
5-5-5図②は、平成13年から令和2年までの各年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率及び再入院・刑事施設入所率は緩やかな低下傾向にある。なお、2年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が12.4%、20.9%、女子が6.1%、8.2%であった（少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-5-5図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移

① 2年以内



② 5年以内



注 1 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「再入院率」は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。

3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

4 少年の保護観察対象者の再処分の状況

5-5-6表は、平成27年から令和6年までの間に保護観察が終了した保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、**再処分率**（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は、16～20%台で推移しており、6年は20.5%（前年比0.5pt上昇）であった。また、少年院仮退院者の再処分率は、16～22%台で推移していたところ、6年は25.2%（同4.1pt上昇）であった。

5-5-6表 保護観察対象少年の再処分率の推移

（平成27年～令和6年）

① 保護観察処分少年

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
27年	13,213	17.1	0.2	…	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	—	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	—	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,558	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.5	7.1	0.2
2	7,659	16.3	0.2	0.0	0.6	0.3	0.7	7.9	6.3	0.2
3	7,570	16.1	0.2	—	0.9	0.4	0.9	7.3	6.3	0.2
4	6,566	17.8	0.3	0.0	1.0	0.3	0.8	8.5	6.7	0.2
5	5,905	20.1	0.4	0.1	1.0	0.3	0.8	10.0	7.3	0.3
6	6,712	20.5	0.3	—	0.8	0.3	0.8	11.1	6.9	0.4

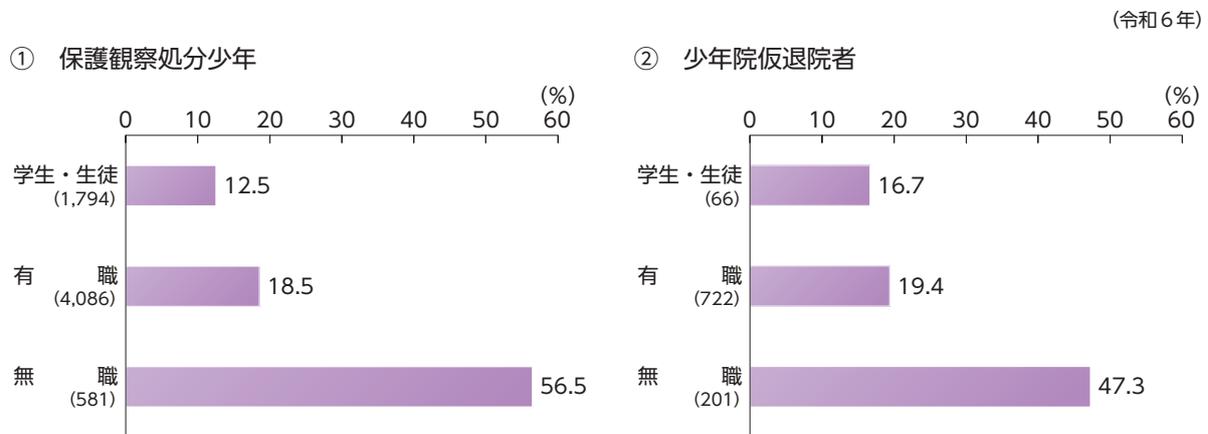
② 少年院仮退院者

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
27年	3,250	20.4	0.1	…	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	—	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0
3	1,808	17.5	—	—	0.1	0.1	0.6	11.8	5.0	—
4	1,677	16.8	0.2	—	0.2	0.2	0.7	10.1	5.1	0.2
5	1,156	21.1	0.3	0.1	0.6	0.3	0.8	14.6	4.4	0.1
6	1,067	25.2	0.6	—	1.7	0.3	0.7	16.8	4.8	0.4

- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（令和6年3月までは車両の運転による刑法第211条の罪を含み、同年4月以降は車両の運転による同法第209条から第211条までの罪を含む。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

令和6年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、5-5-7図のとおりである。保護観察処分少年は、無職（56.5%）が最も高く、次いで、有職（18.5%）、学生・生徒（12.5%）の順であった。少年院仮退院者も、無職（47.3%）が最も高く、次いで、有職（19.4%）、学生・生徒（16.7%）の順であった。

5-5-7図 保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし、犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
 4 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 5 家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
 6 () 内は、実人員である。

第1章

統計上の犯罪被害

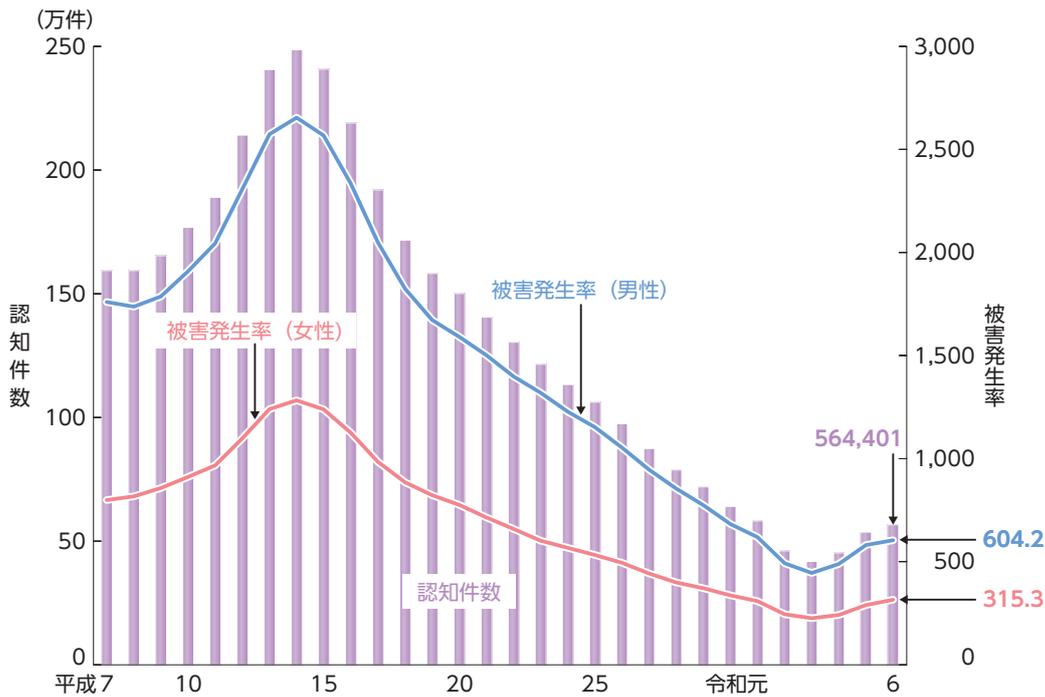
この章において、「被害者」とは、犯罪により害を被った者をいうが、放火や公務執行妨害等の社会的・国家的法益が保護法益である犯罪については、家屋の放火により害を被った所有者や居住者等、公務執行妨害では暴行を受けた公務員等を「被害者」として扱う。

第1節 被害件数

6-1-1-1図は、人が被害者となった刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。以下この章において同じ。）の推移（最近30年間）を見たものである。平成14年に認知件数248万6,055件、被害発生率1,950.1を記録した後、いずれも、減少・低下し続けていたが、令和4年から3年連続して増加・上昇し、6年の認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の97.0%の水準にまで達した。

6-1-1-1図 人が被害者となった刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移

（平成7年～令和6年）



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

6-1-1-2表は、令和6年における、人が被害者となった刑法犯の認知件数を主な罪名別に見るとともに、これを主たる被害者の年齢層別に見たものである（一部の罪名について、更にその被害者の人員の推移を見たものとして、7-2-1-4図及び7-2-1-5図参照）。同年の認知件数は、前年と比べ、総数が2万8,431件（5.3%）増加しているところ、被害者の年齢層別に見ると、全ての年齢層において増加しており、中でも13～19歳（前年比1万178件（12.2%）増）の増加が顕著である。13～19歳について、増加した罪名を見ると、窃盗（同5,548件増）、性的姿態撮影等処罰法違反（同2,445件増）、不同意性交等（同713件増）の順であった（CD-ROM参照）。なお、5年7月、性的姿態撮影等処罰法が施行されたことに留意が必要である（第1編第1章第2節4項及び第2編第1章1項（3）参照）。

6-1-1-2表 人が被害者となった刑法犯 認知件数（主な罪名別、被害者の年齢層別）

罪 名	総 数		13歳未満		13～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～64歳		65歳以上	
	総数	女子・女性	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総 数	560,690 (100.0)	200,462 (35.8)	13,253 (2.4)	5,411 (40.8)	93,398 (16.7)	31,979 (34.2)	114,224 (20.4)	44,823 (39.2)	76,254 (13.6)	26,632 (34.9)	78,686 (14.0)	25,362 (32.2)	101,936 (18.2)	31,940 (31.3)	82,939 (14.8)	34,315 (41.4)
殺 人	958	409	61	33	64	35	163	57	127	44	110	31	189	71	244	138
強 盗	1,271	381	7	5	132	32	292	98	196	46	195	49	269	71	180	80
放 火	533	170	2	1	4	2	16	10	31	17	66	15	177	47	237	78
不同意性交等	3,936	3,780	352	300	1,593	1,530	1,271	1,240	410	405	208	204	85	84	17	17
暴 行	29,250	12,386	1,357	471	3,028	1,193	6,047	3,006	5,197	2,359	5,111	2,116	5,638	1,973	2,872	1,268
傷 害	22,292	8,260	1,304	415	2,800	687	4,853	2,125	3,643	1,522	3,569	1,311	3,916	1,262	2,207	938
脅 迫	4,481	1,973	58	21	557	307	910	519	737	324	816	318	922	306	481	178
恐 喝	1,668	288	25	4	550	60	511	100	191	35	160	37	165	31	66	21
窃 盗	364,765	111,773	7,771	2,426	74,373	20,525	78,506	25,180	48,242	14,503	48,313	13,980	60,128	17,518	47,432	17,641
詐 欺	47,809	23,662	9	1	904	568	6,021	3,340	5,376	2,407	6,598	2,686	12,003	4,901	16,898	9,759
横 領	1,019	195	2	-	20	6	98	31	229	37	270	28	264	52	136	41
不同意わいせつ	6,992	6,629	991	865	2,137	2,019	2,383	2,303	736	715	436	425	239	232	70	70
性的姿態撮影等処罰法	8,436	8,167	460	424	3,375	3,316	2,982	2,897	902	860	473	448	220	205	24	17
略取誘拐・人身売買	588	461	217	139	303	283	42	26	14	10	5	2	6	-	1	1
その他	66,692	21,928	637	306	3,558	1,416	10,129	3,891	10,223	3,348	12,356	3,712	17,715	5,187	12,074	4,068

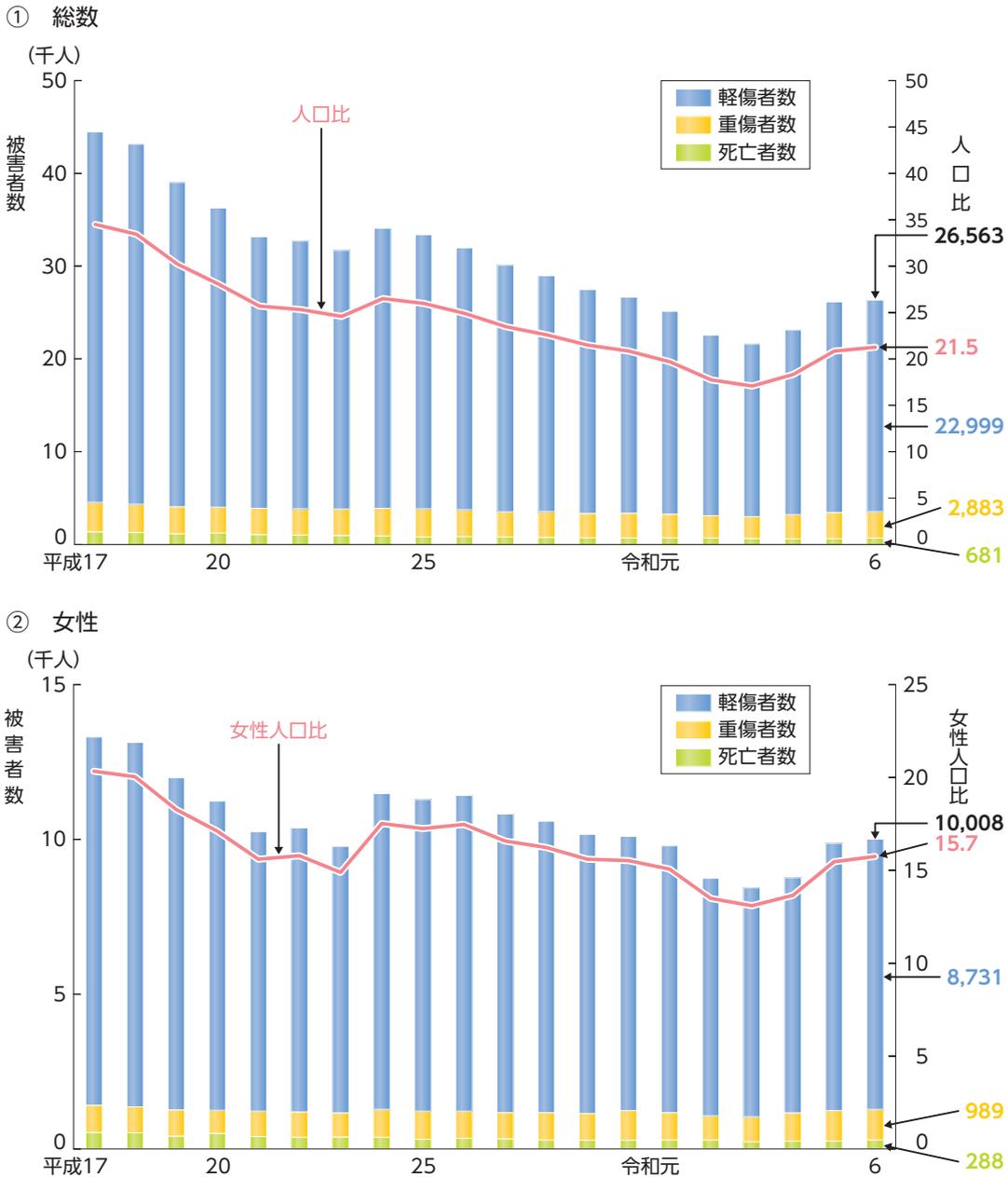
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 3 年齢不明のものを除く。
 4 () 内は、各年齢層の構成比である。
 5 [] 内は、女子比又は女性比である。

第2節 生命・身体への被害

6-1-2-1図は、生命・身体に被害をもたらした刑法犯について、被害者（死傷者）の人員及び人口比の推移（最近20年間）を見たものである。死傷者総数は平成17年（4万4,465人）から減少傾向にあったが、令和4年から3年連続で増加し、6年は2万6,563人（前年比414人（1.6%）増）であった。死傷者総数に占める女性の比率は、上昇傾向にあり、6年は37.7%（平成17年比7.8pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

6-1-2-1図 生命・身体に被害をもたらした刑法犯 被害者数・人口比の推移（総数・女性）

（平成17年～令和6年）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「重傷者」は、全治1か月以上の負傷者をいい、「軽傷者」は、全治1か月未満の負傷者をいう。
 3 「人口比」は、人口10万人当たりの死傷者総数であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の死傷者総数である。

第3節 性犯罪被害

6-1-3-1表は、不同意性交等・不同意わいせつの認知件数及び被害発生率の推移（最近10年間）を見たものである（なお、性犯罪に係る刑法改正については、第1編第1章第2節第4項参照）。

6-1-3-1表 不同意性交等・不同意わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

(平成27年～令和6年)

年次	不同意性交等				不同意わいせつ			
	女性		男性		女性		男性	
	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
27年	1,167	1.8	…	…	6,596	10.1	159	0.3
28	989	1.5	…	…	5,941	9.1	247	0.4
29	1,094	1.7	15	0.0	5,610	8.6	199	0.3
30	1,251	1.9	56	0.1	5,152	7.9	188	0.3
元	1,355	2.1	50	0.1	4,761	7.3	139	0.2
2	1,260	1.9	72	0.1	3,995	6.2	159	0.3
3	1,330	2.1	58	0.1	4,111	6.4	172	0.3
4	1,591	2.5	64	0.1	4,503	7.0	205	0.3
5	2,611	4.1	100	0.2	5,840	9.1	256	0.4
6	3,780	5.9	156	0.3	6,629	10.4	363	0.6

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 4 男性の「不同意性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降のものである。

第4節 財産への被害

6-1-4-1表は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領（被害者が法人その他の団体である場合を含む。以下この節において「財産犯」と総称する。）について、認知件数（被害者がいない場合を含む。）及び被害額の推移（最近10年間）を見たものである。令和6年の被害総額は、約4,021億円（現金被害額は約2,592億円）であり、これを罪名別に見ると、詐欺によるものが財産犯による被害総額全体の76.5%を占め、次いで、窃盗によるものが19.6%であった。同年の現金被害額は、詐欺によるものが最も多く、財産犯による現金被害総額の8割以上を占めた（CD-ROM参照。特殊詐欺の被害総額等の推移については、1-1-2-8図参照）。

6-1-4-1表 財産犯 認知件数・被害額（罪名別）の推移

(平成27年～令和6年)

年次	強盗			窃盗			詐欺			恐喝			横領			遺失物等横領		
	認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額	
		現金被害額	被害額		現金被害額	被害額		現金被害額	被害額		現金被害額	被害額		現金被害額	被害額			
27年	2,426	4.5	2.3	807,560	766.6	184.7	39,432	760.9	687.4	2,614	14.2	8.6	1,536	63.2	55.1	26,500	3.5	1.6
28	2,332	8.4	4.0	723,148	706.0	186.1	40,990	665.3	639.3	2,162	9.2	7.0	1,513	80.6	73.4	22,979	3.6	1.7
29	1,852	9.6	7.1	655,498	666.6	182.1	42,571	609.8	570.8	1,946	7.9	7.2	1,413	54.6	46.7	20,408	3.1	1.5
30	1,787	7.3	5.7	582,141	579.7	167.5	38,513	622.9	463.4	1,753	11.2	8.7	1,449	77.3	55.3	18,522	3.6	2.0
元	1,511	4.0	3.0	532,565	633.2	191.3	32,207	469.5	426.0	1,629	9.9	9.1	1,397	72.7	63.6	15,857	3.9	2.5
2	1,397	3.8	2.2	417,291	501.6	167.8	30,468	640.1	592.5	1,446	4.9	3.9	1,388	113.4	102.0	14,154	3.2	1.7
3	1,138	4.9	2.9	381,769	474.0	154.7	33,353	763.0	707.7	1,237	5.8	5.3	1,282	75.5	65.9	11,746	3.3	1.9
4	1,148	10.0	3.6	407,911	585.3	159.9	37,928	876.8	779.9	1,290	5.8	5.0	1,432	126.1	114.1	12,335	4.0	2.1
5	1,361	8.5	1.8	483,695	725.8	182.2	46,011	1,625.8	1,485.6	1,567	7.8	6.7	1,916	141.8	124.9	13,879	9.4	2.7
6	1,370	6.2	2.2	501,507	789.3	185.6	57,324	3,074.7	2,293.2	1,687	6.9	5.9	2,365	137.6	102.1	14,345	5.9	3.0

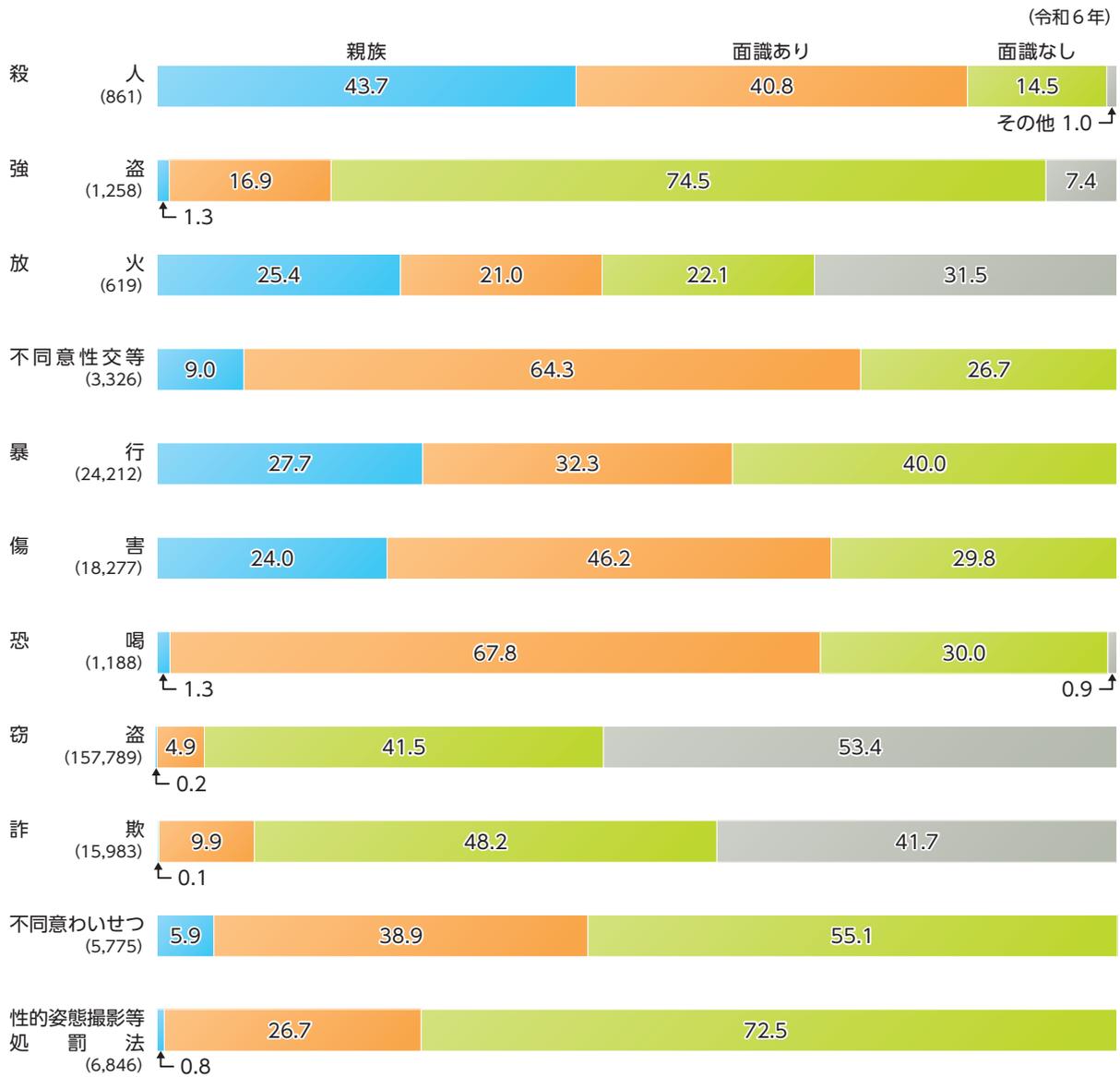
(金額の単位は、億円)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。
 3 「認知件数」は、被害者がいない場合を含む。

第5節 被害者と被疑者の関係

6-1-5-1図は、令和6年における検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、主な罪名ごとに、被害者と被疑者の関係別の構成比を見たものである（一部の罪名について、更にその被害者と被疑者の関係別構成比の推移を見たものとして、7-2-1-7図及び7-2-1-8図参照）。

6-1-5-1図 刑法犯 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合及び被害者がいない場合である（殺人の「その他」は、全て殺人予備におけるものである。）。
 4 () 内は、件数である。

第6節 国外における日本人の犯罪被害

在外公館が邦人援護業務を通じて把握した国外における日本人の犯罪被害件数は、令和5年（2023年）は2,431件（前年比116.7%増）で、その被害者数は2,418人（同100.7%増）であり、いずれも前年より大きく増加したが、令和元年（2019年）の水準には至っていない（外務省領事局の資料による。）。犯罪被害件数を罪名別に見ると、**6-1-6-1表**のとおりであり、令和5年（2023年）は、窃盗（同134.6%増）、詐欺（同83.3%増）、強盗（同84.0%増）の順に多かった。

6-1-6-1表 国外における日本人の犯罪被害件数

（令和元年（2019年）～令和5年（2023年））

年次	総数	殺人	傷害・暴行	不同意性交等・不同意わいせつ	脅迫・恐喝	強盗	窃盗	詐欺	誘拐	その他
元年	4,823 (100.0)	11 (0.2)	69 (1.4)	25 (0.5)	61 (1.3)	215 (4.5)	4,039 (83.7)	320 (6.6)	－	83 (1.7)
2	1,309 (100.0)	5 (0.4)	53 (4.0)	10 (0.8)	24 (1.8)	80 (6.1)	942 (72.0)	154 (11.8)	－	41 (3.1)
3	713 (100.0)	11 (1.5)	60 (8.4)	9 (1.3)	16 (2.2)	53 (7.4)	343 (48.1)	187 (26.2)	1 (0.1)	33 (4.6)
4	1,122 (100.0)	3 (0.3)	43 (3.8)	17 (1.5)	15 (1.3)	75 (6.7)	710 (63.3)	203 (18.1)	－	56 (5.0)
5	2,431 (100.0)	7 (0.3)	87 (3.6)	25 (1.0)	41 (1.7)	138 (5.7)	1,666 (68.5)	372 (15.3)	6 (0.2)	89 (3.7)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 在外公館で把握している邦人援護事案について計上している。
 3 「その他」は、テロ等である。
 4 () 内は、構成比である。

令和5年（2023年）における国外での日本人の犯罪被害による死亡者数は10人（前年比6人増）、負傷者数は86人（同16人増）であった（外務省領事局の資料による。）。

国外においてテロの被害に遭った日本人の死傷者数の推移（最近10年間）は、**6-1-6-2表**のとおりである。

6-1-6-2表 国外における日本人のテロ被害 死傷者数の推移

（平成26年（2014年）～令和5年（2023年））

区分	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
総数	－	10	10	－	－	6	－	－	－	－
死亡者数	－	6	7	－	－	2	－	－	－	－
負傷者数	－	4	3	－	－	4	－	－	－	－

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 在外公館で把握している邦人援護事案について計上している。

刑事司法の各分野においては、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）に基づき、令和3年3月に策定された**第4次犯罪被害者等基本計画**を踏まえながら、犯罪被害者等のための各種の施策・取組を実施している。

第4次犯罪被害者等基本計画における五つの重点課題

1 損害回復・経済的支援等への取組	37施策
2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	87施策
3 刑事手続への関与と拡充への取組	41施策
4 支援等のための体制整備への取組	84施策
5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	30施策



【第4次犯罪被害者等基本計画】

第1節 刑事手続における被害者の関与

1 被害申告及び告訴

被害者は、捜査機関に対して被害届を提出するなどして被害を申告することができるほか、検察官又は司法警察員に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めて告訴をすることができる。被害の申告及び告訴は、いずれも捜査機関等にとって捜査の端緒となるものであるが、名誉毀損、器物損壊等の親告罪については、告訴が訴訟条件とされており、告訴がなされない場合又は告訴がなされた後に取り消された場合は、検察官は、公訴を提起することができない。親告罪の告訴については、原則として犯人を知った日から6か月の期間を経過したときはこれを行うことができない。

2 起訴・不起訴等に関する被害者等への通知

検察官は、告訴等があった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分（不起訴処分）をしたときは、速やかにその旨を告訴人等に通知しなければならない。また、不起訴処分をした場合において、告訴人等から請求があるときは、速やかにその理由を告げなければならない。

さらに、検察官等は、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や検察官等が被害者等の取調べ等を実施した事件において、被害者等が希望する場合には、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果に関する事項について通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、被害者等が特に希望し、相当と認めるときは、公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、公判経過等についても通知を行っている（実施状況については、第7編第3章第1節1項参照）。

3 不起訴処分に対する不服申立制度

公訴権は、原則として検察官に付与されているが、検察官の不起訴処分に対する不服申立制度として、検察審査会に対する審査申立て及び管轄地方裁判所に対する付審判請求（「準起訴手続」ともいう。）の制度がある。

(1) 検察審査会に対する審査申立て

検察審査会（現在、全国に165か所が設置されている。）は、選挙人名簿に基づきくじで選定された11人の検察審査員（任期6か月）により組織され、申立てにより又は職権で、検察官の不起訴処分の審査を行い、「起訴相当」、「不起訴不当」又は「不起訴相当」の議決を行う。

検察審査会法（昭和23年法律第147号）の改正（平成16年法律第62号。平成21年5月施行）により、検察審査会が「起訴相当」の議決を行った事件につき、検察官が再度不起訴処分にした場合又は一定期間内に公訴を提起しなかった場合には、検察審査会は、再審査を行わなければならない、その結果、「起訴をすべき旨の議決」（起訴議決）を行ったときは、公訴が提起されることとなる。この場合、公訴の提起及びその維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、検察官の職務を行う。

検察審査会における事件（再審査に係るものを含まない。）の受理・処理人員の推移（最近5年間）は、**6-2-1-1表**のとおりである。令和6年における受理人員のうち、刑法犯（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する自動車運転過失致死傷を含む。）は1,962人であり、罪名別に見ると、文書偽造が339人と最も多く、次いで、傷害（319人）、職権濫用（185人）、偽証（172人）の順であった。特別法犯（自動車運転死傷処罰法違反を含む。）は511人であり、政治資金規正法違反が152人と最も多かった（いずれも延べ人員。最高裁判所事務総局の資料による。）。

6-2-1-1表 検察審査会の事件の受理・処理人員の推移

(令和2年～6年)

年次	受 理			処 理					未 済
	総 数	申立て	職 権	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	その他	
2年	2,141	2,116	25	1,742	11	104	1,400	227	995
3	3,862	3,835	27	3,511	140	242	2,821	308	1,346
4	4,086	4,041	45	4,405	30	137	2,555	1,683	1,027
5	2,735	2,705	30	2,482	5	69	2,153	255	1,280
6	2,480	2,462	18	2,870	8	83	2,378	401	890

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 被疑者数による延べ人員であり、再審査に係るものを除く。
 3 「その他」は、審査打ち切り、申立却下及び移送である。
 4 「未済」は、各年末現在の人員である。

検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がされた事件について、検察官が執った事後措置の推移（最近5年間）を、原不起訴処分の理由別に見ると、**6-2-1-2表**のとおりである。

6-2-1-2表 起訴相当・不起訴不当議決事件 事後措置状況の推移（原不起訴処分の理由別）

(令和2年～6年)

年次	措置済総人員				原 不 起 訴 処 分											
					起 訴 猶 予				嫌 疑 不 十 分				そ の 他			
	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率
2年	102	24	78	23.5	18	9	9	50.0	84	15	69	17.9	—	—	—	—
3	136	34	102	25.0	37	15	22	40.5	97	19	78	19.6	2	—	2	—
4	421	151	270	35.9	290	137	153	47.2	130	14	116	10.8	1	—	1	—
5	128	28	100	21.9	14	6	8	42.9	71	22	49	31.0	43	—	43	—
6	78	15	63	19.2	14	5	9	35.7	63	10	53	15.9	1	—	1	—

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「総数」、「起訴」及び「不起訴維持」は、被疑者数による延べ人員である。
 3 「起訴猶予」、「嫌疑不十分」及び「その他」は、原不起訴処分の理由である。「その他」は、嫌疑なし、罪とならず、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

検察審査会法施行後の昭和24年から令和6年までの間、検察審査会では、合計で延べ19万2,415人の処理がされ、延べ1万9,421人（10.1%）について起訴相当又は不起訴不当の議決がされた（最高裁判所事務総局の資料による。）。

検察審査会の起訴相当の議決がされた後、検察官が不起訴維持の措置を執り、検察審査会が再審査した事件のうち、平成21年から令和6年までに再審査が開始されたのは、延べ65人であり、起訴議決に至ったものは延べ16人、起訴議決に至らなかった旨の議決は延べ45人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。平成21年から令和6年までの間、検察審査会の起訴議決があり、指定弁護士による公訴提起がなされて裁判が確定した事件の人員は、12人（有罪2人（自由刑1人、財産刑1人）、無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）10人）であった（法務省刑事局の資料による。）。

昭和24年から令和6年までの間、起訴相当又は不起訴不当の議決がされ、検察官により起訴された人員は、延べ1,874人であった。

昭和24年から令和6年までの間、検察審査会の議決後起訴された人員（指定弁護士による公訴提起を含む。）の第一審裁判では、1,576人が有罪（自由刑571人、罰金刑1,005人）、107人が無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）を言い渡された（最高裁判所事務総局の資料による。）。

（2）付審判請求

付審判請求は、公務員による各種の職権濫用等の罪について告訴又は告発をした者が、不起訴処分不服があるときに、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求することを認める制度である。地方裁判所は、その請求に理由があるときは、事件を裁判所の審判に付する旨の決定を行い、この決定により、その事件について公訴の提起があったものとみなされ、公訴の維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、その事件について検察官の職務を行う。

令和6年における付審判請求の新規受理人員は430人、処理人員は778人であり、付審判決定人員は1名であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

刑事訴訟法施行後の昭和24年から令和6年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があったとみなされた事件の裁判が確定した件数は22件であり、うち13件が無罪（免訴を含む。）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

4 公判段階における被害者等の関与

（1）被害者参加制度

被害者参加制度により、一定の犯罪に係る被告事件の被害者等は、裁判所の決定により被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる。そして、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせたりすることができる。

被害者参加人は、刑事裁判への参加を弁護士に委託する場合、資力に応じて、法テラスを經由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる。公判期日等に出席した被害者参加人は、法テラスから被害者参加旅費等の支給を受けることができる。

通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-3表**のとおりである。令和6年における同制度の実施状況の罪名別構成比については、**7-3-1-5図**参照。

6-2-1-3表 通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移

(令和2年～6年)

年次	被害者参加		証人尋問	被告人 質問	論告・求刑	遮へい	付添い	弁護士への 委託	国選弁護士 への委託
2年	1,378	(301)	205	569	688	337	135	1,116	614
3	1,523	(356)	241	681	783	407	149	1,246	697
4	1,476	(324)	246	610	651	432	151	1,175	655
5	1,517	(302)	205	612	678	380	109	1,212	650
6	1,768	(420)	228	694	808	508	136	1,357	704

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加の申出があった事件について、それぞれの被害者参加制度において、参加が許可された被害者等の数（延べ人員）であり、当該事件の終局日を基準に計上している。（ ）内は、裁判員の参加する合議体において審理及び裁判された事件におけるものであり、内数である。
 3 「論告・求刑」は、刑事訴訟法316条の38に規定された事実・法律適用に関する意見陳述をした被害者等の数（延べ人員）である。

（2）被害者等・証人に配慮した制度

ア 被害者等の意見陳述・証人の保護等

被害者等は、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し、又は、これに代えて意見を記載した書面を提出することができる。

公判廷における証人を保護するための制度としては、証人尋問の際に、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、証人を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）によって尋問する制度、適当と認める者を証人に付き添わせる制度がある。これらの制度は、被害者等が公判期日において意見を陳述する場合においても適用される。

刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度としては、**被害者特定事項秘匿決定、証人等特定事項秘匿決定**等がある。

被害者特定事項秘匿決定は、性犯罪に係る事件や犯行の態様、被害の状況その他の事情により、氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項（以下アにおいて「被害者特定事項」という。）が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められる事件について、被害者等からの申出があり、裁判所が、それを相当と認めるときに、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするものである。証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請は、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められる場合等に、検察官が、証拠を開示する際に、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人等に知られないように求めるものである。

証人等特定事項秘匿決定は、証人等の氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項（以下アにおいて「証人等特定事項」という。）が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認めるときなどに、証人等から申出があり、裁判所が、それを相当と認めるときに、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするものである。また、検察官は、証拠を開示する際、証人等の身体等に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、弁護人に証人等の氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付すことができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができる。

さらに、令和5年法律第28号による刑事訴訟法等の改正（第2編第1章1項（2）参照）により、性犯罪に係る事件や被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるなどのおそれがあると認められる事件の被害者等の氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項（以下アにおいて「**個人特定事項**」という。）について、①逮捕手続において、個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本

その他の逮捕状に代わるものを被疑者に示すこと、②勾留手続において、個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを被疑者に示すこと、③起訴状について、個人特定事項の記載がない起訴状の抄本その他の起訴状の謄本に代わるもの（以下アにおいて「起訴状抄本等」という。）を被告人に送達するとともに、弁護人に対し、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達するなどすること、④起訴状抄本等が被告人に送達された場合、証拠開示において、弁護人に対し、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すなどすること、⑤起訴状抄本等が被告人に送達された場合、弁護人に裁判書等の謄本等を交付するに当たり、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すなどすることを可能とする規定の整備がされた（令和6年2月15日施行）。

意見陳述、意見陳述に代えた書面の提出、証人の保護（遮へい、ビデオリンク及び付添い）、被害者特定事項秘匿決定及び証人等特定事項秘匿決定の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

イ 刑事和解及び損害賠償命令制度

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者間の当該被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、共同して、その合意の内容を当該被告事件の公判調書に記載することを求める申立てができる。これが公判調書に記載された場合には、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有し（**刑事和解**）、被告人がその内容を履行しないときは、被害者等はこの公判調書を利用して強制執行の手続を執ることができる。

また、一定の重大犯罪について、被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度（**損害賠償命令制度**）が実施されている。

刑事和解及び損害賠償命令制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

ウ 記録の閲覧・謄写

裁判所は、被害者等には原則として公判記録の閲覧・謄写を認めることとされており、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。また、裁判所は、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のために必要があり、相当と認めるときは、閲覧・謄写を認めることとされている。

不起訴事件の記録については、原則として非公開であるが、被害者等が民事訴訟において損害賠償請求権その他の権利を行使するために実況見分調書等の客観的証拠が必要と認められる場合等には、検察官は、関係者のプライバシーを侵害するなど相当でないと認められる場合を除き、これらの証拠の閲覧・謄写を許可している。また、被害者参加制度の対象事件については、被害者等が「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、不起訴事件の記録中の客観的証拠については、原則として、閲覧が認められている。

年次	意見陳述	意見陳述に代えた書面の提出	証人の保護			被害者特定事項秘匿決定	証人等特定事項秘匿決定	刑事和解	損害賠償命	公判記録の閲覧・謄写
			遮へい	ビデオリンク	付添い					
2年	920	536	1,237	302 (38)	107	3,923	156	25	289	1,140
3	995	638	1,335	412 (92)	133	4,266	182	19	344	1,333
4	947	679	1,374	417 (85)	139	4,081	192	19	281	1,178
5	972	738	1,425	483 (90)	102	4,382	221	17	282	1,201
6	1,050	818	1,374	444 (71)	147	5,658	313	19	368	1,231

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」、「証人等特定事項秘匿決定」、「刑事和解」及び「公判記録の閲覧・謄写」の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。ただし、「公判記録の閲覧・謄写」の数値については、終局後に判断された場合、判断日を基準に計上している。

3 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」及び「証人等特定事項秘匿決定」は、いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等又は証人等の数（延べ人員）である。

4 「刑事和解」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。

5 「損害賠償命令」は、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件の終局件数である。

6 「公判記録の閲覧・謄写」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数である。

7 「ビデオリンク」内の（ ）は、証人を同一構内以外の場所に出張させ証人尋問が行われた証人の数であり、内数である。

5 矯正・更生保護段階等における被害者等の関与

被害者等が加害者たる受刑者の処遇状況等の通知を希望し、これが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知している（**被害者等通知制度**）（実施状況については、第7編第3章第2節1項参照）。

また、再被害防止の観点から転居等の措置を講じる必要があるため、被害者等が特に通知を希望する場合で、検察官が相当と認めるときには、受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等についての通知を行う制度も実施されており、令和6年は418人に対して通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。加えて、被害者等通知制度の一環として、2年10月から、被害者等からの希望に基づき、それらの者に対し、死刑を執行した事実を通知することとされた。

さらに、令和4年法律第67号による刑事収容施設法の改正（第2編第1章1項（1）参照）により、被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備された（令和5年12月施行）。これにより、刑事施設の長は、①被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取すること、②受刑者の処遇要領（同編第4章第3節1項（1）参照）を策定し、矯正処遇及び社会復帰支援を行うに当たっては、被害者等の心情等を考慮すること、③被害者等から聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、改善指導（同節3項（2）参照）を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達すること、などとされた。令和6年において、**被害者等の心情等の聴取・伝達制度**（前記①及び③）により、被害者等の心情等を聴取した件数は96件、伝達件数は92件であった（法務省矯正局の資料による。実施状況の詳細については、第7編第3章第2節2項参照）。

更生保護における被害者等施策については、①**被害者等通知制度**として、地方更生保護委員会が仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、また、保護観察所の長が仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ被害者等に通知を行うもの（実施状況については、第7編第3章第3節1項参照）、②**意見等聴取制度**として、地方更生保護委員会が、刑事施設からの仮釈放、少年院からの仮退院の審理又は収容中の特定保護観察処分少年の退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院等、生活環境の調整、保護観察に関する意見等を聴取するもの（実施状況については、同節2項参照）、③**心情等伝達制度**として、保護観察所が、被害者等から希望がある場合に、被害者等から被害に関する心情等を聴取して保護観察中の加害者に伝達するもの（本項後記③を含む実施状況については、同節3項参照）、④**相談・支援**の制度として、主に保護観察所が、被害者等からの相談に応じ、その相談内容に応じて、更生保護における犯

罪被害者等施策についての説明や関係機関等の紹介等を行うもの（実施状況については、同節4項参照）が、それぞれ実施されている。

また、更生保護においては、これらの被害者等施策に加え、令和4年法律第67号による更生保護法の改正（第2編第1章1項（1）参照）により、被害者等の心情等を踏まえた処遇等についての規定が整備された（令和5年12月施行）。これにより、①更生保護法の規定によりとる措置は、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮して行うこととされ、②地方更生保護委員会が行う被害者等からの意見等の聴取事項として、対象者の仮釈放中の保護観察及び生活環境の調整に関する意見が加えられ、③心情等伝達制度に、保護観察中の加害者への伝達を前提としないで被害者等の心情等を聴取する新たな選択肢を加えて統合し（**心情等聴取・伝達制度**）、④指導監督の方法として、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとることが追加されるなどとされた。

心神喪失者等医療観察法に定める対象行為（第4編第10章第3節1項参照）の被害者等については、平成30年7月から、保護観察所において、当該被害者等が希望する場合には、被害者等に対し、対象者の処遇段階等に関する情報を提供しており、令和6年における情報提供件数は31件であった（法務省保護局の資料による。）。

6 少年事件における被害者等への配慮

少年事件については、少年法により、被害者等による少年事件記録の閲覧・謄写の制度、被害者等からの意見の聴取の制度、被害者等に対する審判結果等の通知の制度、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度及び家庭裁判所が被害者等に対して審判の状況を説明する制度がある。令和6年に、被害者等から申出がなされた人員は、少年事件記録の閲覧・謄写が延べ989人（うち相当と認められた人員962人）、意見の聴取が延べ373人（同354人）、審判結果等の通知が延べ1,195人（同1,184人）であった。また、同年に、少年審判の傍聴が認められた件数・人員は21件・47人であり、審判状況の説明が認められた被害者等の人員は480人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

このほか、保護処分を受けた少年の処遇状況等に関する事項についても、被害者等が通知を希望し、これが相当と認められる場合には、少年院の長は、加害少年が収容されている少年院の名称、少年院における教育状況、出院年月日・出院事由等について、地方更生保護委員会は、少年院からの仮退院の審理及び収容中の特定保護観察処分少年の退院の審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察の開始・再開・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ通知を行っている（**被害者等通知制度**）（第7編第3章第2節1項（2）及び同章第3節1項参照）。なお、令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、2年の保護観察に付された者が少年院に収容された場合にも、それぞれ同様の通知を行うこととしている。

また、令和4年法律第67号による少年院法の改正（第2編第1章1項（1）参照）により、被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備された（令和5年12月施行）。これにより、少年院の長は、①被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取すること、②在院者の個人別矯正教育計画（第3編第2章第4節3項（1）参照）を策定し、矯正教育及び社会復帰支援を行うに当たっては、被害者等の心情等を考慮すること、③被害者等から聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、生活指導（同項（2）ア参照）を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達すること、などとされた。令和6年において、**被害者等の心情等の聴取・伝達制度**（前記①及び③）により、被害者等から心情等を聴取した件数は39件、伝達件数は37件であった（法務省矯正局の資料による。実施状況の詳細については、第7編第3章第2節2項参照）。

更生保護においては、少年事件においても、意見等聴取、心情等聴取・伝達及び相談・支援の各制

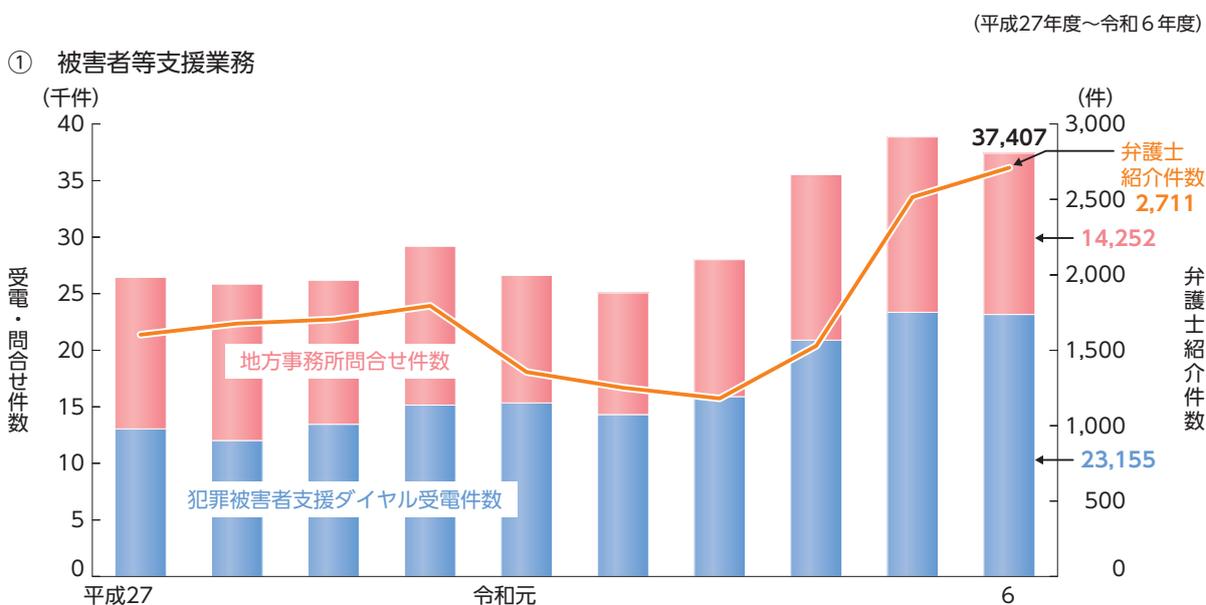
度が実施されている（制度の概要については、本節5項参照。実施状況については、第7編第3章第3節2項、3項及び4項参照）。なお、前記更生保護法の改正（本節5項参照）によって整備された規定の内容は、少年についても同様に適用される（ただし、地方更生保護委員会が行う被害者等からの意見等の聴取事項に関して記載した前記②のうち、「対象者の仮釈放中」は、「対象者の少年院からの仮退院中（特定保護観察処分少年は退院後）」となる。）。

7 法テラスによる被害者等に対する支援

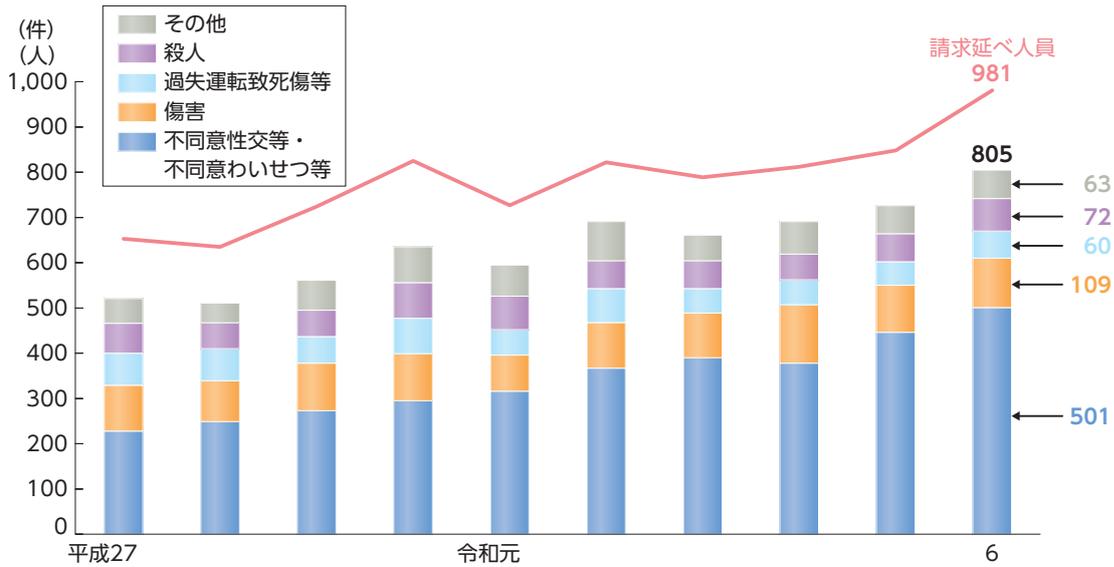
法テラス（第2編第1章2項参照）は、被害者等に対する支援業務を行っている。その業務内容は、コールセンター及び各地方事務所を通じて、刑事手続への適切な関与、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内し、被害者等の支援について経験や理解のある弁護士の紹介等を行うものである。また、法テラスは、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするに当たり、法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知するなどの業務も行っている。

法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移（最近10年間）については、6-2-1-5図のとおりである。令和6年度における犯罪被害者支援ダイヤルでの受電件数は2万3,155件（前年度比208件減）、地方事務所での犯罪被害・刑事手続等の問合せ件数は1万4,252件（同1,229件減）であり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した件数は2,711件（同195件増）であった。また、同年度の被害者参加人からの国選被害者参加弁護士選定請求件数は、805件（請求人員延べ981人）であり、罪名別にその件数を見ると、不同意性交等・不同意わいせつ等501件（62.2%）、傷害109件（13.5%）、殺人（自殺関与・同意殺人を含まない。）72件（8.9%）、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）60件（7.5%）であった（法テラスの資料による。）。

6-2-1-5図 法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移



② 国選被害者参加弁護士選定請求件数（罪名別）・請求延べ人員



注 1 法テラスの資料による。
 2 「殺人」は、自殺関与・同意殺人を含まない。
 3 「過失運転致死傷等」は、業務上（重）過失致死傷を含む。

平成28年法律第53号による総合法律支援法（平成16年法律第74号）の改正により、平成30年1月から、法テラスにおいて、ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」及び配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」の被害者に対し、必要な法律相談を実施することを内容とする「DV等被害者法律相談援助」が実施されている（児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪については、第4編第6章参照）。令和6年度におけるDV等被害者法律相談援助の実施件数は1,758件（前年度比188件増）であった（法テラスの資料による。）。

令和6年4月に総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）が成立し、犯罪被害者やその家族を早期の段階から包括的かつ継続的に援助するための制度（**犯罪被害者等支援弁護士制度**）が導入されることとなった（8年1月施行）。同法の施行により、法テラスの業務に、一定の被害者等であって、必要な費用の支払により生活の維持が困難となるおそれがあるものについて、必要な法律相談を実施すること及び契約弁護士等にこれらに必要な法律事務等を取り扱わせることが追加されることとなる。

8 地方公共団体における被害者支援に向けた取組

令和3年度以降、第4次犯罪被害者等基本計画の下、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う地方公共団体の総合的対応窓口の充実・周知の促進や、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定及び計画・指針の策定が行われている。平成31年4月以降、全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されている上、令和6年4月1日現在、47都道府県、16指定都市及び847市区町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この章において同じ。）において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例が制定され、47都道府県、15指定都市及び329市区町村において、犯罪被害者等支援に関する計画・指針が策定されている（警察庁長官官房の資料による。）。

1 犯罪被害給付制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者及びその遺族に対し、**犯罪被害者等給付金**が支給される。令和6年度の犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る犯罪被害者数は299人（裁定件数351件）であり、裁定総金額は9億7,249万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。なお、6年6月14日に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され（翌15日施行）、犯罪被害者等給付金における、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額が引き上げられたほか、遺族給付基礎額の算定において新たな加算額が設けられた。

2 国外犯罪被害弔慰金等の支給制度

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、**国外犯罪被害弔慰金**として被害者一人当たり200万円が、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った日本国籍を有する者に対し、**国外犯罪被害障害見舞金**として一人当たり100万円が、それぞれ支給される。令和6年度において、国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る国外犯罪被害者数は、4人（裁定件数5件）であり、裁定総金額は800万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

3 被害回復給付金支給制度

組織的犯罪処罰法により、財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等（犯罪被害財産）について、一定の場合にその没収・追徴を行うことができ、また犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により、没収・追徴した犯罪被害財産等や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、被害者等に対し、**被害回復給付金**が支給される。令和6年に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは13件であり、開始決定時における給付資金総額は約15億7,044万円であった（官報による。）。

4 被害回復分配金支払制度

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金口座等への振込を利用して行われた詐欺等の犯罪行為の被害者に対する**被害回復分配金**の支払等のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めており、これにより、特殊詐欺等による財産的被害の迅速な回復が図られている。令和6年度に金融機関から被害者に対して支払われた被害回復分配金の総額は、約49億1,139万円であった（預金保険機構の資料による。）。

5 自動車損害賠償保障制度

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることなどを目的としている。自動車損害賠償保障制度の中核となっているのは、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下この項において「自賠責保険等」という。）である。

さらに、自賠責保険等を補完するものとして、政府が行っている自動車損害賠償保障事業がある。これは、加害者を特定できない「ひき逃げ事故」や有効な自賠責保険等が締結されていない「無保険」(無共済を含む。以下この項において同じ。)の自動車による事故の場合には、自賠責保険等による救済を受けられないため、政府が被害者に対して損害額を^{てん}填補するものであり、その保障金は、同事業が行う損害の填補の基準に基づき支払われる。令和6年度の自動車損害賠償保障事業による保障金は、ひき逃げ事故について233人、無保険車による事故について108人に支払われた。支払額は、死亡者一人当たり平均約2,086万円、負傷者一人当たり平均約87万円であった(国土交通省物流・自動車局の資料による)。

なお、政府は、自動車損害賠償保障事業のほか、自動車事故対策事業として、被害者支援及び事故防止に関する事業を実施しており、令和4年6月、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第65号)により、同事業が「被害者保護増進等事業」として新たに位置付けられた。これにより、5年4月から自動車損害賠償保障事業と被害者保護増進等事業は、一体として新たな自動車事故対策事業として実施されることとなり、安定的・持続的に事業を実施できる仕組みへの転換が図られた。

6 地方公共団体による見舞金制度等

一部の地方公共団体は、犯罪被害者等に対する見舞金支給制度や生活資金の貸付制度を導入している。令和6年4月1日時点で、犯罪被害者等を対象とする見舞金支給制度を導入している地方公共団体は、21都道府県、17指定都市及び863市区町村であり、貸付制度を導入している地方公共団体は、2都道府県、1指定都市及び10市区町村であった(警察庁長官官房の資料による)。

第3節 人身取引被害者保護

人身取引は重大な人権侵害であり、令和4年12月、犯罪対策閣僚会議において、近年の人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、人身取引対策行動計画2014を改定した**人身取引対策行動計画2022**が策定され、潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知、外国語による窓口対応の強化、技能実習生等に対する労働搾取を目的とした人身取引の取締りの徹底等の施策が掲げられた。

女性の人身取引被害者については、必要に応じ、女性相談支援センター(令和6年4月から婦人相談所が名称変更)が一時保護を行い、又は民間シェルター等に一時保護を委託するなどして、その保護を行っている。5年度においては、婦人相談所が一時保護を行った被害者数は6人であり、平成13年度から令和5年度までに一時保護された被害者数(婦人相談所が民間シェルター等に一時保護を委託した者を含む。)は、累計487人であった(厚生労働省社会・援護局の資料による)。外国人の人身取引被害者については、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にあっても、在留特別許可による法的地位の安定化を図っており、平成17年以降の累計で195人に在留特別許可がなされた。令和6年には、人身取引被害者7人を保護したが、いずれも在留資格を有していた(出入国在留管理庁の資料による)。

このほか、**国際移住機関(IOM)**は、警察、出入国在留管理庁、女性相談支援センター等と連携し、人身取引被害者に対する帰国支援等の事業を行っており、令和6年には1か国15人(同事業が開始された平成17年5月以降の累計で9か国377人)に対する帰国・社会復帰支援が行われた(国際移住機関の資料による)。

第7編

犯罪被害の実態

(犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害)



被害者等の心情等の
聴取・伝達制度ポスター
【画像提供：法務省矯正局】



「犯罪被害者の方々へ」
パンフレット表紙
【画像提供：法務省刑事局】



「犯罪被害にあわれた方へ」
リーフレット表紙
【画像提供：法務省保護局】

第1章 はじめに

第2章 被害者に着目した犯罪被害の動向

第3章 数値から見る犯罪被害者等施策

第4章 特別調査① (犯罪被害の暗数)

第5章 特別調査② (精神障害を有する者等の性犯罪被害)

第6章 おわりに

第1章 はじめに

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国の重要な責務であり、国は、これまで犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。以下この編において同じ。）を抑止するためのたゆみない努力を重ねてきた。しかしながら、様々な犯罪等は跡を絶たず、国民の誰もが犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。特に断りがない限り、以下この編において同じ。）となり得る現実があり、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、副次的な被害にも苦しめられてきた。

そこで、平成16年12月、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）が制定され、我が国は、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出した。政府は、同法により、犯罪被害者等のための施策（犯罪被害者等施策）に関する基本的な計画（犯罪被害者等基本計画）を策定することとされ、17年、23年及び28年と3次にわたって犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を進展させてきた。

しかし、犯罪被害者等は依然として多くの問題を抱えている上、犯罪被害者等の属性やその直面している困難な状況等も多岐にわたるため、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援が求められている。また、性犯罪等が深刻な社会問題となる中、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等の声なき声にも耳を傾ける必要がある。そこで、政府は、令和3年3月に**第4次犯罪被害者等基本計画**（計画期間は3年4月1日から8年3月31日までの5か年）を策定し、同計画の中で、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施することとした。

法務総合研究所は、平成12年から、犯罪被害の動向及び被害実態に関する調査・研究として、一般国民を対象としたアンケート調査により、警察等の公的機関に認知されていない犯罪の件数（暗数）の調査を行ってきた。同年に実施した第1回犯罪被害実態（暗数）調査は、元年（1989年）以降、世界規模で定期的にも実施されていた国際犯罪被害実態調査（ICVS：International Crime Victims Survey）の第4回調査（12年（2000年））に参加する形で実施し、平成12年版犯罪白書等において、その分析結果等を紹介した。その後も、16年、20年、24年及び31年の4回にわたり、第2回から第5回までの暗数調査を実施し、それぞれ平成16年版、20年版、24年版及び令和元年版犯罪白書等において、それらの分析結果等を紹介してきた。暗数調査は、犯罪動向に関する経年比較を行うため、一定の周期で継続的に行うことが重要である。そこで、第5回調査から5年が経過した令和6年、第4次犯罪被害者等基本計画に沿って、我が国の犯罪被害の動向及び被害実態等を明らかにするための基礎的なデータを収集するべく、第6回犯罪被害実態（暗数）調査を実施した。

また、性犯罪被害者のうち、精神障害を有する者（「精神障害者（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者）」をいい（精神保健福祉法5条）、「発達障害者」（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）2条）を含む。以下この編において同じ。）については、自らが遭遇した犯罪等の被害を適切に申告できず、被害が潜在化しやすいという問題点が指摘されている。しかし、前記暗数調査では、その性質上、精神障害を有する者の性犯罪被害の実態を具体的に解明することが困難である。法務総合研究所は、前記暗数調査のほかに、昭和61年版犯罪白書特集「犯罪被害の原因と対策」、平成11年版犯罪白書特集「犯罪被害者と刑事司法」等において、犯罪被害や犯罪被害者等の実態等について調査・研究を実施してきたが、これらの調査・研究から相当の年月が経過している。そして、法務総合研究所では、これまで性犯罪に特化した被害実態又は精神障害を有する者の被害実態に焦点を当てた研究の実績はない。そこで、第4次犯罪被害者等基

本計画に沿って、令和5年、性犯罪被害者のうち、精神障害を有する者に焦点を当てて、刑事事件の確定記録調査を実施した。

本白書では、本編において、「犯罪被害の実態（犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害）」と題し、我が国における近年の犯罪被害の動向、犯罪被害者等施策の取組の現状等を紹介するとともに、前記第6回犯罪被害実態（暗数）調査及び精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する刑事確定記録調査の各分析結果を報告し、犯罪被害者等に適切な支援を実施する前提となる犯罪被害の実態把握に資する基礎資料を提供することを目指した。

本編の構成は、次のとおりである。

第2章では、各種統計資料に基づき、被害者に着目して犯罪被害の動向を概観する。

第3章では、検察、矯正及び更生保護の各段階において実施されている犯罪被害者等施策のうち、注目すべき各種取組について、具体的な数値や現場における工夫等を紹介する。

第4章では、特別調査①（犯罪被害の暗数）と題し、前記第6回犯罪被害実態（暗数）調査によって明らかになった事項を、第5章では、特別調査②（精神障害を有する者等の性犯罪被害）と題し、前記刑事確定記録調査によって明らかになった事項をそれぞれ紹介する。

最後に、第6章では、我が国における犯罪被害の実態等に関して総合的に考察し、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援の在り方等について留意すべき点を検討する。

本章では、統計上の犯罪被害について、特徴的な傾向がうかがえる犯罪又は犯罪類型、すなわち、刑法犯のうち性犯罪（①不同意性交等、②不同意わいせつ）、その他の刑法犯（③窃盗（乗り物関係）、④暴行、⑤脅迫、⑥詐欺、⑦器物損壊）、個別の犯罪類型（⑧配偶者からの暴力事案等、⑨ストーカー事案）の計九つの罪名又は犯罪類型を取り上げ、犯罪により害を被った被害者に着目した犯罪被害の動向について概観する。

第1節 検挙

1 主な統計データ

（1）性犯罪

ア 不同意性交等

不同意性交等について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-1図①**のとおりである。認知件数は、平成15年に2,472件に達した後減少傾向にあったが、29年から増加傾向に転じ、令和5年は前年の約1.6倍と大きく増加し、6年は平成7年以降最多であった。検挙率は、12年から17年まで60%台で推移した後上昇傾向にあり、27年から令和3年までは90%台と高水準で推移していたが、5年は70%台に低下した。6年は、検挙件数、検挙人員共に平成7年以降最多であり、検挙率も前年比で9.3pt上昇した。なお、平成29年法律第72号による改正（29年7月施行）により、従来の強制わいせつの処罰対象の一部が強制性交等の処罰対象となり、監護者性交等が新設されるなどしたこと及び令和5年法律第66号による改正（令和5年7月施行）により、強制性交等の構成要件が変更されて不同意性交等となったことに留意が必要である（法改正の詳細については、第1編第1章第2節4項参照）。

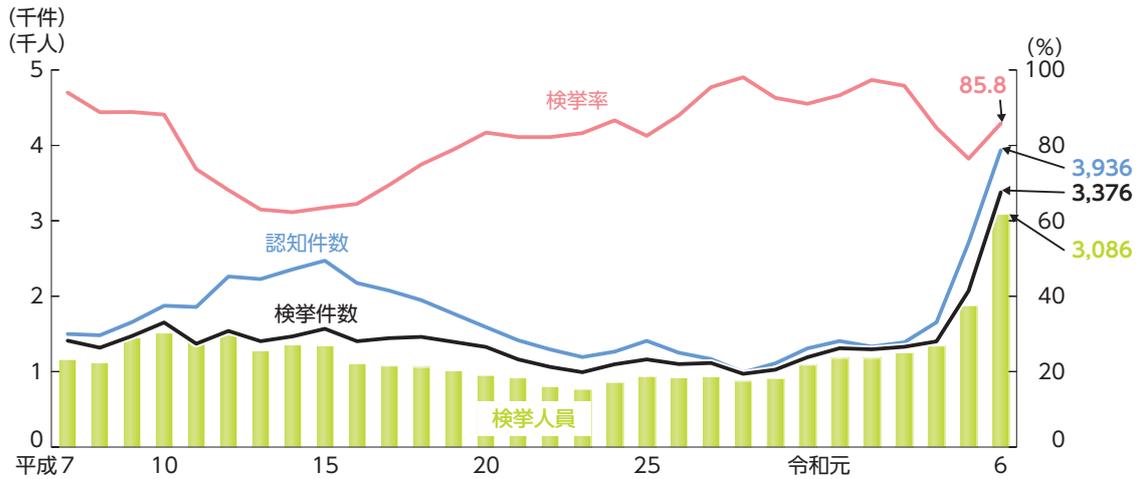
イ 不同意わいせつ

不同意わいせつについて、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-1図②**のとおりである。認知件数は、平成15年の1万29件をピークに減少傾向にあったが、令和3年以降増加し続けており、5年は前年の約1.3倍と大きく増加した。検挙率は、平成14年から16年まで30%台で推移した後上昇傾向にあり、令和2年には90%を超えたが、検挙件数の増加傾向よりも認知件数の増加傾向の方が大きかったことから3年以降は低下し続け、5年には80%を下回った。6年は、検挙件数、検挙人員共に平成7年以降最多であり、検挙率も前年比で4.8pt上昇した。なお、平成29年法律第72号による改正により、前記のとおり、処罰対象の一部が強制性交等の処罰対象となり、監護者わいせつが新設されたこと及び令和5年法律第66号による改正により、強制わいせつの構成要件が変更されて不同意わいせつとなったことに留意が必要である（法改正の詳細については、第1編第1章第2節4項参照）。

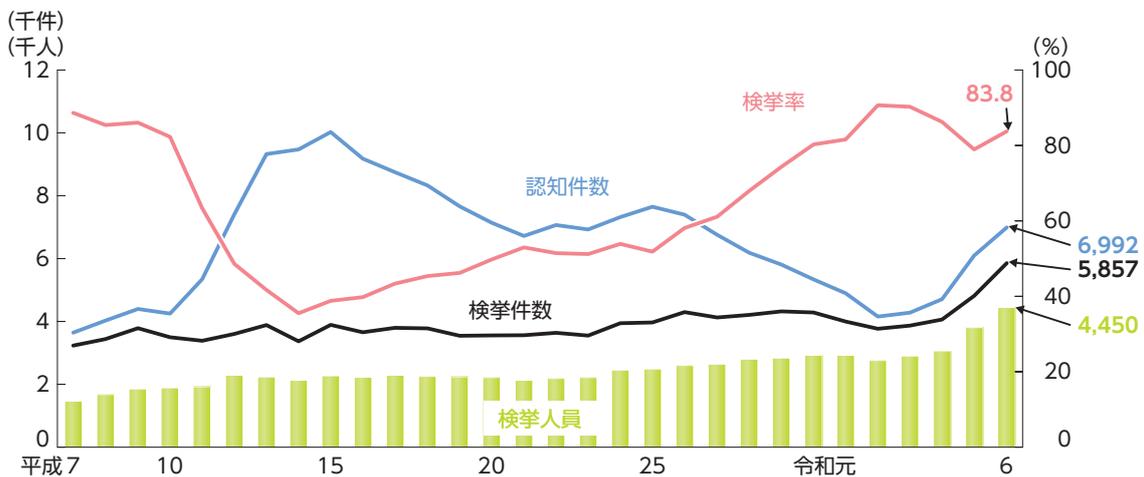
7-2-1-1図 性犯罪 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（罪名別）

（平成7年～令和6年）

① 不同意性交等



② 不同意わいせつ



注 1 警察庁の統計による。

2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。

3 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。

(2) その他の刑法犯

ア 窃盗（乗り物関係）

窃盗（乗り物関係。自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい及び部品ねらいをいう。以下この節において同じ。）について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、7-2-1-2図①のとおりである。認知件数は、平成13年の138万9,113件をピークに減少傾向にあり、検挙件数及び検挙人員も7年（それぞれ21万7,896件、5万9,093人）をピークに減少傾向にある。検挙率は、13年に8.3%まで低下した後は、8～15%台で推移している。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、7年以降2.5～3.8で推移している。

イ 暴行

暴行について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-2** 図②のとおりである。認知件数は、平成12年から18年にかけて大きく増加し3万1,000件台に達した後は高止まり傾向にある。他方、検挙件数及び検挙人員は、7年から11年までそれぞれ4,000件台から5,000件台、5,000人台から6,000人台で推移した後、30年（それぞれ26,212件、26,622人）まで増加傾向にあり、検挙率は15年以降上昇傾向が続き、29年以降は80%台で推移している。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、7年以降0.8～1.0で推移している。

ウ 脅迫

脅迫について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-2** 図③のとおりである。認知件数は、平成11年以降増加傾向にあり、12年には前年の約2倍の2,047件と大きく増加し、令和5年には平成7年以降最多の4,535件に達した。検挙件数及び検挙人員も12年以降、それぞれ増加傾向にある。検挙率は、11年から15年にかけて認知件数の大幅な増加に伴い大きく低下し、同年に60%を下回ったが、16年から上昇傾向にあり、26年以降は80%台で推移している。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、7年以降0.9～1.2で推移している。

エ 詐欺

詐欺について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-2** 図④のとおりである。認知件数は、平成14年以降大きく増加し17年に8万5,596件とピークを迎えた後、令和2年に3万468件を記録するまで減少傾向にあったが、3年から再び増加し続けており、6年には平成17年の約7割の水準に達している。検挙率は、7年には90%を超えていたところ、認知件数の増加及び検挙件数の減少に伴い、16年には32.1%まで低下し、その後も認知件数の増減に応じて30～60%台で上昇低下を繰り返していたが、令和6年は30%を下回った。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、平成7年には4.9であったのに対し令和6年は1.8であり、検挙人員一人当たりへ換算した検挙件数は減少傾向にある。

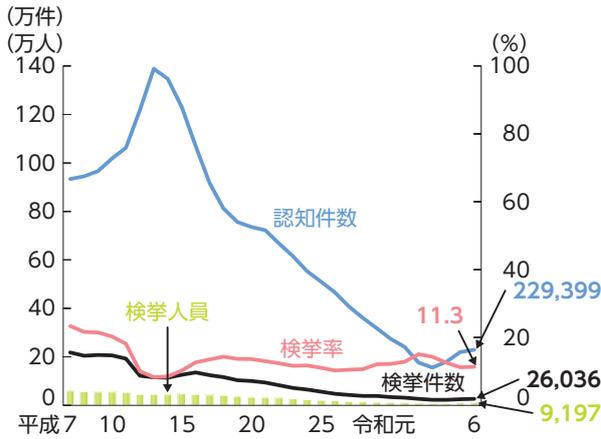
オ 器物損壊

器物損壊について、認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**7-2-1-2** 図⑤のとおりである。認知件数は、平成15年の23万743件をピークに減少傾向にあり、検挙件数及び検挙人員もそれぞれ18年（1万3,816件）、19年（6,575人）をピークに減少傾向にある。検挙率は、検挙件数の減少傾向に比べ認知件数の減少傾向が大きいいため、22年以降緩やかな上昇傾向にあり、29年以降は10～15%台で推移している。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、7年以降1.6～2.2の間で推移している。

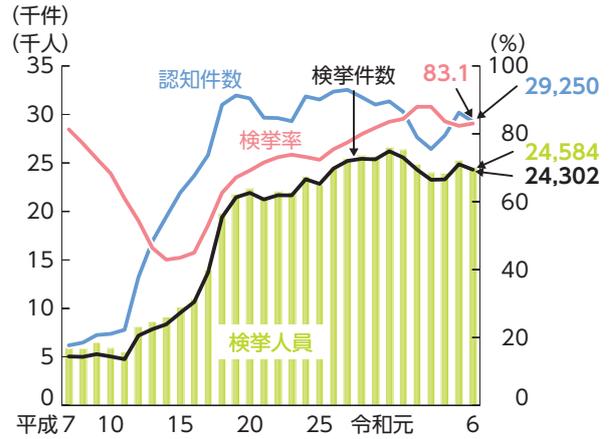
7-2-1-2図 その他の刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（罪名別）

(平成7年～令和6年)

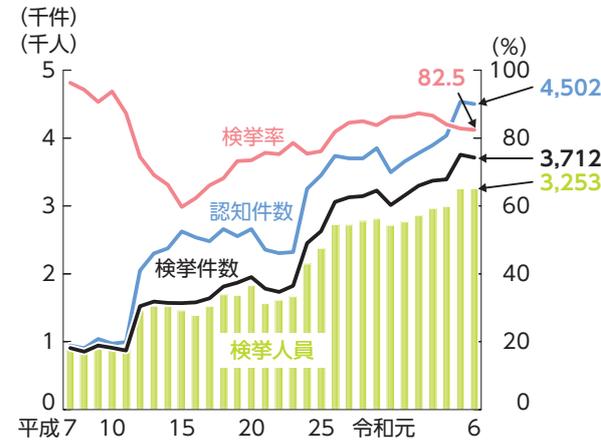
① 窃盗（乗り物関係）



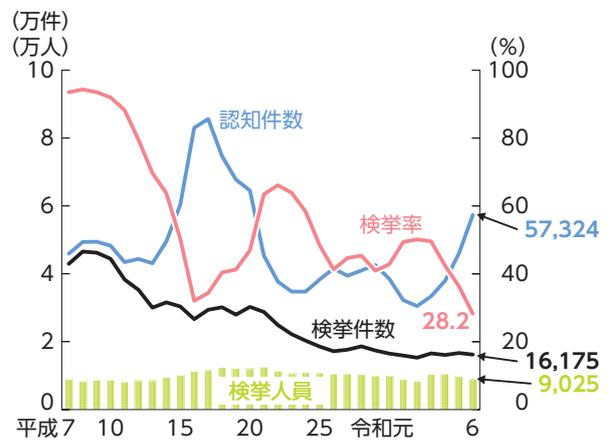
② 暴行



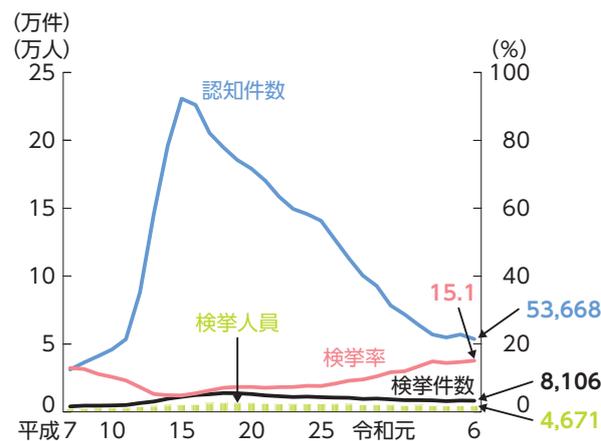
③ 脅迫



④ 詐欺



⑤ 器物損壊



注 1 警察庁の統計による。
 2 「窃盗（乗り物関係）」は、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい及び部品ねらいをいう。

(3) 個別の犯罪類型

ア 配偶者からの暴力事案等

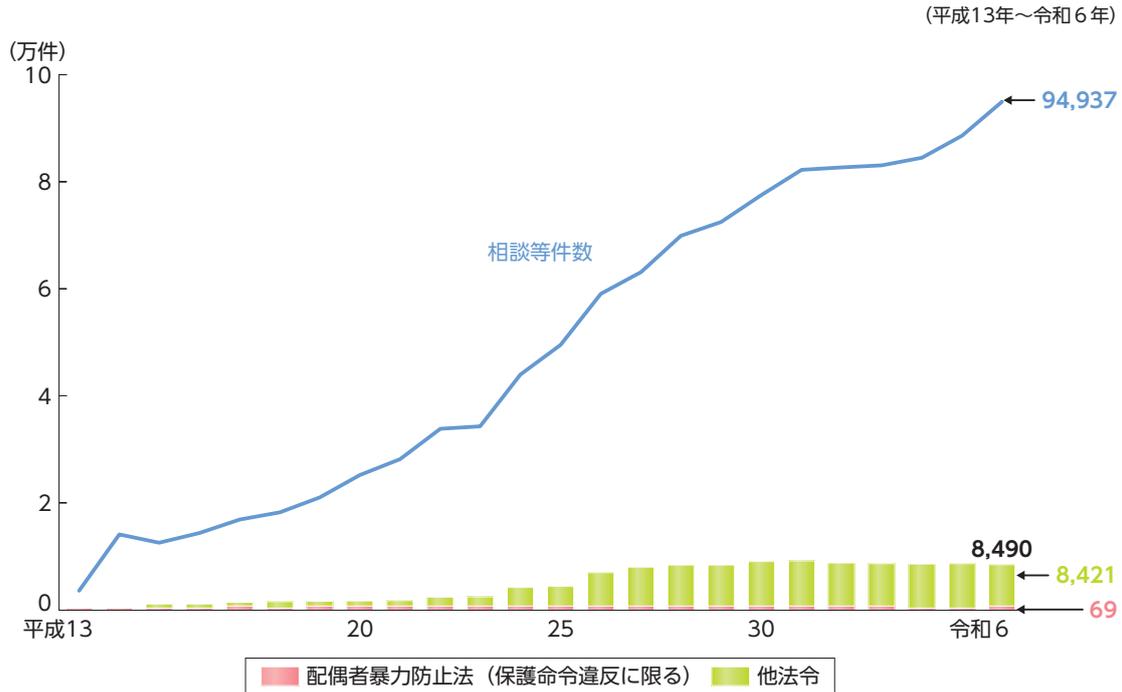
配偶者からの暴力事案等について、相談等件数・検挙件数の推移（配偶者暴力防止法が施行された平成13年以降）を見ると、**7-2-1-3図①**のとおりである。相談等件数は、14年以降増加傾向にあり、令和6年には9万件を超え最多であるのに対し、検挙件数（配偶者暴力防止法違反（保護命令違反に限る。）の検挙件数並びに配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法違反を除く。）の検挙件数の合計）は、平成27年以降8,000件台から9,000件台で推移している。なお、平成16年法律第64号による配偶者暴力防止法の改正（16年12月施行）、平成19年法律第113号による改正（20年1月施行）、平成25年法律第72号による改正（26年1月施行）及び令和5年法律第30号による改正（令和6年4月全面施行）により、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充等がなされたことに留意が必要である（近年の法改正の詳細については、第4編第6章第2節参照）。

イ ストーカー事案

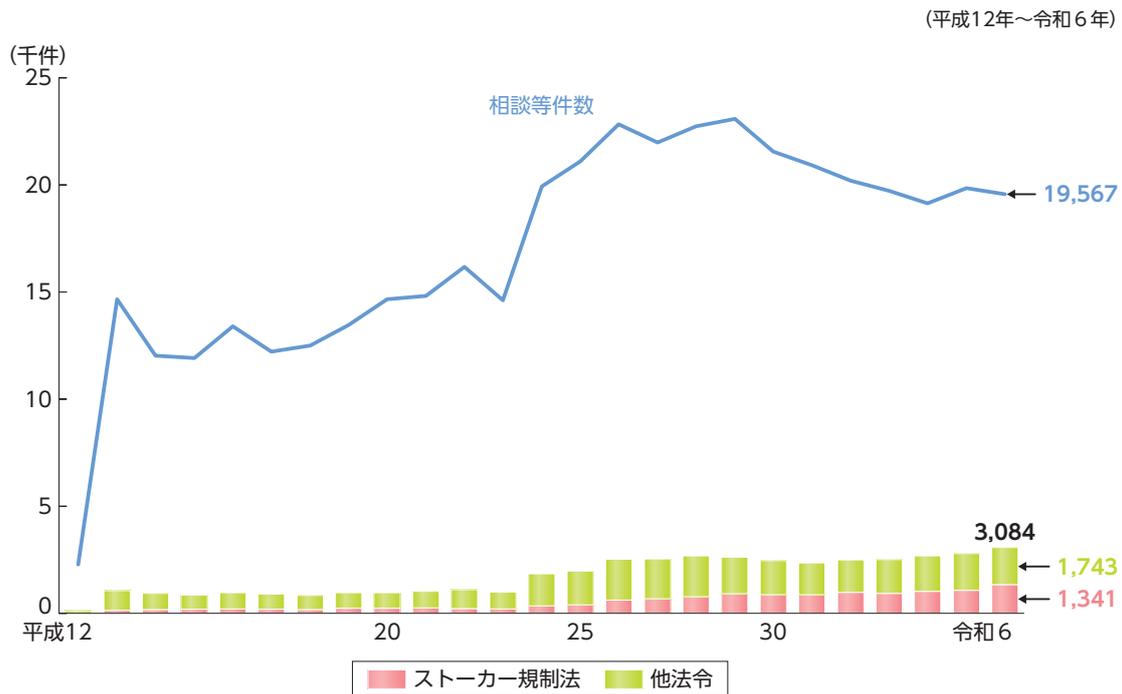
ストーカー事案について、相談等件数・検挙件数の推移（ストーカー規制法が施行された平成12年以降）を見ると、**7-2-1-3図②**のとおりである。相談等件数は、13年及び24年にそれぞれ大きく増加し、29年に2万3,079件に達した後は減少傾向にある。検挙件数（ストーカー規制法違反の検挙件数並びにストーカー事案に関連する刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法違反を除く。）の検挙件数の合計）は、13年及び24年にそれぞれ大きく増加した後、26年以降は2,000件台で推移していたが、令和6年は3,000件を超えた。なお、平成25年法律第73号によるストーカー規制法の改正（平成25年10月全面施行）、平成28年法律第102号による改正（29年6月全面施行）及び令和3年法律第45号による改正（令和3年8月全面施行）により、それぞれ規制対象行為が拡大されたことに留意が必要である。

7-2-1-3図 個別の犯罪類型 相談等件数・検挙件数の推移（犯罪類型別）

① 配偶者からの暴力事案等



② ストーカー事案



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 検挙件数は、令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に検挙した件数を全て計上している。
 3 ①について、平成13年は配偶者暴力防止法の施行日である同年10月13日以降の件数である。
 4 ①の「相談等件数」は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。
 5 ①の「配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数全てを計上している。
 6 ①の「他法令」は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 7 ①の「他法令」は、資料を入手し得た平成15年から計上している。
 8 ②について、平成12年はストーカー規制法の施行日である同年11月24日以降の件数である。
 9 ②の「相談等件数」は、ストーカー規制法その他の刑罰法令違反に抵触しないものを含む。
 10 ②の「ストーカー規制法」は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 11 ②の「他法令」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 12 未遂のある罪は未遂を含む。

2 被害者の年齢層

(1) 性犯罪

ア 不同意性交等

不同意性交等について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間。ただし、男性を被害者とする不同意性交等は、平成29年法律第72号による法改正が施行された平成29年7月以降）を男女別に見ると、7-2-1-4図①のとおりである。男性では、29年から令和4年までは、他の各年齢と比べて13歳未満（7～36人）が最も多かったが、5年以降は13～19歳（40人台から60人台）が最も多かった。女性では、平成17年以降おおむね一貫して、20～29歳（約450人から約1,000人）が最も多く、次いで13～19歳（200人台から800人台）が多かったが、令和6年は、13～19歳が大幅に増加（前年比697人（83.7%）増）し、20～29歳の1,240人（同223人（21.9%）増）を上回った。また、6年は、平成17年と比べて、おおむねいずれの年齢層も増加しているが、特に13歳未満及び40～49歳がそれぞれ約4倍と、増加幅が大きかった。

イ 不同意わいせつ

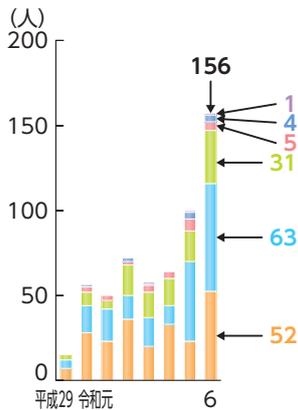
不同意わいせつについて、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-4図②のとおりである。男性では、平成17年以降一貫して13歳未満（約70人から約140人）が最も多かった。女性では、17年から25年までは13～19歳（2,500人台から3,500人台）が最も多かったが、26年以降は、20～29歳（1,400人台から2,600人台）が最も多い。また、令和6年は、平成17年と比べて、40～49歳以上の各年齢層が、それぞれ約2.5～3.9倍に増加しているのに対し、13～19歳は、約5分の3に減少している。

7-2-1-4図 性犯罪 被害者の人員の推移（男女別、年齢層別）（罪名別）

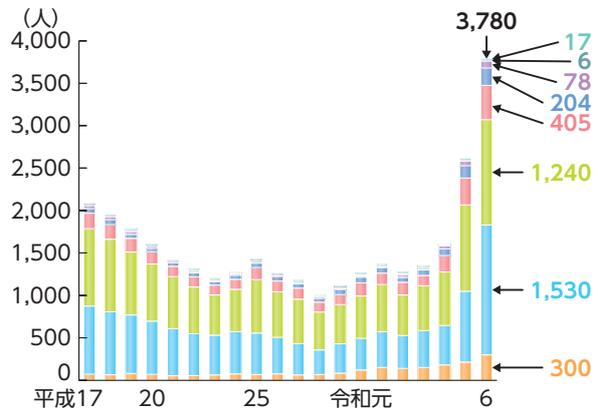
（平成17年～令和6年）

① 不同意性交等

ア 男性

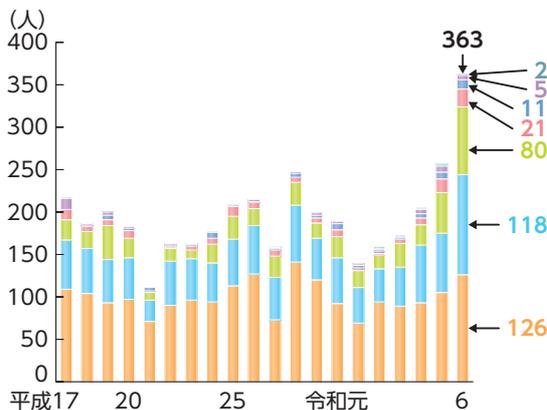


イ 女性

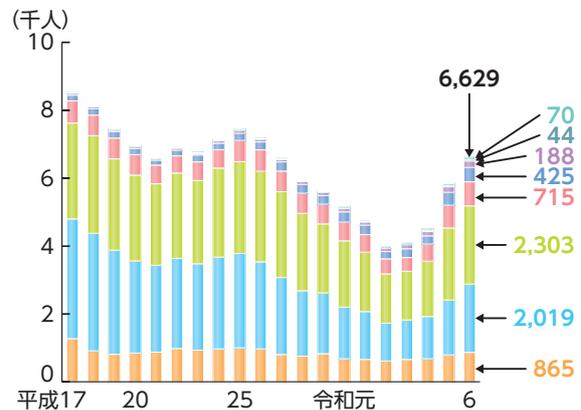


② 不同意わいせつ

ア 男性



イ 女性



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。
 3 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 5 男性の「不同意性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降のものである。

(2) その他の刑法犯

ア 窃盗（乗り物関係）

窃盗（乗り物関係）について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図①のとおりである。男女共に、平成17年以降おおむね一貫して13~19歳が最も多い。また、男女共に、18年以降全ての年齢層で減少傾向にあった後、おおむね令和3年を底として、増加傾向に転じている。6年は、平成17年と比べて、全ての年齢層で5分の2以下に減少している。

イ 暴行

暴行について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図②のとおりである。男女共に、平成17年以降おおむね一貫して20~29歳が最も多いところ、男性は、19年（5,115人）をピークに減少傾向を示した後、28年以降は2,000人台から3,000人台で推移している

のに対し、女性は、17年以降一貫して3,000人台で推移している。また、男性では、20年から令和3年までは、13～19歳、20～29歳及び30～39歳が減少傾向にあったのに対し、65歳以上は、平成18年以降増加傾向にあり、令和6年は、平成17年（677人）と比べて、65歳以上が約2.4倍であった。女性では、19年から令和3年までは、13～19歳が減少傾向にあったのに対し、40～49歳、50～59歳、60～64歳及び65歳以上は、平成18年以降増加傾向にあり、令和6年は、平成17年と比べて、40～49歳、50～59歳及び60～64歳がそれぞれ約2.5～3.2倍、65歳以上が約5倍であった。

ウ 脅迫

脅迫について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図③のとおりである。男性では、平成17年から25年までは、30～39歳及び40～49歳が200人台から300人台と同程度の水準で他の年齢層よりも多かったが、26年以降は40～49歳（おおむね400人台）が最も多い。また、18年又は19年以降、13歳未満を除く全ての年齢層において増加傾向にあるところ、特に65歳以上では、令和6年は、平成17年（113人）と比べて、約2.7倍に増加している。女性では、17年以降一貫して20～29歳（200人台から500人台）が最も多い。また、18年又は19年以降、13歳未満を除く全ての年齢層で増加傾向にあるところ、24年には全ての年齢層が前年の約1.3～2倍と大きく増加している。さらに、令和6年は、平成17年と比べて、13歳未満及び65歳以上を除いた年齢層でそれぞれ約1.5～2.3倍、65歳以上では約4.5倍に増加している。

エ 詐欺

詐欺について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図④のとおりである。男性では、平成17年にそれぞれ男性の総数の約2～3割を占めていた20～29歳、30～39歳、40～49歳及び50～59歳が18年から24年まで減少し続けた結果、男性の総数は、同年（9,553人）には17年（42,954人）の約5分の1まで減少した。令和4年以降は、13歳未満及び13～19歳を除く年齢層で顕著な増加傾向が見られ、6年には、65歳以上で7,000人台（前年比1,599人増）に達し、50～59歳で4,000人台（同1,464人増）に達し、40～49歳で3,000人台（同1,187人増）に達した。6年は、平成24年と比べて、13歳未満を除く全ての年齢層で約1.6～3.2倍に増加している。また、男性の総数に占める65歳以上の比率は、17年には1割程度で20歳以上の他の年齢層よりも低かったが、22年以降は、一貫して他の年齢層よりも高い比率で推移し、30年以降はおおむね30%台を占めている。女性では、21年に13歳未満を除く全ての年齢層で大きく減少し、女性の総数は、同年（11,748人）には17年（23,643人）の約2分の1まで減少したが、22年以降は65歳以上が増加傾向にあり、29年（18,914人）には17年の約5分の4の水準にまで達した。30年以降は13歳未満を除く全ての年齢層でおおむね減少傾向にあったが、令和4年以降は、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳及び60～64歳で顕著な増加傾向が見られ、6年には、20～29歳及び50～59歳で3,000人台（同1,089人増、同993人増）に達し、30～39歳及び40～49歳で2,000人台（同831人増、同774人増）に達した。また、6年は、平成21年と比べて、13歳未満及び13～19歳を除く年齢層で約1.4～2.6倍に増加している。また、女性の総数に占める65歳以上の比率は、17年には約2割で20歳以上の他の年齢層と同程度であったが、23年以降は、一貫して40～60%台を占めている。

オ 器物損壊

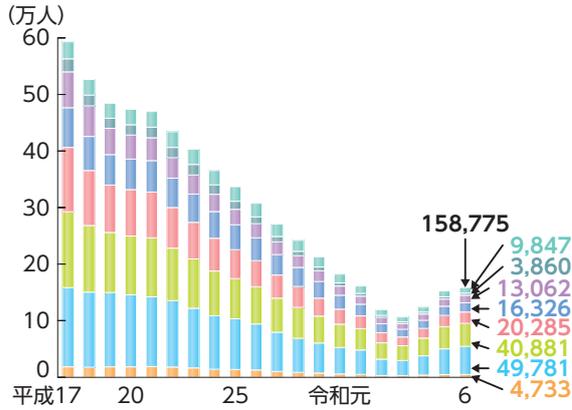
器物損壊について、被害者の年齢層別の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-2-1-5図⑤のとおりである。男女共に、18年以降、13歳未満及び13～19歳を除く全ての年齢層で減少傾向にあるところ、特に20～29歳及び30～39歳において減少傾向が大きく、令和6年の20～29歳及び30～39歳は、男女共に、平成17年の5分の1以下であった。

7-2-1-5図 その他の刑法犯 被害者の人員の推移 (男女別、年齢層別) (罪名別)

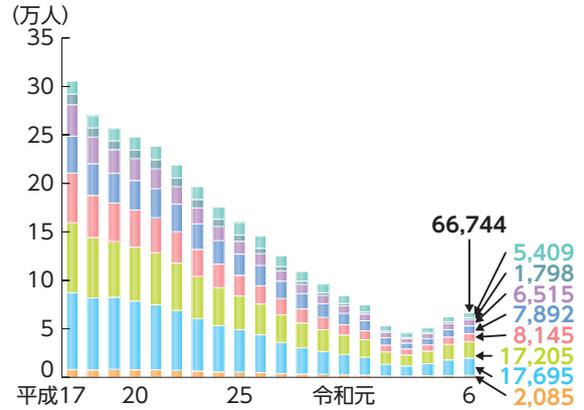
(平成17年～令和6年)

① 窃盗 (乗り物関係)

ア 男性

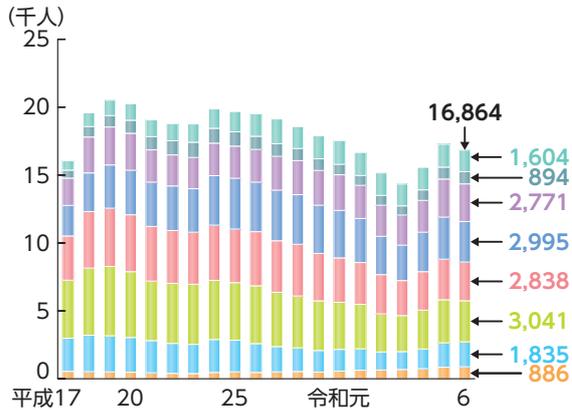


イ 女性

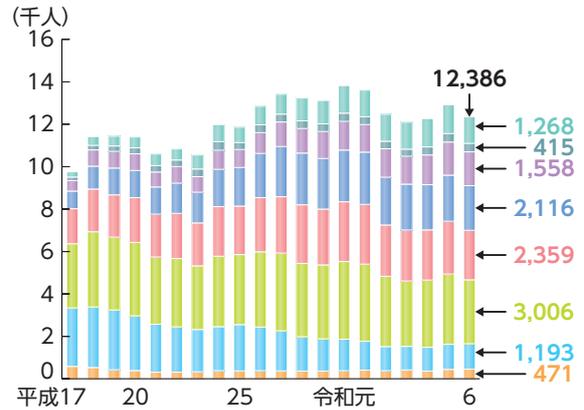


② 暴行

ア 男性

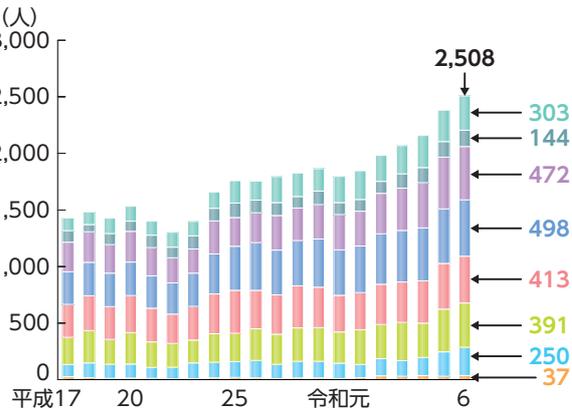


イ 女性

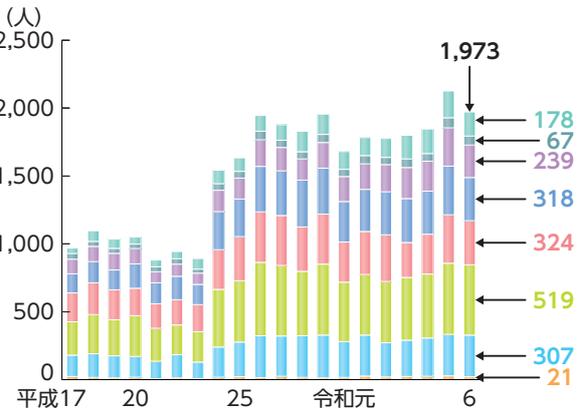


③ 脅迫

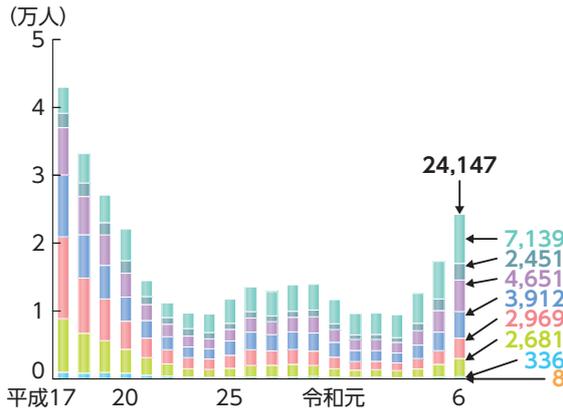
ア 男性



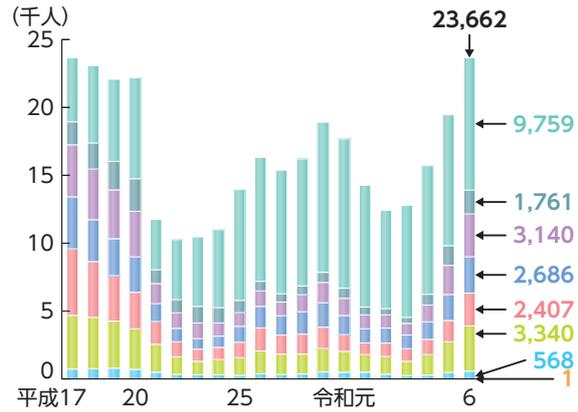
イ 女性



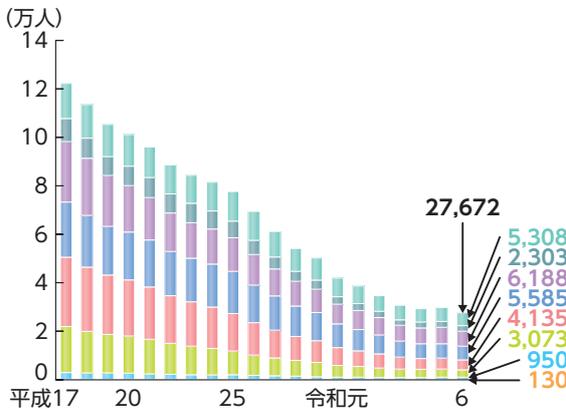
④ 詐欺
ア 男性



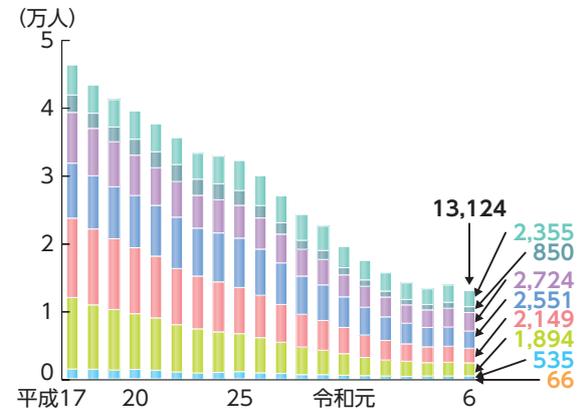
イ 女性



⑤ 器物損壊
ア 男性



イ 女性



注 1 警察庁の統計による。
 2 「窃盗（乗り物関係）」は、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい及び部品ねらいをいう。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

(3) 個別の犯罪類型

ア 配偶者からの暴力事案等

配偶者からの暴力事案等について、被害者の相談等件数の推移（最近20年間）を男女別、年齢層別に見ると、7-2-1-6図①のとおりである。男性は、平成19年以降増加し続けており、令和6年は、平成17年（407件）と比べて、約69倍であった。女性は、18年から令和元年まで増加し続け、6万4,392件を記録した後、高止まり傾向にあるところ、6年は平成17年（1万6,481件）の約4倍であった。年齢層別では、18年以降、全ての年齢層で増加傾向にあるところ、令和6年は、平成17年と比べて、70歳以上を除く年齢層ではそれぞれ約4～7倍、70歳以上では約21倍に増加している。

イ ストーカー事案

ストーカー事案について、被害者の相談等件数の推移（最近20年間）を男女別、年齢層別に見ると、7-2-1-6図②のとおりである。男性は、平成19年以降増加傾向にあり、26年以降は、2,300件台から2,600件台で推移している。女性は、18年以降増加傾向にあり、25年以降1万9,000件台から2万件台で推移した後、30年以降は1万6,000件台から1万8,000件台で推移している。年齢層別では、平成18年又は19年以降、全ての年齢層で増加傾向にあったところ、30年以降は、20歳未満及び50～59

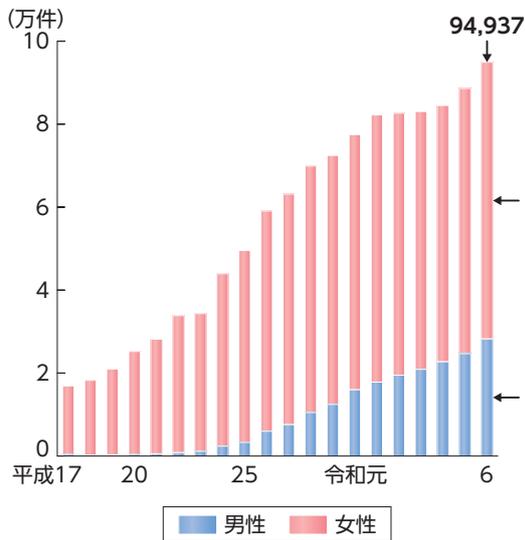
歳以上の各年齢層では横ばいないしわずかに増加傾向にあり、20～29歳、30～39歳及び40～49歳では減少傾向にある。令和6年は、平成17年と比べて、20歳未満、40～49歳、50～59歳及び60～69歳はそれぞれ約2～3倍に増加し、70歳以上は約11倍に増加している。

7-2-1-6図 個別の犯罪類型 被害者の相談等件数の推移（男女別、年齢層別）（犯罪類型別）

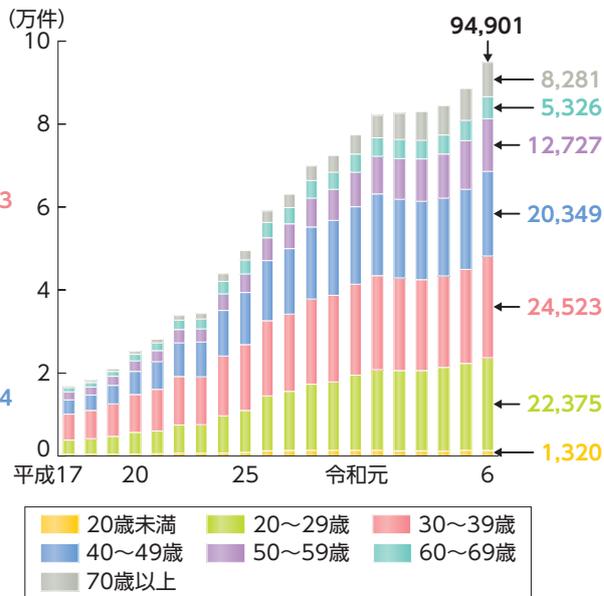
（平成17年～令和6年）

① 配偶者からの暴力事案等

ア 男女別

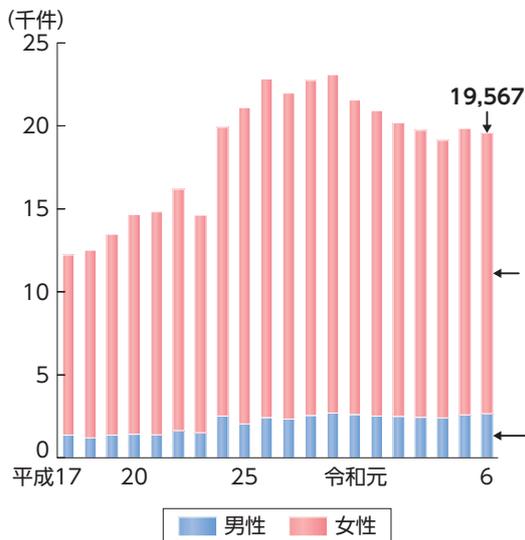


イ 年齢層別

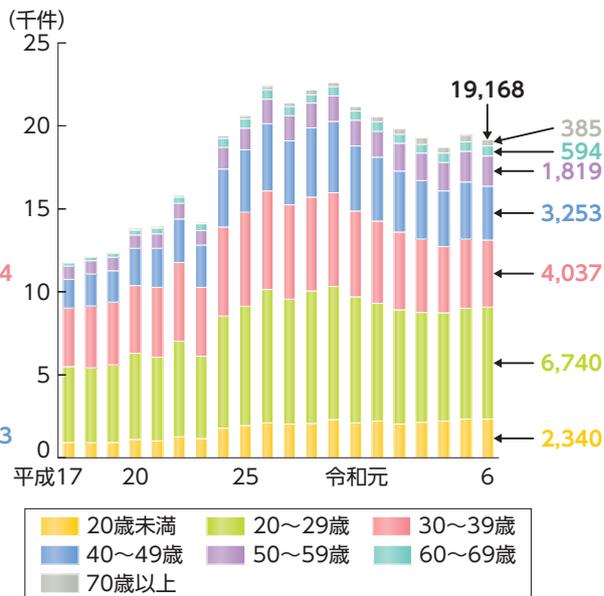


② ストーカー事案

ア 男女別



イ 年齢層別



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 ①は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を計上している。
 3 ②は、ストーカー規制法その他の刑罰法令違反に抵触しないものを含む。
 4 ①イは、被害者の年齢が不詳のものを除き、②イは、被害者の年齢が不詳のもの及び被害者が密接関係者（恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者）である場合を除く。

3 被害者と被疑者等の関係

(1) 性犯罪

ア 不同意性交等

不同意性交等について、検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。以下この項において同じ。）の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-7図①のとおりである。実子・養子の構成比は平成28年から令和2年まで、その他の親族の構成比は平成23年から令和元年まで、職場関係者の構成比は平成22年から令和3年まで、知人・友人の構成比は平成24年から令和元年まで、それぞれ上昇傾向にあった。平成17年にはそれぞれ2%に満たなかった実子・養子の構成比及びその他の親族の構成比が、令和6年にはそれぞれ4%台に、平成17年には4.5%であった職場関係者の構成比が、令和6年には10.3%に、平成17年にはそれぞれ10%台であった知人・友人の構成比及びその他の面識ありの構成比が、令和6年にはそれぞれ20%台後半に上昇している。他方で、面識なしの構成比は、平成17年には約6割であったが、令和6年には26.7%へ低下している。

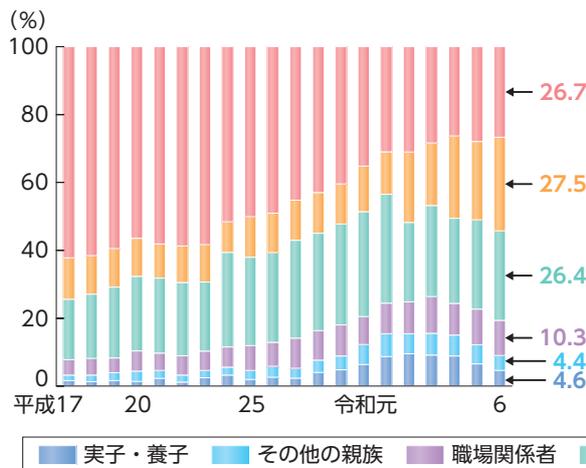
イ 不同意わいせつ

不同意わいせつについて、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-7図②のとおりである。実子・養子の構成比は平成28年から令和3年まで、その他の親族の構成比は平成30年から令和4年まで、職場関係者の構成比は平成23年以降、知人・友人の構成比は18年以降、その他の面識ありの構成比は令和元年以降、それぞれ上昇傾向にある。平成17年にはそれぞれ1%に満たなかった実子・養子の構成比及びその他の親族の構成比が、令和6年には3%前後に、平成17年には3.4%であった職場関係者の構成比が、令和6年には11.7%に、平成17年にはそれぞれ10%に満たなかった知人・友人の構成比及びその他の面識ありの構成比が、令和6年にはそれぞれ10%台前半に上昇している。他方で、面識なしの構成比は、平成17年には80%を超えていたが、令和6年には50%台へ低下している。

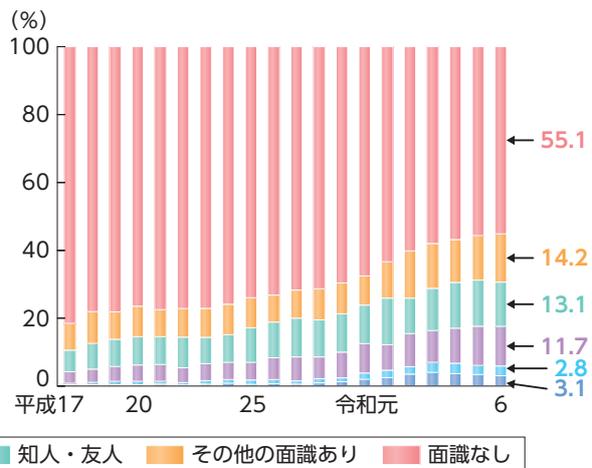
7-2-1-7図 性犯罪 検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比の推移（罪名別）

(平成17年～令和6年)

① 不同意性交等



② 不同意わいせつ



注 1 警察庁の統計による。
 2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。
 3 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 5 「実子・養子」は、被疑者との関係における被害者の立場を示している。
 6 「その他の面識あり」は、令和2年以降統計上の項目として存在する元配偶者及び交際相手を含む。

（2）その他の刑法犯

ア 窃盗（乗り物関係）

窃盗（乗り物関係）について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図①のとおりである。平成17年以降一貫して面識なしの構成比が約9割を占めている。

イ 暴行

暴行について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図②のとおりである。親族の構成比は平成18年以降、その他の面識ありの構成比は令和2年以降、それぞれ上昇傾向にあるところ、特に親族の構成比は、その上昇傾向が顕著であり、平成17年にはわずか5%程度であったが、令和6年には約3割まで上昇した。なお、同年について、親族の内訳（被疑者との関係における被害者の立場をいう。）を見ると、配偶者（内縁を含む。）（53.3%）、実子・養子（21.4%）、実父母・養父母（13.5%）の順で高かった（6-1-5-1図 CD-ROM 参照）。他方、面識なしの構成比は、平成17年には約7割であったが、令和6年には約4割へ低下している。

ウ 脅迫

脅迫について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図③のとおりである。親族の構成比は平成18年以降、その他の面識ありの構成比は令和2年以降、それぞれ上昇傾向にあるところ、特に親族の構成比は、平成17年には1割に満たなかったが、29年以降は2割を超えて推移している。また、その他の面識ありの構成比は、令和2年以降約3割を占めており、最も高い。

エ 詐欺

詐欺について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図④のとおりである。平成17年以降一貫して面識なしの構成比及びその他の構成比が、それぞれ約4～5割を占めている。

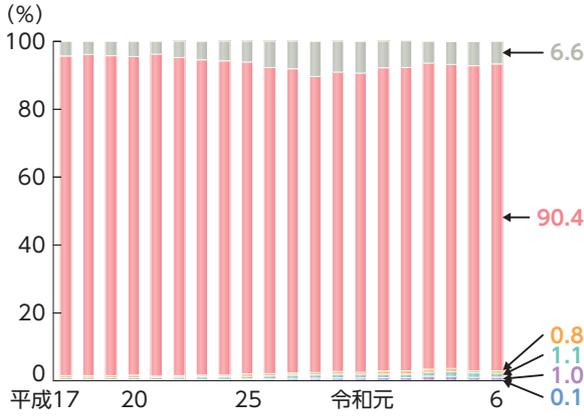
オ 器物損壊

器物損壊について、検挙件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と被疑者の関係別に見ると、7-2-1-8図⑤のとおりである。平成17年以降一貫して面識なしの構成比が約4～5割、その他の構成比が20～30%台を占めている。

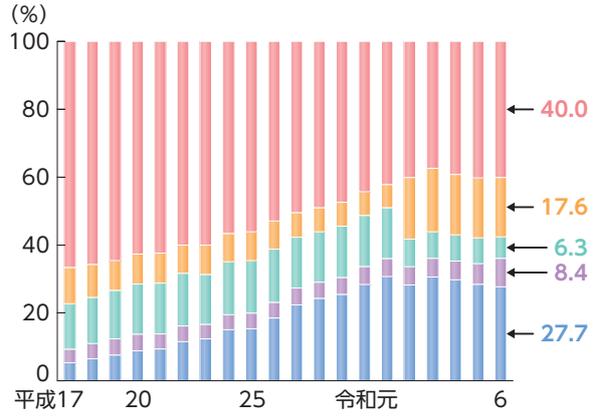
7-2-1-8図 その他の刑法犯 検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比の推移（罪名別）

（平成17年～令和6年）

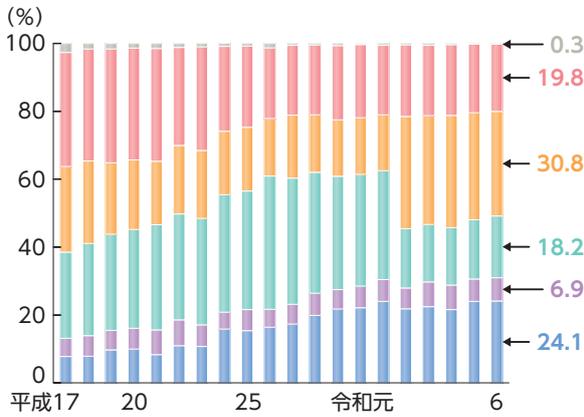
① 窃盗（乗り物関係）



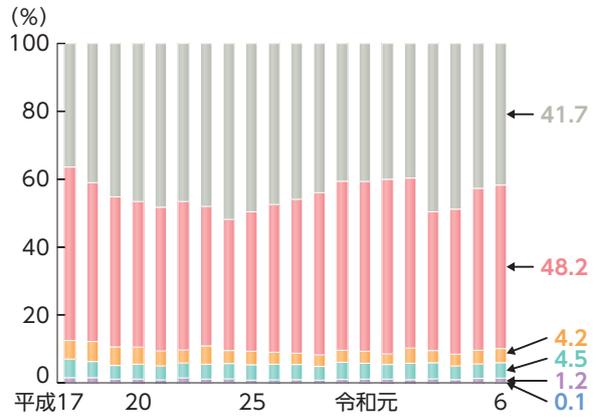
② 暴行



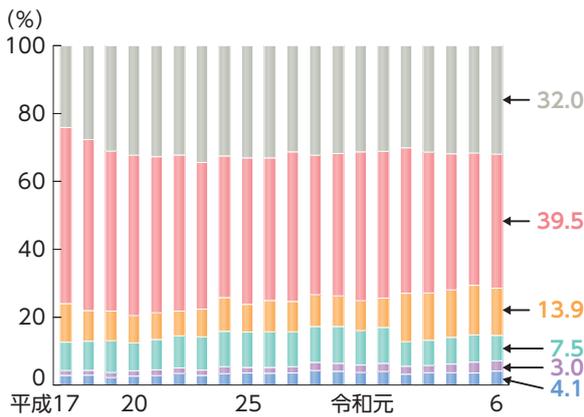
③ 脅迫



④ 詐欺



⑤ 器物損壊



■ 親族 ■ 職場関係者 ■ 知人・友人 ■ その他の面識あり ■ 面識なし ■ その他

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「窃盗（乗り物関係）」は、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい及び部品ねらいをいう。
 4 「その他の面識あり」は、令和2年以降統計上の項目として存在する元配偶者及び交際相手を含む。
 5 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合等である。

（3）個別の犯罪類型

ア 配偶者からの暴力事案等

配偶者からの暴力事案等について、相談等件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と加害者の関係別に見ると、7-2-1-9図①のとおりである。平成17年以降婚姻関係の構成比が一貫して70～80%台を占め、最も高い。他方、27年以降、内縁関係の構成比は10%未満、生活の本拠を共にする交際をする関係の構成比はおおむね15～20%で推移している。

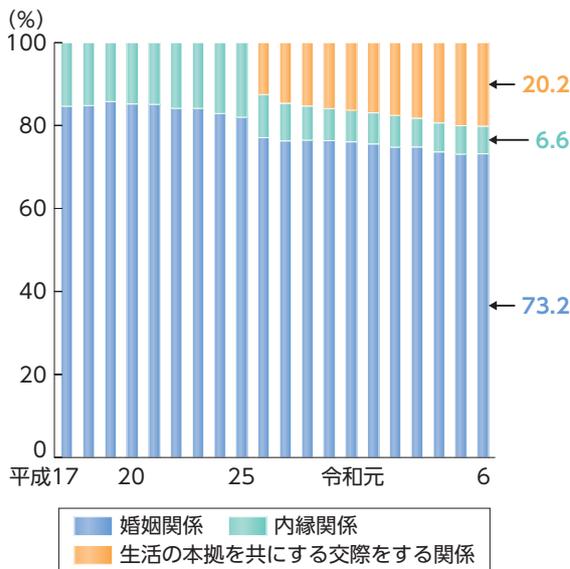
イ ストーカー事案

ストーカー事案について、相談等件数の構成比の推移（最近20年間）を、被害者と加害者の関係別に見ると、7-2-1-9図②のとおりである。交際相手の構成比は、平成17年から令和2年までは40～50%台で推移していたのに対し、3年以降は30%台で推移しており、低下傾向にある。他方、平成20年以降、勤務先同僚・職場関係者の構成比は上昇傾向にあり、17年には2.9%であったが、26年には10%を超え、30年以降は12～13%台で推移している。

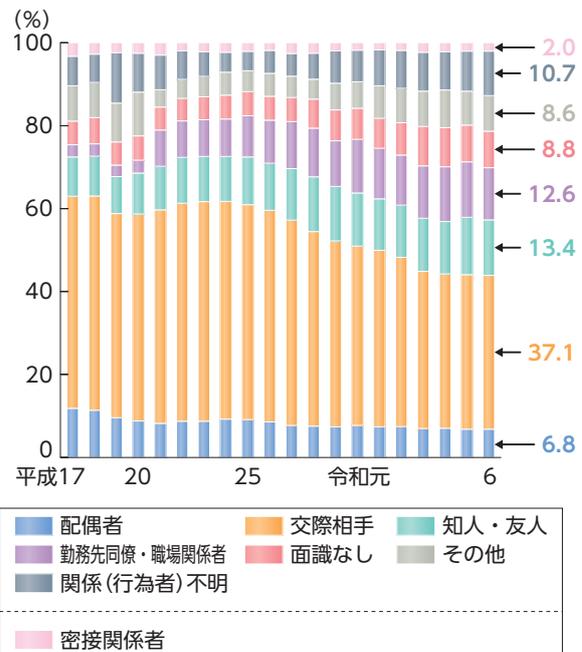
7-2-1-9図 個別の犯罪類型 相談等件数の被害者と加害者の関係別構成比の推移（犯罪類型別）

（平成17年～令和6年）

① 配偶者からの暴力事案等



② ストーカー事案



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 ①は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を計上している。
 3 ①の「婚姻関係」、「内縁関係」及び「生活の本拠を共にする交際をする関係」は、いずれも元々同関係にあったものを含む。
 4 ①の「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。
 5 ①の「生活の本拠を共にする交際をする関係」は、婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。
 6 ①の「生活の本拠を共にする交際をする関係」は、平成25年法律第72号による改正後の配偶者暴力防止法が施行された平成26年から計上している。
 7 ②は、ストーカー規制法その他の刑罰法令違反に抵触しないものを含む。
 8 ②の「配偶者」は、内縁関係及び元配偶者を含み、「交際相手」は、元交際相手を含む。
 9 ②の「その他」は、芸能人とファン、医者と患者、従業員と客、近隣住民等である。
 10 ②の「密接関係者」は、恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者をいう。

1 主な統計データ

検察官が行う事件の処理には、起訴処分、不起訴処分等があり、不起訴処分は、その理由により、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴（親告罪の告訴の取消し等、時効完成、心神喪失等）に分けることができる（詳細については、第2編第2章第4節参照）。

(1) 性犯罪

ア 不同意性交等

不同意性交等について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-1図①のとおりである。起訴人員は、平成17年には1,000人を超えていたが、18年以降減少傾向が続き、29年には17年以降最も少ない354人となった。30年に増加に転じた後、400人台から500人台で推移していたが、令和5年には600人を超え、6年は1,165人（前年比512人増）に達した。起訴猶予人員は、平成17年から28年まで100人未満で推移していたが、29年に100人を超えると、その後は増加傾向にあり、令和6年は800人（同404人増）まで増加した。嫌疑不十分人員は、平成17年から29年まで200人台から400人台で増減を繰り返した後、同年以降は増加を続け、令和6年は1,289人（同409人増）に達した。その他の不起訴人員は、平成17年から25年まではおおむね200人台で推移していたが、26年に300人を超え、翌27年（429人）をピークとして、その後は大幅に減少し、30年以降は令和6年まで50人未満で推移している。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は起訴の構成比が60%を超え、起訴猶予の構成比は5%弱、嫌疑不十分の構成比及びその他の不起訴の構成比は10%台であったが、その後、27年まで、起訴の構成比は低下傾向、その他の不起訴は上昇傾向にあり、同年には、起訴の構成比及びその他の不起訴の構成比が30%台、嫌疑不十分の構成比が20%台、起訴猶予の構成比が3%弱となった。28年以降は、起訴猶予の構成比は上昇傾向、その他の不起訴の構成比は低下傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は35.5%、起訴猶予の構成比は24.4%、嫌疑不十分の構成比は39.3%、その他の不起訴の構成比は0.8%であった。

イ 不同意わいせつ

不同意わいせつについて、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-1図②のとおりである。起訴人員は、平成17年及び18年は1,600人台であり、翌年以降増減を繰り返しながら減少傾向にあったが、令和6年は1,544人（前年比144人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から27年まで100人台で推移した後、29年から30年にかけて、前年比でおおむね各500人増と大幅に増加し、同年から令和4年までは1,100人台から1,200人台で推移していたが、5年は1,400人台に達し、6年は更に増加して1,702人（同250人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成17年から28年までは200人台から400人台で推移していたが、29年から顕著な増加傾向にあり、令和6年は1,294人（同110人増）であった。その他の不起訴人員は、平成17年から22年まで700人台で推移した後、翌年から増加し続けていたが、28年（1,252人）をピークとして、その後は大幅な減少傾向にあり、令和6年は39人（同74人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は60%弱、起訴猶予の構成比は5%弱、嫌疑不十分の構成比は10%弱、その他の不起訴の構成比は30%弱であった。その後、28年まで、起訴の構成比は低下傾向、嫌疑不十分の構成比及びその他の不起訴の構成比は上昇傾向にあり、同年には、起訴の構成比が約40%、起訴猶予の構成比が6%強、嫌疑不十分の構成比が15%強、その他の不起訴の構成比が40%弱となった。29年以降は、起

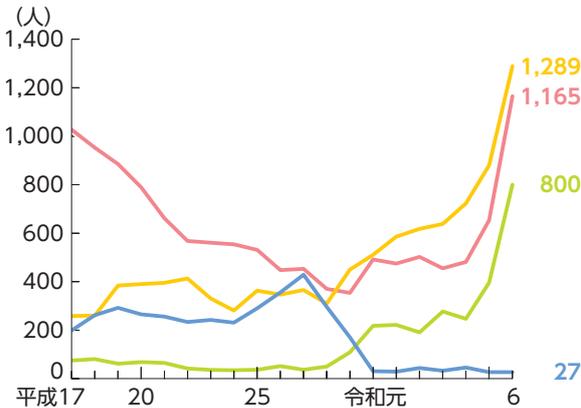
訴猶予の構成比は上昇傾向、その他の不起訴の構成比は低下傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は33.7%、起訴猶予の構成比は37.2%、嫌疑不十分の構成比は28.3%、その他の不起訴の構成比は0.9%であった。

7-2-2-1図 性犯罪 起訴・不起訴人員等の推移（罪名別）

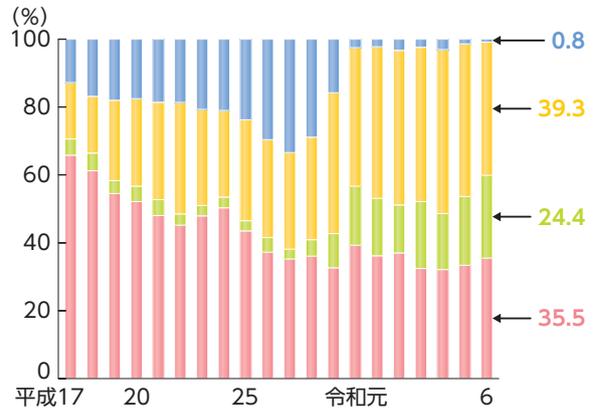
（平成17年～令和6年）

① 不同意性交等

ア 起訴・不起訴人員

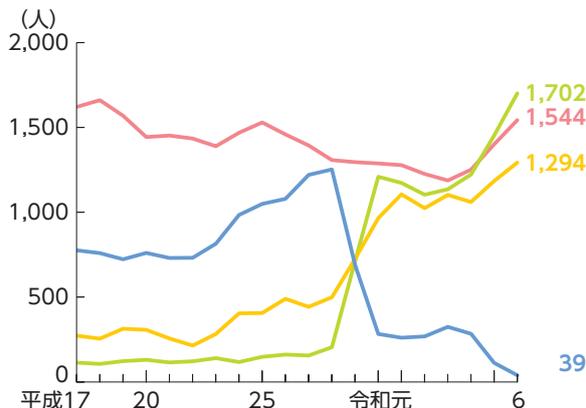


イ 構成比

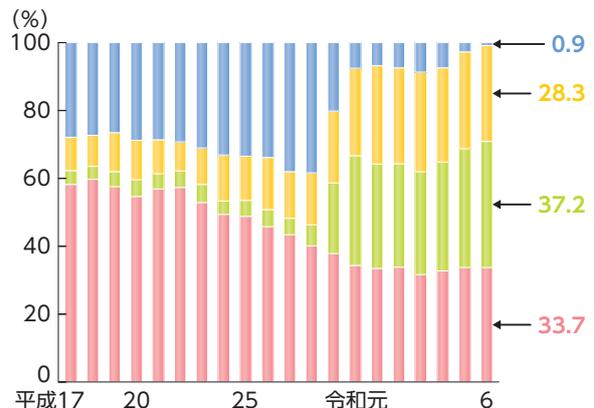


② 不同意わいせつ

ア 起訴・不起訴人員



イ 構成比



注 1 検察統計年報による。
 2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。
 3 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。

不同意性交等及び不同意わいせつの起訴・不起訴人員等の推移を見るに当たっては、平成29年法律第72号による改正（平成29年7月施行）により、従来の強姦が強制性交等に改められ、従来の強制わいせつの処罰対象の一部が強制性交等の処罰対象となり、従来の強姦及び強制わいせつは親告罪であったが、強制性交等及び強制わいせつは非親告罪とされたこと及び監護者性交等・監護者わいせつが新設されたこと並びに令和5年法律第66号による改正（令和5年7月施行）により、強制性交等及び強制わいせつの構成要件が変更されて、それぞれ不同意性交等及び不同意わいせつとなったことに留意が必要である（法改正の詳細については、第1編第1章第2節4項参照）。

(2) その他の刑法犯

ア 窃盗

窃盗について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図①のとおりである。起訴人員は、平成17年から23年まで4万人台で推移し、翌年から令和2年は3万人台、3年及び4年は2万人台で推移し、減少傾向にあったが、5年に増加に転じ、6年は3万1,014人（前年比641人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から令和2年まで3万人台で推移した後、翌年以降減少し、4年には2万7,511人となったが、5年に増加に転じ、6年は3万240人（同723人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成18年（3万8,225人）をピークとして、翌年以降は減少傾向にあり、令和6年は6,521人（同83人増）であった。その他の不起訴人員は、平成19年及び20年は6,000人台であったが、翌年に大幅に減少し、22年から令和3年は2,000人台、4年以降は1,000人台で推移し、6年は1,392人（同255人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は40%強、起訴猶予の構成比は約35%、嫌疑不十分の構成比は約20%、その他の不起訴の構成比は約3%であった。その後、起訴猶予の構成比は上昇傾向、嫌疑不十分の構成比は低下傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は44.8%、起訴猶予の構成比は43.7%、嫌疑不十分の構成比は9.4%、その他の不起訴の構成比は2.0%であった。なお、本図では、本章第1節の各図と異なり、乗り物関係に限ることなく窃盗全部の件数を計上している点に留意が必要である（以下この節において同じ。）。

イ 暴行

暴行について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図②のとおりである。起訴人員は、平成18年以降3,000人台から4,000人台で推移しており、令和6年は4,614人（前年比122人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から24年まで5,000人台から6,000人台で推移した後、翌年から増加傾向となり、28年から令和2年までは9,000人台で推移した。3年には8,683人（同604人減）まで減少したが、翌年以降は増加し、6年は1万427人（同131人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成18年以降、増加傾向にあり、令和6年は平成17年の約4倍である1,585人（同237人増）であった。その他の不起訴人員は、17年から24年まで100人以下で推移し、25年以降は100人台から200人台で推移していたが、令和6年は再び100人を下回り、87人（同18人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は約45%、起訴猶予の構成比は50%強、嫌疑不十分の構成比は約3%、その他の不起訴の構成比は1%未満であった。その後、起訴の構成比は低下傾向、起訴猶予の構成比及び嫌疑不十分の構成比は上昇傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は27.6%、起訴猶予の構成比は62.4%、嫌疑不十分の構成比は9.5%、その他の不起訴の構成比は0.5%であった。

ウ 脅迫

脅迫について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図③のとおりである。起訴人員は、平成18年は840人であったが、翌年以降減少傾向にあり、23年には606人まで減少したものの、翌年以降増加傾向に転じ、26年は1,048人（前年比180人増）であった。28年以降は、700人台から800人台で推移しており、令和6年は837人（同13人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から23年まで300人台で推移した後、増加傾向となり、令和6年は平成17年の約3倍である1,033人（同74人減）であった。嫌疑不十分人員は、17年から23年までは200人台で推移していたが、翌年以降おおむね300人台から400人台で推移しており、令和6年は398人（同25人増）であった。その他の不起訴人員は、平成17年以降、60人から200人の

間で増減を繰り返しており、令和6年は102人（同78人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は50%弱、起訴猶予の構成比は25%弱、嫌疑不十分の構成比は15%強、その他の不起訴の構成比は10%強であった。その後、起訴の構成比は低下傾向、起訴猶予の構成比は上昇傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は35.3%、起訴猶予の構成比は43.6%、嫌疑不十分の構成比は16.8%、その他の不起訴の構成比は4.3%であった。

エ 詐欺

詐欺について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図④のとおりである。起訴人員は、平成17年から22年までは1万人台で推移していたが、23年以降は、おおむね7,000人台から9,000人台で増減を繰り返し、令和6年は7,826人（前年比530人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から令和2年までおおむね3,000人台で推移した後、翌年から2年連続で増加し、4年は5,108人に達したが、5年から減少し、6年は3,795人（同449人減）であった。嫌疑不十分人員は、平成18年から25年まで増加傾向にあったが、同年（3,265人）をピークとして、その後はおおむね2,500人から3,000人前後で推移しており、令和6年は3,311人（同347人増）であった。その他の不起訴人員は、平成17年以降、300人台から600人台で推移していたが、令和6年は300人を下回り、287人（同55人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は70%弱、起訴猶予の構成比は20%弱、嫌疑不十分の構成比は10%弱、その他の不起訴の構成比は3%未満であった。その後、起訴の構成比は、23年以降、おおむね50%台で、起訴猶予の構成比は、22年以降、おおむね20%台で、嫌疑不十分の構成比は、同年以降、10%台後半から20%台前半の間で、それぞれ上昇低下を繰り返している。令和6年は、起訴の構成比は51.4%、起訴猶予の構成比は24.9%、嫌疑不十分の構成比は21.8%、その他の不起訴の構成比は1.9%であった。

オ 器物損壊

器物損壊について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-2図⑤のとおりである。起訴人員は、平成17年は2,436人であったが、翌年以降減少傾向にあり、令和6年は平成17年の約5分の3である1,391人（前年比48人増）であった。起訴猶予人員は、17年から28年までは700人台から800人台で推移していたが、翌年から令和3年までは900人台で推移し、4年に886人に減少したものの、5年から増加に転じ、6年は1,044人（同26人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成17年には1,200人を超えていたが、翌年以降減少傾向にあり、23年から25年は700人台であった。28年及び29年には再び1,000人を超えたが、翌年以降700人台から900人台で推移しており、令和6年は803人（同22人増）であった。その他の不起訴人員は、平成17年から28年まではおおむね4,000人台で推移していたが、29年から令和2年までは3,000人台、3年以降は2,000人台で推移し、6年は2,646人（同163人減）であった。

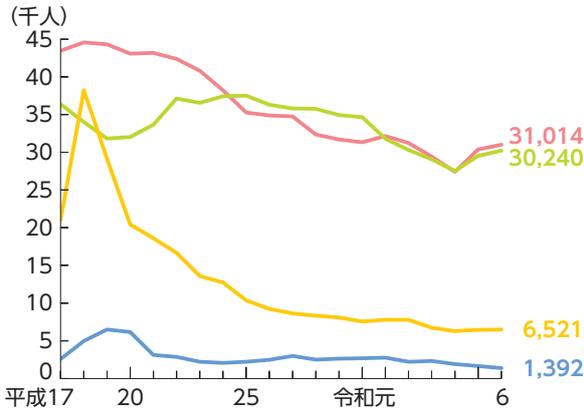
起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は25%強、起訴猶予の構成比は10%弱、嫌疑不十分の構成比は15%弱、その他の不起訴の構成比は50%弱であった。その後、起訴の構成比は低下傾向にあり、29年に19.1%まで低下した後、20%台前半で推移している一方、起訴猶予の構成比は上昇傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は23.6%、起訴猶予の構成比は17.7%、嫌疑不十分の構成比は13.6%、その他の不起訴の構成比は45.0%であった。

7-2-2-2図 その他の刑法犯 起訴・不起訴人員等の推移（罪名別）

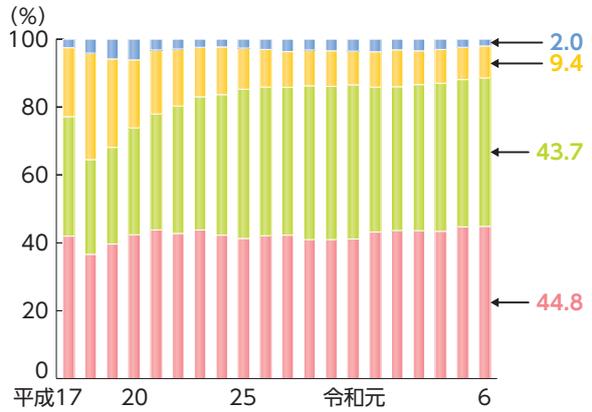
（平成17年～令和6年）

① 窃盗

ア 起訴・不起訴人員

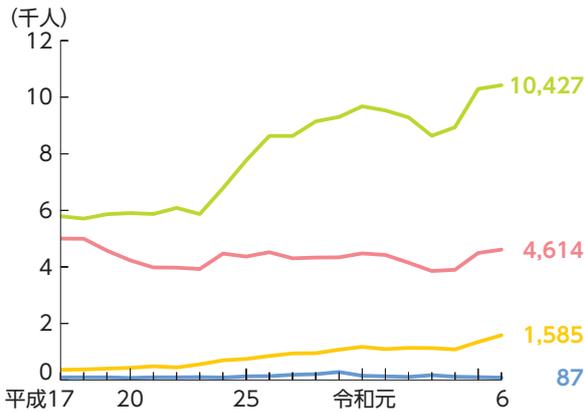


イ 構成比

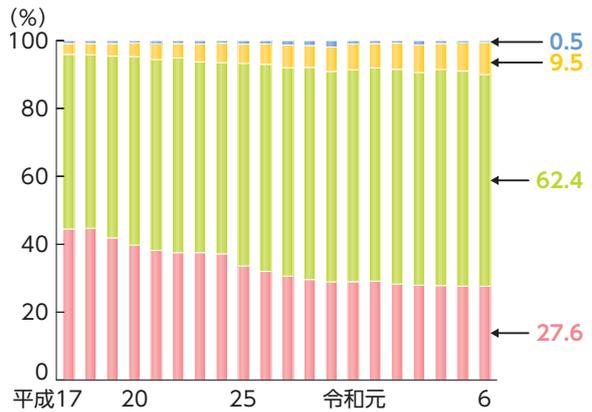


② 暴行

ア 起訴・不起訴人員

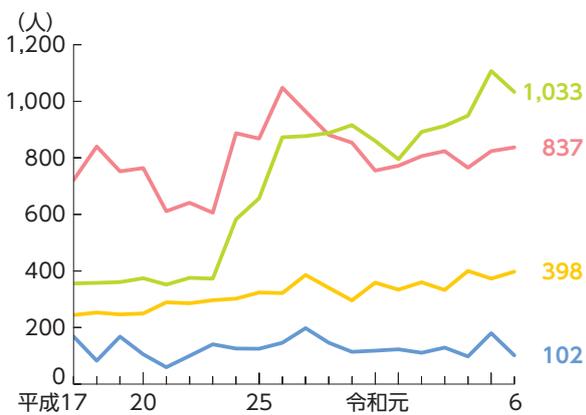


イ 構成比

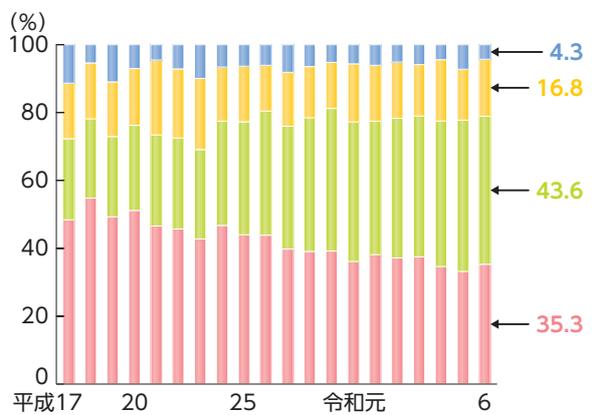


③ 脅迫

ア 起訴・不起訴人員

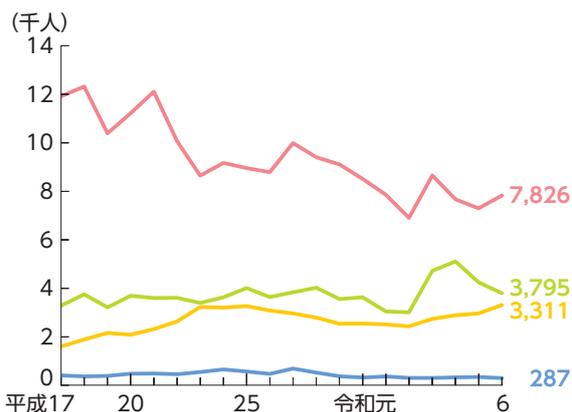


イ 構成比

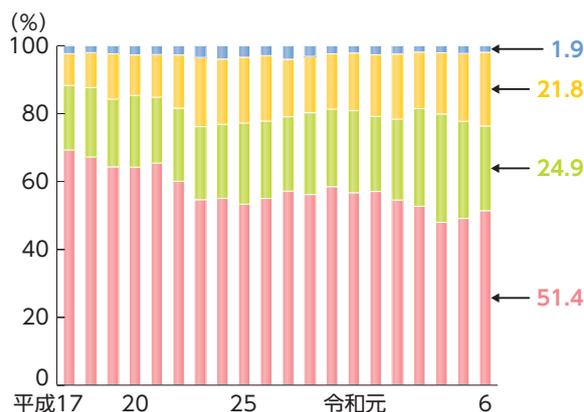


④ 詐欺

ア 起訴・不起訴人員

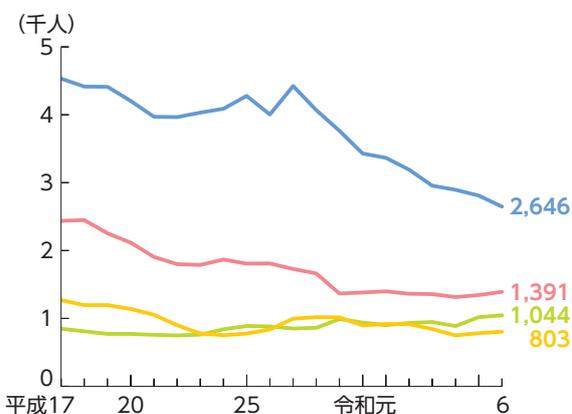


イ 構成比

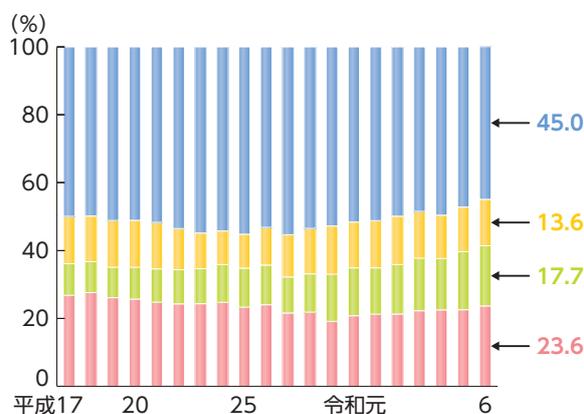


⑤ 器物損壊

ア 起訴・不起訴人員



イ 構成比



注 検察統計年報による。

(3) 配偶者からの暴力・ストーカー

ア 配偶者暴力防止法違反

配偶者暴力防止法違反について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-3図①のとおりである。起訴人員は、平成17年以降30人台から80人台で推移し、令和6年は42人（前年比10人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年以降10人台から40人台で推移し、令和6年は28人（同7人増）であった。嫌疑不十分人員及びその他の不起訴人員は、平成17年以降いずれも10人未満で推移し、令和6年はそれぞれ2人（同2人減）、0人（同1人減）であった。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は8割弱、起訴猶予の構成比は2割強、嫌疑不十分の構成比は約1%であった。その後、起訴の構成比は低下傾向、起訴猶予の構成比は上昇傾向にあり、令和6年は、起訴の構成比は58.3%、起訴猶予の構成比は38.9%、嫌疑不十分の構成比は2.8%であった。その他の不起訴は該当がなかった。

イ ストーカー規制法違反

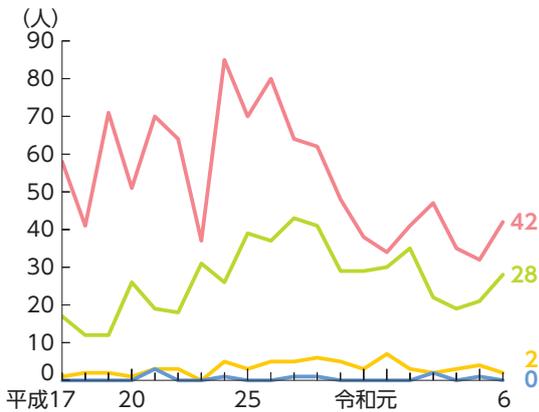
ストーカー規制法違反について、起訴・不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴）人員等の推移（最近20年間）を見ると、7-2-2-3図②のとおりである。起訴人員、起訴猶予人員及び嫌疑不十分人員は、平成18年以降いずれも増加傾向にあり、令和6年は、それぞれ平成17年の約4倍である659人（前年比5人減）、約40倍である514人（同56人増）、約14倍である95人（同11人増）であった。その他の不起訴人員は、18年から28年までは増加傾向にあったが、同年（122人）をピークとして、その後は大幅に減少し、29年以降は令和6年まで30人未満で推移している。

起訴、起訴猶予、嫌疑不十分及びその他の不起訴の別に、構成比の推移で見ると、平成17年は、起訴の構成比は約82%、起訴猶予の構成比は約7%、嫌疑不十分の構成比は約4%、その他の不起訴の構成比は約8%であった。その後、28年まで、起訴の構成比は低下傾向、起訴猶予の構成比及びその他の不起訴の構成比は上昇傾向にあり、同年には、起訴の構成比が約60%、起訴猶予の構成比が約17%、嫌疑不十分の構成比が約6%、その他の不起訴の構成比が約17%となった。29年以降、起訴の構成比はおおむね50%台、起訴猶予の構成比は30~40%台、嫌疑不十分の構成比は10%未満、その他の不起訴の構成比は3%未満でそれぞれ推移し、令和6年は、起訴の構成比は51.6%、起訴猶予の構成比は40.3%、嫌疑不十分の構成比は7.4%、その他の不起訴の構成比は0.6%であった。

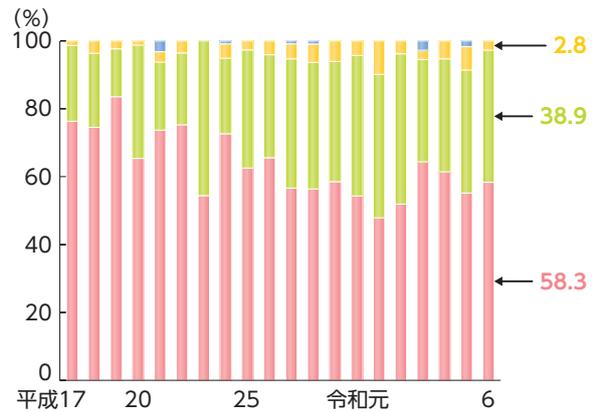
7-2-2-3図 配偶者からの暴力・ストーカー 起訴・不起訴人員等の推移（罪名別）

(平成17年～令和6年)

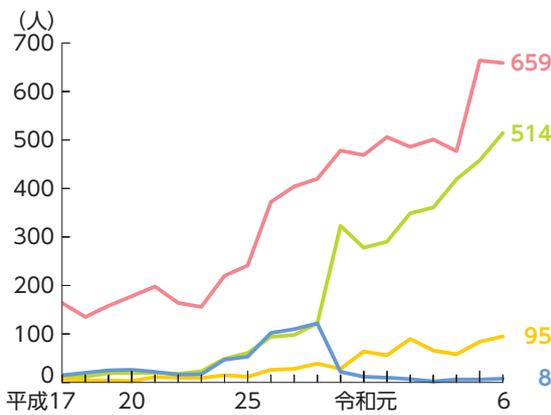
① 配偶者暴力防止法
ア 起訴・不起訴人員



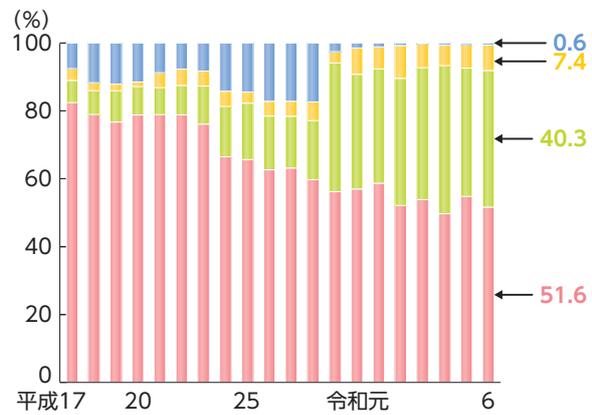
イ 構成比



② ストーカー規制法
ア 起訴・不起訴人員



イ 構成比



注 検察統計年報による。

配偶者暴力防止法違反及びストーカー規制法違反の起訴・不起訴人員等の推移を見るに当たっては、①平成16年法律第64号による配偶者暴力防止法の改正（平成16年12月施行）により、配偶者からの暴力の定義が拡大し、保護命令制度が拡充されたこと及び令和5年法律第30号による改正（令和6年4月全面施行）により、保護命令制度が拡充されたこと（近年の法改正の詳細については、第4編第6章第2節参照）、②平成25年法律第73号によるストーカー規制法の改正（平成25年10月全面施行）、平成28年法律第102号による改正（29年6月全面施行）及び令和3年法律第45号による改正（令和3年8月全面施行）により、それぞれ規制対象行為が拡大されたこと並びに平成28年法律第102号による改正により、ストーカー行為罪が非親告罪とされたことに留意が必要である。

2 不起訴率等

第2編第2章第4節においては、検察官が行う不起訴処分のうち、起訴猶予率の推移を見ているところ、本項においては、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める不起訴人員全体の比率（以下この項において「不起訴率」という。）の推移を見ることとし、更に罪名別の比較を行う。また、検察官は、被疑者がその行為者であることにつき、又はその行為が犯罪に当たることにつき、これを認定すべき証拠が不十分なときには、嫌疑不十分による不起訴処分とするところ、本項においては、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める嫌疑不十分人員の比率（以下この項において「嫌疑不十分率」という。）の推移について見た上で、更に罪名による傾向・特徴の違いについて見る。なお、不同意性交等及び不同意わいせつの不起訴率・嫌疑不十分率の推移を見るに当たっては、平成29年法律第72号による改正（平成29年7月施行）により、従来の強姦が強制性交等に改められ、従来の強制わいせつの処罰対象の一部が強制性交等の処罰対象となり、従来の強姦及び強制わいせつは親告罪であったが、強制性交等及び強制わいせつは非親告罪とされたこと及び監護者性交等・監護者わいせつが新設されたこと並びに令和5年法律第66号による改正（令和5年7月施行）により、強制性交等及び強制わいせつの構成要件が変更されて、それぞれ不同意性交等及び不同意わいせつとなったことに留意が必要である（法改正の詳細については、第1編第1章第2節4項参照）。

（1）不起訴率

不起訴率の推移（最近20年間）について、罪名別に見ると、7-2-2-4図①のとおりである。平成17年は、高い順に、器物損壊の不起訴率が70%台、窃盗の不起訴率、暴行の不起訴率及び脅迫の不起訴率が50%台、不同意わいせつの不起訴率が40%台、不同意性交等の不起訴率及び詐欺の不起訴率が30%台、配偶者暴力防止法違反の不起訴率が20%台、ストーカー規制法違反の不起訴率が10%台であった。

器物損壊の不起訴率は、平成18年以降も罪名別で最も高く、29年の80%強を除き、70%台で推移している。

窃盗の不起訴率は、平成18年及び19年は60%台であったが、20年以降は50%台で横ばいとなり、同年以降暴行罪の不起訴率を、26年以降不同意性交等の不起訴率を、28年以降不同意わいせつの不起訴率を、それぞれ連続して下回った。

暴行の不起訴率は、平成19年以降上昇傾向にあり、20年に窃盗の不起訴率を上回ると、以後一貫して器物損壊の不起訴率に次ぐ高さになり、28年以降70%台で推移している。

不同意性交等の不起訴率は、平成18年以降上昇傾向にあり、21年に50%、26年に60%を超え、不同意わいせつの不起訴率が60%に達した29年以降は、脅迫の不起訴率及び不同意わいせつの不起訴率と並んで60%台で推移しており、不同意わいせつの不起訴率、脅迫の不起訴率及び不同意性交等の不起訴率は、器物損壊の不起訴率及び暴行の不起訴率に次ぐ高さとなった。

詐欺の不起訴率は、平成23年に約45%となって以降おおむね40%台で推移し、配偶者暴力防止法違反の不起訴率は、20年以降おおむね20~40%台で上昇低下を繰り返し、ストーカー規制法違反の

不起訴率は、28年に40%を超えて以降おおむね40%台で推移し、これらの罪名の不起訴率がこれら以外の罪名の不起訴率を上回ることにはなかった。

(2) 嫌疑不十分率

嫌疑不十分率の推移（最近20年間）について、罪名別に見ると、7-2-2-4図②のとおりである。平成17年は、高い順に、窃盗の嫌疑不十分率が20%台、不同意性交等の嫌疑不十分率、脅迫の嫌疑不十分率及び器物損壊の嫌疑不十分率が10%台、不同意わいせつの嫌疑不十分率、詐欺の嫌疑不十分率、ストーカー規制法違反の嫌疑不十分率、暴行の嫌疑不十分率及び配偶者暴力防止法違反の嫌疑不十分率が10%未満であった。

窃盗の嫌疑不十分率は、平成19年までは罪名別で最も高かったが、20年以降不同意性交等の嫌疑不十分率を、21年以降脅迫の嫌疑不十分率を、23年以降詐欺の嫌疑不十分率を、25年以降不同意わいせつの嫌疑不十分率を、27年以降器物損壊の嫌疑不十分率を、それぞれ連続して下回った。

不同意性交等の嫌疑不十分率は、平成20年以降一貫して他の罪名よりも高く、22年及び28年には30%を超え、29年以降おおむね40%を超えて推移している。

脅迫及び器物損壊の嫌疑不十分率は、平成17年以降おおむね10%台で推移し、28年以降は、おおむね不同意性交等の嫌疑不十分率、不同意わいせつの嫌疑不十分率及び詐欺の嫌疑不十分率に次ぐ高さで推移している。

不同意わいせつの嫌疑不十分率は、平成29年に20%を超え、詐欺の嫌疑不十分率を上回ると、以降一貫して20%台で推移し、不同意性交等の嫌疑不十分率に次ぐ高さとなり、30年以降は詐欺の嫌疑不十分率との差が6～12%台であった。

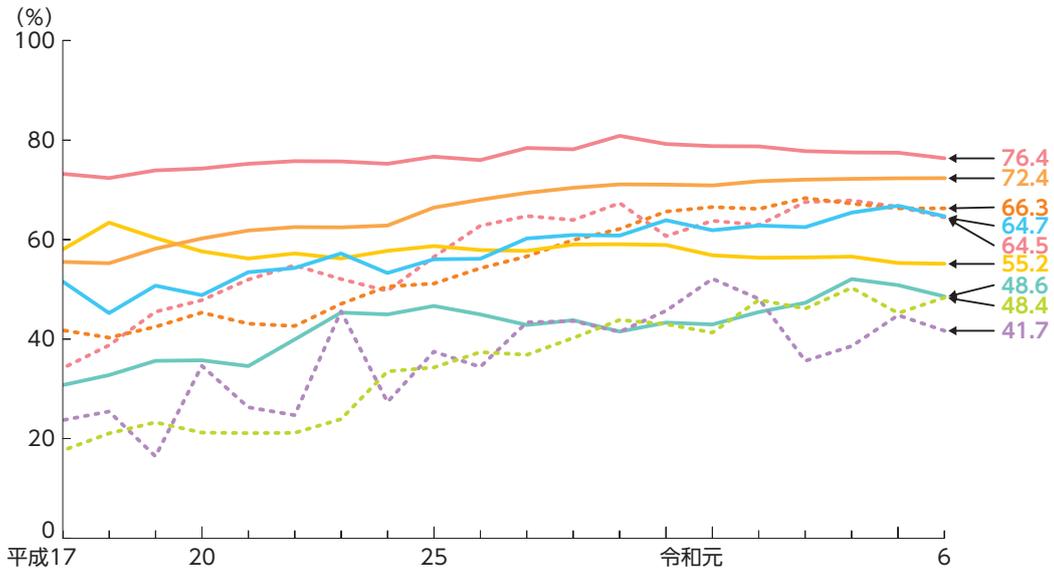
ストーカー規制法違反の嫌疑不十分率、暴行の嫌疑不十分率及び配偶者暴力防止法違反の嫌疑不十分率は、他の罪名の嫌疑不十分率よりもおおむね低い水準で推移している。

近年における罪名別の嫌疑不十分率を罪名別の不起訴率との比較で見ると、不同意性交等及び不同意わいせつは、不起訴率では、器物損壊及び暴行を下回っているが、嫌疑不十分率では、これらを含めた他の罪名よりも大幅に高く、取り分け不同意性交等の嫌疑不十分率が高い。一方、器物損壊及び暴行は、不起訴率では、平成20年以降一貫して他の罪名よりも高いものの、嫌疑不十分率では、不同意性交等及び不同意わいせつを除く他の罪名と同程度又はこれら他の罪名よりも低い傾向にあり、多くの人員が嫌疑不十分以外の理由で不起訴とされていることがうかがわれる。

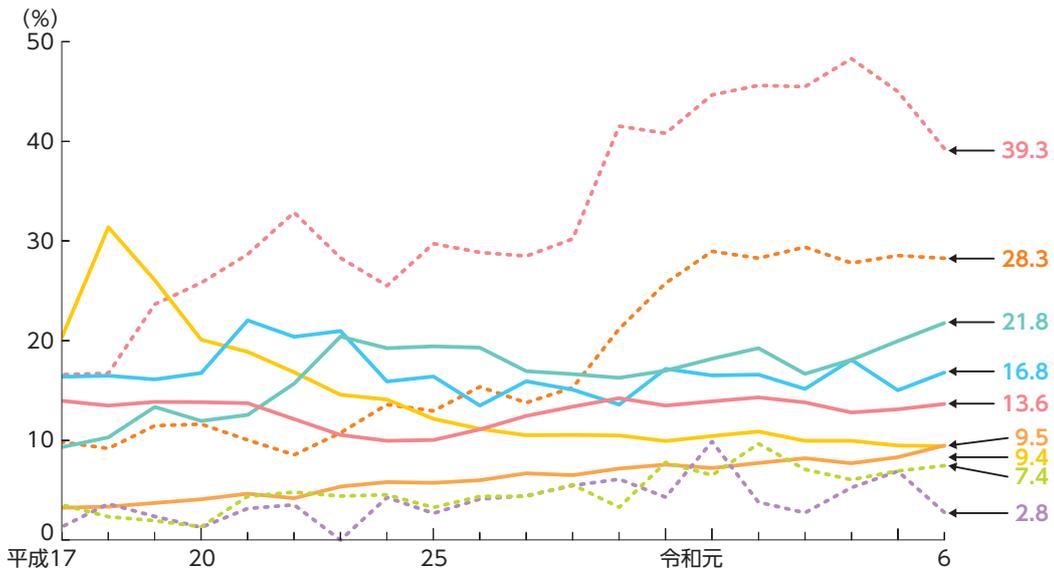
7-2-2-4図 不起訴率等の推移（罪名別）

（平成17年～令和6年）

① 不起訴率



② 嫌疑不十分率



不同意性交等	不同意わいせつ	窃盗
暴行	脅迫	詐欺
器物損壊	配偶者暴力防止法	ストーカー規制法

- 注 1 検察統計年報による。
 2 「不起訴率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める不起訴人員の比率をいう。
 3 「嫌疑不十分率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める嫌疑不十分人員の比率をいう。
 4 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。
 5 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。

第6編第2章では、各種資料に基づき、刑事手続における犯罪被害者等の関与等について、犯罪被害者等のための各種の制度・施策・取組等を紹介した。この章では、各種制度の運用実績に係る数値等に基づき、刑事司法の各段階（検察・矯正・更生保護）における犯罪被害者等施策の現状について概観する。

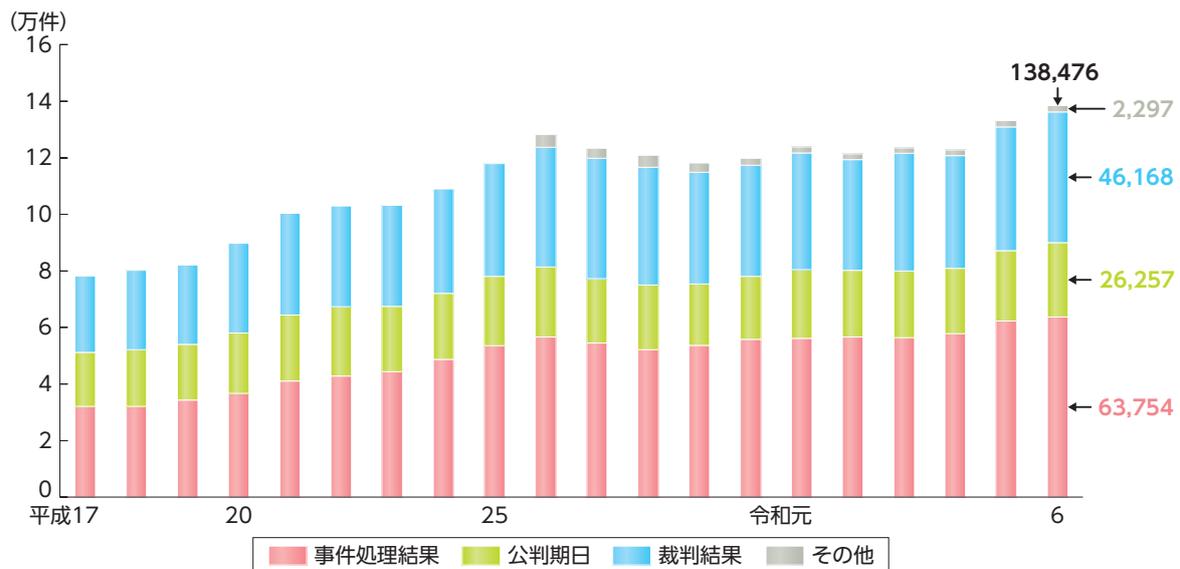
第1節 検察

1 検察庁における被害者等通知制度の実施状況

検察庁は、平成11年4月以降、全国的に統一された**被害者等通知制度**を実施している（第6編第2章第1節2項参照）。同制度における通知の対象者は、被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人及び目撃者その他の参考人等（以下この項において「被害者等」という。）である。被害者等に通知する内容は、主として①事件の処理結果（公判請求、略式命令請求、不起訴等の別及び処理年月日）、事件が公判請求された場合には、②公判期日（係属裁判所及び公判日時）、③刑事裁判の結果（主文、裁判年月日、裁判の確定及び上訴）に関する事項であり、電話、書面等の方法により通知を行っている。

検察庁における被害者等通知制度の実施状況（通知件数）の推移を通知事項別に見ると、**7-3-1-1**図のとおりである。通知件数の総数は、平成17年（7万8,198件）から増加し続け、26年に12万件を超えた後、11～12万件台で推移し、令和5年に13万件を超え、6年は13万8,476件となり、平成17年の約1.8倍であった。このうち、事件処理結果の通知件数は、17年（3万2,074件）から増加傾向にあり、25年に5万3,601件に達した後、令和4年まで5万件台で推移し、5年に6万件を超え、6年も引き続き増加し6万3,754件となり、平成17年の約2倍であった。公判期日の通知件数は、17年（1万9,097件）以降、1万9,000件台から2万4,000件台で増減を繰り返していたが、令和6年は2万6,257件に達し、平成17年の約1.4倍であった。裁判結果の通知件数は、17年（2万7,027件）から増加傾向にあり、27年に4万2,566件に達した後、3万9,000件台から4万1,000件台で増減を繰り返し、令和5年に4万3,000件を超え、6年も引き続き増加し4万6,168件となり、平成17年の約1.7倍であった。なお、同図のうち「その他」は、公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、公判経過、勾留及び保釈等の身柄の状況等で、被害者等が特に希望し、相当と認めるときに通知を行うものであり、資料を入手し得た26年以降の数値である。

(平成17年～令和6年)



- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 通知件数を計上しており、目撃者等に対する通知を含む。
 3 「その他」は、公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、公判経過、勾留及び保釈等の身柄の状況等であり、資料を入手し得た平成26年以降の数値で作成した。

2 児童を対象とする代表者聴取の実施状況

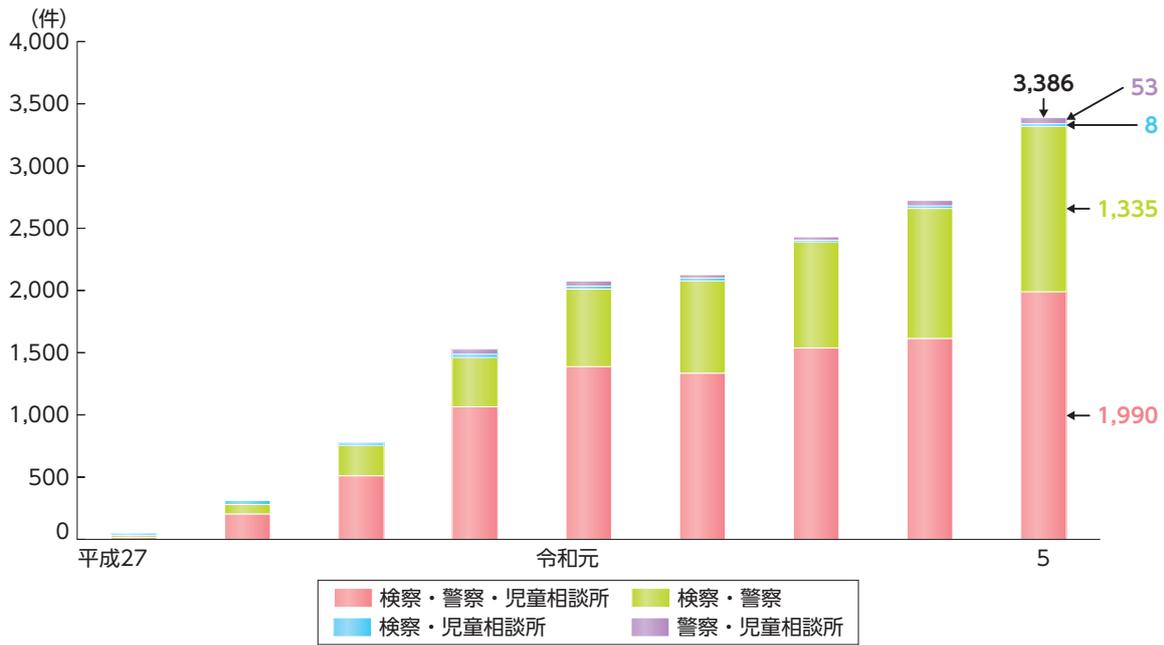
検察・警察・児童相談所では、平成27年10月から、児童が被害者又は参考人である事件について、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、聴取方法等について協議を行い、これら機関のうち代表者が児童から聴取を実施する取組（代表者聴取）を行っている（第2編第2章第1節参照）。代表者聴取に当たっては、いわゆる**司法面接的手法**を活用しており、心理学的知見に基づき、暗示・誘導の影響を受けやすい児童の供述特性を踏まえ、記憶の汚染を防ぐとともに、二次被害を防止するため、録音・録画下において、被害からできるだけ早い時期に、できるだけ少ない回数で、児童からの自由報告を基本とした聴取を行っている。

司法面接的手法を用いた代表者聴取は、主に、事案を認知した警察等から各検察庁へ連絡することを契機とし、検察・警察・児童相談所が協議して、当該事案の概要、児童や被疑者の属性、児童の現状や精神状況等の必要な情報を収集・把握して共有し、代表者聴取を要すると判断した場合、可能な限り早期に代表者聴取を行うため、聴取の手順・内容等を調整しつつ、聴取の場所・機材の設置等の準備を行っている。実際に児童に対する聴取を行う検察官等の代表者は、司法面接的手法のプロトコル（様々なプロトコルが存在するが、各プロトコルに共通するのは、誘導質問の原則禁止、早期・短時間の面接、ラポール（児童がリラックスして話しやすい関係性）形成の重要性、ピア・レビュー（相互評価）と継続訓練の重要性等である。）を踏まえ、短時間の面接により各機関が聴取すべきと考える事項をまとめて聴取し、その際、代表者以外の者は、別室で聴取状況をモニターで見ながら、必要に応じて代表者に対し、電話等により、あるいは休憩時に直接、補充して質問すべき事項を伝えるなどしている（検察官の取組については、コラム5参照）。

児童を対象とする代表者聴取の実施状況について、実施件数の推移を連携機関別に見ると、7-3-1-2図のとおりである。平成28年度には306件であった実施件数の総数は、令和元年度には2,000件台に達し、以降も増加を続け、5年度は3,386件と、平成28年度の約11.1倍であった。このうち、最も多く実施されていたのは、いずれの年度においても、検察・警察・児童相談所の三者連携による実施であり、全体の6割から7割程度を占め、令和5年度は1,990件と、平成28年度（204件）の約9.8倍であった。

7-3-1-2図 児童を対象とする代表者聴取の実施状況の推移（連携機関別）

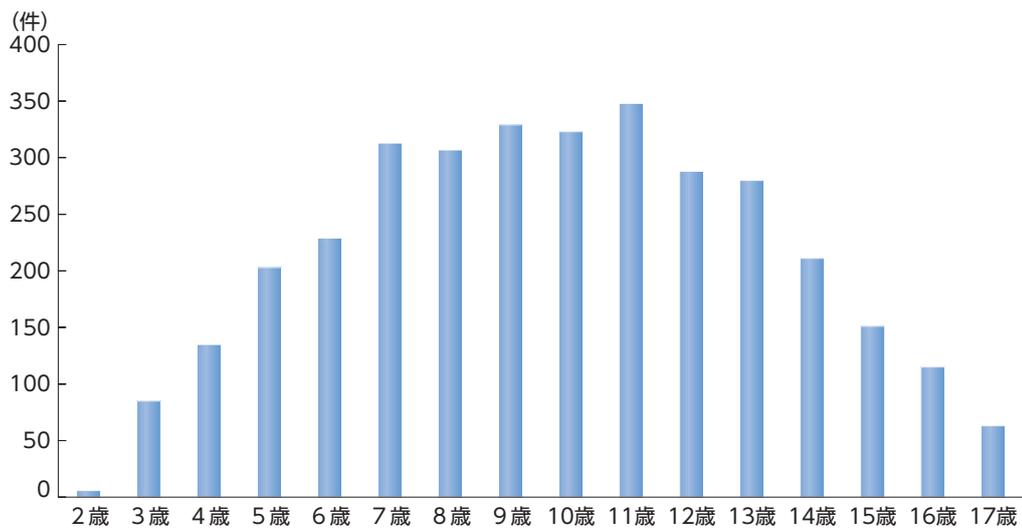
（平成27年度～令和5年度）



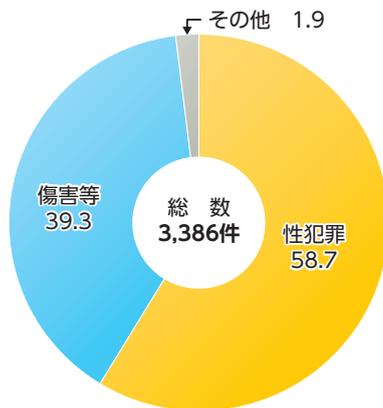
- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 聴取した児童ごとに1件として計上している。ただし、1人の児童について複数の事件がある場合は事件ごとに1件として計上している。
 3 平成27年度は、聴取が開始された同年10月28日以降の実施件数を計上している。
 4 平成29年度以前は、20歳未満の者、30年度以降は、18歳未満の者に対する実施件数をそれぞれ計上している。
 5 平成29年度以前は、警察・児童相談所の二者による実施件数を除く。
 6 資料作成時点までに法務省刑事局に報告があったものについて計上している。

令和5年度における児童（18歳未満）を対象とする代表者聴取の実施状況について、年齢別の実施件数及び犯罪種別の構成比をそれぞれ見ると、7-3-1-3図のとおりである。年齢別では、7歳から11歳までは、それぞれ300件を超えて他の年齢より多く、次いで、5歳、6歳及び12歳から14歳までは、それぞれ200件台、4歳、15歳及び16歳は、それぞれ100件台であった。一方、犯罪種別では、性犯罪が約6割を占めて最も高く、次いで、傷害等が約4割であった。

① 年齢別



② 犯罪種別



- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 聴取した児童ごとに1件として計上している。ただし、1人の児童について複数の事件がある場合は事件ごとに1件として計上している。
 3 ①について、代表者聴取に関する協議が開始された時点の年齢による。
 4 ②について、「性犯罪」は、聴取時に疑われた犯罪の罪名に不同意性交等、不同意わいせつ、児童福祉法違反、都道府県条例違反等を含むものを、「傷害等」は、聴取時に疑われた犯罪の罪名に殺人、傷害、暴行等を含むもののうち、「性犯罪」以外のものを、「その他」は、「性犯罪」及び「傷害等」以外のものをいう。
 5 資料作成時点までに法務省刑事局に報告があったものについて計上している。

3 精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施状況

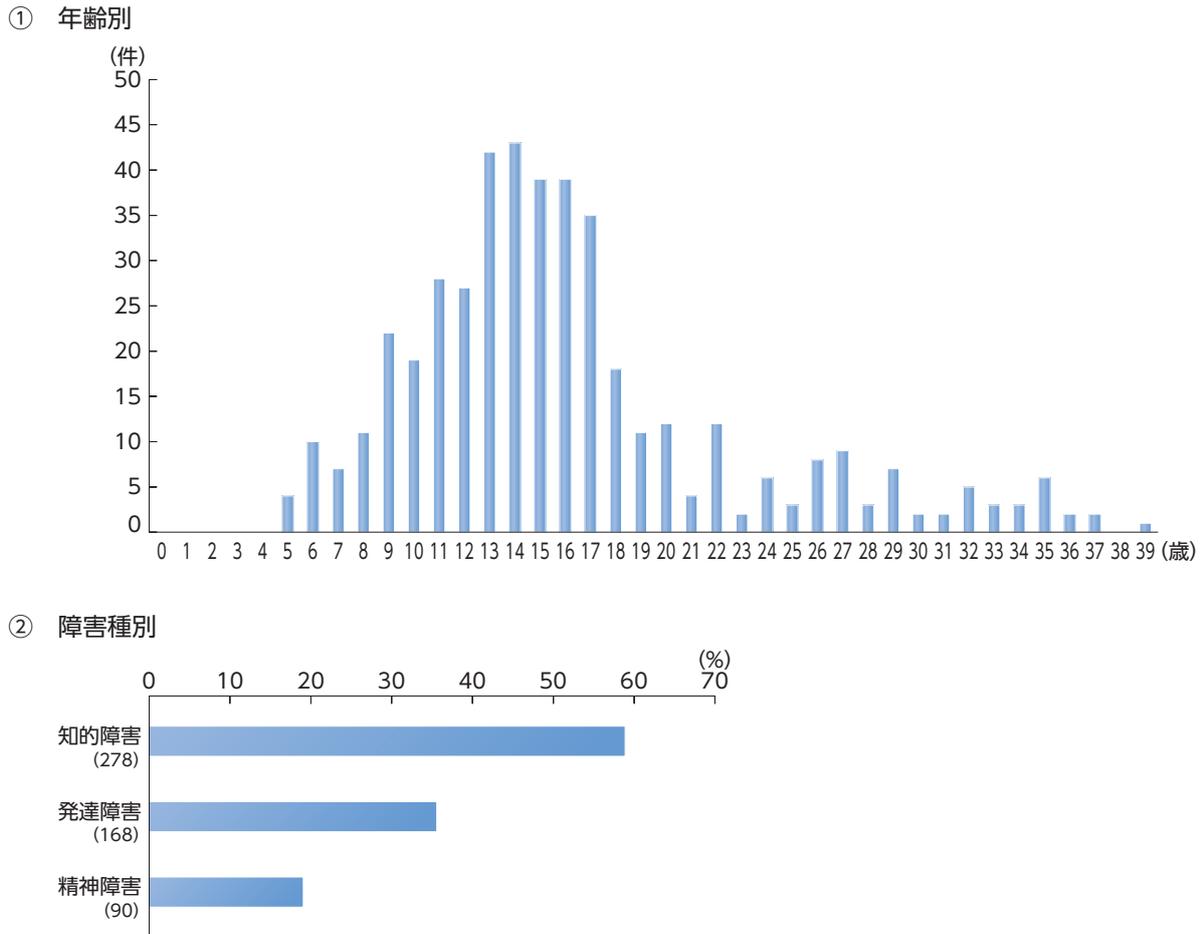
前記2で紹介した司法面接的手法を用いた代表者聴取の取組は、児童が被害者又は参考人である事件において行われてきたものであるが、検察・警察では、政府による性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえ、性犯罪被害者に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等により配慮したものとするため、令和3年4月から、知的障害等の精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においても、司法面接的手法を用いた代表者聴取を試行している。この試行の対象となる精神に障害を有する性犯罪被害者については、18歳未満の者と18歳以上の者の双方を含み、当該事件の内容、証拠関係、被害者の障害の程度等を考慮し、その負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、代表者聴取を行うことが相当であると認められる事件について、司法面接的手法を用いた代表者聴取を行っている。同月当時は、東京地方検察庁等の一部の試行庁（13庁）でこの試行を実施してきたところ、4年7月からは、試行庁が全ての地方検察庁に拡大されている。

令和5年度における精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施状況について

て、被害者の年齢別の実施件数及び障害種別の該当率（重複計上による。）をそれぞれ見ると、7-3-1-4図のとおりである。なお、同図②の障害種別において、「精神障害」は知的障害及び発達障害以外の精神障害をいう。年齢別では、13歳から17歳までは、30件台後半から40件台前半で他の年齢より多く、次いで、9歳から12歳までは、おおむね20件台であった。また、40歳代では13人、50歳代では8人、60歳以上では4人に対して実施されていた。一方、障害種別では、60%弱が知的障害、35.6%が発達障害、20%弱が精神障害に該当した。なお、被害者が複数の障害を有することがあることから、各障害種別の該当率は重複計上によることに留意が必要である。

7-3-1-4図 精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施状況（年齢別、障害種別）

（令和5年度）



注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 聴取した被害者ごとに1件として計上している。ただし、1人の被害者について複数の事件がある場合は事件ごとに1件として計上している。
 3 ①について、代表者聴取に関する協議が開始された時点の年齢により、40歳未満の者に限る。
 4 ②について、聴取を実施した総数に占める各障害種別に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ②について、「精神障害」は、知的障害及び発達障害以外の精神障害をいう。
 6 ②について、()内は、各障害種別に該当した者（重複計上による。）の実人員である。
 7 資料作成時点までに法務省刑事局に報告があったものについて計上している。

なお、代表者聴取は、児童又は精神に障害を有する性犯罪事件の被害者のいずれに対して行われる場合も録音・録画を実施しており、その録音・録画記録媒体については、従来、公判では、いわゆる伝聞証拠として証拠能力が認められないのが原則であり、その聴取結果を法廷に顕出するためには、供述不能等の厳格な要件を満たさない限り、証人尋問で証言させざるを得ず、児童等の心理的・精神的負担の軽減を図る上で不十分であった。しかしながら、今般、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により、一定の要件の下で、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述については公判に顕出することを可能とする新たな伝聞例外が創設された（第2編第1章1項（3）参照）。

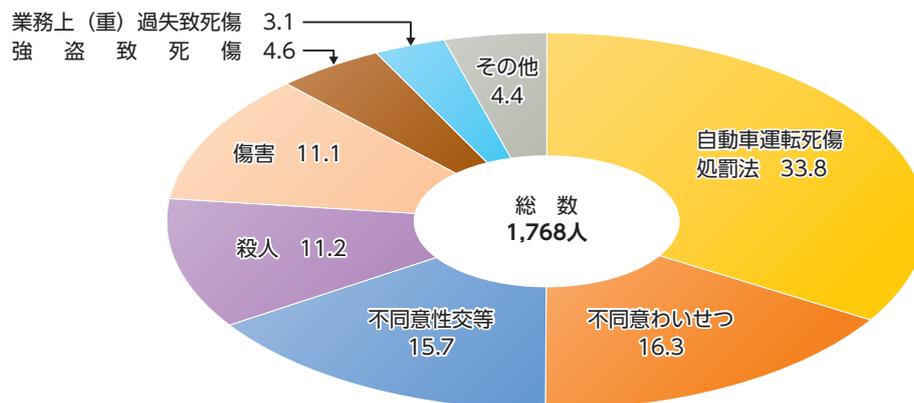
4 通常第一審における被害者参加制度の実施状況

被害者やその親族等が被害を受けた事件の刑事裁判の推移や結果に関心を持つことは当然のことであって、刑事裁判の推移や結果を見守るとともに、これに適切に関与したいとの被害者らの心情は十分に尊重されるべきである上、同刑事裁判に適切に関与することは被害者らの名誉の回復や被害からの立ち直りにも資するものと考えられる。そこで、一定の事件の被害者やその親族等が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加することができるよう、平成20年12月から、**被害者参加制度**が施行されている（第6編第2章第1節4項（1）参照）。同制度による参加の対象者は、①殺人、傷害、強盗致死傷、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②不同意性交等・不同意わいせつ（性犯罪）、③業務上（重）過失致死傷の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐及び人身売買の罪、⑥過失運転致死傷等の交通事故に関する罪（その犯罪行為に②から⑤までの罪の犯罪行為を含む罪並びに①、②及び⑤の未遂罪を含む。以下この項において同じ。）のいずれかに係る被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この項において同じ。）であり、被害者等は、裁判所の決定により、「被害者参加人」として刑事裁判に参加する。

令和6年の通常第一審における被害者参加制度の実施状況について、罪名別に構成比を見ると、**7-3-1-5図**のとおりである。前記①の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪に該当する殺人、傷害、強盗致死傷の構成比の合計は26.9%、前記②の性犯罪に該当する不同意わいせつ及び不同意性交等の構成比の合計は32.0%、前記③の業務上（重）過失致死傷の罪の構成比は3.1%、前記④の逮捕及び監禁の罪の構成比は0.7%、前記⑤の略取、誘拐及び人身売買の罪に該当する略取及び誘拐の構成比の合計は0.3%、前記⑥の交通事故に関する罪に該当する自動車運転死傷処罰法違反の構成比（前記①に該当する危険運転致死傷を含む。）は33.8%であった（CD-ROM 参照）。

7-3-1-5図 通常第一審における被害者参加制度の実施状況の罪名別構成比

（令和6年）



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「総数」は、通常第一審において被害者参加の申出があった事件について、参加が許可された被害者等の数（延べ人員）である。
 3 被害者参加制度の対象罪名とは異なる罪名で計上される場合がある。
 4 「不同意性交等」は、強盗・不同意性交等を含む。
 5 「その他」は、逮捕監禁、略取誘拐等である。

コラム5 代表者聴取を行う検察官の取組

司法面接的手法を用いた代表者聴取を実施する機関の一つである検察庁では、検察官が、代表者聴取を行うに当たり、聴取対象者やその関係者が抱く不安や緊張を緩和するため、様々な取組を行っている。

そこで、「大阪地方検察庁において代表者聴取を行っている検察官のAさん」から、以下において、大阪地方検察庁における取組・工夫や、代表者聴取を行う検察官としての思いを紹介してもらう。

1 大阪地方検察庁における取組・工夫

私が勤務する大阪地方検察庁における取組を以下紹介する。

はじめに、司法面接的手法を用いた代表者聴取を実施するまでの流れを説明する。

家庭内の虐待事件の場合、多くは学校等において被害が把握されるところから始まり、児童相談所へ通告がなされ、児童相談所から警察へ、警察から検察庁へ連絡があり、児童相談所、警察及び検察庁の三機関で事案が共有される。

第三者による被害の場合には、警察が認知し、警察から検察庁へ連絡があり、警察及び検察庁の二機関で事案が共有されることが多い。

その上で、いずれの場合も、聴取対象者の年齢、特性、精神状態等の情報に加え、聴取対象者の供述以外の証拠関係等の情報を更に収集・共有し、適切な時期及び場所を選定して、代表者聴取に臨む。

代表者聴取では、二機関又は三機関の中から聴取を行う代表者を選定し、聴取対象者の体調や精神状態等を十分に考慮に入れた上で、それらに合わせた聴取を行う。代表者以外の者は、バックルームと呼ばれる別室で聴取の様子をモニタリングし、必要に応じて、聴取の過不足を代表者に指摘したり、聴取対象者の様子を観察して聴取継続の可否等を検討したりする。

ここまでの流れは、大阪地方検察庁に限らず、ほとんどの地方検察庁で同様だと思われる。

代表者聴取において聴取対象者が供述する内容は、ほとんどの場合、聴取対象者にとって、辛く、苦しく、悲しく、あるいは、恥ずかしい思いをした出来事である。また、代表者聴取を実施する時点では、聴取対象者は、児童相談所に一時保護されるなどして環境が変わり、不安を感じていることも多い。

大阪地方検察庁では、そのような状態の聴取対象者が、安心して全てを話すことができるように、様々な取組や工夫を行っている。

例えば、代表者聴取の実施時期については、聴取対象者が安心して話せるための情報収集等をする時間を確保しつつ、聴取対象者の話す意欲の程度、時間経過による記憶減退のリスク等の様々な事情を考慮して、適切な時期に設定している。実施時期に関して聴取対象者の希望がある場合には、聴取対象者の話す意欲に関わる事項として、代表者聴取の実施時期の選定のための考慮要素の一つとしている。

また、代表者聴取の実施場所についても、聴取対象者の年齢や特性等を踏まえ、検察庁で行うのか、児童相談所等のそのときの聴取対象者の生活の本拠となっている場所等で行うのかなどを決めている。実施場所に関する聴取対象者の希望についても、代表者聴取の実施場所の選定のための考慮要素の一つとしている。

代表者聴取において聴取対象者が話す内容は、高度にプライバシーに関わる事項であるから、どこでも代表者聴取を実施できるわけではなく、取り得る選択肢の中で、どこであれば聴取対象者が安心して話せそうかということが一番に考えて、実施場所を決めている。

検察庁の建物で代表者聴取を実施する場合、通常の出調室は、無機質な雰囲気であることが多く、必ずしも安心できる場所とは言えないことから、大阪地方検察庁では、写真①のように、高さの低いソファに、優しい色合いの内装・調度品を用いて、静かで、気が散るような物のない部屋を整備し、代表者聴取の実施場所としている。また、代表者聴取の実施前後に使用する待合室についても、できる限り落ち着いた雰囲気の中で、幼い児童でもくつろいで待てるよう、写真②のように、プレイマットを敷いた部屋を用意している。



①代表者聴取を実施する部屋の例
[写真提供：大阪地方検察庁]



②待合室の例
[写真提供：大阪地方検察庁]

代表者の選定に際しては、私たち検察官が代表者となるケースが多いものの、聴取対象者が、見知った人でなければ落ち着いて話せない場合や、児童の扱いに特に慣れた者の方が落ち着いて話ができる場合もあることから、聴取対象者の特性や様子に応じて代表者を柔軟に選定しており、検察官以外の者、例えば、児童相談所職員や警察官を代表者とする例もある。

また、代表者は、三機関のいずれに属する者であっても、服装、言葉遣い、態度、雰囲気等に十分に気を配り、聴取対象者に安心して話してもらえるように努めている。

さらに、大阪地方検察庁においては、代表者として聴取を行う検察官が、聴取対象者にとって、安心かつ信頼できる相手となれるよう、定期的に各種研修や勉強会等を実施している。

私たち検察官は、研修や勉強会の中で、代表者聴取において用いる司法面接的手法のプロトコルを習得している。様々な種類の司法面接的手法のプロトコルが存在しているが、大阪地方検察庁では、司法面接的手法のプロトコルの一つについて、毎年、基礎編と発展編の計2回にわたり、外部講師を招き、警察や児童相談所等にも受講生として加わってもらい、大規模な研修を実施している。また、別の司法面接的手法のプロトコルについても学ぶ機会を得るため、毎年、複数名の検察官が、別のプロトコルの外部研修に参加している。

各プロトコルに関する研修の中では、聴取対象者からいかに誘導なく聴取するかについて学ぶが、そのほかにも、児童心理、供述心理、具体的な聴取対象者との信頼関係の構築の方法について学ぶ。これらの研修の取組により、令和7年6月時点で、大阪地方検察庁に所属する検察官のうち、おおむね7割程度が、司法面接的手法のプロトコルに関する研修を受講済みである。

そのほかにも、大阪地方検察庁においては、検察官は、被虐待児童心理や性犯罪被害者心理

に関する理解を深めるため、心理士、精神科医等の外部講師を招くなどし、おおむね年に1回程度、勉強会を実施している。

また、代表者聴取の実施に当たっては、経験豊富な検察官も、バックルームで代表者を支援するバックスタッフとして代表者聴取に関与し、現場で即時適切な指示をするとともに、事後的に、聴取を行った代表者に対し、気付いた点をフィードバックするなどしている。

さらに、少なくとも数か月に1回程度の割合で、実際の代表者聴取を題材として勉強会を実施し、その中で、聴取方法等について、推奨すべき点・改善すべき点を話し合うことで、勉強会に参加した検察官が、自らの聴取技術を向上させるため、研さんしている。

2 検察官としての思い

このように、私が勤務する大阪地方検察庁では、司法面接的手法を用いた代表者聴取を行うに際し、聴取対象者が安心して話をするができるよう、様々な取組・工夫を実施している。

したがって、聴取対象者が、代表者聴取において供述することになり、積極的に話をするができず、あるいは上手に話せなかったとしても、私たち検察官は、状況に応じた声掛けをするなどしているので、聴取対象者は安心して聴取に臨んでいただきたい。

また、聴取対象者の特性等を把握するため、代表者聴取の実施前に、警察官や検察官が、聴取対象者の御家族に連絡をする場合もあるが、その際、不安なことや心配な点があれば、遠慮なく相談していただきたい。私たち検察官から、御家族や聴取対象者本人に対し、事案に応じて、個別に説明をすることも可能である。

最後に、現場で実際に代表者聴取を行っている検察官の気持ちを伝えるために、私が代表者として聴取を行った継続的性虐待の事例を紹介したいと思う。

継続的性虐待の事例では、ほとんど全ての場合で、虐待を受けた児童は想像を絶するような深い傷を負っている。そのため、代表者聴取の場でも、涙をぼろぼろとこぼすだけで、全く話をするができなかったり、話を始めても非常に口が重く、「嫌なことがあった」以上の話ができなかったりすることが多くある。

ここで紹介する私が担当した事例の聴取対象者も、同様に、深い傷を負った児童だった。

この児童は、代表者聴取において、被害状況等について懸命に話してくれたものの、その被害の内容は、聞いているだけで私自身も辛くなるようなものであり、当然のことながら、聴取の間ずっと、この児童の表情は暗いままだった。

この児童が語ってくれた被害の事件については、私が起訴したが、公判は別の検察官が担当することになった。被告人は、公判で事実を争ったため、この児童は証人として出廷し、被害状況等について証言したと聞いた。そして、その結果、被告人は、有罪の判決を受けたとも聞いた。

この児童には、捜査段階から、被害者代理人弁護士が就いていた。私は、被害者代理人弁護士から、有罪の判決が出た後、この児童が、初めて笑顔を見せてくれたと教えてもらった。

その話を聞いたとき、私は、この児童の代表者聴取の場での様子を思い出した。そして、被害者が、自身の受けた被害について話をすることは、大変辛いことであるが、この児童は、代表者聴取の場で被害について供述し、判決という一つの区切りを経たことで、その被害を乗り越えて、未来に向かう一步を踏み出せたのではないかと感じた。

私は、今後も、日々、研さんを重ねて、司法面接的手法を用いた代表者聴取に取り組み、被害者が未来への一步を踏み出すための支えとなっていきたい。

1 矯正における被害者等通知制度の実施状況

被害者等通知制度（第6編第2章第1節5項及び6項並びに本章第1節1項参照）は、平成11年の制度開始後、段階的に通知の対象や内容等を拡大してきた。**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）に基づいて17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画を受けて、19年12月から、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する事項についても、被害者等（通知対象者の範囲については、この項の（1）及び（2）をそれぞれ参照）から希望があった場合には、原則として通知を行うこととなり、刑事施設や少年院が検察庁や保護観察所等と連携して同制度を実施するよう拡充された（なお、再被害防止の観点から転居等の措置を講じる必要があるために受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等について通知する場合や、死刑を執行した事実を通知する場合については、第6編第2章第1節5項参照）。

矯正における被害者等通知制度は、加害者が刑事施設に収容された場合には、加害者を収容する刑事施設（以下この節において「収容刑事施設」という。）の長から連絡を受けた検察官が、加害者が少年院に収容された場合には、加害者を収容する少年院（以下この節において「収容少年院」という。）の長が、それぞれ被害者等に対して通知を行っている。

以下、加害者が刑事施設又は少年院に収容された場合の被害者等通知制度の実施状況について、それぞれ述べる。

（1）加害者が刑事施設に収容された場合

通知の対象者は、①被害者、②被害者の親族又はこれに準ずる者、③前記①又は②の弁護士である代理人である（以下（1）において「被害者等」という。）。

加害者の確定裁判が拘禁刑であり、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなく（刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された場合を含む）、検察官が被害者等に対して通知する事項は、㉞刑の執行終了予定時期、㉟収容刑事施設における処遇状況に関する事項（収容刑事施設の名称、作業名、改善指導名、褒賞や懲罰の状況等）、㊱仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項等（釈放された年月日及びその事由等）及び㊲刑の全部又は一部執行猶予の言渡しの取消しに関する事項である。収容刑事施設の長は、前記㊱を除く事項について、検察官に連絡し、これを受けた検察官は、被害者等から通知希望の申出書を受理した後、適宜の時期に最初の通知を行い、以後、おおむね6か月ごと及び加害者が釈放された際等に通知を行っている。

なお、加害者の確定裁判が拘留の場合の通知事項は、収容刑事施設から釈放（仮出場又は刑の執行終了）された年月日及びその事由等である。

収容刑事施設における被害者等通知制度の実施状況（通知件数）の推移を通知事項別に見ると、**7-3-2-1図①**のとおりである。平成19年12月の同制度拡充後、各通知事項の通知件数は増加傾向を示し、29年には通知件数の総数が3万9,094件で最多となった。このうち、刑の執行終了予定時期については、同年（1万6,905件）をピークにその後は1万5,000件台から1万6,000件台で推移し、令和6年は1万6,059件（前年比102件（0.6%）増）であった。また、収容刑事施設における処遇状況に関する事項については、平成29年（1万8,972件）をピークにその後は1万7,000件台から1万8,000件台で推移し、令和6年は1万8,184件（同167件（0.9%）増）であった。受刑者の釈放に関する事項については、平成28年（2,950件）をピークにその後は2,600件台から2,900件台で推移し、令和6年は2,646件（同100件（3.6%）減）であった。なお、刑の執行終了予定時期及び受刑者の釈放に関する事項については、検察庁における被害者等通知制度（本章第1節1項参照）による目撃者等に対する通知を含むことに留意が必要である。

(2) 加害者が少年院に収容された場合

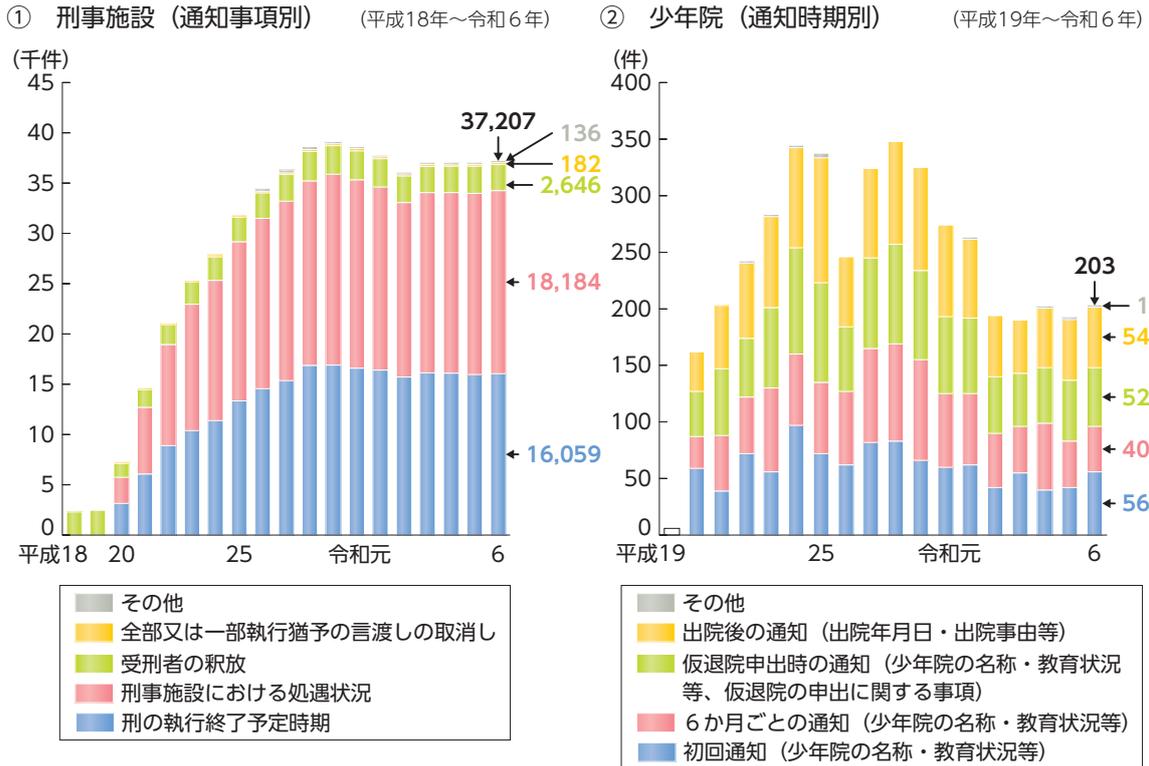
通知の対象者は、①被害者、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹（以下（2）において「配偶者等」という。）、④前記①ないし③の者から委託を受けた弁護士（以下（2）において「弁護士」という。）である（以下（2）において「被害者等」という。なお、少年事件における被害者等通知制度については、第6編第2章第1節6項参照）。

加害者が少年院送致の場合又は特定保護観察処分少年が少年院に収容された場合（特定少年に対する保護処分については、第3編第2章第1節3項（3）参照）、収容少年院の長が被害者等に対して通知する事項は、㉗収容少年院の名称等の事項（名称、入院年月日等）、㉘収容少年院における教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、矯正教育の目標、賞や懲戒の状況等）及び㉙出院に関する事項等（出院年月日、出院事由等）である。収容少年院の長は、被害者等から通知希望の申出書を受理した後、適宜の時期に最初の通知（以下（2）において「初回通知」という。）を行い、以後、おおむね6か月ごと及び加害者が出院した際に通知を行っている。

収容少年院における被害者等通知制度の実施状況（通知件数）の推移（同制度拡充後の平成19年12月以降）を通知時期別に見ると、7-3-2-1図②のとおりである。初回通知及び6か月ごとの通知（通知の時期が地方更生保護委員会に対する仮退院（特定保護観察処分少年の場合は退院。以下この項において同じ。）の申出より前の場合）で通知する事項は、前記㉗及び㉘であり、仮退院申出時の通知（仮退院の申出後に初回通知及び6か月ごとの通知を行う場合を含む。）は、地方更生保護委員会に対して仮退院の申出をした旨及びその年月日等を、前記㉗及び㉘と併せて通知している。出院後の通知は、前記㉗及び㉘の一部並びに前記㉙を通知している。

平成19年12月の同制度拡充後、通知件数の総数は増加傾向を示し、28年（348件）に最多となった。その後は減少傾向にあったが、令和6年は203件（前年比11件（5.7%）増）であった。このうち、初回通知については、平成24年に97件で最多であり、その他の年は30件台から80件台で推移している。6か月ごとの通知については、27年から29年までは80件台であったが、その後は40件台から60件台で推移している。仮退院申出時の通知については、24年に94件で最多であり、その後は40件台から80件台で推移している。また、出院後の通知については、25年（111件）に100件を超えたのを除き、おおむね50件台から90件台で推移している。

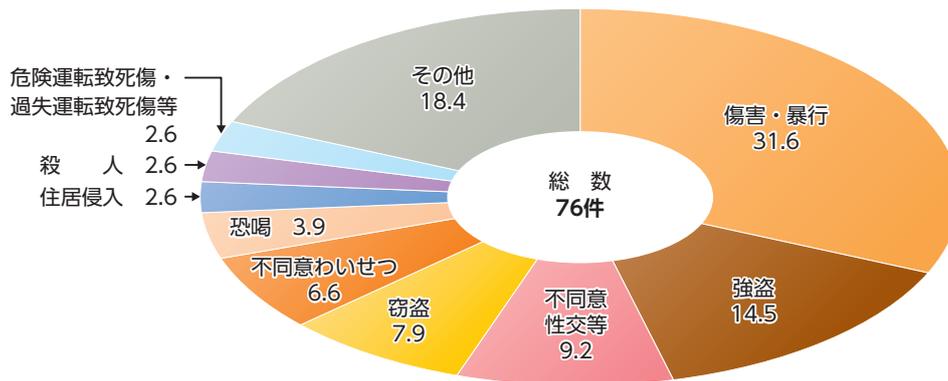
7-3-2-1図 矯正における被害者等通知制度の実施状況の推移



- 注 1 ①については法務省刑事局、②については法務省矯正局の資料による。
 2 ①については、資料を入手し得た平成18年から、②については、被害者等通知制度が拡充された19年12月からの通知件数（②の19年の数値は総数）をそれぞれ計上している。
 3 ①の「刑の執行終了予定時期」、「受刑者の釈放」及び「その他」については、目撃者等に対する通知を含む。
 4 ①の「全部又は一部執行猶予の言渡しの取消し」及び「その他」は、刑事施設の長が検察官へ連絡する事項には含まれない。
 5 ②の「仮退院申出時の通知」は、仮退院（特定保護観察処分少年の場合は退院。以下同じ。）の申出後に初回通知を行った場合を含む。
 6 ②の「6か月ごとの通知」の通知事項は、通知時期が仮退院の申出後の場合は、仮退院の申出に関する事項を含む。
 7 ②の「出院後の通知」は、被害者等から通知希望の申出書を受領した時点で加害者が既に出院している場合の通知も含む。
 8 ①の「その他」は、罰金及び料金の納付の有無等であり、②の「その他」は、出院に準ずる事項（死亡、逃走等）等である。

令和6年における被害者等通知制度の実施状況について、申出件数を申出書提出者別に見ると、被害者が25件、被害者の法定代理人が27件、配偶者等が6件、弁護士が20件であった（法務省矯正局の資料による）。

令和6年における被害者等通知制度の実施状況について、被害者等からの申出件数を申出に係る加害者の非行名別に見ると、その構成比は、7-3-2-2図のとおりである。傷害・暴行が全体の3割強を占めて最も高く、次いで、強盗（14.5%）、不同意性交等（9.2%）の順であった。



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 被害者等からの申出件数を計上している。
 3 「その他」は、放火、詐欺等である。
 4 申出に係る非行名が不明の者を除く。

2 矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況

矯正における**被害者等の心情等の聴取・伝達制度**は、令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。法改正の動向については、第2編第1章1項（1）参照。被害者等の心情等の聴取・伝達制度については、第6編第2章第1節5項及び6項参照）により、刑事収容施設及び少年院法（平成26年法律第58号）が改正され、新たに導入された（5年12月施行）。

矯正における同制度の対象者は、①受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪又は在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為による被害者、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹（以下この項において「配偶者等」という。）である（以下この項及びコラム6において「被害者等」という。矯正における被害者担当官の取組については、コラム6参照）。

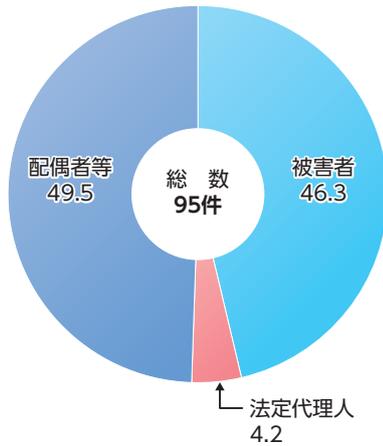
矯正における同制度開始後の令和5年12月から6年末までの実施状況について、収容刑事施設における利用件数は、被害者等からの申出の受理が107件、聴取実施（口頭及び書面による聴取）が100件、伝達実施が92件、申出の受理後に聴取の申出を取り下げたもの及び聴取後に伝達の申出を取り下げたものがそれぞれ1件であり、収容少年院における利用件数は、申出の受理が40件、聴取実施（口頭及び書面による聴取）が40件、伝達実施が37件であった。このうち、聴取（口頭による聴取に限る。）の実施件数を実施場所別に見ると、加害者が刑事施設に収容されている場合は、収容刑事施設が29件、収容刑事施設以外の矯正施設又は矯正管区が58件、矯正施設及び矯正管区以外が8件であり、加害者が少年院に収容されている場合は、収容少年院が12件、収容少年院以外の矯正施設又は矯正管区が20件、矯正施設及び矯正管区以外が5件であった（法務省矯正局の資料による。）。

7-3-2-3図は、令和6年における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況について、申出の受理件数を申出人別の構成比で示したものである。加害者が刑事施設に収容されている場合は、被害者及び配偶者等がそれぞれ5割近くを占めており、加害者が少年院に収容されている場合は、被害者の法定代理人が約6割を占め、被害者は約2割であった。

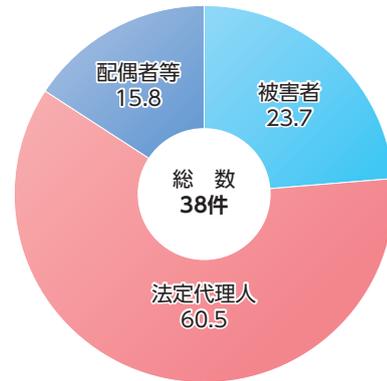
7-3-2-3図 矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況の申出人別構成比

(令和6年)

① 刑事施設



② 少年院



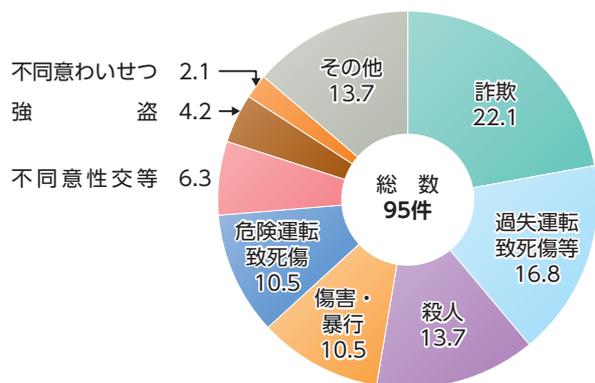
- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 被害者等から心情等聴取・伝達申出書を受理した件数を計上している。
 3 「配偶者等」は、直系親族及び兄弟姉妹を含む。

7-3-2-4図は、令和6年における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況について、申出の受理件数を加害者の罪名別又は非行名別の構成比で見たとのものである。加害者が刑事施設に収容されている場合は、詐欺が全体の2割強を占めて最も高く、次いで、過失運転致死傷等（16.8%）、殺人（13.7%）の順であった。加害者が少年院に収容されている場合は、傷害・暴行が全体の3割弱を占めて最も高く、次いで、強盗（18.4%）、不同意性交等（15.8%）の順であった。

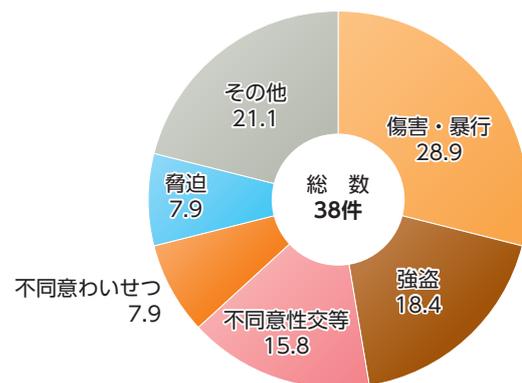
7-3-2-4図 矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況の罪名・非行名別構成比

(令和6年)

① 刑事施設



② 少年院



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 被害者等から心情等聴取・伝達申出書を受理した件数を計上している。
 3 ①の「その他」は、窃盗、横領、背任等であり、②の「その他」は、殺人等である。

コラム6 心情等の聴取・伝達制度の運用を支える被害者担当官の取組

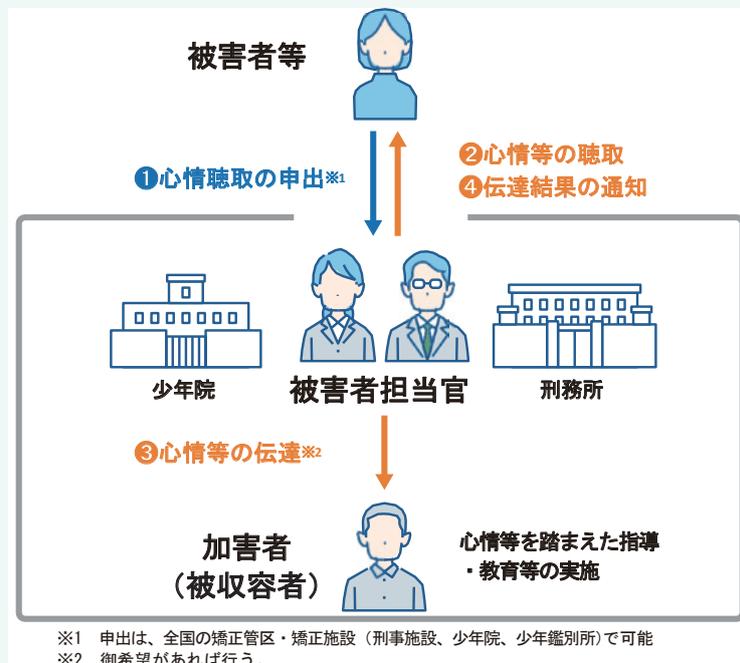
矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、令和5年12月から運用が開始された（概要については、第6編第2章第1節5項及び6項並びに本節2項参照）。

本制度の目的は、被收容者の矯正処遇等において被害者や御遺族の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、被收容者に対して、反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図ることにある。

1 本制度における被害者担当官の役割

本制度は、申出のあった被害者等の心情等を聴取し、被害者等が希望する場合にはその心情等を加害者である被收容者に伝達するとともに、矯正処遇等に活かしていくものである。本制度の導入に伴い、全国の刑事施設及び少年院では、受付から伝達までの各事務を中心となって行う「被害者担当官」を指名している。

制度のおおまかな流れは次のとおりである。



①心情聴取の申出

被害者等から本制度の申出書が提出されたら、受付を行い、聴取を行う日時・場所等について、被害者等の意向を踏まえながら電話等により調整を行う。

②心情等の聴取

被害者担当官が、被害者等から被害に関する心情等を聴取し、その内容を記載した書面を作成する。

③心情等の伝達

被害者等から伝達の希望がある場合、心情等の内容を記載した書面を被收容者の面前で読み上げて伝達する。

④伝達結果の通知

被害者等に対して、被害者等の心情等を被收容者に伝達した年月日や内容のほか、被害者等の希望に応じて、伝達の際に被收容者が述べたことなどを併せて知らせる。

2 被害者担当官から

ここでは、どのように業務と向かい合っているのか、被害者担当官の思いを紹介する。

○被害者担当官 A さん

- ・ 制度の運用に当たって工夫していること

この制度の意義の一つは、被害者等の方々の支援です。被害者等の方々が自らの心情等を整理し、それを加害者に伝えることで、被害者等の方々が元の生活に戻るきっかけを少しでも得ることが可能になればと思います。もう一つの意義は、加害者の更生です。被害者等の方々の置かれた状況を知ることによって自らの行為を反省し、更生につなげることができます。注意することは、加害者の更生を被害者等の方々の支援より優先させてはいけないことだと思います。

そして、この制度の中で、加害者と被害者等の方々をつなぐ役割を担うのが、私も被害者担当官です。これまで、複数の被害者等の方々から心情等を伺いましたが、被害者等の方々の事件や加害者に対する感情は、事件から年数を経過していても、いまだに峻烈しゅんれつであると感じます。

私は、被害者等の方々に制度利用に当たっての留意点（例えば、伝達結果の通知において、加害者の本心を知ることによって二重に傷つくおそれがあることなど）も正確にお伝えした上で、被害者等の方々の意思に寄り添い、伴走しながら対応することを心掛けています。そのため、制度利用に係る正確な情報の提供・説明を行うとともに、制度利用者の情報を正確に把握するため、施設独自のチェックシートを作成しています。

- ・ 聴取や伝達場面で心掛けていること

事件のことを思い出して話すことは、被害者等の方々・加害者共に痛みを伴うことなので、聴取・伝達場面では、傾聴、共感、受容を意識して臨んでいます。

- ・ 伝達によって被收容者が変わったと感じた場面

私は、伝達から1か月経過後、伝達を受けた被收容者に対し、心情把握のために面接をしています。その際、伝達を受けた被收容者から、事件のことは忘れずに反省してきたつもりだったが、制度を通じて事件後の被害者の方の思いや生活の苦悩を知り、全然足りていなかったと気付いた旨言われました。

○被害者担当官 B さん

- ・ 伝達によって被收容者が変わったと感じた場面

被收容者は、伝達までは、受刑の原因や仮釈放が許されなかったことなど、自分にとってマイナスな出来事に対して責任転嫁するような発言がみられていましたが、伝達の際は耳を傾け、涙ながらに被害者の方に対する謝罪の言葉を述べていました。その姿を目の当たりにしたとき、被收容者の変化を感じました。

- ・ 被收容者処遇に対する自分自身の考えが変わったと感じる点

生の声というのは、ダイレクトにパワーや熱量を感じます。被害者等の方々が抱えている計り知れない苦しみは、お話を聴いて想像することしかできないのですが、被害者等の方々から感じたものを、できる限りそのまま被收容者に伝えるために、ときには、職員と被收容者という指導する側、される側という関係性ではなく、同じ人と人という、より対等な関係性で話をする場を作ることも必要だと考えるようになりました。

- ・ 被害者担当官として得た経験ややりがい

被收容者処遇を行う立場でありながら、被害者等の方々と会うことができる時間は、刑務官

人生において非常に貴重で意味のあるものとなっています。この経験は、被收容者を更生に導くための原動力の一つとなっているとともに、自分自身の考え方や生きる姿勢にも大きな影響を与えています。



被害者担当官の研修の様子
【写真提供：法務省矯正局】



聴取場所の例
【写真提供：法務省矯正局】

3 今後に向けて

被害者担当官は本制度の運用を支える重要な役割を果たしていることから、矯正局としては、被害者担当官が安心して本制度の運用を担える体制づくりを行うとともに、被害者担当官の業務に関する周囲の職員の理解を促進することで、引き続き本制度の円滑な運用に取り組んでいく。

第3節 更生保護

1 更生保護における被害者等通知制度の実施状況

更生保護における**被害者等通知制度**（第6編第2章第1節5項及び6項参照）において、通知の対象となる被害者等は、有罪裁判確定後の加害者（以下この節において「刑事処分を受けた加害者」という。）に係る通知の場合には、①被害者、②被害者の親族又はこれに準ずる者、③前記①又は②の弁護士である代理人であり、保護処分を受けた加害者に係る通知の場合には、①被害者、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹、④前記①ないし③から委託を受けた弁護士である。

加害者の確定裁判が拘禁刑であり、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなく（刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された場合も含む。）、加害者が少年院送致の場合又は特定保護観察処分少年が少年院に收容された場合、地方更生保護委員会が被害者等に対して通知する事項は、⑦仮釈放審理、少年院からの仮退院審理又は少年院に收容中の特定保護観察処分少年の退院審理（以下この項においてこれらを合わせて「審理」という。）の開始に関する事項（審理を開始した旨、審理開始年月日、審理開始事由等）、⑧審理の結果に関する事項（仮釈放、少年院からの仮退院若しくは少年院に收容中の特定保護観察処分少年の退院を許す旨の決定をした旨又は仮釈放、少年院からの仮退院若しくは少年院に收容中の特定保護観察処分少年の退院が許されないこととなった旨、その年月日等）である。

加害者が保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者である場合のいずれも（保護観察対象者については、第2編第5章第3節参照）、保護観察所の長が被害者等に対して通知する事項は、⑦保護観察の開始に関する事項（保護観察の開始年月日、保護観察の終了予定年月

日、特別遵守事項の内容、生活行動指針の内容等)、④保護観察中の処遇状況に関する事項(保護観察官及び保護司との接触状況、専門的処遇プログラムの実施状況、生活行動指針として設定されるしよく罪指導プログラムの実施状況等)、⑦保護観察の終了に関する事項(保護観察の終了年月日、保護観察の終了事由等)である。なお、加害者が保護観察処分少年の場合、保護観察所の長は、被害者等に対して、前記⑦ないし⑨のほか、保護観察の再開に関する事項(保護観察の再開年月日等)も通知している。保護観察所の長は、前記④のうち、仮釈放者に係る保護観察を停止する旨の決定等を除き、被害者等から通知希望の申出書を受理した後、適宜の時期に最初の通知を行い、以後、おおむね6か月ごとに通知を行っている。

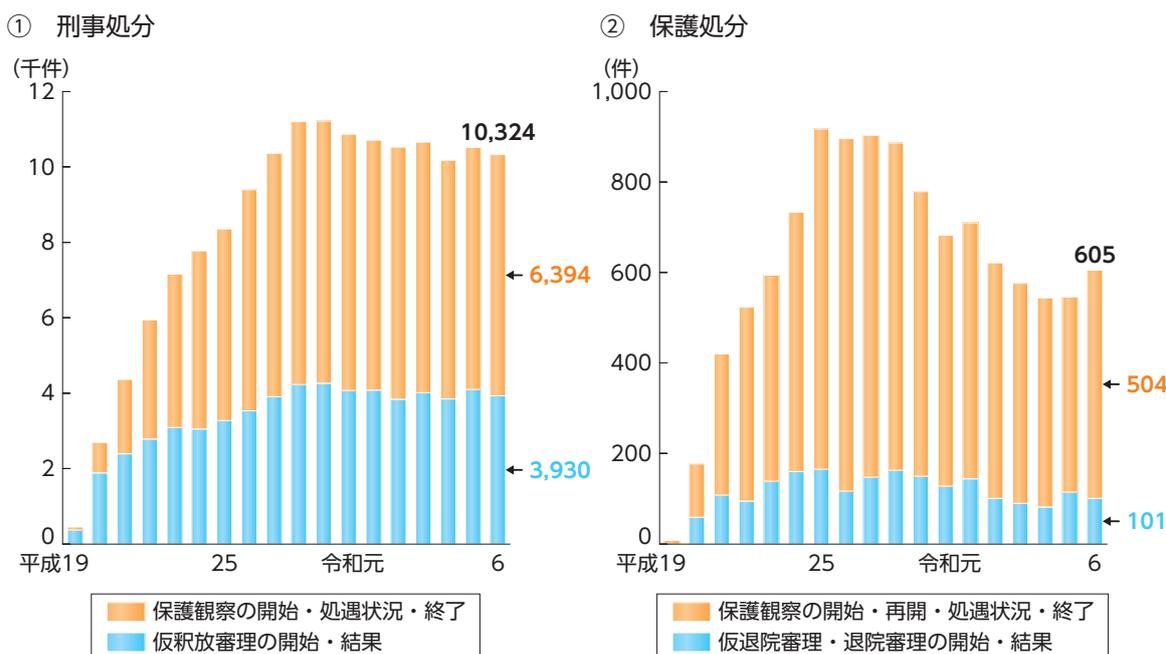
更生保護における被害者等通知制度の実施状況(通知件数)の推移について、刑事処分を受けた加害者と保護処分を受けた加害者の別に見ると、7-3-3-1図のとおりである。

刑事処分を受けた加害者に係る通知件数の総数は、平成29年(1万1,215件)をピークにその後は1万100件台から1万800件台で推移しており、令和6年は1万324件(前年比193件(1.8%)減)であった。このうち、仮釈放審理の開始・結果に関する事項の通知件数は、平成29年(4,261件)をピークにその後は3,800件台から4,000件台で推移しており、令和6年は3,930件(同169件(4.1%)減)であった。保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項の通知件数は、平成28年(6,975件)をピークにその後は6,300件台から6,900件台で推移しており、令和6年は6,394件(同24件(0.4%)減)であった。

保護処分を受けた加害者に関する通知件数の総数は、平成25年(917件)をピークにその後は500件台から900件台で推移しており、令和6年は605件(前年比59件(10.8%)増)であった。このうち、少年院からの仮退院審理・少年院に収容中の特定保護観察処分少年の退院審理の開始・結果に関する事項の通知件数は、平成25年(165件)をピークにその後は80件台から160件台で推移し、令和6年は101件(同14件(12.2%)減)であった。保護観察の開始・再開・処遇状況・終了に関する事項の通知件数は、平成26年(779件)をピークにその後は400件台から700件台で推移しており、令和6年は504件(同73件(16.9%)増)であった。

7-3-3-1図 更生保護における被害者等通知制度の実施状況の推移

(平成19年～令和6年)



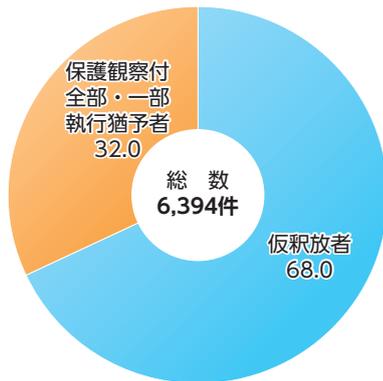
注 1 法務省保護局の資料による。
 2 更生保護における被害者等通知制度が開始された平成19年12月からの通知件数を計上している。
 3 「仮退院審理・退院審理の開始・結果」は、少年院からの仮退院審理・少年院に収容中の特定保護観察処分少年の退院審理の開始・結果に関する事項をいう。

令和6年における被害者等通知制度の実施状況（保護観察所の長が通知を行ったものに限る。）について、通知件数を加害者の保護観察種別（仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者、少年院仮退院者及び保護観察処分少年）に見ると、その構成比は、7-3-3-2図のとおりである。刑事処分を受けた加害者については、仮釈放者が約7割、保護観察付執行猶予者が約3割をそれぞれ占めており、保護処分を受けた加害者については、少年院仮退院者が6割弱、保護観察処分少年が4割強をそれぞれ占めた。

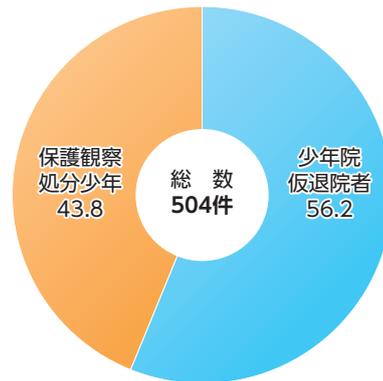
7-3-3-2図 更生保護における被害者等通知制度の実施状況の保護観察種別構成比

(令和6年)

① 刑事処分



② 保護処分



注 1 法務省保護局の資料による。
2 保護観察所の長が被害者等に通知を行った件数を計上している。

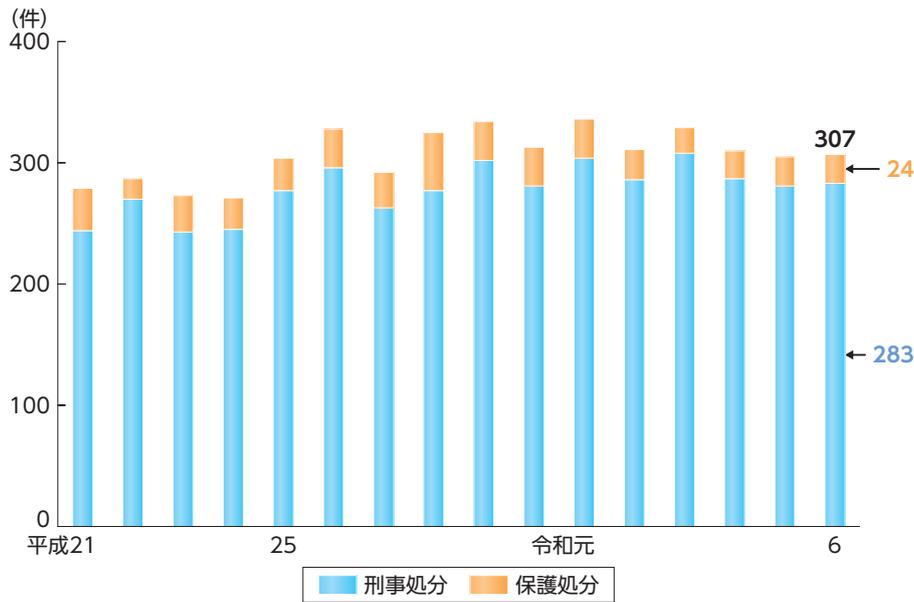
2 更生保護における意見等聴取制度の実施状況

更生保護における**意見等聴取制度**（第6編第2章第1節5項及び6項参照）において、地方更生保護委員会に対して意見等の聴取を希望できる被害者等は、①加害者の仮釈放審理、少年院からの仮退院審理又は収容中の特定保護観察処分少年の退院審理の対象となっている犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である。

更生保護における意見等聴取制度の実施状況（聴取件数）の推移について、刑事処分を受けた加害者と保護処分を受けた加害者の別に見ると、7-3-3-3図のとおりである。聴取件数の総数は、平成20年から24年までは200件台で推移していたが、25年以降はおおむね300件台前半で推移している（CD-ROM参照）。このうち、刑事処分を受けた加害者に関する聴取件数は、21年以降おおむね240～310件で推移している。一方、保護処分を受けた加害者に関する聴取件数は、おおむね20件台から30件台で推移している。

7-3-3-3 更生保護における意見等聴取制度の実施状況の推移

(平成21年～令和6年)



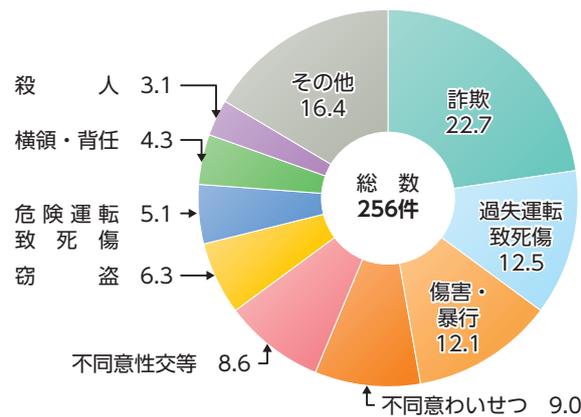
- 注 1 法務省保護局の資料による。
- 注 2 本図は、資料を入手し得た平成21年以降の数値で作成した。
- 注 3 地方更生保護委員会が被害者等から意見等を聴取した件数を計上している。

令和6年における意見等聴取制度の実施状況について、聴取件数を加害者の罪名・非行名別に見ると、その構成比は、7-3-3-4図のとおりである。刑事処分を受けた加害者については、詐欺が全体の2割強を占めて最も高く、次いで、過失運転致死傷(12.5%)、傷害・暴行(12.1%)の順であった。一方、保護処分を受けた加害者については、不同意わいせつが全体の3割強を占めて最も高く、次いで、殺人(16.0%)、不同意性交等(12.0%)の順であった。

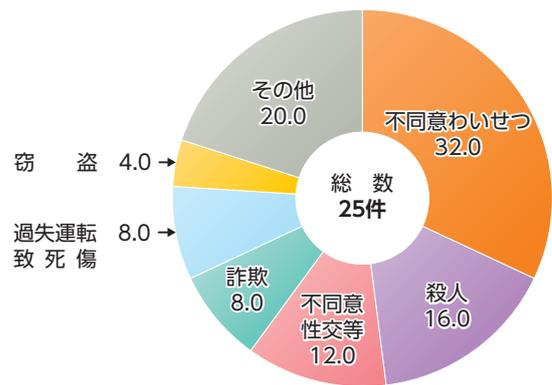
7-3-3-4 更生保護における意見等聴取制度の実施状況の罪名・非行名別構成比

(令和6年)

① 刑事処分



② 保護処分



- 注 1 法務省保護局の資料による。
- 注 2 仮釈放、仮退院又は退院審理が終了したもののうち、地方更生保護委員会が被害者等から意見等を聴取した件数を計上している。
- 注 3 「傷害・暴行」は、暴力行為等処罰法違反を含む。
- 注 4 「不同意性交等」は、強盗・不同意性交等を含む。
- 注 5 「危険運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法4条及び6条3項に規定する罪を含む。
- 注 6 「過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法5条及び6条4項に規定する罪、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪並びに業務上過失致死傷をいう。

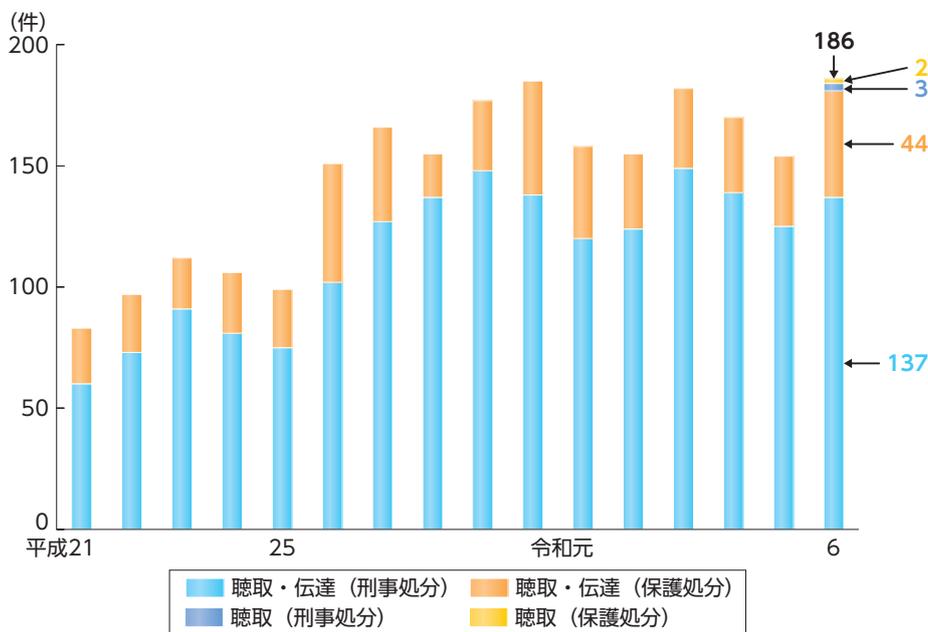
3 更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施状況

更生保護における**心情等聴取・伝達制度**（第6編第2章第1節5項及び6項参照）において、保護観察所に対して、心情等の聴取・伝達を希望できる被害者等は、①加害者が保護観察に付される理由となった犯罪又は刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である。

更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施状況（聴取・伝達件数等）の推移について、刑事処分を受けた加害者と保護処分を受けた加害者の別に見ると、**7-3-3-5図**のとおりである。心情等聴取・伝達制度は、保護観察所が、被害者等から希望がある場合に、被害者等から被害に関する心情等を聴取して保護観察中の加害者に伝達する従来の「心情等伝達制度」に、加害者への伝達を前提としないで被害者等の心情等を聴取する新たな選択肢を加えて統合した制度（令和5年12月1日施行）である。本図では、新設された、加害者への伝達を前提としないで被害者等から心情等を聴取した件数（以下この項において「聴取件数」という。）と、従来からある、被害者等から聴取した心情等を加害者に伝達した件数（以下この項において「聴取・伝達件数」という。）を、それぞれ計上している。聴取件数及び聴取・伝達件数の総数は、平成26年以降150件台から180件台で推移している。このうち、刑事処分を受けた加害者に関する聴取・伝達件数は、27年以降120件台から140件台で推移している。また、保護処分を受けた加害者に関する聴取・伝達件数は、21年以降10件台から40件台で推移している。なお、聴取件数は、制度が開始した令和5年は0件、6年は、刑事処分を受けた加害者について3件、保護処分を受けた加害者について2件であった。

7-3-3-5図 更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施状況の推移

（平成21年～令和6年）

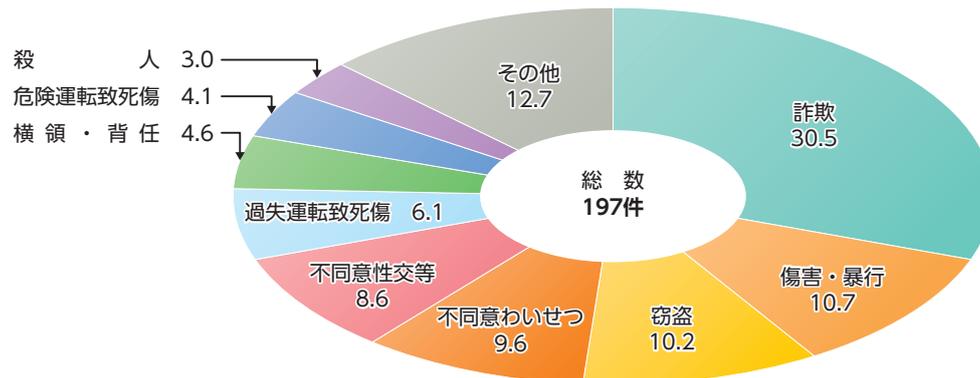


注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成21年以降の数値で作成した。
 3 「聴取・伝達（刑事処分）」及び「聴取・伝達（保護処分）」は、保護観察所が被害者等から聴取した心情等を加害者に伝達した件数であり、「聴取（刑事処分）」及び「聴取（保護処分）」は、加害者への伝達を前提としないで被害者等から心情等を聴取した件数（制度が開始された令和5年12月から計上している。）である。

令和6年における心情等聴取・伝達制度の実施状況について、聴取総数（加害者への伝達を前提とするか否かを問わず、保護観察所が被害者等から心情等を聴取した件数をいう。）を加害者の罪名・非行名別に見ると、その構成比は、7-3-3-6図のとおりである。詐欺が全体の約3割を占めて最も高く、次いで、傷害・暴行（10.7%）、窃盗（10.2%）の順であった。なお、本図では、7-3-3-5図と異なり、加害者への伝達を前提とするか否かを問わず被害者等から心情等を聴取した件数を計上している点や、加害者について刑事処分を受けた場合と保護処分を受けた場合に分類していない点に留意が必要である（法務省保護局の資料による。）。

7-3-3-6図 更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施状況の罪名・非行名別構成比

（令和6年）



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 加害者への伝達を前提とするか否かを問わず、保護観察所が被害者等から心情等を聴取した件数を計上している。
 3 「傷害・暴行」は、暴力行為等処罰法違反を含む。
 4 「不同意性交等」は、強盗・不同意性交等を含む。
 5 「危険運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法4条及び6条3項に規定する罪を含む。
 6 「過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法5条及び6条4項に規定する罪、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪並びに業務上過失致死傷をいう。

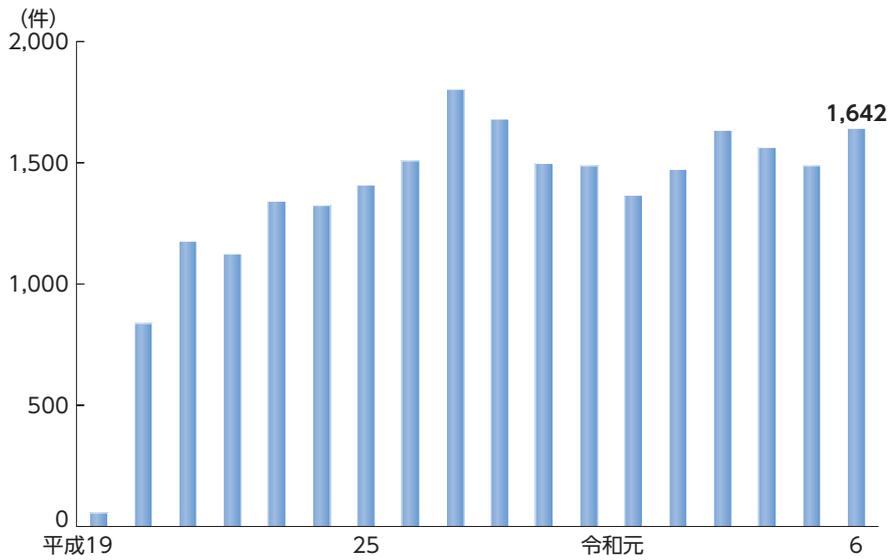
4 更生保護における相談・支援の実施状況

更生保護における相談・支援（第6編第2章第1節5項及び6項参照）において、対象となる被害者等は、犯罪又は刑罰法令に触れる行為により害を被った者並びにその親族（民法第725条に定めるものをいう。）及びこれに準ずる者である。

更生保護における相談・支援の実施状況（相談・支援件数）の推移を見ると、7-3-3-7図のとおりである。相談・支援件数は、平成27年（1,803件）をピークにその後は1,300件台から1,600件台で推移している。

7-3-3-7図 更生保護における相談・支援の実施状況の推移

(平成19年～令和6年)

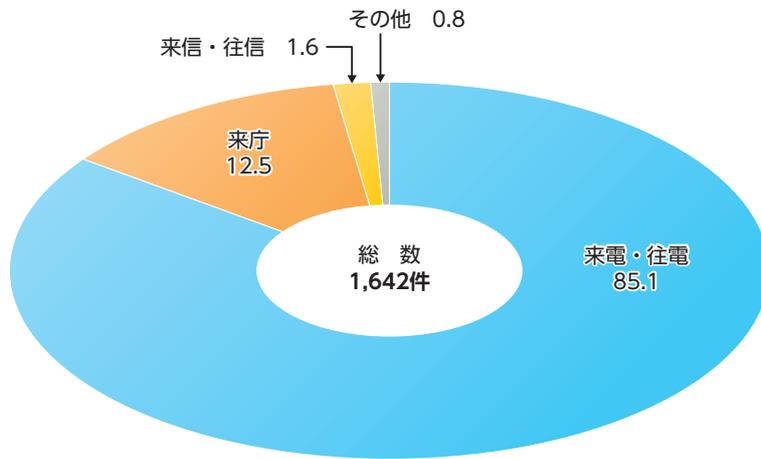


注 1 法務省保護局の資料による。
 2 更生保護における相談・支援が開始された平成19年12月から計上している。

令和6年における相談・支援の実施状況について、相談・支援件数を実施方法別に見ると、その構成比は、7-3-3-8図のとおりである。来電・往電が8割強を占め、来庁が1割強であった。

7-3-3-8図 更生保護における相談・支援の実施状況の実施方法別構成比

(令和6年)



注 1 法務省保護局の資料による。
 2 「来信・往信」は、メール、手紙及びファクシミリをいう。
 3 「その他」は、往訪等である。

法務総合研究所では、令和6年から7年にかけて、①警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、③犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、④治安等に関する国民の意識を明らかにすること、⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供することを目的として、犯罪被害の実態（暗数）に関する特別調査を実施し、その結果を分析した。

この章においては、本特別調査の内容及び明らかになった事項について紹介する。

第1節 調査の概要

1 調査の意義

刑事政策として効果的な治安対策を考える場合、その前提として、犯罪の発生状況を正確に把握しておくことが必要不可欠である。そのためには、①警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法と、②一般国民を対象としたアンケート調査等により、警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べる方法（暗数調査）がある。前記②の暗数調査は、定期的実施することにより、前記①の認知件数との経年比較が可能となる。前記①及び②は、犯罪情勢を知る上で言わば表裏一体のものであり、お互いを相補う形で活用することによって有効な刑事政策を考えることができる。

法務総合研究所は、犯罪被害の国際比較を目的とした国際犯罪被害実態調査の第4回に参加する形で、平成12年（2000年）に第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、以後おおむね4年ごとに、16年（2004年）に第2回調査、20年（2008年）に第3回調査、24年（2012年）に第4回調査、31年（2019年）に第5回調査、そして、令和6年（2024年）に第6回調査を実施した。なお、第5回調査以降は、「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」を副題として調査を行った。

各調査は、層化二段無作為抽出法により全国から選んだ16歳以上の男女を調査対象者としている。対象者数は各回で異なり、第1回調査及び第2回調査では3,000人、第3回調査では6,000人、第4回調査では4,000人、第5回調査では6,000人であった。第6回調査では7,000人を対象としていたが、令和6年能登半島地震の被災状況を考慮し、特に甚大な被害を受け調査実施が困難であった石川県を調査対象地域から除外したため、最終的な調査対象者数は6,916人（男女各3,458人）であった。

第1回から第3回、第5回及び第6回調査は、主に訪問調査員による聴き取り方式（本節2項（2）ア参照）によったが、第4回調査では、郵送調査（質問紙を調査対象者に郵送し、回答を記入の上返送してもらう方式）によったところ、他の調査回よりも各質問に対する無回答が多くなっており、調査回別の調査結果を見るに当たっては、この点に留意が必要である。

2 調査対象犯罪被害・調査回答者等

(1) 調査対象犯罪被害

法務総合研究所による犯罪被害実態（暗数）調査においては、調査対象犯罪被害を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害、各種詐欺等被害の三つに分類して調査した。7-4-1-1表は、第1回調査から第6回調査における調査対象犯罪被害の被害態様の定義等を一覧表としてまとめたものである。これらの定義等は、国際犯罪被害実態調査の調査項目を参考としたものであるため、我が国の法律上の犯罪類型と必ずしも合致しない点に留意が必要である。

「世帯犯罪被害」は、「あなたや御家族」がその被害に遭ったかという問いで世帯単位での犯罪被害を調査したものであり、第6回調査では、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入及びあおり運転が調査対象である。

「個人犯罪被害」は、「あなた」がその被害に遭ったかという問いで個人単位での犯罪被害を調査したものであり、第6回調査では、強盗等、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布、性的な被害、ストーカー行為、DV及び児童虐待が調査対象である（児童虐待は、被害に遭った時期を過去5年間に限定していないため、他の被害態様との比較が困難であることから、本特別調査における分析対象から除く。以下この章において同じ。）。

「各種詐欺等被害」は、第6回調査では、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺が調査対象であり、そのうち、個人情報の悪用については、世帯単位で、それ以外については、個人単位で、それぞれの犯罪被害の有無等を調査した。

第6回調査において、第5回調査から大きく変更した点は、自動車盗、不法侵入未遂及びインターネットオークション詐欺を調査対象から外し、あおり運転及びインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布を新たに調査対象に加えたことなどである。

7-4-1-1表 調査対象犯罪被害の被害態様一覧

態様	定義等
全 犯 罪 被 害	世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪被害
世 帯 犯 罪 被 害	「あなたや御家族」がその被害に遭ったかという問いで世帯単位での犯罪被害を調査したもの
自 動 車 盗	自家用の自動車（バン、トラック等の貨物車を含む。）の盗難被害
車 上 盗	自動車の中の物又は車の部品の盗難被害
自 動 車 損 壊	自家用の自動車をわざと傷つけられたり、壊されたりした被害
バ イ ク 盗	原付バイクや自動二輪車の盗難被害
自 転 車 盗	自転車（子供用を含む。）の盗難被害
不 法 侵 入	自宅（車庫、物置、倉庫及び別荘を含まない。）に許可なく入り込まれ、お金や物を盗まれたり、盗まれそうになったりした被害
あ お り 運 転	自転車（子供用を含む。）、原付バイク・自動二輪車、自動車運転中のあおり運転被害
個 人 犯 罪 被 害	「あなた」がその被害に遭ったかという問いで個人単位での犯罪被害を調査したもの
強 盗 等	暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたり、奪われそうになったりした被害（スリを含まず、恐喝及びびったくりを含む（第2回調査を除く。）。）
個 人 対 する 窃 盗	自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入盗、強盗、恐喝及びびったくり以外の盗難被害（第6回調査は、自動車盗を含み得る。）
暴 行 ・ 脅 迫	本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫の被害（第1回及び第2回調査は、男性の性暴力被害、第1回から第4回調査は、家庭内暴力（DV）被害を含む。）
インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布	インターネットで誹謗・中傷を受けたり、氏名・住所・電話番号等の個人情報をインターネットの掲示板やSNS等へ書き込まれたりした被害
性的な被害	不同意性交等（未遂）罪又は不同意わいせつ（未遂）罪が成立する可能性がある被害、痴漢、セクハラ（言葉による性的嫌がらせを含まない。）、盗撮、性的な画像を用いた嫌がらせ等の被害（第5回調査以降は、DV及び児童虐待に当たる性的な被害を含まない。）
ストーカー行為	恋愛感情等が満たされないことを理由に、繰り返しつきまとわれたり、執拗に電子メールを送信されたりしたなどの被害
D V	配偶者や恋人等の親密な関係にある（あった）者から振るわれた暴力の被害（身体的なもののほか、精神的なもの、性的なものを含む。）
児 童 虐 待	18歳になるまでの間に受けた保護者による虐待（身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待をいう。）の被害
各 種 詐 欺 等 被 害	第1回及び第2回調査：消費者詐欺の被害（過去1年間） 第3回調査：クレジットカード情報詐欺、振り込め詐欺、消費者詐欺及びインターネットオークション詐欺のいずれかの被害（過去1年間） 第4回及び第5回調査：クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、振り込め詐欺、消費者詐欺及びインターネットオークション詐欺のいずれかの被害 第6回調査：クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺（インターネットオークション詐欺を含む。）のいずれかの被害
クレジットカード情報詐欺	自分以外の第三者がクレジットカード、デビットカード、電子マネー又はQRコード決済手段等を悪用して買い物をしたり、サービスの提供を受けたりした被害（第3回調査は、過去1年間）
個人情報の悪用	預貯金口座の開設や、携帯電話の契約等のために、第三者が個人情報を悪用して自分や家族になりすましたなどの被害
特殊詐欺（振り込め詐欺）	いわゆる特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺を含む。）と思われる電話やメール、通知等を受けて、実際にお金を支払ったりキャッシュカードを渡したりしたなどの被害（第3回調査は、過去1年間）
消費者詐欺	商品を買ったり、サービスを受けたりした際の詐欺被害（商品やサービスの質や量についてだまされた、代金を支払ったのに商品が届かない、違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払がないなど、実際に損失があった場合に限る。第6回調査は、インターネットオークション詐欺を含む。）（第1回から第3回調査は、過去1年間）
インターネットオークション詐欺	インターネットオークションにおける詐欺の被害（代金を支払ったのに商品が届かない、違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払がないなど、実際に損失があった場合に限る。）（第3回調査は、過去1年間）

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 特に断りがない限り、調査実施時から過去5年間の被害をいう。

3 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯を対象にしており、「あおり運転」は、過去5年間にそれらを運転する者がいた世帯を対象としている。

4 「性的な被害」は、第1回及び第2回調査は、女性回答者を対象としている。

5 「クレジットカード情報詐欺」は、クレジットカード等の現金以外の支払手段を有する者を対象としている。ただし、第3回調査は、全調査回答者を対象としている。

6 各種詐欺等被害の各被害は個人単位の被害である。ただし、「個人情報の悪用」は、世帯単位の被害であり、「消費者詐欺」は、第4回及び第5回調査では世帯単位の被害、その他の調査では個人単位の被害である。

7 「ストーカー行為」及び「DV」は、第5回調査から調査項目として設けられ、第4回調査以前は「暴行・脅迫」に含まれ得る。

8 「あおり運転」及び「インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布」は、第6回調査から調査項目として設けられ、「自動車盗」は、第6回調査では、調査項目に含まない。

調査対象犯罪被害の有無等に関する質問においては、過去5年間の被害の有無を確認した上、被害に遭ったことがあると回答した人を対象に、調査実施年の前年（第6回調査では令和5年）における被害の有無及び回数を調査し、さらに、各犯罪において、複数回被害に遭った人には、一番最近の被害について、被害場所、被害の態様、被害への対処（捜査機関に対する申告の有無、その理由）等を調査している。また、犯罪被害以外に、犯罪に対する不安と防犯活動等について、調査対象者全員に、その認識や意見等を調査している。

(2) 第6回調査

ア 調査の時期・方法等

第6回調査の調査時期は、令和6年1月19日から同年2月29日までであり、調査方法は、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入する従前の聴き取り方式に加えて、調査対象者が希望する場合は、インターネットを通じたオンラインの回答も選択可能とした。ただし、性的な被害、ストーカー行為、DV等に関する調査票については、調査対象者のプライバシーに特に配慮する見地より、自計方式（調査対象者が自ら回答を記入する方式）とし、調査員が回収（その場で回収又は後日調査員が再訪問し回収。なお、回収する際は、調査対象者本人が、調査票を封入し、のり付けした上で、調査員に提出）する方法、郵送による方法、オンラインによる方法の中から、調査対象者が選択して提出するものとした。

回収結果は、聴き取り方式による調査の有効回収数（率）が、4,179人（60.4%）、自計方式による調査の有効回収数（率）が、4,103人（59.3%）であった。

イ 調査回答者の属性等

本特別調査では、調査回答者の属性等である居住地、性別、年齢、就労状況、世帯人数又は住居形態の違い等により、回答を分析した。

居住地については、都市規模別に見ることとし、「政令指定都市・特別区（東京23区）（以下「政令指定都市等」という。）」、「政令指定都市等を除く人口10万人以上の市（以下「人口10万人以上の市」という。）」及び「人口10万人未満の市町村」の3カテゴリーに分けた。

就労状況については、「正社員・自営業者・公務員」又は「パート・アルバイト・派遣社員」に該当した者を「働いている」に、「求職中（失業中）」、「定年退職者、病気療養中など」又は「無職（前記2カテゴリー及び「主婦・主夫」を除く。）」に該当した者を「無職・定年」に、それぞれまとめた（複数回答の場合には、①正社員・自営業者・公務員、②学生、③パート・アルバイト・派遣社員、④主婦・主夫、⑤求職中（失業中）、⑥定年退職者、病気療養中など、⑦無職（④・⑤・⑥以外）の優先順位により、単一の回答となるよう振り分けを行った上で整理した。）。

調査回答者の属性等を、居住地の都市規模別に見たものが、7-4-1-2表である。いずれの都市規模でも、男性及び女性の構成比は、おおむね同じであり、年齢別の構成比では、65歳以上が最も高く3割以上を占め、次いで、50～59歳、40～49歳、30～39歳の順に続き、20歳未満は2%前後であった。また、いずれの都市規模でも、就労状況の構成比では、「働いている」が約6割と最も高く、次いで、「主婦・主夫」及び「無職・定年」が14～17%であり、世帯人数の構成比では、「2人」が最も高く、次いで、「3人」、「4人」の順であった。住居形態の構成比では、政令指定都市では「一戸建て」が約5割、「アパート等」が4割台であったが、人口10万人以上の都市では「一戸建て」が7割台、「アパート等」が2割台、人口10万人未満の市町村では「一戸建て」が約9割、「アパート等」が約1割であった。

7-4-1-2表 調査回答者の属性等

属性	区分	総数	政令指定都市等	人口10万人以上の市	人口10万人未満の市町村
総数		4,179 (100.0)	1,075 (25.7)	1,751 (41.9)	1,353 (32.4)
性別	男	2,019 (48.5)	524 (48.9)	846 (48.6)	649 (48.0)
	女	2,142 (51.5)	547 (51.1)	893 (51.4)	702 (52.0)
年齢	20歳未満	89 (2.1)	24 (2.2)	40 (2.3)	25 (1.8)
	20～29歳	365 (8.7)	102 (9.5)	162 (9.3)	101 (7.5)
	30～39歳	466 (11.2)	131 (12.2)	191 (10.9)	144 (10.6)
	40～49歳	659 (15.8)	176 (16.4)	270 (15.4)	213 (15.7)
	50～59歳	757 (18.1)	203 (18.9)	331 (18.9)	223 (16.5)
	60～64歳	365 (8.7)	99 (9.2)	147 (8.4)	119 (8.8)
	65歳以上	1,478 (35.4)	340 (31.6)	610 (34.8)	528 (39.0)
就労状況	働いている	2,568 (62.2)	689 (64.9)	1,073 (62.3)	806 (60.0)
	主婦・主夫	655 (15.9)	151 (14.2)	279 (16.2)	225 (16.7)
	無職・定年	659 (16.0)	158 (14.9)	272 (15.8)	229 (17.0)
	学生の	189 (4.6)	44 (4.1)	86 (5.0)	59 (4.4)
	その他の	57 (1.4)	19 (1.8)	13 (0.8)	25 (1.9)
世帯人数	1人	500 (12.1)	187 (17.6)	192 (11.1)	121 (9.0)
	2人	1,281 (31.0)	317 (29.8)	527 (30.4)	437 (32.6)
	3人	1,002 (24.2)	250 (23.5)	430 (24.8)	322 (24.0)
	4人	879 (21.3)	228 (21.5)	377 (21.8)	274 (20.4)
	5人以上	473 (11.4)	80 (7.5)	205 (11.8)	188 (14.0)
住居形態	アパート等	1,063 (25.7)	477 (44.8)	428 (24.7)	158 (11.8)
	一戸建て	3,031 (73.2)	555 (52.1)	1,294 (74.8)	1,182 (88.0)
	その他の	45 (1.1)	33 (3.1)	9 (0.5)	3 (0.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 住居形態の「アパート等」は、アパート・マンション及びテラスハウス・長屋（隣同士が壁でくっ付いている家）をいい、「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 4 () 内は、調査回答者総数における構成比である。

第2節 調査の結果（第6回調査）

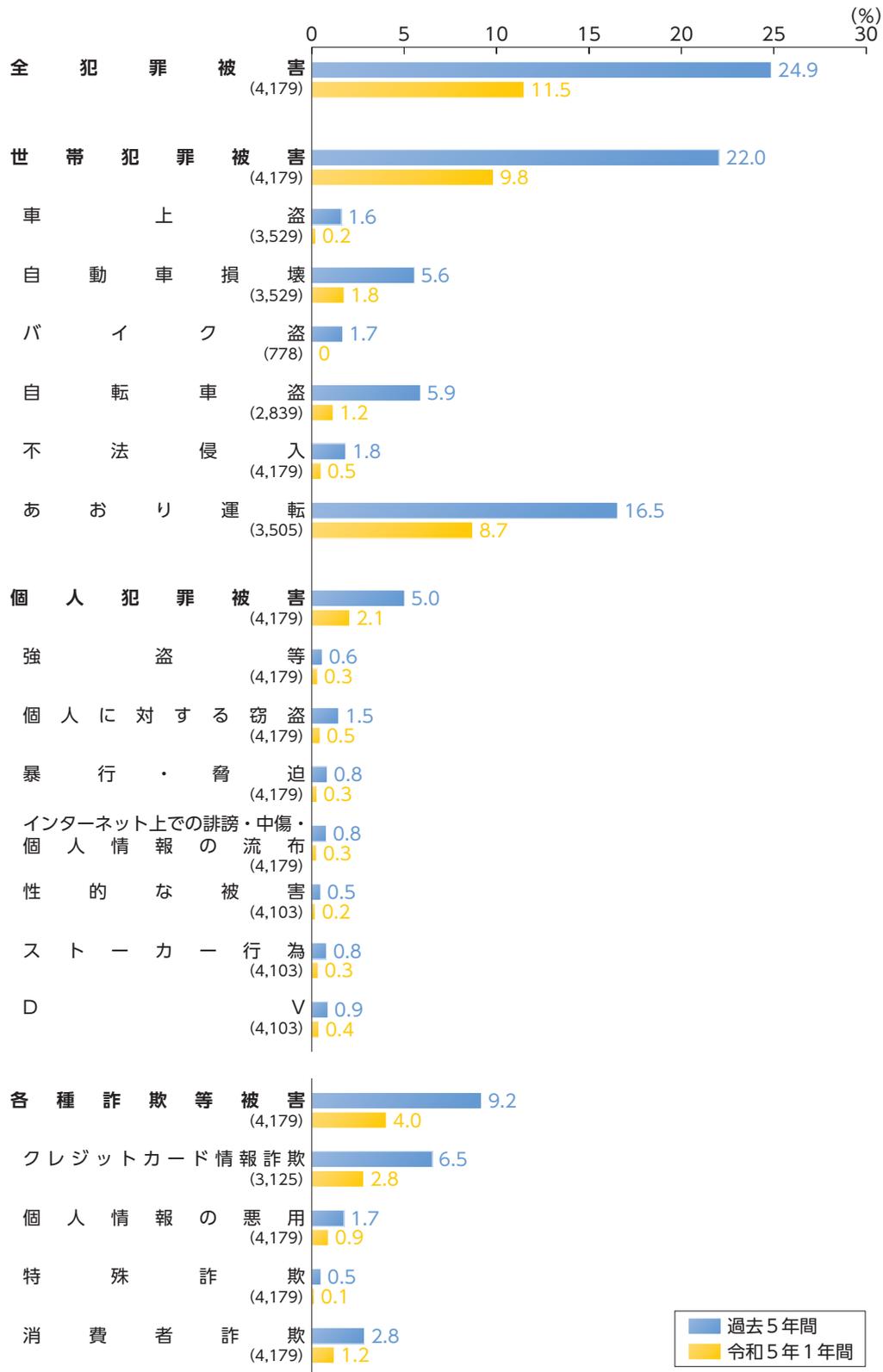
本節では、調査対象である犯罪被害全体の調査結果を示した上で、第6回調査から新たに追加した、あおり運転被害及びインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の調査結果を示す。

1 調査対象犯罪被害の被害率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間（調査実施年の前の5年間及び調査実施年頭から調査実施時点までの期間をいう。以下同じ。）及び令和5年1年間の被害率（「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「各種詐欺等被害」では、調査回答者総数に占めるそれぞれに該当する犯罪被害のいずれかに遭った者の比率をいい、各被害態様別では、それぞれの該当者総数に占める犯罪被害に遭った者の比率をいう。以下同じ。）を被害態様別に見ると、7-4-2-1図のとおりである。

「全犯罪被害」の被害率は、過去5年間では24.9%（各種詐欺等被害を加えた場合は30.1%）であり、令和5年1年間では11.5%（同14.6%）であった。各被害態様別の被害率を過去5年間で見ると、「世帯犯罪被害」の中では、「あおり運転」の被害率が最も高く、16%を超えており、次いで、「自転車盗」、「自動車損壊」の被害率も5%を超えていた。「個人犯罪被害」の中では、いずれの被害態様についても、被害率が2%を下回った。「各種詐欺等被害」の中では、「クレジットカード情報詐欺」の被害率が最も高く、6%を超えており、次いで、「消費者詐欺」、「個人情報の悪用」が約2～3%であった。なお、「特殊詐欺」については、同被害の有無のほか、特殊詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたことがあるかについても調査しているが、過去5年間にこうした電話等を受けた人は33.3%に上った（電話等を受けて実際に金銭を支払った被害は、同図の「特殊詐欺」の被害率のとおり）。

7-4-2-1図 被害態様別 過去5年間・令和5年の被害率



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 本調査（第6回調査）は、令和6年1月から2月に実施したものである。
 3 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。
 4 「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「各種詐欺等被害」の被害率は、調査回答者総数に占めるそれぞれに該当する犯罪被害のいずれかに遭った者の比率である。
 5 各被害態様別の被害率は、それぞれの該当者総数に占める犯罪被害に遭った者の比率である。
 6 「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率であり、「あおり運転」は、過去5年間におけるそれらを運転する者がいた世帯に対する比率である。
 7 「クレジットカード情報詐欺」は、過去5年間におけるクレジットカード、デビットカード、電子マネー及びQRコード決済等の支払手段を持っていた者に対する比率である。
 8 () 内は、調査回答者総数又は各被害態様別の該当者総数の実人員であり、「分からない」と回答した者及び無回答の者を含む。

2 第6回新規調査（あおり運転）

(1) あおり運転被害の有無

調査回答者（4,179人）のうち自動車等を運転する者がいる世帯の者（3,505人（83.9%））について、過去5年間のあおり運転被害の有無を見ると、「被害あり」は580人（16.5%）であり、これを都市規模別に見ると、7-4-2-2図のとおりである。いずれの都市規模においても、「被害なし」の構成比が8割を超えた。人口10万人以上の市では、他の都市規模よりも「被害あり」の構成比が高く、政令指定都市等では、他の都市規模よりも「被害なし」の構成比が高かった。

7-4-2-2図 あおり運転被害の有無（都市規模別）

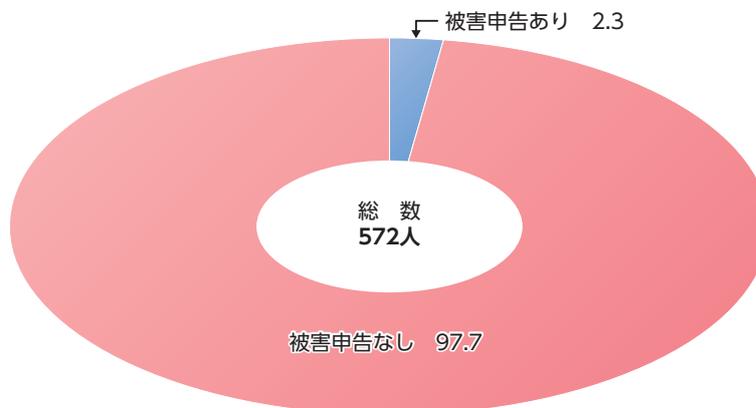


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 あおり運転被害の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は実人員である。

(2) あおり運転被害申告の有無

前記(1)において「被害あり」と回答した者について、捜査機関への被害申告（被害者以外による申告を含む。以下この章において同じ。）の有無を見ると、7-4-2-3図のとおりである。「被害申告あり」の構成比は約2%であり、「被害申告なし」の構成比が約98%を占めた。なお、「被害申告あり」の理由については、「再発を防ぐため」（5人（38.5%））、「助けを求めるため」（4人（30.8%））等に該当があった。「被害申告なし」の理由については、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が最も多く（424人（75.8%））、次いで、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」（72人（12.9%））、「捜査機関は何もしてくれない」（44人（7.9%））の順であった。

7-4-2-3図 あおり運転被害申告の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 あおり運転被害があると回答した者に限る。
 3 あおり運転被害申告の有無が不詳の者を除く。

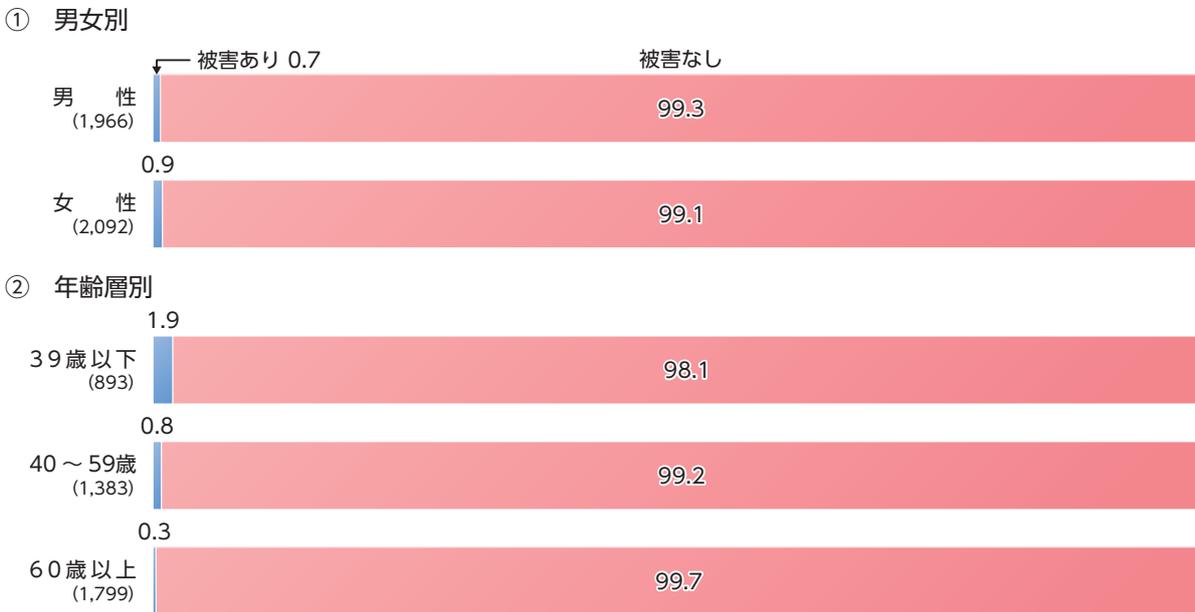
3 第6回新規調査 (インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布)

(1) インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

過去5年間に、インターネット上で誹謗・中傷・個人情報の流布被害を受けた者は、33人(0.8%)であった。一番最近の被害の内容は、「誰でも見られるサイト・アプリで誹謗・中傷を受けた」が22人(66.7%)、「誰でも見られるサイト・アプリに個人情報を載せられた」が6人(18.2%)、「特定のグループの人が見られるサイト・アプリで誹謗・中傷を受けた」が2人(6.1%)、「特定のグループの人が見られるサイト・アプリに個人情報を載せられた」、「他の人からは見られないメール・メッセージなどで誹謗・中傷を受けた」及び「分からない」が各1人(3.0%)であった。

過去5年間の被害の有無について、男女別及び年齢層別に見ると、7-4-2-4図のとおりである。「被害あり」の構成比は、男女別では、いずれも1%未満であった。年齢層別では、39歳以下(1.9%)、40～59歳(0.8%)、60歳以上(0.3%)の順であり、年齢層が高い方が「被害あり」の構成比が低くなる傾向が見られた。

7-4-2-4図 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

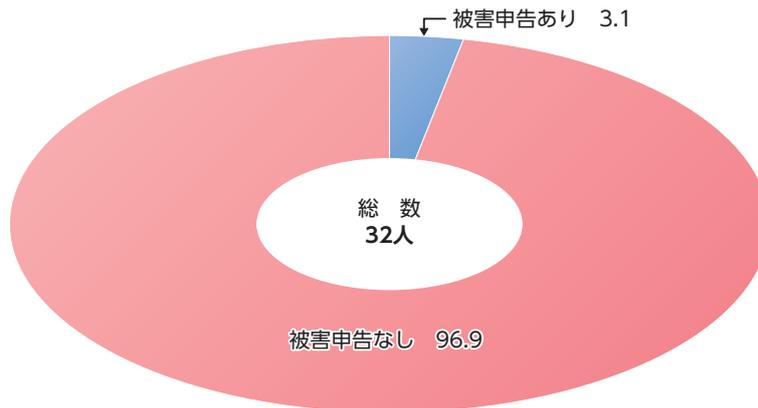


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無が不詳の者を除く。
 3 ①について、性別が不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

(2) インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無

前記(1)において「被害あり」と回答した者について、捜査機関への被害申告の有無を見ると、7-4-2-5図のとおりであり、「被害申告なし」の構成比が約97%を占めた。なお、「被害申告あり」の理由は、「犯罪は捜査機関に届けるべきだから」であった(1人(100%))。「被害申告なし」の理由については、「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」が最も多く(15人(48.4%))、次いで、「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」(6人(19.4%))、「捜査機関は何もしてくれない」(5人(16.1%))の順であった。

7-4-2-5図 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害があると回答した者に限る。
 3 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無が不詳の者を除く。

第3節 調査の結果（過去の調査との比較）

1 過去5年間の被害率・被害申告率

(1) 被害態様別過去5年間の被害率

過去5年間における被害態様別の被害率を第1回調査から第6回調査までの調査回別に見ると、7-4-3-1図のとおりである。なお、本図を見るに当たっては、「ストーカー行為」及び「DV」は、第5回調査から調査項目として設けられたものであり、第4回調査以前は、「暴行・脅迫」に含まれ得ること及び「各種詐欺等被害」では、第3回調査までは過去1年間の被害を、第4回調査以降は過去5年間の被害をいい、調査回ごとに定義が異なること（7-4-1-1表参照）に留意が必要である。

「車上盗」の被害率は、第1回調査から第4回調査までは5～7%台で推移していたが、第5回調査では2%台に低下し、第6回調査では1%台であった。

「自動車損壊」の被害率は、第1回調査では10%台後半であったが、その後、低下が続き、第6回調査では約6%であった。

「バイク盗」の被害率は、第1回調査では12%強であったが、その後、低下傾向にあり、第6回調査では2%を下回った。

「自転車盗」の被害率は、第1回調査では20%台後半であったが、その後、低下傾向にあり、第6回調査では約6%であった。

「不法侵入」の被害率は、第1回調査から第4回調査までは3～4%台で推移していたが、第5回調査では2%台に低下し、第6回調査では1%台であった。

「強盗等」の被害率は、いずれの調査回においても、1%を下回った。

「個人に対する窃盗」の被害率は、第4回調査では4%強であったが、その他の調査回においては2%前後で推移している。

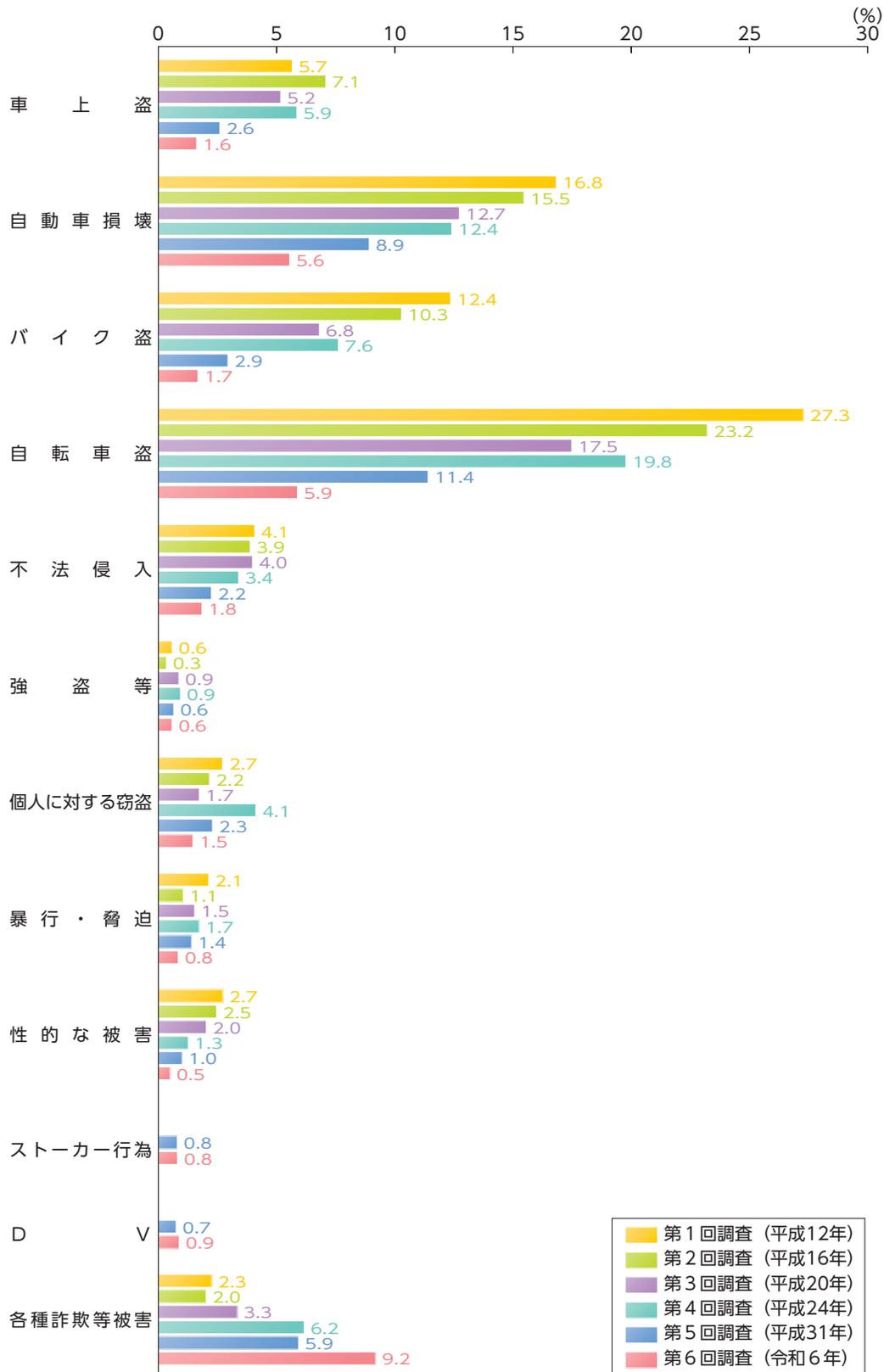
「暴行・脅迫」の被害率は、おおむね1～2%前後で推移している。

「性的な被害」の被害率は、第1回調査では2%台後半であったが、その後低下が続き、第6回調査では1%を下回った。

「ストーカー行為」及び「DV」の各被害率については、第5回調査及び第6回調査のいずれにおいても、1%をやや下回った。

「各種詐欺等被害」の被害率は、第1回調査から第3回調査まで2～3%台で推移していたが、第4回調査及び第5回調査では約6%、第6回調査では約9%であった。

7-4-3-1図 被害態様別 過去5年間の被害率（調査回別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。
 3 第1回調査は平成12年2月、第2回調査は16年2月、第3回調査は20年1月から3月、第4回調査は24年1月、第5回調査は31年1月から2月、第6回調査は令和6年1月から2月に実施した調査である。
 4 「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。
 5 「性的な被害」は、第1回及び第2回調査は、女性回答者に対する比率である。
 6 「ストーカー行為」及び「DV」は、第5回調査から調査項目として設けられ、第4回調査以前は、「暴行・脅迫」に含まれる。
 7 「各種詐欺等被害」は、第3回調査までは過去1年間の被害を、第4回調査以降は過去5年間の被害をいい、調査回ごとに定義が異なる。

（2）都市規模別主な被害の過去5年間の被害率

前記（1）で取り上げた被害態様のうち、窃盗（乗り物関係）、自動車損壊、暴行・脅迫、性的な被害、ストーカー行為、DV及び各種詐欺等被害について、調査回別の変化を見るため、過去5年間の被害率について、都市規模別で第1回調査から第6回調査までの調査回別に表したものが、**7-4-3-2**図である。なお、本図を見るに当たっては、「窃盗（乗り物関係）」は、自動車、バイク又は自転車のいずれかを保有する世帯における車上盗、自動車盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害に遭った者の比率であるが、第6回調査では自動車盗が除かれていること及び第3回調査では、「人口10万人以上の市」は「人口10万人を超える市」、「人口10万人未満の市町村」は「人口10万人以下の市町村」を示していることに留意が必要である。

「窃盗（乗り物関係）」の被害率は、いずれの都市規模においても、第3回調査から第4回調査にかけては上昇したものの、全体的には低下傾向にあり、第1回調査では2～3割程度であったが、第6回調査では1割未満であった。また、第1回調査から第3回調査、第5回調査及び第6回調査において、政令指定都市等の被害率は、他の都市規模と比べて高く、人口10万人未満の市町村の被害率は、他の都市規模と比べて低い傾向が見られた。

「自動車損壊」の被害率は、第1回調査以降、いずれの都市規模においても低下傾向にあり、第1回調査では10%台後半であったが、第6回調査では5%前後であった。被害率につき、都市規模別の傾向の差は見られなかった。

「暴行・脅迫」の被害率は、いずれの調査回、都市規模においても3%未満であり、都市規模別の傾向の差は見られなかった。

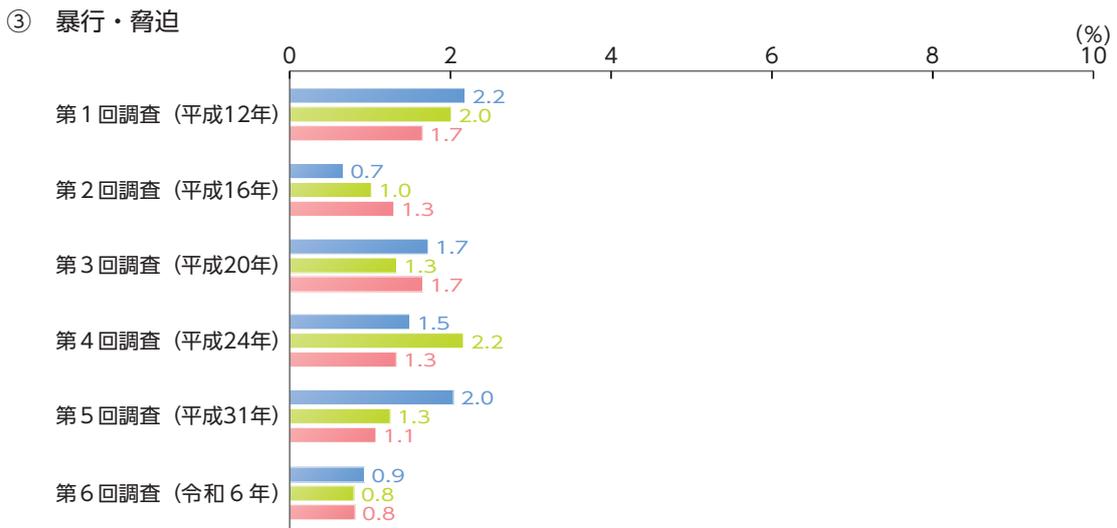
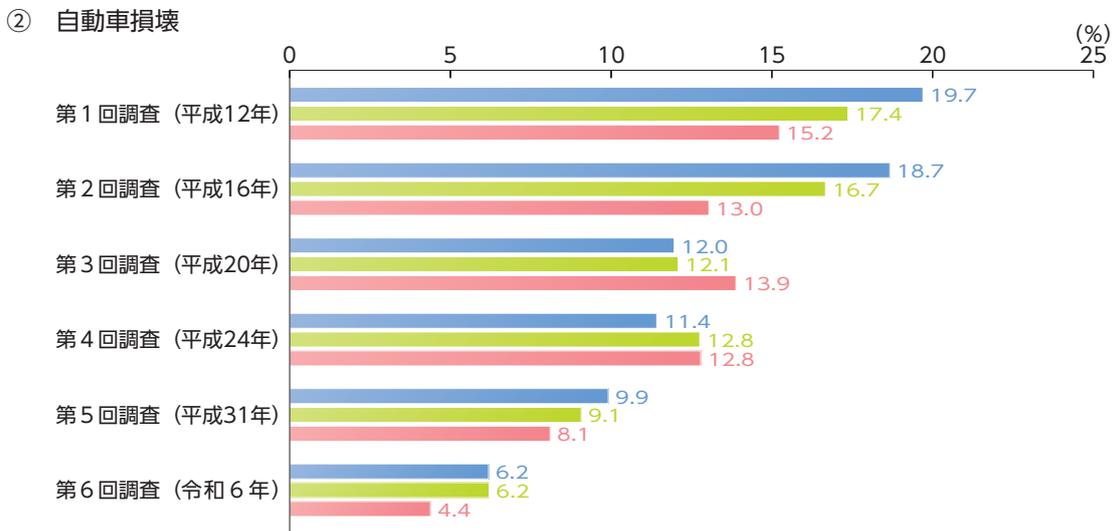
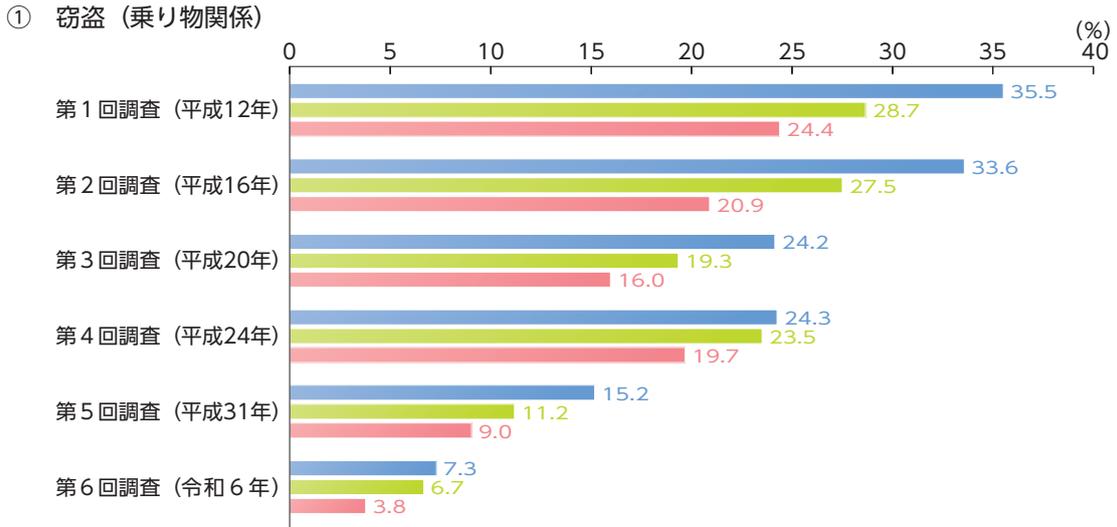
「性的な被害」の被害率は、第1回調査以降、いずれの都市規模においても、おおむね低下傾向にあり、第1回調査では1～3%台であったが、第6回調査では1%未満であった。被害率につき、都市規模別の傾向の差は見られなかった。

「ストーカー行為」の被害率は、いずれの調査回、都市規模においても2%未満であった。第5回調査において、政令指定都市等の被害率は、他の都市規模と比べて高く、人口10万人以上の市の被害率は、他の都市規模と比べて低い傾向が見られた。

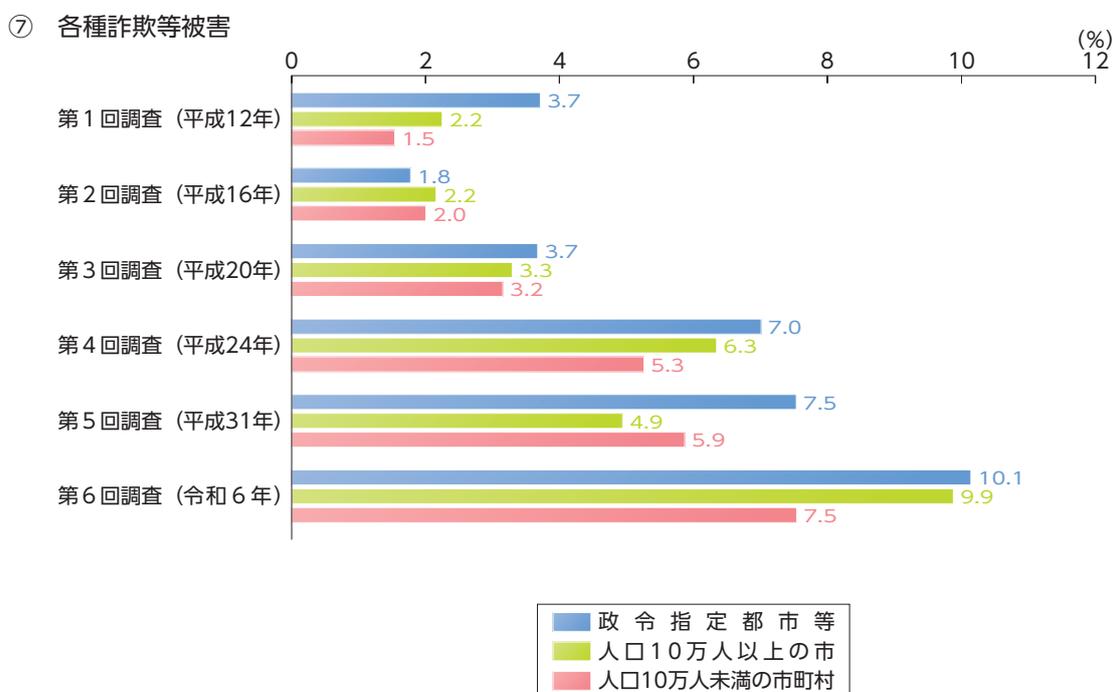
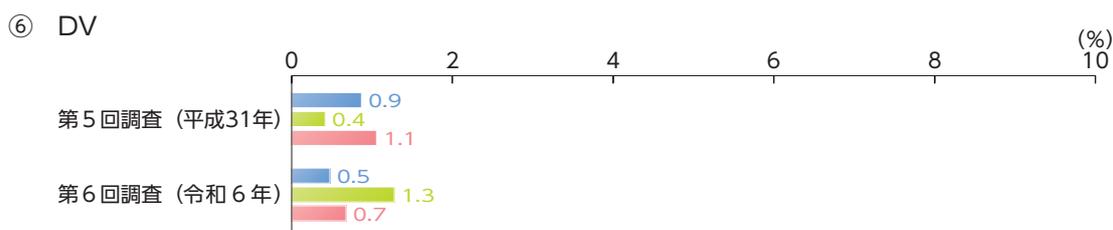
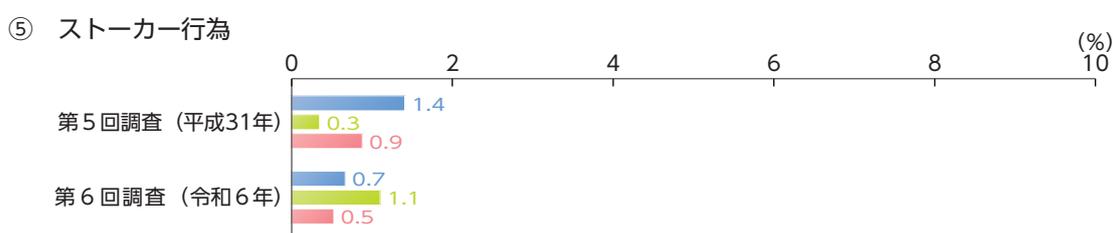
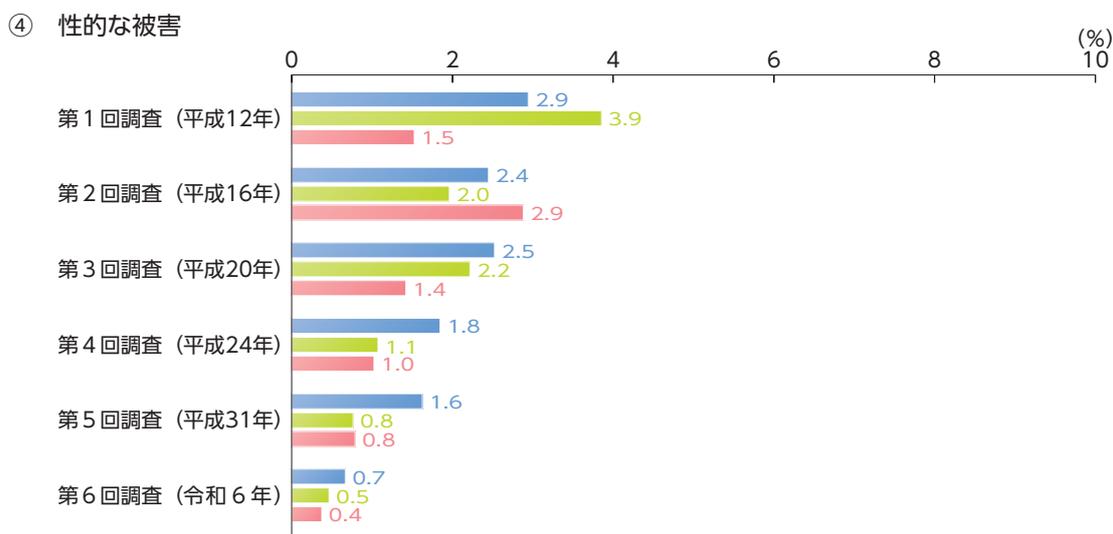
「DV」の被害率は、いずれの調査回、都市規模においても、2%未満であった。被害率につき、都市規模別の傾向の差は見られなかった。

「各種詐欺等被害」の被害率は、いずれの都市規模においても、第2回調査以降上昇傾向にあり、第2回調査では2%前後であったが、第6回調査では7～10%程度であった。第1回調査及び第5回調査では、政令指定都市等の被害率が、他の都市規模と比べて高く、第5回調査では、人口10万人以上の市の被害率が、第6回調査では、人口10万人未満の市町村の被害率が、他の都市規模に比べて低い傾向が見られた。

7-4-3-2図 都市規模別 主な被害の過去5年間の被害率（調査回別）



■ 政令指定都市等
 ■ 人口10万人以上の市
 ■ 人口10万人未満の市町村



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 7-4-3-1図の脚注2、3、5ないし7に同じ。
 3 第3回調査において「人口10万人以上の市」は「人口10万人を超える市」、「人口10万人未満の市町村」は「人口10万人以下の市町村」を示す。
 4 ①について、「窃盗（乗り物関係）」は、自動車、バイク又は自転車のいずれかを保有する世帯における車上盗、自動車盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害に遭った者の比率である。ただし、第6回調査は、自動車盗を除く。
 5 ②について、「自動車損壊」は、過去5年間における自動車を保有する世帯に対する比率である。

(3) 被害態様別過去5年間の被害申告率

被害態様別に過去5年間における被害申告率を第1回調査から第6回調査までの調査回別に見ると、7-4-3-3図のとおりである。

「車上盗」の被害申告率は、第1回調査では約4割であったが、第2回調査及び第3回調査では6割を超え、第4回調査以降は5割台で推移している。

「自動車損壊」の被害申告率は、第1回調査から第5回調査まで2割台前半にとどまりながら徐々に上昇していたが、第6回調査では2割をわずかに下回った。

「バイク盗」の被害申告率は、第1回調査から第3回調査までは7割台で推移し、第4回調査では約6割まで低下したが、第5回調査では約7割、第6回調査では約9割まで上昇した。

「自転車盗」の被害申告率は、第1回調査では3割台、第2回調査から第4回調査では4割台、第5回調査及び第6回調査では5割台であった。

「不法侵入」の被害申告率は、第1回調査から第3回調査までは6割台であったが、第4回調査以降は4割台で推移している。

「強盗等」の被害申告率は、第1回調査及び第2回調査では3割前後であったが、第3回調査では6割台まで上昇し、第4回調査以降は4割台で推移している。

「個人に対する窃盗」の被害申告率は、3～4割台で上昇・低下を繰り返している。

「暴行・脅迫」の被害申告率は、第1回調査では約2割であったが、第2回調査では5割にまで上昇し、第3回調査では3割台、第4回調査では約2割となり、第5回調査では再び上昇して4割台、第6回調査では再び低下して2割台であった。

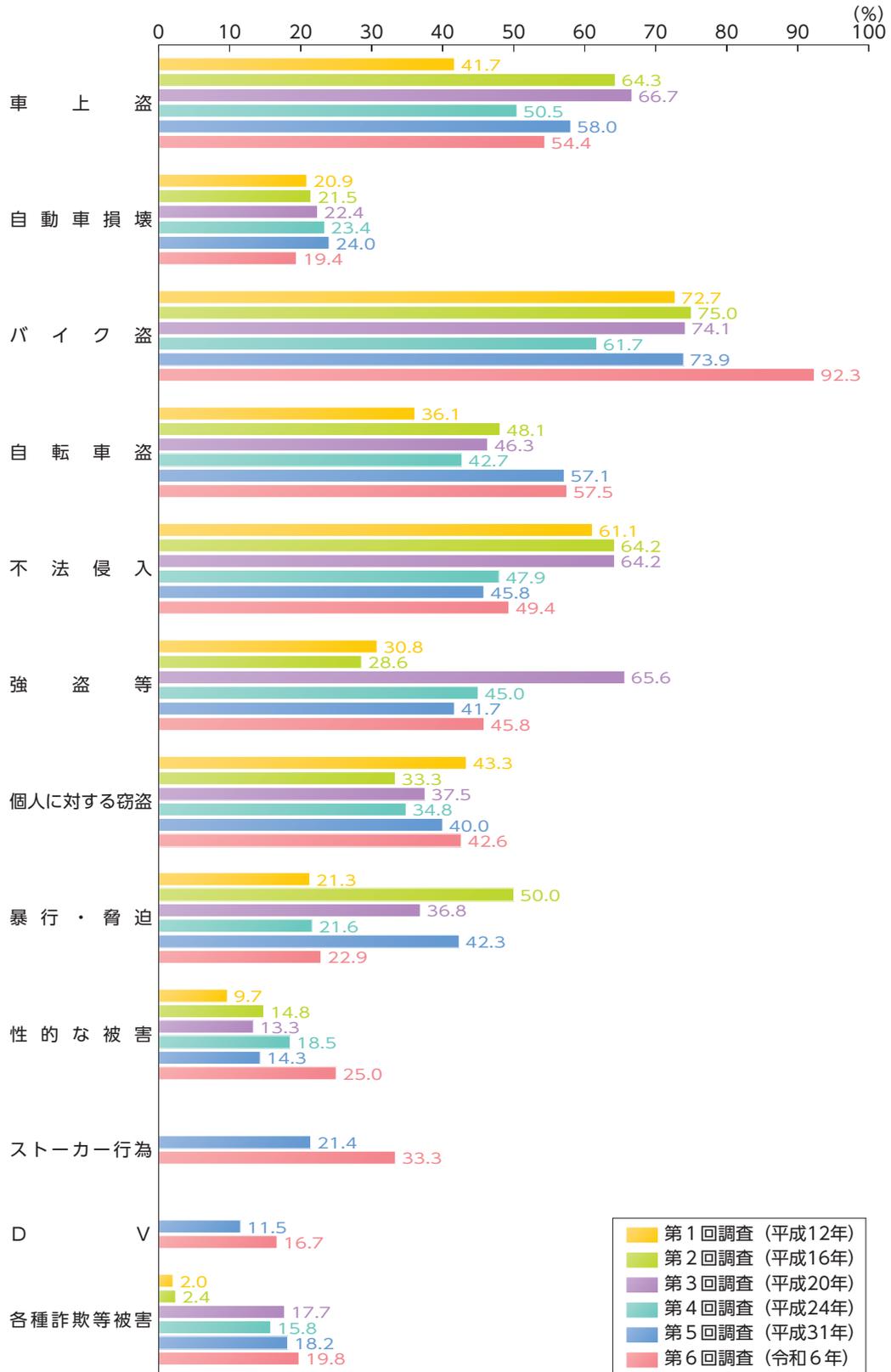
「性的な被害」の被害申告率は、第1回調査では1割弱であったが、第2回調査から第5回調査ではおおむね1割台前半で推移し、第6回調査では2割台半ばまで上昇した。

「ストーカー行為」の被害申告率は、第5回調査では約2割であったが、第6回調査では3割台前半であった。

「DV」の被害申告率は、第5回調査では約1割であったが、第6回調査では1割台半ばとなった。

「各種詐欺等被害」の被害申告率は、第1回調査及び第2回調査では約2%であったが、第3回調査以降は1割台後半で推移している。

7-4-3-3図 被害態様別 過去5年間の被害申告率（調査回別）



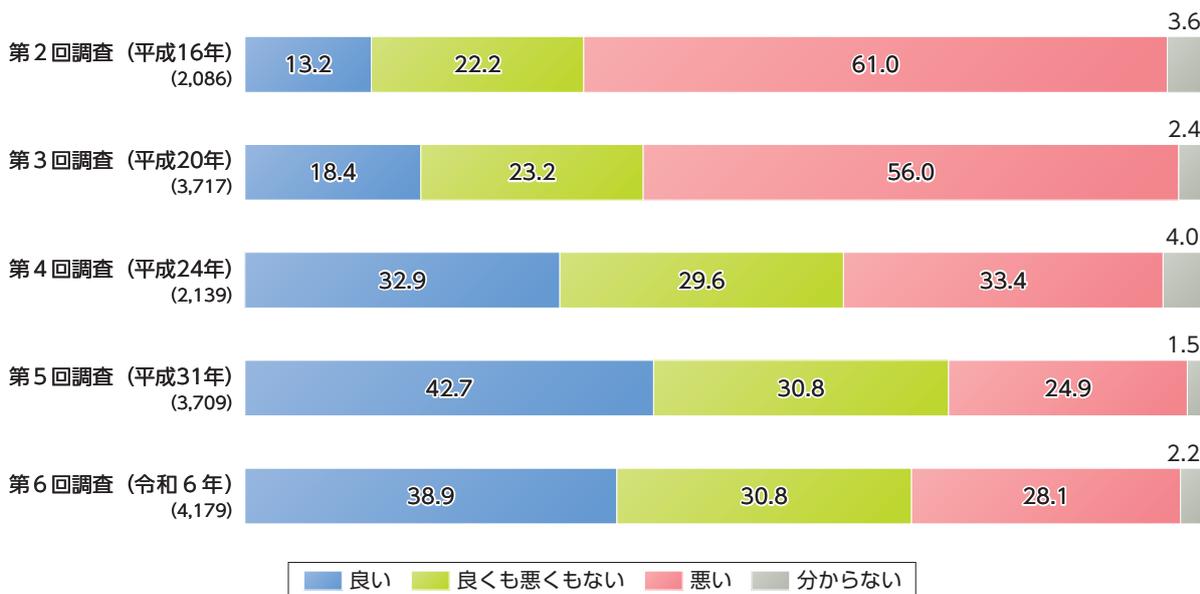
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 7-4-3-1図の脚注2ないし7に同じ。
 3 各犯罪被害に遭った者のうち、捜査機関に被害を届け出た者の構成比である。
 4 複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害について計上している。

2 治安に関する認識

法務総合研究所の犯罪被害実態（暗数）調査では、第2回調査以降、犯罪被害以外に、犯罪に対する不安、治安に関する認識等の項目についても調査している。ここでは、その中から、調査対象者が有する現在の我が国の治安に対する認識についての調査結果を取り上げることとし、第2回調査から第6回調査までの調査回別に見ると、7-4-3-4図のとおりである。

我が国の治安に関する認識について、第5回調査までは、「良い」とする人の構成比が一貫して上昇し、「悪い」とする人の構成比が一貫して低下していたが、第6回調査では「良い」とする人の構成比が低下し、「悪い」とする人の構成比が上昇した。

7-4-3-4図 現在の我が国の治安に関する認識（調査回別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 我が国の治安に関する認識は、第1回調査においては、質問項目に設けられていない。
 3 「良い」は、「とても良い」及び「まあまあ良い」を合計した構成比であり、「悪い」は、「やや悪い」及び「とても悪い」を合計した構成比である。
 4 我が国の治安に関する認識について無回答の者を除く。
 5 () 内は、回答者総数の実人員である。

第4節 調査の結果（被害不申告の理由）

実際に発生した犯罪被害件数から認知件数を差し引いたものが犯罪被害の暗数であり、この暗数の存在が犯罪被害の実態把握を困難にしている。そのため、犯罪被害実態（暗数）調査においては、警察等の捜査機関に申告されなかった犯罪被害（暗数）について調査対象とし、犯罪被害の実態を明らかにしようとしている。さらに、同調査では、暗数が発生する要因を探るため、犯罪被害について調査対象者が捜査機関に被害申告をした理由及び被害申告をしなかった理由をそれぞれ調査しており、ここでは、前記第3節1項（2）で取り上げた主な被害について、調査対象者が被害申告をしなかった理由（被害不申告の理由）についての調査結果を見る。

捜査機関へ被害申告をしなかった理由について、被害態様別に、第5回調査及び第6回調査の結果を見ると、7-4-4-1図のとおりである。

各種詐欺等被害における「クレジットカード情報詐欺」では、「カード会社に知らせた」の該当率が約7～9割と大半を占め、突出して高かった。

「自動車損壊」では、「それほど重大ではない」の該当率が第5回調査では6割強、第6回調査では5割台と、いずれも過半数を占め、次いで「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率が2～3割台で

高かった。

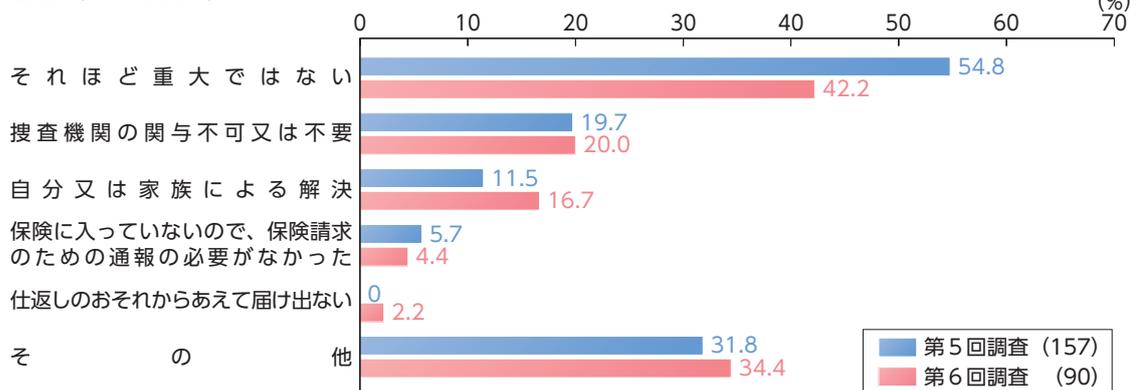
「ストーカー行為」及び「DV」では、「自分又は家族による解決」の該当率が高く、第6回調査においては、「ストーカー行為」では6割、「DV」では過半数を占めた。また、いずれの被害態様でも、「それほど重大ではない」の該当率及び「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率が1割台半ばから約3割であった。一方、「DV」では、「加害者の処罰を望まなかった」の該当率及び「どうしたらよいか分からなかった」の該当率が1割台半ばから3割台半ばであり、第5回調査では、いずれの該当率も3割を超えたが、「ストーカー行為」では、「加害者の処罰を望まなかった」の該当率及び「どうしたらよいか分からなかった」の該当率は0～2割台半ばであり、第5回調査では、「DV」における「加害者の処罰を望まなかった」の該当率が、「ストーカー行為」のそれを30pt以上上回った。

「窃盗（乗り物関係）」及び各種詐欺等被害における「その他の詐欺被害」における「それほど重大ではない」の該当率は、半数前後を占め、いずれの被害態様においても、「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率及び「自分又は家族による解決」の該当率が1～2割台で続いた。

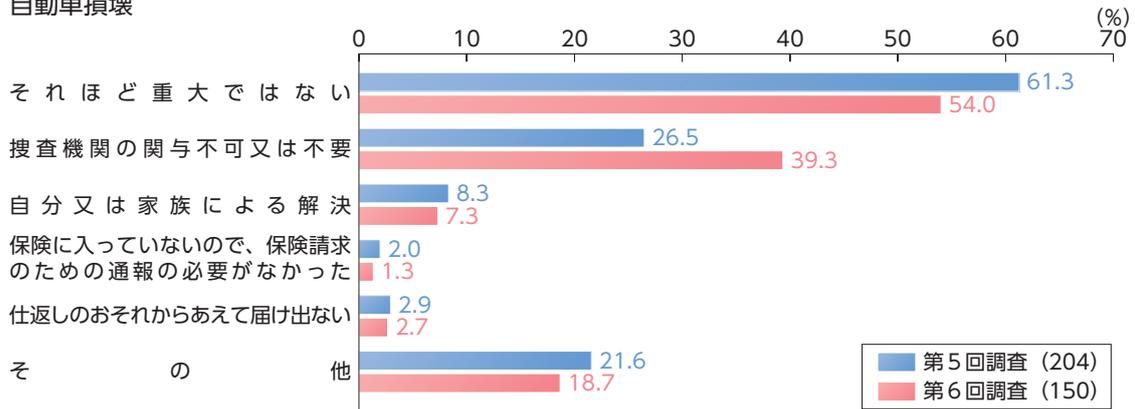
「暴行・脅迫」及び「性的な被害」では、いずれの調査回でも、特定の被害不申告理由の該当率が過半数を占めることはなく、複数の理由に分散する傾向が見られた。「暴行・脅迫」では、「それほど重大ではない」の該当率が3～4割台であり、「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率及び「自分又は家族による解決」の該当率が2～3割台、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」の該当率が1～2割台で続いた。「性的な被害」でも、「暴行・脅迫」同様に、「それほど重大ではない」の該当率が3～4割台であったが、そのほかに3割に達した被害不申告の理由はなかった。「性的な被害」における「どうしたらよいか分からなかった」の該当率は、第5回調査及び第6回調査のいずれにおいても2割台であった。「性的な被害」では、「捜査機関の関与不可又は不要」の該当率が約2割、「自分で解決した（加害者を知っていた）」の該当率が1～2割台であった。「被害に遭ったことを知られたくなかった」の該当率も1～2割台であった。

7-4-4-1図 被害態様別 被害不申告の理由

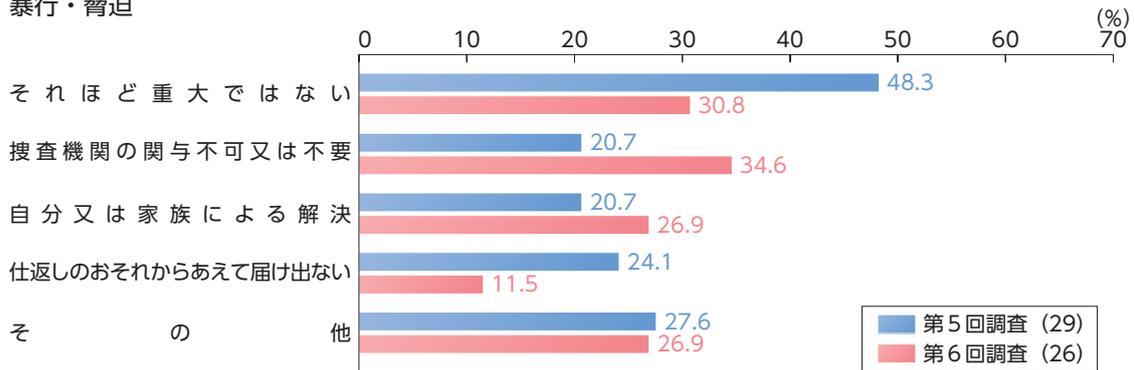
① 窃盗（乗り物関係）



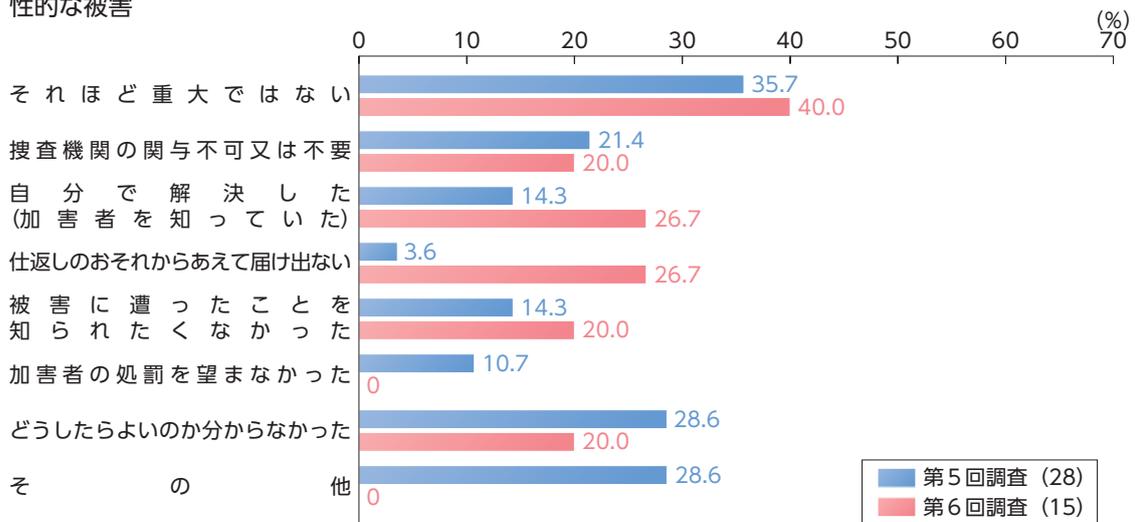
② 自動車損壊



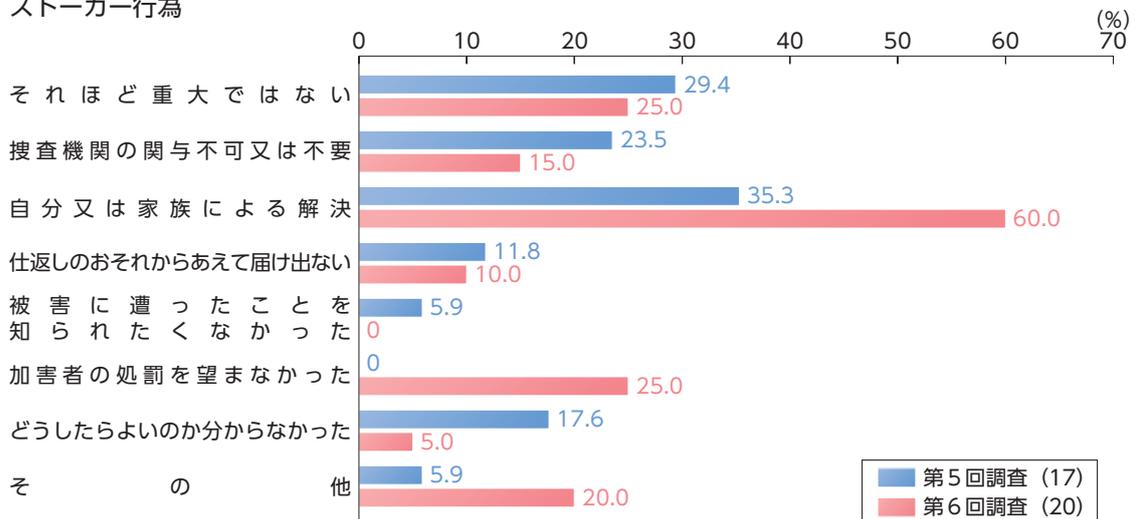
③ 暴行・脅迫



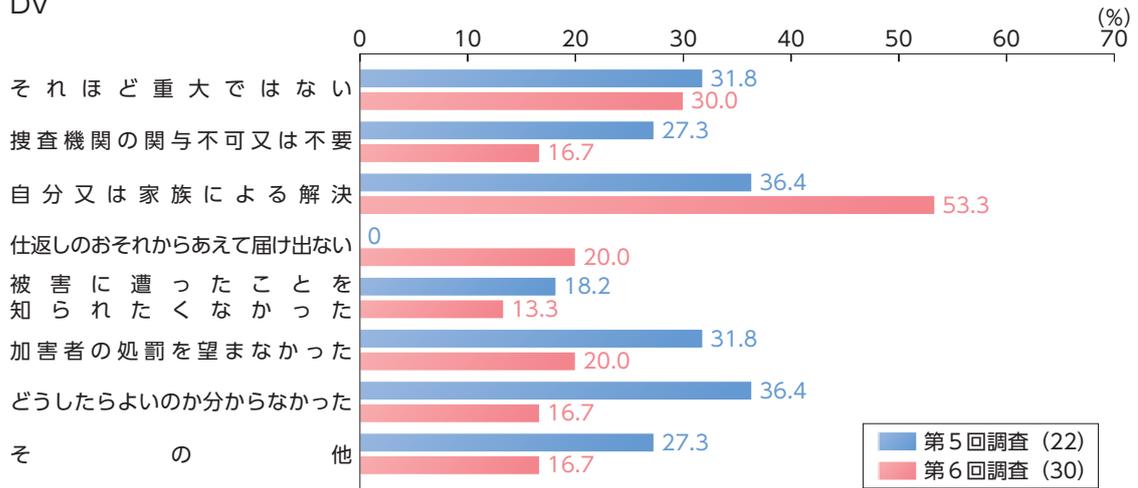
④ 性的な被害



⑤ ストーカー行為

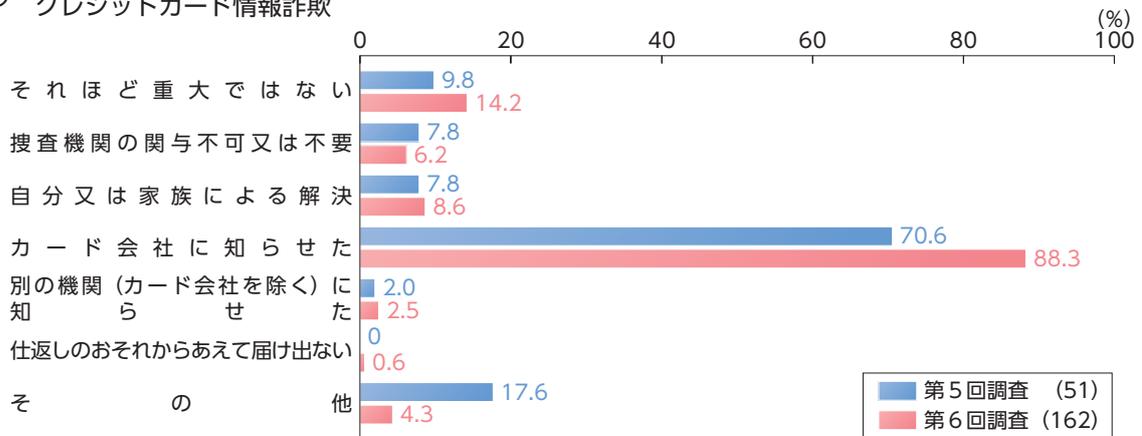


⑥ DV

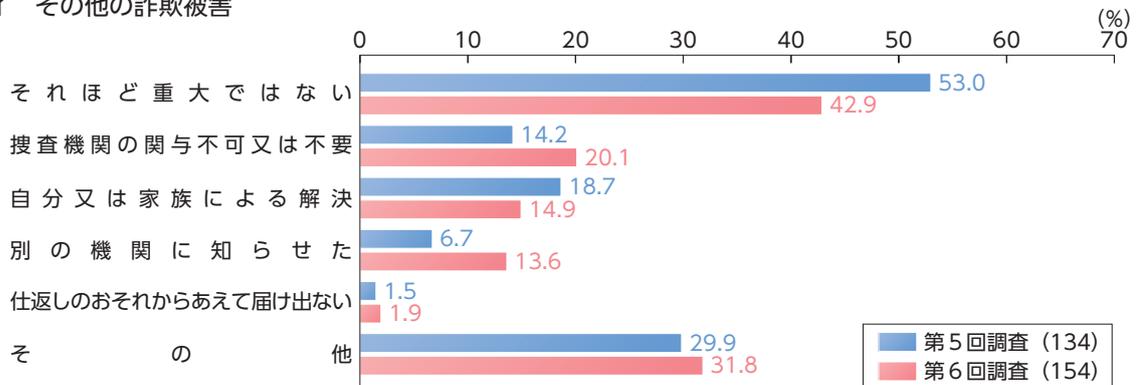


⑦ 各種詐欺等被害

ア クレジットカード情報詐欺



イ その他の詐欺被害



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。
 3 被害に遭ったが、捜査機関に被害を申し出なかったと回答した者のうち、不申告の理由の各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 第5回調査は平成31年1月から2月、第6回調査は令和6年1月から2月に実施した調査である。
 5 「捜査機関の関与不可又は不要」は、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」、「捜査機関は何もしてくれない」又は「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」のいずれかに該当した者の比率である。
 6 「自分又は家族による解決」は、「自分で解決した（加害者を知っていた）」又は「家族が解決した」のいずれかに該当した者の比率である。
 7 「その他」は、「その他」又は「分からない」のいずれかに該当した者の比率である。ただし、①ないし③及び⑦は、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」を、②、③、⑥は、「代わりに別の機関に知らせた」を、⑦イは、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」をそれぞれ含む。
 8 ①について、「窃盗（乗り物関係）」は、第5回調査は、自動車盗、車上盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害に遭った者の比率であり、第6回調査は、車上盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害に遭った者の比率である。なお、いずれも過去5年間に自家用車、バイク又は自転車のいずれかを保有していた世帯に限る。
 9 ⑦イについて、「その他の詐欺被害」は、第5回調査は、消費者詐欺、個人情報の悪用、振り込め詐欺又はインターネットオークション詐欺、第6回調査は、消費者詐欺（インターネットオークション詐欺を含む。）、個人情報の悪用又は特殊詐欺のいずれかの被害に遭った者の比率である。
 10 () 内は、実人員であり、無回答の者を含む。

コラム7 被害率(暗数調査)と被害率(認知)の罪名別経年比較の試み

暗数調査における被害態様別の被害率(第1回調査から第6回調査における各調査年の前年1年間に被害に遭った者の比率。以下このコラムにおいて「被害率(暗数調査)」という。)では、捜査機関に申告されていないものも含め、犯罪被害の実態を推察することができる。犯罪被害に関しては、こうした被害率(暗数調査)のほか、罪名別の事件の認知件数を人口で除することにより、暗数化することなく捜査機関に顕在化した罪名別の被害の比率を求めることができる。さらに、同比率により被害態様別の被害率(暗数調査)を除することにより、被害態様別で両者の比率を明らかにすることができ、これにより、被害態様別の顕在化された被害の比率、暗数となった被害の比率を考察する手掛かりを得ることができる。また、被害態様別で経年比較することにより、捜査機関へ申告が行われる割合の推移を被害態様別で考察する手掛かりを得ることもできる。ただし、暗数調査における被害態様は法律上の犯罪とは必ずしも一致しないこと、調査対象者の記憶の正確性が検証されているわけではないことなど、被害率(暗数調査)には捜査機関に顕在化した被害の比率と比較する上での限界があり、同比率により被害率(暗数調査)を除することにより明らかになる前記比率も犯罪被害の実態を考察する上での手掛かりとし得るにすぎないことに留意が必要である。

被害率(暗数調査)、被害者が20歳以上である事件の認知件数を20歳以上の人口で除した比率(以下このコラムにおいて「被害率(認知)」という。)及び認知件数を経年で示すと、7のとおりである。

「乗り物盗」の認知件数は、平成12年及び13年は増加し、翌年以降は減少傾向となった。被害率(暗数調査)は、本章第1節1項で述べたとおり調査方式が他の回と異なる第4回調査では上昇したものの、第1回調査の約8%から第6回調査の約1%へと低下傾向にある。被害率(認知)は、0.5%以下という低い値で推移しているが、詳細を見ると、14年の0.5%から徐々に低下し、29年以降は0.1%で推移している。さらに、被害率(暗数調査)を被害率(認知)で除することにより得られる比率は、第4回調査では20を超えたが、その他の回の調査では第1回調査の約17から第6回調査の10へと10台で低下傾向にあり、認知件数の10倍以上の被害が存在する可能性がうかがわれた。

「暴行・脅迫」の認知件数は、平成12年から20年まで増加し続け、翌年以降は、2万件台後半から3万件台前半で横ばいとなっている。被害率(暗数調査)は、第1回調査から第6回調査まで0.3~0.5%の間で上昇低下を繰り返しており、被害率(認知)は、11年以降0.03%未満で推移している。さらに、被害率(暗数調査)を被害率(認知)で除することにより得られる比率は、第1回調査の約60から低下傾向にあり、第6回調査では約10であって、近年では認知件数の10倍程度の被害が存在する可能性がうかがわれた。

「性的な被害」の認知件数は、平成12年から15年まで増加し続け、翌年以降減少傾向に転じ、24年と25年には増加したが、翌年以降再び減少傾向となり、令和3年以降は増加が続いている。被害率(暗数調査)は、第1回調査及び第2回調査の約1%から第6回調査の約0.2%へと低下傾向にあり、被害率(認知)は、0.01%未満という極めて低い値で推移している。さらに、被害率(暗数調査)を被害率(認知)で除することにより得られる比率は、第1回調査では約340であったが、第2回調査及び第3回調査の約200、第4回調査及び第5回調査の約120を経て、第6回調査では約40まで低下しており、近年では認知件数の数十倍の被害が存在する可能性がうかがわれた。

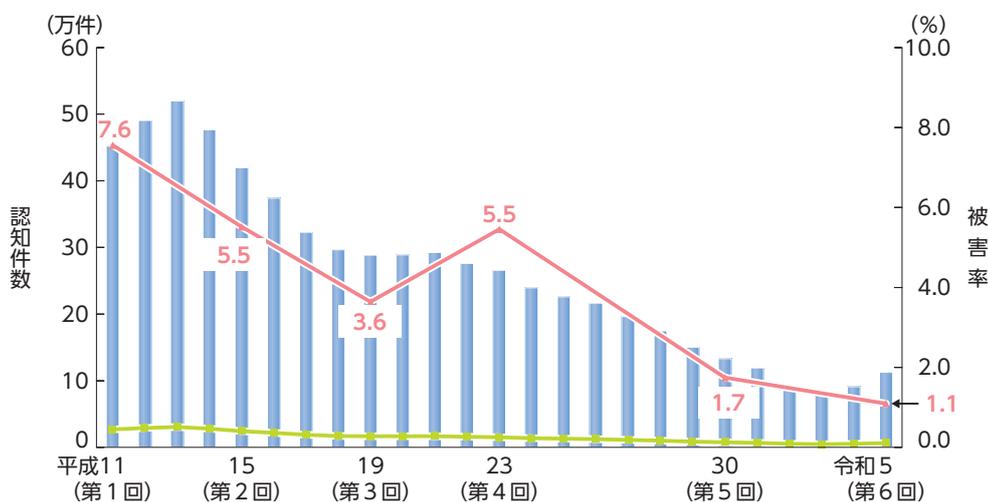
「各種詐欺等被害」の認知件数は、平成14年から17年まで増加し続け、翌年以降減少傾向に

転じ、24年から再び増加傾向となるが、30年に再度減少傾向に転じ、令和3年からは増加している。被害率（暗数調査）は、第1回調査から第6回調査まで2～4%の間で上昇低下を繰り返しており、被害率（認知）は、0.1%以下という低い値で推移している。さらに、被害率（暗数調査）を被害率（認知）で除することにより得られる比率は、約50～120の間で上昇低下を繰り返しており、認知件数の数十倍の被害が存在する可能性がうかがわれた。

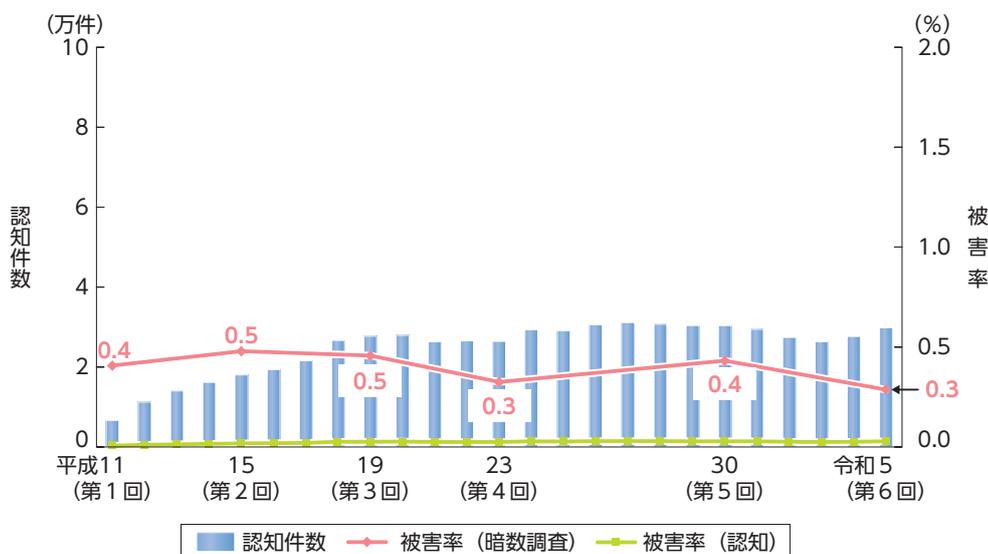
こうした被害率（暗数調査）を被害率（認知）により除することにより得られる比率によれば、①「性的な被害」及び「各種詐欺等被害」、②「乗り物盗」、③「暴行・脅迫」の順で、暗数化しやすい傾向にある可能性が指摘できる。また、「乗り物盗」、「暴行・脅迫」及び「性的な被害」における被害率（暗数調査）を被害率（認知）で除することにより得られる比率の経年変化を見ると、いずれも低下傾向にあることから、被害率（暗数調査）と被害率（認知）の差は縮まりつつあるといえ、少なくともこれらの被害については、被害申告がなされるなどして捜査機関が被害を認知する割合が上昇している可能性が指摘できる。

図7

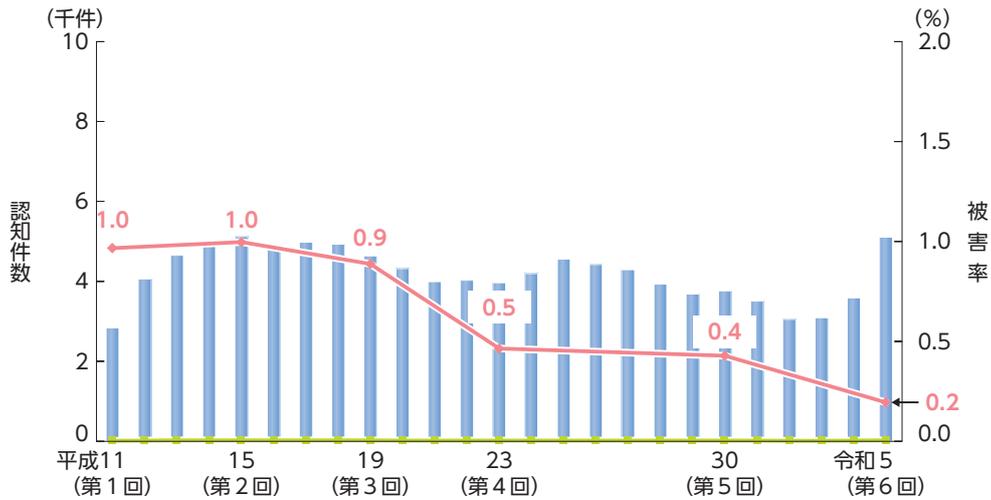
① 乗り物盗



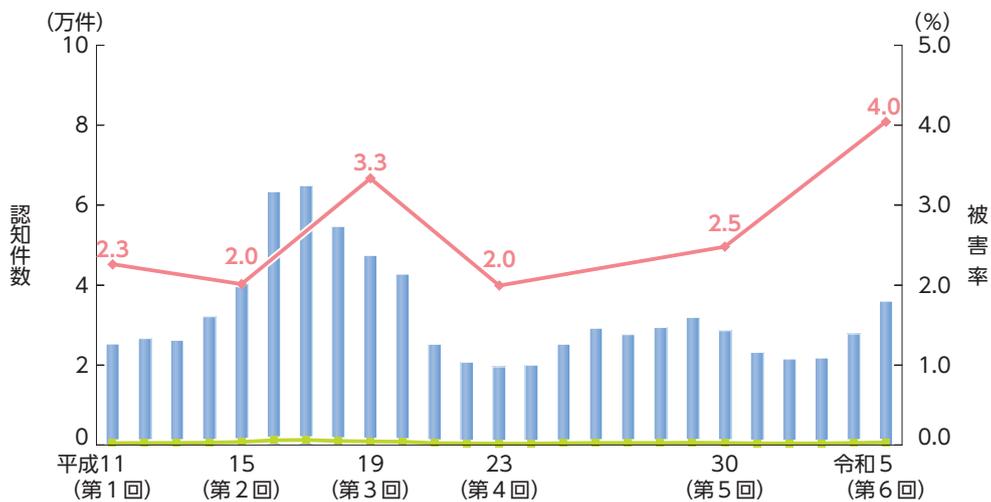
② 暴行・脅迫



③ 性的な被害



④ 各種詐欺等被害



■ 認知件数 ● 被害率 (暗数調査) ■ 被害率 (認知)

<「被害率 (暗数調査)」について>

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 7-4-3-1図の脚注2及び3に同じ。
- 3 「被害率 (暗数調査)」は、第1回から第6回調査までの各調査年の前年1年間に被害に遭った者の比率であり、図中の横軸は、該当する調査回の前年を示している。
- 4 「乗り物盗」は、自動車、バイク又は自転車保有する世帯における自動車盗、バイク盗又は自転車盗のいずれかの被害をいう。ただし、第6回調査は、バイク又は自転車保有する世帯におけるバイク盗又は自転車盗のいずれかの被害をいう。

<「被害率 (認知)」及び「認知件数」について>

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
- 2 「被害率 (認知)」は、被害者が20歳以上である事件の認知件数を20歳以上の人口で除した比率である。
- 3 「暴行・脅迫」は、暴行及び脅迫の認知件数を合計したものであり、「性的な被害」は、不同意性交等 (強姦又は強制性交等を含む。)及び不同意わいせつ (強制わいせつを含む。)の認知件数を合計したものであり、「各種詐欺等被害」は、詐欺の認知件数である。
- 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

法務総合研究所では、特に被害が潜在化しやすいとされる精神障害者である性犯罪被害者を主たる調査対象とし、その被害を防止し、支援策を検討するための基礎資料を提供することを目的として、その特性に着目して被害の実態について調査を行った。同調査では、精神障害を有する性犯罪被害者に対して新たな負担を生じさせる可能性のある質問紙調査等を行わず、調査対象事件に係る既存の刑事確定記録を用いて調査を行った。すなわち、既存の刑事事件の判決書及び確定記録を用いて、被害者の属性や被害当時の状況等について詳細に調査するとともに、被害者の被害認識や被害申告の契機等を読み解くなどした。そして、精神障害を有しない性犯罪被害者についても、精神障害を有する性犯罪被害者と同じ調査項目で調査を実施し、精神障害を有しない性犯罪被害者と比較して、精神障害を有する性犯罪被害者の傾向・特徴の分析も行った。

この章においては、本特別調査の内容及び同調査で明らかになった事項について紹介する。

第1節 調査の概要

本特別調査の対象者は、以下のとおりである。

1 調査対象事件・調査対象被害者

(1) 精神障害を有する者

精神障害を有する者については、平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に、全国の地方裁判所本庁及び支部において、強制的性交等、準強制的性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれか（この項の（3）のとおり、結果的加重犯を除く。）により有罪判決の言渡しを受けた事件で、かつ、検察官において、犯罪の成立や情状に関して被害者が精神障害を有する者であると判断している事件のうち、5年6月の調査開始時点で有罪判決が確定していた事件の被害者176人（以下「精神障害あり群」という。）を対象とした。

(2) 精神障害を有しない者

精神障害を有しない者に対する性被害事件数は、精神障害を有する者に対する事件数よりも著しく多いことから、精神障害を有しない者については、令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間に、高等裁判所の所在地である東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の8地方裁判所本庁において、強制的性交等、監護者性交等、強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれか（この項の（3）のとおり、結果的加重犯を除く。）により有罪判決の言渡しを受けた事件で、かつ、検察官において、被害者が精神障害を有しない者であると判断している事件のうち、5年6月の調査開始時点で有罪判決が確定していた事件の被害者349人（以下「精神障害なし群」という。）を対象とした。精神障害なし群において、準強制的性交等又は準強制わいせつが適用された事案の多くは、被害者が酩酊あるいは薬物等の影響による意識混濁・喪失状態や睡眠状態で敢行されたものであり、精神障害あり群において前記両罪名が適用された事案とは明らかに状況を異にしている事案が多かったことから、精神障害なし群に対する性被害事件においては、準強制的性交等及び準強制わいせつを調査対象から除外した。

(3) 結果的加重犯の取扱い

本調査の設計段階において、精神障害あり群は、性被害について適切に認識できていないことなど

から、精神障害なし群よりも抵抗能力が低い場合が多いため、精神障害あり群に対する性被害事件では、加害者が被害者の抵抗を排する手段として、強度の暴行を加えていない事案が多く、致傷結果を伴う結果的加重犯の事件数が非常に少ないことが確認された。他方、精神障害なし群に対する性被害事件では、加害者が被害者の抵抗を排する手段として、強度の暴行を伴っている事案が少なくないことが確認された。そこで、本特別調査においては、致傷結果を伴う結果的加重犯の事件数の偏りが調査項目の分析結果に及ぼす影響を排除するため、強姦性交等致傷や強制わいせつ致傷等の結果的加重犯については、これらの罪名のみで判決が言い渡された事件を調査対象から除外した。

2 調査対象被害者の特徴

7-5-1-1表は、調査対象被害者の属性等を示したものである。構成比を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、性別では「女性」が9割前後であり、職業では「学生」が最も高く、居住環境では「家族・親族と同居」が最も高かった。年齢（加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時点の年齢をいう。以下この章において同じ。）では、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも「20～29歳」が最も高く、「65歳以上」は精神障害あり群のみ該当があった。精神障害なし群では、「20～29歳」及び「13歳未満」の合計が全体の6割を超えていた。

7-5-1-1表 調査対象被害者の属性等

属性等		区分		総数		精神障害あり		精神障害なし	
総数				525	(100.0)	176	(100.0)	349	(100.0)
性別	男		性	51	(9.7)	25	(14.2)	26	(7.4)
	女		性	474	(90.3)	151	(85.8)	323	(92.6)
年齢	13	歳	未	127	(24.2)	35	(19.9)	92	(26.4)
	13	～	15	53	(10.1)	28	(15.9)	25	(7.2)
	16	～	19	100	(19.0)	33	(18.8)	67	(19.2)
	20	～	29	163	(31.0)	37	(21.0)	126	(36.1)
	30	～	39	43	(8.2)	14	(8.0)	29	(8.3)
	40	～	49	11	(2.1)	8	(4.5)	3	(0.9)
	50	～	59	15	(2.9)	9	(5.1)	6	(1.7)
	60	～	64	2	(0.4)	1	(0.6)	1	(0.3)
職業	65	歳	以	11	(2.1)	11	(6.3)	—	—
	有職	職		192	(37.0)	49	(27.8)	143	(41.7)
		職		63	(12.1)	45	(25.6)	18	(5.2)
		生		264	(50.9)	82	(46.6)	182	(53.1)
居住環境	有職		63	(14.1)	7	(4.0)	56	(20.7)	
	無職		334	(74.9)	140	(80.0)	194	(71.6)	
	学		13	(2.9)	—	—	13	(4.8)	
	に居住		36	(8.1)	28	(16.0)	8	(3.0)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「年齢」は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時点の年齢による。
 4 「有職」は、就労支援事業所、その他（自営業）を含む。
 5 () 内は、各属性等の総数における構成比である。

調査対象被害者のうち精神障害を有する者について、精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況を見ると、7-5-1-2表のとおりである。精神障害の種類等について、該当率（重複計上による。）を見ると、調査対象被害者の7割以上が「知的障害」に該当し、2割程度が「発達障害」に該当した。知的障害の程度別では、「知的障害（中等度）」と「知的障害（重度）」が同程度に高かった。事件当時受けていた支援の状況について、該当率（重複計上による。）を見ると、「施設通所」が60%を超えて最も高く、「医療機関等での通院治療等」が約26%、「施設入所」が約16%であった。

7-5-1-2表 精神障害を有する者の精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況

属性等	区分	該当者	
総数		176	(100.0)
精神障害の種類等	知的障害	131	(74.4)
	知的障害(軽度)	36	(20.5)
	知的障害(中等度)	44	(25.0)
	知的障害(重度)	43	(24.4)
	知的障害(最重度)	8	(4.5)
	認知症	12	(6.8)
事件当時受けていた支援	施設入所	28	(15.9)
	施設通所	112	(63.6)
	訪問支援	8	(4.5)
医療機関等での通院治療等	な	45	(25.6)
	し	17	(9.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の実人員である。
 3 精神障害の種類等の「その他」は、うつ病、統合失調症、不安障害、摂食障害等である。
 4 事件当時受けていた支援の「施設通所」は、特別支援学校等の通学を含む。
 5 ()内は、総数に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

第2節 調査の結果

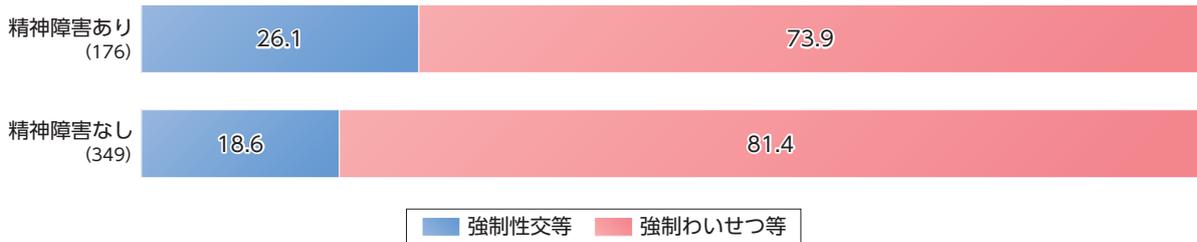
1 調査対象事件の特徴

この項では、調査対象事件において、被害者の精神障害の有無により、被害の態様、犯行時間帯及び被害の場所の傾向・特徴に違いがあるかについて見る。なお、この項の各調査では、判決書の「罪となるべき事実」で認定された同一被害者に対する犯行が二つ以上ある場合は、最初の犯行（被害者が最初に受けた被害）について取り上げている点に留意が必要である。

(1) 被害の態様

被害の態様について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-1図のとおりである。「強制わいせつ等」の構成比が、精神障害あり群では約7割を、精神障害なし群では約8割を、それぞれ占めていた。また、精神障害あり群においては、「強制性交等」の割合が26%を超えていた。なお、本図を見るに当たっては、精神障害あり群と精神障害なし群において、対象としている罪名が異なる点に留意が必要である。すなわち、精神障害あり群において、「強制性交等」は強制性交等、準強制性交等及び監護者性交等、「強制わいせつ等」は強制わいせつ、準強制わいせつ及び監護者わいせつであり、他方、精神障害なし群において、「強制性交等」は強制性交等及び監護者性交等、「強制わいせつ等」は強制わいせつ及び監護者わいせつである。

7-5-2-1図 被害の態様

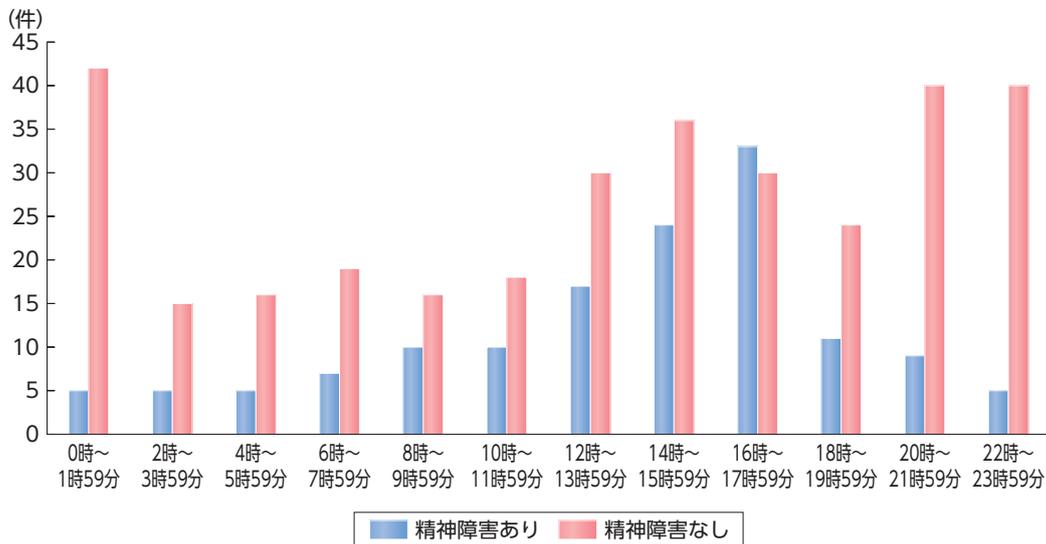


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 精神障害あり群において、「強制性交等」は、強制性交等、準強制性交等及び監護者性交等をいい、「強制わいせつ等」は、強制わいせつ、準強制わいせつ及び監護者わいせつをいう。
 3 精神障害なし群において、「強制性交等」は、強制性交等及び監護者性交等をいい、「強制わいせつ等」は、強制わいせつ及び監護者わいせつをいう。
 4 複数の態様に該当する場合は、「強制性交等」に計上している。
 5 同一被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。
 6 ()内は、実人員である。

(2) 犯行時間帯

犯行時間帯について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-2図のとおりである。精神障害あり群では、「16時～17時59分」が最も多く、次いで、「14時～15時59分」、「12時～13時59分」の順であった。他方、精神障害なし群では、「0時～1時59分」が最も多く、次いで、「20時～21時59分」及び「22時～23時59分」の順であった。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「16時～17時59分」の構成比(23.4%)が高く、「0時～1時59分」及び「22時～23時59分」の構成比(いずれも3.5%)が低かった。

7-5-2-2図 犯行時間帯



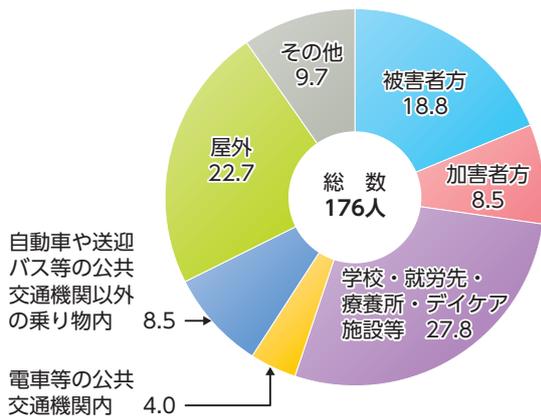
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行の時間帯が不詳のものを除く。
 3 複数の時間帯にまたがって犯行がなされた場合は、犯行の始期の時間帯に計上している。
 4 同一被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。

（3）被害の場所

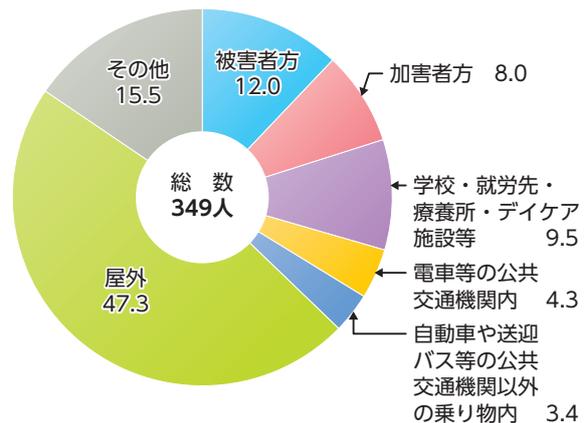
被害者が被害を受けた場所について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-3図のとおりである。精神障害あり群では、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」の構成比が最も高く、次いで、「屋外」、「被害者方」の順であった。他方、精神障害なし群では、「屋外」の構成比が最も高く、次いで、「その他」（ホテル、商業施設、建物内の共有スペース等）、「被害者方」の順であった。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「被害者方」、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」及び「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」の構成比が高く、「屋外」の構成比が低かった。

7-5-2-3図 被害の場所

① 精神障害あり



② 精神障害なし



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行が複数の場所にまたがる場合の「被害の場所」は、実質的な被害開始場所である。
 3 同一被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。
 4 「被害者方」と「加害者方」が同一の場合は、「被害者方」に計上している。
 5 「被害者方」は、1階住居の庭、ベランダ、バルコニー等の被害者家族の専有部分に隣接する共有部分を含む。
 6 「電車等の公共交通機関内」は、駅構内や駅内のトイレを含む。
 7 「その他」は、ホテル、商業施設、建物内の共有スペース等である。

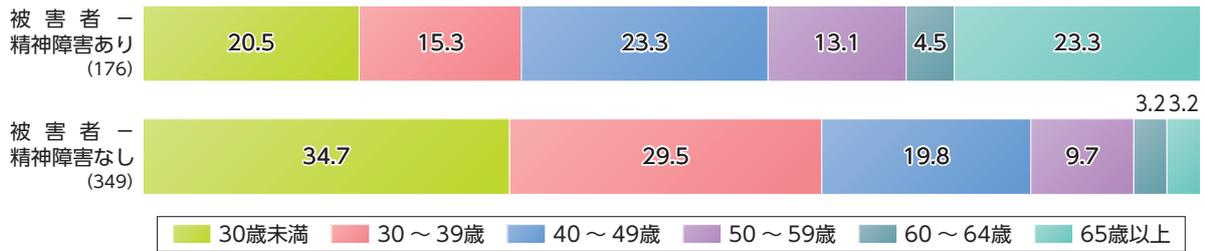
2 加害者の属性等

この項では、調査対象事件において、被害者の精神障害の有無により、加害者の属性等の傾向・特徴に違いがあるかについて見る。なお、加害者の人員は、被害者数に対応した延べ人員であること、すなわち、一人の加害者について、複数の異なる調査対象被害者に対する事件がある場合は、被害者ごとに加害者の人員を計上していることに留意が必要である（以下この項において同じ）。

(1) 加害者の犯行時の年齢層

加害者の犯行時における年齢層について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-4図のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者では、「40～49歳」及び「65歳以上」の構成比が同じで最も高く、次いで、「30歳未満」の順であった。他方、精神障害なし群に対する事件の加害者では、「30歳未満」の構成比が最も高く、次いで、「30～39歳」、「40～49歳」の順であった。精神障害あり群に対する事件の加害者は、精神障害なし群に対する事件の加害者よりも「65歳以上」の構成比が高く、「30歳未満」及び「30～39歳」の構成比が低かった。

7-5-2-4図 加害者の犯行時の年齢層

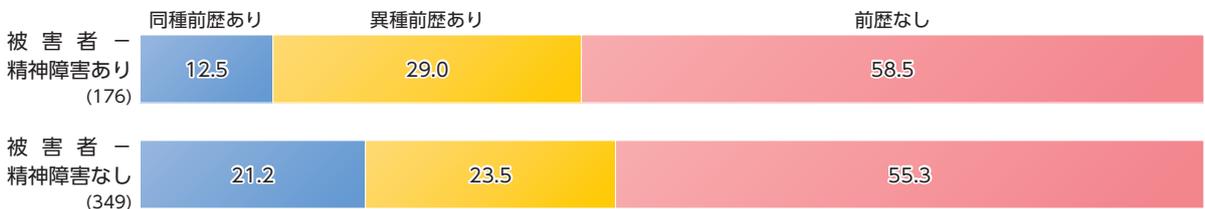


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時時点の年齢による。
 3 () 内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(2) 加害者の前歴

加害者の前歴について、「同種前歴あり」(強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつ及びこれらの結果的加重犯の前歴が認められた者)、「異種前歴あり」(同種前歴以外の前歴が認められた者)及び「前歴なし」の構成比を調査対象被害者の群別に見ると、7-5-2-5図のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者及び精神障害なし群に対する事件の加害者のいずれも、「前歴なし」の構成比が最も高く、次いで、「異種前歴あり」、「同種前歴あり」の順であった。精神障害あり群に対する事件の加害者は、精神障害なし群に対する事件の加害者よりも「同種前歴あり」の構成比が低かった。なお、本調査項目は、調査者において、判決書等を調査した結果を分類したものである。

7-5-2-5図 加害者の前歴



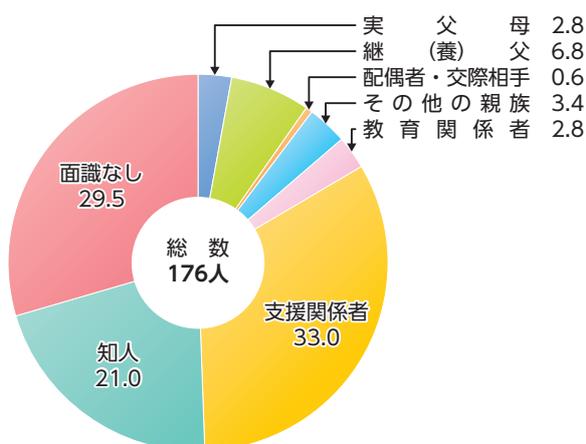
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「同種前歴あり」は、強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつ及びこれらの結果的加重犯の前歴が認められた者の構成比、「異種前歴あり」は、それ以外の前歴が認められた者の構成比、「前歴なし」は、前歴が認められなかった者の構成比である。
 3 () 内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

（3）被害者から見た加害者の立場

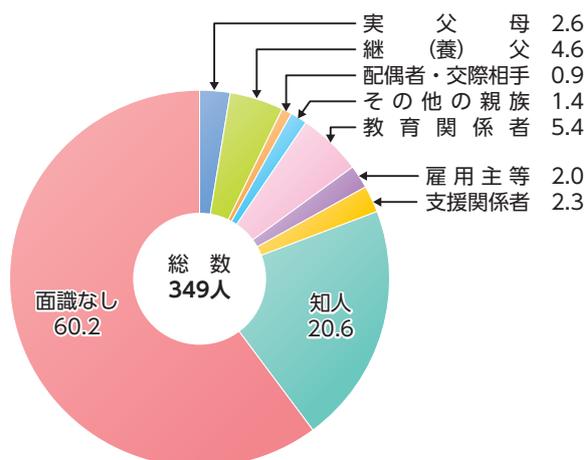
被害者から見た加害者の立場について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-6図のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者では、「支援関係者」の構成比が最も高く、次いで、「面識なし」、「知人」の順であった。精神障害なし群に対する事件の加害者では、「面識なし」の構成比が最も高く、次いで、「知人」、「教育関係者」の順であった。精神障害あり群に対する事件の加害者は、精神障害なし群に対する事件の加害者よりも「支援関係者」の構成比が高く、「面識なし」の構成比が低かった。なお、本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものである。

7-5-2-6図 被害者から見た加害者の立場

① 被害者－精神障害あり



② 被害者－精神障害なし



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「継(養)父」は、母親の内縁の夫を含む。
 3 「雇用主等」は、勤務先の上司を含む。
 4 総数は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

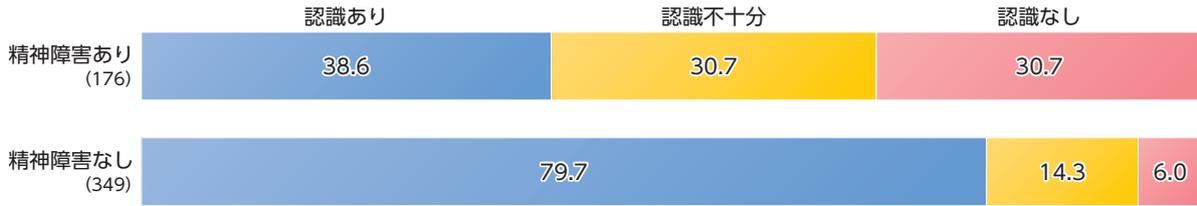
3 被害申告の経緯等

この項では、調査対象事件において、被害者の精神障害の有無により、被害申告の経緯等の傾向・特徴に違いがあるかについて見る。

（1）被害当時の被害認識

被害者の被害当時の被害認識について、「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の構成比を調査対象被害者の群別に見ると、7-5-2-7図のとおりである。被害認識の分類のうち、「認識あり」は、被害者において、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合等をいい、「認識不十分」は、被害者において、加害者から何らかの違和感・不快感等を伴う行為をされたことは認識しているものの、それが犯罪行為の被害であることまで明確に認識できていないような場合等をいい、「認識なし」は、被害者において、加害者から行われた行為自体を認識できていない場合や、その行為の意味内容をほとんど理解できていない場合等をいう（以下この項において同じ）。精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、「認識あり」の構成比が最も高く、次いで、「認識不十分」、「認識なし」の順であった。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「認識不十分」及び「認識なし」の構成比が高く、「認識あり」の構成比が低かった。なお、本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものである。

7-5-2-7図 被害当時の被害認識



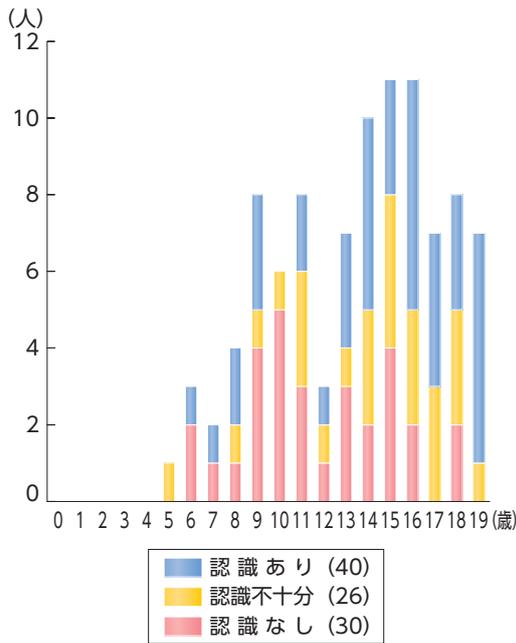
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実人員である。

(2) 被害当時の被害認識（年齢別）

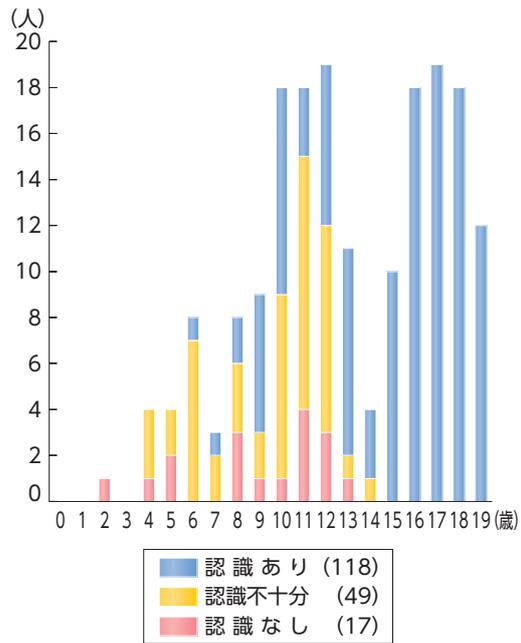
さらに、年齢による被害認識の程度等の違いの有無を見るため、調査対象被害者のうち、20歳未満の者に係る精神障害あり群及び精神障害なし群における被害当時の被害認識について、「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の人数を年齢別に見ると、7-5-2-8図のとおりである。精神障害なし群では、「認識なし」の最年長は13歳であり、15歳以上は全員「認識あり」であった。他方、精神障害あり群では、「認識なし」の最年長は18歳であった。

7-5-2-8図 被害当時の被害認識（年齢別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 20歳未満の者に限る。
3 () 内は、実人員である。

（3）反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（加害者別）

調査対象被害者のうち、余罪（本件被害が発覚するまで被害申告をしていなかったが、捜査・公判において、当該加害者による同一被害者に対する同種犯行に関する被害者又は加害者の供述があり、かつ、判決書で「罪となるべき事実」として認定されていない犯行をいう。以下（3）において同じ。）があったものについて、被害者供述等の関係各証拠から、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由を分類し、各項目の該当率（重複計上による。）を調査対象被害者の群別及び加害者別に見ると、7-5-2-9図のとおりである。なお、調査対象被害者のうち、余罪に関する供述がある者は、精神障害あり群では5割を超え、精神障害なし群では約2割であった。

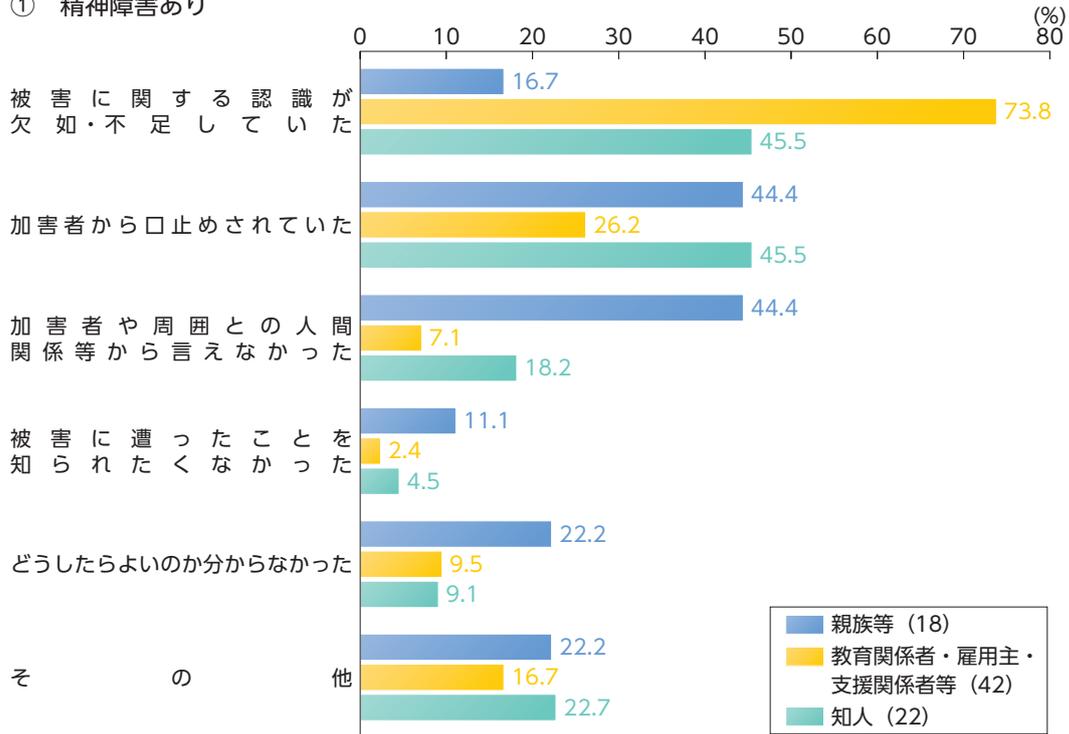
被害者から見た加害者の立場が「面識なし」の場合、余罪に関する供述がある者は、精神障害あり群では2割弱、精神障害なし群では1割以下であった。そこで、本図では、被害者から見た加害者の立場について、「親族等」、「教育関係者・雇用主・支援関係者等」及び「知人」の3項目に分類した上で分析を行った。

精神障害あり群では、加害者が「親族等」であった場合、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」の該当率が同じで最も高く、4割を超えており、加害者が「教育関係者・雇用主・支援関係者等」であった場合、「被害に関する認識が欠如・不足していた」の該当率が最も高く、7割を超えており、加害者が「知人」であった場合、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者から口止めされていた」の該当率が同じで最も高く、4割を超えていた。精神障害なし群では、加害者が「親族等」であった場合、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」の該当率が最も高く、7割を超えており、加害者が「教育関係者・雇用主・支援関係者等」であった場合、「加害者から口止めされていた」の該当率が最も高く、6割を超えており、加害者が「知人」であった場合、「被害に関する認識が欠如・不足していた」の該当率が最も高く、5割を超えていた。

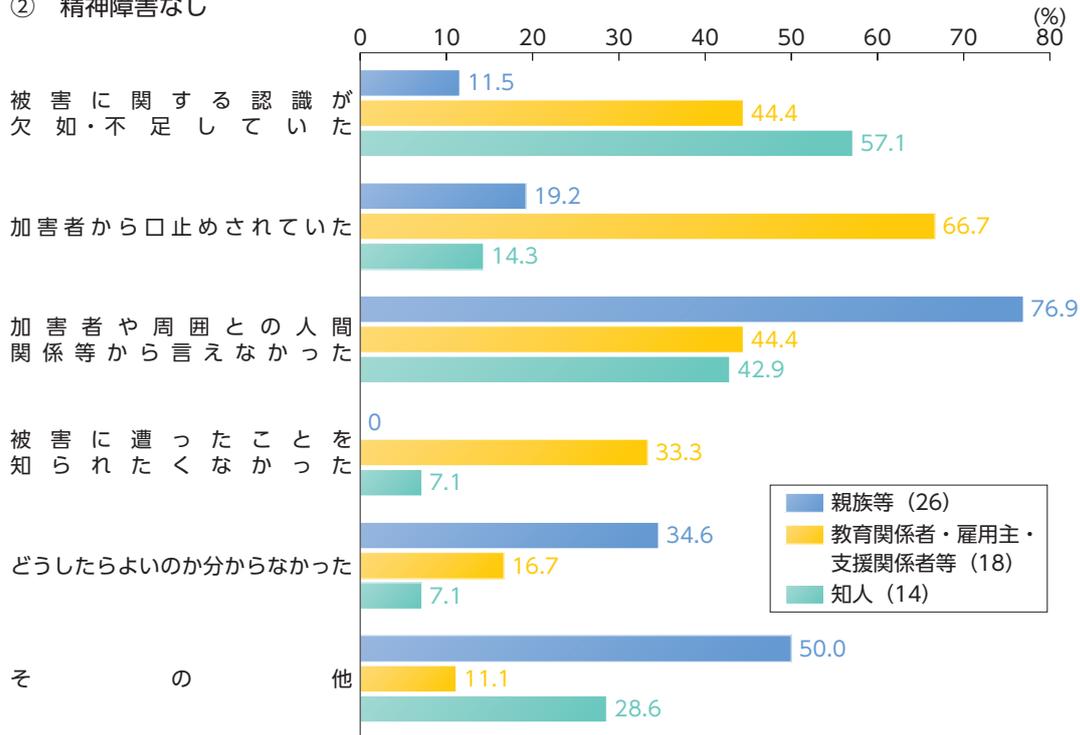
「被害に関する認識が欠如・不足していた」について、精神障害あり群では、加害者が「教育関係者・雇用主・支援関係者等」であった場合の該当率が高かったが、精神障害なし群では、加害者が「知人」であった場合の該当率が高かった。「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、加害者が「親族等」であった場合の該当率が高かった。

7-5-2-9図 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（加害者別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし

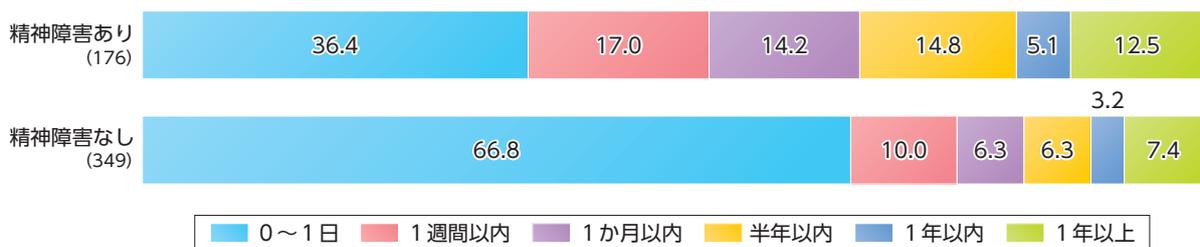


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 判決書で「罪となるべき事実」として認定されていない犯行に関する供述があった者に限る。
 3 加害者の立場について「面識なし」に該当した者を除く。
 4 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由が不詳の者を除く。
 5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 6 「その他」は、加害者の処罰を望まなかった、捜査機関以外に相談し、相談先が対応していた等である。
 7 ()内は、実人員である。

（4）犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

捜査機関に犯行が発覚するまでの期間（判決書の「罪となるべき事実」で認定された犯行日（同一被害者に対する犯行が二つ以上ある場合は、最初の犯行日）から捜査機関に犯行が発覚するまでの期間をいう。）ごとの件数について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-10図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、「0～1日」が最も多いが、その構成比は、精神障害なし群では7割近くを占めるのに対し、精神障害あり群では4割未満であった。また、精神障害あり群では、「1年以上」の構成比が1割を超えた。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「1週間以内」、「1か月以内」及び「半年以内」の構成比が高かった。

7-5-2-10図 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 同一被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行日からの期間を指す。
 3 () 内は、実人員である。

（5）被害申告の有無

調査対象被害者による被害申告の有無について、調査対象被害者を群別に見ると、7-5-2-11図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、「被害申告あり」が「被害申告なし」を上回ったが、その構成比は、精神障害なし群では、9割を超えた一方、精神障害あり群では、7割を下回った。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「被害申告なし」の構成比が高かった。

7-5-2-11図 被害申告の有無

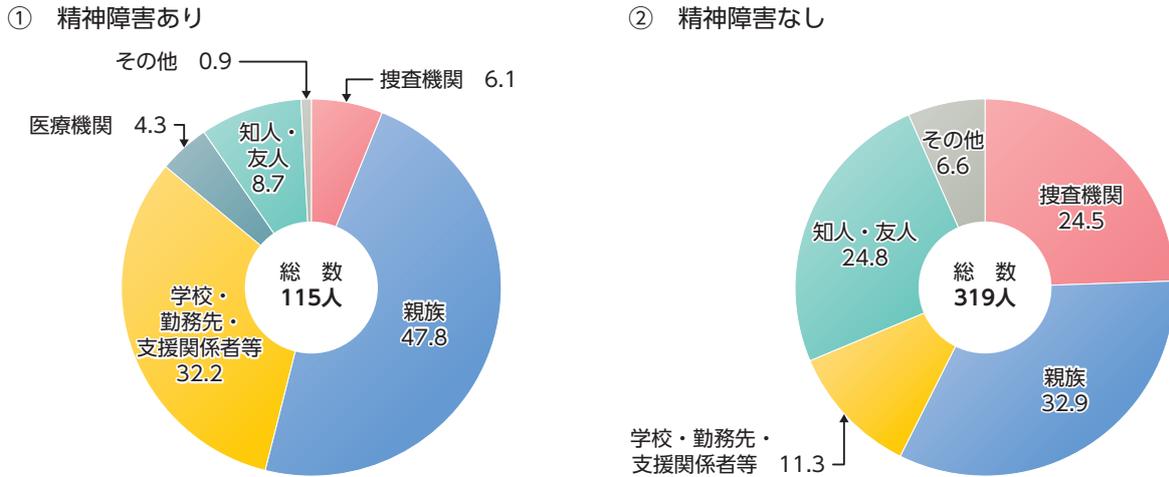


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

(6) 最初に被害を伝えた相手

前記(5)において「被害申告あり」だった調査対象被害者について、最初に被害を伝えた相手を調査対象被害者の群別に見ると、7-5-2-12図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも、「親族」の構成比が最も高かった。精神障害あり群では、次いで、「学校・勤務先・支援関係者等」、「知人・友人」の順であったのに対し、精神障害なし群では、次いで、「知人・友人」、「捜査機関」の順であった。精神障害あり群は、精神障害なし群よりも「親族」、「学校・勤務先・支援関係者等」及び「医療機関」の構成比が高く、「捜査機関」、「知人・友人」及び「その他」(通行人、コンビニ店員、駅員、警備員、タクシー運転手等)の構成比が低かった。なお、本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものである。

7-5-2-12図 最初に被害を伝えた相手



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害申告がない者及び最初に被害を伝えた相手が不詳の者を除く。
 3 「その他」は、通行人、コンビニ店員、駅員、警備員、タクシー運転手等である。

4 司法面接的手法による取調べ

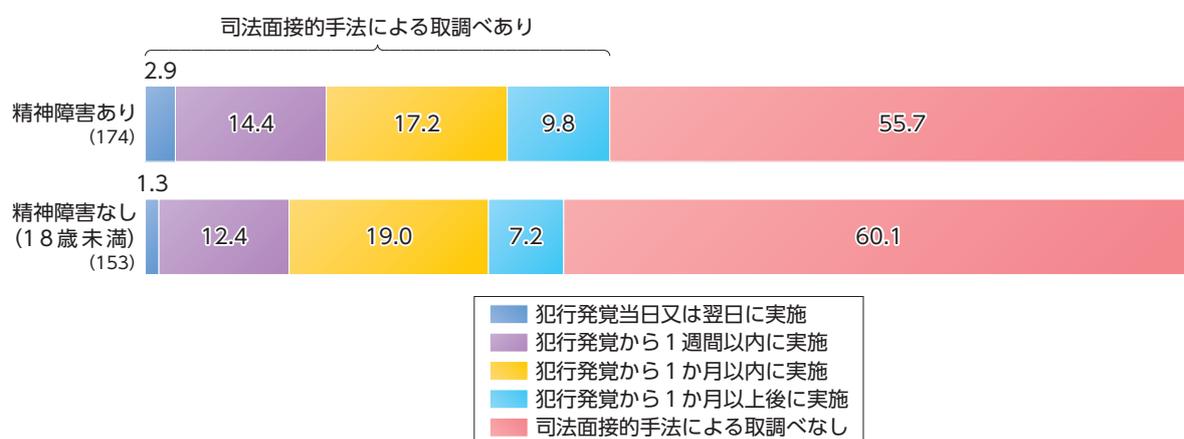
検察・警察・児童相談所では、児童が被害者又は参考人である事件について、その代表者が児童から聴取を実施する取組(代表者聴取)を行っており、その聴取に当たっては、いわゆる司法面接的手法を活用している(本編第3章第1節2項参照)。そして、検察・警察では、令和3年4月から、知的障害等の精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においても、司法面接的手法を用いた代表者聴取を試行している(本編第3章第1節3項参照)。知的障害等の精神に障害を有する被害者については、児童と同様に、暗示や誘導の影響を受けたり、迎合したりしやすいことがあり、また、コミュニケーションが困難であったりすることがあるため、事件に関する事情聴取を行うに当たっては、誘導や暗示を避けつつ、精神的な負担も少ない司法面接的手法が適しており、児童に対する場合と同様に、司法面接的手法を用いた代表者聴取が取り入れられている。

（1）司法面接的手法による取調べの実施状況

司法面接的手法による取調べの実施状況について、その構成比を調査対象被害者の群別に見ると、7-5-2-13図のとおりである。精神障害あり群の44.3%、精神障害なし群（18歳未満の者に限る。）の39.9%において、司法面接的手法による取調べが行われていた。実施までの期間別に見ると、精神障害あり群及び精神障害なし群（18歳未満の者に限る。）のいずれにおいても、「犯行発覚から1か月以内に実施」の構成比が最も高く、次いで、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以上後に実施」の順であった。

なお、精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とした代表者聴取は、令和3年4月から東京地方検察庁等の一部の検察庁において試行が開始され、4年7月から全ての検察庁において試行が拡大されているところ（本編第3章第1節3項参照）、本特別調査の精神障害あり群については、これら試行開始・拡大以前の事件が調査対象事件として多数含まれていること及び「司法面接的手法による取調べなし」に該当した者には、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多く含まれていることに留意が必要である。

7-5-2-13図 司法面接的手法による取調べの実施状況



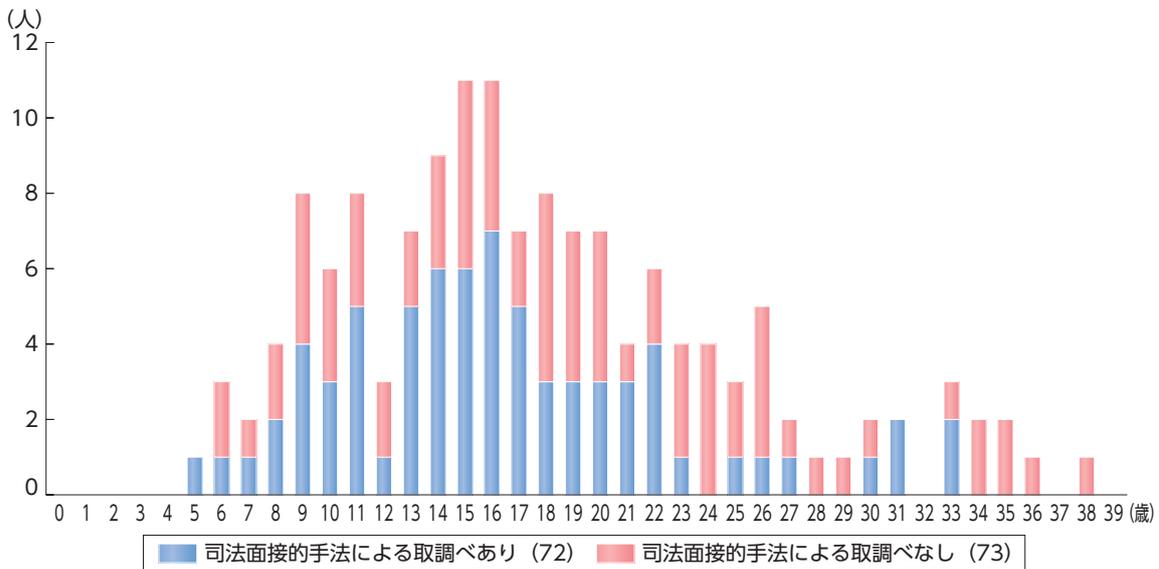
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 司法面接的手法による取調べの実施状況が不詳の者を除く。
 3 精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。
 4 「精神障害なし」は、18歳未満の者に限る。
 5 （ ）内は、実人員である。

(2) 司法面接的手法による取調べの実施の有無 (年齢別)

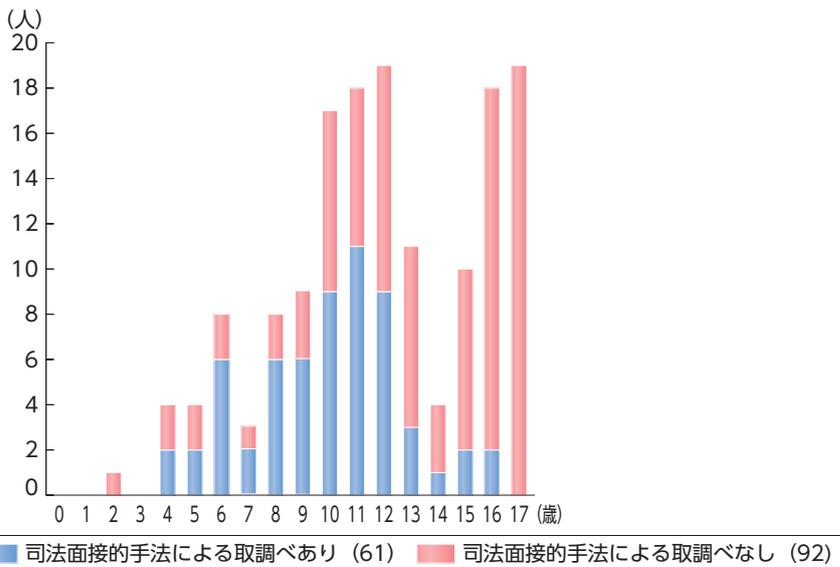
司法面接的手法による取調べの実施の有無を年齢別に見ると、7-5-2-14図のとおりである。精神障害あり群(40歳未満の者に限る。)では、5歳から33歳までの幅広い年齢の被害者に対し、同手法による取調べが実施されていた。なお、40歳代では2人、50歳代では3人に対して実施されており、60歳以上では実施されていなかった。精神障害なし群(18歳未満の者に限る。)では、2歳及び17歳では同手法による取調べが実施されていなかったが、その他の年齢の被害者では同手法による取調べが実施されており、最年少は4歳、最年長は16歳であった。また、精神障害なし群(18歳未満の者に限る。)では、「司法面接的手法による取調べあり」は、被害者全体では約4割であったところ、6歳から9歳までについてはそれぞれ7割前後で、他の年齢よりも高かった。

7-5-2-14図 司法面接的手法による取調べの実施の有無 (年齢別)

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 司法面接的手法による取調べの実施の有無が不詳の者を除く。
 3 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始(令和3年4月1日)及び試行拡大(4年7月1日)以前に同取調べが実施された場合を含む。
 4 「司法面接的手法による取調べあり」は、「犯行発覚当日又は翌日に実施」、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以内に実施」及び「犯行発覚から1か月以上後に実施」を合計した人員である。
 5 ①は40歳未満、②は18歳未満の者に限る。
 6 ()内は、実人員である。

本章では、各種統計や各特別調査により明らかとなった我が国における犯罪被害の動向及び実態に関する傾向・特徴を整理し、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した更なる支援の在り方等を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

第1節 被害者に着目した犯罪被害の動向

本編第2章では、各特別調査の結果を見る前提として、各特別調査で調査対象とした犯罪と同一又は近似した罪名・犯罪類型を取り上げ、これらの罪名・犯罪類型における統計上の犯罪被害の動向を概観したところ、幾つかの傾向・特徴等が見いだされた。

1 検挙

(1) 性犯罪

不同意性交等の認知件数は、平成期においては、平成15年をピークに減少傾向にあったが、2度の法改正を経て、29年から増加傾向に転じ、令和5年は前年の約1.6倍と大きく増加し、6年は平成7年以降の最近30年間で最多であった。また、令和6年は、不同意性交等の検挙件数及び検挙人員も平成7年以降最多であり、検挙率も前年比で9.3pt上昇した。不同意わいせつについても、不同意性交等とおおむね同様の傾向が見られ、認知件数は、15年をピークに減少傾向にあったが、令和3年以降は増加し続けている。また、6年は、不同意わいせつの検挙件数及び検挙人員も平成7年以降最多であり、検挙率も前年比で4.8pt上昇した（本編第2章第1節1項（1）参照）。

不同意性交等について、被害者と被疑者の関係別に見た検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）の構成比の推移（最近20年間）を見ると、面識ありのうち、実子・養子は平成28年から令和2年まで、その他の親族は平成23年から令和元年まで、職場関係者は平成22年から令和3年まで、知人・友人は平成24年から令和元年まで、それぞれ上昇傾向にあった。他方、面識なしは、平成17年には約6割であったが、令和6年には26.7%へ低下している。不同意わいせつについても、不同意性交等とおおむね同様の傾向が見られ、面識ありのうち、実子・養子は平成28年から令和3年まで、その他の親族は平成30年から令和4年まで、職場関係者は平成23年以降、知人・友人は18年以降、その他の面識ありは令和元年以降、それぞれ上昇傾向にある。他方、面識なしは、平成17年には80%を超えていたが、令和6年には50%台へ低下している（本編第2章第1節3項（1）参照）。

(2) 詐欺

詐欺の認知件数は、平成14年以降大きく増加し17年にピークを迎えた後、令和2年まで減少傾向にあったが、3年から再び増加し続けており、6年には平成17年の約7割の水準に達している。また、検挙率は、7年には90%を超えていたところ、認知件数の増加及び検挙件数の減少に伴い、16年には32.1%まで低下し、その後も認知件数の増減に応じて上昇低下を繰り返した後、令和6年は30%を下回った。なお、検挙件数を検挙人員で除した値は、平成7年には4.9であったのに対し、令和6年は1.8であり、検挙人員一人当たり換算した検挙件数は減少傾向にある（本編第2章第1節1項（2）エ参照）。

詐欺について、年齢層別に見た被害者の人員の推移（最近20年間）を見ると、男性の総数は、平成17年に8割以上を占めていた20～59歳が18年から24年まで減少し続け、同年（9,553人）には17年

の約5分の1まで減少したが、令和4年以降は、13歳未満及び13～19歳を除く年齢層で顕著な増加傾向が見られ、6年には、65歳以上で7,000人台（前年比1,599人増）に達するなどした。また、男性の総数に占める65歳以上の比率は、平成17年には1割程度で、20歳以上の他の年齢層よりも低かったが、22年以降は一貫して他の年齢層よりも高く、30年以降はおおむね30%台を占めている。他方、女性の総数は、21年に減少したが、22年以降は65歳以上が増加傾向にあり、29年（18,914人）には17年の約5分の4の水準まで達した。30年以降は13歳未満を除く全ての年齢層でおおむね減少傾向にあったが、令和4年以降は、13歳未満を除く全ての年齢層で増加し続け、6年は、平成21年と比べて、13歳未満及び13～19歳を除く年齢層で約1.4～2.6倍に増加している。また、女性の総数に占める65歳以上の比率は、17年には約2割で、20歳以上の他の年齢層と同程度であったが、23年以降は一貫して40～60%台を占めている（本編第2章第1節2項（2）エ参照）。

2 検察

（1）性犯罪

不同意性交等の起訴人員は、平成17年には1,000人を超えていたが、18年以降減少傾向が続き、29年には17年以降最も少ない354人となった。30年に増加に転じ、400人台から500人台で推移していたが、令和5年には600人を超え、6年は、1,165人（前年比512人増）に達した。起訴猶予人員は、平成17年から28年までは100人未満で推移していたが、29年から増加傾向となり、令和6年は800人（同404人増）まで増加した。嫌疑不十分人員は、平成17年から29年までは200人台から400人台で増減を繰り返していたが、同年以降は増加し続け、令和6年は1,289人（同409人増）に達した（本編第2章第2節1項（1）ア参照）。

不同意わいせつの起訴人員は、平成17年及び18年は1,600人台で、翌年以降は増減を繰り返しながら減少傾向にあったが、令和4年から増加し続け、6年は1,544人（前年比144人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から27年までは100人台で推移していたが、29年から30年にかけて、前年比でおおむね各500人増と大幅に増加し、同年から令和4年までは1,100人台から1,200人台で推移していたところ、5年は1,400人台に達し、6年は更に増加して1,702人（同250人増）であった。嫌疑不十分人員は、平成17年から28年までは200人台から400人台で推移していたが、29年以降は顕著な増加傾向にあり、令和6年は1,294人（同110人増）であった（本編第2章第2節1項（1）イ参照）。

（2）詐欺

詐欺の起訴人員は、平成17年から22年までは1万人台で推移していたが、23年以降は、おおむね7,000人台から9,000人台で増減を繰り返し、令和6年は7,826人（前年比530人増）であった。起訴猶予人員は、平成17年から令和2年まではおおむね3,000人台で推移し、翌年から2年連続で増加し、4年は5,108人に達したが、5年から減少し、6年は3,795人（同449人減）であった。嫌疑不十分人員は、平成18年から25年まで増加傾向にあったが、同年をピークに、その後はおおむね2,500人から3,000人前後で推移しており、令和6年は3,311人（同347人増）であった（本編第2章第2節1項（2）エ参照）。

（3）不起訴率等

罪名別に見た不起訴率の推移（最近20年間）は、平成17年には、高い順に、器物損壊では70%台、窃盗、暴行及び脅迫では50%台、不同意わいせつでは40%台、不同意性交等及び詐欺では30%台であった。このうち、不同意性交等の不起訴率は、18年以降上昇傾向にあり、21年には50%、26年には60%を超えた。不同意わいせつの不起訴率も、19年以降上昇傾向にあり、29年には60%を超えており、その後、不同意性交等及び不同意わいせつの不起訴率は、おおむね60%台半ばで推移している。詐欺の不起訴率は、23年に約45%となって以降、おおむね40%台で推移している（本編第2章

第2節2項（1）参照）。

罪名別に見た嫌疑不十分率の推移（最近20年間）は、平成17年には、高い順に、窃盗では20%台、不同意性交等、脅迫及び器物損壊では10%台、不同意わいせつ、詐欺、暴行等では10%未満であった。このうち、不同意性交等の嫌疑不十分率は、20年以降一貫して他の罪名よりも高く、22年及び28年に30%を超え、29年以降おおむね40%を超えて推移している。不同意わいせつの嫌疑不十分率は、同年に20%を超えて詐欺の嫌疑不十分率を上回ると、以降一貫して20%台で推移し、不同意性交等の嫌疑不十分率に次ぐ高さとなった。

罪名別の嫌疑不十分率を罪名別の不起訴率との比較で見ると、不同意性交等及び不同意わいせつは、不起訴率では器物損壊及び暴行を下回っているが、嫌疑不十分率ではこれらを含めた他の罪名よりも大幅に高く、特に不同意性交等の嫌疑不十分率が高い（本編第2章第2節2項（2）参照）。

3 考察

不同意性交等及び不同意わいせつの性犯罪については、近年重要な法改正が重ねられており、犯罪の構成要件自体が拡張・整理され、非親告罪となり、公訴時効期間も延長されるなどした。そして、不同意性交等の認知件数・検挙件数・検挙人員は、1度目の法改正があった平成29年から増加傾向に転じ、2度目の法改正があった令和5年以降に急増しており、不同意わいせつの認知件数・検挙件数・検挙人員も、同年以降に同様に急増していることから、これらの法改正は、性犯罪被害を顕在化させる方向で機能していると思われる。また、警察等に認知された不同意性交等・不同意わいせつにおける被害者と被疑者の関係を見ると、近年、被害者と面識がある者の割合が相当高まっている傾向が認められる。性犯罪被害については、被害者となり得る者の周囲や身近な存在の中に、その加害者となり得る者が一定程度潜んでいるリスクがうかがわれ、被害の防止や犯罪の発覚等に向けた検討を行う上で留意が必要である。他方、不同意性交等及び不同意わいせつについては、認知件数等が増加しているだけではなく、嫌疑不十分人員及び嫌疑不十分率も増加傾向ないし上昇傾向にある。この種事犯の捜査においては、なお様々な困難が存在している状況がうかがわれる。

詐欺については、近年、認知件数の増加と検挙件数の減少に伴い、検挙率が大きく下がっている。詐欺を敢行する犯罪グループは方法・手段を複雑化・巧妙化させ続けており、その被害は深刻な情勢にある。また、警察等に認知された詐欺における被害者の年齢層は、男女共に65歳以上の高齢者の割合が高く、特に女性高齢者が占める割合が顕著に高い。特殊詐欺を含む詐欺被害については、被害額が高額となる場合も珍しくなく、高齢者を中心に、国民の安全・安心な生活が脅かされている。こうした状況を受け、令和7年4月に犯罪対策閣僚会議において決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」は、一層複雑化・巧妙化する詐欺等に立ち後れることなく、国民をその被害から守るため、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとしており、統計上の詐欺被害の動向は、このような施策の必要性を裏付けている。

第2節 数値から見る犯罪被害者等施策

本編第3章では、警察等に認知された犯罪について、刑事司法の各段階における犯罪被害者等施策の各実施状況を取り上げた。そこに見られる傾向・特徴等の中には、犯罪被害者等の声を聴き、犯罪被害者等が抱える問題や困難な状況等を把握するという点において、犯罪被害の実態等に関する同第4章及び第5章の調査結果と同様、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援の在り方等を検討する上で有益なものがある。

1 検察

児童を対象とする代表者聴取の実施状況（実施件数）は、平成28年度には306件であったが、令和元年度には2,000件台に達し、5年度は3,386件と、平成28年度の約11.1倍であった。このうち、最も多く実施されていたのは、いずれの年度においても、検察・警察・児童相談所の三者連携による実施で、全体の6～7割程度を占め、令和5年度は1,990件と、平成28年度の約9.8倍であった。児童の年齢別では、7歳から11歳までは、それぞれ300件を超えて他の年齢より多く、次いで、5歳、6歳及び12歳から14歳までは、それぞれ200件台、4歳、15歳及び16歳は、それぞれ100件台であった。他方、精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施状況（令和5年度における実施件数）は、対象者の年齢別では、13歳から17歳までは、30件台後半から40件台前半で他の年齢より多く、次いで、9歳から12歳までは、おおむね20件台であった。障害種別では、60%弱が知的障害、35.6%が発達障害、20%弱が精神障害に該当した（該当率は重複計上による。本編第3章第1節2項及び3項参照）。

2 矯正

被害者等の心情等の聴取・伝達制度の実施状況（制度開始後の令和5年12月から6年末までの制度利用件数）は、収容刑事施設では、被害者等からの申出の受理が107件、聴取実施（口頭及び書面による聴取）が100件、伝達実施が92件、申出の受理後に聴取の申出を取り下げたもの及び聴取後に伝達の申出を取り下げたものが各1件であった。他方、収容少年院では、被害者等からの申出の受理が40件、聴取実施（口頭及び書面による聴取）が40件、伝達実施が37件であった。加害者の罪名・非行名別に見た同制度の実施状況（令和6年における申出の受理件数に基づく構成比）は、加害者が刑事施設に収容されている場合では、詐欺が全体の2割強を占めて最も高く、次いで、過失運転致死傷等、殺人の順であった。他方、加害者が少年院に収容されている場合では、傷害・暴行が全体の3割弱を占めて最も高く、次いで、強盗、不同意性交等の順であった（本編第3章第2節2項参照）。

3 更生保護

加害者の罪名・非行名別に見た地方更生保護委員会における意見等聴取制度の実施状況（令和6年における聴取件数に基づく構成比）は、刑事処分を受けた加害者では、詐欺が全体の2割強を占めて最も高く、次いで、過失運転致死傷、傷害・暴行の順であった。他方、保護処分を受けた加害者では、不同意わいせつが全体の3割強を占めて最も高く、次いで、殺人、不同意性交等の順であった。加害者の罪名・非行名別に見た保護観察所における心情等聴取・伝達制度の実施状況（令和6年における聴取総数（加害者への伝達を前提とするか否かを問わず、被害者等から心情等を聴取した件数）に基づく構成比）は、詐欺が全体の約3割を占めて最も高く、次いで、傷害・暴行、窃盗の順であった（本編第3章第3節2項及び3項参照）。

4 考察

児童を対象とする代表者聴取の実施件数の総数は、その取組開始時から毎年度増加し続けている。また、精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の実施も継続的に試行されており、捜査機関である検察・警察において、司法面接的手法を用いた代表者聴取の実施が、着実に定着してきている状況がうかがえる。対象者の年齢から見ると、未就学児から小学生・中学生・高校生くらいまでの世代を対象とした児童等に対する性犯罪被害等の聴取において、対象者の負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、代表者聴取が積極的に利用されているものといえる。対象者の障害種別から見ると、知的障害や発達障害が多いが、身体障害と比べると、対象者の障害の有無・程度の把握には困難が伴うため、いかにしてこれを正確に把握するかが、今後の精神に障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の適切な実施の増加につながるポイントになるものと考えられる。

矯正における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、更生保護（保護観察所）における心情等聴取・伝達制度及び更生保護（地方更生保護委員会）における意見等聴取制度（これらの三制度をまとめて「聴取・伝達制度」という。以下同じ。）は、いずれも被害者等の心情等を尊重した被害者支援の制度としての側面もある。そして、聴取・伝達制度の実施状況を罪名・非行名別で見ると、特に加害者が成人の場合に共通して認められる特徴として、詐欺の被害者等による各制度の利用実績の割合が高いことが指摘できる。詐欺被害は依然として深刻な情勢にある中、被害額が高額となる場合も珍しくはない。このように実損害や被害感情・処罰感情が大きいと考えられる犯罪類型であることから、詐欺の被害者等が聴取・伝達制度を利用している可能性が示唆される。

第3節 特別調査から判明した犯罪被害者が抱える困難な状況等

本編第4章では、警察等に認知されなかった犯罪等及び犯罪被害者と被害の実態に関する情報等を得る目的で、広く国民を対象に犯罪被害実態（暗数）調査（以下この編において「暗数調査」という。）を実施し、言わばマクロな視点で、犯罪被害の実態に関する調査・分析を行った。同第5章では、暗数調査で被害の実態を具体的に解明することが困難な精神障害を有する者の性犯罪被害に焦点を当て、刑事事件の確定記録調査を実施し、言わばミクロな視点で、精神障害を有する者を中心とした性犯罪被害の実態に関する調査・分析を行った。

ここでは、二つの特別調査の結果から見いだされた犯罪被害の実態や犯罪被害者等が抱える困難な状況等に関する幾つかの傾向・特徴等を整理する。

1 特別調査①（犯罪被害の暗数）

犯罪の動向を示す指標としては、警察等の捜査機関が犯罪の発生を認知した件数である認知件数があるが、認知件数は社会で発生した犯罪の全てを示している数値ではない。そのため、暗数調査の結果は、警察等の捜査機関によって把握されていない犯罪の発生の実態を捉える手掛かりとなり得る。もっとも、一般国民を対象としたアンケート調査である暗数調査は、その調査手法等に限界があること、殺人事件等の被害者が調査に回答することができない犯罪、薬物犯罪等の被害者がいない犯罪等は、調査対象とならないこと、回答の中には、我が国の法律上必ずしも処罰の対象とならない行為も、犯罪被害として含まれている可能性があることなど、一定の制約があるため、調査結果を見る際には留意が必要である。

（1）過去5年間の被害率・被害申告率の経年比較

同じ被害態様であっても、調査回によっては、定義や調査方法等が異なっているものもあるため、正確性に一定の限界があるものの、暗数調査の調査対象犯罪被害について、各回の暗数調査実施前の過去5年間の被害率及び被害申告率を被害態様別に経年で比較することは、犯罪被害の動向等を概括的に把握する上で有益である。過去5年間の被害率を経年で比較した結果を見ると、多くの被害態様では、第6回調査における過去5年間の被害率が全調査回の中で最も低くなっており、このうち、自動車損壊及び性的な被害では、第1回調査以降、調査の回を重ねるごとに過去5年間の被害率が低下している。特に性的な被害は、第6回調査における過去5年間の被害率が最も低く、0.5%であった。他方、強盗等、ストーカー行為及びDVでは、第6回調査における過去5年間の被害率が前回調査からほぼ横ばい又はやや上昇している。各種詐欺等被害では、他の被害態様と傾向が異なり、第4回調査以降、過去5年間の被害率が上昇傾向にあり、被害態様別に見た第6回調査における過去5年間の被害率が最も高く、約9%であった。

過去5年間の被害申告率を被害態様別に経年で比較した結果を見ると、多くの被害態様では、第6回調査における過去5年間の被害申告率が、第5回調査から上昇しており、このうち、性的な被害及

びストーカー行為では10pt以上、バイク盗では15pt以上、それぞれ上昇している。もっとも、前回調査よりも被害申告率は上昇しているものの、各被害に遭った者のうち捜査機関に被害を届け出た者は、ストーカー行為では約3人に1人、性的な被害では約4人に1人、各種詐欺等被害では約5人に1人の割合にとどまっており、他の被害態様と比べると、被害が潜在化する危険性が高いといえる。他方、車上盗、自動車損壊及び暴行・脅迫では、第6回調査における過去5年間の被害申告率は、第5回調査から低下しており、特に暴行・脅迫ではほぼ半減している。

(2) 被害不申告の理由

実際に犯罪が発生したにもかかわらず、その被害が警察等の捜査機関に届けられなかった場合に、犯罪の被害が潜在化し、いわゆる暗数が生じることになる。犯罪被害を潜在化させないための方策を検討するに当たっては、暗数が発生する要因を探るため、犯罪被害者が被害を申告しなかった理由を把握することが有益と考えられる。そこで、第6回調査における過去5年間の被害申告率が3割以下にとどまった被害を中心に、第6回調査における被害不申告の理由を見ると、各種詐欺等被害のうち、クレジットカード情報詐欺では、「カード会社に知らせた」が約9割を占めて突出して高かったが、その他の詐欺被害では、「それほど重大ではない」が4割強を占めていた。「自動車損壊」では、「それほど重大ではない」が最も高く、5割強を占めており、「ストーカー行為」及び「DV」では、「自分又は家族による解決」が最も高く、5～6割を占めていた。他方、「暴行・脅迫」及び「性的な被害」では、特定の被害不申告の理由が過半数を占めることはなく、複数の理由に分散する傾向が見られた。このうち、「性的な被害」では、「それほど重大ではない」が4割であったが、ほかに3割に達した理由はなく、「自分で解決した（加害者を知っていた）」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が3割弱、「捜査機関の関与不可又は不要」、「被害に遭ったことを知られなくなかった」及び「どうしたらよいのか分からなかった」が2割であった。なお、「加害者の処罰を望まなかった」は該当がなかった。

2 特別調査②（精神障害を有する者等の性犯罪被害）

精神障害を有する性犯罪被害者（本特別調査の「精神障害あり群」に該当する調査対象被害者をいう。以下同じ。）は、精神障害の種類等を調査した結果、7割以上が知的障害に該当しており、2割程度が発達障害に該当していた（重複計上による）。他方、統合失調症等のいわゆる狭義の精神障害に該当する者はごく一部にとどまった。したがって、本章では、精神障害を有する性犯罪被害者の精神障害の種別としては、主に知的障害及び発達障害を念頭に置いている。

(1) 精神障害を有する性犯罪被害者等が経験した被害の状況等

ア 精神障害を有する性犯罪被害者における特徴等

精神障害を有する性犯罪被害者については、6割以上が、被害当時、施設又は特別支援学校等へ通所・通学していたことから、日常的に、日中、家族や住居から離れる時間がある状況がうかがえたところ、被害の場所を見ると、学校、就労先、療養所、デイケア施設等の屋内が最も多かったほか、精神障害なし群と比べると、自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内が被害場所となる割合が高いなどの特徴が認められた。

犯行時間帯を見ると、夕方や昼過ぎの時間帯に被害が多く見られ、施設等から帰宅する時間帯との関連がうかがえた。

精神障害あり群に対する事件について、被害者から見た加害者の立場を見ると、支援関係者が最も多く、面識がない者や知人は支援関係者よりも少ないという特徴が認められた。事件の加害者の年齢を見ると、65歳以上の高齢者層が多く、精神障害なし群と比べると、20～30歳代の比較的若い年齢層が加害者となる割合が低いという傾向がうかがえた。

イ 精神障害を有しない性犯罪被害者における特徴等

精神障害を有しない性犯罪被害者（本特別調査の「精神障害なし群」に該当する調査対象被害者をいう。以下同じ。）については、9割以上が、被害当時、学生又は有職であり、自宅に居住していたところ、被害の場所を見ると、屋外における被害が最も多く、5割程度であった。

犯行時間帯を見ると、夜中の時間帯における被害が特に多く、夕方頃の時間帯における被害も比較的多く見られた。

精神障害なし群に対する事件について、被害者から見た加害者の立場を見ると、面識がない者が最も多く、約6割に達しており、事件の加害者の年齢を見ると、20～30歳代等の比較的若い年齢層が多かった。

ウ 共通して認められた特徴等

精神障害あり群及び精神障害なし群に共通して認められた性犯罪被害者の特徴等を見ると、被害者の性別は、多くは女性であったが、1割前後は男性であった。加害者の前歴を見ると、前歴がない者が最も多く、約6割に達しており、同種前歴がある者は1～2割程度であった。もともと、異種前歴がある者を含めると、加害者の4割程度に何らかの前歴があった。

（2）精神障害を有する性犯罪被害者等の被害認識、被害申告・犯行発覚の経緯等

ア 被害当時の被害認識における特徴等

精神障害を有する性犯罪被害者について、被害当時の被害認識を見ると、被害認識がある者は4割弱にとどまっていた。そして、精神障害なし群と比べると、加害者から行われた行為について、その行為自体を認識できていなかったり、その行為の意味内容をほとんど理解できていなかったり、あるいは、何らかの違和感や不快感等を伴う行為をされたことは認識しているものの、それが犯罪行為の被害であることまで明確に認識できていなかったりする傾向が見られ、被害認識が全くなかったか、十分でなかった。さらに、年齢別に被害認識を見た場合、20歳未満のどの年齢でも、被害認識が全くなかったか、十分でなかった者が一定数おり、被害認識と特定の年齢との関係性は必ずしも明確ではないという特徴が認められた。

精神障害を有しない性犯罪被害者については、その8割程度が被害認識を有していたところ、年齢別に被害認識を見た場合、15歳以上になると、全員が加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できているという特徴が認められ、被害当時の被害認識において、明確な年齢による差が認められた。

イ 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間における特徴等

精神障害を有する性犯罪被害者について、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間を見ると、被害当日又は翌日までの犯行発覚は4割弱にとどまっていた。そして、精神障害なし群と比べると、1か月以上の長期間を要する者が多い傾向が見られた上、犯行発覚まで1年を超える場合も1割以上あった。この点、調査対象事件の中には、同一被害者に対して複数の犯行がなされた事例が相応にあること、精神障害あり群では、余罪（判決書では認定されていない同一被害者に対する複数の犯行）に関する供述がある者が5割を超えていたことなども併せて考えると、本件被害が発覚するまでの間に、当該加害者が同一被害者に対して複数の犯行を繰り返しているケースが多いという可能性が示唆された。

精神障害を有しない性犯罪被害者については、被害当日又は翌日までの犯行発覚が7割程度であったが、1か月以上の長期間を要する場合も2割程度あった。

ウ 被害申告ないし捜査機関への犯行発覚の経緯等における特徴等

精神障害を有する性犯罪被害者について、被害申告ないし捜査機関への犯行発覚の経緯等を見る

と、最初に被害を伝えた相手は、ほとんどが捜査機関ではなく、親族や、学校・勤務先・支援関係者等の被害者の身近な者であることが多かった。前記のとおり、犯行発覚まで長期間を要する傾向が見られたことなどを踏まえると、被害者から最初に被害を伝えられたこれらの相手方が、事実確認等のために内部的な聞き取りを実施するなどしている間に、捜査機関への犯行発覚が遅れるという可能性が推察された。また、被害者による被害申告の有無を見ると、そもそも被害申告がない場合も多く、3割を超えていた。

精神障害を有しない性犯罪被害者は、その9割以上が被害申告をしていたところ、最初に被害を伝えた相手は、精神障害あり群と比べると、捜査機関の割合が高かった。

第4節 犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した更なる支援のために

前節のとおり、特別調査①によると、性的な被害は、被害に遭った者のうち、警察等の捜査機関に被害を届け出た者が25.0%にとどまっており、被害自体の特性等として、被害が潜在化する危険性が高いことがうかがわれた。また、刑事確定記録を用いた特別調査②により、これまで必ずしも明らかではなかった精神障害を有する性犯罪被害者の被害の実態が明確となった上、精神障害を有する性犯罪被害者は、被害申告の経緯等において、精神障害を有しない性犯罪被害者とは異なる傾向・特徴等が見られた。そこで、まずは、このような被害が潜在化する危険性を踏まえ、被害そのものの防止に役立てるべく、精神障害を有する者を中心とした性犯罪被害の防止に向けた方策等に言及する。そして、暗数調査の結果も踏まえ、性犯罪被害を含めた被害態様別に、被害者の特性等に応じた犯罪被害の顕在化に向けた方策等を検討し、犯罪被害者等施策の活用・充実のための方策等にも触れることとする。

1 精神障害を有する者を中心とした性犯罪被害の防止に向けて

本編第5章及び本章第3節2項(1)における特別調査②の調査・分析結果によれば、精神障害を有する性犯罪被害者については、日中や夕方時間帯、通所・通学先の施設・特別支援学校等の建物内やこれらの場所と自宅との往復経路等の屋外又は自動車や送迎バス等の車内において、被害に遭うリスクが高いこと、支援関係者等の被害者にとって身近な存在から被害に遭うリスクもあること、加害者の人物像は65歳以上の高齢者が多く、同種前歴を有している者は1割強にとどまることなどの事情が読み取れる。また、精神障害を有しない性犯罪被害者については、夕方や夜中の時間帯に被害に遭うリスクが高く、加害者の人物像は20～30歳代等の比較的若い年齢層が多いことなどの事情が読み取れる。

これらのリスク等を踏まえた精神障害を有する者の性犯罪被害の防止に向けた方策としては、目新しい指摘ではないが、まずは、なるべく被害者を1人にしないこと、加害者になり得る立場の者と被害者を1対1の状況にしないことの重要性を再確認することができる。そして、このことを実現するためには、一案として、建物や室内等に構造上の工夫をすることで、できる限り死角を排すること、施設等の運営上や人員の配置上の工夫をすることで、被害者が支援関係者を含む相手方と2人きりになる状況を積極的に回避することなど、物理面からの被害防止の方策が考えられる。また、建物内・敷地内・店舗内・街頭等の各所に設置された防犯カメラ、送迎バス・自動車等に設置されたドライブレコーダー等のデジタル機器を最大限に活用し、被害者を見守るための物理的な手段を増やすことなども、被害防止にとって有効であろう。さらに、GPSやスマートフォン等の機能を有効活用することで、必要に応じて、被害者と常に連絡が取れる体制を構築し、被害者の行動状況等を記録できるようにすることなどの手段・方策も考えられる。特に、精神障害を有する性犯罪被害では、夜間の被害が少ないにもかかわらず、屋外等での被害も多いことからすると、加害者において、被害者と1対1の状況でさえあれば、被害者から抵抗されたり、通報されたりする可能性を過小に評価して大胆に犯行

に及んでいる可能性もうかがわれることから、以上のとおり指摘した物理的な対応による方策は、性犯罪被害の防止に向けた現実的な効果が十分に期待できると考える。

また、精神障害を有する性犯罪被害者は、性別にかかわらず、被害者を支援等する立場の者を含む被害者にとって身近な存在からも、被害に遭う可能性がある。なお、特別調査②の結果では、精神障害あり群の事件の加害者は支援関係者が最も多かったものの、これは、加害者が被害者の身近な存在であったからこそ、最も多く犯行が発覚したにすぎない可能性があることには、留意が必要である。さらに、前歴が全くないか、同種前歴がない高齢者から被害に遭う可能性があることも踏まえると、被害者との関係性、相手の立場や年齢等、外見的な事情では加害者となり得る者を判別することが難しいことを念頭に置いておく必要がある。したがって、被害者に携わる関係者の心構えとしては、被害者の身近にも性犯罪の加害者となり得る者が存在するリスクがあることを認識した上、日頃の被害者の行動やその周囲の状況等に危険がないように見逃さないことが肝要であろう。

2 被害の顕在化に向けて

(1) 被害不申告の理由から浮かぶ課題について

本編第4章及び本章第3節1項(2)における特別調査①の調査・分析結果によれば、犯罪被害に遭った被害者が被害を申告しなかった理由は、被害が潜在化する危険性が比較的高い被害態様でも、その犯罪類型や被害の特徴等により様々であることが明らかとなった。

ア 財産的被害が中心となる犯罪類型

財産的被害が中心となる犯罪類型（窃盗（乗り物関係）、自動車損壊及び各種詐欺等被害）においては、その経済的な損害が甘受できる程度の被害の大きさととどまるケース等で、「それほど重大ではない」として被害を申告しなかった可能性が推察される。そして、クレジットカード情報詐欺で比較的顕著に表れているとおり、これらの犯罪類型では、金銭的な賠償又は補償等がなされ、被害者の経済的な損害が回復される場合、その賠償等の相手方が事件の加害者ではなかったとしても、もはや被害者は被害を申告していない。このような特徴等からすれば、この種の犯罪類型においては、被害の規模の大小や損害回復の有無にかかわらず、犯罪の被害を受けた場合には、まず警察等の捜査機関に相談して被害を届け出るよう啓発していくことが有益と考えられる。また、被害者は、物を盗まれる、財産をだまし取られるなどの直接的な被害だけではなく、様々な精神的・時間的・経済的負担等の被害後に生じる二次的被害に苦しむことも多いと言われている。警察は、被害届の受理に当たって、被害者の気持ちに配慮した方法で事情聴取を行うなど、被害者に二次的被害を与えないようにできる限りの配慮に努めていることから、警察のこのような取組を周知し、被害の届出をしやすい環境を整えることが有益であろう。

イ ストーカー行為及びDV

被害者と加害者との間に特異な関係性等が見られることが多い犯罪類型（ストーカー行為及びDV）においては、被害者側が捜査機関に頼ることなく問題の解決を図ろうとする傾向が表れている。しかし、この種の犯罪類型においては、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が被害者に対して強い加害意思を有している場合には、検挙されることを顧みずに大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大な犯罪被害に至るおそれも大きい。この種の犯罪類型における被害の潜在化は看過し難い。したがって、この種の犯罪類型においては、被害が軽微な段階であっても、被害者等が、恥ずかしい、大げさにしたくない、自分で解決できるなどと悩んで悩みを抱え込むことがないよう、迷わず警察や犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等に相談するように周知していくことが重要であり、また、関係機関・団体等は、既に生じている被害への対応や新たな犯罪発生の防止について、警察との間で迅速かつ適切に連携・協力することも重要である。そし

て、最寄りの警察署が24時間相談に対応していることや、警察相談専用電話「#9110」を利用できることなどについて、改めて周知することに加え、被害の相談・届出があれば、警察が、加害者を検挙等することで加害行為を阻止できる場合があることや、各種の被害者の保護措置、被害を防止するための援助等を行えることなどを、更に広く広報し、周知していくことが有益であろう。

ウ 身体的又は精神的被害が中心となる犯罪類型

身体的又は精神的被害が中心となる犯罪類型（暴行・脅迫及び性的な被害）においては、各犯罪類型の中で被害不申告の理由が分散しており、一定の傾向が表れなかったという特徴があった。これは、同じ犯罪でも、その被害の大小や相手方との関係性、被害回復の有無等が事件により千差万別であることから、被害者の考えや対応等も多様に分かれた可能性が推察される。このうち、性的な被害では、「それほど重大ではない」、「捜査機関の関与不可又は不要」及び「自分で解決した（加害者を知っていた）」という被害者があえて被害を申告しなかった側の理由と、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」、「被害に遭ったことを知られたくなかった」及び「どうしたらよいのか分からなかった」という被害者が被害を申告したくてもできなかった側の理由が相応に拮抗していたが、「加害者の処罰を望まなかった」の該当がなかったことも踏まえると、この種の犯罪類型においては、一定の被害者が意に反して被害申告できていない被害の実態がうかがえる（なお、性的な被害における過去5年間の被害率は低下し続けているが、性的な被害については、性質上、アンケート調査であっても、正直に回答することがためらわれ、なお暗数にとどまっている可能性が残ることにも留意が必要である。）。この種の犯罪類型における被害の潜在化も看過し難く、性犯罪被害については、被害の顕在化のため、その被害の実態や被害者の特徴等を一層解明することが必要であることから、後記（2）において、特別調査②における調査・分析結果を踏まえ、この点を更に検討することとする。

（2）精神障害を有する性犯罪被害者等について

ア 被害申告できなかった理由

本編第5章及び本章第3節2項（2）における特別調査②の調査・分析結果によれば、精神障害を有する性犯罪被害者については、性犯罪の被害に関する認識が全くないか、十分でなく、加害者からこの点につけ込まれて被害に遭うリスク（この点、加害者側のコントロール等によって、被害を認識できないように仕向けられてしまうリスクも考えられる。）があること、被害申告自体がないことや、最初に被害を伝えた相手が捜査機関でなく、被害者にとって身近な者であることなどから、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が長くなるリスクがあること、さらに、この間に同一の加害者から反復して性犯罪被害（余罪）を受ける可能性が高まるリスクがあることなどの事情が読み取れる。そして、加害者別に見た本件被害が発覚するまで余罪の被害を被害申告できなかった理由は、加害者が親族等の場合では、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」の該当率が同じで最も高く、4割を超えていた。また、加害者が教育関係者、雇用主、支援関係者等の場合では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」の該当率が最も高く、7割を超えており、加害者が知人の場合では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者から口止めされていた」の該当率が同じで最も高く、4割を超えていたなどの傾向・特徴が認められた。

精神障害を有しない性犯罪被害者についても、14歳未満のいわゆる児童では、性犯罪の被害に関する認識が十分でない場合があり、加害者からこの点につけ込まれて被害に遭うリスクがあることなどの事情が読み取れる。そして、余罪の被害を申告できなかった理由は、加害者が親族等の場合では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」の該当率が最も高く、7割を超えており、加害者が教育関係者、雇用主、支援関係者等の場合では、「加害者から口止めされていた」の該当率が最も高く、6割を超えていた。加害者が知人の場合では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」の該当率が最も高く、5割を超えていた。

イ 対応等

これらのリスク等を踏まえて、性犯罪被害の顕在化等に向けた検討を行うと、被害者の親族や支援関係者等が加害者となるケースが一定数存在しているとはいえ、やはり、被害者の異変等をいち早く察知して被害者を守ることができる者もまた、被害者の親族や被害者を支援等する立場の者を中心とした、被害者にとって身近な存在であるということを変更して確認することができる。この点、被害認識が不十分であった被害者も、加害者から何らかの違和感・不快感等を伴う行為をされたこと自体は認識していることから、被害者の親族や被害者を支援等する立場の者等、被害者にとって身近な存在が、被害者の言動から、普段と異なる被害者の異変や違和感等の兆候を早期に察知することが、被害を未然に食い止め、又は被害の反復を阻止して最小限の被害に抑え、被害を顕在化させることに直結しているといえる。他方、これらの者が加害者となるケースにおいては、捜査機関が、前記の余罪の被害を申告できなかった理由における傾向・特徴等を踏まえつつ、被害者が被害を申告できない心情や理由を深く洞察し、被害者に寄り添った事情聴取を行うことが肝要であるといえる。

また、被害の顕在化に向けては、最初に被害を伝えられた被害者の親族や支援関係者等が、いかに早く捜査機関に被害を申告することができるかが課題であるところ、今後、捜査機関と被害者の支援関係者等が、研修の実施等を通じて交流を深め、互いの立場への理解を醸成し、連携を一層強化するなどの必要がある。その上で、性犯罪被害等が生じていることが疑われる状況が生じた場合は、そのような状況を察知した被害者の親族や支援関係者等において、内部的な聞き取り等よりも、捜査機関への通報を優先してもらい、捜査機関への犯行発覚までの期間を少しでも短縮することが重要であると考えられる。

さらに、被害者による被害状況等についての供述は、なるべく早い時期に、捜査機関が実施する司法面接的手法による代表者聴取によって聴取した上で、適切に記録することが極めて重要である。その際、捜査機関も、被害者の親族や支援関係者等も、被害者を守る言わば同じチームの一員という共通認識を持つことが、代表者聴取の実効性を高める上で欠かせないことから、捜査機関は、被害者の支援関係者等に対し、近年数多く実施されている代表者聴取の実情等を伝え、理解を深めてもらうことが必要である。

3 刑事司法の各段階における犯罪被害者等施策の活用・充実のための方策

(1) 司法面接的手法を用いた代表者聴取について

司法面接的手法を用いた代表者聴取は、出来事の記憶や自らの気持ちを言葉で伝えることが苦手な供述弱者と呼ばれることもある精神障害を有する者や児童から、その負担を最小限に抑えつつ、性犯罪等の被害に関する供述を聴取するための優れた技法であり、精神障害を有する性犯罪被害者等の個々の事情に配慮した被害者支援の取組の一つである。そして、司法面接的手法による代表者聴取は、余罪を含む性犯罪等の被害の解明に資するものであり、被害者保護、加害者に対する相応の処分及び相応の科刑の実現にも資するものである。

また、代表者聴取は、性犯罪の被害者等が自らの被害を周囲の者や捜査機関等に打ち明けたことをきっかけとして開始されることから、潜在化している犯罪の被害自体を顕在化させるための直接的な方策とはいえないが、司法面接的手法により被害者の特性を踏まえた事情聴取を実施することで、被害の有無や余罪を含む被害の詳細・全体像等が判明すれば、被害者等からの被害申告をより適切に取り扱うことができることから、この意味において、被害の顕在化に効果的に機能する大変有益な取組であるといえる。したがって、今後も司法面接的手法を用いた代表者聴取が積極的に活用されるべきである。

検察官を含めた捜査機関は、司法面接的手法を身に付けるための専門家による講義やロールプレイ、ピアレビュー等の実践的な研修を重ねていくことが重要である。また、捜査機関は、このような研修等を重ねて司法面接的手法を身に付けた者が、実際の現場で性犯罪等の被害を受けた被害者の聴

取に当たっていることを、被害者の支援関係者等に対し広く周知し、被害者の支援関係者等が、被害者から最初に被害を伝えられた場合に、安心して早期に捜査機関へ通報してもらえるように努める必要がある。

(2) 聴取・伝達制度について

本章第2節4項で述べたとおり、矯正段階及び更生保護段階における聴取・伝達制度は、いずれも被害者等の心情等を尊重した被害者支援としての側面もある。もっとも、被害者等が、被害に関する心情や自らが置かれている状況等を口頭や書面で表現することは決して容易なことではなく、現状、精神障害を有しない被害者等であっても、聴取・伝達制度を利用するハードルは高いと考えられる。

この点、精神障害を有する性犯罪被害者は、自らの被害に関して明確な認識を持ち得ていなかったという特別調査②の結果も踏まえれば、そのハードルは一層高く、被害者としての心情等を明らかにしたいと考えた場合でも、一人でこれを実現することにはおのずから困難や限界がある。したがって、精神障害を有する被害者等にとっても、聴取・伝達制度を利用しやすいものにすべきである。具体的には、更生保護における相談・支援制度により保護観察所の被害者担当官等から付添いや書面作成の援助を受けることができることや、聴取・伝達制度全般において、被害者等からの希望があれば、親族、弁護士又は被害者支援関係者等の同席を認めることができることなど、法務省では、精神障害を有する被害者等においても、聴取・伝達制度がより利用しやすくなるための工夫等に既に取り組んでいることから、これらの取組を一層推進しつつ、これらの取組について広く情報提供する必要がある。

また、精神障害の有無にかかわらず、被害者等に対して聴取・伝達制度の説明を行う際は、被害者等の心情等が時間の経過等と共に大きく変化するものであることに特に留意し、被害者等が必要とするタイミングで都度、制度の説明等を行うように心掛けることが重要である。

4 まとめにかえて

本編では、主に暗数調査及び精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する調査の結果について分析・検討を進め、犯罪被害の実態や犯罪被害者等が抱える困難な状況等に関する傾向・特徴等を指摘して考察を加えるなどした。我が国は、犯罪被害者等のための様々な施策等を進展させてきたものの、犯罪被害者等は、依然として多くの問題を抱えている上、その経験した被害の態様、精神障害の有無を含む属性、直面している困難な状況等が多岐にわたることが、本特集により改めて確認された。本特集が、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した更なる支援の在り方等の検討を進めるための一助となることを期待する。

なお、暗数調査は、そのみでは効果的な犯罪被害者等施策の検討等に直結しにくいものとしても、その真の価値は、過去の調査との経年比較等による基礎資料としての重要性にある。したがって、暗数調査は、今後も継続して実施し、その変化を追うことが、実効性の高い治安対策を検討する前提として、我が国の犯罪情勢、犯罪被害の動向、被害実態等を正確に把握するために、非常に有益である。法務総合研究所では、第7回以降も、定期的に暗数調査の実施を続け、我が国の犯罪被害の動向等を明らかにするためのデータを収集し、様々な犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援の在り方等を検討する上で有益な基礎資料を提供し続けられるよう努めていくこととしており、更なる活用を期待したい。

事項索引

ア

あおり運転…………… 174
アジア矯正建築会議（ACCFA）…………… 115
アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA）…………… 113
アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）
…………… 106
ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム
…………… 105
ASEAN・G7法務大臣特別対話…………… 105
アセスメントに基づく保護観察…………… 88, 232
暗号資産…………… 108, 212, 215

イ

意見等聴取制度…………… 307, 360
いじめ…………… 131
一時解除…………… 167
一部執行猶予受刑者…………… 56, 172
一般改善指導…………… 67, 230
一般改善指導（対話）…………… 67
一般遵守事項…………… 84
医薬品医療機器等法…………… v, 190
入口支援…………… 37
医療専門施設…………… 71, 230
飲酒運転防止プログラム…………… 89, 166

エ

SNS型投資詐欺…………… 212, 215
SNS型ロマンス詐欺…………… 212, 215
F指標受刑者…………… 252
MJCA（法務省式ケースアセスメントツール）
…………… 145

オ

応急の救護…………… 96
オープンダイアログ…………… 67
恩赦…………… 98

カ

会社法・商法…………… 209

外出・外泊…………… 65
解除…………… 167
改善指導…………… 67
外部通働作業…………… 66
覚醒剤取締法…………… 126, 186, 267
貸金業法…………… 210
過失運転致死傷等…………… i, 177
家族関係指導…………… 156
家庭内暴力…………… 130
仮解除…………… 94
仮釈放（者）…………… iv, 79, 84, 169
仮釈放の取消し…………… 94
仮釈放率…………… iv, 79, 197, 231, 244
仮退院…………… 135
仮退院の取消し…………… 167
簡易薬物検出検査…………… 90, 92
監護者わいせつ・監護者性交等…………… 18
観護処遇…………… 147
鑑別…………… 145

キ

危険運転致死傷…………… i, 174, 177
危険ドラッグ…………… 190
期日間整理手続…………… 51
基礎的作業…………… 65
起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等
…………… 97
起訴猶予率…………… iii, 42, 182, 194, 228, 240
起訴率…………… iii, 41, 182, 194, 204, 250
機能別作業…………… 66
器物損壊…………… 20
逆送事件…………… 139, 170
教誨（師）…………… 71, 158
教科指導…………… 68, 157
矯正医官…………… 71
矯正教育…………… 156
矯正教育課程…………… 154
強制執行妨害…………… 209
矯正指導…………… 67
矯正就労支援情報センター室（コレワーク）…………… 69
矯正処遇…………… 55, 62, 74, 172
矯正処遇課程…………… 62
強制性交等…………… 18, 35

強制わいせつ	18, 35
京都コンGRES	105
京都宣言	105
脅迫	20
協力雇用主	103
禁錮	i, 35, 47, 61
禁止命令等	221
金融活動作業部会 (FATF)	108
金融商品取引法	209

ク

く犯少年	iv, 118, 128, 133
------	-------------------

ケ

警告 (ストーカー規制法)	221
警告 (保護観察)	167
刑事施設	55, 71, 74
刑事施設視察委員会	71, 74
刑執行終了者等に対する援助	96
刑事和解	306
刑の一部執行猶予制度	197
刑の執行率	81
刑法犯	i, 2, 8, 118, 237
刑務所	55
刑務所出所者等雇用支援アドバイザー	69
刑務所出所者等就労奨励金	104
刑務所出所者等総合的就労支援対策	69, 93, 158, 166
刑を言い渡された者の移送に関する条約	112
検挙人員	iii, 5, 118, 125, 200, 237
検挙率	iii, 5
検察審査会	303
原則逆送	134, 139

コ

公契約関係競売入札妨害	209
拘禁刑	35, 61, 74
講習会	158, 166
公職選挙法	26
更生緊急保護	78, 96
更生指導	166
公正取引委員会	209
更生保護サポートセンター	100
更生保護施設	100
更生保護就労支援事業	93, 166

更生保護女性会 (員)	103, 158
拘置所	55
交通安全指導	67
交通犯罪	127, 174
高等学校卒業程度認定試験	68
強盗	14
校内暴力	131
公判請求率	iii, 40
公判前整理手続	51
交友関係指導	156
勾留	39, 52
勾留請求 (却下) 率	39
勾留中の被疑者に対する生活環境の調整	97
高齢者	iv, 233
国外犯罪被害障害見舞金	311
国外犯罪被害弔慰金	311
国際移住機関 (IOM)	312
国際協力部 (ICD)	114
国際刑事警察機構 (ICPO)	112
国際刑事裁判所	109
国際刑事裁判所に関するローマ規程	109
国際受刑者移送法	112
国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約	109
国際捜査共助等に関する法律	111
国際組織犯罪	107
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (国際組織犯罪防止条約)	107
国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関 (PNI)	114
国選付添人	36, 134
国選弁護人	36
国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI)	114
国連犯罪防止刑事司法委員会 (コミッション)	105
国連犯罪防止刑事司法会議 (コンGRES)	105
国際連合 (国連) 薬物・犯罪事務所 (UNODC)	27, 106, 108, 114
個人特定事項	305
個人別矯正教育計画	154, 308
個別処遇の原則	62
コミッション (国連犯罪防止刑事司法委員会)	105
コレワーク (矯正就労支援情報センター室)	69
コンGRES (国連犯罪防止刑事司法会議)	105

サ

<p>再処分率…………… 282, 292</p> <p>在宅審判鑑別…………… 147</p> <p>再入院・刑事施設入所率…………… 290</p> <p>再入院率…………… 290</p> <p>再入者…………… iii, 272</p> <p>再入者率…………… 272</p> <p>再入率…………… 274, 278</p> <p>サイバー犯罪…………… 9, 109, 212</p> <p>サイバー犯罪に関する条約…………… 109</p> <p>裁判員裁判…………… 48</p> <p>再犯期間…………… 280</p> <p>再犯者率…………… 264</p> <p>再犯防止啓発月間…………… 104</p> <p>再犯防止推進計画…………… 264</p> <p>再犯防止推進法…………… v, 264</p> <p>再非行少年率…………… 287</p> <p>詐欺…………… 15</p> <p>作業報奨金…………… 66</p> <p>殺人…………… 20, 28</p>	<p>社会復帰促進センター…………… 55, 73</p> <p>社会を明るくする運動…………… 104</p> <p>修学支援…………… 158, 166</p> <p>修学支援デスク…………… 158</p> <p>修学情報ハンドブック…………… 158</p> <p>就業支援センター…………… 93, 166</p> <p>住居特定審理…………… 82</p> <p>重点指導施設…………… 156</p> <p>銃刀法…………… v, 25</p> <p>収容決定…………… 167</p> <p>収容審判鑑別…………… 145</p> <p>収容率…………… 57</p> <p>就労支援…………… 69, 93, 158, 166</p> <p>就労準備指導…………… 67</p> <p>宿泊面会…………… 158</p> <p>受刑者等専用求人…………… 69</p> <p>受刑者の釈放等に関する情報の提供…………… 70</p> <p>受刑者用一般リスクアセスメントツール (G ツール) …………… 62</p> <p>出資法…………… v, 210</p> <p>出所受刑者…………… 59, 79, 274, 278</p> <p>遵守事項…………… 78, 84</p> <p>障害…………… 69, 82, 256</p> <p>証券取引等監視委員会…………… 209</p> <p>証人等特定事項秘匿決定…………… 305</p> <p>少年院…………… 135, 149</p> <p>少年院仮退院者…………… 84, 161</p> <p>少年院矯正教育課程…………… 154</p> <p>少年院視察委員会…………… 160</p> <p>少年院法…………… 153, 308</p> <p>少年鑑別所…………… 134, 142</p> <p>少年鑑別所法…………… 147</p> <p>少年刑務所…………… 55</p> <p>少年法等の一部を改正する法律…………… 133</p> <p>商標法…………… 211</p> <p>処遇鑑別…………… 145, 147</p> <p>処遇指標…………… 62</p> <p>処遇調査…………… 62</p> <p>処遇要領…………… 64</p> <p>職業訓練…………… 66</p> <p>職業指導…………… 157</p> <p>しよく罪指導プログラム…………… 91</p> <p>職親プロジェクト…………… 69</p> <p>触法少年…………… iv, 133</p> <p>女子依存症回復支援事業…………… 230</p> <p>女子施設地域連携事業…………… 230</p> <p>初入者…………… iii, 272</p> <p>自立更生促進センター…………… 93</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

シ

<p>CFP…………… 88, 232</p> <p>G ツール (受刑者用一般リスクアセスメントツール) …………… 62</p> <p>死刑…………… 43, 46, 73, 307</p> <p>私事性的画像被害防止法…………… v, 223</p> <p>施設送致申請…………… 167</p> <p>持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 …………… 100</p> <p>(刑の) 執行猶予の (言渡しの) 取消し…………… 94, 271</p> <p>指定更生保護施設…………… 101</p> <p>指定暴力団…………… 199</p> <p>指導監督 (保護観察)…………… 78, 84, 92</p> <p>児童買春・児童ポルノ禁止法…………… v, 25, 214</p> <p>児童虐待…………… 9, 92, 217, 310</p> <p>児童虐待防止法…………… v, 217</p> <p>自動車運転死傷処罰法…………… v, 174</p> <p>自動車損害賠償保障制度…………… 311</p> <p>児童自立支援施設 (送致)…………… iv, 135</p> <p>児童養護施設 (送致)…………… iv, 135</p> <p>(刑事) 司法共助…………… 111</p> <p>司法面接的手法…………… 37, 343, 345, 348, 398</p> <p>社会貢献活動 (保護観察)…………… 94, 166</p> <p>社会貢献作業 (矯正処遇)…………… 66</p> <p>社会復帰支援…………… 69, 158</p>	<p>少年鑑別所…………… 134, 142</p> <p>少年鑑別所法…………… 147</p> <p>少年刑務所…………… 55</p> <p>少年法等の一部を改正する法律…………… 133</p> <p>商標法…………… 211</p> <p>処遇鑑別…………… 145, 147</p> <p>処遇指標…………… 62</p> <p>処遇調査…………… 62</p> <p>処遇要領…………… 64</p> <p>職業訓練…………… 66</p> <p>職業指導…………… 157</p> <p>しよく罪指導プログラム…………… 91</p> <p>職親プロジェクト…………… 69</p> <p>触法少年…………… iv, 133</p> <p>女子依存症回復支援事業…………… 230</p> <p>女子施設地域連携事業…………… 230</p> <p>初入者…………… iii, 272</p> <p>自立更生促進センター…………… 93</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

自立準備ホーム	102
(被害者等の) 心情等聴取・伝達制度	
.....	307, 308, 354, 356, 362
心神喪失者等医療観察制度	258
人身取引	107, 312
人身取引対策行動計画 2022	312
審判鑑別	145

ス

ストーカー (規制法)	v, 92, 217, 221, 310
-------------	----------------------

セ

生活環境の調査 (心神喪失者等医療観察法)	258
生活環境の調整 (更生保護法)	78, 82
生活環境の調整 (心神喪失者等医療観察法)	259
生活行動指針	84
精神障害	92, 256
精神保健観察	260
性的姿態撮影等処罰法	v, 18, 35
成年社会参画指導	156
性犯罪再犯防止指導	67
性犯罪再犯防止プログラム	89, 166
性犯罪被害	299
性非行防止指導	156
税法違反	207
性暴力	30
世界保護観察会議	113
世界保護司会議	113
窃盗	12, 28
窃盗事犯者指導ワークブック	93, 232
全部執行猶予者の保護観察率	84, 197
専門的援助	78, 94
専門的処遇プログラム	89, 165

ソ

捜査共助	106, 111
相談・支援 (更生保護における被害者の関与)	
.....	307, 363
組織的犯罪処罰法	v, 107, 198, 311
即決裁判手続	43, 51
損害賠償命令制度	306

タ

退去強制	245
------	-----

第二次再犯防止推進計画	225, 264
代表者聴取	37, 343, 345, 348, 398
大麻草栽培規制法	v
大麻取締法	ii, 9, 126, 188, 268, 288
談合	209

チ

地域援助 (更生保護に関する地域援助)	98
地域援助 (非行及び犯罪の防止に関する援助)	
.....	148
地域生活定着支援センター	70, 82, 97
地方更生保護委員会	78, 79, 307
中央更生保護審査会	78
中間処遇	93
懲役	i, 35, 61
調査センター	62
著作権法	211

ツ

通院等指示 (保護観察)	92
通告 (保護観察)	167

テ

テロ	107, 108, 301
----	---------------

ト

道交違反	ii, 180
逃亡犯罪人引渡条約	110
逃亡犯罪人引渡法	110
道路交通法	127, 174, 183
篤志面接 (委員)	71, 158
特殊詐欺	9, 12, 15, 199
独占禁止法	vi, 209
特定少年	
.....	133, 134, 138, 139, 154, 161, 166, 167, 169
特定生活指導	156
特定暴力対象者	92
特定保護観察処分少年	79
特定補導	102
特別改善指導	67
特別活動指導	157
特別遵守事項	78, 84
特別処遇	101
特別調整	70, 82, 158

特別法犯	ii, 8, 23, 125, 248, 267
匿名・流動型犯罪グループ	199, 215
独立行政法人国際協力機構 (JICA)	114
取消・再処分率	282
取消率	282

二

2年以内再入率	274, 278
日本司法支援センター (法テラス)	
.....	36, 91, 304, 309
入札談合等関与行為防止法	vi, 209
入所受刑者	iii, 57, 172, 272
認知件数	iii, 3, 11, 296

ハ

廃棄物処理法	vi, 25
配偶者暴力防止法	vi, 219, 310
破産法	209
罰金	43, 48
発生率	iii, 3, 296
犯罪収益移転防止法	vi, 108
犯罪少年	iv, 118, 125, 133, 136, 253
犯罪対策閣僚会議	37, 215, 312
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律	311
(第4次) 犯罪被害者等基本計画	
.....	302, 310, 314, 351
犯罪被害者等基本法	302, 314, 351
犯罪被害者等給付金	311
犯罪被害者等支援弁護士制度	310
犯罪予防活動	104
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	311

ヒ

BBS会 (員)	103, 158
PFI	73
被害回復給付金	311
被害回復分配金	311
被害者参加 (制度)	304, 306, 309, 347
被害者支援員	37
被害者心情理解指導	67, 156
被害者等通知 (制度)	302, 307, 308, 342, 351, 358
被害者特定事項秘匿決定	305
被害者の視点を取り入れた教育	67, 156

ひき逃げ事件 (事故)	179, 312
被虐待経験	153
非行及び犯罪の防止に関する援助 (地域援助)	
.....	148
非行少年率	120
微罪処分	37

フ

風営適正化法	vi, 25
フォローアップ事業	101
福祉専門官	70, 76
福祉の支援	37, 69
付審判請求	304
婦人補導院	55, 84
不正アクセス行為	213
不正送金	212, 215
不定期刑	133, 169
不定期刑終了	94
不同意性交等	i, 9, 18, 35, 70, 219, 299
不同意わいせつ	i, 9, 18, 35, 70, 299
腐敗の防止に関する国際連合条約	109
不服申立制度 (矯正施設)	72, 74, 160
不法残留 (者)	245, 248, 312
不良行為少年	129

ホ

暴行	20
法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム	
.....	106
法制度整備支援	114
暴走族	127
法テラス (日本司法支援センター)	
.....	36, 91, 304, 309
法務省式ケースアセスメントツール (MJCA)	
.....	145
法務少年支援センター	148
訪問支援事業	102
暴力団	187, 198, 265
暴力団離脱指導	67
暴力防止指導	68, 156
暴力防止プログラム	89
保護観察	84, 135, 161, 281
保護観察所	78
保護観察処分少年	84, 161, 289
保護観察付一部執行猶予者	84, 197, 282
保護観察付全部執行猶予者	84, 197, 282

保護観察の停止	95
保護観察復帰プログラム	156
(全部・一部執行猶予者の) 保護観察率	
.....	iv, 84, 197
保護司	84, 98
保護司会	100
保護者会	158, 166
保護者参加型プログラム	158
保護処分	134, 135, 289
保釈	35, 52, 270
補導援護	84, 166

マ

マネー・ローンダリング	108
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際 連合条約	107
麻薬特例法	vi, 193

ミ

密輸入 (薬物)	191
民間協力 (者)	71, 103

ム

無期刑 (無期懲役) (無期拘禁刑)	46, 82, 93, 169
--------------------	-----------------

メ

面会要求等	18, 35
-------	--------

モ

戻し収容	167
------	-----

ヤ

薬物依存回復訓練	92, 232
薬物依存症リハビリテーション施設	92, 102, 232
薬物依存離脱指導	67
薬物再乱用防止プログラム	89, 166, 232
薬物処遇重点実施更生保護施設	101
薬物中間処遇	102
薬物犯罪 (薬物事犯)	92, 107, 126, 186, 267
薬物非行防止指導	156

ユ

UNODC (国連薬物・犯罪事務所)	
.....	27, 106, 108, 114
有前科者 (率)	265, 267, 269, 281

リ

略式手続	43
------	----

ル

類型別処遇	88, 165
-------	---------